くまもと

市政概要

2021

熊本市議会　議会局

熊本市のシンボル

◇市の木　**イ　チ　ョ　ウ**(昭和４９年１０月９日制定)

森の都宣言２周年と、市制８５周年を記念して、広く市民から募集、１万２千通を超す応募の中から決定された。

熊本城が昔から銀杏城と呼ばれ、古木もあり、また、立派なイチョウ並木もあって、市民に親しまれていることなどから選ばれた。

イチョウ科の植物で、ギンナンノキ、チチノキ、公孫樹などともいわれ、日本には古くから主に神社仏閣等で栽培されてきた。雌雄異株であることで知られ、独持な尖円錐形をつくり、夏季の豊かで涼しい木陰、秋の黄葉の美しさは格別である。街路樹として、特に好条件を備えている。

◇市の花　**肥 後 ツ バ キ**(昭和４９年１０月９日制定)

市木同様、森の都宣言２周年と、市制８５周年を記念して、広く市民から募集、１万２千通を超す応募の中から決定された。

古くから熊本独特の花として知られ、代表的な名花であるばかりでなく、最近では国際的にも知られつつあり、一般家庭でも容易に育てられることなどから選ばれた。

ツバキ科の植物で、花弁が大きく、一重咲きで平開する。色は白、ピンク、赤、錦(絞り)の４系統ある。特異な姿をもつ肥後ツバキは、古く江戸時代から細川藩の庇護を受け、愛好者によって広められ、改良を重ね、清雅枯淡の味わいのある名花といわれるようになった。

◇市の鳥　**シジュウカラ**(昭和５９年５月２２日制定)

健康都市宣言５周年と、市制９５周年を記念して、広く市民から募集、６千通を超す応募の中から決定された。

金峰山や立田山、託麻三山などの森に多く生息し、四季を通じて観察される。害虫を多く食べ、緑の森を守る益鳥として広く市民に親しまれていることなどから選ばれた。

シジュウカラ科の鳥類で、全長１４センチメートル。くちばしは小さく円錐形、くびと頭は光沢のある黒色で、ほおは白い。背面は黄緑色で、翼は灰青色を帯びる。体の下面は白く中央に一本の黒いたてすじがある。低地の森林に広く分布しているが、秋から冬にかけては市街地でも見かけることができる。

熊本市民　**愛市憲章**

ー品位ある市民の誇りのためにー

1　私たち熊本市民は、清潔で住みよい街をつくりましょう。

1　私たち熊本市民は、郷土の自然や文化財を大切にいたしましょう。

1　私たち熊本市民は、時間を正しく守りましょう。

1　私たち熊本市民は、交通道徳を重んじましょう。

1　私たち熊本市民は、互いにあたたかく交わり、旅行者を親切に迎えましょう。

（昭和35年5月11日制定）

熊本市民　**長寿社会憲章**

私たち熊本市民は、生きがいのある人生をおくれるよう、すべての人が人間として尊ばれ、敬愛され、ともに幸せな暮らしができる長寿社会を築くことをめざして、この憲章を制定します。

私たち熊本市民は、

1　生涯を通じ、心身の健康づくりに努めます。

1　家族のきずなを大切に、明るい家庭をつくります。

1　互いに敬い、思いやりあふれる地域社会をつくります。

1　知恵と経験をいかし、豊かな文化の継承と創造に努めます。

1　すべての人に、安全でやさしい街づくりに努めます。

1　自らの能力をいかし、互いに支え合いながら暮らしの安定を築きます。

1　水や緑を大切に、やすらぎに満ちたふるさとくまもとをつくります。

（平成2年8月28日制定）

熊本市民　**「こども憲章」**

私たち熊本市民は、すべてのこどもたちの幸せを願い、その自主性を尊重し、家庭と地域社会が協力して、愛情をもって育成することをめざし、この憲章を定めます。

私たち熊本市民は、

1　こどもたちが、お互いを認め合い、豊かな感性と思いやりの心をはぐくむ社会づくりに努めます。

1　こどもたちが、知性を磨き体をきたえて、心身ともにたくましく育つよう努めます。

1　こどもたちが、水と緑に恵まれた自然の中で、のびのびと創造性をつちかう環境づくりに努めます。

1　こどもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、平和を愛し、広い視野を持つ国際人に育つよう努めます。

1　こどもたちが、郷土の歴史と文化を学び、誇りを持てるふるさとづくりに努めます。

（平成6年9月3日制定）

都　市　宣　言

「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全は、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和４７年１０月２日　　熊本市議会

地下水保全都市宣言に関する決議

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和５１年３月２２日　　熊本市議会

熊本市スポーツ都市宣言に関する決議

全ての市民が生涯にわたり活力に満ちた健康的な生活を営むことは、まちづくりの基本である。

スポーツの振興は、市民生活の根幹となる心身の健康の保持に欠かせないものであるが、加えて、青少年の健全育成、生き甲斐づくり、地域との交流、自然とのふれあいといった多くの観点からも積極的に推進していく必要がある。

よって、本議会は、二十一世紀に向け三つのスローガンを掲げ、全ての熊本市民がスポーツを通して健康的でいきいきと生活できる都市を目指すことを誓い、ここに我が熊本市を「スポーツ都市」とすることを宣言する。

一　スポーツを通じて健やかなこころと体を創ろう。

一　スポーツを通じて人と自然にふれあおう。

一　スポーツを通じていきいきとしたまちを創ろう。

平成１１年８月２７日　　熊本市議会

「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議

熊本市は、熊本城に代表される歴史的文化遺産をはじめ豊かな水と緑に象徴される自然環境、そして近代都市としての多彩な魅力を有し、国内外から多くの観光客が訪れるまちである。

観光は、地域の生活や文化を個性として発信し、その魅力により人々が来訪し交流が生まれる総合的な産業であり、まちづくりや都市経営にも大きく寄与し、２１世紀を迎えた今日において重要性はこれまで以上に高まっている。

よって、本議会は、市民が誇りをもち、そして訪れる人にとって魅力ある観光都市を目指し、市民の生活や文化に基づいたまちづくりを進めるとともに、全国に誇れる城下町としての魅力を生かし、熊本らしい個性豊かな観光都市の実現を目標として、ここに我が熊本市を「観光立市くまもと」とすることを宣言する。

平成１５年９月２６日　　熊本市議会

健康都市宣言

熊本市は、緑と水に恵まれた豊かな自然と先人が築いた伝統と文化を擁し、地方における近代的な中枢都市として発展しつつある。

しかし、都市化の進展に伴い市民生活を支える基本である心身の健康を阻害する要因が増大している。

熊本市は、市民とともに明るく健康な都市をめざして諸施策を結集し、その実現につとめなければならない。

ここに、すべての市民の健康を市政の目標として、熊本市を「健康都市」とすることを宣言する。

昭和５４年１０月１日　　熊本市

平和都市宣言

熊本市は、先の大戦において、多くの尊い人命を失うとともに、市街地のほとんどを焼失するなど、大きな災禍を被った。

戦後、焦土の中から立ち上がった市民の英知とたゆまぬ努力によって、緑と水の豊かな自然環境や先人の築いた歴史と文化に支えられながら、今や九州中央の中枢都市として着実に発展を続けている。

私たち熊本市民は、戦後５０周年の大きな節目にあたり、先の大戦への深い反省に立ち、
未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を次代に引き継ぐため、
再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに「平和都市」を宣言する。

平成７年７月２７日　　熊本市

環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかなければなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成７年９月２５日　　熊本市

くまもと

市政概要

市勢	1
議会	13
政策	29
総務・財政	59
文化市民	99
健康福祉	153
環境	225
経済観光	249
農水	291
都市建設	303
消防	349
交通	365
水道	371
病院	393
教育	401
資料	431

市　　勢

1　沿　　革　　3

2　位　置　及　び　地　勢　　4

3　市　域　の　変　遷　　5

4　歴　代　市　長　　6

5　名　誉　市　民　　7

6　人　　口　　9

１　沿革（政策企画課）

何億年のむかし、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、処々に小島が散在するに過ぎなかったと想像されるが、その後数次にわたる地表上の大変動によって、次第に熊本平野が形成されるに伴い、現在の出水・健軍方面の砂礫層から湧き出る清冽な泉をめぐって、縄文人・弥生人の集落が完成されていった。

古墳時代を経て飛鳥時代に入り、大化の改新（６４５年）が行われると、託麻の三宅郡（今の出水地方）には、肥後の国府「託麻府」が設けられ、宏壮な伽藍の国分寺の建立を見たが、これらを中心とした集落が形づくられ大きくなったものが、熊本市の始まりである。

奈良朝前後の日本各地は、国力の大小によって、大・上・中・下と四等級に区別されていたが、肥後はその頃農産物産出量で九州諸国中群を抜いており、延暦１４年（７９５年）９月（平安の初期）に至って、全国中でも優位の資格を認められ「大国」に昇進した。

この期に国司として、肥後に赴任した道君首名（みちのきみのおびとな）、紀夏井、藤原保昌、清原元輔等はいまも幾多の遺跡を留めているが、とくに後撰集の選者で、清少納言の父元輔と、平安期歌人「檜垣女（ひがきめ）」との交遊の説話は有名である。

南北朝５０年間は、戦乱の日が相次ぎ、熊本地方もしばしば軍営の場に利用された。

長い戦乱のあと、天下が統一されるや、肥後全土の守護職は改めて菊池氏に委ねられ、一国政令の中心は隈部（現在の菊池市）の方に移った。

時代が下って、応仁の頃菊池の一旗出田三郎秀信は、いまの熊本城東部の丘陵に千葉城（熊本城の始め）を構えたが、次の鹿子木親員が、明応年間（１４９０年代）に、今の古城の地に居城を移し、隈本城と称した。ついで、城親冬と、佐々成政のあとを承けて天正１６年（１５８８年）加藤清正が入城するにおよんで、清正は国府の二本木方面から、寺院、商家などを移転させて、城下町の経営に着手した。また、この清正は熊本の自然にはじめて大規模な人為のツルハシを振った武将で、河川、その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えてきたのはこのころからである。日本三名城の一つとうたわれる熊本城は、この清正が慶長６年（１６０１年）から１２年（１６０７年）にかけ、７カ年の歳月を費して築城したものである。（築城年については異説もある）

細川氏時代は、寛永９年（１６３２年）細川忠利の入国によって始まり、それ以来細川氏は大政奉還の日に至るまで、２００有余年にわたって肥後熊本の政治を行った。この細川氏は、歴代名君が相次ぎ、中でも延享４年（１７４７年）藩主となった８代重賢の治世は、もっとも注目すべきものである。このとき国政揚り、教学も大いに振興した。とくに藩校「時習館」や全国にさきがけて創設された医療ないし教育機関としての「再春館」、薬草研究で有名な「蕃滋園」などは、本市が長く文教の府として全国に秀でた要因となった。また忠利のときに創建された水前寺（成趣園）は、幽斉ゆかりの古今伝授の間とともに、いまも熊本市の観光資源の一つとなっている。また、晩年を熊本で過ごした剣聖宮本武蔵の遺跡も、熊本が持つ誇りの一つである。

明治４年（１８７１年）７月に入って、廃藩置県の大詔が出されると、肥後には熊本、人吉の二県がおかれ、ついで同年１１月改めて熊本、八代の二県となった。ところが翌５年（１８７２年）６月熊本県は、ふたたび白川県と改称され、翌々６年（１８７３年）１月には八代県が廃止されて、白川県に併合されたため、肥後全域は白川県の所轄となり、熊本市には県庁が設けられた。これは明治９年（１８７６年）１月まで続いたが、同年２月さらに改めて熊本県と称せられるようになった。

このころ熊本城には鎮台がおかれ、市内には洋学校と西洋医学の熊本医学校ができて熊本市は城下町としてにぎわいを見せていたが、明治９年（１８７６年）の神風連事件、翌１０年（１８７７年）の西南の役と引き続き大きな戦禍に見まわれ、とくに西南の役では、全市街が焦土と化してしまった。

その後、明治２２年（１８８９年）４月、市制が施行されるとこれまでの「熊本区」は、「熊本市」と改められた。

明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれていた熊本市は、明治２４年（１８９１年）鉄道の開通によって熊本駅が設けられ、また、明治３０年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移されて新市街が出現するや、会社、工場、商店その他施設が続々と軒を連ね、日清、日露の戦勝の意気も加わって、明治の隆昌期を迎えた。

大正１０年（１９２１年）、周辺１１カ町村を併合して大熊本市の基礎を固め、私鉄菊池軌道、熊本軌道、御船鉄道及び国鉄宮地線の開通整備と並んで大正１３年（１９２４年）には、市電の開通があり、更に上水道施設、二十三連隊の移転等によって、いよいよ近代都市の面目を新たにすることになった。

昭和２０年（１９４５年）には空襲を受けて全市の大半は瓦礫と化したが、その後全市民の不断の努力によって、戦災、水害等各種の苦難を克服し、今日の隆盛を見ることができた。

市制施行当時は、面積５．５５ｋ㎡、人口４万２千余人を数えるにすぎなかったが、近代的都市機能の集積や合併による市域の拡大等により、面積３８９．５３ｋ㎡、人口約７３万人に至るまでに成長し、平成２３年（２０１１年）春には、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業、平成２４年（２０１２年）４月１日には、政令指定都市への移行が実現した。

平成２８年（２０１６年）、熊本地方において、４月１４日にマグニチュード６．５、最大震度７、さらに、１６日未明にはマグニチュード７．３、最大震度７の地震が発生。この震度７クラスの地震が同じ場所で２回も発生するという観測史上例を見ない事象により、熊本市とその近隣の市町村は甚大な被害を受けた。熊本市においては、各地で地盤沈下や法面崩壊等により道路、橋梁等が破損、水道、ガス、電気などのライフライン等にも被害が生じ、最大で１１万人以上が一時避難するなど、市民生活や経済活動に大きな影響をもたらした。市役所本庁舎、学校施設などの公共施設や、熊本城をはじめとする文化・観光施設も大きな損壊を受けた。

この熊本地震を受け、本市では、平成２８年（２０１６年）１０月に「熊本市震災復興計画」を策定し、熊本市第７次総合計画の前期基本計画の中核として位置づけ、市民生活の再建を最優先に復旧復興に取り組んできた。熊本地震から４年が経過した現在は、被災者の住まい再建やインフラ等の復旧は概ね順調に進んでいる。

今後も、令和２年（２０２０年）３月に改訂した熊本市第７次総合計画に基づき、被災者の方々がひとりも取り残されることがなく、一日も早く元の生活を取り戻せるよう、引き続き被災者の生活再建等の支援を最優先に、熊本城の復旧や地域経済の活性化など、震災からの復旧・復興に取り組むとともに、「上質な生活都市」の実現を目指していく。

２　位置及び地勢（政策企画課）

（１）位置

熊本市は、ほぼ九州の中央に位置している。九州の陸の大動脈ＪＲ鹿児島本線の中間点は熊本駅であり、これより豊肥本線、三角線が分岐し、門司～鹿児島を結ぶ国道３号と大分～長崎を結ぶ国道５７号は本市で交差している。さらに本市を貫通する九州縦貫自動車道も門司から鹿児島・宮崎まで全線開通しており、交通の要衝的位置にある。

また、本市は、観光面からも別府～阿蘇～熊本～天草～雲仙～長崎を結ぶ九州の国際観光ルートの中心地としても大きな役割を果たしている。

（２）地勢

熊本市は県の中央部にあって有明海に面し、坪井川、白川、緑川の３水系の下流部に形成された、いわゆる熊本平野の大部分を占めている。また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は、数多くの山岳、丘陵、大地、平野等によって四方を囲まれている。

市域の西北方は金峰山地、北部は台地、東部は遠く阿蘇山地に囲まれ、東方から西南にかけて開けている。

西北部は金峰山系の急傾斜の山が重なる一方、中心部は阿蘇火山に源を発する白川と本市北部に流れを発する坪井川・井芹川が市街を貫流して西方の有明海に注いでいる。

水源を水前寺・江津湖に発する流れは木山川と合して加勢川となり、本市の南部を流下している。これらの川は、かんがい水として南部および西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。

また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく、河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壌の送流により次第に上昇している。

３　市域の変遷（政策企画課）

明治 22. 4. 1	市制・町村制施行により、熊本市が発足	
大正 10. 6. 1	黒髪村・池田村・花園村・島崎村・横手村・古町村・本荘村・大江村・本山村・春竹村・春日町	３８９．５３ｋ㎡
14. 4. 1	出水村	
昭和 6. 6. 1	白坪村	
7. 12. 5	画図村	
11. 10. 1	健軍村	
14. 8. 1	清水村	
15. 12. 1	川尻町・力合村・日吉村	
28. 4. 1	田迎村・御幸村	
28. 7. 1	高橋村・城山村・池上村	
29. 10. 1	秋津村	
30. 4. 1	松尾村	
31. 4. 1	託麻村の一部	
32. 1. 1	龍田村・小島町	
33. 4. 1	中島村	
45. 11. 1	託麻村	
平成 3. 2. 1	北部町・河内町・飽田町・天明町	
20. 10. 6	富合町	
22. 3. 23	城南町・植木町	

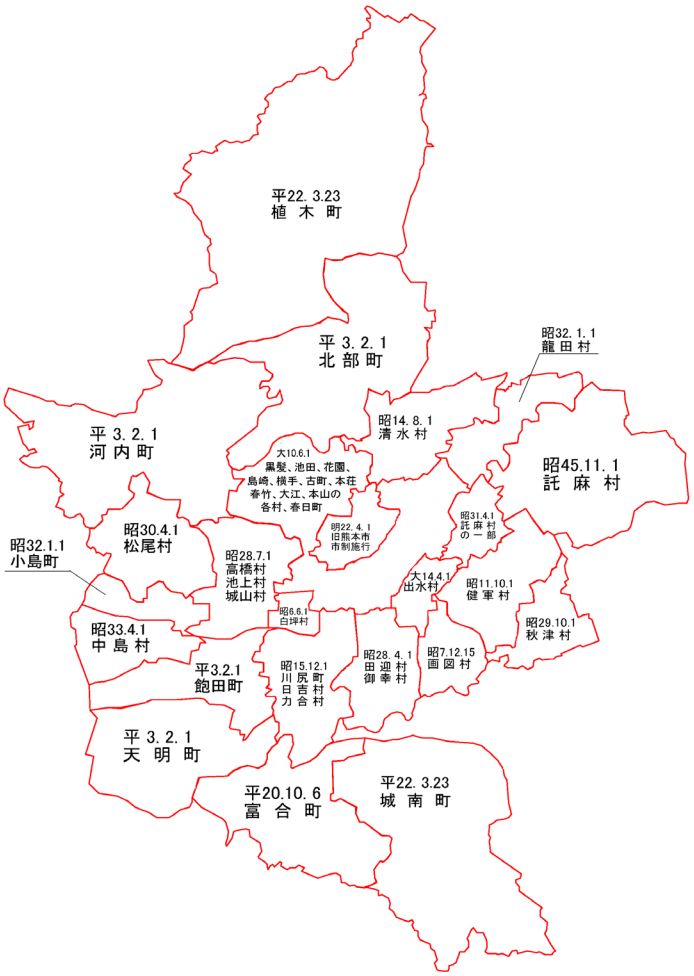

4　歴代市長（秘書課）

代	氏　　名	就任年月日	退任年月日
1	杉　村　　大　八	明22. 5. 6	明26. 7. 9
2	松　崎　　為　己	26. 9.15	30. 8. 2
3	辛　島　　格	30. 9.13	大 2. 1.20
4	山　田　　珠　一	大 2. 4. 2	3.10.10
5	依　田　　昌　兮	4. 1.14	6. 9. 3
6	佐　柳　　藤　太	6.11.20	10.11.19
7	高　橋　　守　雄	11. 1.19	14. 7.13
8	辛　島　　知　己	14. 9.14	昭 4. 7. 4
9	山　田　　珠　一	昭 5. 2. 5	9. 4.17
10	山　隈　　康	9. 5.14	17. 5.13
11	平　野　　龍　起	17. 6.25	20. 8.10
12	石　坂　　繁	20.10. 4	21. 3.11
13・14	福　田　　虎　亀	21. 6.14	23. 2. 9
15	佐　藤　　真佐男	23. 4. 7	27. 3. 7
16	林　田　　正　治	27. 3.20	31. 2.23
17・18	坂　口　　主　税	31. 3.16	38. 1. 4
19・20	石　坂　　繁	38. 2.15	45.11.26
21～24	星　子　　敏　雄	45.12.20	61.12. 6
25・26	田　尻　　靖　幹	61.12. 7	平 6.12. 6
27・28	三　角　　保　之	平 6.12. 7	14.12. 2
29～31	幸　山　　政　史	14.12. 3	26.12. 2
32・33	大　西　　一　史	26.12. 3	在　任　中

５　名誉市民（秘書課）

徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和３０年（１９５５年）顕彰）

文久３年（１８６３年）１月２５日生まれ。近世日本の先覚者、また、すぐれた思想家であった。熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その教育的影響が大であった。県近代文化功労者。勲二等瑞宝章、文化勲章を受章するが戦後辞退。

昭和３２年（１９５７年）１１月２日逝去（９４歳）

嵩橋守雄氏（昭和３０年（１９５５年）顕彰）

明治１６年（１８８３年）１月１日生まれ。第７代市長として、３大事業など（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）を完遂。熊本市の近代化、発展、繁栄に尽くし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に尽力した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和３２年（１９５７年）５月６日逝去（７４歳）

細川護立氏（昭和３５年（１９６０年）顕彰）

明治１６年（１８８３年）１０月２１日生まれ。細川家１６代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護に尽くした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲一等瑞宝章受章。

昭和４５年（１９７０年）１１月１８日逝去（８７歳）

福田令寿氏（昭和３５年（１９６０年）顕彰）

明治５年（１８７２年）１２月７日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念したほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展に尽くした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和４８年（１９７３年）８月７日逝去（１００歳）

宇野哲人氏（昭和４４年（１９６９年）顕彰）

明治８年（１８７５年）１１月１５日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和４９年（１９７４年）２月１９日逝去（９８歳）

堅山熊次（南風）氏（昭和４４年（１９６９年）顕彰）

明治２０年（１８８７年）９月１２日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、芸術の薫り高い作品を残した。その多くの作品には、肥後の郷土色がにじみ出ている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和５５年（１９８０年）１２月３０日逝去（９３歳）

後藤祐太郎（是山）氏（昭和５４年（１９７９年）顕彰）

明治１９年（１８８６年）６月８日生まれ。熊本における郷土史の研究や文化活動において多大な功績があった。俳句同人誌「東火」（昭和２年（１９２７年）「かわがらし」として創刊。昭和１７年（１９４２年）に改題。）主宰をはじめ、「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和６１年（１９８６年）６月４日逝去（９９歳）

中村破魔子（汀女）氏（昭和５４年（１９７９年）顕彰）

明治３３年（１９００年）４月１１日生まれ。現代俳人の第一人者。氏の句はこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、文化の振興に多大な貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和６３年（１９８８年）９月２０日逝去（８８歳）

安永蕗子氏（平成２１年（２００９年）顕彰）

大正９年（１９２０年）２月１９日生まれ。平成１０年（１９９８年）から長きにわたり、宮中歌会始詠進歌選者を務めた日本を代表する歌人であるとともに、書家としても顕著な功績を収める。熊本を活動の拠点に、歌誌「椎の木」を主宰するとともに、昭和３７年（１９６２年）の「魚愁」から平成１５年（２００３年）の「褐色界」まで１６にも及ぶ歌集をはじめ数多くの著作を刊行。平成３年（１９９１年）には歌壇の最高賞である迢空賞を受賞。熊本県教育委員会委員長、熊本県文化協会会長などの要職を歴任、本市の教育・文化の発展に大きく貢献した。勲四等瑞宝章受章。くまもと県民文化賞受賞。熊本県近代文化功労者。

平成２４年（２０１２年）３月１７日逝去（９２歳）

（旧城南町）

上塚周平氏（昭和５０年（１９７５年）顕彰）

明治９年（１８７６年）７月１２日生まれ。明治４１年（１９０８年）に第１回移民船「笠戸丸」の監督としてブラジルに渡り、ブラジルにおける日系社会の確固たる基盤を築いた。その功績から、「ブラジル移民の父」と呼ばれ、ブラジルのサンパウロ州には氏の名前が付けられた道路や公園、橋があるほか、遺徳を称える記念碑なども残されている。

昭和１０年（１９３５年）７月６日逝去（５８歳）

上塚司氏（昭和５２年（１９７７年）顕彰）

明治２３年（１８９０年）５月１日生まれ。大蔵大臣秘書官、大蔵政務次官、農商務大臣、商工大臣などの要職を務め、この間、アマゾン開発に全力を傾け、ブラジル移民の道を開いた。その後、日伯中央協会の理事や名誉顧問を歴任。ブラジル大統領から最高勲章を授与されるなど、日伯国交樹立等に対する功績が高く評価されている。

昭和５３年（１９７８年）１０月２２日逝去（８８歳）

林田正治氏（昭和５２年（１９７７年）顕彰）

明治２５年（１８９２年）８月３日生まれ。台湾の台南州内務部長、澎湖庁長、新竹州知事を務めた後、衆議院議員、第１６代熊本市長を経て参議院議員となり、北海道開発政務次官、地方行政委員長等を歴任。その業績は高く評価されている。

昭和５４年（１９７９年）１２月１４日逝去（８７歳）

小林久雄氏（平成元年（１９８９年）顕彰）

明治２８年（１８９５年）６月４日生まれ。熊本県医師会副会長、下益城郡医師会長などを歴任し、健康保険の普及等に尽力した後、旧城南町の初代町長に就任。若くから人類学、考古学に関心があり、生涯をかけて研究された資料は「小林コレクション」と呼ばれ、約２万点の遺物が塚原歴史民俗資料館に寄贈されており、国指定重要文化財の「台付舟形土器」など、一部は現在も展示されている。

昭和３６年（１９６１年）８月２６日逝去（６６歳）

東家嘉幸氏（平成１２年（２０００年）顕彰）

昭和２年（１９２７年）１０月１日生まれ。衆議院議員として建設政務次官や衆議院建設常任委員会委員長などの要職を歴任。平成３年（１９９１年）には国土庁長官に就任した。この間、国や熊本県、旧城南町の発展のために活躍し、数々の功績を残している。

平成１８年（２００６年）１月２６日逝去（７８歳）

（旧植木町）

境栄蔵氏（昭和５１年（１９７６年）顕彰）

明治３０年（１８９７年）１０月２０日生まれ。県議会議員を経て、旧植木町初代町長（通算４期）。旧町の産業・経済発展の礎を築いた。開田事業による農業の構造改革及び企業誘致により地域の発展に貢献した。また、西南の役田原坂を公園化し、戦跡の保存・観光振興に努めた。

昭和５３年（１９７８年）１月２日逝去（８０歳）

木村学氏（昭和５８年（１９８３年）顕彰）

明治３８年（１９０５年）１月２１日生まれ。旧植木町教育長。徹底した住民対話型の公民館活動により地域社会の近代化に貢献した。旧植木町第４代町長として住民福祉の向上に努める一方、文芸作家として生涯にわたる執筆活動、郷土史研究により、郷土の文化振興に貢献した。

平成６年（１９９４年）３月２１日逝去（８９歳）

６　人口（総務課）

（１）年次別人口及び世帯数（国勢調査結果）

年　次	世帯数	人　　口			男女比(女100人につき)	１世帯当たり人員	備　　考
		総　数	男	女			
明治22年	11,797	42,725				3.6	市制施行　4月1日現在
大正９年	13,787	70,388	36,661	33,727	108.7	5.1	（第１回国勢調査）
昭和元年	27,157	150,075	75,680	74,395	101.7	5.5	
５年	32,418	164,460	81,957	82,503	99.3	5.1	
10年	38,336	214,270	105,480	108,790	97.0	5.6	12月31日現在の現住戸数・現住人口
15年	39,813	243,574	116,838	126,736	92.2	6.1	12月31日現在の現住戸数・現住人口
20年	37,981	180,643	84,935	95,708	88.7	4.8	11月1日現在
25年	59,853	267,506	128,067	139,439	91.8	4.5	
30年	72,008	332,493	159,500	172,993	92.2	4.6	
35年	90,949	373,922	178,014	195,908	90.9	4.1	
40年	107,634	407,052	192,538	214,514	89.8	3.8	
45年	128,559	440,020	206,854	233,166	88.7	3.4	
50年	153,540	488,166	231,188	256,978	90.0	3.2	
55年	180,239	525,662	251,011	274,651	91.4	2.9	
60年	194,486	555,719	265,037	290,682	91.2	2.9	
平成２年	211,207	579,306	275,424	303,882	90.6	2.7	
７年	246,700	650,341	310,118	340,223	91.2	2.6	
12年	260,672	662,012	314,455	347,557	90.5	2.5	
17年	270,530	669,603	316,048	353,555	89.4	2.5	
22年	302,413	734,474	344,291	390,183	88.2	2.4	
27年	315,456	740,822	348,470	392,352	88.8	2.3	

（２）人口の動態

区分＼年	平28	平29	平30	令元	令2
自　然　増	△54	△227	△132	△941	△992
社　会　増	△1,326	696	△82	536	△10
計	△1,380	469	△214	△405	△1002

（注）各年1月1日から12月31日までの動態

（３）産業別１５歳以上就業者数

区分＼調査年次	平成２２年国調				区分＼調査年次	平成２７年国調			
	総数	構成比(%)	男	女		総数	構成比(%)	男	女
総数	734,474	－	344,291	390,183	総数	740,822		348,470	392,352
昼間人口	757,093	－	354,251	402,842	昼間人口	756,852		353,785	403,067
１５歳以上人口	620,785	－	286,243	334,542	１５歳以上人口	630,147		291,696	338,451
就業者総数	334,217	100	178,812	155,405	就業者総数	340,861	100	180,154	160,707
第１次産業	12,280	3.7	7,040	5,240	第１次産業	12,472	3.7	7,233	5,239
農業	11,318	3.4	6,362	4,956	農業	11,473	3.4	6565	4,908
林業	237	0.1	209	28	林業	262	0.1	211	51
漁業	725	0.2	469	256	漁業	737	0.2	457	280
第２次産業	53,403	16.0	38,906	14,497	第２次産業	55,443	16.3	40,151	15,292
鉱業、採石業、砂利採取業	33	0.0	26	7	鉱業，採石業，砂利採取業	22	0	17	5
建設業	23,924	7.2	19,821	4,103	建設業	24,184	7.1	19,743	4,441
製造業	29,446	8.8	19,059	10,387	製造業	31,237	9.2	20,391	10,846
第３次産業	251,965	75.4	124,506	127,459	第３次産業	257,637	75.6	124,789	132,848
電気・ガス・熱供給・水道業	1,424	0.4	1,225	199	電気・ガス・熱供給・水道業	1,435	0.4	1,240	195
情報通信業	6,795	2.0	4,518	2,277	情報通信業	7,239	2.1	4,922	2,317
運輸・郵便業	14,430	4.3	12,158	2,272	運輸・郵便業	12,836	3.8	10,832	2,004
卸売・小売業	63,230	18.9	31,196	32,034	卸売・小売業	57,691	16.9	28,012	29,679
金融・保険業	10,104	3.0	4,845	5,259	金融・保険業	9,840	2.9	4,715	5,125
不動産業・物品賃貸業	6,987	2.1	3,998	2,989	不動産業・物品賃貸業	7,921	2.3	4,567	3,354
学術研究、専門・技術サービス業	10,782	3.2	6,893	3,889	学術研究，専門・技術サービス業	11,533	3.4	7,249	4,284
宿泊業、飲食サービス業	21,912	6.6	8,419	13,493	宿泊業，飲食サービス業	20,610	6	8,115	12,495
生活関連サービス業、娯楽業	13,667	4.1	5,654	8,013	生活関連サービス業，娯楽業	13,179	3.9	5,321	7,858
教育、学習支援業	18,160	5.4	8,360	9,800	教育、学習支援業	18,825	5.5	8,455	10,370
医療、福祉	45,363	13.57	11,232	34,131	医療，福祉	53,806	15.8	14,015	39,791
サービス業（他に分類されないもの）	2,133	0.6	1,270	863	複合サービス事業	3,371	1	2,182	1,189
	19,511	5.8	11,195	8,316	サービス業（他に分類されないもの）	21,427	6.3	11,696	9,731
公務（他に分類されないもの）	17,467	5.2	13,543	3,924	公務（他に分類されないもの）	17,924	5.3	13,468	4,456
分類不能の産業	16,569	5.0	8,360	8,209	分類不能の産業	15,309	4.5	7,981	7,328

（注）平成22年国調はH19年日本標準産業分類、平成27年国調はH25年日本標準産業分類

（注）単位未満は4捨5入を原則としているので、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合がある。

（４）校区別人口及び世帯数

（平成27年国勢調査）

校区	人口	男	女	世帯数
総数	**740,822**	**348,470**	**392,352**	**315,456**
中央区計	**186,834**	**87,298**	**99,536**	**95,931**
壺川	9,801	4,516	5,285	4,624
碩台	7,002	3,047	3,955	4,151
白川	8,205	3,767	4,438	4,827
城東	2,897	1,258	1,639	1,733
慶徳	4,202	1,931	2,271	2,833
一新	9,779	4,284	5,495	4,979
五福	3,876	1,660	2,216	2,103
向山	10,591	5,004	5,587	5,321
黒髪	16,155	8,237	7,918	9,670
大江	11,033	5,234	5,799	6,041
本荘	3,864	1,750	2,114	2,469
春竹	15,100	6,950	8,150	7,480
出水	9,462	4,217	5,245	4,924
砂取	10,035	4,570	5,465	4,633
託麻原	18,256	9,263	8,993	9,441
帯山	14,365	6,687	7,678	6,348
白山	11,451	5,329	6,122	5,609
帯山西	8,628	4,004	4,624	3,855
出水南	12,132	5,590	6,542	4,890
東区計	**190,451**	**90,096**	**100,355**	**78,406**
画図	13,917	6,418	7,499	5,259
健軍	12,254	5,732	6,522	5,504
秋津	12,449	5,793	6,656	4,971
泉ヶ丘	6,342	2,913	3,429	2,800
若葉	5,258	2,380	2,878	2,329
尾ノ上	12,908	5,922	6,986	5,608
西原	14,233	6,802	7,431	6,612
託麻東	13,874	6,783	7,091	5,011
託麻西	16,294	7,866	8,428	6,847
託麻北	8,982	4,298	4,684	3,477
桜木	7,253	3,371	3,882	3,044
東町	8,170	4,063	4,107	3,138
月出	10,611	4,930	5,681	5,135
健軍東	4,493	2,130	2,363	1,825
託麻南	14,053	6,777	7,276	5,254
山ノ内	9,742	4,606	5,136	3,989
長嶺	12,988	6,141	6,847	5,130
桜木東	6,630	3,171	3,459	2,473
西区計	**92,859**	**43,355**	**49,504**	**38,864**
古町	3,226	1,508	1,718	1,651
春日	7,221	3,475	3,746	3,402
城西	12,288	5,547	6,741	5,093
花園	10,713	4,918	5,795	4,892
池田	13,894	6,751	7,143	6,865
白坪	11,649	5,326	6,323	5,271
高橋	444	211	233	190
池上	6,199	2,872	3,327	2,355
城山	10,871	5,047	5,824	3,835
小島	6,535	3,082	3,453	2,322
中島	3,635	1,719	1,916	1,144
芳野	1,968	903	1,065	608
河内	4,216	1,996	2,220	1,236
南区計	**128,398**	**60,275**	**68,123**	**47,430**
日吉	8,467	3,952	4,515	3,547
川尻	8,264	3,871	4,393	3,313
力合	7,904	3,660	4,244	2,897
御幸	11,602	5,330	6,272	4,012
田迎	5,429	2,526	2,903	2,168
城南	6,277	2,879	3,398	2,718
田迎南	8,010	3,848	4,162	2,971
飽田東	7,130	3,345	3,785	2,592
飽田南	2,302	1,048	1,254	689
飽田西	2,422	1,142	1,280	789
中緑	970	454	516	334
銭塘	2,144	1,016	1,128	688
奥古閑	3,059	1,435	1,624	939
川口	1,885	916	969	661
日吉東	7,156	3,426	3,730	3,055
富合	9,794	4,629	5,165	3,206
杉上	6,393	3,027	3,366	2,141
隈庄	8,661	4,081	4,580	3,038
豊田	6,456	3,078	3,378	2,234
田迎西	7,320	3,475	3,845	2,855
力合西	6,753	3,137	3,616	2,583
北区計	**142,280**	**67,446**	**74,834**	**54,825**
清水	11,467	5,249	6,218	4,911
龍田	10,747	5,207	5,540	4,231
城北	9,612	5,082	4,530	3,496
高平台	13,303	6,233	7,070	5,497
楠	6,073	2,822	3,251	2,550
麻生田	8,607	3,911	4,696	3,403
武蔵	6,562	3,074	3,488	2,652
弓削	5,490	2,663	2,827	2,248
楡木	7,301	3,360	3,941	2,949
川上	10,252	4,852	5,400	3,829
西里	7,326	3,445	3,881	2,664
北部東	10,348	4,837	5,511	3,904
植木	4,210	2,008	2,202	1,567
山本	2,069	1,001	1,068	677
田原	2,200	1,020	1,180	706
菱形	4,769	2,244	2,525	1,692
桜井	5,990	2,872	3,118	2,117
山東	4,106	1,997	2,109	1,483
吉松	3,245	1,544	1,701	1,124
田底	2,589	1,160	1,429	878
龍田西	6,014	2,865	3,149	2,247

※平成27年国勢調査の町丁別人口及び世帯数を、平成29年４月の行政区による校区ごとに熊本市総務課が独自集計したもの。

議　　会

1　議員名簿　15

2　歴代議長・副議長　16

3　議会構成　17

4　議会活性化の取組　18

5　熊本市議会災害対策会議・新型コロナウイルス感染症対策会議の設置　19

6　委員会等　20

7　各種委員　21

8　報酬等　22

9　議会活動状況　23

10　議会局　25

1　議員名簿

定　数　４８名　　現員数　４８名

会派別内訳

熊本自由民主党市議団	１５	公明党熊本市議団	8
自由民主党熊本市議団	１２	日本共産党熊本市議団	2
市民連合	8	無所属議員	3

※会派とは、政策を中心とした同一の理念を共有する２人以上の議員の集団のことである。

※無所属議員は、本市議会において会派に属していない議員のことである。

（令和３年６月９日現在）

選挙区	議席番号	氏名	会派	当選回数	選挙区	議席番号	氏名	会派	当選回数
北	議長 1	原口　亮志	熊本自由民主党市議団	4	南	25	浜田　大介	公明党熊本市議団	3
北	副議長 2	園川　良二	公明党熊本市議団	3	東	26	井本　正広	公明党熊本市議団	3
中央	3	山本　浩之	熊本自由民主党市議団	1	西	27	藤永　弘	公明党熊本市議団	3
西	4	北川　哉	無所属議員	1	北	28	田中　敦朗	熊本自由民主党市議団	4
西	5	古川　智子	自由民主党熊本市議団	1	中央	29	紫垣　正仁	熊本自由民主党市議団	4
西	6	島津　哲也	市民連合	1	北	30	小佐井　賀瑞宜	自由民主党熊本市議団	3
東	7	吉田　健一	公明党熊本市議団	1	南	31	寺本　義勝	自由民主党熊本市議団	3
北	8	伊藤　和仁	公明党熊本市議団	1	中央	32	原　亨	自由民主党熊本市議団	4
南	9	平江　透	熊本自由民主党市議団	1	中央	33	大石　浩文	自由民主党熊本市議団	5
北	10	荒川　慎太郎	自由民主党熊本市議団	1	中央	34	村上　博	市民連合	5
東	11	齊藤　博	自由民主党熊本市議団	1	中央	35	上田　芳裕	市民連合	4
北	12	田島　幸治	自由民主党熊本市議団	1	東	36	那須　円	日本共産党熊本市議団	4
東	13	日隈　忍	自由民主党熊本市議団	1	南	37	澤田　昌作	熊本自由民主党市議団	5
北	14	吉村　健治	市民連合	1	中央	38	田尻　善裕	熊本自由民主党市議団	5
東	15	山内　勝志	市民連合	1	東	39	満永　寿博	熊本自由民主党市議団	5
東	16	緒方　夕佳	無所属議員	2	南	40	田中　誠一	熊本自由民主党市議団	6
中央	17	高瀬　千鶴子	公明党熊本市議団	1	西	41	津田　征士郎	熊本自由民主党市議団	6
中央	18	三森　至加	公明党熊本市議団	2	東	43	藤山　英美	熊本自由民主党市議団	7
南	19	大嶌　澄雄	熊本自由民主党市議団	2	西	44	落水　清弘	熊本自由民主党市議団	9
東	20	光永　邦保	熊本自由民主党市議団	2	東	45	倉重　徹	自由民主党熊本市議団	5
中央	21	髙本　一臣	熊本自由民主党市議団	3	東	46	三島　良之	自由民主党熊本市議団	5
北	22	福永　洋一	市民連合	3	北	47	坂田　誠二	自由民主党熊本市議団	7
南	23	西岡　誠也	市民連合	3	南	48	白河部　貞志	無所属議員	5
東	24	田上　辰也	市民連合	3	中央	49	上野　美恵子	日本共産党熊本市議団	6

2　歴代議長・副議長

議長				副議長			
代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	有馬　源内	明治 22. 4.26	明治 24. 1.21	1	下田　一直	明治 22. 4.26	明治 24.1.21
2	興津　景章	〃 24. 1.22	〃 28. 5.13	2	下田　耕造	〃 24. 1.22	〃 31. 5.22
3	河原　惟親	〃 28. 5.14	〃 31. 5.22	3	片山　甚十郎	〃 31. 5.23	〃 32. 2. 7
4	吉永　為己	〃 31. 5.23	〃 36. 2. 5	4	林　定男	〃 32. 2. 8	〃 36. 2. 5
5	山田　珠一	〃 36. 2. 6	〃 37. 4.30	5	出田　彦太郎	〃 36. 2. 6	〃 36. 2.11
6	吉永　為己	〃 37. 5.27	大正 2. 4.30	6	園部　交雅	〃 36. 2.12	〃 36. 5.11
7	林　千八	大正 2. 5.10	〃 6. 4.30	7	板垣　正軌	〃 36. 5.12	〃 37. 2.12
8	山隈　康	〃 6. 5.15	〃 10. 9.30	8	有働　格四郎	〃 37. 2.13	〃 40.11. 4
9	迫　源次郎	〃 10.10.14	〃 14. 9.30	9	板垣　正軌	〃 40.11.14	〃 42. 1.27
10	山隈　康	〃 14.10.12	昭和 9. 5. 7	10	河田　巖	〃 42. 1.28	大正 2. 4.30
11	平野　龍起	昭和 9. 5. 8	〃 17. 6.14	11	井場　熊喜	大正 2. 5.10	〃 6. 4.30
12	佐藤　真佐男	〃 17. 7.23	〃 22. 4.29	12	峡　謙斎	〃 6. 5.15	〃 7. 3.10
13	佐藤　真佐男	〃 22. 6. 9	〃 23. 4. 7	13	藤野　乱	〃 7. 3.11	〃 10. 9.30
14	大塚　勇次郎	〃 23. 6. 5	〃 26. 4.29	14	水上　誠規	〃 10.10.14	〃 14. 9.30
15	大塚　勇次郎	〃 26. 5.15	〃 30. 4.30	15	河田　巖	〃 14.10.12	昭和 4. 9.30
16	兼坂　安次	〃 30. 5.21	〃 34. 4. 8	16	平野　龍起	昭和 4.10.12	〃 9. 5. 7
17	打出　信行	〃 34. 6.12	〃 36. 3.24	17	橋本　寿七	〃 9. 5. 8	〃 17. 5.20
18	寸坂　幸夫	〃 36. 3.24	〃 38. 4.30	18	西郷　一恵	〃 17. 6.11	〃 22. 4.29
19	阿部　次郎	〃 38. 5.18	〃 40. 3.18	19	大塚　勇次郎	〃 22. 6. 9	〃 23. 6. 5
20	井上　常八	〃 40. 3.18	〃 40.12. 7	20	加川　恒次	〃 23. 6. 5	〃 26. 4.29
21	石井　辰雄	〃 41. 7. 4	〃 42. 4.30	21	北　利民	〃 26. 5.15	〃 28. 9. 5
22	阿部　次郎	〃 42. 5.20	〃 43. 7. 3	22	上野　勉	〃 28. 9.25	〃 30. 4.30
23	坂梨　日露	〃 43. 7.13	〃 45.12. 4	23	森　光吉	〃 30. 5.21	〃 32.12.28
24	黒田　弥一郎	〃 45.12. 4	〃 46. 4.30	24	吉村　貞次	〃 34. 6.12	〃 35. 3.21
25	落水　清	〃 46. 5.20	〃 48. 6. 6	25	坂梨　日露	〃 35. 3.21	〃 37. 7. 9
26	古川　国雄	〃 48. 6. 6	〃 50. 4.30	26	吉村　貞次	〃 37. 7. 9	〃 38. 4.30
27	紫垣　正良	〃 50. 5.16	〃 52. 6. 4	27	石井　辰雄	〃 38. 5.18	〃 41. 7. 4
28	上田　堅太	〃 52. 6. 4	〃 54. 4.30	28	吉村　貞次	〃 41. 7. 4	〃 42. 4.30
29	島永　慶孝	〃 54. 5.14	〃 56.12. 8	29	佐藤　寿子	〃 42. 5.20	〃 44. 3.24
30	藤山　増美	〃 56.12. 8	〃 58. 4.30	30	古川　国雄	〃 44. 3.25	〃 44. 6.28
31	宮原　光男	〃 58. 5.18	〃 60. 9. 6	31	岩尾　恵	〃 44. 9.13	〃 46. 4.30
32	大石　文夫	〃 60. 9. 6	〃 61.12.15	32	阪本　富	〃 46. 5.20	〃 48. 6. 6
33	内田　幸吉	〃 61.12.15	〃 62. 4. 3	33	荒木　昇	〃 48. 6. 6	〃 50. 4.30
34	西村　建治	〃 62. 5.22	〃 63.12.16	34	藤山　増美	〃 50. 5.16	〃 52. 6. 4
35	村上　春生	〃 63.12.16	平成 2. 3.26	35	矢野　昭三	〃 52. 6. 4	〃 54. 4.30
36	矢野　昭三	平成 2. 3.26	〃 3. 4.30	36	上妻　重蔵	〃 54. 5.14	〃 56.12. 8
37	嶋田　幾雄	〃 3. 5.17	〃 5.12. 3	37	田尻　武男	〃 56.12. 8	〃 58. 4.30
38	中村　徳生	〃 5.12. 3	〃 7. 4.30	38	白石　正	〃 58. 5.18	〃 60. 9. 6
39	荒木　哲美	〃 7. 5.19	〃 9. 3.27	39	北口　政義	〃 60. 9. 6	〃 61.12.15
40	主海　偉佐雄	〃 9. 3.27	〃 11. 4.30	40	吉村　潔	〃 61.12.15	〃 62. 4.30
41	江藤　正行	〃 11. 5.21	〃 13. 6. 8	41	竹本　勇	〃 62. 5.22	〃 63.12.16
42	白石　正	〃 13. 6. 8	〃 14. 6.18	42	村上　裕人	〃 63.12.16	平成 2. 3.26
43	宮原　政一	〃 14. 6.18	〃 15. 4.30	43	佐藤　公平	平成 2. 3.26	〃 3. 4.30
44	落水　清弘	〃 15. 5.23	〃 16. 9. 7	44	西田　続	〃 3. 5.17	〃 5.12. 3
45	古川　泰三	〃 16. 9. 7	〃 17.12.20	45	伊形　寛治	〃 5.12. 3	〃 7. 4.30
46	税所　史熙	〃 17.12.20	〃 19. 4.30	46	宮原　正一	〃 7. 5.19	〃 9. 3.27
47	牛嶋　弘	〃 19. 5.24	〃 20.12.22	47	中沢　誠	〃 9. 3.27	〃 11. 4.30
48	竹原　孝昭	〃 20.12.22	〃 22. 3. 2	48	鈴木　昌彦	〃 11. 5.21	〃 13. 6. 8
49	坂田　誠二	〃 22. 3. 2	〃 23. 4.30	49	岡田　健士	〃 13. 6. 8	〃 14. 6.18
50	津田　征士郎	〃 23. 5.23	〃 25. 3.26	50	奥田　光弘	〃 14. 6.18	〃 15. 4.30
51	齊藤　聰	〃 25. 3.26	〃 26. 3.24	51	竹原　孝昭	〃 15. 5.23	〃 16. 9. 7
52	三島　良之	〃 26. 3.24	〃 27. 4.30	52	家入　安弘	〃 16. 9. 7	〃 17.12.20
53	満永　寿博	〃 27. 5.13	〃 28. 3.24	53	田尻　清輝	〃 17.12.20	〃 19. 4.30
54	澤田　昌作	〃 28. 3.24	〃 30. 3.26	54	磯道　文徳	〃 19. 5.24	〃 21. 3.25
55	くつき　信哉	〃 30. 3.26	〃 31. 4.30	55	田中　誠一	〃 21. 3.25	〃 23. 4.30
56	倉重　徹	令和 1. 5.15	令和 2. 6. 9	56	田尻　将博	〃 23. 5.23	〃 25. 3.26
57	紫垣　正仁	令和 2. 6. 9	令和 3. 6. 7	57	鈴木　弘	〃 25. 3.26	〃 27. 4.30
58	原口　亮志	令和 3. 6. 7	在任中	58	藤岡　照代	〃 27. 5.13	〃 29. 3.24
				59	藤山　英美	〃 29. 3.24	〃 30. 3.26
				60	田辺　正信	〃 30. 3.26	〃 31. 4.30
				61	上田　芳裕	令和 1. 5.15	令和 3. 6. 7
				62	園川　良二	令和 3. 6. 7	在任中

３　議会構成

（１）議員数

定　　数　　４８人　（平成２５年１２月２５日議決）

現　員　数　　４８人

（２）年齢別

（令和３年（2021年）４月１日現在）

会派／年齢	熊本自民	自民党	公明党	市民連合	共産党	無所属	計
25 ～ 30							0
31 ～ 40	1		1				2
41 ～ 50	3	3	2	1	1	2	12
51 ～ 60	2	3	3	3			11
61 ～ 70	4	4	2	4	1		15
71歳以上	5	2				1	8
計	15	12	8	8	2	3	48
平均年齢	61	59	54	60	53	52	58

（３）当選回数別

（令和３年（2021年）４月１日現在）

会派／回数	熊本自民	自民党	公明党	市民連合	共産党	無所属	計
1	2	5	3	3		1	14
2	2		1			1	4
3	1	2	4	3			10
4	3	1		1	1		6
5	3	3		1		1	8
6	2				1		3
7	1	1					2
8							0
9	1						1
計	15	12	8	8	2	3	48

4　議会活性化の取組

概況

熊本市議会は、明治２２年の発足以来、言論の府として二元代表制の一翼を担い、執行機関との緊密な連携及び協議を通じてその役割を果たしてきた。しかし、近年の地方分権の推進という流れや、市民ニーズのさらなる多様化により、議会の変革が、地方議会においても検討されている。

本市議会としては、地方自治の実現のために、市民の負託にこたえるべく一層の自己変革が求められていることを強く自覚し、市民を代表するものとして、時代と意識の変化に対応しながら、本市の未来を見据えた活動を行うこととしている。

そこで、本市議会は、最終意思決定機関としてだけでなく、市民と市の未来に向けて、その職責をより果たせる議会となるために、市民参加と情報公開を柱とした新たな議会の構築を目指し、様々な取組を行っている。

取組事項

項　　目	導入時期	内　　容
常任委員会としての予算決算委員会の設置	平成22年3月	これまでの予算特別委員会、決算特別委員会を改め、常任委員会として、予算決算委員会を設置した。平成24年には、議会棟2階の一画を調整し、予算決算委員会室及び付随する議運・理事会室を整備した。
政務活動費及び市議会議員の資産公開	平成24年3月	議会活性化特別委員会において、条例等の整備を行った後、議会図書室にて公開している。また、政務活動費については、令和2年8月末より市議会ホームページでも公開している。
市議会ホームページのリニューアル及び市議会フェイスブックの導入	平成24年4月	議会広報委員会において、魅力あるホームページになるよう検討し、リニューアルを行った。併せて、熊本市議会フェイスブックページを開設し、ホームページの更新情報等を公開している。
議会図書室の整備	平成24年10月	市民や一般職員に対して開放することを前提に、より利用し易いよう移転及び室内環境の整備を行った。また、図書専門の嘱託職員を雇用し、議員の政策調査に対応できる体制を整備した。
議会顧問弁護士の設置	平成26年4月	議会運営上の諸問題の処理に資するため、議会顧問弁護士を設置した。
代表質問の実施	平成27年6月	会派の主義主張、政策等に関し、会派の代表者による質問を行うため、代表質問を実施することとした。
タブレット端末の導入	平成30年4月	タブレット端末を活用した情報共有及びペーパーレス化を目的とし、全議員にタブレット端末を配布し、令和元年(2019年)6月より、本会議・委員会等での活用を開始した。
出退表示システムの導入	平成30年12月	議会棟内の5箇所に液晶モニターを設置。議員がタッチパネル方式で出退を明示。本市職員は配備されているパソコンのポータルサイトより議員の出退状況の確認が可能となった。
オンライン委員会の環境整備	令和2年12月	新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、議員が自宅等から出席できるオンライン委員会等を開催できるよう条例改正を行った。　※初開催：令和3年（2021年）5月17日　経済委員会

項　　目	導入時期	内　　容
熊本市議会クラウドシステムの導入	令和３年２月	議会運営に関する情報の共有及び情報伝達の迅速化を図るため、ＰＣやスマートフォンなどのマルチデバイス対応によるクラウドシステムを導入した。
委員会のインターネット放映	令和３年６月	開かれた議会を目指し、無料動画配信サービス（YouTube）を活用した委員会のインターネット放映を開始した。
本会議インターネット放映における手話通訳映像の表示	令和３年６月	聴覚障がい者への傍聴環境を充実させるため、現在放映している本会議の生中継及び録画の映像に手話通訳の画面表示を開始した。

５　熊本市議会災害対策会議・新型コロナウイルス感染症対策会議の設置

熊本市議会は、平成２８年熊本地震を受け、議会として、共通認識を持ち、災害時に即応できる体制の整備を図ることを目的として、熊本市議会災害対策会議を設置した。

また、令和２年の新型コロナウイルス感染症の発生を受け、熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を設置し、関連情報の収集、市長への緊急提言などを実施している。

6　委員会等

（1）常任委員会

（令和3年6月9日現在）

名称（定数）	正・副委員長	委員	所管事項
予算決算委員会 (48)	(正) 倉重　徹 (副) 上田　芳裕	正副委員長を除く全議員	予算及びこれに関連する事項 決算及びこれに関連する事項
総務委員会 (8)	(正) 田尻　善裕 (副) 山内　勝志	山本　浩之　小佐井賀瑞宜 吉田　健一　上田　芳裕 齊藤　博　藤山　英美	政策局、総務局、財政局、都市政策研究所、会計総室、消防局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、議会局の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項
教育市民委員会 (8)	(正) 田中　敦朗 (副) 日隈　忍	西岡　誠也　澤田　昌作 藤永　弘　田中　誠一 原　亨　上野美恵子	文化市民局、教育委員会の所管に属する事項
厚生委員会 (8)	(正) 浜田　大介 (副) 平江　透	古川　智子　紫垣　正仁 伊藤　和仁　那須　円 福永　洋一　三島　良之	健康福祉局、病院局の所管に属する事項
環境水道委員会 (8)	(正) 田上　辰也 (副) 田島　幸治	原口　亮志　大嶌　澄雄 島津　哲也　満永　寿博 高瀬千鶴子　倉重　徹	環境局、上下水道局の所管に属する事項
経済委員会 (8)	(正) 光永　邦保 (副) 井本　正広	荒川慎太郎　大石　浩文 吉村　健治　津田征士郎 緒方　夕佳　白河部貞志	経済観光局、農水局、農業委員会の所管に属する事項
都市整備委員会 (8)	(正) 寺本　義勝 (副) 三森　至加	園川　良二　村上　博 北川　哉　落水　清弘 髙本　一臣　坂田　誠二	都市建設局、交通局の所管に属する事項

※財政局、会計総室、監査委員、病院局、上下水道局、交通局の所管事項については、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。

（2）議会運営委員会

（令和3年3月24日現在）

名称（定数）	正・副委員長	委員
議会運営委員会 (13)	(正) 大嶌　澄雄 (副) 井本　正広	髙本　一臣　澤田　昌作 福永　洋一　田中　誠一 西岡　誠也　津田征士郎 藤永　弘　三島　良之 小佐井賀瑞宜　坂田　誠二 原　亨

（3）特別委員会

（令和3年3月24日現在）

名称（定数）	正・副委員長	委員	設置目的	設置年月日
庁舎整備に関する特別委員会 (12)	(正) 髙本　一臣 (副) 浜田　大介	北川　哉　村上　博 齊藤　博　田尻　善裕 西岡　誠也　落水　清弘 藤永　弘　倉重　徹 寺本　義勝　上野美恵子	本庁舎に求められる機能と在り方及びこれに係る諸問題に関する調査を行うこと。	令元.5.15
大都市税財政制度・都市問題等特別委員会 (12)	(正) 大石　浩文 (副) 田上　辰也	古川　智子　福永　洋一 吉田　健一　井本　正広 平江　透　小佐井賀瑞宜 荒川　慎太郎　田中　誠一 光永　邦保　藤山　英美	大都市における税財政制度及び都市問題に関する調査を行うこと。	令元.5.15

（４）協議等の場（地方自治法第１００条第１２項）

（令和３年６月９日現在）

名称（定数）	正・副委員長等	構成員	設置目的
議員全員会議 (48)		全議員	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため
予算決算委員会理事会 (10)	（正）三島　良之 （副）田上　辰也	山本　浩之　藤永　弘 山内　勝志　田中　敦朗 三森　至加　小佐井賀瑞宜 倉重　徹（予算決算委員長） 上田　芳裕（予算決算副委員長）	予算決算委員会の運営に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
議会広報委員会 (10)	（正）三森　至加 （副）山本　浩之	古川　智子　吉村　健治 島津　哲也　高瀬千鶴子 荒川慎太郎　光永　邦保 齊藤　博　田中　敦朗	議会の広報に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
議会活性化検討会 (10)	（正）藤山　英美 （副）福永　洋一	古川　智子　西岡　誠也 伊藤　和仁　浜田　大介 平江　透　小佐井賀瑞宜 荒川慎太郎　田尻　善裕	議会活性化のための諸改革に関し協議又は調整を行うため

7　各種委員

（令和3年6月25日現在）

名称	議員数	任期	委員名
監査委員	2	議員の任期中	津田征士郎　満永　寿博
都市計画審議会委員	6	議員の任期中	三森　至加　大嶌　澄雄　髙本　一臣 田上　辰也　寺本　義勝　坂田　誠二
町界町名審議会委員	5	2年	山本　浩之　北川　哉　平江　透 田島　幸治　那須　円
青少年問題協議会委員	2	議員の任期中	原　亨　白河部貞志
ホテル等建築審査会委員	2	2年	緒方　夕佳　田尻　善裕
国民健康保険運営協議会委員	3	3年	藤永　弘　紫垣　正仁　三島　良之
社会福祉審議会委員 （民生委員審査専門分科会所属）	1	3年	田中　誠一
公共交通協議会委員	7	2年	光永　邦保　西岡　誠也　田上　辰也 浜田　大介　井本　正広　大石　浩文 田尻　善裕
山鹿植木広域行政事務組合議会議員	4	議員の任期中	福永　洋一　田中　敦朗　小佐井賀瑞宜 伊藤　和仁

8　報酬等

（１）報酬及び期末手当

区　　分	現行報酬月額	適用年月日	改正前報酬月額	適用年月日	議員期末手当
議　　長	820,000 円	平 31.4.1	819,000 円	令 3.4.1	6 月　1675/1000
副 議 長	746,000 円		745,000 円		12 月　1675/1000
議　　員	676,000 円		675,000 円		（傾斜配分　20/100 加算）

（２）費用弁償

市議会議員が議会の会議又は委員会に出席したときは、議会棟から当該市議会議員の住所までの直線距離の区分に応じ費用弁償として支給するもの。

支給対象	適用年月日	直線距離の区分及び支給額
本会議 常任委員会 特別委員会 議会運営委員会	令和 3 年 4 月 1 日	5 キロメートル未満　日額　1,000 円 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満　日額　2,000 円 10 キロメートル以上　日額　3,000 円 （公用車を利用して出席したときは支給無し）
議員全員会議 予算決算委員会理事会		
議会広報委員会		
議会活性化検討会		

（３）政務活動費

市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付するもの。

交付対象	交付額及び方法	収支報告	適用年月日
議員 又は 会派	月額 200,000 円とし、一会計年度の半期ごとに交付の最初の月に当該半期に属する月数分を交付 上半期　1,200,000 円 下半期　1,200,000 円	交付を受けた議員及び経理責任者は、収支報告書を 4 月 30 日までに議長に提出 領収書等の書類の写しを、収支報告書と併せて議長に提出	平成 27 年 3 月 6 日

※　収支報告書について、第三者機関に確認業務を委託している。

９　議会活動状況

（１）本会議開催状況

（令和２年）

区分 会議	会期	本会議日数	会議時間数	傍聴人数
第1回定例会	2.20～ 3.24　(34日間)	4日	2時間25分	47人
第1回臨時会	5.21　(1日間)	1日	2時間39分	1人
第2回定例会	6.9～ 6.24　(16日間)	5日	10時間41分	107人
第3回定例会	9.4 ～9.29　(26日間)	6日	14時間22分	231人
第4回定例会	11.30～12.18　(19日間)	9日	20時間19分	126人
合計	(96日間)	25日	50時間26分	512人

（２）本会議審議状況

（令和２年）

	市長提出議案									議員提出議案						その他							
	条例	予算	決算	契約締結	財産取得処分	専決処分	公務員任命	その他	計	条例	会議規則	意見書	決議	懲罰	計	動議	請求	諮問	請願	質問	選挙	調査	議員派遣
1　定　例	34	35		6			2	50	127	2		5			7						2		
1　臨　時	4	3				4	1		12														
2　定　例	5	7		5			2	33	52		1	6			7		5	9		5	3		
3　定　例	6	7	6	2	2	1	2	29	55			11			11					8			1
4　定　例	13	9		3	1			92	118	3	1	3			7			8	1	11			
計	62	61	6	16	3	5	7	204	364	5	2	25			32		5	17	1	24	5		1
可　決	62	61		16	3			204	346	5	2	17			24								1
可決及び認定			3						3														
修正可決																							
否　決												8			8								
承　認						5			5														
同　意							7		7														
同意しない																							
認　定			3						3														
異議がない																		17					
採　択																							
不採択																			1				
継続審査																							
審議未了																							
撤　回																							
了　承																							
許　可																	5						
議決不要																							
計	62	61	6	16	3	5	7	204	364	5	2	25	0	0	32	0	5	17	1	0	0	0	1

（３）委員会審査状況

（令和２年）

区分 / 委員会別		開催回数	市長提出議案								議員提出議案		請願	陳情	計
			予算	決算	条例	契約	財産取得処分等	専決処分	その他	計	条例	その他			
予算決算		10(0)	51	6	26	4		1	2	90	1				
分科会	総務	5(0)													
	教育市民	5(0)													
	厚生	5(0)													
	環境水道	5(0)													
	経済	5(0)													
	都市整備	5(0)													
総務		4(0)			4	15	2		9	30				5	5
教育市民		6(0)			6		1		56	63			1	4	5
厚生		4(0)			9				6	15				13	13
環境水道		6(0)			2				4	6				2	2
経済		6(1)			2				3	5				2	2
都市整備		5(0)			2				121	123				1	1
議会運営委員会		20(10)												1	1
庁舎整備に関する特別委員会		5(2)												2	2
大都市税財政制度・都市問題等特別委員会		4(0)													
計		100(13)	51	6	51	19	3	1	201	332	1	0	1	30	31

※開催回数の( )内は定例会閉会中の委員会開催分（再掲）

１０　議会局

（１）事務分掌

総務課	議事課	政策調査課
①　公印の保管に関すること。 ②　文書の発受及び整理、保存に関すること。 ③　秘書及び渉外に関すること。 ④　予算及び決算に関すること。 ⑤　議員の身分、辞職及び補欠に関すること。 ⑥　議員の議員報酬、費用弁償及びその他の給与に関すること。 ⑦　議員共済会に関すること。 ⑧　職員の人事厚生及び服務に関すること。 ⑨　職員の給与等及び旅費に関すること。 ⑩　儀式及び交際に関すること。 ⑪　議長会及び局長会等に関すること。 ⑫　議会関係規程（総務課の所管に属するものに限る。）の制定及び改廃に関すること。 ⑬　議場その他議会関係各室の管理に関すること。 ⑭　物品の出納、保管に関すること。 ⑮　乗用自動車に関すること。 ⑯　他の課の所管に属しないこと。	①　本会議に関すること。 ②　議案その他会議に関する文書に関すること。 ③　請願書及び陳情書に関すること。 ④　委員会に関すること。 ⑤　公聴会に関すること。 ⑥　会議録の編集に関すること。 ⑦　議会関係規程（議事課の所管に属するものに限る。）の制定及び改廃に関すること。 ⑧　前各号に掲げるもののほか、議事運営に関すること。	①　政務活動に関すること。 ②　議会広報に関すること。 ③　行政調査に関すること。 ④　資料の収集整理及び保管に関すること。 ⑤　図書室に関すること。 ⑥　議会関係規程の制定及び改廃に関すること。

（２）組織図（令和３年４月１日現在）

定　数　２８人

現員数　２８人

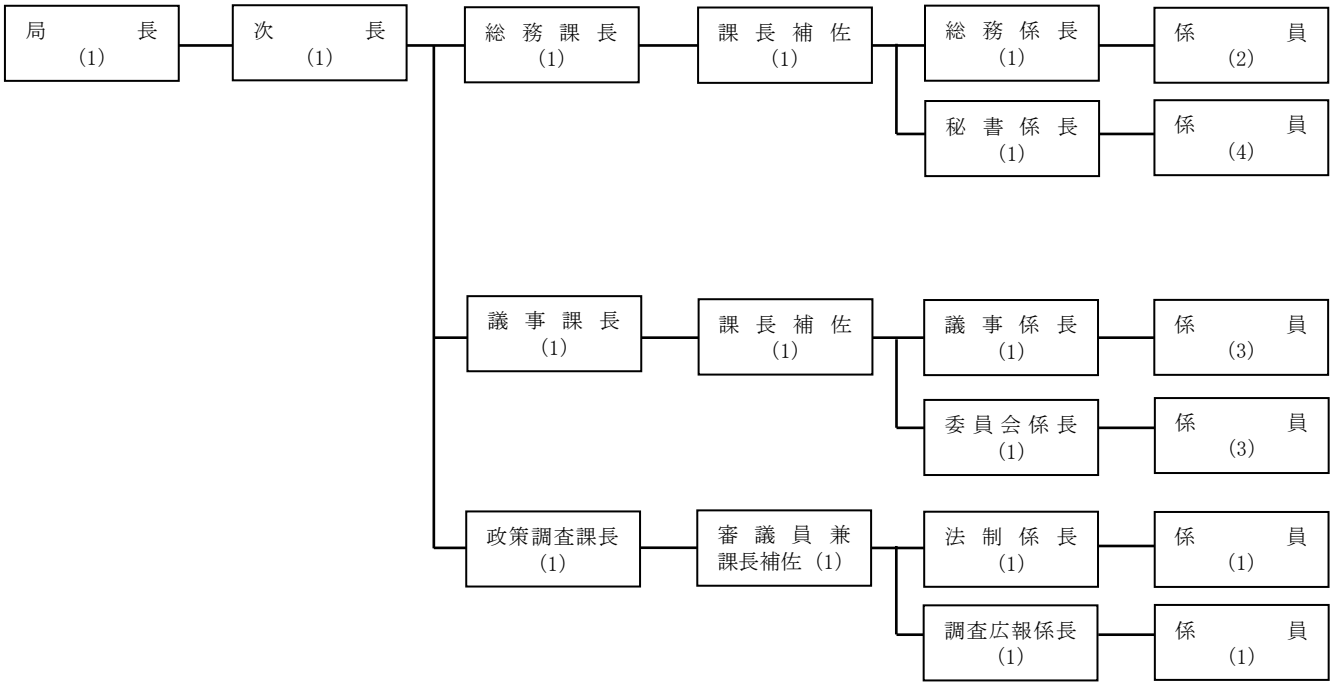

（３）議会刊行物等

区分 刊行物	発行回数	１回当たり 発行部数(部)	規格	印刷方法	配　布　先
市　政　概　要	年１回	50	A4	ｵﾝﾃﾞﾏﾝﾄﾞ	図書館、まちづくりセンター等 ※議員、執行部にはデータ配信
本会議会議録	定例会ごと (臨時会含)	25	A4	ｵﾝﾃﾞﾏﾝﾄﾞ	会派、執行部、関係機関
委員会会議録	定例会ごと	25	A4	ｵﾝﾃﾞﾏﾝﾄﾞ	会派、執行部、関係機関
特別委員会会議録	議員任期	25	A4	PTO	会派、執行部、関係機関
市議会だより	年４回	327,000	ﾀﾌﾞﾛｲﾄﾞ版	ｵﾌｾｯﾄ 印刷	市内全世帯、市の主要施設
市議会だより （点字・音声版）	年４回	点字　91 音声 106	―	―	申出による希望者

（４）議会図書室

ア　図書蔵書数

（令和３年４月１日現在）

分類	蔵書数（冊）	分類	蔵書数（冊）
0　総　　記	154	6　産　　業	523
1　哲　　学	162	7　芸　術・スポーツ	145
2　歴　史・地　理	668	8　言　　語	135
3　社　会　科　学	3,822	9　文　　学	169
4　自　然　科　学	238	議　会　資　料	1,951
5　技　　術	448	行　政　資　料	679
合計			9,094

イ　雑誌

月刊ガバナンス、くまもと経済、市政、自治研究、自治体法務研究、日経グローカル、毎日フォーラム
レファレンス、外国の立法　立法情報・翻訳・解説、Ｄ－file、時の法令、法律のひろば、自治実務セミナー
国立国会図書館月報、皇室、ＭＡＭＯＲ

ウ　新聞

朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、熊本日日新聞、西日本新聞、日本経済新聞

エ　図書室利用者数

（単位：人）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
1,769	2,079	2,185	1,879	1,451

（５）視察来訪状況

年別	来訪件数	来訪人員
令和２年	39	361
令和元年	109	937
平成 30 年	211	1,880
平成 29 年	213	1,948
平成 28 年	153	1,316

議場見取図

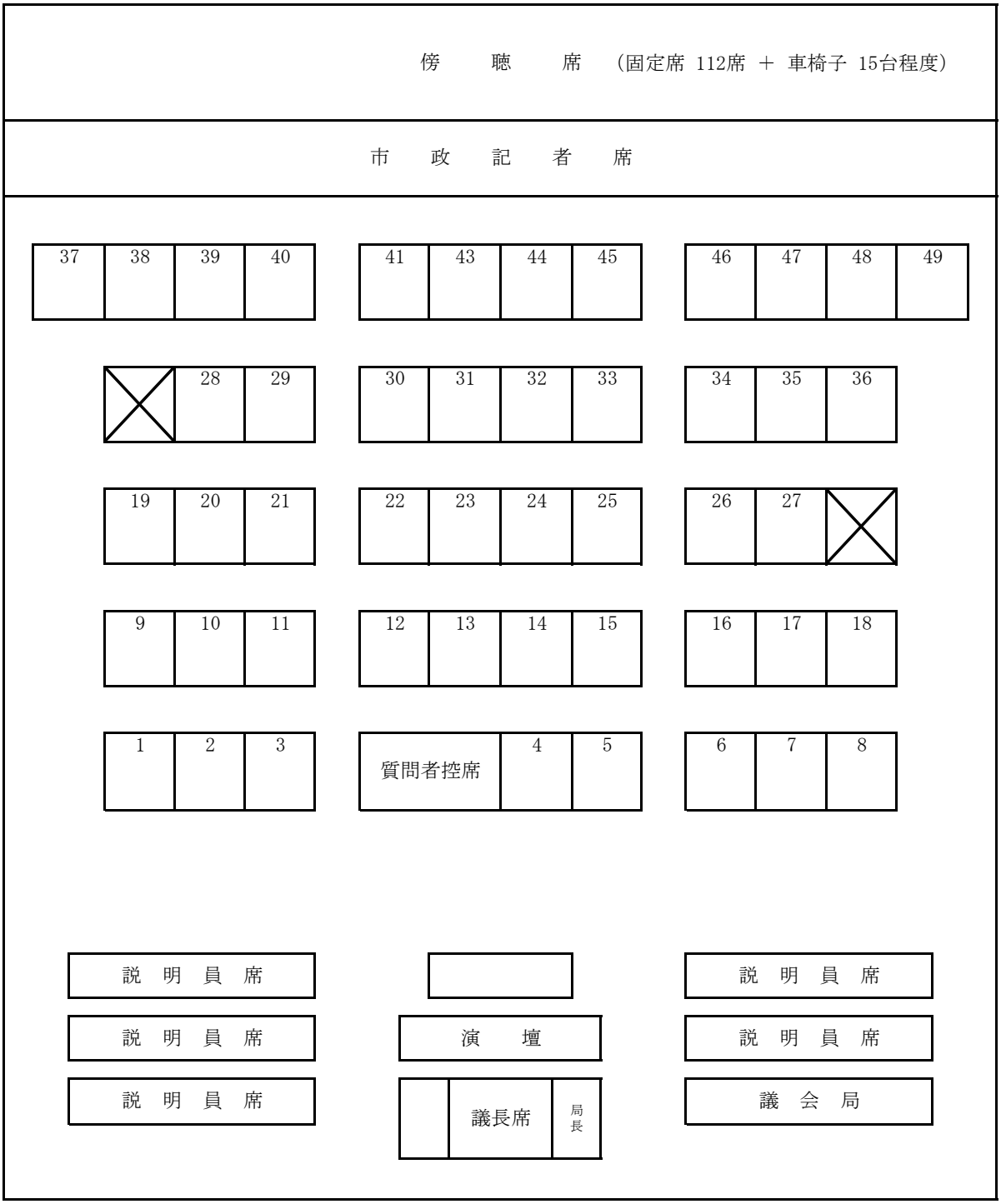
傍　聴　席　(固定席 112席 ＋ 車椅子 15台程度)
市　政　記　者　席
37 38 39 40
41 43 44 45
46 47 48 49
28 29
30 31 32 33
34 35 36
19 20 21
22 23 24 25
26 27
9 10 11
12 13 14 15
16 17 18
1 2 3
質問者控席 4 5
6 7 8
説　明　員　席
説　明　員　席
説　明　員　席
説　明　員　席
説　明　員　席
説　明　員　席
演　壇
議長席
局長
議　会　局

政　　策

1　総合計画　31

2　連携中枢都市圏構想　37

3　国際戦略　41

4　海外都市との交流・多文化共生　42

5　国内交流　48

6　広聴　49

7　広報　52

8　危機管理防災　54

9　都市政策研究所　56

１　総合計画（政策企画課）

総合計画とは、都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向、基本方針、主な施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、行政各分野の計画・事業の基本となるとともに、まちづくりに関わる市民や団体にとっての指針となるものである。

本市では、平成２８年（２０１６年）３月に第７次総合計画を策定し、市の将来像やまちづくりの理念を明らかにし、それを実現するための基本方向を示す「基本構想」、基本構想を受けて各分野の基本方針や目標、施策の体系を示す「基本計画」、基本計画に基づく具体的な事務事業の実施プログラムであり、事業のスケジュール、事業手法などを示す「実施計画」の３つで構成している。

なお、令和２年（２０２０年）３月には、平成２８年（２０１６年）熊本地震により市民生活に甚大な影響を受けていることや、新たな時代潮流や社会変化への対応を図る観点等から、基本構想を含め全体的に見直しを行った。

（１）熊本市第７次総合計画基本構想

本市は、平成２４年（２０１２年）４月１日に政令指定都市に移行し、拡大された権限や財源を最大限にいかして、本市の魅力を国内外へ広く発信し、地場産業の振興や企業誘致、雇用の創出などにつなげている。また、区役所を中心として安全・安心な自主自立の地域づくりなどに積極的に取り組んでいる。

そのような中、平成２８年（２０１６年）４月１４日及び１６日に「平成２８年（２０１６年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）が発生し、市民の尊い生命や財産をはじめ市民生活に甚大な被害をもたらした。以来、第７次総合計画の前期基本計画の中核として位置付けた「熊本市震災復興計画」に基づき、一日も早い市民生活の再建を最優先に復旧復興に取り組んでいる。

この計画は、政令指定都市として９年目を迎える本市が、熊本地震からの復旧復興を成し遂げ、そしてその先の将来に向け、さらに大きく飛躍していくため、市民と行政が、それぞれの役割と責任を担い、地域に根ざした課題を解決しながら、新しい魅力と活力に満ちた熊本づくりに取り組む、そのための基本指針として策定するものである。（以下、基本構想の原文を一部抜粋して掲載）

ア　まちづくりの基本理念

まちづくりの原点は、「地域」、そして、そこに暮らす「市民」です。

本市は、歴史や自然に恵まれ、古くから九州の中核をなす拠点都市として発展しており、豊かな自然環境と都市の利便性とが調和した、大変暮らしやすい都市です。

この伝統あるまちを先人たちから受け継いだ私たちは、まちの魅力をさらに磨き上げ、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

特に、「心の豊かさ」を重視する今の時代にあっては、家族や地域とのつながりが強いほど生活の満足度が高くなる傾向があります。熊本地震においては、人と人との絆や助け合いといった地域コミュニティの重要性が再認識されました。そこで、外国人を含めた多様な市民が豊かな生活を送るためには、生活の基盤となる地域において地域主体のまちづくりを進め、コミュニティを維持し、安心して暮らせる住みやすい地域を築くことが必要です。

そのために、市民は、今以上に地域に目を向け、自らが主体となって、地域の中でつながり、互いに支え合い、楽しみながら地域が有する資源や特色をいかした自主自立のまちづくりに取り組みます。

そして、行政は、積極的に、市民の中に飛び込んで、地域の課題や市民の意見、要望などを的確に把握し、市民とともに解決を図っていきます。

このように、まちづくりの主役である市民と行政がそれぞれ果たすべき責任や役割を分担し、互いに補完し、連携しながら、自信と誇りを持って次の世代に引き継げるようなまちづくりに取り組んでいきます。

イ　めざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれ、災害に強くだれもが安心して暮らせるまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」を、私たちはめざします。

ウ　熊本地震からの復旧復興

めざすまちの姿を実現するため、市民力・地域力・行政力を結集し、熊本地震からの復旧復興に最優先に取り組みます。

①被災者の生活再建に向けたトータルケアを継続します。

住宅が被災し慣れない地域での生活を余儀なくされた方々が、孤立することなく、健やかで生きがいを持って暮らし続けられるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を継続する必要があります。また、宅地液状化被害については、再度災害防止の公共工事を進めていますが、工事完了までに時間を要しています。

そこで、引き続き被災者の生活・住まい再建を最優先に、再建に課題を抱えた世帯に対する支援や被災宅地の復旧を進めていくとともに、再建後においても、生活困窮者への支援や切れ目のない健康支援、孤立化を防止するためのコミュニティ形成支援、心のケアなどに取り組みます。

②防災・減災のまちづくりに不断に取り組みます。

熊本地震の教訓を踏まえ、道路、橋梁、河川、上下水道などのインフラの強靭化はもとより、校区防災連絡会や自主防災クラブの設立促進による地域防災力の強化や、高齢者や障がい者、外国人などの視点にたった指定避難所などの生活環境の向上に取り組む必要があります。

そこで、インフラの耐震化や多重化、福祉避難所の拡充や地域防災リーダーの育成など、ハード、ソフト両面から市民・地域・行政の災害対応力の更なる向上に取り組みます。

③熊本地震の記録と記憶を伝承し、国内外に発信します。

平成３０年（２０１８年）３月には、「平成２８年熊本地震　熊本市震災記録誌」の発刊、平成３０年（２０１８年）４月からは「熊本市防災教育副読本」を活用した防災教育などに取り組んできましたが、熊本地震の記憶の風化を防ぎ、防災意識を高めていくためには、次世代へ経験や教訓を伝承していくことが必要です。

そこで、震災の教訓などをいかした防災教育や、永く後世に語り継ぐための取組を推進するとともに、災害時には被災地支援に率先して取り組むなど、防災・減災の知見を国内外へ発信します。

エ　まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民とともに次の項目に優先的に取り組みます。

①安心して暮らせるまちづくり

（ア）だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

少子化の時代にあって、都市の活力を持続的に維持し、活性化していくため、未来を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て環境や、子どもたちが自分の人生を描き切り拓いていく、社会を生き抜く力を育む教育環境、生活環境の整備を進めます。

そこで、妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援や、地域の実情に応じた保育サービスの充実、仕事と子育ての両立の支援、さらには、小中学校等における教育環境や教育の質の向上や多様な学習機会の充実など、社会全体で子どもたちの健やかな成長を支援します。

（イ）「おたがいさま」で支え合う地域コミュニティを形成します。

人生１００年時代を見据え、だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域コミュニティを維持します。そして、多様な世代が地域の中で一緒に暮らし、地域活動や子育て支援にも参画し、健康で生きがいをもって暮らすことができる「健康で暮らしやすい生活都市」をつくります。

そこで、校区単位の健康まちづくりなどによる健康寿命の延伸に取り組むとともに、高齢者の社会参画や校区自治協議会を中心とした地域活動に対する支援の充実、見守りが必要な子どもや高齢者のための地域包括ケアシステムの深化・推進など、地域住民がお互いに支え合う絆づくりに取り組みます。

②ずっと住みたいまちづくり

（ア）だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

本市は、利便性の高い公共交通沿線に人口の約半数が住み、商業施設や医療機関などの都市機能が充実した、暮らしやすい都市です。一方で、市内中心部における自動車の平均速度が三大都市圏を除く政令指定都市の中で最も遅いなど、交通渋滞が深刻化しています。

超高齢社会や本格的な人口減少社会を迎える中で、九州の中枢中核都市としての都市機能の維持と、市民生活の利便性を確保するため、道路網の整備と公共交通網の再構築に取り組みます。

そこで、公共交通と自動車交通の最適な組み合わせにより、あらゆる人にわかりやすく利便性の高い交通体系に再編するとともに、高度な都市機能が立地した中心市街地と日常生活に必要なサービスが整う地域拠点を利便性の高い公共交通などで結ぶ多核連携都市の形成を促進していきます。

（イ）雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。

本市においては、１０代から３０代の若者が、学びの場や働く場を求めて市外に転出する例が多くなっています。大学や就職で市外に転出した若者や子育て世代、第２の人生を歩む世代などを本市に呼び込み、多くの人に本市に住み続けてもらうため、安心して働ける場づくりを進めるとともに、所得の向上を目指します。

そこで、企業誘致の推進や産業人材の育成を図るとともに、成長産業や農水産業の振興、経営支援や創業支援、中小企業支援、商業・サービス業の活性化など地場産業を振興し、雇用の場の拡大に取り組みます。

③訪れてみたいまちづくり

（ア）伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

九州中央に位置する拠点性をいかしながら、交流人口の増加を図るため、地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、中心市街地のにぎわいづくりや熊本城の着実な復旧とその過程の戦略的な公開など、歴史・文化をいかしたまちづくりにより都市全体の魅力を向上させ、その魅力を積極的に発信します。

そこで、熊本城ホールなどを活用したＭＩＣＥ誘致や熊本駅前の再整備などにより、中心市街地の求心力を高めます。また、熊本城と水前寺成趣園を「国際観光重点地域」として受入環境を整備するとともに、本市の歴史や伝統文化を継承・発展させ、芸術・文化・スポーツなどのエンターテインメント機能を充実することによって、国内外からの観光客をはじめ、多くの人が集う九州中央の交流とにぎわいの拠点づくりに取り組みます。

（イ）人と自然が共生する恵み豊かで持続可能なまち熊本を発信します。

人口５０万人以上の都市で水道水源を１００％地下水で賄っている都市は、日本で唯一、本市だけであり、世界的に見ても稀少です。また、本市は、明治の文豪夏目漱石が「森の都」と称した緑豊かな都市であり、この恵まれた自然のもと、安全でおいしい農水産物が生産されており、これらの自然環境や資源を将来にわたって大切に保全していきます。

そこで、豊かな自然の恵みあふれる「地下水都市・熊本」、「森の都」をストーリー性をもって整備するとともに、日本一の園芸産地を目指してＩＣＴやＡＩ技術を活用したスマート農業を推進し、熊本の豊かな農水産物を広く発信していきます。

オ　分野別施策の基本方針

めざすまちの姿の実現に向け、次に掲げる基本方針に基づき、それぞれの分野で、めざすまちの姿の実現に向けた施策を推進するとともに、相互に連携しながら分野横断的に取り組みます。

① 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現
② 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進
③ 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実
④ 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興
⑤ 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応
⑥ 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信
⑦ 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興
⑧ 安全で利便性が高い都市基盤の充実

（２）熊本市第７次総合計画基本計画

（以下、基本計画の原文を一部抜粋して掲載）

ア　計画の意義と役割

この基本計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿

> 豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれ、災害に強くだれもが安心して暮らせるまち。
>
> そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。
>
> そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」。

を実現するための具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に進めていくためのものです。

めざすまちの姿を実現するために、市民（地域団体、民間事業者、ＮＰＯなどを含む。）と行政が、それぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりに取り組んでいきます。

イ　計画の期間と対象

◆計画期間

本計画は、令和５年度（２０２３年度）を目標年次とし、中間年にあたる令和元年度（２０１９年度）に全体的に見直しました。

◆対象区域

現行（平成２８年４月１日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図ります。

◆実施主体

本計画は、市が主な実施主体となるほか、市民（地域団体、民間事業者、ＮＰＯなどを含む。）と行政が相互に連携しながら実施していきます。

ウ　区における自主自立のまちづくり

熊本地震では、災害発生時や復旧期における行政による支援「公助」の 限界が明らかになる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに支え助け合う「自助」・「共助」の重要性が再認識されました。これらの「自助」・「共助」を強化するためには、市民主体の自主自立のまちづくりを支える各区の取組を実効性のあるものにすることが必要です。

そこで、まちづくりセンターに配置した地域担当職員が地域と行政の架け橋となり、区役所が地域の実情や多種多様な市民ニーズを的確に把握することにより、市の施策に反映させていくとともに、区役所と本庁の連携を強化し、区の特性をいかした自主自立のまちづくりを推進します。

エ　熊本地震からの復旧復興

めざすまちの姿を実現するため、市民力・地域力・行政力を結集し、熊本地震からの復旧復興に最優先に取り組みます。

①被災者の生活再建に向けたトータルケア

被災者が安心して自立的な暮らしを送ることができるよう生活再建に向けた総合的な支援に取り組みます。

（ア）切れ目のない生活再建・健康支援

（イ）宅地復旧及び耐震化支援

（ウ）心のケア

②防災・減災のまちづくり

熊本地震の経験と教訓をいかし、ハード・ソフト両面から市民・地域・行政の災害対応力の更なる向上に取り組み、災害に強いまちづくりを推進します。

（ア）災害に強い都市基盤の形成

（イ）市民・地域・行政の災害対応力の強化

（ウ）避難環境の強化

③熊本地震の記録と記憶の伝承

熊本地震の記憶の風化を防ぎ、次世代へ経験と教訓を伝承するとともに、防災・減災に関する知見を広く国内外へ発信します。

（ア）防災教育の推進

（イ）震災に関する記録の保存と活用

（ウ）国内外への発信

オ　まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民とともに次の項目に優先的に取り組みます。

①安心して暮らせるまちづくり

（ア）だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

〇安心して子育てができる少子化対策の推進

〇子どもたちがいきいきと育つ環境整備

（イ）「おたがいさま」で支えあう地域コミュニティを形成します。

〇多様な世代が生きがいをもって豊かに暮らせる自主自立のまちづくり

〇健康で暮らしやすい生活都市づくり

②ずっと住みたいまちづくり

（ア）だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

〇地域拠点に都市機能が集積した都市づくり

〇交通利便性が高い都市づくり

（イ）雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。

〇地域経済の振興

〇安定した雇用の創出

③訪れてみたいまちづくり

（ア）伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

〇歴史や伝統文化の継承・発展と観光の振興など熊本の魅力の創造・発信

〇国内外から多くの人が集う交流とにぎわいづくり

（イ）人と自然が共生する恵み豊かで持続可能なまち熊本を発信します。

〇世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくり

〇安全で良質な農水産物の魅力発信

カ　分野別施策

第１章　互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現

第２章　安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進

第３章　生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実

第４章　豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興

第５章　誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応

第６章　経済の発展と熊本の魅力の創造・発信

第７章　豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興

第８章　安全で利便性が高い都市基盤の充実

キ　危機管理

①都市基盤や防災拠点施設の強靭化

②危機管理の段階に応じた対応

③自助・共助・公助の役割分担による防災力の向上

ク　総合計画を推進するために

① 参画と協働の推進

② 開かれた市政運営と行政サービスの質の向上

③ マネジメント機能の強化

④ 市民に信頼される職員の育成

⑤ 持続可能な市政運営の実現

⑥ 市域を越えた広域的連携の強化

⑦ 国際社会に対応した取組の推進

⑧ 持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を踏まえた市政運営

２　連携中枢都市圏構想（政策企画課）

人口減少･少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけるよう圏域の中心的役割を担う連携中枢都市である本市が近隣市町村と連携して、「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能の向上」の３つの取組を実施する。これらの取組を通して、人々が集まる魅力的な圏域を形成する「連携中枢都市圏構想」を計画的に推進するため、本市は平成２８年（２０１６年）３月３０日に熊本連携中枢都市圏の１６市町村と連携協約を締結し、同年４月から取組を開始した。さらに、平成３１年（２０１９年）３月には菊池市とも連携協約を締結した。

取組開始直後に熊本地震が発生し、一部の事業実施に支障が生じたものの、令和３年４月時点で６６の連携事業に取り組んでおり、圏域住民による図書館の相互利用や、病児・病後児保育施設の広域利用といった、各市町村の行政サービスの相互利用等を進めている。

また、令和２年（２０２０年）１月には熊本連携中枢都市圏で２０５０年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを表明し、令和３年（２０２１年）３月には「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を共同策定した。

＜熊本連携中枢都市圏の構成市町村＞

熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町（６市１０町２村）

（１）圏域全体の経済成長のけん引

熊本県に所在する約７万２千の事業所のうち、圏域には約４万４千の事業所が所在している。中でも熊本市には、圏域の事業所の約６割が集中し、近隣市町村から約５万３千人が通勤している一方、近隣市町村には、熊本市から約４万人が通勤しており、圏域全体で一つの経済圏が形成されている。

連携中枢都市である熊本市は、圏域全体の経済成長をけん引する役割を担っており、主として熊本市が実施する事業について、近隣市町村と連携しながら、その効果が圏域全体に及ぶよう効果的に展開していく。

ア　リーディング産業の育成

圏域には、熊本大学をはじめ多くの高等教育機関が集積しているほか、起業や新製品開発のための支援機関も多く存在する。産学金官民の連携を強化し、圏域の産業の特性も踏まえつつ、熊本発の新技術や高付加価値商品の創出を下支えすることにより、圏域企業の技術力と経営力を向上させ経営基盤の安定化を図るとともに、新事業への進出を支援しリーディング産業の育成を図っていく。

イ　６次産業化及び農商工連携の推進

圏域は豊かな農水産物や地域資源に恵まれており､それらを活かした多様な産業が結び付きながら盛んに展開されている。その特性を更に磨き、農水産物のブランド化・高付加価値化につなげていくため、地元農水産物を活用した加工品の開発を支援するとともに、民間の流通システムの活用や農漁業者と連携したプロモーション等により、国内外への販路拡大を推進する。

ウ　物流機能の強化

圏域は、九州中央に位置する地理的優位性を有し、東アジア市場を見据えた物流拠点として、県とも連携しながら物流機能の強化に取り組んでいく。

（２）高次の都市機能の集積・強化

圏域は、九州中央に位置する拠点地域として、都市機能の充実を図り、圏域外から人々が集まる魅力的な圏域を形成することが重要であり、主として連携中枢都市である熊本市が県や近隣市町村とも連携しながら、その取組を推進していく。

ア　高度な医療サービスの提供

熊本市には、高度医療技術を有する医療機関が数多く存在し、圏域はもとより県全体の住民の利用に供されている。その中でも特に熊本市民病院は、総合周産期母子医療センターや二次救急、感染症医療などの政策医療を担ってきた。熊本地震による病棟等の被災により一時的に機能を縮小していたが、病院が移転再建されたため、引き続き地域医療機関と連携し、小児・周産期医療などの高度急性期医療の充実に取り組んでいく。

イ　中心拠点施設の整備

九州中央に位置する地理的優位性を生かして、交流人口を増やし、熊本の拠点性を高めるためには、熊本城一帯から熊本駅周辺にかけての中心市街地の活性化は急務であり、110 万圏域人口にふさわしい魅力的な拠点施設の整備に努めていく。

ウ　人材の育成支援

圏域には高等教育機関が多数存在しており、圏域の発展や将来を担う人材の育成についてはポテンシャルの高さが期待されるところである。行政としてもこれらの高等教育機関と連携し、地域の課題を解決する中で、郷土を支えていく人材を育てるとともに、国内外からより多くのより高い資質を持った学生を惹きつけるための仕組みづくりを行っていく。

（３）圏域全体の生活関連機能サービスの向上

圏域市町村が有する生活関連機能サービスについて相互補完的に圏域住民に提供し、また、圏域の課題について共同で課題の解決を図ることにより、圏域全体の生活関連機能を向上させていく。

≪生活機能の強化に係る政策分野≫

ア　地域医療の充実

熊本中央救急医療圏における病院群輪番制による二次救急医療を実施するほか、自治体病院間の連携を図る等医療提携体制を構築することにより、圏域市町村の住民の医療における安全安心を確保する。また、高齢社会に対応するため、在宅医療の推進について圏域全体で住民の正しい理解を深め、地域包括ケアシステムの構築を図っていく。

イ　子育て支援の充実

圏域内の利用者に対する子育て支援の充実を図るため、子育て支援拠点施設（街なか子育てひろば）及び病児・病後児保育施設の広域利用を進めていく。

ウ　高齢者、障がい者等への支援

高齢者や障がい者の増加に伴い、市民後見人の養成に係る事業や福祉有償運送事業に圏域全体で取り組んでいく。また、健康ポイント事業の実施により、圏域住民の健康意識の醸成を図り、健康なまちづくりの推進を目指す。

エ　ＤＶ被害者への支援等

熊本市が実施するＤＶに関する相談窓口について近隣市町村の住民が利用できるようにする。

オ　公共施設の有効利用

公共施設の共同利用等を推進することにより、圏域住民の利便性の向上及び効率的な公共施設の整備を図っていく。

カ　文化及び学術の振興

文化事業を連携して行うことにより充実した事業展開を図り、圏域全体で文化の向上に努めるとともに、郷土の文化を発信していく。

キ　消費者の保護

消費者相談窓口の広域化を図り、圏域のどこに住んでいても消費者問題に関する相談・救済を受けることができる体制を整備していく。

ク　空家対策等都市空間に関する課題への対応

空家や老朽家屋の増加等都市空間に関する課題について、土地利用やまちづくりの観点も含めて、地域の実情に応じた解決策を検討していく。

ケ　企業誘致の促進

圏域市町村が協力して企業誘致を進め、魅力的な圏域をアピールすることにより、効果的な誘致活動を展開していく。

コ　新規就農者への支援

新規就農者が参加する実践研修の受入先農家の情報共有を共同で行うことにより、圏域全体で地域農業の担い手の育成及び確保を図っていく。

サ　観光の振興

圏域には、熊本城、阿蘇山、三角西港、世界かんがい施設遺産等の観光資源が点在しており、これらを生かした国内外からの観光客の誘致に共同で取り組んでいく。

シ　災害等への対応

災害に対する広域的な避難及び支援の体制を整備することにより、圏域住民の安全の確保及び迅速な災害復旧を図る。また、消防力の強化及び環境に対応した消防体制の整備を図るため、常備消防の広域化に取り組んでいく。

ス　環境の保全

地下水の保全や地球温暖化対策、鳥獣被害対策について、その効果を高めるため、圏域で協力して取り組んでいく。

セ　生活基盤の整備

隣接市町村においては公共下水道を相互に利用させ、効率的な整備を図っていく。

≪結びつきやネットワークの強化に係る政策分野≫

ソ　持続可能な地域公共交通網の形成

人口減少・少子高齢社会が進展する中、公共交通が地域活性化等に果たす役割が改めて重要となってくることに鑑み、将来に亘って持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、都市圏域の総合地域核である熊本市と熊本市域内及び近隣市町村等の地域拠点を結ぶ基幹公共交通の機能強化を図るとともに、各地域拠点と生活拠点を分かり易いバス路線や多様な交通手段等による形成を進めていく。

タ　ICT を活用した広域的な情報発信

圏域の魅力を一体となって発信し交流人口の増加等による地域の活性化を図るとともに、災害情報を効果的に伝達し住民の被害を食い止めるため、ICT を活用した効果的な発信体制の構築に取り組んでいく。

チ　広域的道路網の構築

広域的な道路交通網を整備することにより、圏域外からの交通アクセスの向上及びそれに伴う交流人口の増加並びに圏域内における市街地等への円滑なアクセスを図るため、圏域市町村が協力し、国に対して広域的道路網の整備を要請していく。

ツ　地産地消の推進

圏域産の消費拡大及び食の安全安心を確保するため、消費者と生産者との距離を無くし「顔の見える」関係づくりを進めることにより相互の信頼関係を構築し、消費者の理解促進を図っていく。また、様々な機会を捉えて地産地消を推進していく。

テ　都市と農村の交流の促進

農村地域の活性化を目指し、農作業体験や自然体験型の交流事業等を圏内で連携して推進することにより、圏域住民と農村地域との交流を図っていく。

ト　移住・定住の促進

人口減少が進む中、大都市圏からの人口流入を促進させるため、雇用のミスマッチの防止等雇用の拡大に向けて取り組んでいく。

≪圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野≫

ナ　職員の育成

圏域全体を見渡せる客観的で幅広い視野を持ち、熊本市及び近隣市町村が抱える行政課題に対応できる人材を育成するため、人事交流等や共同研修を行っていく。

ニ　機関等の共同設置

行政運営の効率化を図るため、事務処理を共同で行う体制を整備していく。

３　国際戦略（国際課）

グローバリゼーションの進展等による環境の変化への迅速・適切な対応の必要性などから、交流人口の増加や貿易、投資等の促進につなげる「海外展開」とその土台となる多様性や創造性を育む「地域の国際化」を戦略的に進めるための基本指針として「熊本市国際戦略」を策定（平成３０年（２０１８年）３月）。

（１）ターゲット地域

交流・連携のメリットが見込まれる場合は、東アジア諸国はもとより、欧州、北米、オセアニアをはじめ、全世界の都市・地域と、交流・連携の可能性を探る。

特に、海外からのインバウンド増に向けては、新たな観光客層の開拓に努め、従来の東アジアに加えて、欧米豪からの誘客を図る。

（２）目指す国際都市の姿

「世界に認められる『上質な生活都市』」

（３）施策展開

ア　基本施策

○戦略的な海外展開の推進

①シティセールスと観光戦略の展開②海外とのビジネスの促進③まちの魅力向上に向けた国際連携の推進

○地域国際化の推進

④多文化共生社会の推進⑤グローバルな人材の育成と集積・活用

イ　リーディング戦略

①復興をチャンスに変え、後押しする国際コンベンションの推進

②欧米豪からの誘客推進

③「世界が認める熊本城」づくり

④外国人目線での環境整備

⑤熊本の食のＰＲと販路開拓・拡大

⑥海外から評価される政策・まちづくりの推進

４　海外都市との交流・多文化共生（国際課）

本市は、海外の８都市と友好姉妹都市等の盟約を締結している。

（１）	中国・桂林市	友好都市	１９７９年１０月　１日
（２）	米国・サンアントニオ市	姉妹都市	１９８７年１２月２８日
（３）	独国・ハイデルベルク市	友好都市	１９９２年　５月１９日
（４）	米国・ローム市	姉妹都市	１９９５年　５月２９日（旧植木町と締結）
（５）	韓国・蔚山広域市	友好協力都市	２０１０年　４月２６日
（６）	仏国・エクサンプロヴァンス市	交流都市	２０１３年　２月１６日
（７）	中国・蘇州高新区	交流都市	２０１３年　５月２２日
（８）	台湾・高雄市	友好交流都市	２０１７年　１月１１日（県・市・高雄市の３者協定）

※高雄市とは、友好交流協定締結以前、県・市・高雄市の３者による国際交流促進覚書を締結（２０１３年9月９日）

※令和２年度（２０２０年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により対面での交流事業は全て中止。

また、平成６年（１９９４年）９月、市民と外国人がふれあう国際交流の場、また国際情報提供の場として、熊本市国際交流会館を開館し、現在は本市の多文化共生の拠点として大きな役割を果たしている。

（１）桂林市（中華人民共和国）

提携までの経緯とその後の経過

熊本市の市制施行９０周年を１年後に控えた昭和５３年（１９７８年）、隣国中国との友好姉妹都市締結についての気運が市議会、市民等の各界に高まり、提携について検討を開始した。

このような中、昭和５４年（１９７９年）５月に来日した中国訪日団「中日友好の船」明華号（団員６００名）の廖承志（りょうしょうし）団長（全国人民代表大会常務委員会副委員長、中日友好協会会長）から、本市と桂林市との友好都市提携の提案がなされ、同年７月、永い歴史と風光明媚な景観をもつ桂林市との友好都市提携についての具体的協議のため、本市から先遣団を派遣した。同年１０月梁成業（りょうせいぎょう）桂林市革命委員会主任を団長とする桂林市友好訪問団を迎え、市制施行９０周年を機に、友好都市締結の調印式を執り行った。

最近の主な交流

平成３０年（２０１８年）　８月　友好都市４０周年事業に向けた事務協議として４名の派遣
平成３０年（２０１８年）　９月　友好都市４０周年事業に向けた事務協議として桂林市長の他６名の受入
平成３０年（２０１８年）１０月　第８回桂林国際山水文化旅游節へ４名の派遣
令和　元年（２０１９年）１０月　第９回桂林国際山水文化旅游節へ５名の派遣
令和　元年（２０１９年）１１月　桂林市高校生友好訪問団１６名の受入

桂林市の概要

秦の始皇帝時代の運河建設以来２０００年にわたる歴史・文化を持ち、「桂林の山水は天下第一」とうたわれる自然景観に恵まれた中国有数の国際観光都市である。１９９８年の合併で現在の桂林市となり、人口は約４９５万人、面積は２７，８０９㎢である。

全長４３７㎞の大河「漓江（りこう）」と、その両岸に連なる奇峰・奇岩が山水画のような独特の風景をつくりだしており「漓江（りこう）くだり」、動物の姿をした珍しい岩山「象鼻山（ぞうびさん）」や「駱駝山（らくだやま）」、鍾乳洞、市中心部の４つの湖を運河でつないだ「両江四湖（りょうこうしこ）」などが観光の目玉となっている。

（２）サンアントニオ市（アメリカ合衆国テキサス州）

提携までの経緯とその後の経過

市制施行１００周年を控えた昭和６２年（１９８７年）、２１世紀を目指したまちづくりに取り組んでいた本市は、本市の国際交流を推進するため、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら、諸準備を開始した。

同年７月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州南西部に位置しアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、両市代表団が相互に訪問し具体的協議を重ねた後、同年１２月２８日、サンアントニオ市長を本市に迎え、姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、教育、文化、経済、医療など幅広い分野において活発な交流が行われ、熊本市医師会をはじめ、民間による国際交流へと活動のすそ野を広げている。

最近の主な交流

平成３０年（２０１８年）	５月	姉妹都市締結３０周年事業として熊本市代表団５名及び市議会訪問団８名の派遣
平成３０年（２０１８年）	６月	白根直子記念財団奨学生（高校生）９名の受入
平成３０年（２０１８年）	７月	サンアントニオ市青少年交流訪問団（高校生）６名の受入
		サンアントニオ市青少年交流訪問団（高校生）３１名の受入
		サンアントニオ市留学生（高校生）４名の受入
平成３０年（２０１８年）	８月	熊本市留学生（高校生）４名の派遣
平成３０年（２０１８年）	１１月	サンアントニオ日米協会会長及び理事の受入
令和　元年（２０１９年）	６月	白根直子記念財団奨学生（高校生）８名の受入
令和　元年（２０１９年）	７月	サンアントニオ市留学生（高校生）４名の受入
令和　元年（２０１９年）	８月	熊本市留学生（高校生）４名の派遣
令和　元年（２０１９年）	１０月	姉妹都市締結３０周年事業としてサンアントニオ市代表団９名の受入
令和　２年（２０２０年）	１月	熊本園改修に係る熊本市協議団６名の派遣
令和　２年（２０２０年）	１月	第１回全国都市緑化フェア実行委員会へのサンアントニオ市委員２名の受入

サンアントニオ市の概要

１７１８年に誕生し、人口約１５０万人を擁する全米第７位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部、ベア郡内に位置している。テキサス州内においては、ヒューストンに次ぐ第２位の大都市であり、人口の６割をラテン系（ヒスパニック系）民族が占めている。

サンアントニオ市は、毎年約３，１００万人の観光客が訪れる全米有数の国際観光・コンベンション都市であり、特に有名なのは、テキサス共和国独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。また、市内中心部には、湧き出た地下水からなるサンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑の景観と治水を見事に調和させた都市計画の一例として、世界の都市づくりの模範例となっている。同市は、２０１４年６月、５度目の優勝を果たしたＮＢＡ全米プロバスケットボールチーム「サンアントニオ・スパーズ」の本拠地でもある。

また、同市植物園内には、１９８９年、両市友好のシンボルとして建設された日本庭園「熊本園」がある。

（３）ハイデルベルク市（ドイツ連邦共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和３９年（１９６４年）、当時の石坂繁熊本市長が訪独の際、ハイデルベルク市を訪問したことを契機として、大学と城、市内を流れるネッカー河といった本市との共通点を有するハイデルベルク市との友好の歴史が始まった。以後様々な分野にわたり民間団体による交流の努力が重ねられたことから両市の友好は着実に深まり、平成元年の熊本市の市制１００周年記念式典には同市より市長をはじめ芸能グループが来熊、平成２年（１９９０年）には地下水保全をテーマに開催された水資源国際会議に多数のハイデルベルク市議会議員が来熊するなど積極的な交流が行われた。

平成４年（１９９２年）５月１９日、３０年近くにわたり育まれた友情が実り、「平和と環境に対する共通の責任」を理念とする友好都市協定を締結。その後、熊本市民友好の翼など市民レベルでの交流をはじめ、ホームステイやスポーツを通した両市青少年の交流、医療従事者の相互派遣による研修など、さらに幅広い分野での活発な交流事業を続けている。

最近の主な交流

平成３０年（２０１８年）	２月	姉妹都市締結２５周年事業としてハイデルベルク市訪問団１７名の受入
平成３０年（２０１８年）	４月	ハイデルベルク熊本友の会市民訪問団１７名の受入
平成３０年（２０１８年）	７月	第２３回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生２名の派遣

熊本市青少年交流団（高校生）１９名の派遣
令和　元年（２０１９年）　７月　第２４回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生１名の派遣
ハイデルベルク市青少年訪問団（高校生）１９名の受入
令和　元年（２０１９年）　９月　熊本市民病院ファミリーハウス（キンダープラネット）完成
熊本市民病院開院記念式典へハイデルベルク大学病院関係者が出席
令和　元年（２０１９年）１０月　ラグビーワールドカップ２０１９関連事業としてＵ１６ラグビーチーム２８名の受入
令和　元年（２０１９年）１１月　ＪＥＴＲＯ（日本貿易振興機構）を通じ、経済交流訪問団７名の派遣
令和　２年（２０２０年）　５月　両市市長による新型コロナウイルス感染症対策等に関するオンライン会議を開催

ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、人口約１４万人を擁し、標高１１６ｍ、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点に位置し、温和な気候に恵まれている。５００年に亘りプファルツ選帝侯の宮殿であった古城のふもとに旧市街が広がり、ドイツで最も美しい町のひとつとされる。町には知的な雰囲気がただよい、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城のおりなす美しい調和は、今なお少しの変わりもない。市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、美しい屋根の波の上に堂々とそびえ、人々は、歩くたびに多様な城の歴史を見ることができる。また、ドイツ最古の大学であるハイデルベルク大学の歴史は過去６００年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。ハイテク産業、バイオ研究が盛んであるが、年間１，１９０万人の観光客が訪れる観光都市としての側面も持ち、ハイデルベルク城や大学のほか、アルテブリュッケ（古い橋）、聖霊教会など多くの観光名所を有する。

（４）ローム市（アメリカ合衆国ジョージア州）

提携までの経緯とその後の経過

近代日本の夜明けを象徴する「西南の役」の激戦地「田原坂」を有する旧植木町とアメリカ合衆国における「南北戦争」の激戦地であるローム市が同じ歴史を共有することから「植木町世界の夜明け調査団」として、平成４年から青少年派遣などを通じて交流を重ねてきた。

平成７年（１９９５年）５月２９日植木町合併４０周年記念式典に際し、双方の社会、行政、文化の実情に配慮しつつ、相互理解と友情を深めるため、さらに親しく交流を図ることとし、友好関係を盟約するに至った。

平成２２年（２０１０年）３月２３日熊本市と植木町との合併に伴い、姉妹都市の関係を引き継いだ。

最近の主な交流

令和　元年（２０１９年）　８月　熊本市訪問団（中学生）１２名の派遣

ローム市の概要

ジョージア州フロイド郡の中で最も大きな都市で、郡の行政の中心地である。人口は、約３万人、面積は７７㎢。南北戦争の激戦地であったため、関連する史跡が数多く存在している。また、先住民の居住地跡などもあり、アメリカの歴史が強く感じられる地域。

（５）蔚山広域市（大韓民国）

提携までの経緯とその後の経過

蔚山広域市とは、かつて加藤清正公が監督し築いたといわれる倭城が蔚山広域市にあることや、本市にも蔚山町という旧町名が残ることから、文化やスポーツ等、様々な分野で民間を中心とした交流が活発に行われてきた。平成１９年（２００７年）１０月に熊本市長が蔚山広域市を訪問し、同年、熊本城築城４００年祭「日韓友情コンサート」に併せ、蔚山広域市市長が熊本を訪れるなど両市間の交流を深め、また平成２１年（２００９年）５月に熊本市議会議員訪問団が蔚山広域市を訪問し両市議会においても交流を進めてきた。

今後更に両市の繁栄と発展を促進するため、これまでの交流分野等を含め、具体的な交流の成果が期待される分野である「文化、観光、スポーツ、環境」を中心とした交流をしていくことで合意し、平成２２年（２０１０年）４月に蔚山広域市で友好協力都市協定を締結した。

最近の主な交流

平成３０年（２０１８年）　２月　第７回熊本城マラソンにおける選手団５名の受入

平成３０年（２０１８年）　３月　第１５回蔚山太和江マラソンへ職員５名の派遣
平成３１年（２０１９年）　２月　第８回熊本城マラソンにおける選手団４名の受入
令和　元年（２０１９年）　７月　友好協力都市締結１０周年にかかる事前協議として職員３名を派遣
令和　２年（２０２０年）１１月　友好協力都市締結１０周年事業にかかる事前協議として両市市長によるオンライン会議を開催

蔚山広域市の概要

蔚山は新石器時代の各種石器、櫛目文土器と青銅器時代前の遺跡である盤亀台岩刻画が発見された悠久な歴史を有するまちであり、朝鮮時代に蔚山という名前が誕生した。１９６２年に市に昇格、発展を重ね、１９９７年7月１５日に蔚山広域市に昇格した。人口１１７万人、面積は1,０５７㎢（ソウルの１．７倍)、日本海に面し、釜山広域市から北へ７０㎞に位置する。

また、世界規模の自動車メーカー「現代（ヒュンダイ）自動車」の主力工場や、韓国最大の石油コンビナート「ＳＫエナジー」などといった巨大企業を擁する一大産業都市として広く知られている。区域の郊外に位置する蔚州郡（ウルチュグン）は山岳地帯で、１０００ｍ以上の高い山があり、一方では、豊かな農業地帯や美しい海岸が続き、海水浴場も点在する。このように、区の部分は産業都市、郡の部分は農業地帯が大部分を占める典型的な都市・農村の複合都市になっている。

（６）エクサンプロヴァンス市（フランス共和国）

提携までの経緯とその後の経過

本市では、１９８０年代から民間団体によりエクサンプロヴァンス市との交流が開始され、特に、１９９２年、熊本市在住能楽師狩野琇鵬（かの　しゅうほう）氏がエクサンプロヴァンス市に総檜の能舞台を寄贈したことを契機として、民間・行政双方のレベルで、交流が２０年以上にわたって行われてきた。

このような中、平成２４年（２０１２年）９月に、熊本市長・熊本市議会議長からなる熊本市友好代表団の欧州派遣に伴い、初めてエクサンプロヴァンス市を訪問し、交流都市締結に向けた「意向書」を取り交わした。

これを受け、平成２５年（２０１３年）２月、エクサンプロヴァンス市から副市長を団長とする代表団３名が来熊し、熊本市内において、２月１６日「交流都市」協定の調印を行った。

今後は、文化・芸術交流の他、観光、経済、教育、調査研究、都市活性化、都市行政など具体的な成果が期待される各分野での様々な交流を深めていく予定である。

最近の主な交流

平成３０年（２０１８年）　５月　「第６回日仏自治体交流会議」事務協議へ熊本市代表団４名の派遣
平成３０年（２０１８年）１０月　エクサンプロヴァンス市訪問団１１名の受入（第６回日仏自治体交流会議への参加及び熊本市・エクサンプロヴァンス市交流事業の実施）
平成３０年（２０１８年）１１月　エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市ＰＲを実施（クレアパリ事務所職員１名の派遣）
令和　元年（２０１９年）　５月　エクサンプロヴァンス市へ熊本市訪問団２１名（うち市職員１２名）を派遣（Ｈ３０年１０月に続く相互交流事業：国際、経済、観光、文化、教育、庭園整備）
令和　元年（２０１９年）１１月　第７回日仏自治体交流会議日仏合同推進委員会に参加のため、熊本市代表団５名を派遣。本会議の参加に合わせ、まちづくりに関する視察も行った。まちづくり視察にあたっては、別途視察のために同市を訪問していた本市訪問団と合流し、総勢２７名（うち市職員１６名・市議会議員６名）の訪問団となった。
令和　元年（２０１９年）１２月　エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市ＰＲを実施（クレアパリ事務所職員１名の派遣）
令和　２年（２０２０年）　１月　第１回全国都市緑化フェア実行委員会へのエクサンプロヴァンス市職員２名の受入

エクサンプロヴァンス市の概要

フランス南部（プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州ブーシュ＝デュ＝ローヌ県）に位置し、パリの南７５０㎞、地中海に面したマルセイユの北３０㎞に位置している。

ローマ時代に建設され、１５世紀にプロヴァンス伯爵領の首都として繁栄した古都で、１７～１８世紀の歴史的な街並みをそのまま生かした美しい街である。人口約１５万人、そのうち約４万人が学生という学園都市でもある。ローマ時代から「水の都」と呼ばれ、街中の至るところに大小の噴水が点在している。画家ポール・セザンヌを輩出し、セザンヌゆかりの地を巡る観光ルートが有名である。毎年夏に世界屈指の３大オペラ祭といわれるエクサンプロヴァンス国際音楽祭が開かれ、年間を通して世界中から多くの観光客が訪れる世界でも有数の観光都市となっている。

（７）蘇州高新区（中華人民共和国）

提携までの経緯とその後の経過

熊本市では、中国をはじめとする東アジア地域での知名度アップのため、平成２４年（２０１２年)、県・市・熊本大学の三者共同で上海事務所を開設し、積極的にプロモーションを展開。平成２４年（２０１２年）１月、このような取組が実を結び、高新区政府から、本市と交流を行いたいとの提案を受けた。この後、行政レベルで相互に訪問が続くなど、友好の機運が高まり、平成２５年（２０１３年）５月２２日、蘇州高新区において交流都市協定の締結に至った。

高新区に立地する企業が本市へ訪れるインセンティブツアー（社員の報奨旅行や研修旅行）の誘致や学校交流など、観光及び教育の分野を中心に、活発な交流を進めている。

最近の主な交流

平成３０年（２０１８年）　１月　蘇州高新区訪問団５名の受入
平成３０年（２０１８年）　５月　交流都市締結５周年記念式典等関連行事等へ熊本市訪問団５名の派遣
平成３０年（２０１８年）　５月　蘇州動物園職員訪問団２名の受入
平成３１年（２０１９年）　２月　第８回熊本城マラソンにおける市民ランナー３名の受入
令和　元年（２０１９年）１２月　蘇州高新区訪問団６名の受入

蘇州高新区の概要

蘇州国家ハイテク産業開発区（蘇州高新区）は、中国政府直轄の開発区「国家級ハイテク産業開発区」の一つであり、２，０００社に上る外資系企業（うち日本企業は５００社）や、８，０００社近くの国内企業が進出し、工業総生産額は中国国内でもトップランクで、自然、文化とハイテク産業を融合した街づくりを目指す開発区。上海の西およそ１００㎞、中国江蘇省東南部に位置し、上海から新幹線で約３０分。面積は２５８㎢で熊本市のおよそ５分の３程度である。人口は７５万人で、約６，０００人の日本人が居住している。

（８）高雄市（台湾）

提携までの経緯とその後の経過

台湾交流は、平成２４年（２０１２年）４月の高雄市副市長の熊本市訪問以来、行政交流を開始し、交流促進の可能性について様々な協議を行ってきた。

また、熊本県においても、「阿蘇くまもと空港」と「高雄国際空港」間の定期便就航を目指し、観光客の誘致・農産物のＰＲなど、県市協力して交流を行うことで、平成２５年（２０１３年）に熊本県、熊本市、高雄市の３者によるＭＯＵ(国際交流促進覚書)を締結した。

その後、高雄での観光ＰＲ、物産商談会、相互のマラソン大会への参加等のほか、平成２７年（２０１５年）１０月には定期便就航が始まり、ＭＯＵの期間満了に伴い、平成２９年（２０１７年）１月１１日高雄市で、熊本県・熊本市・高雄市友好交流協定を締結した。今後、経済、観光、教育、スポーツ、文化等の成果が期待できる各分野での交流を促進していくこととなった。

最近の主な交流

平成３０年（２０１８年）　２月　高雄国際マラソンへ熊本市訪問団５名の派遣
平成３０年（２０１８年）　３月　高雄ランタンフェスティバルへ熊本市訪問団２名の派遣
平成３１年（２０１９年）　２月　高雄国際マラソンへ熊本市訪問団６名の派遣
マラソン友好交流覚書の締結
高雄ランタンフェスティバルへ熊本市訪問団２名の派遣
第８回熊本城マラソンにおける市民ランナー３名の受入
令和　２年（２０２０年）　２月　第９回熊本城マラソンにおける高雄市訪問団４名
(職員２名＋市民ランナー２名)の受入

高雄市の概要

台湾の南部に位置する高雄市（台湾語読み　ガオション、英語 Kaohsiung）は、亜熱帯性気候に恵まれる台湾第３の大都市（面積２，９５２ｋ㎡・人口２７８万人）であり、台湾最大の港である高雄港は、国際貿易のハブとして利用されている。西に台湾海峡、南にバシー海峡に面した近代的な大都市は、豊かな文化と美しい都会の景観も擁する一方、市周辺には重工業地帯が広がっている。市内にある壽山（山）と愛河（川）は市民の憩いの場となっており、郊外には優美な澄清湖、夕景の名勝・西仔湾、コンテナ船が群がる高雄港は、有名な観光地である。

（９）熊本市国際交流会館

本市は世界に開かれた国際都市“くまもと”の実現をめざし、市民と外国人がふれあう国際交流の場として、また国際情報提供の拠点として平成６年（１９９４年）９月、熊本市国際交流会館を開館した。平成１８年（２００６年）度から指定管理者制度に移行し、指定管理者である一般財団法人熊本市国際交流振興事業団を中心に市民の国際化を更に促進するとともに外国人へのサービスの充実に努めている。

同会館では、外国人のための総合相談窓口として、令和元年（２０１９年）９月に熊本市外国人総合相談プラザを開設した。また、１・２階の国際交流サポートセンター（エントランスロビー・交流ラウンジ）において、国内外の新聞、雑誌、図書、ＤＶＤ、インターネットによる情報サービスのほか、民間交流・協力活動の紹介などを行っている。さらに、異文化理解講座や日本語習得の支援、多言語による情報提供、市民と在住外国人等の交流会、外国人のための防災訓練など多文化共生に向けた様々な事業を積極的に展開している。

最大２３０名収容可能のホールや各種研修室・会議室は、コンサートや講演会、英会話サークルなど、多くの市民に利用されている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年度（２０２０年度）は一時的に閉館や営業時間の短縮措置を行った。また、外国人総合相談プラザにおいて、特別定額給付金など新型コロナウイルス感染症に関する外国人からの相談を受け付けた。

管理運営　　熊本市国際交流振興事業団（指定管理者　期間：２０１９年度～２０２３年度）
所　在　地　　中央区花畑町４番１８号

主要施設

階　　層	内　　容
6.7 階	ロビー、通訳ブース、ホール（230 人）
5 階	大広間Ａ、Ｂ、談話室、中会議室、茶道室、和室、小会議室（洋）（和）
4 階	第 1 会議室、第 2 会議室、第 3 会議室
3 階	国際会議室、研修室 1～3
2 階	国際交流サポートセンター、外国人総合相談プラザ、ワールドスタディルーム、ＮＧＯ活動スペース、多文化共生オフィス
1 階	国際交流サポートセンター、エントランスロビー、会館事務室、駐車場
地下 1 階	駐輪場、防災センター
地下 2 階	多目的ルーム

会館利用状況　　（令和２年度）

	ホール	会議室等（16 室）	サポートセンター	合　　計
利用人数（人）	14, 402	45, 759	26, 457	86, 618

５　国内交流（観光政策課）

福井市

提携までの経緯とその後の経過

福井市と熊本市とは、ともに城下町として栄え、第１０代肥後熊本藩主細川斉護公の娘勇姫が第１６代越前福井藩主松平慶永（春嶽）公に輿入れしたことや、郷土の先哲横井小楠が福井藩の藩政改革にあたるなど、深い歴史的縁がある。また、福井市は織物王国といわれるほど繊維産業が集積しており、ファッションタウンの形成を目指しているとともに、国際会議観光都市の指定を受けているなど、産業振興の面からも共通点を有している。

このような理由により、平成６年１１月１６日、熊本市において姉妹都市盟約書調印式を行った。

その後、平成７年２月１７日には、福井市において盟約書の精神に基づく幅広い交流の促進を再確認する姉妹都市に関する覚書調印式を行った。

この姉妹都市提携を機に、両市の中央郵便局、ケーブルテレビ、ＮＴＴ、商工会議所がそれぞれ姉妹提携を結んだほか、青少年交流、文化交流、各種団体交流など、市民レベルでの活発な交流が行われている。

最近の主な交流

平成２９年　４月　　第３２回ふくい春まつりへ市長訪問団（４名）の派遣
平成３０年　１月　　小学生交流訪問団（熊本市小学生１６名）の派遣
平成３０年　２月　　第７回熊本城マラソンへのランナーの受入
平成３０年　３月　　春のくまもとお城まつりへ福井市訪問団（３名）の受入
平成３０年　４月　　第３３回ふくい桜まつりへ市長訪問団（４名）の派遣
平成３１年（２０１９年）　１月　　小学生交流訪問団（熊本市小学生１２名）の派遣
平成３１年（２０１９年）　２月　　第８回熊本城マラソンへのランナーの受入
平成３１年（２０１９年）　３月　　春のくまもとお城まつりへ福井市訪問団（２名）の受入
平成３１年（２０１９年）　４月　　第３４回ふくい桜まつりへ訪問団（３名）派遣
令和２年（２０２０年）　１月　　小学生交流訪問団（熊本市小学生１２名）の派遣
令和２年（２０２０年）　２月　　第９回熊本城マラソンへのランナーの受入

福井市の概要

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地である福井平野に発達した、人口約２６万人、面積５３６．４１㎢の地方中枢都市である。

古くは北陸道の要衝として、中世以降は城下町として栄え、天正元年に消失した朝倉氏の居城は国の特別史跡に指定されている。幕末当時の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、橋本左内、由利公正などの多くの人材を輩出した。また、慶永公は産業振興事業として織物を採り入れ、織物王国福井の礎を築いた。

明治２２年に市制がしかれた際に福井市となり、熊本市と同じく平成３１年に市制１３０周年を迎えた。

昭和２３年に福井大地震に見舞われ、市街地は廃墟と化したが、その後奇跡的な復興を遂げ、不死鳥のまち福井と称されている。

国定公園越前海岸や史跡、文化財などの多くの観光資源を生かし、コンベンションの推進にも力を入れ、国際会議観光都市の指定を受けている。

また、区画整理や都市計画道路など、都市基盤の整備も着々と進んでおり、歴史と近代的なまちづくりが見事に調和した北陸の雄都である。

さらに、基礎自治体としての自主性や自立性を高めることで、さらなる市民サービスの向上と、人口減少社会や地域間競争に打ち勝つ活力ある地域づくりを実現するため、平成３１年（２０１９年）４月に中核市に移行した。

６　広聴（広聴課）

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、「市民の声データベースシステム」等により、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

（１）広聴業務

ア　市長の直接対話事業

市民参加による市政を実現するため、市長が市政について話をするとともに、市民と意見交換を行う。

令和２年度は、コロナ禍のため、少人数で開催した。

【市長とドンドン語ろう！学校教育版】

市長と市立小中学校教諭が直接対話する機会を設け、「一人１台タブレットを活用した新時代の学び」をテーマとして意見交換を行う。

※　新型コロナウイルス感染拡大防止のためリモートで実施。意見交換会はYouTubeでライブ配信を行った。

開催実績　　令和２年度（２０２０年度）

開催回数　　１回（令和２年（２０２０年）８月２５日）　　参加者数　１２名

【市長とドンドン語ろう！in市電】

市長と市電利用者が直接対話する機会を設け、「市電の利用促進」、「市電と熊本の公共機関の未来」、「市電とまちづくり」をテーマとして意見交換を行う。

開催実績　　令和２年度（２０２０年度）

開催回数　１回（令和２年（２０２０年）１０月１８日）　　参加者数　１４名

【市長とドンドン語ろう！産業版】

市長と創業間もない事業者や本市へ進出した立地企業が直接対話する機会を設け、「熊本の経済を支える新たな創業者の発掘・企業誘致の展開」等をテーマとして意見交換を行う。

開催実績　　令和２年度（２０２０年度）

開催回数　２回

令和２年（２０２０年）１０月２０日（創業者）　　参加者数　１２名

令和２年（２０２０年）１０月２７日（立地企業）　　参加者数　１０名

イ　コールセンター運営事業

熊本市の市政情報や生活情報、観光情報などに関するよくあるお問い合わせについて、一元的に受付ける電話対応センター。

名　称　：　熊本市コールセンター「ひごまるコール」

年中無休（朝８時～夜８時まで）　電話・ＦＡＸ・メールで対応（外部委託）

運用実績

区分 ＼ 年度			平28	平29	平30	令元	令2
利用実績	問合せ等件数		52,617	39,724	35,095	32,679	28,664
		問合せ件数	43,308	30,077	26,105	24,356	21,883
		申込受付件数	9,309	9,647	8,990	8,323	6,781
	Web等受付数		6,820	3,988	3,861	4,172	2,003
	総利用実績数		59,437	43,712	39,044	41,206	30,667
チャンネル別	電話件数		51,535	38,940	34,426	31,988	28,054
	FAX件数		420	325	168	169	59
	E-Mail件数		253	165	182	222	159
	質問箱件数		409	294	319	300	392
	Webシステム		6,820	3,988	3,861	4,172	2,003
回答率	1次回答数		40,834	33,975	30,377	28,568	24,413
	1次回答対象件数		41,082	34,212	30,617	28,812	24,594
	回答率（%）		99.40	99.31	99.22	99.15	99.26

問合せ内容　（令和２年度）

	問合せ内容	問合せ数	担当課
1	【相談予約】特別相談の予約受付	2,636	広聴課
2	【イベント申込】【集団健診】城南集団健診の申込み（R2年9月⇒R3年1月へ延期）	1,457	健康づくり推進課
3	【イベント申込】【集団健診】植木集団健診の申込み（R2年7月⇒R2年9月へ延期）	1,360	健康づくり推進課
4	【健診】高齢者健診・歯科口腔健診の受診券の申込み	993	国保年金課
5	【予防接種】成人用（高齢者）肺炎球菌予防接種の医療機関を教えてください。	827	感染症対策課

※ 問合せ数上位５件を掲載

ＦＡＱアクセス数　（令和２年度）

	FAQ件名	アクセス数
1	ごみを出す時のマナーやルール（パンフレット）はありますか？（分別）	205,446
2	家庭ごみの分別種類を知りたい。	90,395
3	ごみを出す日を知りたいのですが。	59,293
4	犬や猫を動物愛護センターからもらうには？（平日）	49,752
5	取り残しのごみがあります	45,888

※ アクセス数上位５件を掲載

ウ　市長への手紙

市政への提案や要望、本市の将来像などについて、手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を回答する。

年　度	平28	平29	平30	令元	令2
件　数	282	251	373	413	455

エ　わたしの提言

市政への提案や要望等をインターネット、ＦＡＸ通信を活用し提言してもらい、市の考え方を回答する。

年　度	平 28	平 29	平 30	令元	令 2
件　数	1,000	724	898	951	1,734

オ　パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

意見募集実績

年　度	平 28	平 29	平 30	令元	令 2
案件数	7	9	14	18	22
意見件数	178	188	149	403	386
意見人数	29	63	52	87	119

（２）相談業務

市民の法律相談や税務相談等の特別相談業務を実施している。

特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数（上段：年度、下段：件数）				
				平 28	平 29	平 30	令元	令 2
法律相談	月･水･金 13：00～16：00	弁護士	個人の法的解釈を必要とするものなど	855	938	901	915	920
法律相談 (4 区役所)	毎月、8 回 13：30～16：30	弁護士	個人の法的解釈を必要とするものなど	431	402	456	312	192
税務相談	月(月 3 回) 13：00～16：00	税理士	所得税･相続税･贈与税など	170	134	131	302	274
相続　・ 登記相談	木(月 3 回) 13：00～16：00	司法書士	相続・土地・建物登記など	448	324	343	464	467
民事介入 暴力相談	月 9：00～12：00	熊本県暴力追放運動推進センター	民事介入暴力に関すること	5	9	7	4	7

（３）庁内案内

総合案内・庁舎見学

来庁者への各窓口の案内や誘導及び高齢者や障がい者等のサポートを行う総合案内を設置している。

また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や職場内の案内を行っている。

7　広報（広報課）

（１）広報組織

市民のニーズを把握し、最適な対象者、媒体、時期を検討したうえで、行政情報を積極的に発信している。

（２）広報刊行物

タ　イ　ト　ル	発行状況	発行部数	概要・その他
市政だより	毎月1日発行	329,461部 （令和3年4月号実績）	委託業者から各世帯に配布
点字市政だより（視覚障がい者向け）	〃	87部	郵送
声の市政だより （ＣＤ版、視覚障がい者向け）	〃	106本	郵送

（３）テレビ・ラジオによる広報

テレビ広報

タ　イ　ト　ル	放　送　局　・　時　間
英太郎のかたらんね(内) 「市っとるね！？マナブくん」	ＴＫＵ 毎週水曜日　午前10時半～（実質放送時間：3分半）
クローズアップくまもと	Ｊ：ＣＯＭ　※ケーブルテレビ（市民チャンネル） 毎日　午前8時から　24分間 （再放送）毎日　午後6時半から
テレビスポット	民間放送局　市の施策や事業を適時放映

ラジオ広報

タ　イ　ト　ル	放　送　局　・　時　間
とんでるワイド　大田黒浩一の きょうも元気！　内	ＲＫＫ 毎週月曜日　午前9時30分ごろから　2分間
小学生の時間　内	ＲＫＫ 毎週日曜日　午後6時40分から午後6時50分の間の20秒間
フレッシュ・フラッシュ・くまもと	ＦＭ熊本 毎週火・木曜日　午前8時45分ごろから 5分間
おはよう熊本市	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日　午前7時45分から　13分間
熊本市民あんぜんあんしん大作戦	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日　正午から　5分間 （再放送）午後6時55分から
子どもラジオ局　内5分コーナー番組	熊本シティエフエム 毎月最終日曜日　正午から午後1時の間の5分間
声の市政だより	熊本シティエフエム 毎月第1第3土曜日　午前9時30分から　30分間

（４）ホームページなどによる広報

ホームページやSNSを使い、市政情報を広く発信する。

市公式ＬＩＮＥ	https://line.me/R/ti/p/m1ThVEwts0
市公式ホームページ	https://www.city.kumamoto.jp/
市公式フェイスブック	https://www.facebook.com/KumamotoCity
市公式ツイッター	https://twitter.com/kumamotocity_
市政だよりスマホ版	https://www.city.kumamoto.jp/smart/article/pub/Default.aspx
熊本市公式チャンネル(You Tube)	https://youtube.com/user/citykumamoto

（５）報道機関（市政記者クラブ）を通してのパブリシティ活動

・定例市長記者会見（月に２回程度）

・臨時市長記者会見（必要に応じて開催）

・記者レクチャー（関係課長などによる記者への説明）

・資料提供　（報道資料配布：年間２，３６１件※令和２年（２０２０年）度実績）

※記者クラブ加入社（１３社）：熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・ＮＨＫ・ＲＫＫ・ＴＫＵ・ＫＫＴ・ＫＡＢ・時事通信・共同通信

８　危機管理防災（危機管理防災総室）

（１）危機管理指針

本市及び関係機関等そして市民とが連携を図り、総合的、計画的かつ効果的に危機事象に対処し、被害の防止及び軽減を図ることを目的に、本市が実施する危機管理に関する基本事項を定めた「熊本市危機管理指針」を策定している。

この指針に基づき、具体的に、地域防災計画、国民保護計画、事件等対処計画を定め、それぞれの危機事象に対処することとしている。

（２）地域防災計画

ア　地域防災計画

本市の地域防災計画は、平成２８年熊本地震の経験と教訓を活かし、市民力・地域力・行政力を結集した防災・減災のまちづくりを目指すため、市民・地域・行政の災害対応力の強化を基本理念に置き、平成２９年度（２０１７年度）に大幅な改定を行い、その後も必要に応じ順次改定を行っている。

その他、地域防災計画の実効性を高め、大規模災害発生時の行政機能が低下した状況下においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画の策定や外部からの応援を効率的に受け入れるための災害時受援計画の策定、更には、実際の被害に応じた熊本市の水防体制を記載した「熊本市水防計画」を策定している。

また、災害対策本部と各局対策部及び各防災関係機関との迅速な情報共有体制等を構築するため、ハード・ソフトの両面において強化を図っていく。

イ　校区防災連絡会

平成２８年熊本地震の教訓を踏まえ、小学校区ごとに、校区自治協議会などの「地域」、熊本市が派遣する「避難所担当職員」、指定緊急避難場所の「施設管理者」などで構成する「校区防災連絡会」の結成促進を図ることとしている。避難者情報の収集方法、報告先、物資供給方法などについて事前協議等を行い、地域の災害対応力の強化を図る。

ウ　防災訓練

これまでは、市民・地域・行政が一体となった防災訓練は少なかったことから、平成２９年度（２０１７年度）からは、校区単位毎の市民参加型訓練を多く実施し連携強化を図ることとした。防災訓練実施に当たっての基本理念として、①危機管理体制の強化・災害対応力の向上、②市民・地域・行政による実践的、効果的な訓練の実施、③多数の主体が参加・連携した訓練の実施、④複数の市町村にわたる広域災害対応力の向上、⑤防災関係機関等との連携強化、⑥地域防災計画や各種マニュアルの検証⑦職員への研修や市民への防災に関する啓発のため、より実践的な訓練を実施する。

○「震災対処実動訓練」〈令和２年（２０２０年）８月１日実施〉

職員安否確認訓練、総合調整室設置訓練、避難所開設訓練、各区対策部設置訓練、情報伝達訓練、備蓄物資・資機材点検訓練、新防災情報システム操作訓練を実施した。

エ　防災知識の普及・啓発

災害に強いまちづくりの推進を目的に、地域防災力の要となる自主防災クラブ結成支援を行うとともに、地域住民の自助、共助の防災意識の向上・啓発を図るため、地域主体で地域の危険箇所や避難経路等を記した地域版ハザードマップの「作成手引き書」を作成。平成２５年度（２０１３年度）より本格的な取組を開始。

○自主防災クラブ結成数　７４３クラブ（令和３年（２０２１年）４月１日現在）

オ　防災情報の収集伝達

①　熊本市防災情報システム

熊本市の気象情報、雨量情報や河川の水位などの情報・データを一元管理するために、ＣＣＴＶ監視カメラ、警報局、水位観測局、雨量観測局を設置し情報収集に努めている。また、国土交通省、熊本県や消防局などと情報の共有化を図り、防災活動に努めている。

② 防災情報伝達手段

災害情報の迅速な伝達のため、本市には携帯型の移動系無線を設置しており、旧町単位で運用していた同報系防災行政無線のシステムを統合し、デジタル方式への移行、全国瞬時警報システムにも対応するため既存設備を更新するとともに、高潮、津波被害の恐れのある沿岸部や土砂災害危険箇所に整備を行った。

加えて、熊本地震における課題解消のために、ＩＣＴを活用し迅速な災害情報の収集・共有体制の構築を行った。

また、熊本シティエフエムの電波を利用し、緊急情報を自動的に放送する緊急告知ラジオを導入。自治会、消防団、民生委員、防災拠点施設、小中学校等教育機関等へ配備するとともに、購入を希望される市民に向けて有償頒布を行うなど、情報伝達手段の多重化を図っている。

カ 物資供給計画

平成２８年熊本地震を踏まえ、平時からの備蓄体制及び大規模災害時における物資供給体制を規定した「熊本市物資供給計画対応マニュアル」を策定した。避難者数１１万人を想定し、物資供給オペレーションセンターを新たに設置するとともに、市内１０箇所の近隣公園に防災倉庫、区役所・まちづくりセンターの１４箇所に備蓄倉庫を設置し、非常食糧や生活物資などを備蓄している。さらに指定避難所となる市内の各小中学校等には分散備蓄倉庫を設置している。

キ 相互応援など

大規模な災害発生時に、市単独での対応が困難である場合に備え、各自治体と災害時相互応援協定を締結している。また、自衛隊、警察、電力会社などと「防災関係機関連絡協議会」を設置し、災害時の迅速な活動に備えている。

（３）国民保護計画

「国民保護法」に基づき、着上陸侵攻などの武力攻撃事態及び大規模なテロなどの緊急対処事態から、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「熊本市国民保護計画」を策定している。

この計画は、平素からの備えや予防、事態等への対処及び復旧について定め、市が実施する警報の伝達、避難の指示及び避難住民の誘導、救護活動の措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

（４）事件等対処計画

「熊本市危機管理指針」に基づき、大規模な事故、感染症、環境汚染等、災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するため、「熊本市事件等対処計画」を策定している。

この計画は、事件等の緊急事態に対する対処の基本的な考え方を定め、その対処手順を明確にすることにより、住民や市域に被害が及ぶ恐れのある様々な危機事象の発生及び発生すると予想される事態に対し、速やかな対応を図ることにより、未然に防止し、また発生した場合の被害を最小限に止めることを目的とする。

９　都市政策研究所

（１）都市政策研究所について

ア　設立の経緯と目的

我が国では、少子高齢化社会の進展とともに本格的な人口減少社会を迎えている。また、地方分権の進展によって、地方には、地域の個性や特性を生かし、自らの判断と責任においてまちづくりを進めていくことが強く求められているところである。

このような中、今後さらなる政策形成力の向上が不可欠であるとの認識のもと、政令指定都市・熊本の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図ることを目的として、平成２４年１０月に「熊本市都市政策研究所」を設置した。

イ　研究所の機能

本市の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図るため、①調査・政策研究機能、②人材育成機能、③情報収集・発信機能の３つの機能に基づく活動を行っている。

ウ　研究所の組織

所長以下８名〔所長（非常勤）１名、副所長（市職員）１名、研究員（市職員３名、会計年度任用職員２名）５名、事務員（再任用職員）１名〕の体制であり、庁内公募による職員配置や公募による外部からの研究員の採用などにより、体制の充実を図っている。

また、職員の政策形成能力の一層の向上を図ることを目的に、各局・区等の職員が、所属における行政課題の解決に向けて、一定期間、政策研究に取り組む『職員併任研究員制度』を設けている。あわせて、アドバイザーの活用や他研究機関などとの連携による研究等も行っている。

（２）調査・政策研究に関する活動について

ア　地域認識・歴史認識の共有化に関する研究

本市がどのような地域特性の中で都市形成を図ってきたか、その変遷を整理・分析し、これからの様々な都市づくりの基礎となる地域認識・歴史認識の共有化に資する研究を行っており、その成果として、各種図面・都市図等で本市の都市形成の変遷について概観する「熊本都市形成史図集」（明治２２年(1889 年)～昭和２２年(1947 年)）を平成２６年(2014 年)１１月、「熊本都市形成史図集－戦後編－」（昭和２０年(1945 年)～平成２６年(2014 年)）を平成２８年(2016 年) ３月に刊行した。

加えて、計画書や計画図面等の史料から、本市における都市計画の重要性と変遷を明らかにする「熊本都市計画史図集」を令和３年(2021 年) ３月に刊行した。

また、本市をはじめ熊本県内に甚大な被害をもたらした「平成２８年熊本地震」を受けて、被害の実態を記録した関連資料等を収集するとともに、今後本格化する復旧・復興、さらには災害に強い都市づくりに資する知見の提供を行っていく研究を行っており、その成果として、明治２２年(1889 年)に発生した明治熊本地震の被害状況等を克明に記録した「熊本明治震災日記」（水島貫之著）の現代語訳を行い「【現代語訳】熊本明治震災日記」を平成２８年(2016 年) １２月に刊行するとともに、平成３０年(2018 年) ３月に刊行された熊本市震災記録誌の編纂を行った。

イ　研究員による政策研究

各研究員の専門分野を踏まえ、都市の「本質」「生活」「産業」の３つの研究フレーム及び熊本地震関連研究の中で都市問題に関するテーマを設定し、調査・政策研究を行っている。令和２年度の研究テーマは次のとおり。

■都市の本質に関する研究 ○行政手続きオンライン化への課題と展望
■都市の生活に関する研究 ○熊本市上水道事業の歴史的考察　○熊本市域の校区における「どんどや」の開催と櫓づくりの実態　○新型コロナウイルス感染症に対する熊本市民の声の分析　○客引き行為対策の効果的な実施についての考察　○自転車利用に影響する健康及び環境保全意識の関連分析
■都市の産業に関する研究 ○中心市街地の再開発が地価に与える影響
■熊本地震関連研究 ○熊本地震(2016)に係る熊本市役所産業保健活動の実態と課題

ウ　政策支援機能の充実

各局・区等における課題や問題解決のための支援やデータ、論文等の提供を行っている。

（３）人材育成に関する活動について

ア　講演会の開催

職員の政策立案能力の向上を図るため、都市に関する様々なテーマで講演会を開催している。開催にあたっては、市職員のほか市民や熊本都市圏をはじめとする県内の自治体職員、各関係機関職員などに対しても広く参加を呼びかけている。

イ　講演会を活用した事前・事後研修会等の実施

講演会のテーマに合わせ事前または事後研修会を実施するほか、政策研究会や勉強会などにより政策立案能力の向上を図っている。

ウ　職員併任研究員制度

庁内職員公募により、各局・区等に所属したまま一定期間、研究所の併任研究員となり政策研究に携わる制度を設け、職員の政策形成能力の向上を図っている。

（４）情報収集・発信に関する活動について

パンフレット、ホームページ、ニューズレター、年報「熊本都市政策」などにより情報発信を行っている。また、日本都市計画学会など都市問題をテーマとする各学会に加入し最新の情報を収集するとともに各局・区役所等に情報提供している。

※加入学会:日本都市計画学会、農村計画学会、日本造園学会、日本建築学会、日本公共政策学会、自治体学会

総務・財政

1 熊本市機構図 61

2 情報公開・個人情報保護 67

3 市役所改革 69

4 指定管理者制度 70

5 職員数 73

6 給与 73

7 契約 76

8 情報化推進 77

9 統計 80

10 財政 81

11 公共施設等総合管理計画 87

12 市庁舎概要 88

13 市税 90

14 債権管理 93

15 選挙 94

16 人事委員会 96

1　熊本市機構図　（令和３年（２０２１年）４月１日現在）

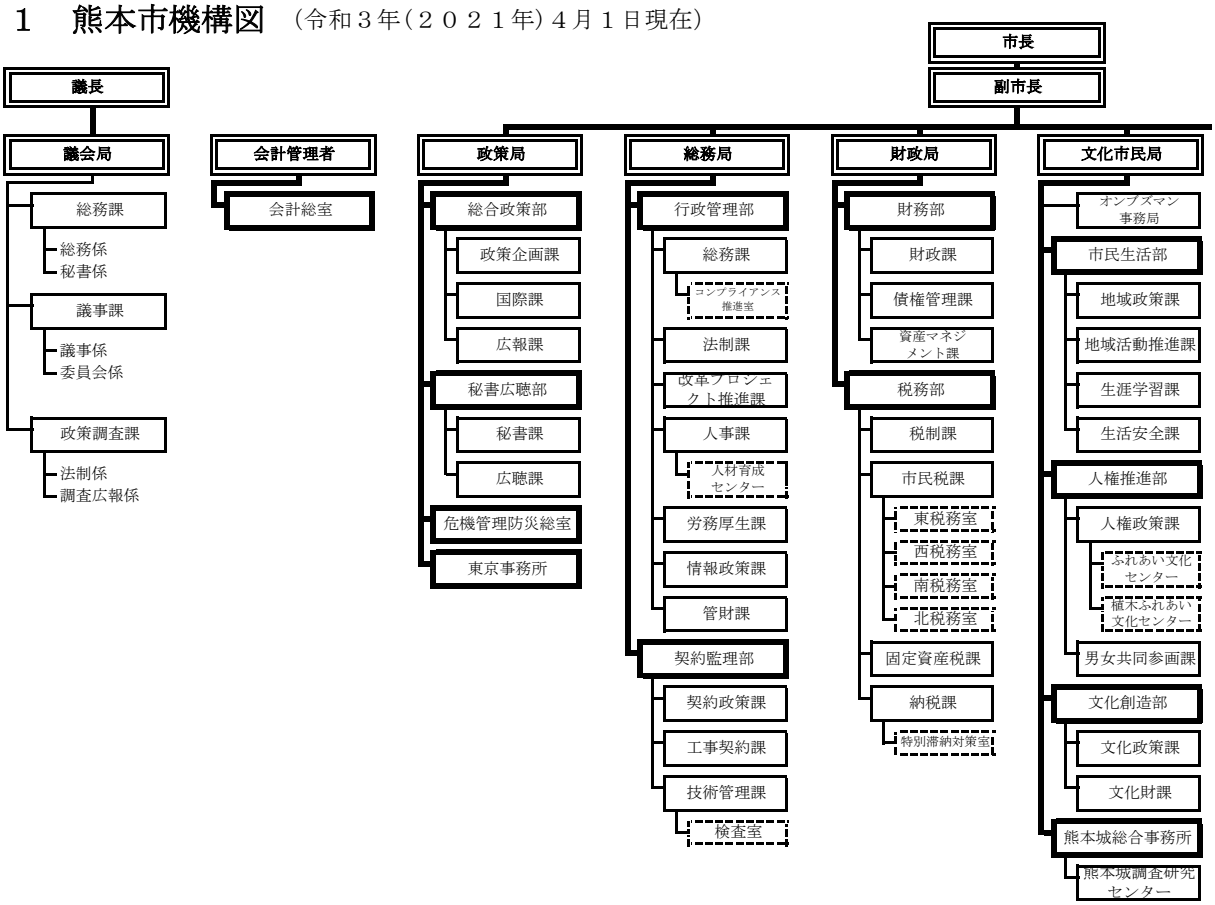

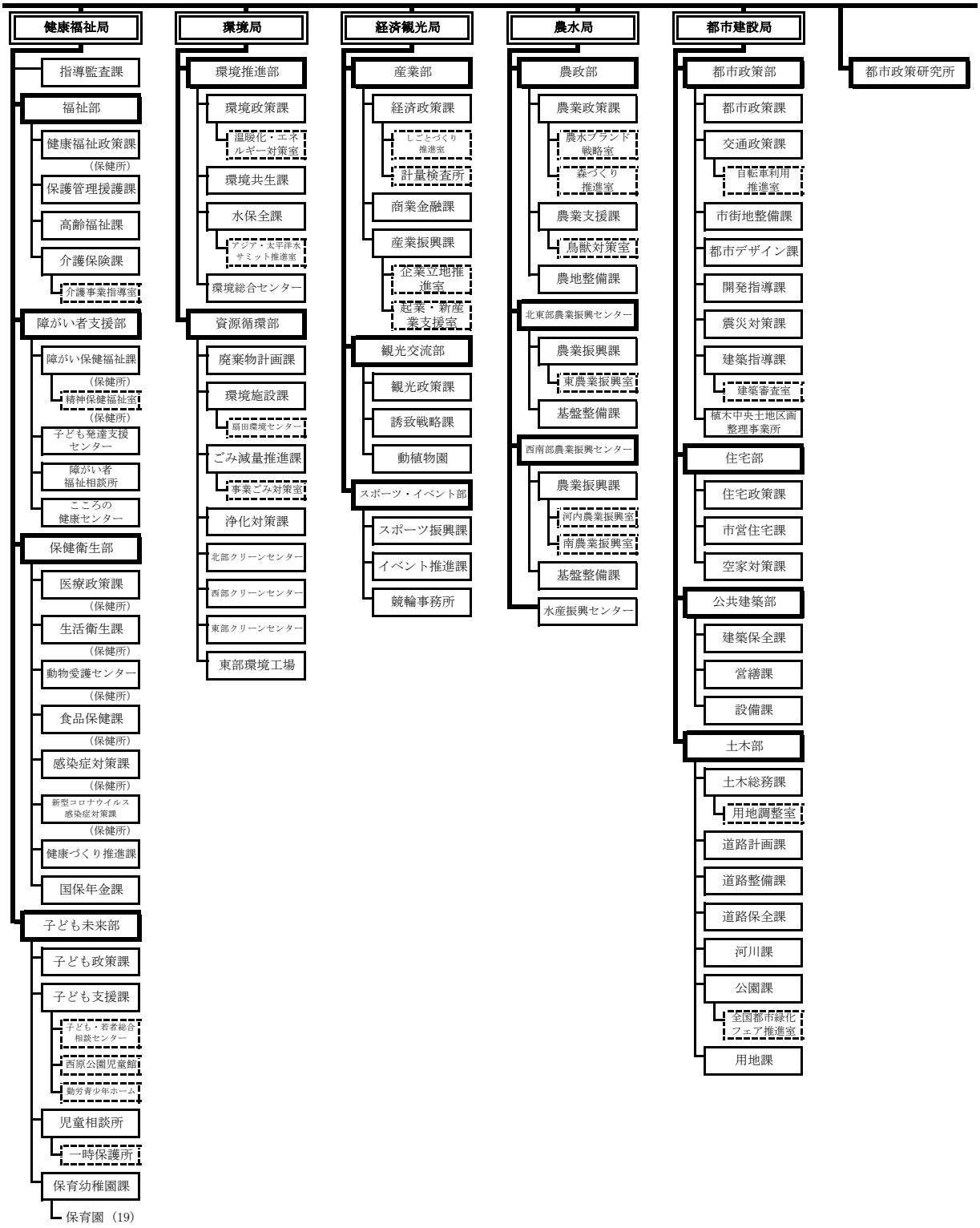
健康福祉局
指導監査課
福祉部
健康福祉政策課
（保健所）
保護管理援護課
高齢福祉課
介護保険課
介護事業指導室
障がい者支援部
障がい保健福祉課
（保健所）
精神保健福祉室
（保健所）
子ども発達支援センター
障がい者福祉相談所
こころの健康センター
保健衛生部
医療政策課
（保健所）
生活衛生課
（保健所）
動物愛護センター
（保健所）
食品保健課
（保健所）
感染症対策課
（保健所）
新型コロナウイルス感染症対策課
（保健所）
健康づくり推進課
国保年金課
子ども未来部
子ども政策課
子ども支援課
子ども・若者総合相談センター
西原公園児童館
勤労青少年ホーム
児童相談所
一時保護所
保育幼稚園課
保育園（19）
環境局
環境推進部
環境政策課
温暖化・エネルギー対策室
環境共生課
水保全課
アジア・太平洋水サミット推進室
環境総合センター
資源循環部
廃棄物計画課
環境施設課
扇田環境センター
ごみ減量推進課
事業ごみ対策室
浄化対策課
北部クリーンセンター
西部クリーンセンター
東部クリーンセンター
東部環境工場
経済観光局
産業部
経済政策課
しごとづくり推進室
計量検査所
商業金融課
産業振興課
企業立地推進室
起業・新産業支援室
観光交流部
観光政策課
誘致戦略課
動植物園
スポーツ・イベント部
スポーツ振興課
イベント推進課
競輪事務所
農水局
農政部
農業政策課
農水ブランド戦略室
森づくり推進室
農業支援課
鳥獣対策室
農地整備課
北東部農業振興センター
農業振興課
東農業振興室
基盤整備課
西南部農業振興センター
農業振興課
河内農業振興室
南農業振興室
基盤整備課
水産振興センター
都市建設局
都市政策部
都市政策課
交通政策課
自転車利用推進室
市街地整備課
都市デザイン課
開発指導課
震災対策課
建築指導課
建築審査室
植木中央土地区画整理事業所
住宅部
住宅政策課
市営住宅課
空家対策課
公共建築部
建築保全課
営繕課
設備課
土木部
土木総務課
用地調整室
道路計画課
道路整備課
道路保全課
河川課
公園課
全国都市緑化フェア推進室
用地課
都市政策研究所

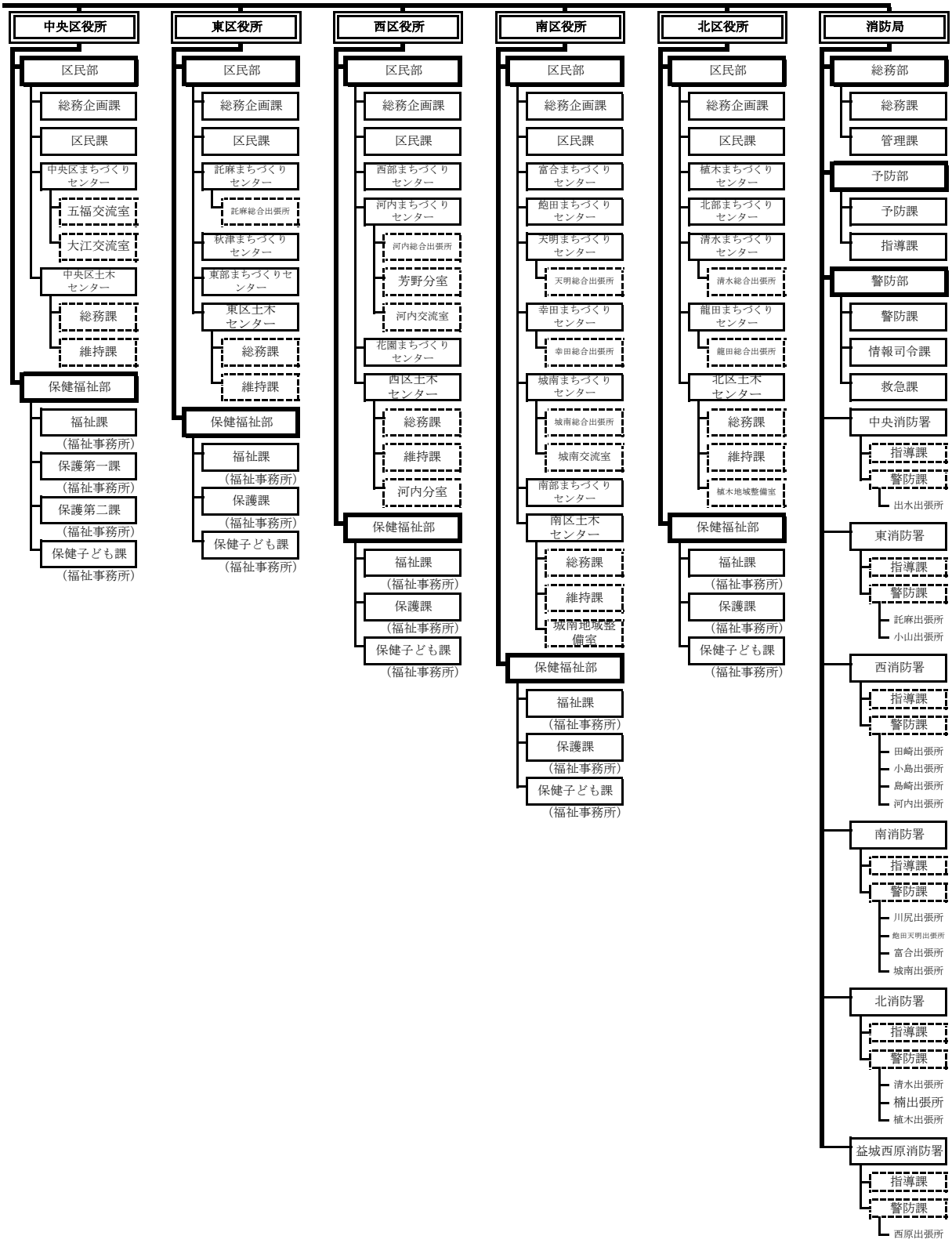
中央区役所
区民部
総務企画課
区民課
中央区まちづくりセンター
五福交流室
大江交流室
中央区土木センター
総務課
維持課
保健福祉部
福祉課
（福祉事務所）
保護第一課
（福祉事務所）
保護第二課
（福祉事務所）
保健子ども課
（福祉事務所）
東区役所
区民部
総務企画課
区民課
託麻まちづくりセンター
託麻総合出張所
秋津まちづくりセンター
東部まちづくりセンター
東区土木センター
総務課
維持課
保健福祉部
福祉課
（福祉事務所）
保護課
（福祉事務所）
保健子ども課
（福祉事務所）
西区役所
区民部
総務企画課
区民課
西部まちづくりセンター
河内まちづくりセンター
河内総合出張所
芳野分室
河内交流室
花園まちづくりセンター
西区土木センター
総務課
維持課
河内分室
保健福祉部
福祉課
（福祉事務所）
保護課
（福祉事務所）
保健子ども課
（福祉事務所）
南区役所
区民部
総務企画課
区民課
富合まちづくりセンター
飽田まちづくりセンター
天明まちづくりセンター
天明総合出張所
幸田まちづくりセンター
幸田総合出張所
城南まちづくりセンター
城南総合出張所
城南交流室
南部まちづくりセンター
南区土木センター
総務課
維持課
城南地域整備室
保健福祉部
福祉課
（福祉事務所）
保護課
（福祉事務所）
保健子ども課
（福祉事務所）
北区役所
区民部
総務企画課
区民課
植木まちづくりセンター
北部まちづくりセンター
清水まちづくりセンター
清水総合出張所
龍田まちづくりセンター
龍田総合出張所
北区土木センター
総務課
維持課
植木地域整備室
保健福祉部
福祉課
（福祉事務所）
保護課
（福祉事務所）
保健子ども課
（福祉事務所）
消防局
総務部
総務課
管理課
予防部
予防課
指導課
警防部
警防課
情報司令課
救急課
中央消防署
指導課
警防課
出水出張所
東消防署
指導課
警防課
託麻出張所
小山出張所
西消防署
指導課
警防課
田崎出張所
小島出張所
島崎出張所
河内出張所
南消防署
指導課
警防課
川尻出張所
飽田天明出張所
富合出張所
城南出張所
北消防署
指導課
警防課
清水出張所
楠出張所
植木出張所
益城西原消防署
指導課
警防課
西原出張所

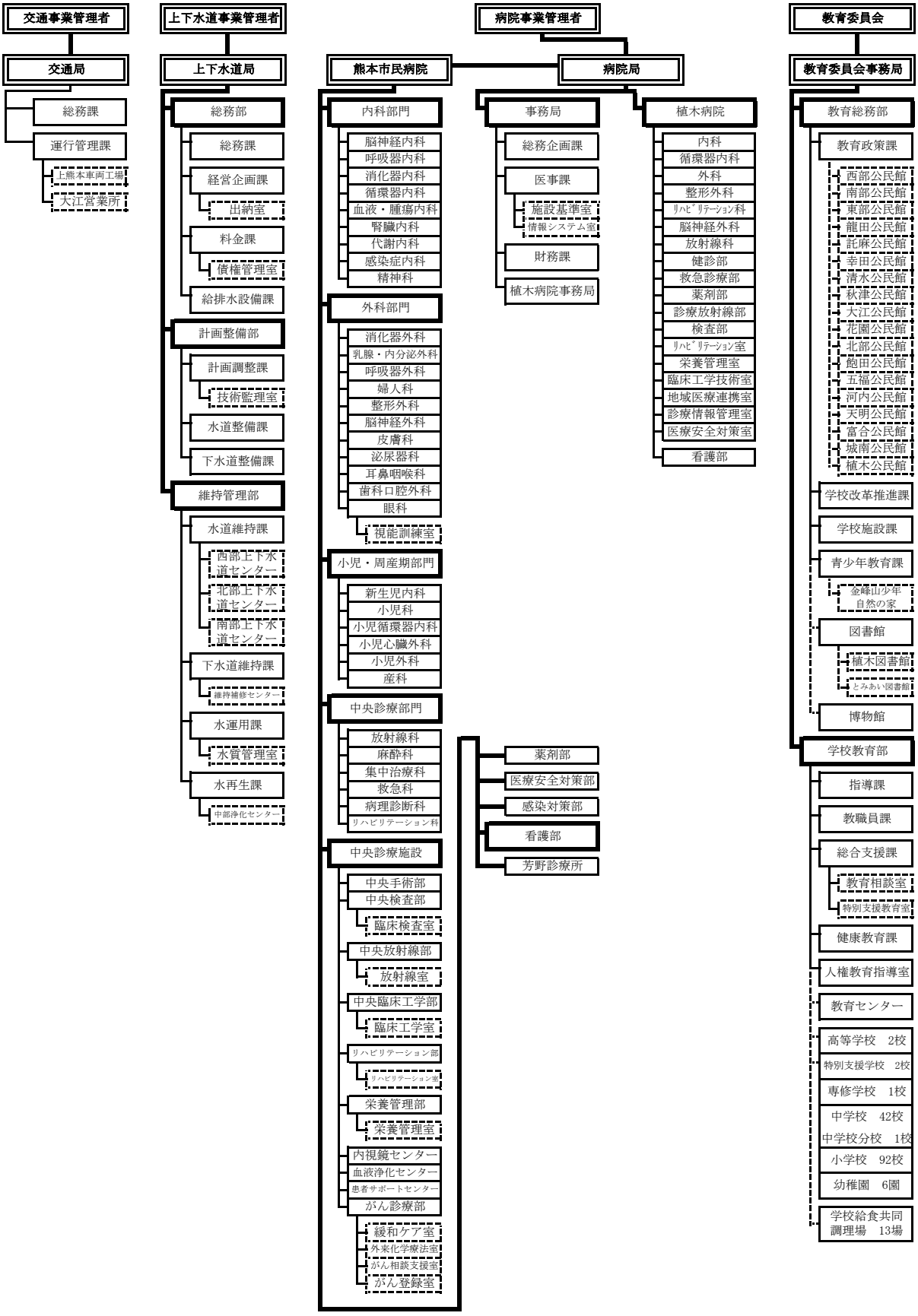
交通事業管理者
交通局
総務課
運行管理課
上熊本車両工場
大江営業所
上下水道事業管理者
上下水道局
総務部
総務課
経営企画課
出納室
料金課
債権管理室
給排水設備課
計画整備部
計画調整課
技術監理室
水道整備課
下水道整備課
維持管理部
水道維持課
西部上下水道センター
北部上下水道センター
南部上下水道センター
下水道維持課
維持補修センター
水運用課
水質管理室
水再生課
中部浄化センター
病院事業管理者
熊本市民病院
病院局
内科部門
脳神経内科
呼吸器内科
消化器内科
循環器内科
血液・腫瘍内科
腎臓内科
代謝内科
感染症内科
精神科
外科部門
消化器外科
乳腺・内分泌外科
呼吸器外科
婦人科
整形外科
脳神経外科
皮膚科
泌尿器科
耳鼻咽喉科
歯科口腔外科
眼科
視能訓練室
小児・周産期部門
新生児内科
小児科
小児循環器内科
小児心臓外科
小児外科
産科
中央診療部門
放射線科
麻酔科
集中治療科
救急科
病理診断科
リハビリテーション科
中央診療施設
中央手術部
中央検査部
臨床検査室
中央放射線部
放射線室
中央臨床工学部
臨床工学室
リハビリテーション部
リハビリテーション室
栄養管理部
栄養管理室
内視鏡センター
血液浄化センター
患者サポートセンター
がん診療部
緩和ケア室
外来化学療法室
がん相談支援室
がん登録室
事務局
総務企画課
医事課
施設基準室
情報システム室
財務課
植木病院事務局
植木病院
内科
循環器内科
外科
整形外科
リハビリテーション科
脳神経外科
放射線科
健診部
救急診療部
薬剤部
診療放射線部
検査部
リハビリテーション室
栄養管理室
臨床工学技術室
地域医療連携室
診療情報管理室
医療安全対策室
看護部
薬剤部
医療安全対策部
感染対策部
看護部
芳野診療所
教育委員会
教育委員会事務局
教育総務部
教育政策課
西部公民館
南部公民館
東部公民館
龍田公民館
託麻公民館
幸田公民館
清水公民館
秋津公民館
大江公民館
花園公民館
北部公民館
飽田公民館
五福公民館
河内公民館
天明公民館
富合公民館
城南公民館
植木公民館
学校改革推進課
学校施設課
青少年教育課
金峰山少年自然の家
図書館
植木図書館
とみあい図書館
博物館
学校教育部
指導課
教職員課
総合支援課
教育相談室
特別支援教育室
健康教育課
人権教育指導室
教育センター
高等学校　2校
特別支援学校　2校
専修学校　1校
中学校　42校
中学校分校　1校
小学校　92校
幼稚園　6園
学校給食共同調理場　13場

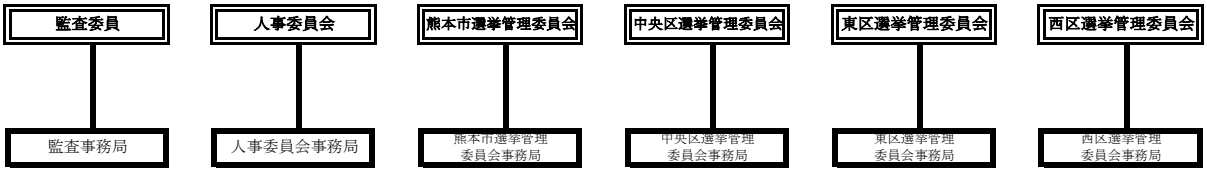
監査委員
監査事務局
人事委員会
人事委員会事務局
熊本市選挙管理委員会
熊本市選挙管理
委員会事務局
中央区選挙管理委員会
中央区選挙管理
委員会事務局
東区選挙管理委員会
東区選挙管理
委員会事務局
西区選挙管理委員会
西区選挙管理
委員会事務局

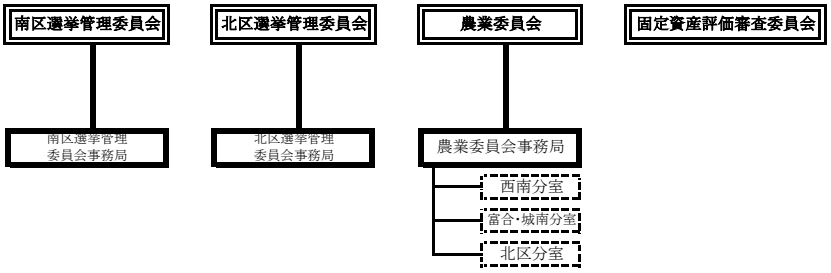

	職員数		組織数				備考
	人数	定数	局相当	部相当	課相当	課内室等	
議会局	27	28	1	0	3	0	
会計総室	18	3,742	0	1	0	0	職員数：令和3年4月1日現在 組織数：令和3年4月1日現在
政策局	95		1	4	5	0	
総務局	176		1	2	10	3	
財政局	255		1	2	7	5	
文化市民局	169		1	4	10	2	
健康福祉局	741		1	4	21	6	
環境局	329		1	2	12	4	
経済観光局	179		1	3	9	4	
農水局	151		1	3	8	6	
都市建設局	434		1	4	21	4	
都市政策研究所	4		0	1	0	0	
区役所	1,139		5	10	48	25	
消防局	801	810	1	3	13	12	
交通局	77	150	1	0	2	2	
上下水道局	363	520	1	3	11	9	※組織数に係る特記事項 （病院局） 事務局のみ計上 （教育委員会事務局） 学校、幼稚園、共同調理場を除く
病院局	717	790	1	1	4	2	
教育委員会事務局	4,127	4,665	1	2	12	5	
監査事務局	16	17	0	1	0	0	
人事委員会事務局	12	16	0	1	0	0	
市選挙管理委員会事務局	8	22	0	1	0	0	
区選挙管理委員会事務局			0	5	0	0	
農業委員会事務局	27	35	0	1	0	3	
総　計	9,865	10,795	20	58	196	92	

２　情報公開・個人情報保護（法制課）

（１）情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成１０年（１９９８年）１０月１日に施行した。

平成１１年（１９９９年）１０月１日からは、議会が実施機関に加わった。

ア　目的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティー）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ　実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ　開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ　文書等の開示を請求できるもの

情報開示請求には資格制限はなく、何人も文書等の開示請求が可能としている。

（２）令和元年度（２０１９年度）及び令和２年度（２０２０年度）情報公開制度の実施状況

（平成３１年（２０１９年）４月１日～令和３年（２０２１年）３月３１日）

ア　開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況　　（単位　件）

開示請求件数		処理状況									
		開示	部分開示	請求拒否					合計	取下げ	却下
				不開示	存否不回答	不存在	その他	小計			
令元	1,455	807	645	18	6	63	1	88	1,540	19	0
令２	1,319	721	584	5	12	48	0	65	1,370	27	0

※1 件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第９条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権がない者からの請求について、却下したもの等をいう。

イ　審査請求の件数及び令和元年度（２０１９年度）及び令和２年度（２０２０年度）の処理状況

過去５年間の審査請求の件数　　（単位　件）

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
7	1	5	2	4

令和元年度（２０１９年度）及び令和２年度（２０２０年度）の処理状況

（単位　件）

年度	処　理　状　況			
	裁決	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
令和元年度	2	3	2	0
令和2年度	4	0	5	0

（注）処理状況の各件数には、当該年度以前から出されていた審査請求に関する処理状況の件数を含む。

（３）個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例は、平成１４年（２００２年）４月１日に施行した。

この制度は､熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、自己の個人情報について開示・訂正などを求める権利を保障している。

ア　個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ　個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ　実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

（４）令和元年度（２０１９年度）及び令和２年度（２０２０年度）個人情報保護制度の実施状況

（平成３１年（２０１９年）４月１日～令和３年（２０２１年）３月３１日）

ア　開示請求件数及びその処理状況

(単位　件)

開示請求件数		処　理　状　況						
		開示	一部開示	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
令元	101	52	45	4	18	0	1	0
令２	146	60	62	8	35	1	3	2

※1 件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※一部開示決定とは､開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし､その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第 17 条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ　審査請求の件数及び令和元年度（２０１９年度）及び令和２年度（２０２０年度）の処理状況

過去５年間の審査請求の件数

（単位　件）

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0	2	0	0	7

令和元年度（２０１９年度）及び令和２年度（２０２０年度）の処理状況

（単位　件）

年度	処　理　状　況			
	裁決	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
令和元年度	0	0	0	0
令和2年度	1	0	5	0

ウ　訂正請求及び利用停止請求の状況　（単位　件）

年度	訂正請求		利用停止請求	
	請求件数	処理状況	請求件数	処理状況
令元	0		3	利用不停止 3
令２	4	訂正　3 一部訂正　2 非訂正　4	1	利用不停止 1

※1 件の訂正請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、訂正請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

３　市役所改革（改革プロジェクト推進課）

（１）概要

本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等による将来的な経営資源の制約が懸念される中、持続可能な市政運営を推進し、「上質な生活都市」を実現するために、質の高いサービスを提供できる「市民満足度の高い市役所」、職員にとって働きやすい「職員満足度の高い市役所」に向けた取組や、事務事業の徹底的な見直しや受益者負担の見直し、新たな財源のかん養等による行政資源の最適化に向けた取組を実施する。

（２）取組の視点

ア　市民起点による質の高いサービスを提供するための『仕事改革』

市民サービスが多様化する中、「これまでこうやってきたから」という前例踏襲のやり方や市役所のルールを、あらためて「市民起点、思い込みの転換、目的への立ち返り」等の観点で見直すことにより、サービス改善や業務の効率化を推進する。

イ　働きがい、働きやすさに繋げるための『働き方改革』

職員が働きがいを感じ、持てる能力を最大限発揮できるように、職員の日々の業務で抱える課題を解決できるような環境整備を推進する。

ウ　組織風土・文化を変革するための『人づくり改革』

目指すべき職員像の実現に向け、管理職のマネジメント能力の向上、改革インフルエンサーとなりうる中堅・若手職員の育成等の取組を推進する。

エ　社会経済情勢の変化に対応していくための『リソースの最適化』

適切な行政サービスを持続的に提供できる市政運営体制を構築していくため、総人件費の抑制や歳入歳出両面における収支改善等、限られた経営資源の最適化に向けた取組を推進する。

４　指定管理者制度

概況

公の施設については、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていたが、多様化・複雑化する市民ニーズへ的確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成１５年（２００３年）６月に地方自治法が改正され「指定管理者制度」が創設された。

熊本市は、平成１６年（２００４年）８月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を策定し、この指針に基づき適切な運用を図っている。

指定管理者制度の導入状況〔令和３年（２０２１年）４月１日現在〕

（１）公募により指定管理者を選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
平29	熊本市男女共同参画センターはあもにい	平24.4	1	男女共同参画課	はあもにい管理運営共同企業体	平29.4.1～令4.3.31
	熊本市健軍文化ホール	平24.4	1	文化政策課	（一財）熊本市文化スポーツ財団	平29.4.1～令4.3.31
	戸島ふれあい広場	平25.9	1	環境施設課	戸島ふれあい広場管理運営共同企業体	平29.4.1～令4.3.31
	扇田ふれあい広場	平25.9	1	環境施設課	田上アクト共同企業体	平29.4.1～令4.3.31
	熊本市勤労者福祉センター	平18.4	1	経済政策課しごとづくり推進室	（一財）熊本市勤労者福祉センター	平29.4.1～令4.3.31
	水前寺江津湖公園	平24.4	1	東区土木センター維持課	（一社）熊本市造園建設業協会	平29.4.1～令4.3.31
平30	熊本市民会館	平30.4	1	文化政策課	（一財）熊本市文化スポーツ財団	平30.4.1～令5.3.31
	熊本市斎場	平25.4	1	健康福祉政策課	熊本Ｍ・Ｋ・Ｇ斎場管理共同企業体	平30.4.1～令5.3.31
	熊本市水の科学館	平18.4	1	上下水道局経営企画課	（公財）熊本市上下水道サービス公社	平30.4.1～令5.3.31
	熊本市立城南図書館	平26.3	1	教育委員会事務局熊本市立図書館	城南図書館管理運営共同企業体	平30.4.1～令5.3.31
	熊本市城南児童館	平26.3	1	子ども支援課		
令1	熊本市植木健康福祉センター	平21.4	1	健康福祉政策課	かがやき館管理運営共同企業体	平31.4.1～令6.3.31
	熊本市お達者文化会館	平18.4	3	高齢福祉課	介護予防支援施設管理運営共同企業体	平31.4.1～令4.3.31
	熊本市南部万年青会館	平18.4				
	熊本市東部はつらつ交流会館	平18.4				
	熊本市障害者福祉センター希望荘	平18.4	1	障がい保健福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平31.4.1～令6.3.31
	熊本市東部堆肥センター	平31.4	1	水保全課	東部堆肥センター管理運営共同企業体	平31.4.1～令4.3.31
	熊本城ホール	平31.4	4	誘致戦略課	熊本城ホール運営共同事業体	平31.4.1～令6.3.31
	熊本市辛島公園地下駐車場	平18.4				
	熊本市辛島公園地下通路	平26.4				
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場(施設)	平18.4				
	熊本市総合体育館・青年会館	平18.4	9	スポーツ振興課	（一財）熊本市文化スポーツ財団	平31.4.1～令6.3.31
	熊本市総合屋内プール	平18.4				
	南部総合スポーツセンター	平18.4				
	託麻スポーツセンター	平18.4				
	田迎公園運動施設	平18.4				
	水前寺競技場	平18.4				
	水前寺野球場	平18.4				
	植木中央公園運動施設	平31.4				
	城南総合スポーツセンター	平31.4				
	熊本市城南地域物産館	平26.10	1	西南部農業振興センター農業振興課	九州綜合サービス 株式会社	平31.4.1～令6.3.31
	白川公園	平31.4	2	中央区まちづくりセンター	白川公園複合施設管理運営共同企業体	平31.4.1～令6.3.31
	中央公民館					

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令2	熊本市くまもと工芸会館	平17.4	1	文化政策課	くまもと工芸協会共同企業体	令2.4.1～令7.3.31
	熊本市夢もやい館	平19.4	1	健康福祉政策課	夢もやい館管理運営共同企業体	令2.4.1～令7.3.31
	熊本市森林学習館	平18.4	1	環境共生課	森林学習館管理運営共同企業体	令2.4.1～令5.3.31
	熊本市流通情報会館	平17.4	1	商業金融課	熊本流通団地協同組合	令2.4.1～令7.3.31
	熊本市食品交流会館	平17.4	1	産業振興課	株式会社 フードパル熊本	令2.4.1～令7.3.31
	公営住宅（中央区・北区・西区）	平18.4	70	市営住宅課	熊本市営住宅管理(中央･北･西)共同企業体	令2.4.1～令7.3.31
	改良住宅（中央区・北区・西区）	平18.4	4			
	単独住宅（中央区・北区・西区）	平18.4	3			
	特定優良賃貸住宅（中央区・北区・西区）	平18.4	1			
	小集落改良住宅（中央区・北区・西区）	平18.4	2			
	公営住宅(東区・南区)	平18.4	49	市営住宅課	熊本市営住宅管理センター共同企業体	令2.4.1～令7.3.31
	改良住宅(東区・南区)	平18.4	4			
	単独住宅(東区・南区)	平18.4	2			
	小集落改良住宅(東区・南区)	平18.4	1			
令3	熊本市祖崇廟納骨堂	平20.4	1	人権政策課	（公社）熊本市シルバー人材センター	令3.4.1～令6.3.31
	熊本市南部在宅福祉センター	平18.4	1	健康福祉政策課	（社福）熊本市社会福祉事業団	令3.4.1～令6.3.31
	熊本市東部在宅福祉センター	平18.4	1	健康福祉政策課	東部福祉センター管理運営共同企業体	令3.4.1～令6.3.31
	熊本市東老人福祉センター	平18.4	1	高齢福祉課		
	熊本市老人福祉センター（北・西・南・川上・河内・天明）	平18.4	6	高齢福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	令3.4.1～令6.3.31
	熊本市城南老人福祉センター	平23.4	2	高齢福祉課	パブリック・オカムラ管理運営共同企業体	令3.4.1～令6.3.31
	熊本市富合老人福祉センター	平25.1				
	西部交流センター	平30.4	1	環境施設課	西部交流センター管理運営共同企業体	令3.4.1～令6.3.31
	東部交流センター	平19.4	1	東部環境工場	東部交流センター管理運営共同企業体	令3.4.1～令8.3.31
	熊本市植木地域農産物の駅	平28.11	1	北東部農業振興センター農業振興課	有限会社 三河屋スーパー	令3.4.1～令8.3.31
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場（運営）	平18.4	－	交通政策課自転車利用推進室	株式会社 パスート２４	令3.4.1～令6.3.31
	熊本市自転車駐車場	平18.4	4			
	熊本市庁舎北側自転車駐車場	平18.4				
	熊本市上通自転車駐車場	平18.4				
	熊本市庁舎自転車駐車場	平18.4				
	熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場	平24.4	1	交通政策課自転車利用推進室	武蔵塚自転車駐車場管理運営共同企業体	令3.4.1～令6.3.31

（２）非公募により指定管理者を選定した施設

地域密着型施設（※地域住民が専ら使用している施設及び地域住民が構成する団体に委ねる方が効果的な管理運営を行うことができる施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
平30	熊本市九州自然歩道利用拠点施設	平18.4	1	農業政策課 森づくり推進室	九州自然歩道利用拠点施設管理委員会	平30.4.1～令5.3.31
令1	地域コミュニティセンター	平17.4から順次	12	地域活動推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	平31.4.1～令4.3.31
	熊本市老人憩の家	平18.4	128	高齢福祉課	各老人憩の家運営委員会	平31.4.1～令6.3.31
	川尻公会堂	平31.4	1	南部まちづくりセンター	熊本市川尻公会堂運営委員会	平31.4.1～令4.3.31
令2	地域コミュニティセンター	平20.4から順次	9	地域活動推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	令2.4.1～令5.3.31
令3	地域コミュニティセンター	平18.4から順次	54	地域活動推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	令3.4.1～令5.3.31
	熊本市共同利用施設託麻東部会館	平18.4	1	環境政策課	熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会	令3.4.1～令6.3.31
	三山荘	平18.4	1	東部環境工場	熊本市戸島地域環境保全協議会	令3.4.1～令6.3.31

小規模施設（※管理委託費が年間500万円以下の施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令1	熊本市高齢者技能習得センター	平18.4	1	高齢福祉課	（公社）熊本市シルバー人材センター	平31.4.1～令6.3.31
令2	リデル、ライト両女史記念館	平18.4	1	文化財課	リデル、ノット、ライト顕彰会	令2.4.1～令7.3.31

複合型施設（※市の施設を民間施設と複合的に設置する場合であって、当該民間施設を管理する団体に一体的に管理させることにより、利用者の利便性の向上や管理運営に要する経費の削減が図られる施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令3	熊本市西里老人福祉センター	平26.4	1	高齢福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	令3.4.1～令6.3.31

施設利用者が限定されており、当該施設利用者により管理運営されることが合理的な施設（※条例等により、施設を利用することができる者が限定されており、当該施設利用者に施設の管理運営を委ねた方が、効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成することができると認められる施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令3	熊本市職業訓練センター	平18.4	2	経済政策課 しごとづくり推進室	熊本市職業訓練施設管理共同企業体	令3.4.1～令8.3.31
	熊本市事業内高等職業訓練校					

施設の大規模改修、統廃合等が予定される施設（※施設の大規模改修、統廃合等を予定している場合であって、大規模改修等を行うまでの間、現在の指定管理者による管理運営を継続することが合理的であると認められる施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令3	くまもと森都心プラザ	平23.4	1	産業振興課 起業・新産業支援室	くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体	令3.4.1～令4.3.31

事業運営の特殊性が重視される施設（※施設の管理運営において、企画立案等における高度な専門性、長期的な視野に立った人材の育成・確保、及び事業の継続性などを特に必要とし、これらの特殊性からノウハウを有する事業者が限定される施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令1	熊本市国際交流会館	平18.4	1	国際課	（一財）熊本市国際交流振興事業団	平31.4.1～令6.3.31
	熊本市現代美術館	平18.4	1	文化政策課	（公財）熊本市美術文化振興財団	平31.4.1～令6.3.31

ＰＦＩ事業者を指定管理者に選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
22	桜の馬場観光交流施設	平23.3	2	観光政策課	熊本城観光交流サービス 株式会社	平23.3.5～令13.3.31
	桜の馬場観光交流施設駐車場					

5　職員数（人事課）

（令3.4.1現在）

区　　分	定　　数	現　員　数
市　長　事　務　部　局	3,742	3,569
議　会　局	28	27
選　挙　管　理　委　員　会　事　務　局	22	8
監　査　事　務　局	17	16
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	4,665	4,032
人　事　委　員　会　事　務　局	16	10
消　防　局	810	798
農　業　委　員　会　事　務　局	35	27
交　通　局	150	77
上　下　水　道　局	520	358
病　院　局	790	687
計	10,795	9,609

※現員数は、休職職員を除く

6　給与（労務厚生課）

（１）局別職員給料

（令 3.4.1 現在）

区分 / 局別	給料月額（円）			平均年齢	平均勤続年数
	最高	最低	平均		
市長事務部局	566,500	155,300	320,750	41歳11月	17年11月
議会局	494,900	246,500	349,337	43歳 3月	19年11月
選挙管理委員会事務局	456,700	374,700	404,038	53歳 6月	30年 9月
監査事務局	608,000	295,600	381,507	48歳 5月	25年 9月
教育委員会事務局	485,300	155,300	369,685	45歳 3月	17年11月
人事委員会事務局	451,900	221,500	325,258	40歳 4月	17年 8月
消防局	494,900	165,400	315,870	39歳 9月	17年 3月
農業委員会事務局	454,300	234,600	369,637	52歳 2月	28年 6月
交通局	453,500	158,900	325,467	44歳 1月	19年 6月
上下水道局	487,700	155,300	312,964	41歳 7月	18年 1月
病院局	602,400	180,500	329,288	41歳 6月	13年 9月
全体	608,000	155,300	341,061	43歳 2月	17年 8月

※給料月額には、一部、現給保障額を含む

※平均給料月額、平均年齢及び平均勤続年数は、再任用職員、任期付職員及び臨時職員を除いて算出

（２）初任給基準

（令3.4.1現在）

区分	職種	試験		学歴免許等	初任給 級	号給	金額（円）
行政職員給料表	一般	正規の試験	上級職		1	29	190,500
			初級職		1	9	155,300
	保育士			短大卒	1	19	169,400
	獣医師			大学6卒	1	42	207,400
	薬剤師			大学6卒	1	42	207,400
				大学卒	1	29	190,500
	管理栄養士			大学卒	1	29	190,500
				短大卒	1	19	169,400
	給食栄養士			短大卒	1	19	169,400
	保健師			大学卒	1	29	190,500
	助産師			短大3卒	1	25	183,000
	看護師			短大3卒	1	23	178,000
				短大2卒	1	19	169,400
	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士 視能訓練士			大学卒	1	28	188,600
				短大3卒	1	24	180,500
	歯科衛生士			短大3卒	1	24	180,500
				短大2卒	1	19	169,400
				高校専攻科卒	1	15	162,700
	学芸員			大学卒	1	29	190,500
	その他			大学卒	1	29	190,500
				短大卒	1	19	169,400
				高校卒	1	9	155,300
業務職給料表	業務職			高校卒	1	17	149,100
				中学卒	1	9	141,100
消防職給料表	上級消防職	正規の試験	上級職		1	37	200,500
	初級消防職		初級職		1	17	165,400
医療職給料表（一）	医師 歯科医師			博士課程修了	1	25	334,100
				大学6卒	1	1	249,800
教育職員給料表（一）	教諭 養護教諭 栄養教諭 教員			博士課程修了	2	33	272,500
				修士課程修了 専門職学位課程修了	2	17	232,500
				大学卒	2	5	210,800
				短大卒	1	15	185,700
	助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 教員			大学卒	1	25	206,800
				短大卒	1	15	185,700
				高校卒	1	5	166,100
教育職員給料表（二）	教諭 養護教諭 栄養教諭			博士課程修了	2	45	272,500
				修士課程修了 専門職学位課程修了	2	29	232,500
				大学卒	2	17	210,800
				短大卒	2	7	188,600
	助教諭 養護助教諭 講師			大学卒	1	25	206,800
				短大卒	1	15	185,700
				高校卒	1	5	166,100

（３）特別職の給料及び報酬

区　　分	現行給料月額（円）	適用年月日	改正前給料月額（円）	適用年月日
市　長	1,190,000	平31. 4. 1	1,188,000	平30. 4. 1
副市長	947,000	〃	946,000	〃
常勤監査委員	690,000	〃	689,000	〃
企業管理者(水道･病院)	705,000	〃	704,000	〃
企業管理者(交通)	635,000	〃	634,000	〃
教育長	705,000	〃	704,000	〃

区　　分		現行報酬額（円）	適用年月日	改正前報酬額（円）	適用年月日
教育委員会	委　　員	月　額　126,000	平31. 4. 1	88,000	平16. 4. 1
監査委員	識見を有する者のうちから選任された監査委員（非常勤）	月　額　137,000	平16. 4. 1	139,000	平10. 4. 1
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月　額　71,000	〃	72,000	〃
人事委員会	委　員　長	月　額　165,000	〃	167,000	〃
	委　　員	月　額　139,000	〃	140,000	〃
市の選挙管理委員会	委　員　長	月　額　90,000	〃	92,000	〃
	委　　員	月　額　59,000	〃	60,000	〃
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日　額　10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
区の選挙管理委員会	委　員　長	月　額　60,000	平24.4.1	－	－
	委　　員	月　額　40,000	〃	－	－
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日　額　10,000	〃	－	－
投票管理者（期日前投票所の投票管理者を除く）及び開票管理者		1回につき13,000	平10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選　挙　長		1回につき13,000	〃	11,000	〃
投票立会人（期日前投票所の投票立会人を除く）、開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	〃	10,000	〃
期日前投票所の投票管理者		1回につき12,000	平15.12.22	－	－
期日前投票所の投票立会人		1回につき10,000	平15.12.22	－	－
固定資産評価審査委員会委員		日　額　10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
農業委員会	会　　長	月　額　90,000	平16. 4. 1	92,000	平10. 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月　額　59,000	〃	60,000	〃
	部会の委員及びその他の委員	月　額　55,000	〃	56,000	〃
	農地利用最適化推進委員	月　額　50,000	平29.9.22	－	－
その他の非常勤の職員		※1	平 9. 4. 1	※2	昭63. 4. 1

※1　上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあっては 300,000 円、月額報酬にあっては 250,000 円、日額報酬にあっては 10,000 円、時間額報酬にあっては 3,000 円（医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあっては 400,000 円、月額報酬にあっては 600,000 円、日額報酬にあっては 30,000 円）を超えない範囲内で、規則で定める

※2　予算の範囲内において市長が定める額

（４）旅費（熊本市職員等の旅費支給に関する条例（抜すい））

区　　分		鉄　道　賃	船　賃	日当：円（1日につき）	宿泊料：円（1夜につき）	食卓料：円（1夜につき）
1号	市長・副市長	運賃の等級を2階級に区分する線路にあっては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあってはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金（特別車両料金にあっては、1号区分の適用を受ける者に限る。）	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあっては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあっては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあっては鉄道運賃に同じ。	3,300	16,500	3,300
2号	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・7級及び8級の職務にある者			2,600	13,100	2,600
3号	1級から6級までの職務にある者			2,200	10,900（規則で定める地域に宿泊する場合は、13,100）	2,200

（注）1　普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。

2　船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。

3　「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第3条第2項第1号に規定する行政職員給料表による当該級の職務及び行政職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

７　契約（契約政策課・工事契約課）

入札・契約制度については、これまで条件付一般競争入札の導入及び拡大等、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。

平成１９年度（２００７年度）から試行している工事等の総合評価方式による発注については、平成２４年度（２０１２年度）から、発注標準額及び落札制限を設定し、熊本市建設工事総合評価一般競争入札を本格実施し、令和２年度（２０２０年度）は２３４件で実施した。今後とも入札・契約事務の更なる適正化はもとより、工事品質の確保等にも努めていく。

（１）競争入札有資格者（令和３年度（２０２１年度））※業者数は実数

	工　事	委託その他
県内業者（社）	1,133	524
県外業者（社）	564	473
計	1,697	997

（２）契約件数及び金額（令和２年度（２０２０年度））（単位　千円）

	件　数	金　額
工事請負契約	951	47,533,660
測量等委託	604	5,676,905
保守点検	85	246,735
計	1,640	53,457,300

（３）契約額及び件数・業種別集計表

(単位　千円)

年度	土木一式工事		建築一式工事		電気工事		管工事	
	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
H28	15,518,197	292	6,467,062	74	1,915,308	65	2,127,769	80
H29	18,174,935	297	14,366,707	118	3,141,559	77	4,541,672	140
H30	23,467,305	301	12,228,264	64	3,432,481	83	1,749,491	57
R1	21,742,811	310	5,964,649	41	1,886,708	78	1,380,365	51
R2	19,904,591	281	4,388,507	61	4,093,418	91	2,320,342	53
年度	舗装工事		造園工事		水道施設工事		その他工事	
	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
H28	4,135,017	92	703,190	33	3,551,963	65	6,518,021	203
H29	1,641,848	54	851,157	18	3,302,723	58	6,924,138	250
H30	1,949,973	58	213,174	7	4,377,779	52	6,147,470	251
R1	3,325,820	93	577,789	12	2,583,424	36	9,327,618	289
R2	2,660,986	87	829,852	18	2,645,895	42	10,690,069	318
年度	測量等業務		保守点検		合　計			
	契約額	件数	契約額	件数	契約額		件数	
H28	6,218,850	771	182,868	83	47,338,245		1,758	
H29	5,193,419	545	173,139	80	58,311,297		1,637	
H30	4,704,785	515	282,330	89	58,553,052		1,477	
R1	5,572,665	560	226,494	76	52,588,343		1,546	
R2	5,676,905	604	246,735	85	53,457,300		1,640	

※造園・花苗業務委託については測量等委託で計上するもの。

８　情報化推進（情報政策課）

Society5.0 の実現に向けて、本市においてもＩＣＴ（情報通信技術）を市政運営に効果的・効率的に活用できるスマート自治体への転換が求められている。市民向け及び職員向け情報システムの安定稼働と情報セキュリティ対策の確実な維持に取り組みながら、市民サービスの向上及び行政運営の更なる効率化を図るため、デジタル先端技術を積極的に導入した情報化施策を推進していく必要がある。

今後、ＩＣＴに関する技術革新は加速度的に進むことが予想され、時代に即した柔軟な情報化施策が求められることから、国が示す情報化戦略と整合を図りながら全庁的な情報化を推進していく。

（１）電子自治体推進事業

市民ニーズの多様化や今般のコロナ禍を踏まえ、行政サービスのデジタル化は急務と捉えており、令和２年（2020 年）11 月に全庁的にデジタル化を推進するための「熊本市行政サービスＤＸアクションプラン」を策定した。

個別取組として、押印・書面・対面主義の見直し、行政手続オンライン化、リモートワーク・オンライン会議促進、基幹系業務システムの標準化など９つの施策を重点的に掲げ、国の情報化戦略等と整合を図りながら、行政サービスのデジタル化に取り組んでいる。

ア　電子申請

熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会が運営主体となって、「熊本県・市町村共同システム“電子申請サービス”」を運用しており、順次手続きの電子化推進及び利用拡大を進めている。

イ　デジタル技術の利活用

ＡＩやＲＰＡといった先端技術の導入による行政運営の効率化、携帯情報端末アプリなどのＩＣＴを活用した市民サービス向上に向けた施策に取り組んでいる。

（２）庁内ネットワーク整備事業

ア　目的

庁内ネットワーク（略称を「Ｃネット」という。）の安定運用はもとより、情報技術を取り巻く環境の進展や、職員の多様な働き方に対応した情報基盤の最適化を図ることで、行政運営の更なる高度・効率化を図る。

イ　システムの概要

庁内ネットワーク（Ｃネット）は、平成１３年４月から運用開始し、平成２５年の更改を経て、平成２８年度にはセキュリティ強靭化を図った。

平成３０年４月３日には、日本マイクロソフトから技術的なアドバイスを受け「クラウドソリューションを活用した働き方改革基盤構築プロジェクト」を進めることを発表し、同年に実施したサーバ更改では、職員の場所にとらわれない働き方を実現する第一歩として、庁内無線 LAN 環境整備、仮想化サーバを経由したＣネットへの接続環境の構築、BYOD（私用端末の業務利用）を開始した。

ウ　テレワーク環境の整備について

令和２年度には、新型コロナウイルス感染症や様々な危機事象への対応、さらには新しい生活様式も見据えた働き方改革を推進するため、庁外からでも庁内のネットワークシステムにアクセス可能な環境を整備し、業務用モバイル端末約 3000 台を活用することで、庁内ネットワーク（Ｃネット）利用環境下でのテレワークが実施可能となった。

（３）総合行政情報システム

ア　情報システムの現状

①　目的

質の高い行政運営を推進することを目的とし、コンピュータの持つ優れた情報処理機能や高速演算機能を、これらを適用できる行政の各分野に有効適切に利することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化を図る。

②　システムの概要

総合行政情報システム（略称を「Ａネット」という。）は、昭和６１年以降、汎用機（ホストコンピュータ）で、開発・稼動していた各業務システムを再構築したものである。再構築にあたっては、「市民サービスの向上」「業務の改善」「開発・運用･保守にかかる費用の適正化」「情報セキュリティの確保」を基本方針とした総合行政情報システム全体の最適化基本計画を平成２１年度に策定し、平成２４年４月の政令指定都市移行、同年７月の住民基本法改正等を踏まえ、平成２４年度に共通基盤システム及び住民情報系システムが稼動した。その後、平成２５年度の共通基盤システム及び住民情報系システム（戸籍、住基ネット、住居表示証明／就学、選挙）の二次構築分、平成２７年度の保険料系システム、平成２８年度の福祉系システム、平成３０年度の税務系システムの稼働により、汎用機からの移行を完了した。

現在、総合行政情報システムと平成１９年度に稼働した保健福祉情報ネットワークシステム（以下「ＨＡＷネット」という。）を合わせて「基幹系システム」と称し、合計４６業務が稼動している。

さらに、社会保障・税番号制度（マイナンバー）にも対応しており、毎年度実施されるデータ標準レイアウト改版の対応も行っている。

運用にあたっては、サーバと本庁、各区役所・総合出張所等の出先機関を専用の通信回線によりオンライン接続するほか、大量の帳票出力やデータの一括更新等はバッチ処理を実施している。

イ　基幹系システム稼動業務一覧

①　Ａネット

稼動年度	番号	業務名
平成 24	1	共通基盤
	2	住民記録／印鑑登録
平成 25	3	戸籍
	4	住基ネット
	5	住居表示証明／就学
平成 26	6	選挙
平成 27	7	国民健康保険
	8	介護保険
	9	国民年金
平成 28	10	生活保護
	11	児童手当
	12	児童扶養手当
	13	ひとり親家庭等医療費助成
	14	母子父子寡婦福祉資金貸付
	15	子ども医療費助成
	16	重度心身障がい者医療費助成
	17	養護老人ホーム入所措置

稼動年度	番号	業務名
平成 29	18	個人住民税
	19	固定資産税
平成 30	20	軽自動車税
	21	法人市民税
	22	事業所税
	23	市たばこ税
	24	入湯税
	25	税収滞納管理

②　ＨＡＷネット

稼動年度	番号	業務名
平成 19	1	障がい者福祉
	2	障がい者手当
	3	障がい者支援
平成 20	4	総合相談
	5	子育て医療給付
	6	子育て支援
	7	高齢者福祉
	8	手帳交付管理
	9	更生医療給付
	10	精神通院医療
	11	貸付金（災害援護）
	12	さくらカード管理
	13	健康管理
	14	予防接種管理

稼動年度	番号	業務名
平成 24	15	扶養共済
	16	更生相談
平成 26	17	臨時福祉給付金
	18	子ども子育て支援
平成 27	19	障がい者自立支援
平成 30	20	難病管理システム
	21	就学奨励費補助金システム

ウ　情報システムの将来

①　基幹系業務システムの標準化

国が作成する基幹系業務システムの標準仕様書へ必要な提言を行いつつ、システムの導入・維持管理経費の適正化等に向けて、基幹系システム群の速やかな標準化を進める。

（４）情報セキュリティ対策

ア　セキュリティポリシーの策定

各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩、データの破損や不正な書き換え等が発生した場合に極めて重大な結果を招く情報が多数含まれており、情報資産及び情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御することが、市民の財産、プライバシーを守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するために講ずべき情報セキュリティ対策をとりまとめた、本市の情報セキュリティポリシーとなる「熊本市情報セキュリティ基本方針」及び「熊本市情報セキュリティ対策基準」を平成１９年１月に策定し、改訂を重ねながら、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。（令和３年４月施行）

イ　情報セキュリティ監査

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、平成１９年度から計画的に監査を実施し、各情報システムのセキュリティ対策の状況を評価のうえ、各種対策の見直し等を行っている。

９　統計（総務課）

（１）基幹統計調査の実施

主な基幹統計調査

調査名	調査年次	調査内容
国勢調査（総務省）	5 年毎	日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。
住宅・土地統計調査（総務省）	5 年毎	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。
就業構造統計調査（総務省）	5 年毎	国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。
農林業センサス（農林水産省）	5 年毎	農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。
全国家計構造調査（総務省）	5 年毎	国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。
漁業センサス（農林水産省）	5 年毎	漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。
経済センサスー基礎調査 経済センサスー活動調査 （総務省、経済産業省）	それぞれ5年毎	経済活動の実態を経理的側面から捉えようとするもの。従来大きく区分された産業分野毎に、異なる年次及び周期で実施されていたものを統一して実施し、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計の整備及び統計精度の向上を図る。 事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査、工業統計調査等が経済センサスに統廃合される予定である。
学校基本調査（文部科学省）	毎年	学校に関する基本的事項を調査し，学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

（２）統計データの管理

基幹統計調査等の統計調査結果を速やかに公表するとともに、諸施策の基礎資料とするための各種統計調査結果報告書や市独自の統計書等を以下のとおり作成している。

（統計調査結果報告書）

① 熊本市の人口（国勢調査結果）
② 経済センサスー活動調査結果
　（事業所等に関する集計結果）
③ 熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）
④ 熊本市の農業（農林業センサス結果報告書）

（市独自の統計データ）

① 市勢要覧
② 熊本市統計書
③ 熊本市産業連関表

なお、市が管理している統計データの一部については、市ホームページ上で閲覧が可能であり、併せて、本市の人口・世帯数についても、最新の住民基本台帳人口を基に、年齢別や校区別、町丁別等、複数の条件において検索する事が出来るシステムを構築している。

１０　財政（財政課）

（１）　令和３年度（２０２１年度）当初予算図表

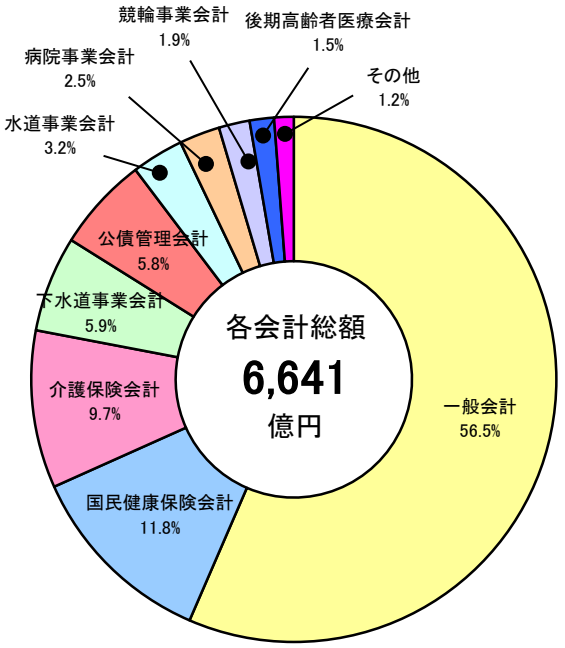

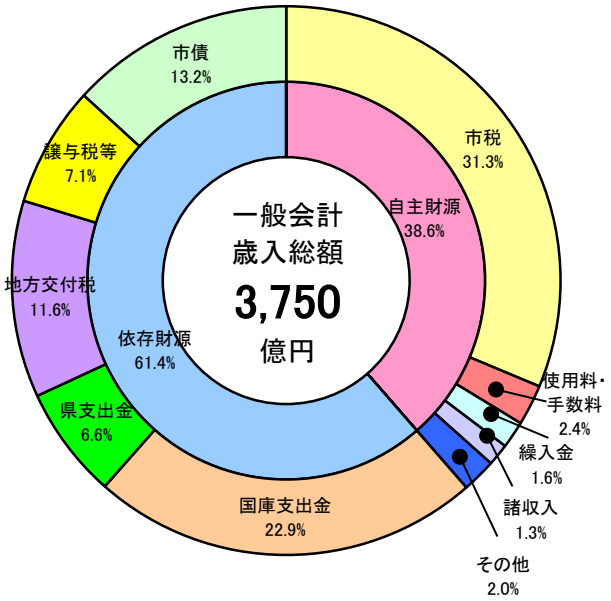

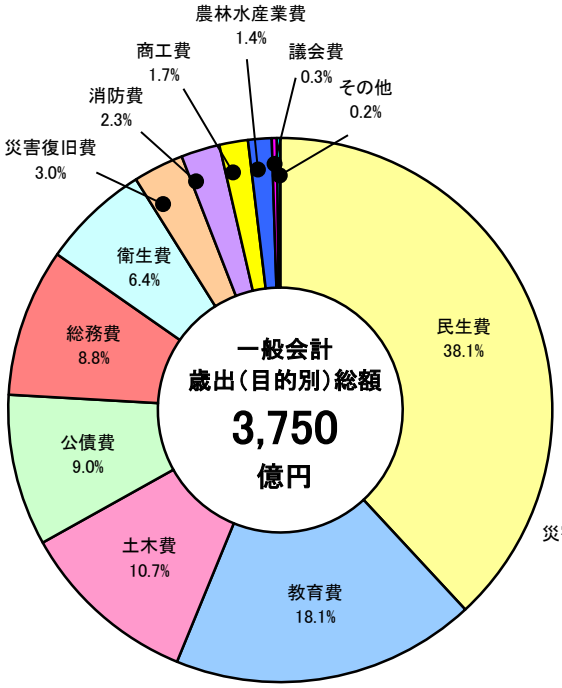

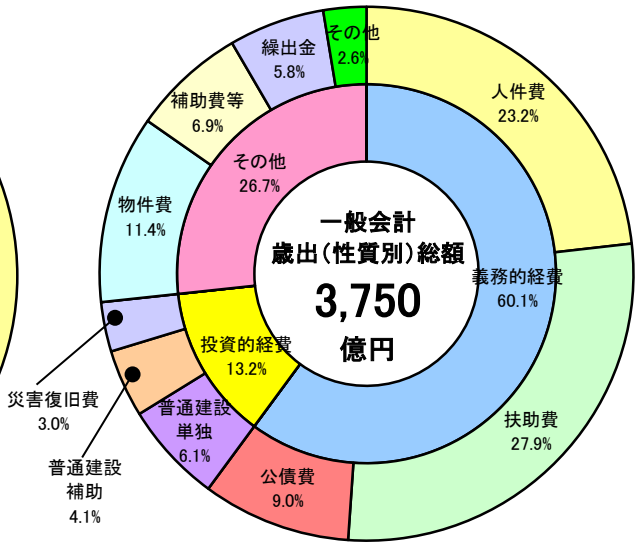

（２）当初予算総括表

（単位：千円）

年度 / 会計名	令和2年度（2020年度）（A）	構成比（%）	令和3年度（2021年度）（B）	構成比（%）	比較（B－A）	伸率（%）
一般会計	365,100,000	56.0	375,000,000	56.5	9,900,000	2.7
特別会計	204,907,871	31.5	208,651,712	31.4	3,743,841	1.8
国民健康保険会計	78,873,803	12.1	78,340,876	11.8	△ 532,927	△ 0.7
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	180,000	0.0	170,000	0.0	△ 10,000	△ 5.6
介護保険会計	63,569,820	9.8	64,678,133	9.7	1,108,313	1.7
後期高齢者医療会計	9,691,059	1.5	10,060,119	1.5	369,060	3.8
農業集落排水事業会計	389,744	0.1	370,270	0.1	△ 19,474	△ 5.0
産業振興資金会計	3,508,000	0.5	3,508,000	0.5		0.0
競輪事業会計	12,081,942	1.8	12,509,056	1.9	427,114	3.5
公共用地先行取得事業会計	103,171	0.0	101,108	0.0	△ 2,063	△ 2.0
熊本駅西土地区画整理事業会計	442,276	0.1		0.0	△ 442,276	皆減
植木中央土地区画整理事業会計	393,684	0.1	331,555	0.1	△ 62,129	△ 15.8
奨学金貸付事業会計	118,100	0.0	114,600	0.0	△ 3,500	△ 3.0
公債管理会計	35,556,272	5.5	38,467,995	5.8	2,911,723	8.2
一般会計・特別会計合計	570,007,871	87.5	583,651,712	87.9	13,643,841	2.4
企業会計	81,190,067	12.5	80,492,271	12.1	△ 697,796	△ 0.9
病院事業会計	16,702,327	2.6	16,749,032	2.5	46,705	0.3
水道事業会計	20,320,029	3.1	20,913,379	3.2	593,350	2.9
下水道事業会計	40,780,803	6.3	39,277,352	5.9	△ 1,503,451	△ 3.7
工業用水道事業会計	7,308	0.0	8,176	0.0	868	11.9
交通事業会計	3,379,600	0.5	3,544,332	0.5	164,732	4.9
総計	651,197,938	100.0	664,143,983	100.0	12,946,045	2.0

（３）一般会計当初予算性質別集計表

（単位：千円）

性質別＼年度	令和2年度（2020年度）（A）	構成比(%)	令和3年度（2021年度）（B）	構成比(%)	比較（B−A）	伸率(%)
人件費	86,206,990	23.6	87,030,631	23.2	823,641	1.0
扶助費	102,294,114	28.0	104,532,594	27.9	2,238,480	2.2
公債費	30,257,087	8.3	33,633,858	9.0	3,376,771	11.2
義務的経費	218,758,191	59.9	225,197,083	60.1	6,438,892	2.9
普通建設（補助）	22,465,851	6.2	15,470,614	4.1	△ 6,995,237	△ 31.1
普通建設（単独）	22,092,531	6.0	22,662,564	6.1	570,033	2.6
災害復旧費	8,598,200	2.4	11,309,820	3.0	2,711,620	31.5
投資的経費	53,156,582	14.6	49,442,998	13.2	△ 3,713,584	△ 7.0
物件費	37,699,203	10.3	42,832,412	11.4	5,133,209	13.6
維持補修費	3,535,329	1.0	3,645,656	1.0	110,327	3.1
補助費等	23,916,388	6.6	26,007,311	6.9	2,090,923	8.7
積立金	3,817,371	1.0	3,926,801	1.0	109,430	2.9
投資及び出資金	1,918,721	0.5	2,144,806	0.6	226,085	11.8
貸付金	10,000	0.0	10,000	0.0	0	0.0
繰出金	22,168,215	6.1	21,672,933	5.8	△ 495,282	△ 2.2
その他の経費	93,065,227	25.5	100,239,919	26.7	7,174,692	7.7
予備費	120,000	0.0	120,000	0.0	0	0.0
合計	365,100,000	100.0	375,000,000	100.0	9,900,000	2.7

（４）一般会計決算の推移

（歳入）

区分＼年度	平成28年度（2016年度）			平成29年度（2017年度）			平成30年度（2018年度）			令和元年度（2019年度）			令和2年度（2020年度）		
	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）
自主財源	129,541,436	35.2	2.3	136,318,439	32.9	5.2	147,600,937	37.9	8.3	153,441,890	38.7	4.0	148,353,344	32.6	△ 3.3
市税	98,115,570	26.7	△ 0.9	99,416,108	24.0	1.3	113,433,633	29.2	14.1	117,804,098	29.7	3.9	116,856,952	25.7	△ 0.8
分担金及び負担金	3,767,244	1.0	△ 16.0	3,990,001	1.0	5.9	3,845,693	1.0	△ 3.6	2,792,488	0.7	△ 27.4	1,853,609	0.4	△ 33.6
使用料及び手数料	7,662,492	2.1	△ 13.1	7,822,388	1.9	2.1	7,914,078	2.0	1.2	8,399,554	2.1	6.1	7,551,651	1.7	△ 10.1
財産収入	988,790	0.2	47.5	1,572,380	0.4	59.0	559,914	0.1	△ 64.4	1,132,107	0.3	102.2	3,138,992	0.7	177.3
寄附金	3,682,212	1.0	3,318.7	1,202,160	0.3	△ 67.4	676,165	0.2	△ 43.8	393,084	0.1	△ 41.9	614,779	0.1	56.4
繰入金	4,929,282	1.3	37.3	5,383,243	1.3	9.2	3,942,713	1.0	△ 26.8	7,517,766	1.9	90.7	5,487,258	1.2	△ 27.0
繰越金	5,017,339	1.4	△ 10.1	10,493,376	2.5	109.1	12,179,798	3.1	16.1	10,271,890	2.6	△ 15.7	7,957,532	1.7	△ 22.5
諸収入（収益及び受託事業収入除く）	2,098,691	0.6	△ 15.3	4,234,419	1.0	101.8	3,032,246	0.8	△ 28.4	3,203,598	0.8	5.7	3,272,250	0.7	2.1
収益事業収入	3,279,816	0.9	76.8	2,204,364	0.5	△ 32.8	2,016,697	0.5	△ 8.5	1,927,305	0.5	△ 4.4	1,620,321	0.4	△ 15.9
依存財源	238,290,588	64.8	31.1	278,585,948	67.1	16.9	240,658,476	62.1	△ 13.6	242,862,343	61.3	0.9	306,500,438	67.4	26.2
地方譲与税	2,156,575	0.6	△ 1.9	2,147,354	0.5	△ 0.4	2,166,150	0.6	0.9	2,151,555	0.5	△ 0.7	2,573,870	0.6	19.6
利子割交付金	89,608	0.0	△ 32.7	165,913	0.0	85.2	155,842	0.0	△ 6.1	57,817	0.0	△ 62.9	65,652	0.0	13.6
配当割交付金	207,055	0.1	△ 57.1	231,897	0.1	12.0	300,975	0.1	29.8	240,833	0.1	△ 20.0	283,565	0.1	17.7
株式等譲渡所得割交付金	151,004	0.0	△ 63.3	334,395	0.1	121.4	234,568	0.1	△ 29.9	162,628	0.0	△ 30.7	278,582	0.1	71.3
県民税所得割交付金	－	－	－	11,090,376	2.7	皆増	1,854,188	0.5	△ 83.3	129,717	0.0	△ 93.0	134,965	0.0	4.0
地方消費税交付金	13,086,200	3.5	△ 9.2	13,909,897	3.3	6.3	14,370,978	3.6	3.3	13,399,728	3.4	△ 6.8	16,270,646	3.6	21.4
自動車取得税交付金	363,923	0.1	24.4	524,379	0.1	44.1	513,782	0.1	△ 2.0	272,570	0.1	△ 46.9	29,476	0.0	△ 89.2
軽油引取税交付金	2,866,906	0.8	3.3	2,970,781	0.7	3.6	2,987,128	0.8	0.6	2,919,277	0.7	△ 2.3	6,709,293	1.5	129.8
環境性能割交付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	79,951	0.0	皆増	183,111	0.0	129.0
ゴルフ場利用税交付金	10,046	0.0	△ 12.5	12,505	0.0	24.5	11,022	0.0	△ 11.9	9,920	0.0	△ 10.0	9,184	0.0	△ 7.4
法人事業税交付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	827,105	0.2	皆増
地方特例交付金	418,635	0.1	9.4	565,163	0.1	35.0	671,014	0.2	18.7	1,747,850	0.5	160.5	1,011,427	0.2	△ 42.1
地方交付税	39,750,811	10.8	17.8	45,346,618	10.9	14.1	46,076,085	11.9	1.6	46,940,648	11.8	1.9	45,543,337	10.0	△ 3.0
交通安全対策特別交付金	274,467	0.1	△ 7.2	261,542	0.1	△ 4.7	243,806	0.1	△ 6.8	228,152	0.1	△ 6.4	242,858	0.0	6.4
国有提供施設等所在市町村助成交付金	4,850	0.0	△ 3.6	6,034	0.0	24.4	5,431	0.0	△ 10.0	4,948	0.0	△ 8.9	4,948	0.0	0.0
国庫支出金	81,320,557	22.1	25.3	97,879,440	23.6	20.4	87,179,039	22.5	△ 10.9	86,216,474	21.8	△ 1.1	170,584,443	37.5	97.9
県支出金	40,421,023	11.0	125.0	43,651,348	10.5	8.0	32,786,103	8.4	△ 24.9	27,710,369	7.0	△ 15.5	24,478,630	5.4	△ 11.7
受託事業収入	197,866	0.1	△ 65.3	254,092	0.1	28.4	356,865	0.1	40.4	119,918	0.0	△ 66.4	71,846	0.0	△ 40.1
市債	56,971,062	15.5	31.8	59,234,214	14.3	4.0	50,745,500	13.1	△ 14.3	60,469,988	15.3	19.2	37,197,500	8.2	△ 38.5
うち臨時財政対策債	17,444,200	4.7	△ 8.3	22,474,900	5.4	28.8	22,893,500	5.9	1.9	18,268,088	4.6	△ 20.2	17,111,000	3.8	△ 6.3
合計	367,832,024	100.0	19.3	414,904,387	100.0	12.8	388,259,413	100.0	△ 6.4	396,304,233	100.0	2.1	454,853,782	100.0	14.8

（歳出）

区分＼年度	平成28年度（2016年度）			平成29年度（2017年度）			平成30年度（2018年度）			令和元年度（2019年度）			令和2年度（2020年度）		
	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）
議会費	1,049,573	0.3	△ 10.7	1,072,380	0.3	2.2	1,150,426	0.3	7.3	1,103,548	0.3	△ 4.1	1,053,745	0.2	△ 4.5
総務費	37,224,271	10.4	26.8	33,700,022	8.4	△ 9.5	34,555,540	9.2	2.5	36,055,172	9.3	4.3	106,123,695	23.9	194.3
民生費	131,071,075	36.7	4.5	131,578,805	32.7	0.4	132,721,946	35.1	0.9	136,866,043	35.2	3.1	143,687,924	32.3	5.0
衛生費	17,346,270	4.8	△ 32.6	17,018,091	4.1	△ 1.9	18,274,900	4.8	7.4	18,126,406	4.7	△ 0.8	21,395,784	4.8	18.0
農林水産業費	5,505,461	1.5	△ 4.4	9,234,390	2.3	67.7	6,877,416	1.8	△ 25.5	5,627,152	1.4	△ 18.2	4,984,223	1.1	△ 11.4
商工費	7,744,267	2.2	42.8	7,832,864	1.9	1.1	13,136,177	3.5	67.7	20,158,657	5.2	53.5	11,660,475	2.6	△ 42.2
土木費	52,380,654	14.7	24.0	49,351,723	12.3	△ 5.8	49,453,931	13.1	0.2	50,721,131	13.1	2.6	41,997,333	9.5	△ 17.2
消防費	8,129,432	2.3	△ 13.6	7,916,256	2.0	△ 2.6	8,959,656	2.4	13.2	10,496,984	2.7	17.2	8,307,419	1.9	△ 20.9
教育費	25,249,180	7.1	△ 3.8	63,234,799	15.7	150.4	61,181,115	16.2	△ 3.2	65,676,102	16.9	7.3	64,867,246	14.6	△ 1.2
災害復旧費	39,930,874	11.2	8,802.2	50,233,160	12.5	25.8	20,433,252	5.4	△ 59.3	12,942,658	3.3	△ 36.7	9,954,396	2.2	△ 23.1
公債費	31,280,691	8.7	0.6	31,103,299	7.7	△ 0.6	30,703,963	8.1	△ 1.3	30,121,248	7.8	△ 1.9	29,772,385	6.7	△ 1.2
諸支出金	426,900	0.1	△ 61.2	448,800	0.1	5.1	539,200	0.1	20.1	451,600	0.1	△ 16.2	640,400	0.2	41.8
合計	357,338,648	100.0	17.8	402,724,589	100.0	12.7	377,987,522	100.0	△ 6.1	388,346,701	100.0	2.7	444,445,025	100.0	14.4

（５）財政指標（普通会計ベース）

区分＼年度	平成28年度（2016年度）			平成29年度（2017年度）			平成30年度（2018年度）			令和元年度（2019年度）			令和2年度（2020年度）		
		伸率（%）	指数		伸率（%）	指数		伸率（%）	指数		伸率（%）	指数		伸率（%）	指数
基準財政需要額	118,999,191	2.5	107	141,686,550	19.1	128	143,060,127	1.0	129	147,366,537	3.0	133	151,676,576	2.9	137
基準財政収入額	87,340,717	3.1	119	99,591,190	14.0	136	100,277,950	0.7	137	103,622,421	3.3	142	108,897,932	5.1	149
標準税収入額	112,211,611	3.2	118	124,746,109	11.2	132	125,452,996	0.6	132	130,664,597	4.2	138	135,620,998	3.8	143
標準財政規模	161,218,179	1.3	111	189,204,712	17.4	130	191,297,285	1.1	131	192,806,403	0.8	132	195,249,864	1.3	134
財政力指数	0.72			0.72			0.71			0.70			0.71		
実質収支比率（%）	3.2			3.3			3.4			3.5			2.8		
経常収支比率（%）	92.4			92.2			90.0			91.6			91.0		
公債費比率（%）	－			－			－			－			－		
実質赤字比率	－（赤字なし）			－（赤字なし）			－（赤字なし）			－（赤字なし）			－（赤字なし）		
連結実質赤字比率	－（赤字なし）			－（赤字なし）			－（赤字なし）			－（赤字なし）			－（赤字なし）		
実質公債費比率（%）	9.3			8.8			7.7			6.6			6.0		
将来負担比率（%）	124.0			127.8			116.6			126.7			121.9		

１１　公共施設等総合管理計画（資産マネジメント課）

（１）概要

本市では、市民生活を支える学校、市営住宅、行政施設等の建築物や道路、橋梁、下水道といったインフラ資産を多数保有しているが、これらは、高度成長期やバブル経済期以降の経済対策によって整備されたものが相当数に上り、今後の老朽化による更新の際、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されている。

このような中、公共施設等の全体の状況を把握するために平成２７年度（２０１５年度）に作成した「熊本市施設白書」を基礎資料として、既存施設の長寿命化を図るとともに、更新の際の規模適正化や施設の統廃合による総コストの抑制に向けた取組の指針として、平成２８年度（２０１６年度）に「熊本市公共施設等総合管理計画」を策定し、本市における公共施設マネジメントを推進している。

（２）公共施設マネジメントに向けた基本的考え方

本市が財政の持続可能性を維持しながら、公共施設等を安全かつ適切に維持していくためには、老朽化への対策を講じつつ、人口減少社会にも対応した資産管理を行う必要があることから、以下の３項目を基本方針として設定している。

【方針１】資産総量の適正化

公共施設等の設置目的及び人口減少や年齢構造の変化に起因する市民ニーズを踏まえた施設の役割・必要性について検討を行い、費用対効果を見極めながら資産総量の適正化に取り組みます。

公共建築物の更新等にあたっては、施設の複合化や類似施設の統廃合を図ることはもとより、国や県、あるいは民間の類似施設の配置を考慮しながら適正配置を目指すとともに、跡地の売却や有効活用を行うことにより、資産総量の適正化に取り組みます。

【方針２】施設の長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断により計画保全に努め、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組みます。

【方針３】施設運営に要する総コストの削減

建築物やインフラの新設にあたっては、整備後の補修を考慮した設計を行うことなどにより、修繕費用の軽減を図るとともに、ランニングコストを抑制できるような工夫も行います。

また、民間企業等のノウハウや資金を積極的に活用することも検討し、ＰＰＰ/ＰＦＩ手法など、民間活力の導入にも積極的に取り組みます。

さらに、施設の運営については、市民協働の視点や受益と負担の観点からも検討を行い、これまでのあり方を見直します。

（３）公共施設マネジメントに向けた取組

これまでに、「熊本市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針２（施設の長寿命化の推進）に基づき、公共建築物の長寿命化に向けた基本的な考え方と具体的な取組方針を定めた「公共建築物長寿命化指針」を平成２９年度（２０１７年度）に策定するとともに、大規模改修等の実施時期などを個別施設ごとに取りまとめた個別長寿命化計画を令和元年度（２０１９年度）までに策定した。

今後は、個別長寿命化計画等を踏まえ、総合管理計画実施計画を策定し、財政運営と整合を図りつつ施設の更新など具体的な取組を進めていくこととしている。

１２　市庁舎概要（管財課）

市庁舎は、昭和５４年３月に着工、昭和５６年１１月落成。庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状については高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図っている。平成２４年４月の政令指定都市移行に伴い、１階から３階に中央区役所を配置している。

（１）建物概要

所　在　地	中央区手取本町1番1号		
敷地面積	10,007.20㎡		
建築面積	5,583.54㎡		
延床面積	39,686.57㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）		
構造・規模	高層棟	鉄骨造　地下２階地上１５階建	
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造　地上６階建	
高　さ	高層棟	軒高62.10m	
	議会棟	軒高26.00m	
工　期	着　工	昭和５４年　３月１７日	
	竣　工	昭和５６年１０月３１日	
総事業費	112億2,000万円		
財源内訳	基　金	62億5,000万円	
	起　債	47億3,000万円	
	一般財源	2億4,000万円	
事業費内訳	建築工事	65億3,000万円	
	設備その他工事	36億6,000万円	
	委託費	5億6,000万円	
	備品費	4億7,000万円	

（２）　熊本市役所駐車場

公用又は来庁のための利用に供することを目的に建設したものであり、災害時における車両基地としての役割を併せ持っている。

所　在　地	中央区下通１丁目１番８号
供用開始日	昭和５５年４月１日
供　用　日	年中無休
収容台数	自動車３３３台
入出庫できる時間	２４時間可能

令和２年度(2020年度)利用状況

利用台数	３０８，９３４台
駐車料金収入	５５，６０７，２３０円

（3）　辛島公園地下駐車場

熊本市周辺の都市交通環境の改善と秩序ある自動車使用の促進を図り、併せて秩序ある都市交通の円滑化を図るために都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所　　在　　地	中央区辛島町１番地下１号
供 用 開 始 日	平成５年２月１日
供　　用　　日	年中無休
収　容　台　数	駐車場（自動車専用）　４３４台 （令和３年（２０２１年）４月１日現在収容可能な台数） 駐輪場　自転車４７０台、原付バイク２５２台、自動二輪車５０台
入出庫できる時間	駐車場　２４時間可能 駐輪場　午前7時 ～ 翌日午前1時

１３　市税（税制課・市民税課・固定資産税課・納税課）

（１）市税の税率及び納期

税目			税率	納期（限）
市民税	個人	均等割	3,500円	1期　6／1 ～ 6／30 2期　8／1 ～ 8／31 3期　10／1 ～ 11／1 4期　1／1 ～ 1／31
		所得割	課税所得金額の8%	
	法人	均等割	(1)　次に掲げる法人 ア　公共法人及び公益法人等 イ　人格のない社団等 ウ　一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ　保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額、又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く） オ　資本金の額（保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額。以下この表において同じ。）を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数（(2) から (9) までにおいて「従業者数の合計数という。」）が50人以下のもの 年額　60,000円 (2)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額　144,000円 (3)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額　156,000円 (4)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額　180,000円 (5)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額　192,000円 (6)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額　480,000円 (7)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額　492,000円 (8)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額　2,100,000円 (9)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額　3,600,000円	・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内。ただし、申告期限について税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・公共法人、公益法人等で均等割のみを課されるもの　4月30日
		法人税割	$\frac{8.4}{100}$（※平成26年10月1日から令和元年(2019年)9月30日までに開始する事業年度は $\frac{12.1}{100}$）	
県民税	個人	均等割	2,000円	個人市民税と同じ
		所得割	課税所得金額の2%	
固定資産税			$\frac{1.4}{100}$	1期　5／1 ～ 5/31 2期　7／1 ～ 8/2 3期　9／1 ～ 9／30 4期　12／1 ～ 1／4
都市計画税			$\frac{0.3}{100}$	固定資産税と同じ

税　　目		税　　率	納　　期　　（限）
軽自動車税	（種別割）	１　原動機付自転車 ア　総排気量が50cc以下　2,000円 イ　90cc以下　2,000円 ウ　125cc以下　2,400円 エ　ミニカー　3,700円 ２　軽自動車 ア　二輪のもの（側車付を含む）　3,600円 イ　三輪のもの　①3,100円 ②3,900円 ③4,600円 ウ　四輪以上のもの 乗用のもの 自家用　① 7,200円 ②10,800円 ③12,900円 営業用　① 5,500円 ② 6,900円 ③ 8,200円 貨物用のもの 自家用　① 4,000円 ② 5,000円 ③ 6,000円 営業用　① 3,000円 ② 3,800円 ③ 4,500円 ※イ、ウの①は平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたもの、②は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けたもの、③は最初の新規検査から13年を経過したもの。 エ　雪上車　3,600円 ３　小型特殊自動車 ア　農耕作業用のもの　2,400円 イ　その他のもの　5,900円 ４　二輪の小型自動車 総排気量が250cc超（側車付を含む）　6,000円	5／1～5／31
	（環境性能割）	１ 電気軽自動車等、ガソリン車、ガソリンハイブリッド車（ガソリン車、ガソリンハイブリッド車については令和12年度燃費基準75％達成かつ令和2年度燃費基準達成） 自家用：非課税、営業用：非課税 ２ ガソリン車、ガソリンハイブリッド車(いずれも、令和12年度燃費基準60％達成かつ令和2年度燃費基準達成) 自家用：1%、営業用：0.5% ３ ガソリン車、ガソリンハイブリッド車(いずれも、令和12年度燃費基準55％達成) 自家用：2%、営業用：1% ４ 前記以外の車　自家用：2%、営業用：2% ※令和3年（2021年）12月31日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1％分軽減 ※「電気軽自動車等」とは、電気軽自動車、燃料電池自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準からNox10％低減達成）をいう。 ※ガソリン車、ガソリンハイブリッド車については、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75％低減達成車（★★★★）に限る。 ※軽自動車の通常の取得価格（50万円を超えるもの）に税率を掛けた額が税額となる。	随時 （3輪以上の軽自動車取得（申告書提出）時）
市たばこ税		1,000本につき6,122円 ※令和3年(2021年)10月1日より1,000本につき6,552円 手持品課税 令和2年（2020年）10月1日午前0時現在において、販売用の製造たばこを2万本以上所持するたばこ販売業者1,000本につき430円 ※令和3年(2021年)10月より 税率改正に伴い、令和3年(2021年)10月1日午前0時現在において、販売用の製造たばこを合計2万本以上所持するたばこ販売業者1,000本につき引き上げ額相当の430円	毎月1日から末日分を翌月末日まで （手持品課税） 令和2年（2020年）11月2日申告期限 令和3年（2021年）3月31日納付期限 ※令和3年(2021年)10月より 令和3年（2021年）11月1日申告期限 令和4年（2022年）3月31日納付期限
事業所税		(ｱ)　資産割　事業所床面積　１㎡につき年600円 (ｲ)　従業者割　従業者給与総額の100分の0.25	法人　各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人　翌年3月15日
入湯税		入湯客１人１日につき　150円	毎月1日から末日分を翌月15日まで

（２）納税義務者の推移

税目 ＼ 年度				平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）
市民税	個人	普通徴収	均等割のみ	11,193	14,736	14,662	12,354	11,265
			所得割のみ	15,599	13,765	9,494	10,960	12,786
			均等割と所得割を納める者	50,491	45,927	57,311	54,482	51,254
			計	77,283	74,428	81,467	77,796	75,305
		特別徴収	均等割のみ	21,632	32,593	23,996	23,632	22,327
			所得割のみ	－	－	5,326	5,183	5,556
			均等割と所得割を納める者	262,293	252,361	261,483	268,797	273,861
			計	283,925	284,954	290,805	297,612	301,744
		小計		336,790	338,849	346,388	351,608	354,760
	法人調定件数			31,206	33,103	34,396	34,632	33,718
固定資産税	土地及び家屋			240,070	240,994	242,206	244,812	246,984
	償却資産			(8,381)	(8,630)	(9,152)	(9,430)	(9,947)
	小計			240,070	240,994	242,206	244,812	246,984
軽自動車税				272,265	274,701	275,901	276,421	277,666
合計				880,331	887,647	898,891	907,473	913,128
対前年度	増加数			7,518	7,316	11,244	8,582	5,655
	伸率（%）			101	101	101	101	101

（注）1.個人住民税は併徴者がいるため、普通徴収と特別徴収の和は小計と一致しない。
2.償却資産に係る（　）は土地及び家屋に含む。

（３）市税収入状況

（単位　千円）

税目 ＼ 年度			令和元年度（2019年度）			令和2年度（2020年度）		
			調定額	収入額	収入率（%）	調定額	収入額	収入率（%）
市民税	個人分	普通徴収	9,792,383	9,220,562	94.2	9,529,623	9,040,626	94.9
		特別徴収	41,942,749	41,855,202	99.8	42,678,666	42,615,059	99.9
		計	51,735,132	51,075,764	98.7	52,208,289	51,655,685	98.9
	法人分		10,248,257	10,205,423	99.6	8,179,992	8,071,027	98.7
	小計		61,983,389	61,281,187	98.9	60,388,281	59,726,712	98.9
固定資産税	固定資産	土地・家屋・償却資産	41,127,159	40,797,104	99.2	42,318,709	41,372,765	97.8
	交付金		301,784	301,784	100.0	328,721	328,721	100.0
	小計		41,428,943	41,098,888	99.2	42,647,430	41,701,486	97.8
軽自動車税			1,850,744	1,813,662	98.0	1,947,225	1,919,745	98.6
特別土地保有税			0	0	0.0	0	0	0.0
入湯税			20,431	20,431	100.0	9,373	9,373	100.0
事業所税			2,329,084	2,327,012	99.9	2,406,285	2,356,571	97.9
都市計画税			5,357,126	5,314,134	99.2	5,516,071	5,392,771	97.8
市たばこ税			5,060,768	5,060,768	100.0	4,791,593	4,791,593	100.0
合計			118,030,485	116,916,082	99.1	117,706,258	115,898,251	98.5
滞納繰越分			2,532,289	888,016	35.1	2,479,414	958,701	38.7
総計			120,562,774	117,804,098	97.7	120,185,672	116,856,952	97.2

（４）徴収対策

① 現年度収納率の向上

文書・電話・訪問による催告や納付環境の整備等により、初期未納対策を推進していく。

② 滞納繰越額の圧縮

適切な滞納処分（調査・捜索、差押、執行停止等）により、積極的に滞納繰越額の圧縮を図る。

１４　債権管理（債権管理課）

本市が有する債権の確実な徴収、適正な管理は、自主財源の確保とともに財政基盤の強化のための有効な対策となるほか、公平かつ公正な市民負担の確保に資するものである。

このため本市では、全庁的な基本的方向性や課題に対する取組を定めた「債権管理に関する基本方針」を平成２８年（２０１６年）１月に策定するとともに、同年３月には「熊本市債権管理条例」を制定した。

また、熊本市第７次総合計画及び第５次行財政改革計画の取組の一つとして、債権ごとに収入未済額の縮減目標値や課題解決等に向けた具体的取組を定めた「熊本市債権管理計画」を平成２９年（２０１７年）２月に策定し、毎年度、熊本市債権管理推進会議においてその検証及び評価を行い進捗管理を徹底するなど全庁的な債権管理体制の強化を図ってきた。

このような体制強化の下、組織的、計画的な取組を推進してきた結果、平成３０年度（２０１８年度）までの３か年の累計では、目標を上回る約３５億円の収入未済額の縮減が図られた。

しかしながら、依然として収入未済額は高額であり、更なる縮減が必要であることから、令和２年（２０２０年）３月には、新たに令和５年度（２０２３年度）までを計画期間とした「第２期熊本市債権管理計画」を策定し、全庁的な取組を進めているところである。

今後は、新型コロナウイルス感染症に伴う影響も注視しつつ、状況に応じた適切な債権管理を図っていくこととしている。

第２期熊本市債権管理計画記載債権における収入未済額		平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）	令和 5 年度（2023 年度）目標
一般会計	市税	2,562,014	2,489,488	1,500,253
	分担金及び負担金	232,867	201,556	78,755
	使用料及び手数料	246,012	215,181	114,471
	貸付金元利収入	758,749	725,445	554,131
	その他収入	92,427	88,249	66,521
一般会計合計		3,892,069	3,719,919	2,314,131
特別会計	国民健康保険会計	4,652,164	4,214,027	2,812,610
	介護保険会計	553,337	493,012	426,194
	後期高齢者医療会計	108,367	100,857	98,169
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	210,228	205,433	192,559
	奨学金貸付事業会計	28,872	29,836	25,546
	その他特別会計	1,308	1,120	722
特別会計合計		5,554,276	5,044,285	3,555,800
企業会計		446,527	432,573	258,776
一般会計＋特別会計＋企業会計		9,892,872	9,196,777	6,128,707

１５　選挙

（１）市議会議員選挙各種記録の推移

区分＼選挙執行年月日	平27.4.12 中央区選挙区	平27.4.12 東区選挙区	平27.4.12 西区選挙区	平27.4.12 南区選挙区	平27.4.12 北区選挙区
有権者総数	139,989	148,120	75,385	100,025	115,153
投票者数	59,270	64,376	38,466	53,288	無投票
投票率（％）	42.34	43.46	51.03	53.27	—
立候補者数	16	14	8	11	10
定数	11	13	6	8	10
最高得票数	6,185	8,386.143	6,490	5,524	—
当選者最低得票数	3,016	2,982.856	3,532	4,515	—
立候補者最高年齢	64	71	71	69	68
〃　最低年齢	26	34	36	43	37

区分＼選挙執行年月日	平31.4.7 中央区選挙区	平31.4.7 東区選挙区	平31.4.7 西区選挙区	平31.4.7 南区選挙区	平31.4.7 北区選挙区
有権者総数	145,436	151,737	75,605	104,031	116,955
投票者数	57,143	62,516	31,320	45,945	50,444
投票率（％）	39.29	41.20	41.43	44.16	43.13
立候補者数	16	15	8	11	12
定数	11	13	6	8	10
最高得票数	7,168	7,624.200	6,263	5,321	8,588
当選者最低得票数	2,494	3,058	3,404	3,789	3,339
立候補者最高年齢	68	73	74	73	69
〃　最低年齢	29	34	39	47	41

（２）過去の選挙の投票率

（単位　％）

選挙別（実施日）＼開票区		中央区	東区	西区	南区	北区	全体
市議会議員一般選挙	（平27.　4.12）	42.34	43.46	51.03	53.27	無投票	46.47
県議会議員一般選挙	（平27.　4.12）	42.16	43.26	50.90	53.08	38.20	44.68
熊本県知事選挙	（平28.　3.27）	44.00	45.29	47.11	47.80	47.91	46.17
参議院議員通常選挙（選挙区）	（平28.　7.10）	46.91	47.72	47.91	47.44	48.37	47.63
衆議院議員総選挙（小選挙区 第１区）	（平29.10.22）	53.63	54.72			55.32	54.51
衆議院議員総選挙（小選挙区 第２区）	（平29.10.22）			54.16	54.25		54.21
県議会議員補欠選挙（熊本市第二選挙区）	（平30.7.22）			23.22	18.90		20.72
熊本市長選挙	（平30.11.18）	32.13	32.43	29.06	29.02	32.67	31.38
市議会議員一般選挙	（平31.4.7）	39.29	41.20	41.43	44.16	43.13	41.66
県議会議員一般選挙	（平31.4.7）	39.13	41.04	無投票	無投票	42.95	40.91
参議院議員通常選挙（選挙区）	（令1.　7.21）	43.05	44.55	42.55	41.54	43.70	43.24
熊本県知事選挙	（令2.　3.22）	38.90	39.25	39.44	39.73	41.34	39.68

※国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

（３）各種選挙党派別得票状況

選挙別＼党派別	区分	自民党	社民党	公明党	共産党	国民民主党	立憲民主党	希望の党	N国党	諸派	無所属	計
参議院議員通常選挙（選挙区）定数1（令1.7.21）	総得票数	138,080							13,780		100,894	252,754
	最高　〃	138,080							13,780		100,894	
	最低　〃	138,080							13,780		100,894	
	得票率（%）	54.63							5.45		39.92	100
	候補者数	1							1		1	3
熊本市長選挙（平30.11.18）	総得票数										186,183	186,183
	最高　〃										165,403	
	最低　〃										20,780	
	得票率（%）										100	100
	候補者数										2	2
衆議院小選挙区選挙第1区定数1（平29.10.22）	総得票数	123,431						96,374				219,805
	最高　〃	123,431						96,374				
	最低　〃	123,431						96,374				
	得票率（%）	56.15						43.85				100
	候補者数	1						1				2
衆議院小選挙区選挙第2区定数1（平29.10.22）	総得票数	45,671	13,726								36,729	96,126
	最高　〃	45,671	13,726								34,066	
	最低　〃	45,671	13,726								2,663	
	得票率（%）	47.51	14.28								38.21	100
	候補者数	1	1								2	4
市議会議員選挙定数48（平31.4.7）	総得票数	79,067		34,943	16,559	6,028	3,600			1,363	99,898	241,458
	最高　〃	8,588		5,031	5,121	3,583	3,600			1,363	6,263	
	最低　〃	3,293		3,563	1,720	2,445	3,600			1,363	745	
	得票率（%）	32.75		14.47	6.86	2.50	1.49			0.56	41.37	100
	候補者数	15		8	5	2	1			1	30	62
県議会議員選挙定数17（平31.4.7）	総得票数	59,587		23,673	9,034		10,819				63,089	166,202
	最高　〃	18,234		12,161	9,034		10,819				18,585	
	最低　〃	12,365		11,512	9,034		10,819				3,010	
	得票率（%）	35.85		14.24	5.44		6.51				37.96	100
	候補者数	7		3	1		1				8	20
熊本県知事選挙（令2.3.22）	総得票数										236,978	236,978
	最高　〃										152,025	
	最低　〃										84,953	
	得票率（%）										100	100
	候補者数										2	2
参議院議員通常選挙（選挙区）定数1（平28.7.10）	総得票数	158,275								12,615	107,279	278,169
	最高　〃	158,275								6,571	107,279	
	最低　〃	158,275								6,044	107,279	
	得票率（%）	56.90								4.53	38.57	100
	候補者数	1								2	1	4
県議会議員補欠選挙定数2（平30.7.22）	総得票数	25,684			6,187						5,000	36,871
	最高　〃	13,147			6,187						5,000	
	最低　〃	12,537			6,187						5,000	
	得票率（%）	69.66			16.78						13.56	100
	候補者数	2			1						1	4

※各選挙の直近のものを記載

国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

１６　人事委員会

人事委員会は、人事行政の適正な実施を確保するため、地方公務員法第７条第２項の規定に基づき、平成６年（１９９４年）４月１日に設置され、政令指定都市移行に伴い、平成２４年（２０１２年）４月１日から同条第１項の人事委員会として位置付けられることとなった。本委員会は、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する３人の委員をもって組織されている。

本委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する審査請求の審査などを主な業務としている。

（１）　令和２年度（２０２０年度）職員採用試験の実施状況

	職種		申込者数（人）	第一次受験者数（人）A	第一次合格者数（人）	第二次受験者数（人）	最終合格者数（人）B	倍率（倍）A／B
上級職	事務職		627	365	89	86	44	8.3
	社会福祉職		31	23	10	10	5	4.6
	心理相談員		15	7	4	4	2	3.5
	技術職	土木	37	13	10	9	8	1.6
		機械	16	11	7	7	2	5.5
		電気	14	7	5	4	2	3.5
		化学	19	16	5	5	1	16.0
		農業	23	12	7	7	2	6.0
	文化財専門職		13	11	7	7	2	5.5
社会人経験者等	事務職Ａ		190	131	12	11	5	26.2
	事務職Ｂ		307	228	25	24	12	19.0
	事務職（法務）		6	4	4	4	1	4.0
	技術職（土木Ａ）		12	8	6	6	2	4.0
	技術職（土木Ｂ）		14	13	11	11	4	3.3
	技術職（機械）		11	8	7	5	3	2.7
	技術職（電気）		23	18	9	8	3	6.0
	薬剤師		1	1	1	1	1	1.0
	看護師		50	42	32	30	16	2.6
	診療放射線技師		9	9	5	5	1	9.0
初級職	事務職		225	171	43	43	20	8.6
	学校事務職		44	33	12	10	5	6.6
	技術職	土木	25	21	16	13	8	2.6
		建築	4	4	3	3	2	2.0
		機械	11	8	2	2	1	8.0
		電気	13	10	7	7	2	5.0
免許資格職	上級職	獣医師	2	2	2	2	1	2.0
		薬剤師	10	8	8	6	4	2.0
		管理栄養士	68	44	5	5	1	44.0
		保健師	47	28	14	14	7	4.0
		助産師	10	8	7	6	2	4.0
	中級職	保育士	67	51	31	30	15	3.4
		看護師	57	44	19	18	8	5.5
		診療放射線技師	28	25	5	5	1	25.0
		理学療法士	24	21	7	7	2	10.5
		給食栄養士	37	30	11	8	4	7.5
消防職	上級消防職		122	85	12	12	6	14.2
	初級消防職		209	164	13	12	6	27.3
	初級消防職（救急救命士）		20	12	5	5	1	12.0
障がい者対象	事務職		50	33	21	18	6	5.5
	学校事務職（うち併願者）		38（36）	23（22）	5（5）	4（4）	0（0）	－
就職氷河期世代対象	事務職		547	471	15	14	5	94.2
計			3,076	2,223	519	488	223	10.0

※任期付、任命権者実施分を除く。
※学校事務職併願者のうち、事務職で最終合格した者は、学校事務職の二次受験者数から除く。

（２）　職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、「令和２年職種別民間給与実態調査」をもとに、令和２年（２０２０年）１０月２９日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を、令和２年（２０２０年）１１月２０日に「職員の給与等に関する報告」を市議会議長及び市長に対して行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア　職員の状況

（令和２年（２０２０年）４月現在）

区　　分	職　員　数	平　均　給　与	平 均 年 齢	平均経験年数
調 査 対 象 職 員	7,844 人	370,885 円	43 歳 2 月	20 年 8 月
うち一般行政職	2,997 人	350,839 円	41 歳 9 月	19 年 6 月

イ　職種別民間給与実態調査

市内の１１０事業所（企業規模５０人以上、かつ、事業所規模５０人以上の２３７事業所から無作為抽出）を対象に、令和２年（２０２０年）４月分の従業員の給与等について調査を実施

ウ　公民の給与比較

(ｱ)　月例給（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与を比較）

民　間　（　A　）	職　員　（　B　）	較差（A）－（B）
359,235 円	359,198 円	37 円（0.01%）

（参考）人事院較差
△164円(△0.04%)

(ｲ)　特別給（令和元年（２０１９年）８月から令和２年（２０２０年）７月までの１年間の民間の支給割合と職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を比較）

民　間　（　A　）	職　員　（　B　）	差（A）－（B）
4.45 月	4.50 月	△0.05 月

（参考）人事院差
△0.04 月

(ｳ)　初任給（民間と職員の初任給月額を比較）

職　　種	学歴区分	民間(A)	職員（B）	差（A）－（B）
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	188,022 円	190,500 円	△2,478 円
	高 校 卒	159,470 円	155,300 円	4,170 円

エ　給与の改定について

(ｱ)　給料表等

職員給与が民間給与を３７円（０．０１%）下回っているものの、その較差が極めて小さく、概ね均衡していることから、給料表及び諸手当の改定を行わないことが適当と判断

(ｲ)　特別給（期末手当及び勤勉手当）

職員の年間支給月数が市内民間事業所の特別給の年間支給割合を０．０５月分上回った。国の特別給の改定状況等を考慮して、令和２年（２０２０年）１２月期の期末手当の支給月数を０．０５月分引き下げることが必要

文 化 市 民

1	区政	101
2	社会保障・税番号制度推進	119
3	市民協働	121
4	地域コミュニティづくり支援	122
5	安全安心まちづくり・交通安全対策	124
6	消費者行政	127
7	男女共同参画	128
8	人権推進	129
9	生涯学習	131
10	熊本市オンブズマン制度	134
11	文化振興	136
12	市民会館・健軍文化ホール	138
13	文化財	140
14	熊本城	145

１　区　政

（１）経緯

平成２０年１０月６日に富合町と、平成２２年３月２３日に城南町、植木町と合併し、人口約７２万８千人の都市となり、平成２４年４月１日に政令指定都市へと移行した。

これにより都市ブランドの向上や拡充される権限・財源を活用しながら、区役所を地域の拠点として、住民と一体となったまちづくりを推進する。

（２）区役所・まちづくりセンター・総合出張所・土木センターの機能

ア　区役所の機能

平成２４年４月１日政令指定都市への移行に伴い、市内を「中央区・東区・西区・南区・北区」の５つの区に分け、それぞれに区役所を設置した。区役所は、市民に身近な手続きや行政サービスを総合的に提供するとともに区域の魅力や特性を生かしたまちづくりの拠点としての役割を担う。

課（室）	主な取扱業務
区民課	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、パスポート申請・交付、個人番号カード、公的個人認証サービス（電子証明書の発行）など
税務室※1	市民税申告、軽自動車税の申告及び課税標識の交付、市税の相談、市税に関する証明発行など
福祉課〔福祉事務所〕	介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、福祉相談、被災者くらし再建支援など
保護課〔福祉事務所〕	生活保護法関係業務
保健子ども課 〔福祉事務所〕	健康づくり、母子保健、成人保健、精神保健、歯科保健、栄養改善・食育推進、児童福祉、児童手当・児童扶養手当、児童虐待、保育園入所受付など
総務企画課	区の重要施策の立案および総合調整、コミュニティ交通、防災、広報、統計、文書管理、庁舎管理、地域コミュニティ活動支援、町内自治会、交通安全、防犯、環境、相談窓口、体育施設の使用許可など
選挙管理委員会事務局※2	選挙管理委員会の運営、選挙の執行に関することなど

※1　中央区役所には設置なし。

※2　当該業務は総務企画課で行う。

イ　まちづくりセンターの機能

平成２９年４月、地域支援の拠点として、出張所等を再編してまちづくりセンターを設置し、地域担当職員５６名を配置している。地域担当職員は、地域のさまざまな要望・相談の窓口、地域情報の収集や行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援などの役割を担い、地域のさまざまな課題解決へ向けた取り組みを支援する。

地域担当職員配置状況及び主な取扱業務

区	中央区	東区			西区			南区						北区				計
まちづくりセンター	中央	託麻	秋津	東部	西部	河内	花園	富合	飽田	天明	幸田	城南	南部	植木	北部	清水	龍田	
配置状況（人）	10	3	2	4	6	2	2	3	2	2	2	2	3	5	3	2	3	56
主な取扱業務	地域コミュニティ活動支援及び推進、町内自治会及び校区自治協議会等の相談及び支援、地域の相談、要望、陳情等に関すること、地域情報の収集、行政情報の提供、市民公益活動の相談及び支援　等																	

ウ　総合出張所の機能

区役所の窓口機能を補完し、より身近なところで市民の利用ニーズの高い住民基本台帳業務や福祉関係の業務を行うため、託麻、河内、天明、幸田、城南、清水、龍田の７ヶ所のまちづくりセンターに、総合出張所を設置している。

総合出張所	主な取扱業務
総合出張所 （託麻・河内・芳野分室・天明・幸田・城南・清水・龍田）	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の一部事務、さくらカード発行など高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、子ども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務

エ　土木センターの機能

道路・河川･公園等の維持管理や、道路関係証明の発行等の業務を行うため、本市４ヶ所に各区の行政区域に沿って管轄する５つの土木センターを設置している。

土木センター	課（室）
中央区土木センター	総務課、維持課
東区土木センター	総務課、維持課
西区土木センター	総務課、維持課、河内分室
南区土木センター	総務課、維持課、城南地域整備室
北区土木センター	総務課、維持課、植木地域整備室

オ　建物概要

（令和３年（2021 年）４月１日現在）

区	所属	所在地
中央区	中央区役所 中央区まちづくりセンター	中央区手取本町１番1号（市庁舎地下1～3階の一部）
	五福交流室	中央区細工町２丁目 25 番地
	大江交流室	中央区大江６丁目１番 85 号
	中央区土木センター	西区蓮台寺５丁目７番１号
東区	東区役所	東区東本町 16 番 30 号
	託麻まちづくりセンター（託麻総合出張所）	東区長嶺東７丁目 11 番 15 号
	秋津まちづくりセンター	東区秋津３丁目 15 番１号
	東部まちづくりセンター	東区錦ケ丘１番１号
	東区土木センター	東区佐土原３丁目１番 65 号
西区	西区役所 西部まちづくりセンター	西区小島２丁目７番１号
	河内まちづくりセンター（河内総合出張所）	西区河内町船津 2069 番地５
	河内まちづくりセンター　芳野分室	西区河内町野出 1410 番地
	河内まちづくりセンター　河内交流室	西区河内町船津 791 番地
	花園まちづくりセンター	西区花園５丁目８番３号
	西区土木センター	西区蓮台寺５丁目７番１号
	西区土木センター　河内分室	西区河内町船津 2069 番地５
南区	南区役所	南区富合町清藤 405 番地３
	富合まちづくりセンター	南区富合町清藤 400 番地
	飽田まちづくりセンター	南区会富町 1333 番地１
	天明まちづくりセンター（天明総合出張所）	南区奥古閑町 2035 番地
	幸田まちづくりセンター（幸田総合出張所）	南区幸田２丁目４番１号
	城南まちづくりセンター（城南総合出張所）	南区城南町宮地 1050 番地
	城南まちづくりセンター　城南交流室	南区城南町舞原 394 番地１
	南部まちづくりセンター	南区南高江６丁目７番 35 号
	南区土木センター	南区富合町清藤 405 番地３
	南区土木センター　城南地域整備室	南区城南町宮地 1050 番地

北区	北区役所	北区植木町岩野 238 番地 1
	植木まちづくりセンター	北区植木町岩野 238 番地 1
	北部まちづくりセンター	北区鹿子木町 66 番地
	清水まちづくりセンター（清水総合出張所）	北区清水亀井町 14 番 7 号
	龍田まちづくりセンター（龍田総合出張所）	北区龍田弓削 1 丁目 1 番 10 号
	北区土木センター	北区鹿子木町 66 番地
	北区土木センター　植木地域整備室	北区植木町岩野 238 番地 1

（３）　区のまちづくり

中央区役所

【シンボルマーク】

熊本城と市電軌道敷のグリーンカーペットをモチーフに、周りに人の「輪」と「和」をあらわすリングを配し、全体に中央区の「中」の文字も意識してわかりやすいマークにした。

ア　概　要

人口密度が最も高く都市機能集積が進んでいる市中央部のエリアで、県内一の中心商店街が広がるとともに城下町風情も残っており、新旧の調和が保たれている。行政機関や企業の本店も多く、交通網の拠点として熊本桜町バスターミナルからは放射線状にバス網が張り巡らされている。

また、区内を白川と坪井川が縦断し、中心部の熊本城一帯や北部の立田山の豊かな緑、南東部の水前寺成趣園や江津湖等の湧水など自然にも恵まれている。

イ　まちづくりの方向性

めざす区の姿を“新たな出会いと未来創造の都会（まち）　～つながる、中央区。～　”とし、その実現のために以下の４つのまちづくりの方向性に沿った取り組みを進める。

方向性１　“きらり”とひかる品格ただようまちをつくる

方向性２　“わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる

方向性３　“ほっと”できる安全で安心なまちをつくる

方向性４　“いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

ウ　まちづくり事業

令和３年（2021 年）度の中央区まちづくり推進事業

【地域活動の負担軽減】

①「地域リーダー応援事業」　地域団体の負担軽減を目的に、パソコンや LINE の使い方講座、広報スキルアップを開催する。

【生きがいとしての地域活動】

②「校区の魅力発見発信事業」　子どもたちが地域に対する理解や関心を高める講座を開催する。

③「地域デビュー応援事業」　定年退職前後の方を対象に地域活動のきっかけづくりとなる講座を開催する。

【おたがいさまでささえあう地域づくり】

④「お互いさまのまちづくり啓発事業」　地域包括ケアシステムの深化に向け、研修会等の啓発活動を行う。

⑤「地域防災力強化事業」　防災意識の啓発や、地域防災に必要な知識を学ぶ講座などを開催する。

⑥「災害公営住宅入居者交流支援事業」　災害公営住宅の入居者と地域住民の交流会を実施し、入居者の孤立を防ぎ、互いにささえあう地域コミュニティの形成を図る。

【持続可能な地域となるために】

⑦「ニューノーマル時代の子育て支援セミナー」コロナ禍での地域の子育て支援を進めるため、地域関係者向けにオンラインを活用した新たな子育て支援の方法について講座を開催する。

⑧「中央区地域 ICT 推進拠点整備事業」新たな生活様式に対応した円滑な地域活動を支援するため、ICT よろず相談や体験、出前講座等ができるよう事業者等と連携し環境づくりを行なう。

⑨「中学生と乳幼児の交流事業」　中学生と乳幼児をもつ保護者との交流を通じ、命の大切さや妊娠・出産について考える機会とするため交流会を開催する。

⑩「中央区まちづくりスクール事業」　若年層を対象にまちづくりをテーマとした講座を開催し、当事者意識の醸成を図る。

中央区まちづくりビジョン

新たな出会いと未来創造の都会（まち）　～つながる、中央区。～

“きらり”とひかる品格ただようまちをつくる　“ほっと”できる安全で安心なまちをつくる
“わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる　“いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

中央区のまちづくりの基本理念

住民が、ゆるやかにつながりあい、楽しみながら、生きがいを持って、めざすくらしのあり方をみずから考え、そのために、なにが必要か、なにをするべきか、検討し、選択し、行動できる「自主自立のまち」を目指します。

令和２年度（2020 年度）中央区まちづくり推進事業の主な実績

① 地域活動の負担軽減

●地域リーダー応援事業

地域における ICT 活用を推進するための LINE 活用講座や Web 会議体験講座、効果的な広報活動を推進するための「Microsoft Word」を使った広報スキルアップ講座を開催した。

② 生きがいとしての地域活動

●スポーツ交流事業

平成 29 年度から、11 月の第 1 日曜日を「中央区スポーツ交流事業の日」として、区民の交流と心身の健康増進を図るため、中央区体育協会との共催事業として、中央区親睦グラウンドゴルフ大会を実施している。

③ おたがいさまでささえあう地域づくり

●地域防災力強化事業

コロナ禍における防災術として「そなえる防災講座」の開催。また「防災動画」を制作し、本市公式 YouTube 等で広く啓発した。また、感染症対策を実施し、地域における防災訓練やハザードマップづくりを協働で実施し、防災力向上を図った。

●災害公営住宅入居者交流支援事業

災害公営住宅入居者の孤立を防ぎ、互いにささえあう地域コミュニティの形成を図るため、地域住民と顔の見える関係を築くきっかけづくりとしての交流会を開催した。

④ 持続可能な地域となるために

●中央区まちづくりスクール事業

地域との関係が希薄になりがちな中学生・高校生等を対象に地域課題をテーマとしたマンガを作成する講座を開催。完成した作品は、市のＨＰや市政だよりへの掲載等に活用した。住んでいる地域に対する理解や関心を深める機会となった。

●中学生と乳幼児の交流事業

中学生が乳幼児とその保護者との交流、妊婦ジャケット着用体験・沐浴人形の抱っこ体験等を実施。命の大切さや妊娠・出産について考えるとともに、交流を通して地域活動への参加について啓発する契機となった。

東区役所

【シンボルマーク】

東区の「ひ」の字を「区民」に見立てて、シンボル化したもので、
「自然豊かな　笑顔あふれる　未来のまち　東区」を表現した。

【愛称】ひがっぴぃ

ア　概　要

市の東部に位置する東区は、近年住宅地が広がりを見せ、５つの区の中で最も人口が多い区である。

区域内には九州自動車道がほぼ南北に貫き、国道５７号（通称東バイパス）や国体道路、第二空港線、電車通り等の主要幹線道路が走り、商業施設や医療機関、学校や福祉施設等も多く所在し、都会的側面のある一方で、区の北部には託麻三山や県民総合運動公園、区南部には江津湖の湧水の自然のほか豊かな田畑地帯が広がっており、都市の利便性と自然とが調和した住環境に優れた地域である。

イ　まちづくりの方向性

めざす区の姿を「自然豊かな　笑顔あふれる　未来のまち　東区」とし、豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあい、みんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざす。

そのためには、自然や地域の歴史・文化を大切にするとともに、人と人とのつながりや地域と地域の結びつきなど新たな絆を広げながら、みんなで支えあい、誰もが健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

基本方針１【人と人とがつながり世代を越えて語り合えるまち】
基本方針２【誰もが安全で安心して過ごせるまち】
基本方針３【誰もがいきいきと暮らせるまち】
基本方針４【美しい自然を守り育てふれあえるまち】
基本方針５【暮らしやすく活気あふれるまち】

ウ　まちづくり事業

令和３年度（2021 年度）の東区まちづくり推進事業

【人と人とがつながり世代を越えて語り合えるまち】

・地域コミュニティづくりの支援　町内自治会等の課題解決や地域コミュニティの活性化に向けた財政支援を行う。
・（仮称）東区民まつりの開催　区民相互の交流と親睦を深め、区の一体感の醸成を図る。など

【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

・地域防災合同訓練の実施　地域防災意識の向上や地域防災力の強化を図る。
・ちょこっとパトロールによる地域防犯の強化　ウォーキングなどをしながら気軽に挨拶パトロールを地域主導で実施し、地域活動への参加促進と地域防犯力の向上を図る。など

【誰もがいきいきと暮らせるまち】

・地域ささえあいの推進　認知症の人とその家族への理解を深めることにより、住民による支え合いを推進する。
・安全・安心して子育てができるまちづくりの推進　区や校区単位の子育て支援ネットワーク活動や、地域の主体的な子育て支援活動への支援を行う。
・健康まちづくりの支援　健康まちづくりを推進する人材の育成やボランティア活動の支援を行う。
・食でつながる地域の環の推進　地域で活動する支援者向けの研修等を行い、食育の啓発・推進を図る。など

【まちづくりビジョンの推進体制】

・まちづくり懇話会の開催　各種分野で活躍する 18 人の区民により暮らしやすいまちづくりに向けて協議や意見交換を行う。
・地域活性化の支援　地域課題の解決や地域ニーズに対応するために各種支援を行う。など

めざす区の姿

自然豊かな　笑顔あふれる　未来のまち　東区

市民協働で豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあいみんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざします。

● 令和2年度(2020年度)　まちづくり推進事業実績

基本方針：1

人と人とがつながり世代を越えて語り合えるまち

● 東区地域コミュニティづくり支援補助金

自主自立のまちづくりを推進するために東区内の地域課題の解決やコミニティの活性化に向けた地域の取組に対して、費用の一部を助成しました。

東野カフェ（地域公民館を活用した、高齢者や子どもなど地域住民への居場所と食事の提供）

基本方針：2

誰もが安全で安心して過ごせるまち

● 地域防災合同訓練事業

校区防災連絡会・避難所運営委員会を主体として、実態に即し感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施しました。

避難所開設・運営訓練の様子

基本方針：3

誰もがいきいきと暮らせるまち

●自立意識醸成事業

外出自粛の期間も心身の機能低下を防ぐ生活・活動が続けられるよう、セルフチェックカレンダーを作成し、配布しました。

基本方針：4

美しい自然を守り育てふれあえるまち

●託麻三山散策マップの作成

託麻三山の観光資源としての更なる知名度向上や地域交流拠点としての利活用を促進するため、散策マップを作成しました。

基本方針：5

暮らしやすく活気あふれるまち

●地域行事等への振興支援

地域の振興を図るために、地元が主催している地域のお祭りやイベントの後援を行いました。

鳥井原公園四ツ角マーケット

西区役所

【シンボルマーク】

西区のイニシャル「N」をモチーフにし、燦々（さんさん）と輝く大地、西区を象徴する金峰山、有明海のさざ波と潮風、そしてみかんを組み合わせ、豊かな自然環境を表している。

ア　概　要

西区は、熊本市の西側に位置し、河内みかんや芳野梨などの果樹栽培の盛んな金峰山、ノリやアサリ・ハマグリなどの養殖も盛んな有明海など豊かな自然に恵まれ、加えて、陸の玄関である熊本駅、海の玄関である熊本港も擁しており、人や物の交流拠点として重要な役割を担っている。
また、国指定史跡である「池辺寺跡」や「千金甲古墳」のほか、宮本武蔵が五輪書を執筆した霊巌洞、加藤清正の菩提寺である本妙寺など名所・旧跡も数多く存在し、西区は「自然」「食」「賑わい」「歴史」に恵まれた地域となっている。

イ　まちづくりの方向性

まちづくりを進めるうえで、西区では区民をはじめ恵まれた自然や伝統・文化・農水産物などを西区の魅力を形作る貴重な財産と捉え、この一つひとつの財産に「磨き」をかけることでそれぞれが輝く「華」にしたいという思いを込めて、めざす区の姿を「金峰望む　華のあるまち西区」とした。これらの貴重な財産を活かしながら心豊かにいつまでも健康で暮らせるまちとなるよう「安全安心のまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「楽しさあふれるまちづくり」「農水産業を生かしたまちづくり」の４項目を重点的な取り組みとして掲げ、区民の皆さんと協働でまちづくりに取り組んでいく。

ウ　まちづくり事業

令和３年度（2021 年度）の西区まちづくり推進事業
地域ニーズに柔軟に対応するとともに、地域の皆さんと連携して自主自立のまちづくりを支援する。また、西区の魅力を広くＰＲするとともに、地域の災害対応力強化に取り組むところである。これに加え、新型コロナウィルス感染拡大を考慮し、令和３年度（2021 年度）まちづくり予算は、以下の５つの方針を定めて取り組むこととしている。

（１）　地域ニーズに柔軟に対応し自主自立のまちづくりに取り組む
まちづくりセンターを中心に、各地域の課題やニーズに対応するとともに、地域の特性を生かした自主自立のまちづくりに取り組む。（地域ニーズ対応経費、地域コミュニティづくり支援事業）

（２）　産学官民が相互に連携し協働したまちづくりに取り組む
民間企業・大学・西区・地域住民が連携し、協働による新たな魅力発信や地域課題の解決に取り組む。（西区魅力アップチャレンジプログラム事業、大学連携まちづくり推進経費、地域コミュニティづくり支援補助）

（３）　西区の豊富な地域の宝にスポットをあてて取り組む
西区の豊かな自然や史跡、農水産物である『地域の宝』にスポットをあて、地域住民が地域を誇り、誰からも愛される地域ブランドを磨く。（西区農水産業チャレンジプログラム、西区にぎわいづくり推進経費、西区〔サイク〕リングのまちづくり推進経費）

（４）　引き続き地域の災害対応力強化に取り組む
地域の防災力の向上・強化に取り組むとともに、被災後の対応力を高める。（地域防災力向上支援事業、西区復興支援自治推進経費）

（５）　コロナ禍の中での新しい生活様式を取り入れたまちづくりに取り組む
西区の食の魅力発信等の動画を西区チャンネルとして配信する他、コロナ禍の中での新しい地域活動への転換のためのＩＣＴ活用講座を実施する。（西区チャンネル配信等ＩＣＴ活用関連事業）

令和２年度　西区まちづくり推進事業実績

金峰望む　華のあるまち西区

まちづくりビジョンの重点的取り組み

Ⅰ．安全安心のまちづくり　～災害に強く、誰もがいつまでも健康に～

Ⅱ．子育てしやすいまちづくり　～良好な環境を子どもたちのために～

Ⅲ．楽しさあふれるまちづくり　～豊かな自然や伝統・文化を活かし賑わい創出～

Ⅳ．農水産業を生かしたまちづくり　～魅力ある熊本ブランドの育成と発信～

地域ニーズに柔軟に対応し自主自立のまちづくりに取り組みました

各地域の課題やニーズに対応するとともに、地域の自主自立のまちづくりを幅広く支援するための取り組みを行いました

○地域ニーズ対応経費

エリア毎の地域の課題やニーズ、高齢者・子育て世代の様々な課題に対してきめ細かに対応するとともに、地域に貢献する人材育成にも取り組みました。

○西区地域コミュニティづくり支援補助金

魅力あるまちづくりを推進するため、様々な分野の地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた、西区内での取り組みに対し、補助金を交付しました。

産学官民が相互に連携し協働したまちづくりに取り組みました

大学や高校・西区・地域住民が相互に連携し、協働による新たな魅力発信や地域課題の解決に取り組みました

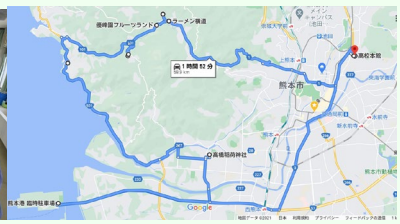

○高校生による地域課題解決プロジェクト

２つの高校と連携し、西区の魅力発信力向上のため、ワークショップを定期的に開催し、西区を巡るバスツアーを発案したり、西区の特産品を使ったスウィーツを検討したりしました。

○大学連携推進経費

２つの大学と連携し、６回目となるオレンジカクテルナイトin芳野のオンライン開催を支援したり、地域の魅力発信として、池上校区産のネーブルを使った焼肉のたれの商品開発を行いました。

被災者に対する生活支援や地域の災害対応力強化に取り組みました

被災者の新たな地域コミュニティ形成支援や地域の防災力の向上・強化に取り組むとともに、被災後の対応力を高めるための防災講座等を開催しました

○地域防災力強化事業

６つの小学校の児童を対象に、防災士によるゲームやワークショップを行い、子どもたちが自ら防災について考え、普段から備えることの大切さを学びました

○西区の農水産物を活用した非常食開発

西区の野菜を使い、和風ぞうすいとトマト味和風ぞうすいの２種類の味の防災食の商品開発を行いました。

南区役所

【シンボルマーク】

「ｍｉｎａｍｉ」という文字と山や川、有明海に沈む夕日などの自然豊かな南区の魅力をこのマークの中に表現した。

ア　概　要

南区は、加勢川、緑川など一級河川が東西を貫流し、雁回公園や塚原古墳公園などの拠点的な公園緑地を有する、自然豊かな地域であり、区域の半分を占める農地では、ナスやトマト、メロン、きゅうり、花きなどの栽培が盛んに行われている。

一方で、城南・富合工業団地、県内の流通の拠点である流通業務団地、ＪＲ熊本総合車両所などがあり、熊本の製造業、運輸業の中枢を支える地域でもある。

また、熊本藩川尻米蔵跡や六殿神社楼門などの歴史的資源も多く、それらを活かしたまちづくりが活発に行われている。

イ　まちづくりの方向性

めざす区の姿を　～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～“いきいき暮らしのまち　南区　”とし、その実現のために以下の重点目標と６つの基本目標を掲げ、区の魅力・特性を活かしたまちづくりの取り組みを進める。

重点目標　　復興するまち

基本目標１　農と漁業を誇れるまち　　基本目標２　歴史・文化を育むまち

基本目標３　自然と共生した住みやすいまち　　基本目標４　みんなが健康で元気なまち

基本目標５　地域ぐるみで子どもを育てるまち　　基本目標６　安全・安心なまち

また、自助、共助、公助の役割のもと、区民、地域団体等と行政が連携して、協働のまちづくりに取り組んでいくため、「知る」「集まる」「始める」「伝える」の４つの段階で行動に移す指針を設定している。

ウ　まちづくり事業

令和３年度の南区まちづくり推進事業は、「南区まちづくり懇話会」をはじめとする様々な機会を捉え区民意見の集約を図り、各事業の評価検証を行いながら、まちづくりビジョンに掲げる “めざす区の姿”と重点目標・基本目標達成のための取り組みを区民参画と協働のもと推進していく。

①　南区復興支援

仮設住宅等入居者・退去者支援　など

②　「南区を知ろう」情報共有・発信事業の充実

「おいしい南区」魅力発信事業、南区ＰＲグッズの作成、南区“たからもの”活用事業　など

③　まちづくりを担う人材育成の充実

防災に強いまちづくり育成事業、地域団体向け出張ＳＮＳ講座　など

④　テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

家庭訪問型子育て支援事業、南区防災バスツアー　など

⑤　地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

地域コミュニティづくり支援補助金の交付、地域力活性化・強化支援事業　など

⑥　区民参画と協働のまちづくりの推進

南区まちづくり懇話会の実施　など

令和２年度（２０２０年度）　南区まちづくり推進事業実績

めざす区の姿　～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～
いきいき暮らしのまち　南区

市民協働

重点目標	復興するまち		
基本目標1	農と漁業を誇れるまち	基本目標4	みんなが健康で元気なまち
基本目標2	歴史・文化を育むまち	基本目標5	地域ぐるみで子供を育てるまち
基本目標3	自然と共生した住すみやすいまち	基本目標6	安全・安心なまち

南区復興支援事業の推進

地域コミュニティ形成・強化支援

熊本地震で甚大な被害を受けた南区城南町土鹿野地区の復興に向けた住民組織の運営支援を行う中で、地域課題の抽出、改善方策の検討・提案等を行いました。

「南区を知ろう」事業の充実

南区ＰＲグッズ作成

南区のめざす区の姿“いきいき暮らしのまち 南区”やシンボルマークをあしらったタオル・スタッフジャンバーを作成しました。

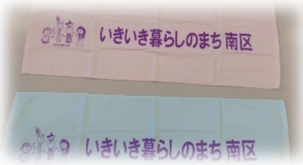

まちづくりを担う人材育成の充実

南区防災で繋ぐ世代間交流プロジェクト

新型コロナウイルス感染症などへの対策を学びながら、世代間交流を促進するため、コロナ禍に備える防災対策や高齢者の生活不活発病を防ぐ事をテーマにしたデジタル紙芝居作成事業を実施しました。

テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

家庭訪問型子育て支援事業

ひきこもりがちな家庭が地域の中で安心して子育てができるように、養成研修を受けたボランティアの支援員が訪問活動等を実施しました。支援員が親子と共に過ごしたり、母親の子育てに関する思いを傾聴する等の支援活動を行いました。

地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

幸田さるいて守る事業

幸田まちづくりセンター管内において、地域住民の健康と地域の安全・安心を守ることを目的として、学校、ささえりあと協力し、幸田さるいて守るウォーキングマップを作製しました。

区民参画と協働のまちづくりの推進

南区まちづくり懇話会

南区まちづくりビジョンを実現するために区民意見を聴取する場として、１６名の委員（地域代表６人、テーマ代表８人、公募委員２人）で組織された南区まちづくり懇話会を２回（うち１回はコロナウイルス対策のため書面で）開催しました。

北区役所

【シンボルマーク】

「北」の文字をデザイン的にし、下には笑顔を入れ、楽しいまち北区をイメージし、ず～っと住みたいまち北区を表現しています。

ア　概　要

北区は市の北部に位置し、三方を山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町、玉東町に接する、最も面積が広い区である。区内には、都市近郊の住宅地とともに、水田やスイカなどの農産物の生産が盛んな畑作地帯が広がっている。さらに、田原坂公園や武蔵塚公園などの史跡、八景水谷、立田山、梶尾温泉・植木温泉など豊かな自然や地域資源に恵まれた地域である。一方で、九州自動車道植木インターチェンジ・北熊本スマートインターチェンジを有し、国道３号熊本北バイパスや国道３号植木バイパス、熊本西環状道路など幹線道路の改良・整備も進められており、交通の要衝の機能も有している。

イ　まちづくりの方向性

北区には、多様な歴史や豊かな自然環境、住民同士のつながり、そして個性あるまちづくり活動の実績がある。こうした背景をもとに、めざす区の姿を「ず～っと住みたい“わがまち北区”～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～」とし、それを推進するための基本方針として１.健康と暮らしの安全・安心の向上、２.住みやすい住環境の整備、３.まちの賑わいと産業の振興、４.地域資源の継承と活用、５.住民自治と協働の推進の５つを掲げた。

今後はこれら、まちづくりビジョンに掲げる５つのまちづくり基本方針のもと、各まちづくりセンターを地域コミュニティ活動の拠点とし、地域担当職員が地域ニーズを把握しながら、様々なまちづくり活動に区民と行政が協働して取り組む。

ウ　まちづくり事業

北区まちづくりビジョンに基づくめざす区の姿の実現及び区における自主自立のまちづくりに向け、地域コミュニティを支援し地域力向上を図るために、令和３年度（２０２１年度）北区まちづくり推進経費では以下の事業に取り組む。

◆誰もが楽しく集い、「笑顔」が広がる「場」の創出

様々な取り組みを通して繋がりの輪を広げ､若い世代も取り込んだ､多世代･地域間の交流を行う機会を作ります。（北区笑顔交流プロジェクト、北区居場所づくりプロジェクト）

◆健康の大切さを知り、お互いを思いやり支え合う気持ちの醸成

健康まちづくりの推進に取り組むとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせる「まち」を目指します。（北区健康・支え合いプロジェクト、北区安全・安心プロジェクト）

◆地域での活動を支援

自主自立のまちづくりを推進するために、各種団体が主体的かつ継続的に行う取組を支援するとともに、地域づくりの担い手育成・担い手の負担軽減の支援をします。（自主自立のまちづくり推進プロジェクト）

◆地域を支える土台づくり

区の資源や魅力を磨き広く情報を発信するとともに、区の特性を生かしたまちづくりについて多様な意見を聴収し施策に反映させていきます。（「北区の魅力」発信事業！・北区まちづくり懇話会）

令和２年度（2020 年度）北区まちづくり推進事業の主な実績

めざす区の姿

ず～っと住みたい“わがまち北区”

歴史・自然・文化・人がつながり
個性輝くまちをめざします

基本方針１【健康と暮らしの安全・安心の向上】
基本方針２【住みやすい住環境の整備】
基本方針３【まちの賑わいと産業の振興】
基本方針４【地域資源の継承と活用】
基本方針５【住民自治と協働の推進】
まちづくりビジョンの推進体制

■ 誰もが楽しく集い、笑顔が広がる「場」の創出

「北区の魅力」配信事業！

北区の花「ひまわり」を身近に親しんでいただくために種を小中学校や各地域団体等に配布し、開花したひまわりを Fecebook 等で紹介しました。

北区公式 YouTube チャンネル

YouTube を利用して北区に関する情報を広く発信することで、市民の利便性を高めること及び北区の魅力を高めるためさまざまな情報を動画で発信しました。

■ 地域での活動を支援

北区地域コミュニティづくり支援補助金

地域の活性化を図るため、地域課題対象事業 7 団体・地域コミュニティモデル事業 6 団体に対し、補助金を交付し支援しました。

LINE ビデオ会議講座

コロナ禍において、地域各種団体が 1 か所に集まらなくても話し合える体制を構築するため、LINE を使用したビデオ会議の実施方法などを学ぶ講座を実施しました。

■ 健康の大切さを知り、お互いを思いやり支え合う気持ちの醸成

北区ＳＤＧｓ研修会

ＳＤＧｓについての意識啓発・理解の深化を図るため、玉川大学 寺本教授を招聘し、観光分野の視点から北部中学校の生徒達や北区職員に対して研修を開催しました。

■ 地域を支える土台づくり

北区まちづくり懇話会

区民の意見をお聴きする場として懇話会を設置しています。区民の代表として 11 名の委員の皆様から北区のまちづくりに関して意見等をいただきました。

（４）　区役所（総合出張所等）所管ホール等

区	所属	所在地
中央区	五福まちづくり交流センター	中央区細工町２丁目 25 番地
西区	芳野コミュニティセンター	西区河内町野出 1410 番地
南区	天明ホール	南区奥古閑町 2035 番地
	アスパル富合（富合ホール）	南区富合町清藤 400 番地
	火の君文化センター（火の君文化ホール）	南区城南町舞原 394 番地１
北区	植木文化センター（植木文化ホール）	北区植木町岩野 238 番地１

（５）　戸籍・住民（各区民課、各総合出張所、分室）

戸籍届・戸籍関係証明などの戸籍法に基づく人の親族的身分関係の登録や公証、住民異動届・住民票関係証明などの住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の登録や公証のほか、印鑑登録事務・印鑑登録証明並びに埋火葬許可の発行等事務を行っている。

ア　各種人口登録表

区分				年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
住民登録	日本人	中央区	人口	男	80,480	80,987	80,814	80,613	80,394
				女	93,671	93,992	93,896	93,512	92,999
				合計	174,151	174,979	174,710	174,125	173,393
			世帯数		90,613	91,821	92,344	92,694	93,397
		東区	人口	男	89,469	89,507	89,815	89,900	90,173
				女	98,422	98,422	98,823	98,882	99,209
				合計	187,891	187,929	188,638	188,782	189,382
			世帯数		83,221	84,011	85,116	86,129	87,169
		西区	人口	男	42,873	42,444	42,144	42,061	42,115
				女	48,684	48,205	47,849	47,612	47,754
				合計	91,557	90,649	89,993	89,673	89,869
			世帯数		41,890	41,831	42,010	42,335	43,093
		南区	人口	男	61,200	61,658	61,870	62,233	62,578
				女	67,969	68,215	68,358	68,716	69,059
				合計	129,169	129,873	130,228	130,949	131,637
			世帯数		52,941	53,612	54,362	55,257	56,324
		北区	人口	男	68,737	68,490	67,942	67,454	67,139
				女	75,557	75,033	74,574	73,959	73,633
				合計	144,294	143,523	142,516	141,413	140,772
			世帯数		62,501	62,979	63,181	63,436	63,987
		合計	人口	男	342,759	343,086	342,585	342,261	342,399
				女	384,303	383,867	383,500	382,681	382,654
				合計	727,062	726,953	726,085	724,942	725,053
			世帯数		331,166	334,254	337,013	339,851	343,970
	外国人	中央区	人口	男	1,020	1,124	1,198	1,278	1,211
				女	1,262	1,325	1,359	1,432	1,296
				合計	2,282	2,449	2,557	2,710	2,507
			世帯数		1,335	1,507	1,618	1,803	1,622
		東区	人口	男	395	451	569	713	679
				女	429	448	478	526	534
				合計	824	899	1,047	1,239	1,213
			世帯数		379	455	587	746	726
		西区	人口	男	274	297	317	350	338
				女	277	297	351	411	404
				合計	551	594	668	761	742
			世帯数		277	329	388	481	474

区分				年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
		南区	人口	男	180	256	353	410	433
				女	260	306	355	419	462
				合計	440	562	708	829	895
			世帯数		232	341	480	618	665
		北区	人口	男	259	329	391	490	452
				女	336	431	477	601	564
				合計	595	760	868	1,091	1,016
			世帯数		302	437	531	732	668
		合計	人口	男	2,128	2,457	2,828	3,241	3,113
				女	2,564	2,807	3,020	3,389	3,260
				合計	4,692	5,264	5,848	6,630	6,373
			世帯数		2,525	3,069	3,604	4,380	4,155
戸籍	中央区		本籍数		82,244	82,203	82,232	82,316	82,378
			本籍人口数		190,158	189,853	189,457	188,816	188,294
	東区		本籍数		55,128	55,780	56,420	57,101	57,537
			本籍人口数		141,241	142,660	143,884	145,154	146,056
	西区		本籍数		45,348	45,231	45,009	44,911	44,721
			本籍人口数		107,688	107,183	106,472	105,751	104,952
	南区		本籍数		50,174	50,195	50,300	50,462	50,550
			本籍人口数		123,269	123,537	123,810	123,909	124,111
	北区		本籍数		52,318	52,636	52,892	53,163	53,274
			本籍人口数		131,872	132,053	132,222	132,339	132,302
	合計		本籍数		285,212	286,045	286,853	287,953	288,460
			本籍人口数		694,228	695,286	695,845	695,969	695,715

イ　各種証明取扱件数

区分		年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
戸籍関係	中央区		145,257	137,249	140,368	140,882	133,916
	東区		37,816	40,791	40,448	40,342	34,910
	西区		22,494	21,551	19,893	19,280	18,187
	南区		22,494	33,419	31,893	32,088	27,869
	北区		32,145	35,871	37,403	37,163	32,321
	合計		271,115	268,881	270,005	269,755	247,203
住民票関係	中央区		177,507	154,193	152,741	145,678	121,771
	東区		138,141	105,715	102,945	97,138	87,378
	西区		63,429	50,701	38,828	36,255	34,344
	南区		78,774	64,982	61,974	58,176	53,124
	北区		72,219	64,495	62,892	60,682	56,983
	合計		530,070	440,086	419,380	397,929	353,600
印鑑証明	中央区		66,462	53,993	56,194	46,506	39,708
	東区		83,805	72,490	69,792	66,338	57,643
	西区		40,832	36,284	29,103	27,075	24,264
	南区		56,971	48,784	46,574	42,202	38,438
	北区		50,523	45,649	45,050	43,819	38,844
	合計		298,593	257,200	246,713	225,940	198,897
合計	中央区		389,226	345,435	349,303	333,066	295,395
	東区		259,762	218,996	213,185	203,818	179,931
	西区		126,755	108,536	87,824	82,610	76,795
	南区		236,983	147,185	140,441	132,466	119,431
	北区		154,887	146,015	145,345	141,664	128,148
	合計		1,099,778	966,167	936,098	893,624	799,700

（６） 住居表示（地域政策課）

ア 住居表示整備事業

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的な方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防など緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和４０年度を第１次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めてきた。

平成26年度からは、これまで住居表示整備が保留となっている地域の整備に重点を置いている。

種別／区分	整　備　区　域	面積(Km²)	対象件数(件)	実施期日
1次	東子飼町　西子飼町　井川渕町　北千反畑町　南千反畑町　南坪井町　草葉町 上林町　城東町　上通町　水道町　手取本町　安政町　中央街　花畑町 下通一丁目　下通二丁目　新市街　桜町　辛島町　紺屋今町	1.28	6,600	昭40.4.1
2次	妙体寺町　坪井一丁目～坪井三丁目　本丸　千葉城町　二の丸　宮内 古城町　古京町　新町一丁目～新町四丁目	1.61	4,700	昭40.11.1
3次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目　大江一丁目～大江六丁目	1.62	4,700	昭41.7.1
4次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目（追加）大江本町　岡田町　菅原町 白山一丁目～白山三丁目　九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目　南熊本一丁目～南熊本三丁目	1.97	8,800	昭42.7.1
5次	本荘五丁目　本荘六丁目　南熊本四丁目　南熊本五丁目　田崎本町 二本木一丁目～二本木五丁目　春日一丁目　春日二丁目	1.21	6,800	昭43.11.1
6次	迎町一丁目　迎町二丁目　弥生町　琴平一丁目　琴平二丁目　琴平本町 南熊本五丁目（追加）内坪井町　壷川一丁目　壷川二丁目　京町一丁目 京町二丁目　京町本丁　上熊本一丁目　上熊本二丁目　段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2.33	8,100	昭44.8.1
7次	水前寺一丁目～水前寺六丁目　水前寺公園　神水一丁目　上京塚町 京塚本町　九品寺一丁目（追加）　本荘一丁目	2.53	9,000	昭45.10.1
8次	坪井四丁目～坪井六丁目　薬園町　子飼本町　室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目　上水前寺一丁目　上水前寺二丁目	2.84	10,600	昭47.4.1
9次（前期）	国府一丁目～国府四丁目　国府本町　出水一丁目～出水八丁目　江津一丁目 江津二丁目　八王寺町　萩原町	2.36	7,700	昭47.12.1
9次（後期）	神水本町　湖東一丁目～湖東三丁目　新生一丁目　新生二丁目　水源一丁目 水源二丁目　栄町　南町　広木町　若葉一丁目～若葉六丁目	2.67	8,900	昭48.8.1
10次	津浦町　出町　稗田町　池田一丁目～池田四丁目　池亀町　上熊本三丁目 花園一丁目～花園七丁目　島崎一丁目～島崎七丁目　戸坂町	7.53	14,900	昭49.10.1
11次	新大江三丁目　神水二丁目　尾ノ上一丁目　尾ノ上二丁目　錦ケ丘　健軍一丁目 健軍二丁目　健軍四丁目　健軍五丁目　清水本町　清水東町　清水亀井町 八景水谷一丁目　八景水谷二丁目	3.87	10,700	昭50.10.1
12次	帯山一丁目～帯山五丁目　保田窪一丁目　保田窪二丁目	1.21	4,700	昭51.10.1
13次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目　大江一丁目（追加）	0.97	4,200	昭52.10.1
14次	田崎一丁目～田崎三丁目　八島一丁目　八島二丁目　健軍本町　健軍三丁目 本荘五丁目（追加）	1.15	2,900	昭53.10.1
15次	横手一丁目～横手五丁目	0.90	2,500	昭54.10.1
16次	大江二丁目（追加）	0.08	700	昭55.10.1
17次	帯山四丁目（追加）　帯山五丁目（追加）	0.17	700	昭56.10.1
18次	帯山五丁目（追加）	0.07	300	昭57.10.1
19次	出水四丁目　出水八丁目　江津二丁目（追加）　八景水谷三丁目	0.59	1,500	昭58.10.1
20次	本山一丁目～本山四丁目	0.40	1,400	昭59.10.1
21次	出水六丁目　春日四丁目（追加）　春日五丁目（追加）　春日六丁目～春日八丁目	1.01	2,500	昭62.10.1
22次	打越町　高平一丁目～高平三丁目	1.43	2,300	昭63.10.11
23次	東野一丁目～東野四丁目　秋津一丁目～秋津三丁目　沼山津一丁目～沼山津四丁目	1.70	3,600	平元.11.27

種別 区分	整　備　区　域	面積(K㎡)	対象件数(件)	実施期日
24 次	秋津新町　東本町　昭和町　花立一丁目～花立六丁目　出仲間一丁目 桜木一丁目～桜木六丁目　十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目　平田二丁目　平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目　江越二丁目　馬渡一丁目　馬渡二丁目 田迎一丁目　田迎二丁目　萩原町	3.66	6,300	平 3.2.25
25 次	東町一丁目～東町四丁目　東本町　山ノ神一丁目　山ノ神二丁目　榎町 佐土原一丁目　佐土原三丁目	2.60	6,000	平 4.2.10
	渡鹿八丁目　渡鹿九丁目　保田窪本町　保田窪四丁目　保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目　下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目　西原二丁目　御領一丁目　八反田一丁目　八反田二丁目	3.06	8,600	平 4.2.24
26 次	楠一丁目～楠八丁目　武蔵ケ丘一丁目～武蔵ケ丘九丁目　尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目　月出一丁目　月出二丁目　三郎一丁目　三郎二丁目 西原三丁目　東京塚町　新外一丁目	2.93	10,800	平 5.2.22
27 次	清水万石一丁目～清水万石五丁目　乗越ケ丘　室園町　花園六丁目（追加） 保田窪三丁目　帯山四丁目（追加）帯山五丁目（追加） 帯山六丁目　帯山七丁目	1.12	2,700	平 6.2.28
28 次	八幡一丁目～八幡十一丁目　川尻一丁目～川尻六丁目　尾ノ上四丁目（追加） 元三町一丁目～元三町五丁目　野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目　新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目　山ノ内一丁目～山ノ内四丁目	4.63	7,800	平 7.2.27
29 次	大窪一丁目～大窪五丁目　山室一丁目～山室六丁目　田迎三丁目～田迎六丁目 八王寺町　出水七丁目　出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目　幸田二丁目　蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目　新土河原一丁目　新土河原二丁目	4.30	6,800	平 8.3.4
30 次	御領二丁目～御領七丁目　長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目　長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目　月出八丁目　帯山八丁目　帯山九丁目	5.40	7,500	平 9.2.24
31 次	近見一丁目～近見九丁目　日吉一丁目　日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目　飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目　八景水谷四丁目	4.63	6,300	平 10.2.23
32 次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目　龍田二丁目～龍田六丁目　龍田八丁目 龍田九丁目　楡木一丁目～楡木三丁目　麻生田一丁目　麻生田二丁目 兎谷一丁目～兎谷三丁目　上南部一丁目～上南部四丁目　御領八丁目	6.60	6,700	平 11.2.22
33 次	田井島一丁目～田井島三丁目　良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目　御幸木部一丁目～御幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目　元三町五丁目（追加）　坪井六丁目　龍田一丁目 龍田七丁目　龍田弓削一丁目　龍田弓削二丁目	5.74	8,200	平 12.2.28
34 次	近見一丁目（追加）　近見二丁目（追加）　上ノ郷一丁目　上ノ郷二丁目 薄場一丁目～薄場三丁目　島町一丁目～島町五丁目　野口一丁目～野口四丁目 刈草一丁目～刈草三丁目　荒尾一丁目～荒尾三丁目　鳶町一丁目　鳶町二丁目 合志一丁目～合志四丁目　白藤一丁目～白藤五丁目	3.68	6,000	平 13.2.26
35 次	清水新地一丁目～清水新地七丁目　麻生田一丁目（追加）八景水谷三丁目（追加） 麻生田三丁目～麻生田五丁目　楡木四丁目～楡木六丁目 楠五丁目（追加）　八王寺町（追加）　江津一丁目（追加）　江津二丁目（追加） 出水七丁目（追加）出水八丁目（追加）	1.80	7,200	平 14.2.25
36 次	戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目	4.58	4,700	平 15.2.24
37 次	小山一丁目～小山七丁目　長嶺東九丁目　中江町 神園一丁目～神園二丁目　石原一丁目～石原三丁目	3.74	3,600	平 16.2.23
38 次	江津三丁目　江津四丁目　下江津一丁目～下江津八丁目　画図東一丁目 画図東二丁目	1.05	1,600	平 17.2.28
39 次	上代一丁目～上代十丁目　上高橋一丁目　上高橋二丁目　高橋町一丁目 高橋町二丁目　城山大塘一丁目～城山大塘七丁目	3.93	3,750	平 18.2.27
40 次	城山下代一丁目～城山下代五丁目　上代十丁目（追加） 城山半田一丁目～城山半田四丁目　城山大塘一丁目（追加） 城山薬師一丁目　城山薬師二丁目　島町三丁目（追加） 清水岩倉一丁～清水岩倉三丁目　　山ノ内一丁目（追加）	2.44	2,500	平 19.2.26
41 次	小島一丁目～小島九丁目　江津三丁目～江津四丁目（追加） 下江津一丁目～下江津二丁目（追加）	2.56	1,350	平 20.2.18
42 次	徳王一丁目～徳王二丁目　池田三丁目(追加)	0.47	900	平 21.2.23
43 次	鶴羽田一丁目～鶴羽田五丁目　飛田四丁目（追加）	0.93	1,600	平 22.2.22
44 次	下硯川一丁目～下硯川二丁目	0.51	675	平 23.2.28
45-1 次	松尾一丁目～松尾二丁目（町名のみ変更：中松尾町、上松尾町、西松尾町）	0.42	800	平 26.10.27
45-2 次	松尾一丁目（追加）	0.02	20	平 27.3.12
46 次	弓削一丁目～弓削六丁目	1.26	2,500	平 29.10.30

２　社会保障・税番号制度推進（地域政策課）

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤（インフラ）であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意の個人番号を割り当てる制度である。

本市では、国策として導入されるこの制度に対し、よりきめ細やかな社会保障給付の実現、所得把握の精度の向上、災害時における要援護者リストの活用、事務・手続の簡素化や負担軽減、医療・介護等のサービスの質の向上等を目指し効率的・効果的な施策を展開する。

（１）　推進体制

ア　熊本市番号制度推進本部

平成 25 年 5 月 24 日、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。)」の成立を受け、本市においても円滑な制度の導入を推進するため、平成 25 年 7 月 9 日、熊本市番号制度推進本部を設置した。

イ　社会保障・税番号制度推進室

熊本市番号制度推進本部及び同幹事会や下部組織である各専門部会を運営するため、業務改定・情報システム・個人情報保護・普及啓発の部門の総合的企画及び調整を行う組織として、平成 26 年 4 月に設置した。

平成 29 年度から、社会保障・税番号制度推進室を廃止し、番号制度推進班として地域政策課内に設置した。

令和 3 年(2021 年)4 月 1 日現在

【推進本部体制図】

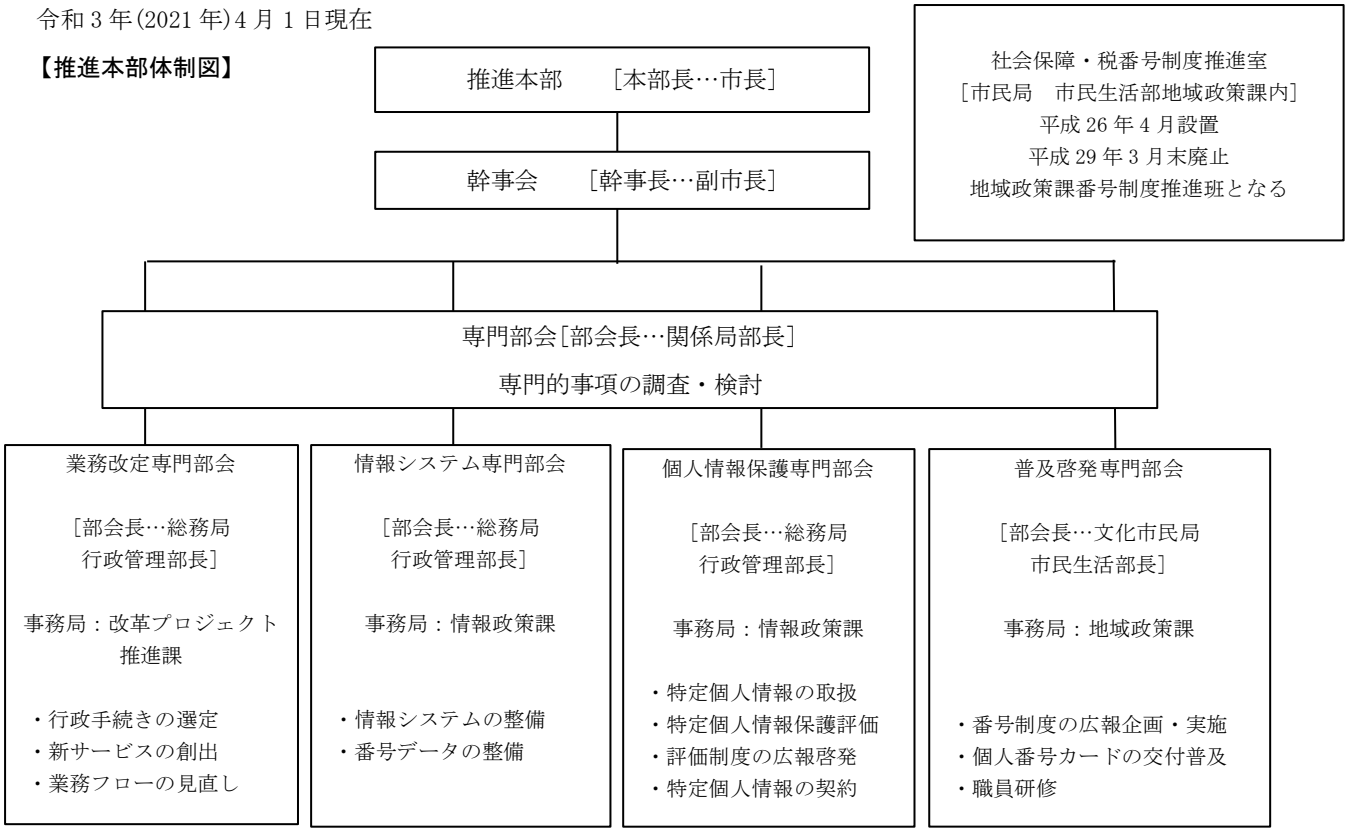

（２）推進へ向けての取組み

ア　番号制度を適用する行政手続きの選定

社会保障・地方税・防災に関する事務であり番号法で定める４０事務を選定した。※下記は主な利用事務

マイナンバー事務	住民基本台帳
社会保障関係事務	国民年金、介護保険、国民健康保険、後期高齢者保険、児童手当、予防接種、 生活保護・その他の福祉関連給付事務
税関係事務	個人住民税、固定資産税、軽自動車税
災害対策事務	被災者台帳

イ　番号制度の導入に係る条例等の整備

本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して条例の整備が必要。

制定内容	番号法第９条第２項及び第１９条第９号に規定に基づき、以下の取扱いを規定する。 (1)本市内部での個人番号の利用範囲（第９条第２項） (2)本市内部の他機関間の特定個人情報の提供（第19条第９号） (3)その他の手続きについては、各利用事務に関する規則で定める。
施行日	平成28年１月１日

ウ　特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報保護評価とは、番号法第２７条（特定個人情報保護評価）の規定により実施するもので、特定個人情報ファイルを保有しようとする実施機関（※本市においては、市長部局及び教育委員会）が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することやその他特定個人情報を適切に管理するために実施するもの。（略称：ＰＩＡ：Privacy Impact Assessment）

熊本市特定個人情報保護評価の実施マニュアル	平成27年３月策定
特定個人情報保護評価書の作成	全ての事務で評価書を作成済
評価書の公表（全項目評価書） ※全項目評価は、対象者数300,000人以上の事務	令和３年３月31日公表：住民基本台帳事務、個人住民税事務、介護保険事務

※特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

エ　サクラマチクマモトマイナンバーカードサテライトの開設

公共交通機関等の市民の利便性等を考慮し、サクラマチクマモトの地下１階に令和３年３月19日、マイナンバーカードの交付、申請、電子証明の更新等が可能な「熊本市マイナンバーカードサテライト」を設置した。

オ　コンビニエンスストア等での証明書交付サービス

個人番号カードを利用した各種証明書のコンビニエンスストア等での交付サービスを導入し、市民の利便性の向上と窓口業務の負担軽減による事務の効率化を図る。

運用開始時期	平成28年３月１日開始
利用可能時間	毎日　午前６時30分～午後11時00分（年末年始を除く） ※戸籍証明の利用時間は８時30分～20時00分まで
取扱証明書類	住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書(謄本・抄本)、市県民税（所得・課税）証明書、納税証明書(市県民税、固定資産税・都市計画税)、固定資産関係証明書(資産証明、評価証明) ※納税証明書、固定資産関係証明書は令和３年６月１日追加

３　市民協働（地域政策課、地域活動推進課）

「自治基本条例」並びに「市民参画と協働の推進条例」を制定し、「情報共有」「参画」「協働」による自主自立のまちづくりの推進に向けた仕組みを整えるとともに、ボランティア・ＮＰＯ活動などの自主的・積極的な公益活動への支援や、パブリックインボルブメント（ＰＩ）マニュアルの活用による市の事業への市民参画に取り組んでいる。さらには、市長の附属機関として「自治推進委員会」を設置し、「情報共有」「参画」「協働」の取り組みについて検証を行っている。

（１）熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

熊本市総合保健福祉センター　ウェルパルくまもと１階に設置し、ボランティア・ＮＰＯ等の市民公益活動推進のため、下記の事業を実施している。

ア　情報収集・提供

ボランティア団体、ＮＰＯの活動に関する情報や、ボランティアの募集、講座開催、民間財団などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供している。

イ　相談・登録

ボランティア等、市民公益活動に関する相談を受け付けている。また、よかよかボランティア登録者及びあいぽーと利用登録団体には、定期的にボランティア募集等の情報を郵送やメール等で発信している。

ウ　活動の場の提供

会議・セミナー室やイベントコーナーなど市民公益活動の場を提供している。

エ　特定非営利活動法人認証等（設立・定款変更認証）や各種届出等に関する受付・相談窓口

オ　熊本市所轄のＮＰＯ法人の定款等を閲覧

カ　特定非営利活動法人の設立セミナーなど、市民公益活動推進に関するセミナーの開催

キ　市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

くまもと・わくわく基金の団体登録の申請や助成事業申請書の作成支援を行っている。また、登録団体に対し、助成事業報告会や交流会などを実施している。

あいぽーと利用人数

年度	平 28	平 29	平 30	令 1	令 2
件数	27, 827	74, 121	89, 970	88, 723	68, 812

（２）ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し、活動に取り組みやすい環境を整える。

ボランティア活動保険登録団体数

年度	平 28	平 29	平 30	令 1	令 2
件数	2, 143	2, 151	2, 227	2, 169	2, 058

（３）特定非営利活動促進法に関すること（認証・認定等）

熊本市内にのみ主たる従たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁として、法人設立・定款変更などの認証、認定や特例認定申請に係る事務、各種届出及び事業報告書に係る事務などを行っている。

（４）条例個別指定制度に関すること

ＮＰＯ法人が寄附を集めやすくする環境を整備する一環として、熊本市独自の指定基準を設け、平成 27 年 4 月より施行。熊本市が所轄庁となるＮＰＯ法人に対し、制度への理解を深め、その周知を図っていくこととする。

（５）市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

これからのまちづくりの一翼を担うボランティア団体、ＮＰＯ等が行う市民公益活動を応援する資金支援の仕組みとして平成 24 年 4 月に創設。市民や事業者からの寄附を財源として、市民活動団体の公益的な事業に助成を行う。

４　地域コミュニティづくり支援

概　　要

住民による主体的な地域づくりを推進するため、各区役所総務企画課が市内17箇所に設置した各まちづくりセンターと連携し、町内自治会をはじめ小学校区の各種団体で構成された校区自治協議会の運営支援を行うとともに、町内自治会や地域公民館への支援も行う。また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

（１）町内自治会組織の育成・支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア　町内自治会の結成状況

（令２（2020）.4.1現在）

	中央区	東区	西区	南区	北区	合　計
校　区　数	19	18	13	21	21	92
町内自治会数	243	137	138	165	232	915

イ　助成制度

①　町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するための町内自治振興補助金交付規則に基づく助成

助成内容　補助金額＝均等割額＋世帯割額

種　　別		年　額（円）
均等割額	200世帯以下	60,000
	201世帯以上400世帯以下	65,000
	401世帯以上800世帯以下	70,000
	801世帯以上	75,000
世帯割額	1世帯あたり	600

②　防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成

防犯灯数　２７，１２３灯　（令2（2020）.4.1現在）

補助額

年間一灯あたり　１０ワットまで　１，２００円
２０ワットまで　１，４００円
４０ワットまで　１，８００円
４０ワットを超える　２，０００円

③　ＬＥＤ等防犯灯取替補助金

既設の防犯灯をＬＥＤ等機器へ取り替える町内自治会に対する熊本市防犯灯取替補助金交付要綱に基づく助成

補助内容・補助額

助成金額：一灯につき　６，０００円（６，０００円を下回る場合は、その額）

（２）校区自治協議会の運営支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア　助成制度

名　　称	補助金額	対　象　事　業（活動）
校区自治協議会運営補助金	20万円/年	運営のための事務費等

イ　校区自治協議会の設立状況

（令3（2021）.4.1現在）

	中央区	東区	西区	南区	北区	合　計
校　区　数	19	18	13	21	21	92
校区自治協議会数	19	17	16	21	22	95

※校区自治協議会数には、4地区（松尾北地区、松尾西地区、松尾東地区、大和地区）を含む。

（３）地域コミュニティセンター開設状況（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

（開設済数　令３（2021）.4.1現在）

開設年度（平成）	地域コミュニティセンター名	箇所数	
4	楠　城南　春竹　出水	4	
5	壺川　中島　松尾　白山　慶徳	5	
7	帯山　城山　北部東	3	
8	小島　松尾西　庄口　向山	4	
9	砂取　一新	2	
10	田迎西　清水	2	
11	龍田　日吉	2	
12	黒髪　武蔵	2	
13	西原　託麻北　田迎南　画図　池田	5	
14	弓削　西里　池上　出水南　尾ノ上	5	
15	力合　麻生田　松尾北　東町　帯山西	5	
17	碩台　託麻原　御幸　高平台　桜木	5	
18	若葉　河内　本荘	3	75
19	託麻東	1	
20	月出　城西　古町　春日	4	
21	花園	1	
22	川上　飽田	2	
23	白坪　長嶺	2	
24	託麻西	1	
25	菱形	1	
26	豊田　吉松　植木　山東	4	
27	杉上　桜木東　大和　田迎　桜井　田原　田底　山本	8	
28	隈庄　白川	2	
30	楡木	1	
31	富合	1	

（４）地域公民館（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

地域公民館は、地域住民の総意によって結成され、住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、自主的に運営されており、その運営支援を行なっている。

本市には、令和３年（２０２１年）４月１日現在、６２４館の地域公民館組織が結成されている。

	地区名（館数）
中央区	中央地区(10)、大江地区(21)
東区	東部地区(39)、託麻地区(50)、秋津地区(15)
西区	西部地区(57)、花園地区(22)、河内地区(31)
南区	南部地区(29)、幸田地区(24)、飽田地区(15)、天明地区(31)、富合地区(23)、城南地区(43)
北区	龍田地区(18)、清水地区(21)、北部地区(56)、植木地区(119)

運営費等支援（補助）の内容

補助対象		その地域において、住民の連帯意識・福祉の向上と、まちづくり活動等の振興を図っている公民館であり、各区役所総務企画課が届出を受理した地域公民館
補助範囲		公民館活動に必要な施設並びにその附属施設の建設・営繕費、運営費、借家料
補助金額	運営費	校区公民館：均等割・施設割を基礎として算出する。 町内公民館：均等割・施設割・世帯割を基礎として算出する。
	建設費	補助率2分の1、上限額750万円
	営繕費	補助率2分の1、上限額60万円
	借家料	補助率3分の1、上限額年間15万円

５　安全安心まちづくり ・ 交通安全対策　（生活安全課）

概　要

交通事故や街頭犯罪などの未然防止を図るため、高齢者や児童などへの交通安全教育や交通マナーの啓発を図っている。また、市民の防犯意識の向上に努めるとともに、警察や防犯団体等と連携を図りながら、地域と一体となった安全安心まちづくり活動を行っている。

（１）安全安心まちづくり対策

ア　防犯パトロール

青色回転灯を装着した公用車７台（うち区役所５台）で防犯パトロールを行うなど、安全安心まちづくりの意識啓発と犯罪抑止活動に取り組んでいる。

イ　繁華街等安全安心パトロール

本市における犯罪の防止に努め、市民や観光客等の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、安全安心で快適な都市環境の形成に寄与することを目的として、「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」及び「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」に基づき、繁華街アーケードを中心にパトロールを実施。

① **「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」・「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」**の主な内容

(ｱ)　路上喫煙の制限

(ｲ)　ポイ捨ての禁止

(ｳ)　歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れの禁止

(ｴ)　通行の妨げ等になる違法と認められる看板等設置、表示等の禁止

(ｵ)　自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為の禁止

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例による規制の内容

	区　　域	規　制　の　内　容	過　　料
路上喫煙	市内全域（路上禁煙区域を除く）	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000 円
ポイ捨て	市内全域（美化重点推進区域を除く）	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000 円

② **繁華街等安全安心パトロール指導員**

繁華街での迷惑行為や違法行為の指導・啓発、また、指定区域（路上禁煙区域・美化重点区域）である上通り・下通り・新市街の各アーケード内での路上喫煙・ポイ捨てに関する周知・啓発・指導及び過料の徴収

会計年度任用職員３人（熊本県警察ＯＢ）

③ **事業費**

令和３年度（２０２１年度）予算　９，１４４千円

ウ　客引き行為等対策

公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民、観光客等の安全と安心の確保並びに拠点都市としてのにぎわいの維持及び向上を図り、もって心豊かに暮らせる上質なまちづくりに寄与することを目的として、「熊本市客引き行為等の禁止に関する条例」に基づき、客引き行為等禁止地区である中心商店街のパトロールを行い、条例に定める指導等を実施している。

① 「熊本市客引き行為等の禁止に関する条例」の主な内容

(ｱ) 公共の場所における客引き行為等及び当該客引き行為等を用いた営業を禁止するため特に必要があると認める地区を、禁止地区として指定

(ｲ) 客引き行為等禁止地区における客引き行為等の禁止

(ｳ) 客引き行為等を用いた営業の禁止

(ｴ) 違反行為を行った者に対して、指導、警告、命令を順番に行い、命令に違反した場合、氏名等の公表と５万円以下の過料

② 客引き行為等対策巡回指導員

熊本市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則に基づき、指導、警告、命令、過料その他の客引き行為等の禁止に関する事務の実施

会計年度任用職員６人（熊本県警察ＯＢ）

③ 事業費

令和３年度予算　２２，４３６千円

（２）交通安全思想の普及徹底

ア 交通安全教育の推進（交通ルール・マナーアップ促進事業）

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的として、交通安全教育専門員２人を配置し、幼児（保育園・幼稚園）に対しては、模擬信号機、教育ビデオやパネル等の教育機材を活用した基礎的な交通ルールの教育、また、小学生に対し、登下校時における交通ルールの習得・自転車利用時のルール厳守とマナー向上のため、休校時でも受講できるオリジナル動画を作成し、「オンライン交通安全教室」を実施している。また、中・高校生を対象とした自転車ルール・マナーの教室を実施している。さらに高齢者（主に老人クラブを対象）に対しては、教育ビデオや交通シミュレータ等を使い、反射材の効果や加齢に伴う身体的機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解などの教育を実施している。

イ 交通安全活動の推進

① 交通安全運動等の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止運動を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、市ホームページ、ＳＮＳ、ポスターの掲示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全県民大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動などを展開している。

② 交通指導員と連携した街頭活動の強化

交通指導員は、交通の安全、事故の防止及び交通道徳の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和４４年１０月１日に発足した。現在任用しているのは約４００人で、警察その他関係機関と連携しながら、交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。

また、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員及び地区交通安全協会等とともに、市民交通安全の日（各月１・１０・２０日）や交通安全運動等の期間中に朝の通勤通学時の街頭指導を行うほか、地域におけるリーダーとして、交通安全活動の推進に努めている。

③ 暴走族根絶対策

平成１４年７月に、「熊本市暴走族根絶連絡協議会」を設立し、地域における暴走族追放の気運を醸成し、交通安全意識を高めるため、関係機関・団体との連携を密にしながら、その推進に努めている。

（３）交通事故被害者に対する支援対策

ア　交通事故相談

昭和４７年４月交通事故相談所（現　交通事故相談室）を開設し、交通事故相談員が毎週火・木曜日に相談を受け対応している。

交通事故相談件数　　令和3年4月1日現在

区分＼年度	H28	H29	H30	R1	R2
被害者	285	45	167	96	95
加害者	63	156	17	20	8
合　計	348	201	184	116	103

イ　交通遺児への援助

昭和４８年３月に交通遺児援助基金を設立して、小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に就学援助金を支給している。また、毎年１回、小中学生に図書カードを配付している。

交通遺児基金の推移　　（令和3年4月1日現在　　単位：円）

項目＼年度		H28	H29	H30	R1	R2
収支	寄付金	390,933	369,224	408,848	482,225	348,601
	運用利益	180,930	120,251	105,007	77,838	59,699
	援助金ほか	△1,375,173	△1,201,704	△1,412,628	△1,067,065	△1,183,301
	差引（積立または取り崩し）	△1,012,310	△712,229	△898,773	△507,002	△775,001
基金残高		83,678,741	83,335,736	82,845,811	82,821,034	82,821,034

※R1の基金残高については取崩し前の数値であったため今回、取崩し後の数値に修正

６　消費者行政（消費者センター）

消費者と事業者の間にある情報量・交渉力等の格差を鑑み、消費者権利の尊重及び消費者の自立支援等を基本理念とした、消費生活の安定及び向上を図るための各種事業を行う。

（１）消費者相談

消費者からの商品・サービス・多重債務等についての相談や苦情を受け付け、助言やあっせんにより、消費トラブルの解決を図る。

相談件数　　令和3年(2021年)4月1日現在

年　度	H28	H29	H30	R1	R2
総件数(件)	7,182	6,439	5,102	4,805	4,987

相談内容別件数（令和2年度）　　令和3年(2021年)4月1日現在

内容	安全・衛生	品質・機能・役務品質	法規・基準	価格・料金	計量・品目	表示・広告	販売方法	契約・解約	接客対応	包装・容器	施設・設備	買物相談	生活知識	その他	合計
件数	160	430	172	688	7	323	2,528	3,855	984	2	5	11	14	53	9,232

注：相談内容別件数については、相談内容が複数にわたるため、相談件数とは合致していない。

（２）消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活問題に対応できる主体性のある自立した消費者の育成を目的に、各種講座や事業を開催する。

ア　消費者意識の向上

消費生活出前講座：多発する消費者トラブルの未然防止や、くらしの中の様々な問題をテーマに地域や職場に講師を派遣する。

消費生活地域見守りサポーター養成講座：初歩的な消費生活相談を受けたり、必要な情報提供を行うことを目的に、センターと地域住民のパイプ役かつ地域の見守り体制の担い手を育成する。（令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため講座を中止、サポーター登録者へ資料送付のみ実施。）

イ　中学生啓発事業

中学生を対象に消費生活に関する啓発資料を市内全校に配付

ウ　若者、高齢者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、高齢者グループや市立高校の高校生に対して出前講座を実施し、消費者トラブル等の情報提供を行っている。また、成人の日にあわせて１０代～２０代向けに「若者消費者１１０番」を実施している。

（３）情報の収集及び提供

ア　消費生活情報の収集及び提供

市民の消費者被害の未然防止とより良い消費生活の実現のために必要な情報を収集し提供する。

イ　情報コーナー

消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及びビデオ・ＤＶＤのの貸出による情報提供を行う。

（４）消費者の組織化と活動の支援

消費者団体の組織活動を援助し、また、講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化と自立を支援する。

７　男女共同参画（男女共同参画課）

男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある社会の実現が求められている。

本市では、「熊本市男女共同参画推進条例」において策定が義務付けられた第２次熊本市男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な男女共同参画の推進に取り組むこととしている。

（１）男女共同参画のための意識づくり

ア　男女共同参画に関する啓発・広報

○ 情報誌「はあもにい」の発行及び啓発リーフレット、悩み相談カード等の配付

○ 地域、学校、企業等に出向く出前講座の開催

○ ＤＶ防止及び被害者支援に係る関係機関との連携、ＤＶ防止セミナーの開催、民間シェルター運営費補助

イ　男女共同参画に関する情報収集・提供

○ 市民意識調査（５年ごと）・企業実態調査（３年ごと）の実施

（２）男女共同参画のための社会環境の整備

○ 市の審議会等への女性の登用を促進

平成２９年度：２７．８％　平成３０年度：２８．３％　令和元年度：２７．８％　令和２年度：２７．７％

○ 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、「女性人材リスト」の充実・活用（登録者数２１１人）

○ 働く女性のネットワーク形成支援や企業等における女性人材の育成を目指し、女性活躍に向けた事例発表会を開催

○ ＤＶ相談に関する相談の質の向上など相談支援体制の強化や他の支援団体等との連携促進を目的とした男女共同参画課相談室を運営

○ 市民の性的マイノリティへの理解促進に向けたセミナーの開催や、当事者支援団体との意見交換会を実施

○ 熊本市パートナーシップ宣誓制度を創設

（３）推進体制の整備・充実

○「くまもと市男女共同参画会議」の開催

○「熊本市男女共同参画庁内推進会議」の開催

○「女性の活躍応援協議会くまもと」の開催

（４）熊本市男女共同参画センター はあもにい

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざして各種事業を展開している。

所 在 地　　中央区黒髪３丁目３番１０号

主要施設　　４階　　会議室、研修室Ａ･Ｂ･Ｃ、和室

３階　　リハーサル室Ａ･Ｂ･Ｃ、創作アトリエ、スタジオ

２階　　多目的ホール（２００人）、食のアトリエ、食品加工室、学習室

１階　　メインホール（３７２人）、情報資料室、幼児室、事務室、ギャラリー

その他　　駐車場　１６３台（はあもにい駐車場７０台、第１駐車場７４台、第２駐車場１７台
第３駐車場２６台、障がい者用駐車場５台）

駐輪場　２カ所

ア　男女共同参画啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、女性のエンパワーメント（力と自信をつけること）講座や男性のためのライフセミナーなど、男女共同参画の視点を踏まえた啓発・自己開発の講座（セミナー）等を実施する。

イ　社会参画支援事業

女性の社会参画促進に向けて市民活動を支援するなど、市民との協働による男女共同参画社会の実現に取り組む。（はあもにいフェスタの開催、男女共同参画推進リーダー講座、市民グループ活動支援等）

さらに、女性の就業に向けた資格取得講座・能力開発講座、仕事と生活の調和のための講座を実施する。

ウ　その他

男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、ＤＶＤ、資料等の情報の収集と提供、私のギャラリー展、映画鑑賞会を実施。

エ　施設貸出事業

市民が会議や練習･発表の場として施設を効果的に利用できるよう､センター機能を生かした助言や活動支援を行う。

会館利用状況（回数）

区分／年度	メインホール								多目的ホール								研修室
	集会・大会	式典	音楽会・演奏会	歌謡ショー・浪曲	演劇・演芸	日舞・洋舞	講習・講演会	その他	合計	集会・大会	式典	音楽会・演奏会	歌謡ショー・浪曲	演劇・演芸	日舞・洋舞	講習・講演会	その他	合計	リハーサル室 食のアトリエ 和室 会議室等 (14室)
平28	1		3	0	1	0	2	7	7		96	7	8	17	79	214	1,849
平29	16		91	6	9	6	106	234	5		48	4	3	22	82	164	3,549
平30	13		88	10	14	10	90	225	10		46	12	15	31	64	178	3,109
令1	8		83	29	27	7	53	207	7		42	11	14	29	63	166	3,059
令2	5		44	12	24	6	44	135	1		15	13	7	7	41	84	2,352

８　人権推進（人権政策課）

概　　況

本市はこれまで、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重をめざし、人権尊重意識をはぐくむ教育･啓発を進めるとともに女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、それぞれの個別課題についても様々な事業・施策の取組を行ってきたところである。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別事象が依然として存在しており、人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっている。

本市では､熊本市第７次総合計画分野別施策の第一章に｢互いに認め支え合い､だれもが平等に参画できる社会の実現｣を掲げており、令和２年（２０２０年）３月に策定した「第２次熊本市人権教育・啓発基本計画」では、「一人ひとりの人権が尊重される豊かで暮らしやすい社会の実現」を推進するための基本方針を定めている。これは市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や人権侵害を許さない確固とした信念をもって､すべての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育･啓発活動を推進するとともに、本市の様々な事業･施策を人権尊重の視点をもって取り組むことにより、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現をめざすものである。

（１）人権啓発の推進

「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民の人権尊重意識の高揚と行動の定着を図るため、あらゆる機会を捉え、市民、学校、企業、地域等の協働により、人権教育・啓発事業を展開し、「すべての人の人権が尊重される社会の実現」を目指している。

また、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和62年に発足した熊本市人権啓発市民協議会の活動の充実を図っている。

主な人権啓発事業

映画会、啓発セミナー、講演会、人権啓発担当者研修会の開催、人権の花運動、Ｊリーグロアッソ熊本との合同啓発イベント、新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発事業など

（２）職員の人権教育の推進

市民の人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、本市の職員自らが人権感覚を身に着けるとともに人権尊重を基本とする市政運営が不可欠である。

そこで、平成２９年４月「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」を「熊本市人権施策推進本部等に関する訓令」へ改正を行い、各局（区）に人権教育推進委員会、各課に人権推進員をおくことで、施策・教育についての体制整備を行い、職員の人権に対する意識向上を図り、市民の信頼に応えることができる組織体制の整備を図っている。

（３）熊本市ふれあい文化センター

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業の施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所　在　地　　中央区本荘４丁目６番６号

開設年月日　　昭和５１年５月１日

主 な 施 設　１階　教養娯楽室　調理室　相談室　機能回復訓練室　集会室　事務室　浴室

２階　集会室　会議室　学習室　多目的利用室　工作室　図書室

３階　ホール（機能回復訓練用）

利　用　者

区分 ＼ 年度	平28	平29	平30	令元	令２
主催事業参加者数（講座・クラブ・高齢者教室・くらしの講座・図書室利用者　等）	14,091	14,260	14,194	11,670	4,829
貸し館利用者数	9,555	10,407	9,316	8,346	2,671
福祉サービス利用者数（入浴・機能回復訓練室）	9,322	12,318	11,163	10,669	3,754

※令和元年度及び２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用休止期間あり

（４）熊本市植木ふれあい文化センター

植木ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業の施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題を解決するための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所　在　地　　北区植木町宮原９１２番地

開設年月日　　昭和５５年８月１日

主 な 施 設　　大会議室　中会議室　図書室　和室　調理室　相談室　事務室

日常生活訓練室　創作軽作業室　社会適応訓練室　運動場（グラウンドゴルフ等）

利　用　者

区　分 ＼ 年　度	平28	平29	平30	令元	令2
館内利用者数 （学習活動・クラブ・高齢者教室・日常生活訓練・図書室利用	5,604	6,022	6,785	6,514	1,990
館外（運動場）利用者数　（グラウンドゴルフ利用者　等）	364	206	197	203	286

※令和元年度及び２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用休止期間あり（館内のみ）

（５）熊本市祖崇廟納骨堂

熊本市祖崇廟納骨堂は、市民生活環境の改善及び社会福祉の増進を図ることを目的とし、平成元年に設置された施設である。

所 在 地　　中央区九品寺５丁目10番地14
開 設 日　　平成元年３月１日
構　　造　　鉄筋コンクリート造２階建
　　施設概要　　納骨壇　２２１壇

９　生涯学習（生涯学習課）

生涯学習社会の構築のためには、すべての市民が、いつでもどこでも自主的に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができるような仕組みを作ることが必要である。

本市では、「市民一人ひとりの心豊かな暮らし」「学びと活動の循環による自主自立のまちづくり」を実現するため令和２年（２０２０年）３月に「熊本市生涯学習推進計画」を策定し、その実現のため、いつでもどこでも生涯学習ができる環境を整備し、「人生１００年時代」を見据えた学習機会・内容を充実させながら、学びの成果を地域に還元する仕組みづくりを推進していく。

（１）熊本市生涯学習推進計画

＜いつでも、どこでも生涯学習ができる環境の整備＞

ア　生涯学習関係機関等との連携
イ　生涯学習推進に関する情報の収集と提供

＜「人生１００年時代」を見据えた学習機会・内容の充実＞

ア　ライフステージに応じた学習機会・内容の充実
イ　家庭・地域の教育力の向上
ウ　現代的・社会的な課題や市民ニーズに対応する学習機会・内容の充実
エ　障がい者の生涯学習の推進
オ　図書館・博物館等における生涯学習の推進
カ　文化芸術の取組の推進
キ　スポーツの取組の推進

＜学びの成果を地域に還元する仕組みづくり＞

ア　人材やボランティアの養成・活用
イ　学習成果を生かす取組の推進
ウ　地域と学校との連携・協働の推進
エ　熊本地震の体験や教訓を生かした取組の推進

（２）公設公民館

生涯学習の拠点となる公設公民館は、地域社会の発展と住民生活の充実のために各種講座、講演会の開催などの事業を行うとともに、住民の自主的な学習や文化活動、地域づくりを支援するなどの総合的な活動を通して、住民の教養の向上、生活文化の振興を図っている。

現在、１９の公民館があり、北部公民館には、北部東分館と西里分館の２館の分館がある。

施設の概要

名　　称	所　　在　　地	名　　称	所　　在　　地
中央公民館	中央区草葉町5番1号	北部公民館	北区鹿子木町 66 番地
西部公民館	西区小島2丁目7番1号	飽田公民館	南区会富町 1333 番地 1
南部公民館	南区南高江6丁目7番35号	五福公民館	中央区細工町 2 丁目 25 番地
東部公民館	東区錦ケ丘1番1号	河内公民館	西区河内町船津791番地
龍田公民館	北区龍田弓削1丁目1番10号	天明公民館	南区奥古閑町2035番地
託麻公民館	東区長嶺東7丁目11番15号	富合公民館	南区富合町清藤400番地
幸田公民館	南区幸田2丁目4番1号	城南公民館	南区城南町舞原394番地1
清水公民館	北区清水亀井町14番7号	植木公民館	北区植木町岩野238番地1
秋津公民館	東区秋津3丁目15番1号	北部公民館西里分館	北区下硯川町1798番地
大江公民館	中央区大江6丁目1番85号	北部公民館北部東分館	北区鶴羽田2丁目13番9号
花園公民館	西区花園5丁目8番3号		

※地域公民館については、４地域コミュニティづくり支援（４）に記載

令和２年度（２０２０年度）　公民館学習活動在籍状況（講座数及び在籍者数）

		主催事業								自主講座		総合計			
		主催講座		家庭教育学級		教養講演会		合計		合計					
		講座数	在籍者数	学級数	在籍者数	講演会数	参加者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数
中央区	中央	25	232	0	0	0	0	25	232	0	0	25	232	60	1,163
	大江	19	347	0	0	0	0	19	347	0	0	19	347		
	五福	16	584	0	0	0	0	16	584	0	0	16	584		
東区	東部	28	628	1	25	4	206	33	859	0	0	33	859	134	3,682
	託麻	21	1,511	3	22	1	23	25	1,556	0	0	25	1,556		
	秋津	70	1,085	2	20	4	162	76	1,267	0	0	76	1,267		
西区	西部	14	288	3	39	0	0	17	327	0	0	17	327	62	1,057
	花園	24	381	3	30	1	11	28	422	0	0	28	422		
	河内	11	221	1	22	1	27	13	270	4	38	17	308		
南区	南部	20	553	0	0	0	0	20	553	0	0	20	553	111	3,962
	幸田	12	875	4	59	0	0	16	934	0	0	16	934		
	飽田	21	542	0	0	0	0	21	542	0	0	21	542		
	天明	7	70	2	46	0	0	9	116	8	68	17	184		
	富合	14	599	2	16	0	0	16	615	0	0	16	615		
	城南	18	890	0	0	3	244	21	1,134	0	0	21	1,134		
北区	龍田	6	505	0	0	1	19	7	524	0	0	7	524	158	3,175
	清水	39	199	0	0	2	59	41	258	0	0	41	258		
	北部	37	1,558	4	32	1	11	42	1,601	50	454	92	2,055		
	植木	18	338	0	0	0	0	18	338	0	0	18	338		
合計		420	11,406	25	311	18	762	463	12,479	62	560	525	13,039	525	13,039

（３）青少年健全育成

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援している。

ア　熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構　　成　　校区青少年健全育成協議会をもって構成している。

主　な　事　業　　・年次総会、代表者会、理事会
・子供・若者育成支援強調月間
・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動
・熊本市青少年健全育成大会
・研修会

イ　校区青少年健全育成協議会

現在、９０小学校区地区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行う団体。

ウ　熊本市子ども会育成協議会

単位子ども会育成会相互の連携・強調のもと、子ども会発展のための育成を目的とした団体。

単位子ども会育成会は、校区町内をもとに組織され自分たちの住む地域を活動の場とした、年齢の異なる子どもたちの集まりであり、学校や家庭とは違った人間関係の中での幅広い経験を通して、子どもたちが社会性・自主性・協調性などを身につけるため季節の行事やスポーツ交流などの事業を行っている。

エ　ボーイスカウト熊本市連絡協議会

日本ボーイスカウト熊本県連盟の一員として、熊本市内に所属する３地区（中部地区、東部地区、西部地区）１１個団と植木１団で協力・連携し、児童及び青少年の健全な育成や国際相互理解を推進することを目的とする団体。

オ　ガールスカウト熊本県連盟熊本市連絡会

ガールスカウト日本連盟の一員として、ガールスカウト運動を普及し、女性が自らの可能性を最大限に伸ばし、発揮できる社会の形成を推進することを目的とする団体。

（４）　家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための情報や学習機会を提供している。

・家庭教育学級

公民館において幼稚園、保育園、小学校及び中学校を単位として現在８０学級開設し、家庭における子どもの教育に関する学習や、子どものしつけ方等における悩みについての話し合い等、保護者の主体的な学習を支援している。

・子育てサロンの開催

子育て中の保護者が、気軽に相談、交流できるような集いの場となるよう、全公民館で親子のふれあい遊びやおはなし会といった親子参加型講座等を開催し、子育て支援の充実に努めている。

（５）成人式

二十歳を迎えた新成人たちを対象に式典を開催し、新成人としての責任や自覚を促す。

令和３年熊本市成人式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とし、式典内容について、事前に収録した動画コンテンツを配信した。（市長からのお祝いメッセージ等）（対象者７，７０２人）

１０　熊本市オンブズマン制度（オンブズマン事務局）

（１）沿革

平成２２年４月、市民、市議会、市長等が共有する本市の自治の最高規範として「熊本市自治基本条例」が施行され、同条例の趣旨を具体化する制度の一つとして、同条例第２３条に公的オンブズマン制度の設置が規定された。これを受け、平成２３年３月、「熊本市オンブズマン条例」が公布され、同年１１月１日、同条例が施行され、熊本市オンブズマン制度の運用を開始した。

（２）概要

熊本市オンブズマン制度は、オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的としたものである。

（３）オンブズマンの職務

①　市民から申し立てられた市政に関する苦情を調査すること。

②　常に市政を監視し、オンブズマン自らも事案を取り上げ、調査すること。

③　調査結果をもとにオンブズマンの判断を示すこと。必要なときは、市に対して是正などの措置を行うよう勧告し、又は制度の改善を求める意見表明をすること。

（４）対象となる苦情の範囲

熊本市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日（終わった日）から原則として１年以内の苦情が対象となる。ただし、次の事項などは取り扱わない。

①　判決、裁決等を求め現に係争中の事項及び判決、裁決等により確定した事項

②　請求に基づき、現に監査を実施している事項及び監査を完了した事項

③　議会に関する事項

④　職員の自己の勤務内容及び待遇に関する事項

⑤　オンブズマンの職務に関する事項

（５）オンブズマンの組織等

①　オンブズマン

熊本市オンブズマンは、熊本市オンブズマン条例の規定に基づき、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

オンブズマンは、市民の権利と利益の擁護者として、公平かつ中立的な立場で職務を行い、また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

オンブズマンの任期は２年であり、１回に限り再任することができる。

②　運用体制

オンブズマン２名、オンブズマンを補佐する専門調査員３名、相談員１名、事務職員１名、事務局長の８名体制で運用を行っている。

（６）苦情申立て後の流れ

①　申立方法

苦情申立ては書面により行う。事務局に持参、郵送、FAX、Ｅメール、ホームページのフォームメールのいずれかの方法で申し立てることができる。

②　面談

申立人が希望する場合には、オンブズマンと直接面談ができる。

③　苦情の調査

オンブズマンは、苦情申立ての内容を審査し、市の関係部署を調査する。調査は、ヒアリング、書類や記録の閲覧、実地調査等の方法で行う。

④　調査結果の通知

オンブズマンは、調査結果を申立人及び市の機関に文書で通知する。

⑤　運営状況の報告・公表

毎年度の運営状況については、市長及び議会に報告するとともにこれを公表する。

（７）令和２年度（２０２０年度）の運用状況

令和２年度（２０２０年度）は、５４件の苦情申立てを受け付け、前年度からの継続分９件と合わせて６３件の苦情申立てを処理した。

ア　苦情申立て受付状況（平成２８年度～令和２年度（２０２０年度））

年度	H28	H29	H30	R 元	R2
受付件数	66	58	78	58	54

イ　行政組織別受付状況（令和２年度（２０２０年度）受付分）

組織	件数	組織	件数	組織	件数
都市建設局	11（1）	総務局	5	経済観光局	1　【1】
健康福祉局	11（1）【1】	環境局	2	交通局	1
区役所	11	教育委員会	2	上下水道局	1
財政局	6	文化市民局	1　【1】	その他の機関	2
				合計	54（2）【3】

（ ）内は平成 28 年（2016 年）熊本地震関連　計 2 件
【 】内は新型コロナウイルス感染症関連　　計 3 件

ウ　苦情申立ての処理状況（令和２年度（２０２０年度）処理分（前年度からの継続調査分を含む））

区　　分	件数
1　調査結果を通知したもの	29（3）【1】
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	2
(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	4
(3) 市の業務に不備がなかったもの	23（3）【1】
2　調査対象とならなかったもの	9　【1】
(1) 管轄外のもの	4
(2)その他のもの（利害無し・１年以上経過等）	5　【1】
3　調査を中止したもの	2
4　取り下げられたもの	17　【1】
5　継続調査中のもの	6
合　　計	63（3）【3】

（ ）内は平成 28 年（2016 年）熊本地震関連　計 3 件
【 】内は新型コロナウイルス感染症関連　　計 3 件

エ　発意調査

熊本市オンブズマン条例第７条第２項に基づき発意調査を２件行った。

①　市長への手紙　　②　町内自治会内部の問題に対する市の関わり

オ　勧告又は意見表明

熊本市オンブズマン条例第７条第１項第２号に基づく勧告又は意見表明に至った事例はなかった。

１１　文化振興（文化政策課）

概要

文化は、人々が心豊かで質の高い生活を送り、活力ある社会を形成していく上で極めて重要な意義をもっている。そこで、本市では「文化芸術振興指針」を策定し、市民一人ひとりが豊かな文化を享受し、文化の創造に参画するとともに、文化力で活力あるまちづくりを進め、人とまちが元気になる文化創造都市の実現を目指している。

（１）市民の文化の振興

令和２年度（２０２０年度）主な文化事業

くまもと大邦楽祭　令和２年（２０２０年）６月１４日

上記日程で開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和３年度（２０２１年度）へ延期となった。

熊本が生んだ地唄三絃界の名手、「長谷幸輝大検校」の生誕１５０年を記念して、平成５年に創設。全国の才能ある邦楽演奏家を発掘し、育成の契機をつくることで新しい時代の邦楽の進展に寄与するとともに、熊本の魅力を全国に向けて発信することを目的として実施している。

第２５回「草枕」国際俳句大会　令和２年（２０２０年）１１月７日（表彰式）

夏目漱石来熊１００年を記念して平成８年に創設。俳人漱石を顕彰するとともに、日本文化を代表する俳句を通して「熊本の都市の魅力と俳句」を国内外へ向けて発信し、国際色豊かな大会として開催した。令和２年度（２０２０年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により当日投句は開催せず、一般部門と外国語部門を事前募集し、上位入賞者のみで表彰式を行った。

（２）人づくり基金（平成３年度から実施）

目　的　　多くの市民の方々から寄せられた浄財を基金として活用し、文化をはじめ様々な分野において指導的役割を果たす、国際感覚を備えた創造性豊かな人材を育成する。

基金額　　５９０，９０３，７５３円

年　　度	H28	H29	H30	R1	R2
援助件数（件）	4	4	4	4	0
援助金額（千円）	3,630	2,997	3,209	2,032	0

（３）熊本市現代美術館

熊本市現代美術館は、洋画家井手宣通氏の作品寄贈が建設の発端となり、平成１４年３月に竣工した上通Ａ地区第一種市街地再開発事業により建設された複合ビル「びぷれす熊日会館」の一部として、同年１０月に開館した。

館内は、企画展を行うギャラリーⅠ・Ⅱのほか、美術図書室のホームギャラリー、多目的に活用できるアートロフトなど多様な施設を備え、市民に親しまれる文化活動の拠点施設として、展覧会事業やワークショップの開催等様々な催しを行っている。

施設概要

管理運営　　(公財)熊本市美術文化振興財団（指定管理者　期間：令和元年度〔２０１９年度〕～令和５年度〔２０２３年度〕）

所 在 地　　中央区上通町２番３号

展覧会事業

ギャラリーⅠ・Ⅱにおいては、現代美術を中心とした企画展（有料）を順次開催し、国内外を問わず優れた作品を市民に紹介する。また、ギャラリーⅠ・Ⅱ以外の部分は、常設展示場として収蔵作品や地元で活躍する作家の作品を展示している。令和２年度（２０２０年度）は次の展覧会を開催した。

ギャラリーⅠ・Ⅱ

展　覧　会　名	会　期	入場者数　(人)
ライフ 生きることは、表現すること	R2.4.1～R2.6.14	4,113 人 (※4/1～5/20 新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症感染拡大防止のための臨時休館)
谷川俊太郎展	R2.6.27～R2.9.6	10,716 人
第 32 回熊本市民美術展 熊本アートパレード	R2.9.26～R2.11.1	3,389 人
ムーミン展 THE ART AND THE STORY	R2.11.14～R3.1.11	33,826 人
MINIATURE　LIFE 展２ 田中達也見立ての世界	R3.1.29～R3.3.14	42,674 人

ギャラリーⅢ

展　覧　会　名	会　期
川野美華　展　Nighthawks	R2.4.29～R2.7.5 (※4/1～5/20 新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症感染拡大防止のための臨時休館)
モヒカンポシェット 世界でたったひとつをつくる	R2.7.11～R2.8.30
コーダ・ヨーコ原画展 どうぶつえんのどうぶつたち	R2.9.2～R2.10.25 (R2.9.6 台風の為休館)
熊本市現代美術館所蔵作品より 被災作品　公開コンディションチェック展（第 4 回）	R2.11.1～R3.1.17
豊田有希写真展　あめつちのことづて 令和 2 年 7 月豪雨 REBORN プロジェクト	R3.1.20～R3.3.31

井手宣通記念ギャラリー

展　覧　会　名	会　期
高浜寛のマンガに登場するアイテムで読み解く 19 世紀末（ベル・エポック）－『ニュークスの角灯』、『蝶のみちゆき』・・・展	R2.4.29～R2.7.5 (※4/1～5/20 新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症感染拡大防止のための臨時休館)
川野美華　展　Nighthawks	R2.7.8～R2.8.30
コーダ・ヨーコ原画展 どうぶつえんのどうぶつたち（※）	R2.9.2～R2.10.25 (R2.9.6 台風の為休館)
熊本市現代美術館所蔵作品より 被災作品　公開コンディションチェック展（第 4 回）（※）	R2.11.1～R3.1.17
CAMK コレクション展 穴・距離	R3.1.20～R3.4.4

（※）ギャラリーⅢ、井手宣通記念ギャラリーをひとつの展示室として展覧会を開催

１２　市民会館・健軍文化ホール

市民会館

熊本市民会館は、市民生活の文化的質を高め、活発な芸術文化活動を支援するため創造、鑑賞、交流等の場と機会を提供することを目的として設置している。

開館以来、市民文化活動の拠点施設として、市民に愛用され、大ホール利用率が約７５％と高い利用率を示している。一方、会議室についても書道、生け花、俳句、短歌など地元文化サークルの定期的利用をはじめ、市内外からの会議など多様に活用されている。

平成２０年度から愛称命名権（ネーミングライツ）制度を導入、平成２８年４月から「市民会館シアーズホーム夢ホール」としている。

平成２８年熊本地震では、大ホール天井部材が一部落下するなど大きな被害を受けたが、復旧工事を経て平成３０年１月より営業を再開し、同年３月に開館５０周年記念コンサートを開催した。

平成３０年４月からは指定管理者による管理運営を開始した。

ア　施設概要

管 理 運 営　　一般財団法人　熊本市文化スポーツ財団

（指定管理者　期間：平成30年度〔2018年度〕～令和4年度〔2022年度〕）

所　在　地　　中央区桜町１番３号

イ　施設別定員

区　分	大ホール（席）	大会議室（席）	会　議　室　（人）		
			第1～第5、第8（小会議室）	第6～第7、第9（中会議室）	第10（和室）
定　員	固定席　1,579 車椅子席　12	移動席　252	20	40	20

ウ　会館利用分野状況

区分／年度	大ホール						大会議室						中小会議室（一〇室）	展示・ロビー
	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計		
H28	3	7	0	0	0	10	140	6	9	6	22	183	2,783	38
H29	14	23	9	0	18	64	18	1	1	2	42	64	808	33
H30	100	100	52	20	20	292	249	3	17	9	43	321	3,495	91
R1	85	54	34	14	27	214	224	7	11	9	27	278	3,370	71
R2	3	18	7	6	48	82	9	6	4	9	119	147	2,265	28

健軍文化ホール

健軍文化ホールは市民の文化活動の振興を図るとともに、本市東部の拠点である健軍地区の文化・交流機能の強化によって地域経済の活性化を推進することを目的として設置している。

東部地域で初めての本格的ホール、料理実習、小会議、会食などが楽しめるパーティールーム、３つの会議室、２つの音楽練習室を備えた「生活文化拠点」の施設である。

平成２８年熊本地震ではホール天井部材が一部落下するなど大きな被害を受けたが、復旧工事を経て平成３０年１月より営業を再開。

ア　施設概要

管 理 運 営　　一般財団法人　熊本市文化スポーツ財団

（指定管理者　期間：平成29年度〔2017年度〕～令和3年度〔2021年度〕）

所　在　地　　東区若葉３丁目５番１１号

イ　施設利用状況

（単位　上段　件、下段　人、）

区分 年度	ホール （293名）	会議室A （60名）	会議室B （16名）	会議室C （15名）	パーティールーム （30名）	音楽練習室A （6名）	音楽練習室B （6名）	合計
平成28年度	4	252	207	204	162	76	185	1,090
	962	8,148	2,171	2,127	4,275	252	1,280	19,215
平成29年度	46	62	39	31	48	17	25	268
	10,425	2,539	651	341	1,344	44	182	15,526
平成30年度	192	249	171	159	158	87	93	1,109
	33,935	9,230	2,961	1,923	4,613	481	624	53,767
令和元年度	182	238	205	170	130	110	88	1123
	25,814	7,933	3,191	1,944	3,478	317	528	43,268
令和2年度	159	183	96	102	71	122	51	784
	12,598	3,362	1,260	701	1,161	218	162	19,462

※（　）は各室定員

１３　文化財（文化財課）

ア　国指定文化財

令和3年（2021年）4月1日現在

区分	名　　称	摘　　要	所有者（管理団体）	指定年
重要文化財	木造僧形八幡神坐像並びに木造女神坐像	室町時代	藤崎八旛宮	明 39 年
	木造東陵永瑛禅師倚像	南北朝期	雲巌禅寺	大 4 年
	木造十一面観音立像附像内納入品	鎌倉中期	報恩寺	平 6 年
	短刀銘光世	鎌倉中期	本妙寺	大 5 年
	紙本墨書寒巌義尹文書	〃	大慈寺	昭 27 年
	紙本墨書日本紀竟宴和歌（上・下）	鎌倉中期	本妙寺	昭 34 年
	六殿神社楼門	室町後期	六殿神社	明 40 年
	熊本城（宇土櫓など 13 棟）	宇土櫓外	国（熊本市）	昭 8 年
	細川家舟屋形	江戸後期	永青文庫（熊本市）	昭 29 年
	旧第五高等中学校本館並びに化学実験場及び表門	明治時代	国（熊本大学）	昭 44 年
	熊本大学工学部（旧熊本高等工業学校）旧機械実験工場	〃	国（熊本大学）	平 6 年
	巴螺鈿鞍	平安後期	個人	昭 55 年
	梵鐘	鎌倉中期	大慈寺	昭 56 年
	蒔絵調度類	安土桃山期	本妙寺	平 26 年
	肥後阿蘇氏浜御所跡出土品	中国明時代陶磁器等	熊本県	昭 50 年
	紙本墨書後光厳院宸翰御消息(何条事哉候云々)	南北朝期	個人(京都相国寺)	昭 14 年
	阿蘇家文書三十四巻附阿蘇家文書写三十六冊	平安から江戸時代	国（熊本大学）	昭 62 年
	台付舟形土器	弥生時代	熊本市	昭 42 年
	安南国大都統官阮潢書簡　加藤清正宛(2 通)	江戸前期	本妙寺	平 30 年
特別史跡	熊本城跡	本丸、二の丸外	国など（熊本市）	昭 30 年
史跡	熊本藩主細川家墓所	泰勝寺跡、妙解寺跡	細川護熙ほか（熊本市）	平 7 年
	千金甲古墳（甲号）	古墳時代	熊本市	大 10 年
	千金甲古墳（乙号）	古墳時代	〃	大 10 年
	釜尾古墳	古墳時代	赤水白山比咩神社(熊本市)	大 10 年
	池辺寺跡	平安時代	熊本市	平 9 年
	御領貝塚	縄文時代後期	個人ほか	昭 45 年
	塚原古墳群	古墳時代	熊本市ほか（熊本市）	昭 51 年
	阿高・黒橋貝塚	縄文時代中期	熊本市	昭 55 年
	熊本藩川尻米蔵跡	江戸時代	国・熊本市	平 22 年
	西南戦争遺跡	明治時代	熊本県・熊本市	平 25 年
名勝及び史跡	水前寺成趣園	江戸前期　庭園	出水神社（熊本市）	昭 4 年
天然記念物	藤崎台のクスノキ群	7 本の巨木	国（熊本県）	大 13 年
	立田山ヤエクチナシ自生地		国（熊本市）	昭 4 年
	スイゼンジノリ発生地		〃	大 13 年
	矮鶏（ちゃぼ）		市内各飼育者	昭 16 年
	下田のイチョウ		熊本市	昭 12 年
	イヌワシ		秋田市	昭 40 年
特別天然記念物	タンチョウ		熊本市	昭 27 年

イ　県指定文化財

令和3年（2021年）4月1日

指定の種別		件数	摘　　要
重要文化財	（工芸品）	(29)	切支丹銅鐘　刀剣類 9　鐔 10　清正拵網代鞘　勝色縅具足　腹巻大袖添　紅糸威腹巻附鎧櫃 五鈷鈴　独鈷杵　活人形谷汲観音像　尚書正義版木　黒糸威二枚胴具足
	（彫　刻）	(4)	木造釈迦如来坐像及び両脇侍立像　木造馬頭観音立像　木造及び銅造懸仏　木造獅子頭
	（古文書）	(2)	肥後国検地諸帳　細川忠興・忠利発給文書群
	（書　跡）	(20)	永青文庫文書 18　菊池万句　獨行道
	（建造物）	(11)	古今伝授の間　大慈寺石塔 4　洋学校教師館　本光寺の笠塔婆の塔身　旧細川刑部邸 不動院跡の六地蔵塔　船底五輪塔附板碑　円台寺の石造笠塔婆
	（絵　画）	(6)	大慈寺蔵絵画 2　　往生院蔵絵画 2　紙本著色宮本武蔵像　竹林七賢図屏風
	（考古資料）	(2)	磁州窯系鉄絵壺　曽畑遺跡出土植物質資料
	（歴史資料）	(2)	領内名勝図巻　金春流中村家能楽等関連資料
重要無形文化財		2	武田流（細川流）騎射流鏑馬　小堀流踏水術
史跡		9	大慈寺境内　浦山横穴群　大江義塾跡　稲荷山古墳　明徳官軍墓地　つつじケ丘横穴群 円台寺磨崖仏群　慈恩寺経塚古墳　七本官軍墓地
史跡及び名勝		1	雲巌禅寺境内
天然記念物		2	寂心さんの樟　滴水のイチョウ
重要無形民俗文化財		1	肥後神楽
重要有形民俗文化財		1	西福寺の庚申塔

ウ　市指定文化財

令和3年（2021年）4月1日現在

分　類	名　称	所有者（管理団体）	所在地	指定年月日
有形文化財	明治天皇小島行在所	熊本市	西区小島下町599番地	昭43.8.13
	四時軒	〃	東区沼山津1丁目25番91号	〃
	徳富旧邸	〃	中央区大江4丁目10番33号	〃
	小泉八雲熊本旧居	〃	中央区安政町2番6号	〃
	金子塔	国（熊本市）	西区池上町平　国有林内	43.12.4
	正平塔（石燈籠）	小山諏訪神社	東区小山町3371番地	45.11.16
	安元元年笠塔婆（屋蓋部分）	法人	市内	〃
	如意輪観世音菩薩坐像	岫雲院	西区春日3丁目2番4号	47.4.13
	紙本墨書成道寺記一巻	宗教法人	西区花園	49.5.15
	紙本著色沢村大学画像一幅	〃	中央区二の丸　県立美術館	〃
	成道寺六地蔵塔二基	成道寺	西区花園7丁目2476番地	〃
	成道寺五輪塔一基	〃	〃	〃
	成道寺板碑群四基	〃	〃	〃
	木造釈迦如来坐像	安国寺	中央区横手3丁目26番8号	50.11.27
	木部六地蔵塔	国	南区御幸木部町3123番地	51.10.28
	林田左京亮逆修板碑	〃	〃	〃
	木造三十三観音厨子入り	法人	市内	〃
	池辺寺古文書	池辺寺跡財宝管理委員会	中央区二の丸　県立美術館内	53.8.22
	池辺寺縁起絵巻	〃	〃	〃
	池辺寺関係石造物	〃	西区池上町池上1373番地	〃
	池辺寺仏像	〃	中央区二の丸　県立美術館内	〃
	池辺寺伝来宝物	〃	中央区二の丸　県立美術館内	〃
	松尾焼	〃	〃	〃
	木造虚空蔵菩薩坐像	宝積寺文化財保存会	北区龍田2丁目15番22号	58.3.23
	日向六地蔵塔	九州財務局	東区戸島町4345番地	63.7.28
	奥古閑六地蔵付庚申塔	奥古閑町上掛地区	南区奥古閑町1893番地2	平4.3.26
	四方寄六地蔵付庚申塔	熊本市	北区四方寄町1274番地	〃
	平井宮庚申塔	楠野町楠原地区	北区楠野町759番地　楠原神社内	〃
	御馬下の角小屋	熊本市	北区四方寄町1274番地～1276番地	〃
	1.尾跡地蔵講帳　2.恵美須祭礼帳 3.西之宮講帳（3冊）	河内町尾跡地区	西区河内町船津1225番地尾跡公民館	〃
	河内町役場文書	熊本市	西区河内町船津2069番地5	〃
	津波供養塔	〃	西区河内町船津2941番地	〃
	津波供養碑	〃	〃	〃
	津波供養碑（蓮光寺）	個人	西区河内町船津2107番地1	〃
	津波供養碑	個人	西区河内町河内	〃
	面木木造十一面観音坐像	個人	西区河内町面木	〃
	嶽麓寺銅造誕生仏	個人	市内	〃
	江月院銅造誕生仏	個人	市内	〃
	増福寺銅造誕生仏	自治会	市内	〃
	近代建築物（衛兵所）	熊本市	解体保存中	4.12.24
	加藤清正公肖像画	〃	中央区古京町3-2（熊本博物館）	7.8.2
	清正公下賜の扇子	〃	〃	〃
	熊本城出入鑑札附延享二年覚書	〃	〃	〃
	本覚院殿（加藤清正側室）墓出土品	本覚寺	中央区横手1丁目14番20号	18.1.25
	清田家住宅附細川忠興知行宛行状他９点	個人	南区富合町釈迦堂22番地	21.6.15
	高の石造六地蔵塔	城南町高地区	南区城南町高376番地	23.4.28
	高の石造宝塔	個人	南区城南町高	23.8.25
	七所宮の石造宝塔	宮地神社（個人）	南区城南町宮地	〃
	鞍掛字阿弥陀堂の板碑	個人	北区植木町鞍掛	23.3.28
	豊岡の眼鏡橋	熊本市	北区植木町豊岡・鈴麦	23.4.28
	服部の五輪塔	個人	北区植木町豊田	24.1.27
	砥石の宝篋印塔	内空閑神社	北区植木町清水1003番地	24.5.1
	田原の五輪塔附板碑	宿中久保本村地区	北区植木町豊岡1635番地	24.7.31
	舞尾の六地蔵板碑	舞尾地区	北区植木町舞尾640番地	24.7.31
	本遺跡土壙墓出土品）	熊本市	北区植木町岩野238番地1	25.3.27
	木造千手観音立像	立福寺総代会	北区立福寺	31.1.28
	木造阿弥陀如来立像	法人	中央区	31.1.28
	活人形聖観音菩薩立像附衣装及び蓮台	来迎院	西区春日	31.1.28
	菱形八旛宮神像群	菱形八幡宮総代会	中央区二の丸　県立美術館内	令2.12.25
	木造愚谷常賢像	鷲林寺	南区野田	令2.12.25
	六所宮の鳥居	藤崎八旛宮	中央区井川淵町3-1	令2.12.25
史　跡	天福寺裏山古墳群	熊本市、(社)照敬会	西区花園7丁目2442番地	昭43.12.4
	付学承院跡宝篋院塔		東区尾ノ上4丁目11番70号	
	富ノ尾古墳	熊本市	西区池田3丁目44番	43.8.13
	水前寺廃寺跡	個人	中央区水前寺公園	〃
	健軍神社杉馬場	健軍神社	東区健軍2丁目　神水1丁目	〃
	楢崎山古墳群(五基)	個人	西区小島下町	43.12.4
	千金甲丙号古墳群(二基)	熊本市	西区小島下町高城山	45.6.2
	城山古墳群(一の塚・二の塚・三の塚)	〃	西区城山上代町城山1107-1	46.8.11
	細川忠利公火葬地	岫雲院	西区春日3丁目2番4号	47.4.13
	健軍神社境内	健軍神社	中央区健軍本町13番	47.12.13
	肥後出水国分寺跡塔心礎並びに礎石	個人	中央区出水1丁目2　熊野神社	〃

分　類	名　　称	所有者（管理団体）	所　在　地	指定年月日
史跡	明治天皇御幸御野立所	熊本市	南区御幸西4丁目1311	48.5.8
	明治天皇小島行在所跡	〃	西区小島下町599・600番地	43.8.13
	四時軒跡	〃	東区沼山津1丁目25番91号	〃
	渡鹿菅原神社境内	菅原神社	中央区渡鹿6丁目11番89号	49.9.5
	木部地蔵堂敷地(道伝寺跡)	国	南区御幸木部町3123番地	51.10.28
	百梅園跡	熊本市	西区島崎4丁目10番39号	53.4.25
	夏目漱石内坪井旧居跡	〃	中央区内坪井町4番22号	〃
	山伏塚	国(熊本市)	西区池田2丁目5番27号	54.4.24
	花崗山陸軍埋葬地	熊本市	西区横手2丁目13	55.11.27
	釣耕園	個人ほか	西区島崎5丁目7番	60.8.22
	叢桂園	熊本市	西区島崎5丁目7番2号	〃
	井上横穴群	個人	北区改寄町100番地13・14号	平4.3.26
	塩屋北ノ崎古墳	個人	西区河内町河内465番地12	〃
	差茂塚古墳	個人	西区河内町白浜1653番地	〃
	砂鉄水路跡（2ヶ所）	個人	西区河内町河内165番地1	〃
	加藤家墓地	個人	西区河内町白浜215・216番地2	〃
	道家之山の墓	個人	西区河内町岳264番地	〃
	嶽麓寺跡の中世石造物群	個人	西区河内町岳520番地	〃
	畳ケ石	個人	西区河内町野出33番地8	〃
	平畠支石墓	植木町田底山城区	北区植木町田底	23.3.28
	高熊古墳	個人	北区植木町古閑	23.3.28
	陳内廃寺跡	熊本市	南区城南町陳内98番地5	23.4.28
	陳内瓦窯跡	個人	南区城南町陳内	23.4.28
名勝及び史跡	瑞巌寺跡	熊本市	北区貢町1421番地～1423番地	平4.3.26
天然記念物	天社宮の大クスノキ	高橋西神社	西区上高橋町224番地高橋東神社境内	昭43.8.13
	旧代継宮跡大クスノキ	国（熊本市）	中央区花畑町6番2号　花畑公園内	〃
	釜尾天神のイチイガシ	釜尾地区	北区釜尾町425番地	平4.3.26
	河内晩柑原木	個人	市内	〃
	徳王の桜	個人	市内	7.4.28
	宮原菅原神社のイチイガシ	個人	北区植木町宮原	23.3.28
無形文化財	肥後ちょんかけ	肥後ちょんかけごま保存会	市内	昭50.2.26
無形民俗文化財	銭太鼓踊り	下沖銭太鼓踊り保存会	市内	平4.3.26
	柚木神楽	柚木菅原神社神楽保存会	北区硯川町　柚木菅原神社	〃
	立福寺神楽	立福寺神楽保存会	北区立福寺町　立福寺菅原神社	〃
	明徳神楽	明徳神楽保存会	北区明徳町　熊野神社	〃
	白浜岩戸神楽	白浜神社岩戸神楽保存会	西区河内町　白浜神社	〃
	野出春日神社大神楽	野出春日神社大神楽保存会	西区河内町　野出春日神社	〃
	大多尾大神楽	大多尾大神楽保存会	西区河内町　大多尾日吉神社	〃
	新町獅子舞	熊本新町獅子保存会	中央区新町	20.8.1
	清水菅原神社神楽	清水甲神楽保存会	北区植木町清水　清水菅原神社	24.3.27
	上南部肥後神楽	上南部肥後神楽保存会	東区上南部　乙姫神社	令元.12.2
	平山神社神楽	平山神社神楽保存会	西区松尾町平山　平山神社	〃

エ　登録有形文化財

令和3年（2021年）4月1日現在

名　　称	所　有　者	所　在　地	登録年月日
早野ビル	早野建物合名会社	中央区練兵町45番地	平8.12.20
九州学院高等学校講堂兼礼拝堂	学校法人九州学院	中央区大江5丁目2番1号	〃
九州女学院高等学校本館	学校法人九州ルーテル学院	中央区黒髪3丁目12番16号	9.5.7
熊本市水道記念館（旧八景水谷貯水池ポンプ場）	熊本市	北区八景水谷1丁目7番3号	〃
長崎次郎書店	長崎次郎株式会社	中央区新町4丁目1番19号	10.1.16
今村家住宅	個人	南区	〃
熊本大学本部（旧熊本高等工業学校本館）	国（文部科学省）	中央区黒髪2丁目39番1号	10.9.2
熊本大学医学部山崎記念館（旧熊本医科大学図書館）	国（文部科学省）	中央区本荘1丁目1番1号	〃
ピーエス熊本センター（旧第一銀行熊本支店）	ピーエス株式会社	中央区中唐人町1番地	〃
熊本学園大学産業資料館(旧熊本紡績電気室)	学校法人熊本学園	中央区大江2丁目1903-2	16.8.17
マミフラワーデザイン熊本教室花峰館(旧鐘淵紡績熊本工場診療所)	個人	西区河内町	〃
熊本ルーテル学園神水幼稚園園舎	学校法人熊本ルーテル学園	中央区神水1丁目633番2号	17.12.26
冨重写真所	冨重写真館	中央区新町2丁目8番5号	18.4.12
慈愛園モード・パウラス記念資料館（旧宣教師館）	社会福祉法人慈愛園	中央区神水1丁目633番1号	19.5.29
浜田醤油店舗	個人	西区小島6丁目9番1号	19.10.22
浜田醤油主屋	個人	〃	〃
浜田醤油洋館	個人	〃	〃
浜田醤油三番蔵	浜田醤油株式会社	〃	〃
浜田醤油旧圧搾機室	〃	〃	〃
浜田醤油旧原料倉庫	〃	〃	〃
浜田醤油旧石室	〃	〃	〃
浜田醤油給水塔	〃	〃	〃
リデル、ライト両女史記念館（旧熊本回春病院らい菌研究所）	熊本市	中央区黒髪5丁目23番1号	20.3.7
本妙寺仁王門	本妙寺	西区花園4丁目128番地	23.7.25
日本福音ルーテル熊本協会	日本福音ルーテル熊本協会	中央区水道町1番21号	令元.12.5
西村家住宅店舗	個人	中央区西唐人町10	2.8.17
西村家住宅主屋	個人	中央区西唐人町13	2.8.17

オ　文化財保護対策

文化財保護法、熊本市文化財保護条例および熊本市文化財保護委員会条例に基づき、熊本市内の指定文化財の保護に万全を期するとともに、地域開発と埋蔵文化財との調整並びに、祖先の遺産の維持保存をはかり、文化財の尊重と愛護の気風を高めることに努めている。

熊本市文化財保護委員１２名は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議している。

活動状況（令和２年度（２０２０年度）実績）

・文化財保護委員会開催回数　５回
・現状変更等諮問件数　１０件
・埋蔵文化財の届出に対する処理件数　１，３４３件
・文化財現地調査　７回

カ　記念館

（令和３年（2021 年）４月１日現在）

名　称	概　要	開館年月日
夏目漱石内坪井旧居 （中央区内坪井町4番22号）	明治の文豪、夏目漱石が旧制第五高等学校の英文科教授として熊本に着任して5番目に住んだところで、邸内が広く、漱石が一番気に入った家であり、漱石ゆかりの資料が展示してある。 ＊熊本地震により復旧工事中。	昭53. 6. 5
徳富記念園 （中央区大江4丁目10番33号）	徳富蘇峰･蘆花兄弟の顕彰のための記念園で旧邸（大江義塾跡）と記念館とからなる。記念館では徳富兄弟ゆかりの資料を多数展示している。 ＊熊本地震により復旧工事中。	昭45. 9. 9
横井小楠記念館 （東区沼山津1丁目25番91号）	幕末の偉大な思想家横井小楠の顕彰のための記念館で小楠ゆかりの資料が展示してある。小楠が13年間過ごした「四時軒」が当時をしのばせる。 ＊四時軒は改修工事により閉鎖中。	昭57. 7.15
熊本洋学校教師ジェーンズ邸 （中央区水前寺公園22番16号）	明治4年(1871年)、熊本藩が洋学校を開設したとき外国人教師ジェーンズのために、長崎から大工を呼んで建てさせた熊本県内現存最古の洋館で、県の重要文化財に指定されている。この洋館には、洋学校ゆかりの資料が展示されている。 ＊熊本地震により移築復旧工事中。	昭49. 3. 1
小泉八雲熊本旧居 （中央区安政町2 番6 号）	小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）が旧制第五高等中学校教師として熊本に着任して最初に住んだ家。旧居には、八雲が家主に特に注文して造らせた神棚が残っている。	昭36. 4. 1
御馬下の角小屋 （北区四方寄町1274番地）	参勤交代で豊前街道を往来した島津、細川などの大名が休憩所として使用したお茶屋跡。この建物は、堀内（旧赤木）家の住居だったもので庄屋を務めるかたわら質屋、酒屋を営んだ。当時の多数の文書や道具類が残されている。	昭62.12. 1
リデル、ライト両女史記念館 （中央区黒髪5丁目23番1号）	我が国のハンセン病救済に生涯を捧げた英国人女性、ハンナ・リデルとエダ・ハンナ・ライトの功績を称える記念館。両女史ゆかりの資料が展示してある。	平 6. 2. 3
後藤是山記念館 （中央区水前寺2丁目6番10号）	ジャーナリストにして、郷土史の研究、文化活動に多大な功績を残した後藤是山（名誉市民）を顕彰する記念館で、旧居、庭園及び資料館からなる。	平 8. 5.20
田原坂西南戦争資料館 （北区植木町豊岡858番地1）	田原坂公園内に位置する西南戦争にまつわる品々を展示した資料館で、西南戦争がなぜ起こり、この地がなぜ激戦地となったのか、どのような戦いが繰り広げられたのかという田原坂の戦いの意義などを伝える。館内には激しい戦いを物語る、当時の貴重な武器・弾薬・備品などの遺品や戦争資料が多く展示してある。	昭 58. 5 ※平27.11ﾘﾆｭｰｱﾙ

キ　くまもと工芸会館

くまもと工芸会館は、本市の「工芸産業の振興及び発展」を図り、地域社会の活性化に資するための拠点施設として建設したものである。各種工芸教室の開催や、工芸品の紹介等を行っている。

施設概要

管　理　運　営	くまもと工芸協会共同企業体 （指定管理者　期間：令和２年度（２０２０年度）～令和６年度（２０２４年度））
所　　在　　地	南区川尻１丁目３番５８号
主　な　事　業	伝統工芸品から現代工芸品まで、一般社団法人くまもと工芸協会会員の作品を常設展示しているほか、自主イベント等を開催 夏休み体験教室、工芸教室（陶芸教室他）等、各種クラフト教室を実施。

１４　熊本城

（１）熊本城のあゆみ（熊本城総合事務所）

ア　総括

加藤清正が、慶長４年（１５９９年）頃より築城に着手し慶長１２年（１６０７年）に完成させた熊本城は、豪壮な大小天守や独特の曲線を持つ石垣などで名城の誉れ高い。加藤家の治世は、清正とその息子忠広の２代４５年で終わり、その後入封した細川家の居城として、約２４０年を経て明治に至る。

新城築城に当たり清正は数々の実戦の経験を生かし、城の各所にいろいろな苦心を払った。

まず、位置を茶臼山に選定し、城外にひろがる平野を城下として整備した。

また、清正流石垣と呼ばれる石垣下の傾斜が緩やかで上に登るほど急勾配を持った石垣や広大な堀をめぐらし、随所に虎口を設けるなど防備の面で数々の配慮がみられる。

このようにして築かれた熊本城は、周囲５．３ｋｍに及び、櫓４９、櫓門１８、城門２９を数えたとされるが、惜しくも明治１０年（１８７７年）の西南戦争直前の火災で大小天守や本丸御殿などの主要な建造物を焼失した。

その後、昭和３５年（１９６０年）８月清正公３５０年遠忌と市制７０年を記念して総工費１億８，０００万円で天守閣が再建された。昭和５６年（１９８１年）１月には西南戦争１００周年記念事業として西大手門が復元されており、平成元年には６０年ぶりの宇土櫓の大規模修復が行われ、さらに市制施行１００周年を記念して数寄屋丸二階御広間が復元された。

そして、平成９年度に策定した熊本城復元整備計画に基づき、平成１０年（１９９８年）から本格的な歴史的建造物の復元整備に着手し、南大手門をはじめとする西出丸一帯の建造物及び飯田丸五階櫓の復元整備を行い、平成２０年（２００８年）３月熊本城築城４００年にあわせ総工費５４億円で本丸御殿大広間が完成した。

平成２０年度からは第Ⅱ期熊本城復元整備事業として、馬具櫓一帯、平左衛門丸の塀などの復元整備を進めることとし、平成２６年（２０１４年）９月に馬具櫓及び続塀が完成したが、平成２８年（２０１６年）４月１４日及び１６日に発災した平成２８年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受けた。平成１０年から２０年余に亘って進めてきた熊本城復元整備計画の休止はもとより、長い歳月と多大な経費を要する熊本城の復旧に取り組んでいくこととなった。

震災から５年が経過する現在（令和３年（２０２１年）４月１日現在）も、熊本城の有料区域及び無料区域の一部において立入規制が続いている。なお、熊本城の復旧過程を段階的に公開するために、令和元年（２０１９年）１０月５日からは、原則日曜・祝日限定で天守閣エリア等の一部について、大天守の外観復旧完了に伴う特別公開第１弾を実施した。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和２年（２０２０年）３月１日公開分から公開を中止するとともに、令和２年（２０２０年）４月２９日から特別公開第２弾として開始を予定していた特別見学通路の公開も延期し、令和２年（２０２０年）６月１日から同通路の公開を開始した。

特別公開第２弾では、特別見学通路を通って天守閣前広場まで至る南ルートと、日曜・祝日のみ公開の北ルート（第１弾での公開ルート）とあわせて回遊できる公開を実施している。

令和３年（２０２１年）４月２６日には、天守閣の復旧が完了、展示内容もリニューアルのうえ、天守閣の内部公開を開始することとしている。

イ　整備方針及び復元整備

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきた。その中核を成す熊本城は、我が国有数の貴重な歴史文化遺産としての特別史跡はもとより、広大な面積を誇る都市公園として本市・本県を代表する観光資源であり、更には「森の都」を象徴する緑の拠点として、市民や国内外から訪れる多くの人々に愛され続けている。

市民に地域の誇りと心の安らぎを提供する場としての熊本城の価値をさらに高めるため、史料に基づき歴史的建造物の保存・復元を行い、歴史遺産としての価値をさらに高める「歴史的建造物の保存と復元」、熊本城の原風景を守りながら、豊かな緑を育成し、都市の潤い空間としての価値を高める「都市の潤い空間としての環境整備」、史跡に配慮しながら便益施設を充実させるとともに、歴史を学び・体験する機能を導入し、観光資源としての価値を高める「サービ

ス空間の創出」の３つを整備方針に掲げ、歴史的建造物の復元をはじめ総合的な整備・振興を図ることとした。

その際、城域を、本丸（保存・復元ゾーン）、二の丸（緑の遊園ゾーン）、三の丸（歴史・学習体験ゾーン）、古城（エントランスゾーン）、千葉城（文化交流ゾーン）の５つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに見合った整備を効率的に進めるとともに、整備区域が広範囲かつ多岐にわたるため、計画を短期・中期・長期に分けて整備を進めることとし、短期（第Ⅰ期）の復元整備は平成１０年度（１９９８年度）から平成１９年度（２００７年度）に実施した。

その後、平成２０年度（２００８年度）からは短期（第Ⅱ期）の復元整備を実施したが、平成２８年（２０１６年）４月１４日及び１６日に発災した平成２８年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受け、熊本城復元整備計画を休止し、今は長い歳月と多大な経費を要する熊本城の復旧に取り組んでいる。

①第Ⅰ期復元整備（短期）

３つの整備方針のうち、先ず歴史的建造物の復元整備に力を入れることとし、築城４００年にあたる平成１９年（２００７年）を目標に、６つの建造物（南大手門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓、飯田丸五階櫓、本丸御殿大広間）を復元整備した。また、平成１１年（１９９９年）の台風１８号で倒壊した西大手門も合わせて再建した。

箇　所	復元建造物	事業期間（事業費）
西出丸一帯	南大手門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓	平成１０～１５年度（事業費　約１９億円）
	西大手門	平成１２～１５年度（事業費　約５億円）
飯田丸一帯	飯田丸五階櫓	平成１０～１６年度（事業費　約１１億円）
本丸一帯	本丸御殿大広間	平成１１～１９年度（事業費　約５４億円）

②第Ⅱ期復元整備（短期）

平成２０年度（２００８年度）から、往時の熊本城の復元整備を図るため、「馬具櫓一帯」「平左衛門丸の塀」「西櫓御門及び百間櫓一帯」の区域の復元整備を進めることとし、平成２６年（２０１４年）９月に馬具櫓及び続塀を復元した。

平成２８年熊本地震により、第Ⅱ期復元整備並びに以降の復元整備事業は休止となった。

箇　所	復元建造物	事業期間（事業費）
馬具櫓一帯	馬具櫓及び続塀	平成２０～２６年度（事業費　約４億円）

③熊本城復元整備基金

市民をはじめ熊本城を愛する人々の総参加のもと復元整備を進め、また、復元整備事業の貴重な財源とするため、平成１０年（１９９８年）４月に１口１万円の寄附で熊本城主になれる「一口城主」制度を創設し、広く国内外の個人、法人、団体からの寄附を募り、熊本城復元整備の財源とした。

また、平成２０年度（２００８年度）の第Ⅱ期復元整備からは「新一口城主」制度へ移行したが、平成２８年熊本地震により受付を休止し、平成２８年（２０１６年）４月２１日に新たに熊本城復旧事業の財源とするため熊本城災害復旧支援金を立ち上げた。

その後、城主制度再開を望む声が多く寄せられたことなどに伴い、平成２８年（２０１６年）１１月１日に従前の「一口城主」制度をベースとした「復興城主」制度を創設し、「新一口城主」制度は終了した。

区分	実施期間	寄付件数（件）	寄附額（円）
一口城主 （第Ⅰ期復元整備）	平成１０年４月１日～平成１９年３月３１日	２７，１５４	１，２０６，５６５，９９６
新一口城主 （第Ⅱ期復元整備）	平成２０年１月１日～平成２８年４月２１日	４９，４０１	６０６，２６２，１２０

（２）施設管理（熊本城総合事務所）

ア　重要文化財建造物及び再建・復元建造物　※熊本地震により全て閉鎖中（令和３年（２０２１年）４月１日現在）

①重要文化財建造物

名　　称	面積（㎡）	高さ（m）	長さ（m）	摘　　要
宇　土　櫓	914.65	19.5		三重五階櫓
長　　塀		2.0	242.44	
田　子　櫓	49.96	6.23		一重櫓
七　間　櫓	66.99	5.06		〃
十四間櫓	162.11	5.72		〃
四　間　櫓	46.49	5.96		〃
源之進櫓	108.40	北 5.602 南 6.122		折曲り一重櫓
東十八間櫓	234.70	6.90		一重櫓
北十八間櫓	144.37	5.55		折曲り一重櫓
五　間　櫓	35.37	5.54		一重櫓
平　　櫓	111.17	5.61		一重櫓前面一部庇付
監　物　櫓	140.33	6.27		一重櫓
不　開　門	59.70	5.72		櫓門

②再建・復元建造物

名　　称	面積（㎡）	高さ（m）	摘　　要
天　守　閣	2925.28	31.20	三重六階
本丸御殿大広間	2951.11	15.55	一重一階
長　局　櫓	195.52	8.58	一重櫓
数寄屋丸二階御広間	818.50	12.10	〃
飯田丸五階櫓	503.05	14.39	三重五階櫓
戌　亥　櫓	192.20	11.00	二重三階櫓
西大手門	248.09	8.10	櫓門
南大手門	330.17	7.96	〃
元太鼓櫓	58.90	7.09	一重櫓
未　申　櫓	186.80	11.81	二重三階櫓
馬　具　櫓	130.69	6.63	一重櫓
櫨　方　門	46.79	5.43	長屋門
平　御　櫓	46.57	6.67	一重櫓

③利用状況

区分 年度	入園者数（人）	入園料（千円）
H28	99,528	36,883
H29	—	—
H30	—	—
H31（R1）	186,137	77,593
R2	310,011	129,597

※平成28年度（2016年度）は熊本地震発災日までの14日間実績（有料区域内の入園者数）
※平成29年度（2017年度）及び平成30年度（2018年度）は地震被害で立ち入り規制中のため実績なし

イ　旧細川刑部邸　※熊本地震により全て閉鎖中（令和３年（２０２１年）４月１日現在）

①施設概要

旧細川刑部邸は、正保３年（１６４６年）肥後細川初代藩主忠利公の弟・刑部少輔興孝を初代として興った武家の屋敷で、東子飼町にあった建物を平成２年度からの「ふるさとづくり特別対策事業」により約４カ年かけて城内へ移築復元したものである。この貴重な文化的遺産を保存するとともに、歴史資料を収集し、これらを広く市民の観覧に供することを目的として平成６年（１９９４年）１月１５日から一般公開されている。昭和６０年（１９８５年）に熊本県重要文化財の指定を受けている。

②施設内容

所　在　地　　中央区古京町３番１号
開設年月日　　平成６年（１９９４年）１月１５日
構　　造　　木造平家建（一部2階建）
主要施設　　主屋、茶室、台所、長屋門、土蔵他、管理棟、ポンプ室、電気室

ウ　肥後名花園　※熊本地震により全て閉鎖中（令和３年（２０２１年）４月１日現在）

熊本城内竹の丸一帯の肥後名花園は、伝統ある肥後六花の純粋品種をより多く後世に残すため、昭和４８年（１９７３年）に造成し、その保存・栽培を行い、観光客や一般市民に親しまれている。

肥後菊　　観賞１１月中旬
肥後花菖蒲　　観賞　６月上旬
肥後朝顔　　８月に展示会
肥後芍薬　　観賞　５月上旬
肥後椿　　観賞　３月
肥後山茶花　　観賞１１月中旬

（３）熊本地震からの復旧・復興

ア　被害の状況等

平成２８年（２０１６年）４月１４日及び１６日に発災した平成２８年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受けた。

倒壊・一部損壊等を含め重要文化財建造物１３棟及び再建・復元建造物２０棟の全てが被災し、石垣は全体の約３割にあたる約２３，６００㎡に崩落や膨らみ・緩みなど修復を要する箇所が見受けられるほか、便益施設等２６棟も屋根や壁が破損し、地盤についても約１２，３４５㎡に陥没や地割れが発生するなど、その被害は熊本城全域に及ん

だ。

この甚大な被害を受けた熊本城の復旧には、長い歳月と多大な経費を要することが見込まれ、現在把握している被害だけでも、その被害額は約６３４億円に上る。

◆被害状況　※熊本城全体の石垣：９７３面　約７９，０００㎡

区　分	被害内容
石　垣	膨らみ・緩み５１７面　約２３，６００㎡（全体の２９．９％） うち崩落２２９面　約８，２００㎡（全体の１０．３％）
地　盤	陥没・地割れ７０箇所　約１２，３４５㎡
重要文化財建造物	１３棟（倒壊２棟、一部損壊３棟、他屋根・壁破損等８棟）
再建・復元建造物	２０棟（倒壊５棟、他は下部石垣崩壊・屋根・壁破損等１５棟）
便益施設	２６棟（屋根・壁破損等）

◆被害額（平成２８年（２０１６年）９月１４日公表）

区　分	被害額
石　垣	約４２５億円
重要文化財建造物	約　７２億円
再建・復元建造物＋その他公園施設	約１３７億円
総　額	約６３４億円

（注１）その他関連施設として旧細川刑部邸約５億円

（注２）現時点での概算値、今後、調査・設計・復旧等の進捗に伴い変更がある。

イ　復旧に向けた取り組み

①熊本城復旧の基本的な考え方（平成２８年（２０１６年）７月２６日公表）

熊本城の復旧に向けて、文化財的価値の保全や都市公園と調和した重要な観光資源としての早期再生、将来の災害に備える安全対策等に加え、震災の記憶を次世代に繋いでいく長期的な視点を持ち、国県等の関係機関との連携のもと、市民・県民をはじめ多くの方々の力を結集し、１００年先を見据えた復元整備への礎づくりとしての熊本城復旧に取り組んでいくための基本的な考え方を平成２８年（２０１６年）７月２６日に公表した。

基本的な考え方は、「復興のシンボルである天守閣の早期復旧を目指す」、「文化財的価値を損なわない丁寧な復旧を進める」、「復旧過程の段階的公開を行い、復興資源としての早期再生を図る」、「耐震化など安全対策に向けて最新技術も取り入れた復旧手法の検討を行う」、「“１００年先の礎づくり”として未来の復元整備に繋がる復旧を目指す」の５つとして、基本方針の平成２８年（２０１６年）内の策定、復旧基本計画の平成２９年度（２０１７年度）までの策定など、その後のロードマップについても併せて公表した。

②熊本城復旧基本方針（平成２８年（２０１６年）１２月２６日策定）

基本的な考え方に沿って、市民・県民・行政・関係機関等の共有のもと、熊本城復旧に一体的に継続して取り組んでいくため、具体的に取り組むべき施策の方向性として、「被災した石垣・建造物等の保全」、「復興のシンボル「天守閣」の早期復旧」、「石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧」、「復旧過程の段階的公開と活用」、「最新技術も活用した安全対策の検討」、「100年先を見据えた復元への礎づくり」、「基本計画の策定・推進」など７つの基本方針からなる「熊本城復旧基本方針」を平成２８年（２０１６年）１２月２６日に策定した。

策定にあたっては、内容その他策定に必要な事項について関係者からの意見を聴取するため、学識経験者や関係団体の委員５名で構成する「熊本城復旧基本方針に関する懇談会」を設置した。

③熊本城復旧基本計画（平成３０年（２０１８年）３月２８日策定）

基本方針に定める基本的な考え方や取り組むべき施策の方向性に基づき、熊本城の効率的・計画的な復旧と戦略的な公開・活用を着実に進めていくため、石垣・建造物等をはじめ、便益施設・管理施設等を含む熊本城全体の復旧の手順や耐震化等の工法の検討及び復旧過程の公開など具体的に取り組む施策を体系的に定めた「熊本城復旧基本計画」を策定した。

計画策定にあたっては、学識者や専門家、経済団体や市民等から幅広い意見等を聴取するため、熊本市附属機関設置条例に基づく附属機関として委員１２名で構成する「熊本城復旧基本計画策定委員会」を設置した。

平成３０年度（２０１８年度）以降は計画に基づく復旧手順に沿った復旧事業の着実な進捗に取り組み、概ね２０年を掛けて熊本城の復旧完了を目指す。

◆施策と具体的な取り組み（「熊本城復旧基本計画」第４章 抜粋）

施　　策	具体的な取り組み
1　被災した石垣・建造物等の保全	（1）崩落・倒壊した石垣・建造物等の回収・適切な保全 （2）崩落・倒壊等の危険性の高い石垣・建造物等への緊急的防止措置 （3）被害実態の詳細把握及び復旧手法等への反映
2　復興のシンボル「天守閣」の早期復旧	（1）市民・県民の復興のシンボル「天守閣」の 2019 年を見据えた早期復旧 （2）耐震化等による天守閣の安全性の向上 （3）天守閣のバリアフリー化及び展示・内装内容の刷新
3　石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧	（1）石垣・建造物等の計画的復旧 （2）工区や復旧過程の公開等を踏まえた石垣・建造物等の段階的復旧 （3）伝統技法等による丁寧な復旧及び効率的手法の検討
4　復旧過程の段階的公開と活用	（1）天守閣エリア等の早期公開と主要構成建造物の復旧 （2）復旧過程の文化・観光資源等としての活用 （3）都市公園としての機能の回復・向上
5　最新技術も活用した安全対策の検討	（1）文化財的価値の保存を踏まえた石垣・建造物等の耐震化等の検討 （2）耐震化等安全対策に係る最新技術・現代工法の検討 （3）将来の災害に備えた熊本城全体の安全・防災対策等の検討
6　１００年先を見据えた復元への礎づくり	（1）熊本城調査研究の更なる推進 （2）将来にわたる継続的な復旧を支える人づくり （3）震災の記憶継承と幕末期など往時の姿への復元検討
7　復旧基本計画の推進	（1）国県等の関係機関一体となった復旧の推進 （2）多様な復旧財源の確保 （3）城主制度や瓦の活用等による継続的な市民等の参画による復旧

④復興城主（平成２８年（２０１６年）１１月１日開始）

平成２８年熊本地震により、第Ⅱ期復元整備に伴い平成２０年（２００８年）１月１日から受付を開始した「新一口城主」制度は、天守閣内への芳名板掲示をはじめ、受付・発送事務等の処理が困難なことから、平成２８年（２０１６年）４月２１日に受付を休止し、広く寄付を募る代替として「熊本城災害復旧支援金」口座を民間金融機関に開設し、国内外から多くの寄付が寄せられた。

しかしながら、従前の「一口城主」制度が定着していたことや城主として寄付をしたいとの要望が多く寄せられたことから、従前の「一口城主」制度をベースとして、１回１万円以上の寄付者を復興城主として、城主手形やデジタル芳名板への城主名の掲出を行うなどの特典を設けて、平成２８年（２０１６年）１１月１日から「復興城主」制度を創設し、受付を開始した。

現在、熊本城災害復旧支援金及び復興城主にはいずれも多額の寄付が寄せられており、国県等の関係機関からの支援と併せて、貴重な復旧財源となっている。

区分	実施期間	寄付件数（件）	寄附額（円）
復興城主	平成２８年（２０１６年）１１月１日 ～ （令和３年（２０２１年）４月１日現在）	１１３，７９５	２，５９３，２９４，１００
熊本城災害復旧支援金	平成２８年（２０１６年）４月２１日 ～ （令和３年（２０２１年）４月１日現在）	２３，２９２	２，２５５，９２９，０２０

⑤熊本城特別公開

熊本城大天守外観復旧にあわせ、令和元年（２０１９年）１０月５日（土）から、二の丸広場を起点に西出丸から工事用スロープを通り、平左衛門丸の一部や天守閣前広場の一部に至るルートを公開する特別公開第１弾を開始した。原則、日曜・祝日限定であるが、熊本城大天守外観復旧記念週間の１０月５日（土）～１４日（月）は、平日も午後から特別に公開し、「ラグビーワールドカップ」熊本開催期間の「１０月５日（土）～１２日（土）」、「女子ハンドボール世界選手権大会」開催期間の「１１月３０日（土）～１２月１４日（土）」、「熊本城マラソン」開催前日の「２月１５日（土）午後」は、土曜日も公開した。

また、令和２年（２０２０年）６月１日からは、特別見学通路の整備完了に伴い、地上から約６メートルの高さからの新しい視点で、飯田丸、竹の丸等の石垣の被災状況、東竹の丸の重要文化財櫓群などを観覧できる特別公開第２弾を開始し、曜日を問わず毎日公開している。（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和３年（２０２１年）１月１日、１月１５日～２月１７日は臨時閉園）

令和３年（２０２１年）４月２６日からは、天守閣が完全復旧し、特別公開第３弾として、展示内容を一新した天守閣内部の公開を開始する予定である。

健　康　福　祉

1　健康づくりの推進　155

2　健康福祉サービス体制　158

3　社会保障制度　165

4　高齢者福祉　177

5　障がい者福祉　184

6　子ども育成　195

7　生活衛生　218

1　健康づくりの推進

現代社会においては、高齢化が進展する中での介護予防策の充実や、若い世代からの生活習慣病予防対策の推進、さらには医療費の伸びの適正化等の社会環境の変化に伴う課題への対応が求められている。

そこで、自らの健康は自らが守ることを基本に、市民の健康づくりの指針となる「健康くまもと２１基本計画」を策定し、「全ての市民が生涯を通して、住みなれた地域で健康でいきいきと暮らせるまちを市民と協働でつくる」ことを基本理念に、市民自らが健康づくりに取り組める体制づくりを進めるとともに、小学校区を単位とした健康づくり活動を、行政、医療機関、地域が一体となって推進している。

（１）栄養改善対策事業（健康づくり推進課）

自分の健康は自分で守るという認識のもとに、幅広く各人が日常生活において栄養・運動・休養のバランスをとることを基調とした総合的健康づくり対策の普及啓発活動を行う。また、食生活改善推進員を養成するとともに、その活動母体である食生活改善推進員地区組織による健康づくりのための諸活動を支援する。

	年度／項目	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
ア 食育の推進	子どもの食育推進ネットワーク全体研修会参加者延べ数（人）	388	172	201	181	中止	645
イ 地区組織活動の支援	食生活改善推進員研修会（回）	58	46	52	53	55	33
	すこやか食生活改善講習会（回）	94	82	92	92	90	23
ウ 食生活改善推進員の養成	修　了　者（人）	70	54	73	72	49	34

（２）歯と口腔の健康づくりの推進

歯と口腔の健康づくりの推進に向け、「熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、熊本市歯科保健基本計画を定め、それぞれの市民のライフステージの特性に応じた施策を社会全体として総合的かつ計画的に推進する。また、８０２０(ハチマルニイマル)推進員の育成や地域の歯科保健活動の支援を行い、市民の歯と口腔の健康づくりの啓発に努めている。

	年度／項目	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
ア　妊娠歯科健診受診状況	妊娠歯科健診受診率（%）	61.0	60.9	63.8	60.7	58.6	57.8
イ　３歳児のむし歯の状況	3歳児でむし歯のない者（%）	74.4	75.9	79.4	79.6	81.3	83.0
ウ　フッ化物洗口の実施状況	実施する保育所等（園）	102	100	106	111	113	110
	実施する小学校（校）	7	9	10	21	41	36
エ　８０２０推進員の育成	8020推進員の育成(累計)（人）	828	863	912	991	1,065	1,165

（３）　健康相談と情報提供事業（健康づくり推進課）

健康増進法第17条第1項に基づき、健康教育及び健康相談を実施している。

ア　健康教育

区分／年度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
開催回数（回）	646	496	635	701	690	291
延　人　員（人）	11,561	7,473	7,544	8,674	7,578	2,494

※対象年齢：40歳から64歳まで

イ　健康相談

区分／年度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
開催回数（回）	546	436	372	427	368	650
延　人　員（人）	11,094	5,396	3,525	4,159	3,093	3,401

※対象年齢：40歳から64歳まで

ウ　訪問指導

（単位　人）

区分＼年度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
実　人　員	160	535	211	363	408	115
延　人　員	199	570	248	456	520	131

※対象年齢：40歳から64歳まで

（４）　各種健康診査充実事業（健康づくり推進課）

健康診査・がん検診

心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防対策の一環として、また、各種がんの早期発見・早期治療を進めるために各種健康診査を実施している。

がん検診は、令和2年度は一定期間（4月～8月）集団検診を中止したため、受診者数は減少した。９月以降は感染防止対策を講じながらがん検診を実施した。

歯周病検診において、歯周病の発症・重症化及び歯科疾患の予防を実施し、定期歯科健診の啓発や市民の健康意識の醸成を図る。

（単位　人）

区分＼年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
健康増進法に基づく特定健康診査	545	760	1,129	1,054	1,090
肺がん検診	20,000	21,233	21,142	20,748	17,071
胃がん検診	8,658	8,952	8,926	10,596	9,972
大腸がん検診	18,108	19,763	21,817	21,725	19,781
乳がん検診	9,287	10,199	13,282	14,403	13,137
子宮頸がん検診	注1）13,095	注2）17,949	注3）20,534	注4）24,275	注5）24,258
歯周病検診	－	－	－	5	47

※がん検診は40歳以上の市民を対象としている。但し、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮頸がん検診は20歳以上の女性としている。注1）、注2）、注3）、注4）及び注5）には、妊婦健康診査による子宮頸がん検査受診者を、それぞれ、2,602人、2,654人、3,284人、2,680人及び3,145人を含む。
※歯周病検診は、令和元年10月に開始し、40歳・60歳の市民を対象としている。

（５）　ＣＫＤ（慢性腎臓病）対策推進事業（健康づくり推進課）

末期腎不全による人工透析患者が増加しており、平成２１年度から、熊本市医師会や腎臓専門医などの関係機関との協働により、ＣＫＤの発症予防から悪化防止までの総合的な取り組みを行い、新規人工透析者数の減少、心血管疾患の発症予防を進めている。

（単位　人）

区分＼年度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
新規人工透析者数	228	243	234	252	264	260

※新規人工透析者数は、各年度の熊本市更生医療データより算出。

（６）　健康ポイント事業（健康づくり推進課）

住民の皆様が生涯を通して健康でいきいきと暮らせるよう、気軽に楽しみながら継続的に健康づくりができる環境づくりの一つとして「健康ポイント事業」の運営を行っている。本事業では、各種健診の受診やウォーキング等、日々の健康づくり活動を「健康ポイント」として貯めることができ、一定のポイント達成により抽選で賞品が当たるなどの仕組みによって、健康行動の習慣化を図っている。

また、令和３年度より、熊本連携中枢都市圏の14市町村（熊本市、菊池市、宇土市、阿蘇市、美里町、玉東町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）での共同実施に事業拡大し、都市圏全域における健康なまちづくりの推進を目指している。

（単位　人）

区分＼年度	H31(R1)	R2
アプリ登録者数	15,393	32,360

（７）結核対策事業（感染症対策課）

結核の早期発見、まん延防止を図ると共に結核患者の発生状況、治療状況などの把握や長期にわたる治療を訪問指導などにより支援している。なお、平成１９年４月に「結核予防法」が廃止され、予防接種を除く結核対策は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合され、ＢＣＧ予防接種は、「予防接種法」に統合された。

ア　健康診断

（単位　人）

区分＼年度	H28	H29	H30	H31（R1）	R2
結核一般住民検診	14,634	15,627	15,817	16,194	13,312
ＢＣＧ接種（乳幼児）	6,732	6,468	6,681	6,388	6,138
管理検診	348	228	187	185	174
接触者検診	1,157	1,306	733	692	780

イ　患者管理

（単位　人）

区分＼年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
結核患者登録数	222	185	154	185	137
新登録患者数	85	82	76	73	64
結核患者訪問指導	244	147	235	160	152
新登録患者中の入院勧告患者数	32	20	32	34	21

（８）感染症対策事業（感染症対策課）

ア　エイズ相談及びＨＩＶ検査

ＨＩＶ感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にエイズ相談及びＨＩＶ検査を受けることができるように実施している。

エイズ相談・ＨＩＶ検査の推移

（単位　件）

区分＼年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
相談	862	1,312	1,276	1,184	332
検査	828	1,271	1,255	1,164	326

イ　肝炎ウイルス検査

Ｂ型、Ｃ型肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にＢ型、Ｃ型肝炎ウイルス検査を受けることができるように、医療機関に委託して検査を実施している。

肝炎ウイルス検査の推移

（単位　件）

区分＼年度		H28	H29	H30	H31(R1)	R2
医療機関	Ｂ型肝炎（ＨＢｓ抗原）検査	2,381	2,272	2,347	1,687	1,605
	Ｃ型肝炎（ＨＣＶ抗体）検査	2,388	2,266	2,355	1,701	1,632

（９）予防接種事業（感染症対策課）

予防接種の状況

(単位　件)

区分＼年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
四　種　混　合	27,394	26,379	26,712	25,512	25,172
二　種　混　合	5,507	5,282	5,468	5,396	5,832
ポリオ（不活化ワクチン）	1,401	705	229	18	1
インフルエンザ	100,091	101,191	102,960	109,499	134,943
日　本　脳　炎	38,408	34,090	40,129	34,185	33,395
麻しん風しん混合	12,888	13,421	13,156	12,873	12,808
子宮頸がん	68	109	267	492	1,640
ヒ　ブ	27,053	26,238	26,501	24,689	25,286
小児用肺炎球菌	27,137	26,309	26,799	25,357	24,697
水痘	11,904	12,072	12,343	11,961	12,428
Ｂ型肝炎	11,056	20,017	19,765	18,543	18,323
ロタウイルス感染症	－	－	－	－	5,952
成人用肺炎球菌	15,792	17,011	15,067	6,919	8,148

※インフルエンザは、定期接種と行政措置の合計。別途、令和２年度は高齢者施設等職員に 11,455 件費用助成。
平成 24 年 11 月から、三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンが混合された四種混合ワクチンが導入された。
（三種混合ワクチン販売中止により、四種混合と合わせて集計している。）
平成 25 年 4 月から、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌が法定接種となった。
平成 26 年 10 月から、水痘・成人用肺炎球菌の予防接種が法定接種となった。
平成 28 年 10 月から、Ｂ型肝炎の予防接種が法定接種となった。
令和 2 年 10 月から、ロタウイルス感染症の予防接種が法定接種となった。

２ 健康福祉サービス体制

近年、より身近な地域において、きめ細かな保健福祉サービスを求める市民ニーズが高まっているとともに、市民の自主的な健康づくり活動の拠点となる施設整備や高度医療機関の充実が必要となっている。

これらの課題に対し、本市では、市民の多様なニーズに対応できるように、各区福祉課、保健子ども課を中心とした地域におけるサービス体制の充実に努めている。

（１）救急医療制度（医療政策課）

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を維持し、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

ア　初期救急医療業務（年末年始を除く）

①　休日夜間急患センター

	熊本市医師会 熊本地域医療センター	休日準夜急患診療所（熊本赤十字病院）
診療科目	小児科･内科・外科	小児科・内科・外科・整形外科
診療時間	毎夜間　小児科：午後6時から翌午前8時まで 内科・外科：午後6時から午後11時まで 休日昼間　午前8時から午後6時まで	休日夜間（午後6時から翌午前0時まで）

②　在宅当番医制　（　）内は、１日あたり実施医療機関数

委託先	内容
熊本市医師会	診療科目 内科・外科(7)、小児科(1)、整形外科(1)、眼科(1)、耳鼻咽喉科(1)、産婦人科(1)
鹿本医師会	植木地区（1～2）

③　救急調剤（熊本市薬剤師会委託）

熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で、平日夜間（午後６時から翌午前０時まで）及び休日（午前０時から翌午前０時まで）の救急調剤業務実施

④　休日夜間歯科診療業務（熊本市歯科医師会委託）

在宅当番医制により、休日夜間（午後６時から翌午前０時まで）の歯科救急診療業務実施

⑤　初期救急医療業務実績

区分＼年度			H28	H29	H30	H31(R1)	R2
休日夜間急患センター	地域医療センター	小児科（人）	15,846	15,491	14,735	14,279	5,467
		内　科（人）	10,747	10,950	10,629	9,734	3,796
		外　科（人）	2,177	2,212	1,938	2,068	1,061
		計　（人）	28,770	28,653	27,302	26,081	10,324
		二次医療搬送（再掲）	1,261	1,273	1,330	1,220	756
	熊本赤十字病院	患者総数(人)	4,970	5,005	4,788	4,681	2,385
在宅当番医制（人）			40,025	40,604	39,816	45,060	23,390
（実施医療機関延数）			(930)	(906)	(910)	(990)	(848)
救急調剤（件）			19,243	18,863	17,441	16,707	6,258
休日夜間歯科診療（人）			121	107	115	143	81
委託料（千円）			182,903	182,524	182,863	187,664	138,296

イ　初期救急医療業務（年末年始）

開設期間１２月３０日（午前０時）から翌年１月４日（午前８時）まで

項　目	内　容
①休日夜間急患センター	熊本市医師会熊本地域医療センター 診療科目　小児科・内科・外科
②在宅当番医制 （熊本市医師会委託）	診療科目　内科(5)、外科(3)、産婦人科(1)、耳鼻咽喉科(1)、眼科(1) ※内科・外科のうち泌尿器科(1)、小児科（3）泌尿器科・小児科は午前9時～午後5時 （　）内は、1日あたり実施医療機関数
③救急調剤 （熊本市薬剤師会委託）	熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で救急調剤業務実施
④休日夜間歯科診療業務 （熊本市歯科医師会委託）	在宅当番医制により、一日あたり歯科(2)で歯科救急診療業務実施

年末年始診療実績

区分＼年度		H28	H29	H30	H31(R1)	R2
診療実日数（日）		5	5	5	5	5
急患センター	小児科（人）	598	787	802	709	255
	内　科（人）	779	873	981	942	337
	外　科（人）	99	74	104	90	59
在宅当番医（人）		5,839	7,105	6,726	6,818	3,058
救急調剤（件）		1,394	1,614	1,841	1,632	549
歯科在宅当番医（人）		448	485	428	350	293
委託料（千円）		18,550	18,178	17,431	17,810	16,519

ウ　二次救急業務ー病院群輪番制（通年）

休日昼間（午前８時から午後６時まで）及び毎夜間（午後６時から翌午前８時まで）の重症患者の診療業務を５病院（熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、国立病院機構熊本医療センター、熊本市民病院）の輪番制により実施。

（２）医療安全相談窓口の設置運営（医療政策課）

医療の安全と信頼を高めることを目的として、「熊本市医療安全相談窓口」を設置し、医療に関する患者・家族などの苦情・心配や相談に中立的な立場で対応している。

・「医療安全相談窓口」

設置年月日：平成１５年１１月４日

相談対応体制：専任相談員３名（看護師）・医療監視員（兼務）

・相談受付件数

（単位　件）

年度／相談区分	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	調査確認等実施件数（再掲）
相談・問合せ	1,376	1,216	1,300	1,215	945	7
苦情相談	392	271	224	205	226	53
その他	－	－	－	－	－	－
合計	1,768	1,487	1,524	1,420	1,171	60

（３）献血推進協議会の設置（医療政策課）

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が平成１５年７月３０日に施行された。この法律は血液の安全性、献血による国内自給の原則、適正使用の３本柱から構成され、また、毎年の献血目標数が策定されている。

このことにより、ボランティア団体等７団体の代表から構成される熊本市献血推進協議会を再編し、献血者の確保について協議し、普及啓発に取り組んでいる。

・設置年月日（再編）　　平成１６年４月１日

・熊本市の移動採血車による４００ｍｌ献血者数

（単位　人）

年度／項目	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
目標者数	13,442	12,484	12,094	11,810	12,005
献血者数	9,931	10,481	10,610	10,170	9,722

（４）地域福祉活動の推進（健康福祉政策課）

少子・高齢社会の進展など、福祉を取り巻く環境が著しく変化する中、子どもの健やかな成長や、高齢者・障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりに取り組んでいる。

また健やかでいきいきと暮らせる保健福祉の充実のため、生涯にわたって市民一人ひとりがその人らしく生きがいのある生活を実現できるよう、住民の参加の促進を主たる目的とした熊本市地域福祉計画を作成し、地域福祉活動の推進を図っている。

ア　社会福祉審議会の設置

社会福祉に関する事項を調査審議するため、平成８年４月１日より設置した。

（審議会の構成）

区　分	内　容
全体会	調査審議事項の諮問と諮問事項についての各専門分科会からの報告を行う。
身体障害者福祉専門分科会	身体障がい者福祉に関する調査審議を行う。 【審査部会】 ・身体障害者福祉専門分科会審査部会（身体障害者手帳の認定にあたり、障害の程度等に関して疑義が生じたものについて審査を行う。） ・熊本市社会福祉審議会障害福祉施設整備及び社会福祉法人の認可に関する審査部会
高齢者福祉専門分科会	高齢者福祉に関する事項の調査審議を行う。 【審査部会】 ・熊本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会高齢介護福祉施設及び社会福祉法人の認可に関する審査部会
民生委員審査専門分科会	民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う。
児童福祉専門分科会	児童福祉に関する事項の調査審議を行う。 【審査部会】 ・児童福祉専門分科会審査部会（児童の措置についての児童相談所に対する意見具申や里親の認定等を行う。） ・熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可に関する審査部会

イ　地域の活性化

地域福祉活動を活発にするため、いきいき市民福祉基金（地域福祉基金）に出捐し、基金運用益をボランティア活動など各種地域福祉活動などに充てるとともに、地域の福祉課題に対して社会福祉協議会と地域の各種団体が連携することで、地域の活性化を図っている。

ウ　在宅福祉センター

住民の福祉活動及び交流活動を推進するため、貸し館や福祉相談等を行う。

名　　称	熊本市南部在宅福祉センター	熊本市東部在宅福祉センター
所　在　地	南区日吉1丁目4番15号	東区健軍本町31番20号
設 置 主 体	熊本市	熊本市
運 営 主 体	熊本市社会福祉事業団	東部福祉センター 管理運営共同企業体
開設年月日	平成5年4月20日	平成6年5月22日
開 館 時 間	9時～17時（一部22時迄）	9時～17時（一部22時迄）
主 な 設 備	相談室　和室　調理室	会議室　調理室
	多目的ホール　談話室	多目的ホール　談話室

（５）民生委員・児童委員関係事業（健康福祉政策課）

ア　地区別民生委員・児童委員数（定数１，４６６人、現員１，３４３人）

（令 3.4.1 現在）

性別（人）＼地区	中央区	東　区	西　区	南　区	北　区	計
男	46	68	46	57	65	282
女	324	227	158	177	175	1,061
計	370	295	204	234	240	1,343

（主任児童委員139名を含む）

イ　民生委員・児童委員推薦制度

①　熊本市民生委員推薦準備会

熊本市民生委員推薦会の下部組織として、小学校の区域ごとに民生委員推薦準備会をおく。

民生委員推薦準備会は、民生委員・児童委員候補者の下調べを行い、熊本市民生委員推薦会にその結果を内申する。推薦準備会は、委員１０人以内をもって組織する。

準備会委員は､小学校の区域内に住所を有し､市議会議員の選挙権を有する次の者の内から市長が委嘱する。

校区社会福祉協議会代表、校区民生委員代表、校区自治会代表、
校区ＰＴＡ代表（小学校）又は校区青少年健全育成協議会代表、
前各号に掲げるもののほか、校区の地域福祉活動に関わる団体の代表

・熊本市民生委員推薦会

各校区の推薦準備会より内申された民生・児童委員候補者を民生委員法第８条により、委員構成された民生委員推薦会において推薦する。（民生・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱し、任期は３年）

②　熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員審査専門分科会は、熊本市長からの諮問に基づき、民生委員・児童委員及び主任児童委員の適否に関する事項について審査し、その結果を熊本市長に答申する。

専門分科会委員は、審議会の委員（市長が任命する）の内から、審議会委員長が指名する。（現在、専門分科会委員は、５名）

ウ　事業費補助金等（令和２年度分）

・熊本市民生委員児童委員協議会に対する補助金　　年額　７，６６０千円
・熊本市民生委員児童委員協議会活動推進費補助金　年額　９，６２０千円（１３０千円×７４団体）
・民生委員活動費（費用弁償）　　年額　１１０千円／人
・民生委員活動費（費用弁償会長加算分）　　年額　１１，８４０円／人

（６）社会福祉団体一覧（健康福祉政策課・高齢福祉課）

ア　主な福祉団体

名　称	代表者	所在地	設置目的
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	潮谷愛一	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3Ｆ	住民の福祉活動に対する援助や社会福祉を目的とする事業の連絡調整・企画実施を行い、地域における社会福祉の増進を図る
公益社団法人 熊本市シルバー 人材センター	西島喜義	南区平成1丁目10－8 熊本市健康センター 平成分室２Ｆ	高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保提供し、その就業を援助して、生きがいの充実及び社会参加の促進を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする

イ　その他の福祉関係団体
（健康福祉政策課・子ども支援課・保育幼稚園課・高齢福祉課・障がい保健福祉課・保護管理援護課）

名　称	代表者	所在地	設置日的
熊本市民生委員児童委員協議会	小山登代子	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3Ｆ	民生委員相互の研鑽と資質の向上を図り、もって市民の福祉増進に寄与する
熊本市校区社会福祉協議会連絡協議会	主海偉佐雄	中央区大江4丁目12番3号 大江校区社会福祉協議会内	福祉の向上を図り住みよい社会づくりの構築を目指す
熊本市母子寡婦福祉連合会	紫垣智津子	東区錦ヶ丘34番23号 母子・父子休養ホーム しらゆり内	母子家庭の母・寡婦の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ連合会	渡邉新介 （代理）	北区清水本町16-10 熊本市健康センター 清水分室１Ｆ	老人クラブ活動の育成・活性化を促し、もって高齢者の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	佐藤友一	中央区紺屋町2丁目8番1号	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する

熊本県英霊顕彰会	蒲島郁夫	中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県社会福祉課内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市原爆被害者の会	原田俊二	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター新町分室	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本市保護司会連絡協議会	秋吉展明	中央区大江3丁目1番53号	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本県中国残留孤児等 対策協議会	三浦一水	中央区城東町4番2号 ホテルキャッスル内	中国残留日本人孤児等にかかる諸問題の解決に寄与し、あわせて中華人民共和国との友好親善に資することを目的とする
熊本ＢＢＳ会	岡本大輔	中央区大江3丁目1番53号	非行少年や犯罪者を出さないための予防活動、更生の指導を行う
熊本県共同募金会 熊本市共同募金委員会	江藤正行	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3Ｆ	住民相互の助けあいを基調とし、地域福祉の推進を計る
日本赤十字社熊本県支部 熊本市地区本部	大西一史	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3Ｆ	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
熊本市手をつなぐ育成会	西　惠美	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2Ｆ	熊本市の知的障害者（児）の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者 福祉協会連合会	多門文雄	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2Ｆ	組織強化並びに親睦、生活向上、自立更生、社会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施設 連合会	甲斐國英	東区渡鹿8丁目16番46号	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向上を図る
熊本市保育園連盟	江藤美信	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	乳幼児の健全な育成をめざすとともに、保育園の資質の向上を図り、よりよい地域福祉の発展に寄与することを目的とする

（７）指導監査（指導監査課）

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、健全で安定した法人・施設運営を確保する。

社会福祉法人数	令和２年度 指導監査 実施法人数
178	0

			社会福祉施設数	令和２年度　実施施設数
児童福祉施設	保育所	公立	19	19
		私立	90	0
		計	109	19
	幼保連携型認定こども園		74	0
	母子生活支援施設		2	0
	乳児院・児童養護施設		6	0
	障がい児施設		7	0
	児童厚生施設	公立	11	11
		私立	2	0
		計	13	11
	小計		211	30
老人福祉施設	特別養護老人ホーム		53	53
	養護老人ホーム		7	7
	軽費老人ホーム(A 型、ｹｱﾊｳｽ)		18	18
	小計		78	78
障害者支援施設			14	14
社会事業授産施設			1	0
保護施設（救護施設）			1	0
合計			305	122

※社会福祉法人及び公立保育所等を除く社会福祉施設については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実地監査を延期

（８）社会福祉施設等施設整備費補助金の交付（保育幼稚園課・介護保険課・障がい保健福祉課）

民間社会福祉施設の創設や増改築にかかる施設整備費等の補助金について交付を行うもの。

（令和３年度当初予算）　　１，３９４，６００千円

（令和２年度予算繰越）　　１，０４４，５４８千円

（令和３年度対象施設数）　老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設など計４４カ所及び１４９床

（９）福祉総合相談（各区役所福祉課、保護管理援護課）

ア　目　　的

福祉に関する様々な相談の窓口を各区役所福祉課に設置している。窓口で受けた相談については、関係機関と連携するなど、寄せられた相談の問題解決に取り組むことにより、市民福祉の向上に資する。

イ　業務の内容

・福祉の総合相談に関すること

・女性のための相談に関すること（婦人保護事業）

・子どものための相談に関すること（家庭児童相談室運営事業）

ウ　職員の配置（令３．４．１現在）

各区役所福祉課福祉相談班職員

家庭・女性相談員　７人

エ　利用状況（令和２年度実績）

・福祉の総合相談

福祉一般に関する総合相談　　７９１件

・女性のための相談　　（単位　件）

夫等	夫等（交際相手）からの暴力	557	経済関係	生活困窮	46
	薬物中毒・酒乱	0		サラ金・借金	3
	離婚問題	171		求職	9
	その他	244		その他	57
子ども	養育困難	1	住居問題		108
	その他子どもの問題	99	医療関係	病気	14
親族	親の暴力	99		精神的問題	45
	その他親族の問題	70		妊娠・出産	6
人間関係	男女問題	9		その他	4
	家庭不和	29	その他		35
	その他	16	合計		1,622

・子どものための相談

（単位　件）

養護	障害・発達	学校生活等	非行	育成	生活環境	その他	合計
12	46	13	0	3	435	19	528

３　社会保障制度

少子高齢化の急速な進展を背景に、国においては年金、医療、福祉など社会保障制度全般の見直し・再構築が進められている。これに対し、平成１２年度から開始された介護保険制度の円滑な運用体制の確立、国民健康保険制度や老人保健医療制度の公平かつ安定的な運営などが求められている。

加えて、生活保護制度による低所得者への自立支援や、高齢期の生活を保障する国民年金制度の普及を進めていかなければならない。

このため介護保険制度、国民健康保険制度や老人保健医療制度の円滑な運用を進めるとともに、国民年金への加入促進、生活保護の適正な運用に努めている。

（１）介護保険（平成１２年度事業開始）（介護保険課）

ア　対象者

（令3.3.31現在）

第1号被保険者数	65歳以上75歳未満	96,979人
	75歳以上	97,155人
	合　　計	194,134人
第1号被保険者のいる世帯数		139,595世帯
40歳以上65歳未満者数		240,902人

イ　要介護（要支援）認定

① 介護認定審査会　　委　　員　　２５９名

（構　成）・医療関係者　　１０４名

・保健関係者　　５１名

・福祉関係者　　１０４名

② 審査件数　１８，４３７件：令和２年(２０２０年)４月１日～令和３年(２０２１年)３月３１日

③ 要介護（支援）認定の状況

（令3.3.31現在）（単位　人）

区　分		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合　計
第1号被保険者		6,869	5,580	10,004	6,443	4,718	4,386	3,063	41,063
	65歳以上75歳未満	855	677	979	684	444	418	376	4,433
	75歳以上	6,014	4,903	9,025	5,759	4,274	3,968	2,687	36,630
第2号被保険者		81	99	181	137	83	84	79	744
合　　計		6,950	5,679	10,185	6,580	4,801	4,470	3,142	41,807

ウ　介護サービス利用の状況

①　居宅介護（支援）サービス受給者

（令3.3.31現在）（単位　人）

区　分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合　計
第1号被保険者	2,516	3,083	0	7,835	5,162	3,066	2,066	1,236	24,964
第2号被保険者	35	55	0	155	113	69	61	45	533
合　　計	2,551	3,138	0	7,990	5,275	3,135	2,127	1,281	25,497

②　地域密着型サービス受給者

（令3.3.31現在）（単位　人）

区　分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合　計
第1号被保険者	33	50	0	1,630	1,218	1,089	795	580	5,395
第2号被保険者	0	1	0	28	13	13	8	9	72
合　　計	33	51	0	1,658	1,231	1,102	803	589	5,467

③　施設サービス受給者　（令3.3.31現在）（単位　人）

区　　分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合　　計
第１号被保険者	1,884	1,779	179	403	4,245
第２号被保険者	8	18	0	3	29
合　　計	1,892	1,797	179	406	4,274

エ　保険料

①令和３年度（2021 年度）保険料段階

段階	対象者			料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護の受給者			0.3	1,920 円	23,040 円
	老齢福祉年金（※１）の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合					
	本人が市民税非課税	世帯非課税	本人の「公的年金等収入金額（※２）」と「合計所得金額（※３）－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額(※４)」の合計が 80 万円以下の場合			
第2段階			本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の場合	0.375	2,400 円	28,800 円
第3段階			本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 120 万円を超える場合	0.7	4,480 円	53,760 円
第4段階		世帯課税	本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 80 万円以下の場合	0.875	5,600 円	67,200 円
第5段階（基準段階）			本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 80 万円を超える場合	1	6,400 円	76,800 円
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額	120 万円未満の場合	1.2	7,680 円	92,160 円
第7段階			120 万円以上 210 万円未満の場合	1.3	8,320 円	99,840 円
第8段階			210 万円以上 320 万円未満の場合	1.5	9,600 円	115,200 円
第9段階			320 万円以上 400 万円未満の場合	1.7	10,880 円	130,560 円
第10段階			400 万円以上 500 万円未満の場合	1.8	11,520 円	138,240 円
第11段階			500 万円以上 600 万円未満の場合	1.9	12,160 円	145,920 円
第12段階			600 万円以上 700 万円未満の場合	2	12,800 円	153,600 円
第13段階			700 万円以上の場合	2.1	13,440 円	161,280 円

※第１段階～第３段階までの料率は、公費投入により軽減されている

（※１）老齢福祉年金：明治 44 年４月１日以前に生まれた方などに支給される年金。

（※２）公的年金等収入額：前年の税法上課税対象となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれない。

（※３）合計所得金額：収入金額から必要経費などに相当する金額を差し引いた金額の合計額（各種控除前の金額。合計所得金額が０を下回った場合には０とみなす）。第１段階～第５段階の方においては、給与所得がある場合、所得金額調整控除前の給与所得金額から 10 万円を控除した金額。第６段階～第 13 段階の方においては、給与所得または公的年金等所得がある場合、当該所得の合計額から 10 万円を控除した金額。

（※４）公的年金等所得金額：公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた所得金額。

② 保険料賦課収納の状況 （令 3.4.1 現在）

区分 / 年度		H28	H29	H30	H31(R1)	R2
現年度分	保険料賦課額（円）	10,451,147,441	11,215,188,639	14,671,519,421	14,494,464,724	14,272,645,440
	保険料収納額（円）	10,254,884,249	11,010,306,518	14,444,227,809	14,302,097,074	14,104,178,918
	収　納　率（%）	98.12	98.17	98.45	98.67	98.82
過年度分	保険料賦課額（円）	564,169,192	517,381,308	513,840,734	511,272,400	471,411,625
	保険料収納額（円）	104,609,078	78,484,914	75,710,253	82,099,992	67,054,696
	収　納　率（%）	18.54	15.17	14.73	16.06	14.22
計	保険料賦課額（円）	11,015,316,633	11,732,569,947	15,185,360,155	15,005,737,124	14,744,057,065
	保険料収納額（円）	10,359,493,327	11,088,791,432	14,519,938,062	14,384,197,066	14,171,233,614
	収　納　率（%）	94.05	94.51	95.62	95.86	96.11

オ　事業者

① 居宅サービス事業者等 （令 3.4.1 現在）

介護サービス事業所数	居宅サービス事業所数 ・訪問介護　267 事業所　・訪問入浴　5 事業所 ・訪問看護　803 事業所　・訪問リハ　626 事業所 ・居宅療養管理指導　1,327 事業所　・通所介護　160 事業所 ・通所リハ　934 事業所　・福祉用具貸与　62 事業所 ・特定福祉用具販売　61 事業所　・短期入所生活　47 事業所 ・短期入所療養　58 事業所　・特定施設入居者生活介護　38 事業所 居宅介護支援事業所数 ・居宅介護支援事業所　264 事業所

② 地域密着型サービス事業者 （令 3.4.1 現在）

介護サービス事業所数	地域密着型サービス事業所数 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護　3 事業所　・夜間対応型訪問介護　0 事業所 ・地域密着型通所介護　151 事業所　・認知症対応型通所介護　38 事業所 ・小規模多機能型居宅介護　52 事業所　・認知症対応型共同生活介護　78 事業所 ・地域密着型特定施設入居者生活介護　2 事業所　・地域密着型介護老人福祉施設　18 施設 ・看護小規模多機能型居宅介護　9 事業所

③ 施設サービス事業者 （令 3.4.1 現在）

介護保険施設	施設数	床数
① 介護老人福祉施設	35	1,964
② 介護老人保健施設	27	2,024
③ 介護療養型医療施設	8	221
④ 介護医療院	11	529

カ　介護（予防）給付費

（単位　円）

区分	年度	H28	H29	H30	H31（R1）	R2
居宅サービス	訪問通所系	18,961,812,379	20,239,089,223	19,341,996,735	19,956,128,496	20,256,834,891
	短期入所系	1,426,037,916	1,423,384,567	1,439,771,337	1,426,643,905	1,236,307,306
	その他	6,665,351,625	7,072,279,248	7,208,066,425	7,413,792,322	7,747,130,858
	福祉用具購入	104,821,625	106,359,366	102,134,784	93,442,540	99,414,969
	住宅改修	211,316,913	263,754,830	238,071,087	229,167,628	214,206,670
	小　計	27,369,340,458	29,104,867,234	28,330,040,368	29,119,174,891	29,553,894,694
施設サービス	介護老人福祉施設	5,478,259,017	5,745,833,730	5,858,991,908	5,901,629,943	6,076,566,393
	介護老人保健施設	6,492,323,588	6,463,446,247	6,391,054,747	6,168,172,458	5,974,333,681
	介護療養型医療施設	2,937,016,324	2,439,486,180	2,003,647,646	1,856,938,779	※934,744,421
	介護医療院	－	－	50,622,808	514,272,033	1,613,748,949
	小　計	14,907,598,929	14,648,766,157	14,304,317,109	14,441,013,213	14,599,393,444
地域密着型サービス		9,091,075,655	9,915,631,508	10,159,916,696	10,429,351,947	10,590,713,892
計		51,368,015,042	53,669,264,899	52,794,274,173	53,989,540,051	54,744,002,030
高額介護サービス費		1,129,563,319	1,108,033,456	1,334,440,197	1,449,401,268	1,532,963,717
高額医療合算介護サービス費		92,375,178	172,436,051	53,603,809	162,648,612	205,612,299
審査支払手数料		55,466,143	71,748,460	67,606,980	66,090,904	72,358,438
特定入所者介護サービス費		1,608,201,048	1,521,848,121	1,516,100,291	1,514,244,411	1,533,448,248
合　計		54,253,620,730	56,546,330,987	55,766,025,450	57,181,925,246	58,088,384,732

※7月豪雨災害概算請求分588,830円含む

キ　地域密着型サービス（平成１８年度より実施）

サービス種類	サービス内容	備　考
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を必要に応じて組み合わせて、サービスの提供を行う。	予防有
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護のサービス提供を行う。	対象 要介護１以上
定期巡回･随時対応型 訪問介護看護	定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、利用者の状況に応じたサービスの提供及び日常生活上の緊急時の対応を行う。	対象 要介護１以上
夜間対応型訪問介護	夜間におけるホームヘルプサービスで、定期的な巡回と、利用者の求めに応じた随時訪問を組み合わせてサービスの提供を行う。	対象 要介護１以上
地域密着型通所介護	定員 18 人以下の小規模なデイサービスで、入浴・食事等の介護その他日常生活上の支援や機能訓練を行う。	対象 要介護１以上
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象としたデイサービスで、入浴・食事等の介護その他日常生活上の支援や機能訓練を行う。	予防有
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の状態にある要介護者等に対して、グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援、機能訓練を行う。	対象 要支援２以上
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、食事等の介護その他の日常生活についての支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行う。	対象 要介護３以上
地域密着型 特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の小規模な有料老人ホーム等で、入浴、食事等の介護その他の日常生活についての支援、機能訓練及び療養上の支援を行う	対象 要介護１以上

ク　地域支援事業（平成１８年度より実施）

① 介護予防・生活支援サービス事業（平成２９年度より実施）

事業の種類	事業の内容
介護予防訪問サービス	自立支援のために、ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う。
生活援助型訪問サービス	自立支援のために、ホームヘルパーが自宅を訪問し、生活援助を行う。
介護予防通所サービス	自立支援のために、デイサービスセンターで入浴や食事などの提供や機能訓練を日帰りで行う。
運動型通所サービス	自立支援のために、デイサービスセンターで機能訓練を日帰りで行う。（１日あたり３時間未満）
地域支え合い型訪問サービス	利用対象者の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援。（令和元年度より実施）
地域支え合い型移動支援サービス	利用対象者が通院や買物等をする場合や、通いの場へ参加する場合の住民主体による送迎と、送迎前後の付き添い支援（令和元年度より実施）
地域支え合い型通所サービス	住民主体による利用対象者を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場の運営及び送迎（令和元年度より実施）
短期集中予防サービス	利用対象者の主にフレイル状態の改善を目的として、短期的に「運動機能向上」「口腔機能向上」「栄養改善」の３つのプログラムを組み合わせて行う。（令和元年度より実施）

② 一般介護予防事業

事業の種類	事業の内容
介護予防把握事業	相談窓口等で閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組や自立支援に向けたケアマネジメントを推進するために、住民主体の介護予防活動の場等にリハビリテーション専門職を派遣する。

③ 包括的支援事業

事業の種類	事業の内容
地域包括支援センター運営事業	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行う。
在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを各区及び各地域包括支援センターに配置し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・相談対応に向けた支援体制を構築する。また、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等により地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

④ 任意事業

事業の種類	事業の内容
介護給付等費用適正化事業	利用者が真に必要とする過不足のないサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付費の適正化を図る。
家族介護支援事業	要介護高齢者を在宅で介護する家族等を対象とし、介護に必要な紙おむつ等を支給するなど家族介護者の支援を行う。
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供等や、住宅改修申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成等を行う。
地域自立生活支援事業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅への生活援助員派遣等を行う。

（２）国民健康保険（昭和３４年７月１日事業開始）（国保年金課）

ア　世帯数及び被保険者数

（各年度3月31日現在）

区分＼年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
総世帯数	333,282	336,979	340,265	343,880	347,828
被保険者世帯数	104,258	101,382	98,639	96,975	96,334
加入率（%）	31.28	30.09	28.99	28.20	27.70
総人口	730,708	731,339	731,044	730,658	730,648
被保険者数	171,937	164,539	157,783	152,570	149,630
加入率（%）	23.53	22.50	21.58	20.88	20.48

イ　保険料賦課徴収状況

区分＼年度		H30			H31(R1)			R2		
		医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分
現年度分	調定額(円)	11,717,764,095	1,249,586,925	3,275,374,084	11,403,654,752	1,183,523,137	3,160,610,671	11,019,010,753	1,113,425,145	3,040,060,332
	収入済額(円)	10,546,730,227	1,100,276,396	2,953,456,748	10,297,981,515	1,044,282,459	2,857,408,337	10,068,447,120	995,276,765	2,779,991,717
	収納率(%)	90.01	88.05	90.17	90.30	88.24	90.41	91.37	89.39	91.45
過年度分	調定額(円)	3,745,399,439	505,484,052	980,642,125	3,241,705,797	437,808,871	861,238,413	2,906,977,913	385,769,420	775,934,583
	収入済額(円)	553,295,675	73,923,338	146,065,880	458,274,163	61,514,415	123,448,956	425,259,561	56,123,075	114,662,953
	収納率(%)	14.77	14.62	14.89	14.14	14.05	14.33	14.63	14.55	14.78
計	調定額(円)	15,463,163,534	1,755,070,977	4,256,016,209	14,645,360,549	1,621,332,008	4,021,849,084	13,925,988,666	1,499,194,565	3,815,994,915
	収入済額(円)	11,100,025,902	1,174,199,734	3,099,522,628	10,756,255,678	1,105,796,874	2,980,857,293	10,493,706,681	1,051,399,840	2,894,654,670
	収納率(%)	71.78	66.90	72.83	73.44	68.20	74.12	75.35	70.13	75.86
賦課期日		４月１日			４月１日			４月１日		
徴収回数		10			10			10		
保険料額	１人当り（円）	98,003	33,684	26,974	95,991	32,654	26,361	93,070	31,154	25,503
	１世帯当り 最高（円）	580,000	160,000	190,000	610,000	160,000	190,000	630,000	170,000	190,000
	１世帯当り 最低（円）	18,210	4,620	4,980	18,210	4,620	4,980	18,210	4,620	4,980
	１世帯当り 平均（円）	156,765	40,572	43,147	151,022	38,993	41,473	144,559	36,988	39,612
保険料率	所得割(%)	8.34	2.04	2.27	8.34	2.04	2.27	8.34	2.04	2.27
	均等割(円)	35,100	15,400	9,600	35,100	15,400	9,600	35,100	15,400	9,600
	平等割(円)	25,600	－	7,000	25,600	－	7,000	25,600	－	7,000
算定割	所得割(%)	54.93	56.28	55.82	55.11	55.80	55.65	55.28	56.09	55.63
	均等割(%)	31.63	43.72	31.00	31.34	44.20	30.97	31.09	43.91	30.85
	平等割(%)	13.44	－	13.17	13.55	－	13.39	13.63	－	13.52
財政状況	歳入（円）	80,675,203,709			79,768,479,532			78,084,459,189		
	歳出（円）	83,149,959,866			80,600,671,025			77,685,770,226		
	単年度収支額(円)	△87,095,126			1,642,564,664			1,230,880,456		
	累積収支額(円)	△2,474,756,157			△832,191,493			398,688,963		

ウ　給付状況

区分	年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
給付割合	一般被保険者（割）	7	7	7	7	7
	70歳以上一般（割）	8	8	8	8	8
	70歳以上現役並(割)	7	7	7	7	7
	未就学児(割)	8	8	8	8	8
療養諸費	件　　数	2,805,414	2,807,153	2,645,632	2,574,681	2,352,756
	費　　用　（円）	65,957,620,328	66,022,229,440	63,744,212,912	63,398,852,220	60,788,309,522
出産育児一時金	件　　数	826	834	693	616	590
	費　　用　（円）	346,851,622	351,194,24	293,052,600	261,819,547	247,866,891
	1件当たり給付額（円）	420,000 (産科医療補償制度未加入：　404,000)	420,000 (産科医療補償制度未加入：　404,000)	420,000 (産科医療補償制度未加入：　404,000)	420,000 (産科医療補償制度未加入：　404,000)	420,000 (産科医療補償制度未加入：　404,000)
葬祭費	件　　数	872	869	791	823	834
	費　　用　（円）	17,440,000	17,380,000	15,820,000	16,460,000	16,680,000
	1件当たり給付額（円）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
給付費合計	件　　数	2,807,111	2,808,857	2,647,116	2,576,120	2,354,180
	費　　用　（円）	66,321,483,770	66,389,317,440	64,053,085,512	63,677,131,767	61,052,856,413
あんまはりきゅう施術	件　　数	28,533	28,197	25,897	26,918	23,284
	費　　用　（円）	28,533,000	28,197,000	25,897,000	26,918,000	23,284,000
	1件当たり給付額（円）	1回　1,000 —	1回　1,000 —	1回　1,000 —	1回　1,000 —	1回　1,000 —

エ　診療費・諸率

区分	年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
受　　診　　率（%）		1,090.82	1,135.02	1,117.72	1,135.63	1,051.98
1件当たり　日数		2.1	2.1	2.1	2.1	2.0
1件当たり費用額（円）		28,353	28,341	29,335	29,926	31,480
1人当たり費用額（円）		309,283	321,680	327,883	339,843	331,158
1人当たり受診日数		23	24	23	23	22
1日当たり費用額（円）		13,199	13,434	14,111	14,567	15,369

オ　収納率向上対策

・保険料督促及び催告業務による未納対策
・滞納処分の拡大・強化
・民間委託による収納業務及びコールセンターの運営
・分割納付の進行管理の徹底
・納付相談機会の拡充
・資格適正化の強化
・口座振替の推進（ペイジー口座振替受付サービス・Ｗｅｂ口座振替受付サービスの実施）
・コンビニエンスストア収納業務委託
・スマホ決済（ＰａｙＢ）、ＰａｙＰａｙ（請求書払い）ＬＩＮＥＰａｙ（請求書払い）の導入

（３）後期高齢者医療制度（平成２０年４月１日より広域連合にて実施）

ア　対　象　者

・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を所有する７５歳以上の者

・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する６５歳以上７５歳未満の者で、政令で定めるところにより、当該の後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けた者（下記１～４参照）

１．身体障害者手帳１級、２級、３級及び４級の一部

※４級の一部とは、身体障害者手帳の障がい名欄に次のいずれかの障がいが記入されている者。

・音声、言語機能の著しい障がい　・両下肢のすべての指を欠く

・一下肢の下腿１／２以上を欠く　・一下肢の機能の著しい障がい

２．療育手帳Ａ１、Ａ２

３．国民年金などの障害年金１級、２級

４．精神障害者保健福祉手帳１級、２級

イ　後期高齢者保険料賦課徴収状況

区分＼年度		H30		H31(R1)		R2	
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
現年度分	調定額(円)	3,337,773,400	3,297,065,900	3,788,793,100	3,128,032,200	4,178,573,500	3,346,271,500
	収入済額(円)	3,337,773,400	3,243,728,447	3,788,793,100	3,073,911,499	4,178,573,500	3,291,441,569
	収納率(%)	100	98.38	100	98.27	100	98.36
過年度分	調定額(円)	－	102,537,523	－	106,968,359	－	99,413,465
	収入済額(円)	－	34,079,881	－	35,048,773	－	27,772,531
	収納率(%)	－	33.24	－	32.77	－	27.94
計	調定額(円)	3,337,773,400	3,399,603,423	3,788,793,100	3,235,000,559	4,178,573,500	3,445,684,965
	収入済額(円)	3,337,773,400	3,277,808,328	3,788,793,100	3,108,960,272	4,178,573,500	3,319,214,100
	収納率(%)	100	96.42	100	96.10	100	96.33

（４）国民年金（昭和３４年１１月１日施行）（国保年金課）

ア　拠出年金被保険者状況

（各年度末現在）（単位　人/千円）

区分＼年度		H28	H29	H30	H31(R1)	R2
被保険者	第１号被保険者	102,525	98,793	93,515	90,979	87,417
	任意加入被保険者	1,355	1,268	1,125	1,089	1,002
	第３号被保険者	50,460	49,106	48,092	46,674	43,496
	合　　計	154,340	149,167	142,732	138,742	131,915
免除者保険料	法定免除	10,021	9,807	9,654	9,527	9,662
	申請免除	22,303	20,761	19,482	18,765	18,792
	納付猶予	2,971	3,456	3,538	3,679	3,514
	学生納付特例	12,394	12,191	12,196	12,302	12,536
	合　　計	47,689	46,215	44,870	44,273	44,504
免　除　率　（%）		46.5	46.8	48.0	48.7	50.9

イ　年金受給者及び支給年金額

（各年度末現在）（単位　千円）

区分＼年度	H30		H31(R1)		R2	
	受給者	年　金　額	受給者	年　金　額	受給者	年　金　額
老齢福祉年金	1	400	0	0	0	0
老　齢　年　金	3,515	1,738,962	2,894	1,431,427	1,994	991,590
通算老齢年金	3,029	738,834	2,580	636,680	1,123	290,764
老齢基礎年金	168,030	110,240,671	172,697	113,257,410	180,501	119,050,071
障　害　年　金	288	251,520	258	225,607	224	197,184
障害基礎年金	14,069	12,160,573	14,376	12,392,100	14,972	12,887,573
母子・遺児年金	0	0	0	0	0	0
遺族基礎年金	1,367	1,054,170	1,337	1,034,342	942	1,042,829
寡　婦　年　金	74	33,732	78	35,014	83	34,732
計	190,373	126,218,862	194,220	129,012,580	199,839	134,494,743

※支給停止者を含む総受給権者数及び総年金額を記載

ウ　国民年金制度の広報

国民年金制度についての理解や届出もれをなくすための情報提供等、広報活動を推進する。

・市政だより掲載

・区役所・総合出張所内ポスター掲示

（５）生活保護（各区役所保護課、保護管理援護課）

生活保護制度は、生活困窮者に最低限度の生活を保障し、併せて自立の援助をすることを主な目的としている。

ア　保護状況

区分	年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
生活扶助	世帯	10,800	11,171	11,046	11,014	11,130
	人員	14,538	14,708	14,261	14,010	13,979
	金額（千円）	8,316,042	7,786,092	7,375,375	7,024,930	6,873,686
住宅扶助	世帯	9,357	10,327	10,334	10,448	10,613
	人員	12,210	13,709	13,463	13,402	13,463
	金額（千円）	3,683,665	3,497,959	3,504,311	3,537,843	3,571,042
教育扶助	世帯	679	633	574	508	481
	人員	1,073	1,000	885	804	829
	金額（千円）	145,285	137,065	109,933	84,757	87,764
医療扶助	世帯	10,536	10,246	10,214	10,178	10,193
	人員	12,901	12,265	12,064	11,906	11,789
	金額（千円）	13,520,351	13,919,804	13,677,896	13,980,820	14,351,050
介護扶助	世帯	2,473	2,492	2,463	2,725	2,826
	人員	2,548	2,523	2,470	2,805	2,901
	金額（千円）	481,367	504,320	503,963	523,760	575,682
出産扶助	世帯	0	1	0	1	0.9
	人員	0	1	0	1	0.9
	金額（千円）	1,985	854	250	1,936	1,700
生業扶助	世帯	358	335	302	247	233
	人員	727	366	333	281	265
	金額（千円）	72,986	68,723	54,419	45,786	42,659
葬祭扶助	世帯	19	25	23	23	23
	人員	19	25	23	23	23
	金額（千円）	66,281	58,855	53,665	57,262	54,770
保護施設事務費（千円）		311,875	311,670	337,370	344,513	329,096
就労自立給付金（千円）		5,431	5,162	5,279	4,954	3,758
進学準備給付金（千円）※		－	－	11,300	4,300	8,300
実数	世帯	12,506	12,116	11,947	11,903	11,968
	人員	16,607	15,883	15,388	15,118	15,034
	金額（千円）	26,605,268	26,290,504	25,633,761	25,610,861	25,899,507

（注）　世帯及び人員は月平均、金額は各年度の総計を示す。　※進学準備給付金…平成30年度から施行

イ　保護率の推移（年度平均）

区分	年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
市		‰ 22.38	‰ 21.47	‰ 20.80	‰ 20.45	‰ 20.36
県		14.82	14.38	14.10	14.09	14.03

※県の保護率は熊本市分を含む熊本県全体の値。

ウ　保護措置状況

区分	年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
申請件数		2,132	1,925	2,087	2,106	2,056
開始件数		1,822	1,707	1,846	1,829	1,721
却下・取下件数		292	277	297	297	342
廃止件数		2,276	1,932	1,888	1,866	1,636

エ　世帯の労働力類型別被保護世帯

（令和2年度月平均）

就業別	世帯数	構成比
世帯主が働いてる世帯	1,244	10.4
常用勤労者	1,001	8.4
日雇労務者	125	1.0
内職者	21	0.2
その他の就業者	97	0.8
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	229	1.9
働いている者のいない世帯	10,462	87.7
合計	11,935	100.0

※　保護停止世帯を除く

オ　保護施設

（令和3.3.31現在）

種別	施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員	措置人員
救護	銀杏寮	社会福祉法人	松尾　歩	西区春日5丁目17-36	昭35.12	60	45
授産	熊本授産場	社会福祉法人	荒木　真由美	中央区本荘2丁目3-8	昭27.5	30	7
医療	イエズスの聖心病院	社会福祉法人	木村　哲也	西区上熊本2丁目11-24	昭27.4	87	0

（６）生活困窮者自立支援制度（保護管理援護課）

平成27年4月からの生活困窮者自立支援事業施行開始に伴い、本市では、福祉事務所設置自治体の必須事業である「自立相談支援事業」及び「住居確保に係る給付金の支給」はもとより、家計の収支を評価し、債務整理への手続支援や貸付の斡旋を行う「家計改善支援事業」、一定の住居を持たない生活困窮者に対して有期で宿泊場所・衣食の提供を行う「一時生活支援事業」、就労体験等を通じた訓練や生活習慣確立のための訓練を行う「就労準備支援事業」、親から子への「貧困の連鎖」防止のため、生活保護世帯の中学生の高校進学及び高校中退防止に向けた支援を行う「学習支援事業」の任意事業についても実施している。

ア　自立相談支援事業（必須事業）（委託先：社会福祉法人　熊本市社会福祉協議会）

※H29～　ホームレス巡回相談も含めて委託。

年度	相談件数(延べ) ※新規･継続	新規支援者数(実数) ※相談のみも含む。	新規就労者数(実数) ※プラン作成者以外も含む。	自立による 支援終結者数(実数) ※継続支援者を含む。
H28	2,900 件	494 人 (うち要支援者 131 人)	11 人	49 人
H29	3,011 件	441 人 (うち要支援者 203 人)	52 人	76 人
H30	2,597 件	484 人 (うち要支援者 194 人)	62 人	84 人
H31(R1)	3,789 件	523 人 (うち要支援者 157 人)	59 人	112 人
R2	18,103 件	5,233 人 (うち要支援者 157 人)	118 人	2,382 人

※要支援者：支援プランの作成者及び他の関係機関へのつなぎ支援を行った方。

イ　家計改善支援事業（任意事業）（委託先：社会福祉法人　熊本市社会福祉協議会）

年度	相談件数（延べ） ※新規・継続	支援決定者数（実数）	プラン作成件数
H28	1,077 件	21 名	30 件
H29	1,818 件	29 名	41 件
H30	1,234 件	26 名	35 件
H31(R1)	1,042 件	27 名	47 件
R2	7,367 件	24 名	42 件

※ア　自立相談支援事業と一体的に実施。

※H30年10月の法改正により、家計相談支援事業から家計改善支援事業へ名称変更。

ウ　一時生活支援事業（任意事業）（委託先：社会福祉法人　グリーンコープ）

年度	入所者数 （実数）	入所日数 （延べ）	就労者数 （実数）
H28	10 名	402 日	3 名
H29	25 名	1,135 日	16 名
H30	18 名	980 日	11 名
H31(R1)	15 名	904 日	8 名
R2	21 名	1,590 日	8 名

※各年度3月末時点で入居中であった者については3月末までの利用日数を計上。

エ　就労準備支援事業（任意事業）（委託先：特定非営利活動法人　おーさぁ）

年度	利用者数（実数）	就労者数（実数）	就労率
H28	22 名	15 名	68%
H29	28 名	14 名	50%
H30	34 名	29 名	85%
H31(R1)	22 名	17 名	77%
R2	20 名	18 名	90%

オ　子どもの学習支援事業（任意事業）（委託先：株式会社　トライグループ）

年度	中 1	中 3	中 3	高校生	参加者　計	中 3 のうち 高校進学者数	進学率
H28	―	10 名	18 名	―	28 名	18 名	100%
H29	―	11 名	28 名	―	39 名	28 名	100%
H30	8 名	15 名	20 名	-	43 名	20 名	100%
H31(R1)	8 名 (3 名)	16 名 (12 名)	31 名 (16 名)	5 名 (2 名)	60 名 (33 名)	(16 名)	100%
R2	8 名 (3 名)	7 名 (7 名)	23 名 (13 名)	6 名 (5 名)	44 名 (33 名)	(13 名)	100%

※H30年度からは中学1年生まで対象学年を拡充して実施。
※H30 年度までは委託先が特定非営利活動法人　ワーカーズコープ
※H31 年度以降のカッコ内は最後まで支援を続けられた人数

４　高齢者福祉（高齢福祉課）

本市の高齢者の割合は、全国平均よりやや低いものの、令和２年１０月１日現在で２６．３３％となっており、今後も更なる高齢化の進展が見込まれる中、高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支えあいながら、住み慣れた地域で健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会を目指している。

今後は、高齢者が豊かな人生経験や知識・技能を活かし、積極的に社会に参加できるような機会を提供するとともに、高齢者の健康づくりへの支援や、介護予防対策の推進、良質な介護サービスの提供が望まれているため、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進、さらには住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、不便や不安の解消や、福祉施設での高齢者へのサービスの充実に努めていく。

（１）高齢者人口の推移

（各年度10月1日現在推計）

区分＼年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
65歳　～　69歳	54,331	53,283	51,372	48,935	47,449
70　歳　以　上	125,755	130,474	135,619	140,939	145,394
計	180,086	183,757	186,991	189,874	192,843
全人口に対する割合（%）	24.55	25.04	25.49	25.89	26.33

（２）高齢者団体支援

ア　高齢者の就業促進（シルバー人材センター事業助成）

目　　的　　臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、高齢者の就業を援助して、能力の積極的な活用を図り、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

事 業 内 容　　原則として６０歳以上の高齢者が会員となって高齢者にふさわしい仕事を、有償で引き受け、これを会員の希望に応じて提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金として支払う。

設立年月日　　昭和６３年２月１日認可

実 施 主 体　　公益社団法人熊本市シルバー人材センター

登 録 人 員　　２，３１０人（令和３年３月３１日現在）

就業実人員　　１，７８０人（令和２年度）

令和３年度予算　　４０，８００千円

イ　老人クラブ助成状況

区　分	内　容
①老人クラブ活動助成金	助成基準　おおむね３０人以上が登録し、９カ月以上活動したクラブ （年度途中結成のクラブは６カ月以上） 助 成 金　月額　４，０００円
②健康増進助成金	金額　1クラブ当たり　年額　５，０００円
③老人クラブ新規結成助成金	金額　1クラブ当たり　２０，０００円

助成実績

区分＼年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
老人クラブ助成対象数	533	529	526	524	520
会　員　数	25,725	24,605	23,837	22,689	22,353
助成金支出額（円）	28,325,000	28,045,000	27,878,000	27,812,000	27,540,000

（３）熊本市優待証（さくらカード）交付（高齢福祉課・障がい保健福祉課）

（平成８年１０月１日開始）

目　　的　　高齢者・障がい者の社会参加に寄与する。

対 象 者　・７０歳以上の人
・身体障害者手帳（１～３級）、療育手帳（Ａ１･Ａ２･Ｂ１）、精神障害者保健福祉手帳（１～３級）の所持者

事業内容　　バス（産交、電鉄、熊本バス、熊本都市バス）、電車（市、電鉄）の市内区間での乗降がおでかけＩＣカードとの併用により割引となり、また、施設（熊本城等）の入場料が減免になる熊本市優待証を交付する。

令和３年３月末交付者数　　８９，３４０人（高齢者と障がい者の合算値）

（４）敬老祝品（平成１０年４月１日開始）

目　　的　　高齢者に対し敬老の意を表するとともにその福祉の増進に寄与する。

対　象　者　　次に掲げる者であって、本市に居住している者。
当該年度に100歳の誕生日を迎える者。（令和2年度実績276人（他辞退2人）、1,722千円）
当該年度の市内最高齢者　男女6名　　（令和2年度実績　41千円）

（５）高齢者の健康支援施設管理運営

ア　介護予防事業推進のための施設

目　　的　　健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援や、介護知識や介護方法等の普及啓発等により、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、生き生きと健康で文化的な生活を送ることができるよう支援する。

事業概要　・健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援　　学習講座、体操教室 等
・介護知識、介護方法等の普及　　各種相談事業、講演会、実習講座
・ボランティア活動の推進　　介護ボランティア教室、点字・手話教室 等
・地域交流及び世代間交流の推進　　祭りや地域交流などの各種イベント 等

施設概要　　「（１０）施設」エに別途掲載

イ　老人農園（昭和５１年度開始）

目　　的　　土に親しみながら高齢者の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を１人当り１０㎡程度貸与する。

対 象 者　　６０歳以上の高齢者

農 園 数　　４カ所　　（令 3.4.1 現在）

農　園　名	所　在　地	開設年月日	面　積
蓮台寺老人農園	西区蓮台寺1丁目49-1・50-1	昭52. 6.1	1,470㎡
健軍老人農園	東区湖東1丁目24、97 東区健軍4丁目1550-15	昭53. 6.1	1,214㎡
若葉老人農園	東区若葉4丁目153・218・243	昭54.10.1	2,772㎡
島崎老人農園	西区島崎5丁目502・503	昭54.11.1	473㎡

（６）ひとり暮らし高齢者対策

名　称	目　的	内　容
ア　高齢者安心支援事業 **（平成3年度開始）**	一人暮らし及びそれに準ずる世帯等の高齢者に、簡単な操作で緊急時の通報ができる通報装置を給付又は貸与し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図ることで、当該高齢者の在宅での生活を支援する。	対象者　おおむね65歳以上の一人暮らし等の要援護高齢者 貸与・給付台数　558台（令和2年度末） 令和3年度予算　28,126千円
イ　寝具乾燥 **（昭和53年度開始）**	おおむね６５歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の寝具の無料乾燥事業を行うことにより当該世帯の福祉の向上を図る。	対象者　おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の世帯で、本人及び家族で寝具類の衛生管理が困難な世帯。 事業内容　業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施。 利用者数　295人（令和2年度） 令和3年度予算　2,650千円

（７）在宅高齢者生活支援

ア　高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業

目　　的　高齢者ケア付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるようその在宅生活を援助することを目的とする。

対　象　者　高齢者ケア付住宅の入居者で、６０歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦一方が６０歳以上であればよい）又は６０歳以上の高齢者のみでなる世帯で、次のいずれかに該当するもの。

(1) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下が見られる者

(2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な者

利　用　状　況　　（令3.3.31現在）

項目 住宅名	開設時期	戸数	補助員数
県営水源団地	H 4.4.1	30	1
市営出水団地	H 8.4.1	70	3
市営南部中央団地	H12.6.1	20	1
市営白藤団地	H14.4.1	50	2
市営楠団地	H11.12.1～H15.7.25	164	4
合　計		334	11

イ　住宅改造費助成事業（平成９年５月１日開始）

※障がい者福祉の項目に記載

（８）家族介護支援

名　称	目　的	内　容
高齢者介護用品支給事業	在宅で重度（要介護認定で要介護区分が４・５）の高齢者を現に介護者している家族に対して、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、重度高齢者の在宅生活の継続、向上を図る。	事業内容　在宅で重度（要介護認定で要介護区分が４・５）の紙おむつを使用している高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯）に対し、紙おむつ等の介護用品を現物支給するもの。 対象者数　284人（令和2年度） 令和3年度予算　14,400千円

（９）老人ホーム入所者数

（令3.4.1現在）

区　　分	施設数（市内）	定　　員	本市の措置人員
養護老人ホーム	7	440	296

（１０）施　設

ア　老人福祉センター

名　　称	東老人福祉センター	西老人福祉センター	南老人福祉センター
所　在　地	東区健軍本町31番20号	西区小島3丁目3番26号	南区川尻4丁目8番13号
運営主体	東部福祉センター管理運営共同企業体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和46年4月1日 （平成6年5月22日改築）	昭和49年7月10日	昭和49年6月27日
開館時間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使　用　料	浴室使用料100円	浴室使用料100円	浴室使用料100円
主な設備	娯楽室　浴室男女各1　事務室 相談室	集会室　娯楽室　談話室 図書室　浴室男女各1 事務室　電話相談室	集会室　談話室　娯楽室 図書室　浴室男女各1 事務室　電話相談室

名　　称	北老人福祉センター	川上老人福祉センター	天明老人福祉センター
所　在　地	北区八景水谷1丁目2番6号	北区梶尾町1279番地1	南区銭塘町2172番地
運営主体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和48年10月22日	昭和47年4月1日	平成3年9月8日
開館時間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使　用　料	浴室使用料100円	浴室使用料100円	浴室使用料100円
主な設備	集会室　娯楽室　談話室 図書室　浴室男女各1 事務室　電話相談室	集会室　娯楽室 浴室男女各1　事務室 機能回復訓練室　図書室	大広間　多目的ホール 浴室男女各1　和室 食堂　事務室

名　　称	河内老人福祉センター	西里老人福祉センター	城南老人福祉センター
所　在　地	西区河内町船津2708番地	北区徳王町870番地	南区城南町宮地1050番地
運営主体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	パブリック・オカムラ管理運営共同企業体
開設年月日	昭和51年1月21日	平成7年10月1日	平成22年3月23日 （令和3年4月1日移転）
開館時間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使　用　料	浴室使用料100円	浴室使用料100円	浴室使用料100円
主な設備	集会室　相談室　娯楽室 図書室　浴室男女各1 事務室	集会室　多目的ホール 浴室男女各1　娯楽室 図書室　機能回復訓練室 相談室　研修室　事務室	集会室 浴室男女各1　教養娯楽室 事務室

名　　称	富合老人福祉センター
所　在　地	南区富合町木原2319番地
運営主体	パブリック・オカムラ管理運営共同企業体
開設年月日	昭和50年3月31日
開館時間	午前9時～午後5時
使　用　料	浴室使用料100円
主な設備	大広間　会議室 浴室男女各1　作業室 図書室　保健衛生室

利　用　状　況　　（令和２年度）

区分＼施設名	東	西	南	北	川上	河内	天明	西里	城南	富合	計
利用者	2,722	1,381	2,502	4,578	2,568	1,426	1,535	1,212	3,695	2,250	23,869
１日平均利用者	17	9	16	29	16	9	10	8	23	19	156
使用料収入（円）	79,600	0	82,000	15,900	121,400	139,700	107,600	63,900	64,900	27,700	702,700

＊新型コロナウィルス感染症の感染防止のための休館期間
令和２年３月４日～５月３１日
令和２年８月６日～９月２４日
令和２年１２月１９日～令和３年２月１８日（東・城南・富合は令和２年１２月２１日～令和３年２月１８日）

イ　老人憩の家（昭和４８年度開始）

目　　的　　高齢者に対し教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康の増進を図る

運営方法　　各老人憩の家運営委員会に指定管理又は委託

施設内容　　集会場　トイレ　台所　その他

施設数　　１２８カ所(他２ヶ所は「老人憩の家」の事業を委託)

開館時間　　午前９時～午後５時

使用料　　無料

ウ　介護予防事業推進のための施設

名称	①熊本市お達者文化会館	②熊本市南部万年青会館	③熊本市東部はつらつ交流会館
所在地	南区馬渡1丁目7番1号	南区八幡6丁目9番25号	東区秋津3丁目17番23号
設置主体	熊本市	熊本市	熊本市
運営主体	介護予防支援施設管理運営共同企業体	介護予防支援施設管理運営共同企業体	介護予防支援施設管理運営共同企業体
開設年月日	平成12年5月	平成13年5月	平成15年5月
開館時間	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時
主な設備	多目的ホール　事務所　更衣室　トイレ　健康遊歩道	多目的ホール　調理室　事務所　会議室A～C　トイレ	多目的ホール　事務所　更衣室　トイレ　健康遊歩道

使用料

①熊本市お達者文化会館

（単位　円）

使用場所＼使用時間	午　前（9時～12時）	午　後（13時～17時）	夜　間（18時～22時）
多目的ホール	1,800	2,000	2,000

※冷暖房使用料は、1時間200円

②熊本市南部万年青会館

（単位　円）

使用場所＼使用時間	午　前（9時～12時）	午　後（13時～17時）	夜　間（18時～22時）
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
調理室	1,200	1,800	1,800
会議室A	400	500	500
会議室B	400	500	500
会議室C	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円　その他1時間100円

③熊本市東部はつらつ交流会館

（単位　円）

使用時間／使用場所	午　前（9時～12時）	午　後（13時～17時）	夜　間（18時～22時）
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
会　議　室	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール１時間200円　その他１時間100円

エ　高齢者技能習得センター

名　　称　熊本市高齢者技能習得センター
所　在　地　西区島崎４丁目２番９５号
運営主体　公益社団法人　熊本市シルバー人材センター
開設年月日　平成１２年５月
開館時間　午前９時～午後５時
使用料　無料
主な設備　研修室　事務所　トイレ

オ　夢もやい館（健康福祉政策課）

名　　称　熊本市夢もやい館
所　在　地　北区楠１丁目２０番５－１０１号
運営主体　夢もやい館管理運営共同企業体　代表　株式会社パブリックビジネスジャパン
開設年月日　平成１４年１１月
開館時間　午前９時～午後８時（つどいの広場については、午前９時～午後６時）
主な設備　体育室　学習室　トレーニング室　子育てつどいの広場　図書コーナー　サロン
管理室　更衣室　シャワー室　トイレ（乳幼児用含む）

カ　熊本市植木健康福祉センター（健康福祉政策課）

名　　称　熊本市植木健康福祉センター（かがやき館）
所　在　地　北区植木町岩野２８５番地２９
運営主体　かがやき館管理運営共同企業体　代表　九州綜合サービス株式会社
開設年月日　平成１５年1月７日
開館時間　午前９時～午後９時（温水プール、トレーニング室は午前１０時～午後９時、
つどいの広場については、午前１０時～午後４時）
主な設備　事務室　プール　トレーニング室　検診室　児童交流室
リラクゼーションルーム　交流室　カンファレンスルーム　和室　調理室
視聴覚室　会議室　更衣室　シャワー室　トイレ（乳幼児用含む）

キ　その他の施設

種　別	施設名	運営主体	施設長	所在地	認可年月	定員
養護老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	潮谷　有二	中央区神水1丁目14番1号	昭21.11	70
〃	聖母の丘	〃	池田　裕伸	西区島崎6丁目1番27号	昭21.11	50
〃	ライトホーム	〃	石本　淳也	中央区黒髪5丁目23番1号	昭26. 5	50
〃	熊本めぐみの園	〃	佐土原　護	東区小山町1781番地	昭47. 2	50
〃	愉和荘	〃	園田　孝晴	北区植木町米塚105番地	昭32.7	50
〃	明生園	〃	鍬田　善親	西区花園７丁目19番1号	昭21.2	120
〃	明飽苑	〃	内田　充俊	西区城山薬師2丁目10番10号	昭47.2	50

種　別	施設名	運営主体	施設長	所在地	認可年月	定員
特別養護老人ホーム	パウラスホーム	社会福祉法人	大村　裕司	中央区神水1丁目14-1	昭39. 7	64
〃	白川の里	〃	満田　賢一朗	東区小山町2493	昭49. 5	120
〃	天望庵	〃	平原　静雄	北区龍田陳内1丁目3-30	昭60. 4	80
〃	バラ苑	〃	佐土原　護	東区小山町1781	昭62. 4	50
〃	みゆき園	〃	松岡　洋助	南区御幸笛田6丁目6-71	昭63. 8	70
〃	くわのみ荘	〃	跡部　尚子	北区鹿子木町405	昭48. 8	120
〃	天寿園	〃	西村　和晃	南区奥古閑町4375-1	平 2. 7	51
〃	シルバー日吉	〃	田畑　公人	南区平成2丁目6-9	平 5. 4	56
〃	三和荘	〃	後藤　卓爾	西区城山大塘4丁目1-15	平 6. 4	52
〃	リデルホーム黒髪	〃	石本　淳也	中央区黒髪5丁目23-1	平 3. 6	30
〃	リバーサイド熊本	〃	野口　駿	西区河内町野出1936-1	平 7. 6	47
〃	コスモス・ファミリー熊本	〃	河本　達や	北区太郎迫町144-1	平 8. 4	52
〃	聖母の丘	〃	池田　浩伸	西区島崎6丁目1-27	平 8.10	50
〃	ヴィラ・ながみね	〃	西　靖子	東区長嶺南4丁目12-65	平 9. 4	52
〃	こぼり苑	〃	宮崎　千恵	南区護藤町1586	平10. 2	50
〃	花みずき	〃	中原　悦子	中央区出水7丁目90-1	平10.10	52
〃	ハーモニー	〃	鷲山　銀子	東区秋津町秋田171-3	平10.12	52
〃	あいこう	〃	高月　惠美	北区清水新地3丁目5-33	平12.11	52
〃	さくらの苑	〃	菊地　徹	西区松尾町近津1361	平13. 7	50
〃	さわらび	〃	斉藤　大祐	北区弓削4丁目8-1	平14.10	54
〃	るり苑	〃	吉永　桐子	東区上南部1丁目16-36	平15.12	50
〃	みかんの丘	〃	池尻　久美子	西区河内町白浜1440-2	平17. 4	50
〃	シルバーピアさくら樹	〃	丸山　和奈	東区佐土原3丁目12-26	平17. 10	50
〃	力合つくし庵	〃	前田　仁	南区合志4丁目3-50	平19.3	50
〃	たくまの里	〃	作取　久	東区御領１丁目13-26	平成19.8	50
〃	祥麟館	〃	小林　佳之	南区城南町沈目1513	平4.4	50
〃	ゆうとぴあ	〃	隈部　成宏	南区富合町古閑994-1	平7.3	50
〃	黎明館	〃	納冨　修次郎	北区植木町豊田187	平4.4	50
〃	川尻ヒルズ	〃	森瀬　千恵子	南区南高江7丁目3	平25.8	60
〃	グッドライフ熊本駅前	〃	平尾　浩志	西区春日2丁目1-24	平25.10	60
〃	かなんの杜	〃	西山　桂右	北区植木町滴水9-2	平26.8	60
〃	輝祥苑	〃	今村　文典	西区戸坂町23-35	平29.2	60
〃	画図重富苑	〃	山村　康雄	東区画図町重富968	平30.2	60
〃	琴平本町	〃	岩田　貴史	中央区琴平本町10番32号	令2.3	60
特別養護老人ホーム（地域密着型）	風の木苑	社会福祉法人	石橋　志穂	東区西原１丁目11-63	平20.6	29
〃	八角堂	〃	川本　義和	西区花園2丁目10-16	平21.6	29
〃	リデルホーム龍田	〃	石本　淳也	北区龍田陣内3丁目19-12	平21.9	20
〃	サンビレッジ高平台	〃	白井　志津子	北区大窪3丁目11-47	平22.7	29
〃	れいめいの家	〃	納冨　賢一	北区植木町豊田187	平24.4	20
〃	向山つくし庵	〃	堺　珠美	中央区本山1丁目6-17	平24.7	29
〃	上熊本苑	〃	岩佐　可美	西区上熊本3丁目12-24	平24.8	29
〃	みゆき東館	〃	松岡　洋助	南区御幸笛田6丁目6-71	平25.4	20
〃	はるの里	〃	藤岡　安代	南区城南町舞原253-1	平25.6	29
〃	天寿園青葉	〃	西村　和晃	南区奥古閑町4375-1	平26.4	23
〃	リバーサイド熊本ユニットホーム	〃	佐藤　元治	西区河内町野出1936-1	平26.4	9
〃	田原の郷	〃	濱坂　浩一郎	北区植木町鞍掛1522-1	平26.5	29
〃	あいこう　ひかり館	〃	高月　惠美	北区清水新地3丁目5-33	平26.5	20
〃	ノットホーム	〃	吉井　壮馬	中央区黒髪5丁目23-1	平27.5	29
〃	託麻苑	〃	森田　弘美	東区戸島町460-1	平28.6	29
〃	天寿園Ne0	〃	村上　まゆみ	南区奥古閑町4345	平28.7	29
〃	つるのはら	〃	渕上　美賀	北区梶尾町1779-7	平29.11	29
〃	かわしり御蔵	〃	白石　孝子	南区南高江7丁目3番	令1.10	29

５　障がい者福祉（障がい保健福祉課）

障がい者の社会参加に対する理解や障がい者自身の参加意識が高まっており、障がい者の自立に向けた福祉のさらなる充実が求められている。中でも障がい児については、人格形成の重要な時期に、障がいに見合った、適切な指導や訓練が必要であり、障がいの早期発見と療育の重要性が指摘されている。

今後は、障がい者が安心して生きがいのある生活ができるように、それぞれの障がいの程度や、ライフステージに応じた適確なサービスを一層充実させることが必要であり、障がい者の自立支援と積極的な社会参加を促進するとともに、重度の心身障がい者に対する生活支援の充実を図る。

また、障がい児の療育体制の整備や教育機会の充実など、障がい児の育成支援に努めている。

（１）手帳の交付

ア　身体障害者手帳交付

目　　的　　身体障害者手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内　　容　　身体障害者手帳の等級決定及び交付

諮問機関（熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会）

実　　績

身体障害者手帳所持者数

（令3.3.31現在）

障害別＼年齢	18歳未満	18歳以上	計
視覚障害	17	1,833	1,850
聴覚・平衡機能障害	68	2,714	2,782
音声・言語・そしゃく機能障害	2	270	272
肢体不自由	297	12,866	13,163
内部障害	140	11,062	11,202
計	524	28,745	29,269

イ　療育手帳交付

目　　的　　療育手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内　　容　　療育手帳の等級決定及び交付

実　　績

療育手帳所持者数

（令3.3.31現在）

障害＼年齢		18歳未満	18歳以上	計
知的障害	中軽度（B）	1,822	3,066	4,888
	重度（A）	542	2,039	2,581
計		2,364	5,105	7,469

ウ　精神障害者保健福祉手帳交付

目　　的　　精神障害者保健福祉手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内　　容　　精神障害者保健福祉手帳の等級決定及び交付

（令3.3.31現在）

障害＼年齢	18歳未満	18歳以上	計
1級	8	1,097	1,105
2級	79	6,601	6,680
3級	39	1,939	1,978
計	126	9,637	9,763

（２）障がい者社会参加促進事業

名　称	目　的	内　容
ア　重度身体障がい者用自動車改造費助成	自動車改造を要する身体障がい者に対しその費用の一部を助成し、社会活動への参加の促進を図る。	助成額　上限100千円 対象者　本市の住民基本台帳に記載されている身体障がい者。（障害部位別の障がい要件及び所得制限あり） 令和3年度予算　1,800千円
イ　障がい者自動車運転免許取得費助成	免許取得に要する費用の一部を助成し障がい者の社会活動への参加の促進を図る。	助成額　免許取得に要した費用の2／3（上限100千円） 令和3年度予算　2,000千円
ウ　障がい者福祉タクシー経費	重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要　福祉タクシー利用券（450円）を年40枚、または患者等輸送タクシー利用券（大型車1,360円／中型車1,090円／小型車550円）を年35枚交付する。 対象者　本市に住所を有している身体障害者手帳所持者で障がいの程度が1級、2級の者、療育手帳所持者で障がいの程度がA1、A2の者及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級の者。（所得税非課税の者に限る） 令和3年度予算　62,400千円
エ　熊本市優待証（さくらカード）交付事業	※高齢者福祉の項目に記載	
オ　障がい者燃料費助成	重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要　燃料費助成券（1枚1,000円）を年12枚交付する。 対象者　本市に住民票があり、一人で外出できない療育手帳A1，A2のいずれかを所持する者のうち、さくらカード，福祉タクシー利用券の利用ができない者。（所得税非課税の者に限る） 令和3年度予算　7,300千円
カ　福祉バス運行事業	障がい者等の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス（定員32人で、このうち3人程度は車椅子のまま利用できるもの）を設置して障がい者等の福祉の増進を図る。	対象者　本市に居住する障がい者等並びに本市で活動する障がい者福祉関係団体等。 事業内容　在宅障がい者等の各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他障がい者の福祉の増進を図る事業等に運行する。 利用者数　362人（令和2年度）
キ　手話通訳者設置等経費	本庁舎及び区役所内に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、その福祉の増進に資する。	利用件数　2,273件（令和2年度） 令和3年度予算　18,030千円
ク　手話通訳者等派遣等経費	聴覚障がい者及び音声又は、言語機能障がい者のコミュニケーション手段として手話通訳者の派遣及び手話通訳者等の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者　市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数　2,005件（令和2年度） 令和3年度予算　10,278千円
ケ　要約筆記者等派遣等経費	手話習得が困難な聴覚障がい者のコミュニケーション手段として要約筆記者の派遣及び要約筆記者の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者　市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数　80件（令和2年度） 令和3年度予算　1,919千円
コ　盲ろう者通訳・介助員派遣等経費	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び盲ろう者通訳・介助員を養成する。	派遣対象者　市内に居住する盲ろう者 派遣件数　145件（令和2年度） 令和3年度予算　2,073千円

名　称	目　的	内　容
サ　点訳・朗読（音訳）奉仕員養成事業	視覚障がいの方に対する生活支援や情報支援等を目的として、点訳又は朗読（音訳）に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読（音訳）奉仕員を養成する。	令和3年度予算　280千円
シ　障がい者等住宅改造費助成	障がい者が、自宅において安全かつ快適な生活ができるよう、住宅を改造する場合、必要な経費を助成することにより、当該障がい者等の自立促進、寝たきりの防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。	対象者　65歳未満の者で身体障害者手帳の1級又は2級の所持者及び療育手帳のA1又はA2の所持者で、その特性に配慮した構造に住宅の改造工事をする者。（所得制限あり） 助成限度額　90万円（介護保険住宅改修費または日常生活用具住宅改修費の利用額を含む） 令和3年度予算　4,700千円
ス　障がい者スポーツ大会経費	障がいのある方が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、市民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的として開催する。	対象者　本市に居住している障がい者 令和3年度予算　2,479千円

（３）身体障害者自立支援事業

視覚障害者生活訓練事業

目　　的　障がい者の自立と社会参加を促進するため、視覚障がい者の日常生活上必要な訓練・指導を行う。

対　象　者　本市に居住している視覚障がい者

令和３年度予算　８００千円

（４）身体障がい者相談（令和２年度）

相　談　員　３人

相談件数　３９件

令和３年度予算　１５２千円（知的障害者相談員経費含む）

（５）知的障がい者相談（令和２年度）

相　談　員　５人

相談件数　１５６件（会合・行事等への参加件数を除く）

（６）精神保健対策

市民の心の健康の保持・増進を図ると同時に、精神障がい者の早期治療・社会参加・自立の促進を図ることを目的とする。

ア　精神障害者保健福祉手帳交付制度

精神疾患がある者のうち、精神障がいのために長期（６ヶ月以上）にわたり日常生活または社会生活に制約がある者を対象に、「障害者手帳」を交付し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

イ　精神保健福祉相談・訪問

心の問題や病気、精神障がい者の社会復帰などについて、精神科医師・保健師等が面接や電話による相談、訪問を行う。

区分／年度	精神保健福祉相談（電話・面接）（延件数）					訪　　問（延件数）					合　計
	社会復帰	老　人 精神保健	アルコール	その他	計	社会復帰	老　人 精神保健	アルコール	その他	計	
H28	1,267	1,165	918	3,818	7,168	144	207	26	584	961	8,129
H29	917	902	149	3,631	5,599	155	221	35	502	913	6,512
H30	944	1,092	230	4,414	6,680	242	499	105	845	1,691	8,371
H31(R1)	1,174	1,363	140	3,302	5,979	427	255	42	539	1,263	7,242
R2	1,473	1,539	167	3,098	6,277	379	260	36	323	998	7,275

ウ　心の健康相談

市民の心の健康の保持・増進を図るため、精神科医（嘱託）による相談日を各区役所毎月１回設け必要な援助を行う。

エ　精神障がい者家族教室

精神保健に関する知識の普及、個別の相談を行い、患者の回復の援助、家族の健康維持の援助や家族同士の交流を図るため家族教室を実施する。

（７）精神通院医療給付費

目　　的　　精神障がいによる通院医療費自己負担を総医療費の１０％にし､所得等に応じて上限額を設定し、負担を軽減することにより継続的受診を促進する。

対　象　者　　精神障がいのために通院中の人（所得制限あり）

令和３年度予算　　２，１５６，２００千円

（８）重度心身障がい者医療費助成

対　象　者　　２０歳以上の障がい者
（身体障害者手帳が１級、２級又は、療育手帳がＡ１、Ａ２又は、精神保健福祉手帳が１級の者）

受給資格者　　本市に住民票があり、現に居住している障がい者

所得制限　　障害児福祉手当の支給制限に準じる。

令和３年度予算　　１，２５５，６５７千円（重度心身障がい児医療費助成含む）

（９）更生医療給付費

目　　的　　身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療費の助成を行う。

対　象　者　　身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる者（所得制限あり）

令和３年度予算　　１，６１６，５８０千円

（１０）身体障がい者在宅生活支援

名　称	目　的	内　容
ア　特別障害者手当等給付費	重度の障がい者の自立生活の基盤を確立するため、最重度の障がいによって生ずる特別の負担の一助として、特別障害者手当等を支給することにより、重度障がい者の福祉の増進を図る。	受給者数　1,351人（令3.3末現在） 令和3年度予算　348,419千円
イ　身体障がい者福祉電話設置経費	在宅の重度身体障がい者に対し、福祉電話を貸与することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進をはかる。	電話貸与台数　19台（令3.3末現在） 貸与対象者　外出困難な身体障がい者（1、2級） 令和3年度予算462千円
ウ　在宅障がい者緊急通報システム経費	緊急通報システムを導入し、24時間体制で緊急時に備え、在宅の単身重度障がい者が安心して生活できるようにする。	対象者　市内に住所を有する単身等の重度障がい者 令和3年度予算　376千円
エ　補装具給付費	身体障がい者（児）に対し、補装具費の支給を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）	品目　車椅子、補聴器、座位保持装置等 令和3年度予算　105,000千円
オ　日常生活用具給付費	身体障がい者（児）に対し、日常生活用具の給付を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）	品目　ストーマ装具、入浴補助用具、聴覚障害者通信装置等 令和3年度予算　141,000千円

（１１）自立支援給付事業

名　称	目　的	内　容
ア　居宅介護給付費	心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービスの提供や、病院等への通院における支援を行う。	令和3年度予算　425,000千円
イ　行動援護給付費	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者（児）に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の支援を行う。	令和3年度予算　10,000千円
ウ　重度訪問介護給付費	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であり、常時介護を要する障がい者への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。	令和3年度予算　519,000千円
エ　療養介護給付費	心身上の障がいにより、病院等への長期の入院による医療的なケアに加え、常時の介護が必要な障がい者へ支援を行う。	令和3年度予算　854,202千円
オ　生活介護給付費	心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者に、施設において安定した生活を営むための介護等の支援を行う。	令和3年度予算　4,033,000千円
カ　同行援護給付費	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行う。	令和3年度予算　90,000千円
キ　就労継続支援給付費	企業等の雇用に結びつかない者に対して継続的な支援を行い、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。	令和3年度予算　3,650,000千円
ク　短期入所給付費	家庭において一時的に介護が困難、又は生活訓練等の指導を必要とする障がい者（児）が施設に短期間入所することにより、介護者及び障がい者(児)の支援を行う。	令和3年度予算　169,000千円

名　称	目　的	内　容
ケ　施設入所支援給付費	主として夜間において、介護が必要な障がい者や通所が困難な自立訓練又は就労移行支援の利用者等へ居住の場を提供する。	令和3年度予算　1,409,000千円
コ　就労定着支援給付費	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。	令和3年度予算　25,000千円
サ　自立生活援助給付費	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むため環境整備に必要な援助を行う。	令和3年度予算　600千円
シ　共同生活援助給付費	障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。	令和3年度予算　1,189,000千円
ス　自立訓練給付費	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者に生活訓練や機能訓練を行い、障がい者の自立を支援する。	令和3年度予算　194,000千円
セ　就労移行支援給付費	一般就労等を希望する障がい者に対して、実習を通して知識・能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を行う。	令和3年度予算　376,000千円
ソ　地域相談支援給付費	障がい者に対し、地域移行支援及び地域定着支援を行う。	令和3年度予算　1,200千円
タ　計画相談支援給付費	自立支援給付事業を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	令和3年度予算　218,000千円

（１２）障害児通所支援給付事業

名　称	目　的	内　容
ア　児童発達支援給付費	障がい児に児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。	令和3年度予算　1,474,000千円
イ　医療型児童発達支援給付費	肢体不自由のある児童に、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療等を行う。	令和3年度予算　403千円
ウ　放課後等デイサービス給付費	就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。	令和3年度予算　3,553,000千円
エ　居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童につき、当該児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。	令和3年度予算　400千円

名　称	目　的	内　容
オ　保育所等訪問支援給付費	保育所等に通う障がい児に、その保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	令和3年度予算　17,000千円
カ　障害児相談支援給付費	障害児通所支援給付事業等を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	令和3年度予算　182,000千円

（１３）地域生活支援事業

名　称	目　的	内　容
ア　訪問入浴サービス経費	在宅の障がい者（児）であって、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な者に、その健康及び衛生の保持を図るため移動入浴車を派遣し、入浴及びこれに伴う介護を行う。	令和3年度予算　22,000千円
イ　日中一時支援経費	障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を提供する。	令和3年度予算　22,800千円
ウ　移動支援経費	屋外での移動が困難な障がい者（児）が、社会生活上外出する事が必要不可欠な時に支援する者がいないため、外出に支障がある場合に、外出を支援し、もって自立生活及び社会参加を促す。	令和3年度予算　16,000千円
エ　成年後見制度利用支援事業（障がい者）	障がい者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行う。	令和3年度予算　6,274千円
オ　障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、熊本市障がい者虐待防止センターの設置等により、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。	令和3年度予算　3,075千円
カ　熊本市障がい者理解促進事業	「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール及び障がい者サポーター制度の運用等の啓発事業を実施することで、市民の障がい者に対する理解促進を図る。	令和3年度予算　2,480千円
キ　成年後見制度法人後見支援事業	成年後見業務を適正に行なうことができる市民後見人を養成し、その活用を図るための法人後見を支援する。	令和3年度予算　30,100千円
ク　熊本市障がい者相談支援事業	障がい者及び障がい児、保護者等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報提供や福祉サービス利用援助等の必要な支援を行うため、障がい者相談支援センターを設置し、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	令和3年度予算　214,600千円
ケ　熊本市重度障がい者等就労支援事業	雇用施策と福祉施策が連携して実施する重度障がい者等に対する就労支援であり、通勤や職場における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用してもなお支障が残る場合や、重度障がい者等が自営業者として働く場合に支援を行う。	令和3年度予算　13,000千円
コ　熊本市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障がい者に対して修学に必要な身体介護等を提供する。	令和3年度予算　2,400千円

（１４）心身障害者扶養共済制度

目　　的　心身障がい者の保護者が死亡又は障がい者となった後、残された心身障がい者に年金を支給し、障がい者の生活の安定と保護者のいだく不安を軽減しようとするもの。

加　入　者　知的障がい者、身体障害者手帳所持者で障がいの程度が１級から３級までの者及び永続的な精神障がい又は身体障がいを有する者で、前述の者と同程度と認められる者。心身障がい者の保護者（心身障がい者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障がい者を扶養しているもの。）であって、６５歳未満の者。

保　険　料

加入時年齢		34歳以下	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
保険料	平成19年度以前加入者	5,600円	6,900円	8,700円	10,600円	11,600円	12,800円	14,500円
	平成20年度以降新規加入者	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

（注）　20年以上この制度に加入し、かつ、年齢が65歳以上の者は、掛金の納付を免除

給　付　金　加入者が死亡又は障害者となったときは、心身障害者を扶養する者（年金管理者）に対し、毎月２０，０００円（１口当たり）の年金を支給する。
加入後１年以上の者で心身障害者が死亡したときは加入期間に応じて一時金として
平成１９年度以前加入の場合２０，０００円～１５０，０００円、
平成２０年度以降加入の場合５０，０００円～２５０，０００円を支給する。

令和３年度予算　３５，０６５千円

（１５）市関連施設

名　　称　熊本市障害者福祉センター希望荘・熊本市希望荘地域活動支援センター

所　在　地　中央区大江５丁目１番１５号

設置主体　熊本市

運営主体　社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団

開設年月日　昭和５５年６月１日（地域活動支援センター：平成５年７月１０日）

令和３年度予算　７８，６３９千円（指定管理者による希望荘運営費として）

（１６）障がい児支援事業

名称	目的	内容
ア　特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。	支給額　月額1人　1級　52,500円、2級　34,970円 受給者数　2,055人 障害児　1級障害児　658人、2級障害児　1,587人 ※人数は令3.3末現在
イ　重度心身障がい児医療費助成	重度心身障害児の健康と福祉の増進及び医療費負担の軽減を図る。	対象者　20歳未満の障がい児（身体障害者手帳が1級、2級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が1級の者） 受給資格者　本市に住民票があり、現に居住している障がい児又は障がい児の養育者 所得制限　なし 令和3年度予算1,255,657千円（平成26年度より重度心身障がい者医療と予算統合）
ウ　夏休みの障がい児・家族支援事業	夏休み期間中、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童を日中の間預かることにより、障がいのある児童の健全育成、家族の介護負担の軽減を図り、障がいのある児童及び家族の福祉の向上を図る。	対象者　市内に住所を有している特別支援学校・特別支援学級等在籍児童生徒 ※平成29年度より休止
エ　難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の聴覚障がいのある児童に対して、音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保するため、補聴器購入費の一部を助成し、福祉の増進を図る。	対象者　本市に住所を有している身体障害者手帳の交付対象とならない両耳の聴力レベルが30デシベル以上の児童（所得制限有） 令和3年度予算　600千円

（１７）障がい児療育相談事業

名　称	目　的	内　容
ア　障がい児等療育支援事業	在宅の障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられ療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する県域の療育機能との重層的な連携を図る。	対象者　本市在住の障がい児(者)及びその保護者等 令和3年度予算　3,000千円
イ　児童発達支援センター機能強化事業	児童発達支援センターを拠点とした地域の障がい児の療育体制を確保し、関係機関との連携強化を図るとともに、地域の療育支援の質の向上を目的とする。	事業内容　熊本市の児童発達支援センター2か所に、機能強化員を配置し、地域の障害児通所支援事業所の巡回訪問や、地域の障がい児への療育支援等を行う。 令和3年度予算　12,200千円

（１８）重症心身障がい児等在宅支援事業

名　称	目　的	内　容
ア　医療的ケア児等コーディネーター養成研修	重症心身障がい児者の特性の理解と福祉制度等に係る研修を実施し、重症心身障がい児者支援に対応可能な訪問看護師や相談支援専門員を養成する。	事業内容　相談支援専門員、訪問看護師等に対する研修。 令和3年度予算　1,160千円
イ　重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議	福祉・保健・医療関係部門と総合的な支援体制を構築するため連絡会を開催する。	令和3年度予算　240千円

（１９）精神障がい者の福祉（こころの健康センター）

こころの健康センターは、「精神保健および精神障害者福祉に関する法律第６条」に基づく精神保健福祉センターであり、精神保健福祉の専門機関として平成２４年４月に開設した。

市民のこころの健康相談や知識の普及、精神障がい者の社会復帰の促進などを行う。

熊本地震後のこころのケアを念頭に置き、各事業を行う。

ア　精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。こころの健康相談から、精神医療にかかる相談、社会復帰相談などの精神保健福祉全般の相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、ひきこもり等の相談を実施する。

なお、ひきこもり相談については、相談窓口の明確化のため、平成２６年１０月から民間委託で「ひきこもり支援センター」を開設した。

・こころの健康相談（延件数）

年度	内容／区分	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
H28	電話	72	363	112	23	56	74	1692	83	7	3	5158	7643
	来所	8	182	23	3	27	23	194	31	1	0	107	599
	訪問	1	18	0	0	0	2	18	0	0	0	6	45
H29	電話	107	198	145	19	53	88	1,097	28	6	6	4,840	6,587
	来所	12	34	38	7	19	9	158	11	1	1	91	381
	訪問	0	27	0	0	0	0	5	0	0	0	1	33
H30	電話	83	32	172	53	151	95	1,101	86	9	8	4,772	6,562
	来所	9	17	32	16	80	15	161	16	2	1	118	467
	訪問	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	3	10
H31 (R1)	電話	104	4	138	29	106	94	874	169	14	6	5,754	7,292
	来所	7	3	39	10	62	10	107	19	2	3	258	520
	訪問	0	0	1	0	0	0	4	2	0	0	4	11
R2	電話	125	5	134	33	93	166	1,274	170	15	1	5,845	7,861
	来所	8	0	24	10	45	30	139	19	1	0	200	476
	訪問	2	6	0	0	0	8	33	2	7	6	8	72

※相談実績は、衛生行政報告例による。

・ひきこもり支援センター「りんく」での相談（延件数）

年度	電話	来所	訪問	メール	計
H28	1,473	896	262	141	2,772
H29	1,119	867	244	100	2,330
H30	1,371	765	226	88	2,450
H31(R1)	1,370	806	232	73	2,481
R2	1,444	918	245	89	2,696

イ　人材育成・教育研修

精神保健福祉業務に従事する職員に専門的研修等の人材育成を行い、技術水準の向上を図る。

事業名	事業内容
精神保健福祉担当者研修会	精神保健福祉業務に従事する者が必要な専門的知識及び技術を習得することで、地域精神保健福祉活動の推進を図る
思春期精神保健福祉研修会	思春期における「発達障がい」や「不登校・ひきこもり」等の課題への理解を深め、精神保健福祉活動の推進を図る
電話対応スキルアップ研修会	電話相談を行う庁内職員が相談対応について学ぶことにより、自殺予防対策を図る。
ゲートキーパー養成研修会	自殺を防ぐことを目的として地域支援者等に自殺危機介入スキルの習得を目的とした研修会を実施し、自殺予防対策を図る
自殺予防研修会	自殺を防ぐことを目的とした、自殺予防に関する研修会や自死遺族の理解を深め、適切な対応について学ぶ自死遺族支援者研修会を実施する
依存症研修会	精神保健福祉業務に従事する者が依存症についての必要な専門的知識及び技術を習得することで、依存症への適切な対応の充実を図る
社会復帰支援研修会	精神障がい者の社会復帰支援に必要な専門的知識や技術を習得し、精神障がい者のリカバリーの促進を図る

ウ　普及啓発

市民への精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護について普及啓発を行うとともに、区役所等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

事業名	事業内容
自死遺族グループミーティング	大切な人を自死（自殺）で亡くした者が悩みや苦しみを話せる機会を提供する（R2年度より、熊本県と共催）
コロナ禍におけるこころのケア講演会	コロナ禍におけるメンタルヘルスについて理解を深め、適切なストレス対処の方法を学ぶ機会を提供する
依存症当事者グループプログラム	やめたくても自分でコントロールできない様々な行動を変えていくことを目的に、依存症当事者が自分の依存問題について考え、適切な対応方法を考える機会を提供する
依存症家族教室	アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症に伴う問題に対応するために、家族が学びあい、共感と癒しを得る機会を提供する
依存症講演会	依存症で悩む家族が依存症について正しい知識を習得し、問題行動への対応を学ぶ。また、広く市民を対象とし、「こころの健康づくり」として依存症に関わる啓発を行う
WRAP（元気回復行動プラン）集中クラス	日常生活で苦労や困難に直面した際に、WRAP（元気回復行動プラン）を利用して、元気を回復する、または保つための方法を学ぶ機会を提供する
ピアサポート講座及びピアサポートの集い	ピアサポートの知識や情報、スキルを学ぶ機会を提供する 講座修了者にフォロー研修を実施する
ピアサポート講演会	他都市で行われているピアサポート活動を紹介し、ピアサポートの普及と精神障がいの理解を図る
市民へのこころの健康講座（ふれあい出前講座等）	依存症、ゲートキーパー等について、市民からの要望に応じて、普及啓発を図る

エ　組織育成

精神障がい者家族会、患者会、社会復帰事業団体等の組織育成を図り、地域住民の組織的活動を促し、地域精神保健福祉の向上を図る。

オ　関係機関への技術支援

精神保健福祉関係機関への技術支援・援助を行う。

カ　自殺・うつ対策

ゲートキーパー養成、自死遺族グループミーティング、自殺予防研修会、包括相談会、電話相談等の人材育成・普及啓発や自殺未遂者支援事業等の相談対応を通して、自殺の防止を図る。

キ　精神障がい者の社会復帰支援

精神障がい者の社会復帰支援として、社会復帰支援研修会、ピアサポート講演会、ピアサポート講座および修了生の集い、WRAP（元気回復行動プラン）集中クラス、就労ミーティングを実施している。

ク　自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

目　的　：精神害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を専門的、かつ公正に行う。

内　容　：精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定。

ケ　精神医療審査会

目　的　：精神科病院に入院中の者の人権を擁護し、精神科病院における適正な医療及び保護を確保する。

内　容　：精神科病院に入院中の者からの退院請求及び処遇改善請求の受付・審査、精神科病院からの報告書類の審査。

（２０）障がい児療育相談事業（子ども発達支援センター）

障がい又はその疑いのある子どもが個々の発達に応じた適切な支援を受けることで自分らしく成長し、保護者の子育てに対する不安や悩みを軽減するために、医師をはじめ専門職による相談、診察、検査、初期支援等を行う。

開　　所　　平成２０年４月１日

所　在　地　　中央区大江５丁目１番１号　ウェルパルくまもと２Ｆ

・相談支援延べ数　　（単位　件）

年度 / 支援区分	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
電話相談	6,511	5,035	5,202	5,040	6,261
来所相談	4,010	3,818	3,825	3,975	3,254
訪問相談	191	223	156	99	70
親子グループ活動	112	26	－	－	－
ペアレントトレーニング事業（旧 子育て安心親支援活動）	173	313	469	383	130
子育てスマイルサポート事業	433	449	455	333	197
合　計	11,430	9,864	10,107	9,830	9,912

※親子グループ活動は平成29年度からペアレントトレーニング事業に一部移行し、平成30年度から完全移行している。

６　子ども育成（子ども政策課、子ども支援課、児童相談所、障がい保健福祉課、保育幼稚園課）

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するとともに子育ての困難さが増大しており、子育てや子どもの成長を社会全体で支えていくことがますます必要となっている。

そのような中、本市では、子どもたちの声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような「子どもが輝くまちくまもと」づくりを基本理念に、地域の人々や団体をはじめ、事業者や関係機関等と連携を図りながら「子どもたちが健やかに育ち、安心して生み育てられる環境づくりの推進」に取り組んでいる。

さらに、子どもたちを取り巻く環境の急激な変化に伴い、児童虐待、いじめや不登校の増加、少年非行・犯罪の深刻化など様々な問題が生じており、こうした問題に対処し子どもの権利を守るため、総合的専門的な相談支援の機関として、こどもセンター（あいぱるくまもと）において、子どもに関するさまざまな相談対応の充実を図っている。また、安心して妊娠・出産ができ、子育てについての様々な問題、疑問などに対応し、不安を解消できるような体制を整備するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めることなどによって、安心して生み育てることができる環境づくりを促進する。

また、令和２年３月に策定した熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）を着実に実施し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。

（１）「熊本市子ども輝き未来プラン２０２０」

ア　計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第６１条に基づく熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）と一体的に策定

熊本市総合計画の個別計画として「子どもたちが健やかに育ち、安心して生み育てられる環境づくりの推進」に向けて必要な施策をとりまとめた行動計画

具　体　化　……　熊本市総合計画

一　体　化　……　熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）

調和・連携　……　熊本市教育振興基本計画（教育大綱）、第２次熊本市男女共同参画基本計画、第３次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画、熊本市障がい者生活プラン　など

イ　計画期間

令和２年度～令和６年度

ウ　計画の特徴

①熊本市子ども輝き未来プラン２０１５（平成２７年度～平成３１年度）の重点施策等を取り込みつつ、「子どもが輝くまち　くまもとづくり」に取り組む。

②総合的な子育て支援

1. すべての子どもの健やかな成長を支える支援（子どもへの支援）
2. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり（子育て家庭への支援）
3. 子育てしやすい地域社会の構築（地域社会の構築）

③策定過程における市民参加に配意したこと

ニーズ調査　（熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期））

対象者１５，０００人（回収率６０.８％）

熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議

計画素案に関する意見公募の実施

エ　策定の経過

平成３０年度　　２月～３月　　ニーズ調査

平成３１年度　　４月～１２月　計画審議

１月～　２月　パブリックコメント

３月　計画決定

（２）子ども・子育て支援新制度

ア　審議会の設置・運営（子ども政策課）

平成２４年８月、認定こども園制度の改善、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設を行い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援法」等が成立・公布された。

同法においては、子ども・子育て支援施策の推進や保育所等の利用定員の設定等に関する意見聴取のため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めることとされたため、平成２５年４月に「熊本市子ども・子育て会議」を設置するとともに、平成２９年４月からは、「熊本市子ども・子育て会議」の機能を「熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に統合し、熊本市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る審議及び進捗状況の確認を行っている。

○組織

委員は、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等１０人で構成（委員の任期は３年）

○審議事項

子ども・子育て支援法第７７条第１項に規定する事項（熊本市子ども・子育て支援事業計画の策定や内容の見直し、保育所等の施設の定員設定のあり方等）に関する調査・審議

イ　熊本市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第６１条において、市町村は、国の定める基本指針に即して５年を１期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとされた。

このため、平成２７年３月、子ども・子育て支援サービスに関する「量の見込み」（需要）や「確保の内容」（供給）を定めた熊本市子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、令和２年３月には、熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）を策定した。

（３）子どもの未来応援（旧エンゼル）基金　※平成３１年（2019 年）４月、名称変更

〈目的・事業内容〉

次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つ環境づくりを目的とする。

子育て支援活動や就学前児童の健全育成活動等を行っている団体や個人に対して活動助成を行う。平成３１年（2019 年）からは、新たに、子ども食堂への支援を拡充した。

〈実　　績〉

平成６年度、基金創設（基金額３億円）。

令和２年３月末の基金現在高　　３５８，２３９千円

基金の運用益による助成は平成７年度から実施。

項目＼年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
助成件数	20	20	23	38	28
助成金額（千円）	1,095	1,393	1,702	2,846	2,248

（４）子育て支援事業

ア　子育て短期支援事業（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

保護者が疾病や仕事等の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合又は、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等において、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る制度。

①ショートステイ事業

〈事業内容〉

保護者が疾病や仕事等の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合又は、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等において、養育・保護する制度。利用期間は原則７日以内。

〈実　　績〉

年度 項目	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
利用者数（実人員）	83	91	124	93	70
延べ利用日数	601	734	1138	543	655

②トワイライトステイ事業

〈事業内容〉

保護者が、仕事等の理由によって平日の帰宅が夜間になる場合や休日に不在の場合に、その児童を児童福祉施設で預かる制度。

〈実　　績〉

年度 項目	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
利用者数（実人員）	19	16	29	19	5
延べ利用日数	32	41	60	35	10

イ　病児・病後児保育事業（子ども支援課）

〈目的・事業内容〉

熊本市及び近隣連携自治体在住（宇城市・合志市・菊池市・菊陽町・西原村・嘉島町・玉東町・高森町・大津町）の小学校６年生までの病気で入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない児童、又は病気の回復期で集団生活が困難な児童を専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童福祉の向上を図る。

病児保育施設にて、一時的に預かる制度。利用期間は原則７日以内。

〈実　　績〉

年度 項目	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
実施施設数	8	8	8	8	8
延べ利用者数	6,177	6,561	5,653	5,336	2,174

ウ　産後ホームヘルプサービス事業（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

出産後の体調不良等や多胎出産で、家事や育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

〈実　　績〉

年度 項目	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
利用者数（実人員）	103	108	98	107	75
延べ利用回数	996	1,083	1,005	836	609

エ　ファミリー･サポート･センター＜熊本＞事業（子ども支援課）

〈目的・事業内容〉

ファミリー･サポート・センター＜熊本＞は、子どもを預けたい方（依頼会員）と預かりたい方（協力会員）とで作られる会員組織で、仕事と子育ての両立を支援する地域における子育ての相互援助活動で、子どもを持つすべての親が安心して子育てのできる環境づくりを図る。

〈実　　績〉

年　度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
会員数（人）	3,105	3,115	3,184	3,239	3,170
活動件数（件）	4,704 （うち病児62件）	4,173 （うち病児35件）	2,738 （うち病児22件）	2,317 （うち病児47件）	2,441 （うち病児0件）

オ　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

生後４か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぐとともに健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とする。

平成２２年１月より、これまでの訪問支援（直営・委託）に加え、赤ちゃん訪問支援員（民生委員等）による訪問を開始し、「こんにちは赤ちゃん事業」として実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から地域支援員による訪問を中止している。

〈実　　績〉

年度	対象件数	訪問件数				訪問率
		地域支援員(民生委員)	育児支援(直営)	育児支援(委託)	合計	
H27	7,062	2,672	1,638	2,153	6,463	91.5
H28	6,775	2,663	1,584	1,961	6,208	91.6
H29	6,837	2,719	1,530	1,906	6,155	90.0
H30	6,660	2,657	1,612	1,897	6,166	92.6
H31(R1)	6,236	2,219	1,903	1,579	5,701	91.4
R2	6,153	0	4,368	1,321	5,689	92.4

※訪問件数について、生後４か月未満になるまでに訪問を行った件数

（５）乳幼児ママ･パパ教室事業（子ども支援課）

乳幼児を持つ保護者に、子どもの心身の成長、しつけ、親子のふれあい等についての学習機会を提供するため「出前講座」を実施し、子どもの健全な育成を図るとともに子育て支援情報を提供するものである。

（平成２７年度実績）　２３２回　講師派遣
（平成２８年度実績）　１９６回　講師派遣
（平成２９年度実績）　２０１回　講師派遣
（平成３０年度実績）　２００回　講師派遣
（令和 元 年度実績）　１７６回　講師派遣
（令和 ２ 年度実績）　３５回　講師派遣

また、平成２７年度より紙媒体でのマップ配布に代えてウェブサイト上で情報提供を行うこととし、平成２８年３月に新たに開設した「熊本市　結婚・子育て応援サイト」内の「親子にやさしいお出かけマップ」に子育て支援施設を掲載し、情報提供を行っている。

（平成２７年度より）　紙媒体（マップ）→ウェブサイト上にて情報提供
ウェブサイト掲載場所
「熊本市　結婚・子育て応援サイト」内
「親子にやさしいお出かけマップ」

（６）地域子育て支援拠点事業（子ども支援課）

ア　地域子育て支援センター事業

〈目的・事業内容〉

地域全体で子育てを支援することを目的とし、地域における子育て支援の中心的施設として、その支援に関する情報提供や交流の場の提供を行う。子育て家庭の育児不安等についての相談・指導及び子育てサークル等の活動を支援する。

〈実　　績〉

年　度	設置箇所数		延べ利用者数
	公立	私立	
H28	10	10	96,354
H29	10	10	80,625
H30	10	10	78,466
H31（R1）	10	9	63,335
R2	10	9	28,034

イ　街なか子育てひろば事業

〈目的・事業内容〉

子育て中の親子が気軽につどい、相談や交流ができる場として、公共交通機関でのアクセス性が高い中心市街地の熊本市現代美術館内に、土日祝日も利用できる地域子育て支援拠点施設を設置することにより、利便性の向上を図る。

〈実　　績〉

年　度	延べ利用者数	備考
H28	26,880	
H29	20,661	
H30	15,644	
H31（R1）	19,186	
R2	5,611	

ウ　夢もやい館内「つどいの広場」、植木健康福祉センターかがやき館内「つどいの広場」　…別掲

（７）子ども医療費助成(子ども支援課)

対象年齢　0歳～中学3年生までの児童（所得制限なし）

※平成30年12月以降、自己負担額の見直し。

助成内容　保険診療による医療費（薬剤費含む）の一部負担金を助成。

ただし、3歳～小学6年生までの医科外来、調剤、5歳児～小学6年生までの歯科外来については、一医療機関につき700円／月、中学1年生～中学3年生までの医科外来、歯科外来、調剤については、一医療機関につき1200円／月までは自己負担。

※平成30年12月以降、小学4年生～小学6年生までの医科外来、歯科外来、調剤の自己負担は、700円とした。

実施状況　件　数　１，０７５，３２８ 件（平成２９年度）
１，１１３，４１８ 件（平成３０年度）
１，１７１，１００件（平成３１年度）
９２５，３２０件（令和２年度）

助成額　１，７０８，５３４千円（平成２９年度）
１，８４８，１８１千円（平成３０年度）
１，９６４，６２６千円（平成３１年度）
１，６４１，６４８千円（令和２年度）

（８）不妊治療費助成事業（子ども政策課）

ア　特定不妊治療費助成事業

〈目的・事業内容〉

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については１回の治療費が高額であり、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成する。（平成１６年度開始）

・１回３０万円または１０万円まで。

・妻の年齢による。通算助成制限あり。

・男性不妊治療費が１回につき１５万円まで。（条件により、初回治療のみ３０万円まで）

〈実　　績〉

年度	助成件数	助成額（千円）
H28	719	120,826
H29	834	140,423
H30	873	149,129
H31(R1)	877	142,598
R2	960	173,264

イ　一般不妊治療費助成事業

〈目的・事業内容〉

不妊治療のうち、人工授精については１回の治療費が高額であり、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成する。（令和元年度 10 月開始）

・１組の夫婦につき、累計５万円まで。

・妻の年齢による。助成限度額に達するまで助成申請可能。

〈実　　績〉

年度	助成件数	助成額（千円）
H31(R1)	74	2,915
R2	352	14,672

（９）児童手当給付事業（子ども支援課）

〈内　　容〉

中学校修了前の子どもを監護し、かつ生計を同じくするか、生計を維持する養育者に対して児童手当を支給する。

０歳～３歳未満、３歳～小学校修了前（第３子以降）　　月額１５，０００円

３歳～小学校修了前（第１子、第２子）、中学生　　月額１０，０００円

（１０）母子医療給付状況（子ども政策課）

区分 ＼ 年度		H28	H29	H30	H31(R1)	R2
養育医療給付事業	実　人　員	377	405	506	445	483
	延　日　数	12,202	12,485	14,902	14,236	14,695
自立支援医療（育成医療）事業	実　人　員	295	345	296	269	247
	延　日　数	4,473	3,975	3,778	3,268	3,911
小児慢性特定疾病医療支援事業	実　人　員	766	845	899	934	995
	延　日　数	27,067	29,346	30,413	31,413	31,835
療育医療給付事業	実　人　員	0	0	0	0	0
	延　日　数	0	0	0	0	0
特定不妊治療費助成事業	助成件数	719	834	873	877	960
一般不妊治療費助成事業	助成件数	－	－	－	74	352

（１１）母子健康診査及び子育て相談指導事業（子ども政策課）

母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性並びに乳幼児、児童の健康の保持・増進を図るため、保健指導や各種健康診査などを実施している。なお、妊娠中の健康管理の充実及び経済的な負担軽減を図るため、平成21年度より妊婦健康診査の公費負担回数を５回から１４回へ拡大した。

ア　保健指導状況

（単位　人）

区分＼年度		H28	H29	H30	H31(R1)	R2
妊娠の届出受理数		6,965	7,146	6,661	6,459	6,469
保健指導（健康相談）	妊　　婦	7,701	8,161	7,612	7,387	7,372
	産　　婦	658	555	784	633	442
	乳　　児	5,225	5,992	6,206	4,804	754
	幼　　児	7,319	8,028	8,462	7,490	4,117
	思　春　期	128	224	466	171	90
	そ　の　他	1,249	830	1,044	874	507
健康教育	思　春　期	4,372	3,889	3,951	3,606	1,078
	両（母）親学級	631	95	118	88	0
	育児学級（乳児期）	9,376	7,441	6,810	4,954	149
	育児学級（幼児期）	9,021	7,149	8,712	6,575	185
	そ　の　他	8,505	7,856	7,401	9,050	281
訪問指導	妊　　婦	166	184	217	196	165
	産　　婦	4,525	4,381	4,637	4,010	3,246
	新　生　児	275	301	256	241	182
	未　熟　児	432	418	305	232	143
	乳　　児	4,510	4,305	4,646	4,228	3,368
	幼　　児	1,800	1,858	1,781	1,834	1,111
	そ　の　他	795	747	803	643	394

イ　健康診査状況

（単位　人）

区分＼年度			H28	H29	H30	H31(R1)	R2
医療機関委託分	妊　婦	一　般	81,648	83,691	81,212	77,180	75,774
		精　密	1,845	1,491	1,772	1,775	1,860
		B型肝炎	6,864	7,093	6,624	6,371	6,408
		歯　科	1,205	1,291	1,225	1,179	1,576
	3か月児	一　般	6,646	6,594	6,631	6,255	6,043
	7か月児	一　般	6,637	6,365	6,515	6,295	5,961
各区保健子ども課	妊　　婦	歯　科	3,034	3,151	2,833	3,782	2,160
	3か月児	一　般	—	—	—	—	—
	7か月児	一　般	—	—	—	—	—
	1歳6か月児	一　般	6,841	6,631	6,712	6,101	6,913
		歯　科	6,837	6,629	6,705	6,100	6,908
		精　密	126	181	129	145	125
	3歳児	一　般	6,718	6,638	6,747	6,188	6,950
		歯　科	6,716	6,635	6,741	6,185	6,949
		精　密	1,110	1,314	896	950	1,523

（１２） 産前・産後母子支援事業

（目的・事業内容）

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦等（特定妊婦等）への支援を強化するため、平成 29 年 10 月から、社会福祉法人　熊本市社会福祉協会　熊本乳児院へ委託し、コーディネーターと看護師を配置している。予期せぬ妊娠・出産に関する 24 時間年中無休の相談窓口（匿名可）を設置するとともに、産科医療機関や関係機関への同行受診等のアウトリーチ、緊急的な住まいの場の提供及び看護師による専門的支援を実施し、安全な出産・養育、その後の自立に向けた支援を行っている。

＜実　績＞　※H29 年度は 10 月～

年度	相談件数（件）	住まいの場の提供（人）
H29	184	3
H30	562	4
H31(R1)	537	5
R2	421	2

（１３） 子ども・若者総合相談センター

〈目的・事業内容〉

平成２６年４月より、子ども・若者育成支援推進法第１３条に基づき、「子ども・若者総合相談センター」を開設。電話相談、その他メールや面接等により、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じ、情報の提供及び助言を行い緊急・困難なケースを関係機関と連携し早期支援に繋いでいる。

また、平成３１年（２０１９年）度より妊娠期から子育て期にわたる相談を受けている。

所　　在　　地　　中央区大江５丁目１番１号　ウェルパルくまもと２階

面　接　相　談　　平日　月～金曜日　午前８時３０分から午後５時１５分

電　話　相　談　　平日　月～金曜日　午前８時３０分から午後９時

メ ー ル 相 談　　２４時間受付（返信時間：平日　月～金曜日　午前８時３０分から午後５時１５分）

〈実　　績〉

① 総相談実件数　　（単位　件）

年　度	電話	面接	メール	FAX	合計
H28	6,307	120	440	0	6,867
H29	6,045	151	605	0	6,801
H30	6,760	159	514	0	7,433
H31(R1)	5,613	62	361	0	6,036
R2	6,382	16	350	0	6,748

総相談実件数は 6,748 件、平成 31(令和 1)年度より 712 増加。

内、閉庁時（17 時 15 分以降）の相談件数は、4,856 件で全体の約 72%。

② 相談対象者別の実件数　　（単位　件）

年　度	乳幼児	小学生	中学生	高校生	その他の10 代	20 歳以上	不明	合計
H28	388	609	614	557	499	2,700	1,500	6,867
H29	437	685	622	561	622	2.609	1,265	6,801
H30	420	629	545	472	447	3,669	1,251	7,433
H31(R1)	364	589	419	457	256	2,377	1,574	6,036
R2	327	649	454	344	218	3,598	1,158	6,748

③ 主たる相談内容実件数　（単位　件）

年度	学校・先生	家族内・保護者	職場との関係	その他の関係（学校・家庭・職場以外）	健康問題・発育発達・障がい	育成（関わり・問題行動）	将来不安・生活上の問題	性・異性	妊娠・出産	養護	児相への連絡	問合せなど	合計
H31(R1)	300	536	382	313	746	321	781	184	17	252	1,519	685	6,036
R2	194	482	386	340	1,039	285	1,687	115	6	39	1,731	444	6,748

※平成３１年度（令和１年度）から相談分類の見直しを行った。

（１４）要保護児童対策（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等に対する適切な支援を行うため、平成１８年６月児童福祉法に基づく「熊本市要保護児童対策地域協議会」を設置（令和３年度（2021年度）当初における構成機関：５０機関）した。平成２４年度に政令市移行とともに、各区に児童虐待専任の職員を配置し、地域の身近な相談・通告機関として、母子保健と連携した、予防を含めた切れ目のない支援体制を図っている。

児童福祉法の改正により、「市町村子ども家庭総合支援拠点（以下、「支援拠点」という。）」を設置することが努力義務とされたことに基づき、令和２年度から、各区の上記機能を支援拠点と位置づけた。

相談機能の充実、児童虐待対応機能の強化、育児不安を抱える家庭への支援強化に努めているほか、夜間や休日など各相談機関の閉庁時間に子どもに関するあらゆる電話相談へ対応する体制を整備するとともに、児童虐待防止に関する広報・啓発を行う「オレンジリボンキャンペーン」等の取り組みを行っている。

また、令和３年４月に熊本市児童家庭支援センターを開設し、児童相談所や各区保健子ども課等と連携することにより、地域の児童・家庭からの相談に応じる体制を強化した。

〈実　　績〉

年　度	児童虐待相談受付件数（件）	実務者会議（児童虐待防止連絡会議）開催回数（回）	オレンジリボンサポーター（人）
H28	204	4	222
H29	230	5	567
H30	295	5	570
H31(R1)	331	5	254
R2	384	5	750

（１５）児童相談所

設　　置　　平成２２年４月１日

所　在　地　　中央区大江５丁目１番５０号　熊本市こどもセンター「あいぱる　くまもと」３Ｆ

目　　的　　子どもたちの健やかな育ちを応援するために、相談内容によって児童福祉司や児童心理司、医師などの専門スタッフが問題の解決に向けて一緒に考え、必要な支援を行う。

事　業　内　容

・児童に関する専門的な知識及び技術を要する相談
・児童等に対する調査、社会診断、心理診断及び医学診断並びに指導
・児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・里親等への措置
・里親の登録、支援
・児童措置費負担金の認定
・障害児入所給付費等の支給決定
・児童の療育手帳に係る判定
・児童の一時保護
・措置解除後の児童の自立支援等
・児童虐待の通告受付及び再発防止
・要保護児童対策における区役所及びその他関係機関との連携

児童相談対応件数　（単位　件）

相談種別		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
養護相談	児童虐待相談	570	703	908	1,114	1,360
	その他の養護相談	493	471	406	475	414
障害等相談		668	644	683	684	608
非行相談		111	71	77	80	65
育成相談	性格行動相談	282	156	158	158	164
	不登校相談	63	52	44	46	29
	適性相談	1	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	17	51	18	8	6
その他の相談		79	124	99	60	69
計		2,284	2,272	2,393	2,625	2,715

（１６）ひとり親家庭支援事業

ア　母子・父子自立支援員の設置

母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭の自立のための相談指導及び母子父子寡婦福祉資金貸付事業等に関する業務を行っている。

イ　ひとり親家庭等医療費助成

対　　象　　者　　市に住所を有する母子家庭の母と児童及び父子家庭の父と児童または父母のいない児童

所　得　制　限　　児童扶養手当の所得制限に準じる

実　施　状　況　　件　数（世帯数）　　５６，３７５件

　　経　費　　２４６，２１５千円　（令和２年度（２０２０年度））

ウ　児童扶養手当

児童扶養手当受給世帯数

（令3.3.31現在）

	離婚世帯	死別世帯	未婚世帯	障がい世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世　帯	5,737	43	953	31	11	260	7,035

エ　母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の知識及び技能の習得を容易にするため、給付事業（母子家庭等自立支援教育訓練給付・母子家庭等高等職業訓練促進給付）を行っている。

（令和２年度（２０２０年度）実績）

母子家庭等自立支援教育訓練給付　　４人

母子家庭等高等職業訓練促進給付　　６６人

オ　母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭及び寡婦の方の自立と生活の安定を図るため、生活・住宅・養育・教育や身の上等の家庭一般相談、介護・医療相談、法律相談や就業等の各種相談に応じる。また、就業に必要な技能習得講座、教養講座等を開催し、講演会やレクリエーションを企画・開催する。

（令和２年度（２０２０年度）実績）　利用者数　２，９９８人　委託料　２１，０１７千円

（１７）母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子父子寡婦福祉資金特別会計を設置し、母子家庭等の経済的自立を促進するため、各種資金の貸付事務を行っている。

（令和２年度（２０２０年度）実績）　２１５件　１１７，４３２千円

（１８）施　　設

ア　助産施設（子ども政策課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定員（床）
熊本市民病院	熊　本　市	髙田　明	東区東町4丁目1番60号	平18．1	10
慈　恵　病　院	医療法人聖粒会	蓮田　健	西区島崎6丁目1番27号	平18．4	2
熊本赤十字病院	日本赤十字社	平田　稔彦	東区長嶺南2丁目1番1号	〃	1
福　田　病　院	社会医療法人愛育会	福田　稠	中央区新町2丁目2番6号	〃	2

イ　母子生活支援施設（子ども政策課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	認可年月	定員（世帯）
はばたきホーム	社会福祉法人	嶋村　聖子	昭23.10	20
きらきら星レジデンス	〃	奥村　朝子	平24．4	25

ウ　乳児院（子ども政策課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　在　地	認可年月	定員
熊　本　乳　児　院	社会福祉法人	甲斐　國英	中央区九品寺6丁目8番3号	昭22.12	30
慈愛園乳児ホーム	〃	潮谷　佳男	中央区神水1丁目14番1号	昭25．4	15

エ　児童養護施設（子ども政策課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　在　地	認可年月	定員
慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	林田　博文	中央区神水1丁目14番1号	昭27．4	62
菊　水　学　園	〃	松本　孝一郎	中央区渡鹿5丁目9番12号	昭25.10	56
藤崎台童園	〃	北村　直登	中央区古京町3番5号	昭24．3	50
龍　山　学　苑	〃	上村　宏渕	北区龍田6丁目3番60号	昭23.10	51

オ　福祉型障害児入所施設　（障がい保健福祉課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　在　地	認可年月	定員
愛　育　学　園	社会福祉法人	福山　大介	北区清水新地1丁目3番1号	昭38.12	60
大　江　学　園	〃	塘林　敬規	東区渡鹿8丁目16番46号	昭40．6	60
熊本ライトハウス	〃	内田　稔光	東区新生1丁目23番11号	昭28．7	20（盲児・ろうあ児）

カ　児童発達支援センター（障がい保健福祉課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　在　地	許可年月	定員
熊本県ひばり園	社会福祉法人	木村　由美	東区長嶺南2丁目3番2号	昭56．4	28
済生会なでしこ園	〃	勝本　映美	南区白藤3丁目2番71号	平16．4	30
三　気　の　家	〃	田之上あかね	北区室園町20番40号	平 6．4	24

キ　医療型障害児入所施設（障がい保健福祉課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　在　地	許可年月	定員
くまもと江津湖 療育医療センター	社会福祉法人	木下　裕俊	東区画図町大字重富 575番地	平6.10	116

ク　児童自立支援施設（子ども政策課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　在　地	許可年月	定員
清水が丘学園	熊本県	村上　善生	北区打越町38番1号	明42．4	50

ケ　婦人相談所（保護管理援護課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　在　地	許可年月	定員 （世帯）
熊本県女性相談センター	熊本県	坂本　公一	東区長嶺南2丁目3番3号	昭32．8	―

（１９）児童館

児童館は、自由な遊びの中の集団的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図っている。また、子育て家庭を支援するため、子育て情報や情報交換の場の提供を行っている。現在、西原公園、託麻、東部、秋津、西部、花園、幸田、南部、龍田、清水、城南児童館の１１児童館と民間の桜ヶ丘児童館がある。

名　　称	ア　西原公園児童館	イ　城南児童館
所　在　地	中央区九品寺4丁目24番4号	南区城南町舞原451番地9
開設年月日	昭和53年8月1日	平成26年3月1日
管理運営	熊本市	指定管理者

※託麻、東部、秋津、西部、花園、幸田、南部、龍田、清水の各児童館の施設概要については、複合施設のため、まちづくりセンターの項に一括記載

（２０）子ども文化会館

管　理　運　営　　子ども支援課

所　　在　　地　　中央区新町１丁目３番１１号

施 設 の 概 要　　地下１階　　駐車場（４台）、駐輪場（９０台）、警備室等

地上１階　　エントランスホール、情報提供コーナー、事務室、養護室

２階　　やすらぎの部屋（４室）、会議室（２室）、相談コーナー（３室）等

３階　　創作室、プレイルーム、パソコンルーム、談話コーナー、授乳室

４階　　多目的ホール（２２８席）、わんぱく広場

５階　　多目的ホール上層部

開　館　時　間　　午前９時～午後５時

（ただし、ホール・会議室は有料での利用は午後８時３０分まで）

※空調等の大規模改修工事中のため、令和３年３月２２日より休館。

主な特別事業例　　（令和2年度）

特別事業名	内　　容
ジャンボこいのぼりづくり	来館者の描いたうろこを巨大こいのぼりに貼り、エントランスに飾る
中学生の乳幼児ふれあい体験事業	命の大切さや子育ての大変さを感じるため、中学生が絵本の読み聞かせや遊びを通して乳幼児とふれあう
節分豆まき	子どもボランティアの劇や、みんなで豆まきを楽しむなど、異年齢の交流の場（機会）を提供
僕の夢、私の夢体験事業	３つの小学校の児童が、一年間をかけてそれぞれの「夢」の実現に向けて活動し、達成までの過程や成果を発表
こどぶん誕生祭	当館の設立日を記念して春休み期間中に実施するイベント（親子ふれあい活動、ふれあいコンサートなど）

利用状況（延べ利用者数）　　（単位　人）

年度 区分	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
子ども	146,745	187,705	198,244	162,938	19,209
大人	105,826	135,549	143,254	122,864	15,380
合計	252,571	323,254	341,498	285,802	34,589

（２１）公立保育所管理運営及び私立保育所等運営支援事業

「子ども・子育て支援新制度」の施行により、幼保連携型・幼稚園型認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を実施。

また、子どもの年齢や家庭の状況に応じ３つの区分（１号認定（教育標準時間）、２号、３号認定（保育標準・短時間））に分けて支給認定及び利用調整を行う。

ア　幼稚園及び認定こども園入所状況（１号認定）（市外委託分除く）

（令和3.4.1現在）

区　分	施設数	定　員	年　齢　別　入　所　児　童　数						
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
公立（幼稚園のみ）	6	786				82	90	99	271
私立（幼稚園,幼保連携型・幼稚園型認定こども園）	100	6,105				1,467	1,471	1,646	4,584
計	106	6,891				1,549	1,561	1,745	4,855

イ　保育所等入所状況（２号、３号認定）（市外委託分除く）

（令和3.4.1現在）

年度	公　私　立　別	定　　員	入所児童数	入所率（%）	待機児童数
H29	公　　立	1,805	1,815	100.5	0
	私　　立	18,161	18,515	101.9	0
	計	19,966	20,330	101.8	0
H30	公　　立	1,805	1,764	97.7	0
	私　　立	18,656	19,012	101.9	0
	計	20,461	20,776	101.5	0
H31(R1)	公　　立	1,805	1,765	97.7	0
	私　　立	18,881	19,595	103.7	6
	計	20,686	21,360	103.2	6
R2	公　　立	1,805	1,689	93.6	0
	私　　立	19,198	19,766	103.0	0
	計	21,003	21,455	102.2	0
R3	公　　立	1,805	1,634	90.5	0
	私　　立	19,313	19,634	101.6	0
	計	21,118	21,268	100.7	0

※入所率（%）＝入所児童数÷定員×100　　※受託児童を含む　　※事業所内保育の従業員枠を除く

ウ　年齢別保育所等入所状況（２号、３号認定）（市外委託分除く）

（令和3.4.1現在）

区　分	保育所等数	定　員	年　齢　別　入　所　児　童　数					
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
公　立	19	1,805	80	218	287	324	362	363
私　立	247	19,313	1,311	3,410	3,800	3,647	3,690	3,776
計	266	21,118	1,391	3,628	4,087	3,971	4,052	4,139

※受託児童を含む　　※事業所内保育の従業員枠を除く

エ　公立私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立幼稚園（施設型給付）

公　立　保　育　園

（令和3.4.1現在）

施　設　名	2･3号定員	職員数 保育士	職員数 その他	職員数 計	所　在　地	施　設　名	2･3号定員	職員数 保育士	職員数 その他	職員数 計	所　在　地
1 城東保育園	130	18	3	21	中央区九品寺1丁目13-20	12 幸田保育園	90	9	1	10	南区良町2丁目5-1
2 白山　〃	90	9	3	12	中央区白山2丁目12-3	13 麻生田〃	100	13	1	14	北区麻生田4丁目10-23
3 本荘　〃	130	14	2	16	中央区本荘6丁目16-24	14 菱形　〃	80	8	2	10	北区植木町上古閑62-2
4 横手　〃	100	12	2	14	中央区横手2丁目1-11	15 山本　〃	70	8	2	10	北区植木町清水1067-3
5 京塚　〃	110	11	2	13	東区尾ノ上3丁目13-26	16 田底　〃	90	8	2	10	北区植木町正清508
6 健軍　〃	110	11	2	13	東区健軍2丁目12-17	17 豊田　〃	120	11	1	12	北区植木町豊田565
7 京町台〃	100	11	2	13	西区池田1丁目2-1	18 清水　〃	90	9	2	11	北区清水本町13-7
8 池上　〃	90	10	2	12	西区池上町1226-1	19 西里　〃	110	10	1	11	北区硯川町1133
9 中島　〃	45	9	1	10	西区沖新町675						
10 小島　〃	60	8	2	10	西区小島7丁目6-7	計　19カ所	1,805	199	35	234	
11 春日　〃	90	10	2	12	西区春日3丁目11-1						

私立保育園

（令3.4.1現在）

	施　設　名	2･3号定員	所　在　地		施　設　名	2･3号定員	所　在　地
1	出水南保育園	90	中央区出水6丁目15-21	43	若葉幼愛園	70	西区上代1丁目11-2
2	ひかり幼児園	110	中央区大江2丁目3-2	44	たちばな保育園	75	西区河内町河内2192
3	黒髪乳児保育園	60	中央区黒髪2丁目36-33	45	河内からたち保育園	40	西区河内町河内2946
4	黒髪幼愛園	200	中央区黒髪2丁目9-20	46	白羊保育園	90	西区島崎3丁目20-34
5	つぼみ保育園	150	中央区国府本町12-73	47	美心幼愛園	70	西区中島町560
6	友愛会保育園	90	中央区壺川2丁目1-57	48	松尾保育園	70	西区西松尾町4971
7	ひまわり保育園	60	中央区新大江1丁目7-39	49	すぎのこ保育園	90	西区二本木4丁目22-25
8	愛光幼児園	90	中央区新大江2丁目10-25	50	つくし保育園	70	西区花園5丁目2-11
9	熊本夜間保育園	45	中央区新市街13-19	51	螢光保育園	60	西区花園6丁目8-34
10	マリア幼愛園	90	中央区水前寺4丁目31-56	52	上ノ郷保育園	110	南区荒尾1丁目17-15
11	水前寺保育園	80	中央区水前寺公園20-5	53	明星保育園	110	南区出仲間2丁目1-20
12	天使の園保育園	60	中央区渡鹿1丁目17-52	54	海路口保育園	60	南区海路口町617
13	藤崎台保育園	60	中央区古京町3-5	55	奥古閑保育園	45	南区奥古閑町1562-2
14	双葉保育園	90	中央区本荘2丁目3-15	56	川口保育園	60	南区川口町1099-2
15	みのり保育園	60	中央区本荘3丁目6-19	57	なかよし保育園	100	南区幸田2丁目1-80
16	大光保育園	110	東区画図町所島755-3	58	熊本藤富保育園	80	南区護藤町973
17	Ai保育園尾ノ上	120	東区尾ノ上1丁目8-24	59	日吉保育園	120	南区十禅寺2丁目9-1
18	やまびこ保育園	40	東区尾ノ上2丁目25-18	60	和光保育園	150	南区城南町隈庄736
19	小山保育園	150	東区小山2丁目24-20	61	城南慈光保育園	60	南区城南町坂野2090-1
20	供合保育園	130	東区上南部3丁目18-52	62	城南ふたば保育園	70	南区城南町丹生宮667
21	ぎんなん保育園	90	東区京塚本町65-31	63	舞原保育園	120	南区城南町舞原291-7
22	幼育学園幼光園	90	東区健軍3丁目34-17	64	くすのき保育園	130	南区城南町六田475-2
23	せきれい保育園	90	東区健軍5丁目1-11	65	城南こばと保育園	60	南区城南町鰐瀬223
24	熊本日の出保育園	120	東区桜木3丁目15-5	66	飽田東保育園	90	南区砂原町25
25	愛育保育園	60	東区桜木6丁目2-26	67	銭塘保育園	80	南区銭塘町976-2
26	画図保育園	90	東区下江津2丁目2-1	68	旭保育園	180	南区近見6丁目11-11
27	帯山保育園	120	東区月出2丁目4-27	69	雁回まこと保育園	130	南区富合町木原1410-1
28	月出保育園	90	東区月出6丁目3-5	70	リリー保育園	45	南区並建町839-1
29	ひむき保育園	130	東区戸島7丁目9-48	71	畠口みのり保育園	70	南区畠口町2137-2
30	広福保育園	120	東区長嶺東5丁目23-25	72	中緑保育園	50	南区美登里町454
31	木の実保育園	90	東区西原2丁目20-14	73	リズム幼育園	150	南区御幸笛田3丁目12-1
32	光輪保育園	90	東区沼山津4丁目8-29	74	大和保育園	60	北区植木町大和37-6
33	こまどり保育園	120	東区八反田2丁目21-17	75	田原児童園	80	北区植木町富応1167
34	さくらぎ保育園	90	東区花立3丁目30-1	76	和幸保育園	60	北区植木町平野323-2
35	さくらんぼ保育園	130	東区広木町29-35	77	梶尾保育園	120	北区梶尾町288番地1
36	聖母幼愛園	90	東区南町13-3	78	むつみ保育園	120	北区楠1丁目15-16
37	のぞみ保育園	90	東区若葉2丁目12-1	79	きらら保育園	150	北区清水新地2丁目8-1
38	カトレア保育園	90	東区若葉6丁目13-52	80	はけみや保育園	90	北区高平3丁目35-28
39	熊本すみれ保育園	90	西区池亀町20-41	81	さつきヶ丘保育園	100	北区龍田1丁目4-30
40	報徳保育園	90	西区池田2丁目49-15	82	北部中央保育園	120	北区西梶尾町535-3
41	有明保育園	50	西区小島下町4223	83	にれのき保育園	70	北区楡木5丁目30-20
42	KASUGAよんちょうめ保育園	70	西区春日4丁目30-11	84	あゆみ保育園	105	北区武蔵ヶ丘1丁目4-32
					計84カ所	7,755	
					公私立計103カ所	9,560	

認定こども園

（令3.4.1現在）

施　設　名	類型	1号定員	2・3号定員	合計定員	所在地
1　幼保連携型認定こども園出水みなみこども園	幼保連携型	15	90	105	中央区出水8丁目43-5
2　大江こども園	幼保連携型	15	90	105	中央区大江2丁目1-18
3　幼保連携型認定こども園九州学院みどり幼稚園	幼保連携型	50	66	116	中央区大江5丁目3-36
4　認定こども園帯山幼稚園	幼稚園型	150	120	270	中央区帯山4-42-16
5　認定こども園帯山のぎくこども園	幼保連携型	8	90	98	中央区帯山4丁目55－17
6　認定こども園東海大学付属かもめ幼稚園	幼保連携型	290	80	370	中央区帯山7丁目13-41
7　認定こども園ルーテル学院幼稚園	幼保連携型	95	85	180	中央区黒髪3丁目12-16
8　認定こども園神水幼稚園	幼保連携型	100	110	210	中央区神水1丁目14-1
9　きよめこども園	幼保連携型	15	105	120	中央区国府2丁目6-24
10　出水幼稚園	幼稚園型	150	40	190	中央区国府2-10-39
11　幼保連携型認定こども園シオン	幼保連携型	10	120	130	中央区新町4丁目7-35
12　認定こども園九州音楽幼稚園	幼稚園型	100	60	160	中央区水前寺公園23－21
13　第一幼稚園	幼保連携型	120	90	210	中央区坪井4丁目20-22
14　寺原保育園	幼保連携型	15	80	95	中央区坪井5丁目13-6
15　幼保連携型認定こども園くほんじこども園	幼保連携型	15	160	175	中央区八王寺町51-35
16　幼保連携型認定こども園千草保育園	幼保連携型	15	120	135	中央区平成3丁目2－12
17　幼保連携型認定こども園かっぱこどもえん	幼保連携型	15	190	205	中央区保田窪1丁目2-101
18　幼稚園型認定こども園ときわ幼稚園	幼稚園型	200	60	260	中央区本荘町683番地２
19　鳳鳴こども園	幼保連携型	15	90	105	中央区世安町393-2
20　幼保連携型認定こども園第二桜ヶ丘こども園	幼保連携型	15	120	135	中央区世安町567-3
21　木の葉こども園	幼保連携型	15	160	175	東区石原2丁目5-31
22　なぎさこども園	幼保連携型	15	120	135	東区江津1丁目7-25
23　幼保連携型認定こども園えのみこども園	幼保連携型	15	120	135	東区榎町3-10
24　認定こども園九州音楽京塚幼稚園	幼稚園型	180	69	249	東区尾ノ上1丁目47－9
25　幼保連携型認定こども園よつば保育園	幼保連携型	15	120	135	東区小山5丁目27-40
26　幼保連携型認定こども園ことうだいに	幼保連携型	45	60	105	東区健軍3丁目36-14
27　幼保連携型認定こども園ことう	幼保連携型	45	60	105	東区湖東1丁目12-26
28　やまばとこども園	幼保連携型	15	100	115	東区御領2丁目12-20
29　幼保連携型認定こども園ふわわ	幼保連携型	15	130	145	東区桜木1丁目11-21
30　認定こども園エンゼル保育園	幼保連携型	15	120	135	東区佐土原1丁目22-20
31　おぜきこども園	幼保連携型	10	90	100	東区下南部2丁目2-123
32　幼保連携型認定こども園わらべ	幼保連携型	15	160	175	東区新南部2丁目2-50
33　幼保連携型認定こども園にしばる	幼保連携型	60	160	220	東区新南部3丁目3-51
34　認定こども園めぐみ幼稚園	幼保連携型	110	130	240	東区水源2丁目2-1
35　幼保連携型認定こども園二岡保育園	幼保連携型	10	150	160	東区戸島3丁目11-62
36　やまなみ	幼保連携型	15	240	255	東区戸島西2丁目3－50
37　幼保連携型認定こども園くるみ幼稚園	幼保連携型	150	135	285	東区渡鹿8丁目1-18
38　幼保連携型認定こども園ながみねこども園	幼保連携型	15	120	135	東区長嶺東5丁目1－17
39　つばめこども園	幼保連携型	15	180	195	東区長嶺南7丁目7-15

施　設　名	類型	1号定員	2・3号定員	合計定員	所在地
40　幼保連携型認定こども園とうぶ	幼保連携型	90	69	159	東区花立5丁目4-93
41　聖母幼稚園	幼保連携型	130	110	240	東区南町13-7
42　幼保連携型認定こども園ひばり	幼保連携型	10	120	130	東区山ノ内1丁目1-87
43　幼保連携型認定こども園誠櫻幼愛園	幼保連携型	15	120	135	西区春日6丁目22-1
44　幼保連携型認定こども園城山保育園	幼保連携型	15	180	195	西区上代6丁目9-1
45　芳野保育園	幼保連携型	15	90	105	西区河内町岳880
46　城山幼稚園	幼保連携型	60	90	150	西区城山大塘1丁目21-1
47　幼保連携型認定こども園城高保育園	幼保連携型	15	90	105	西区城山大塘2丁目1-24
48　幼保連携型認定こども園こずえ保育園	幼保連携型	15	170	185	西区新土河原1丁目7-20
49　幼保連携型認定こども園亀の子幼稚園	幼保連携型	120	45	165	西区谷尾崎町415
50　かおるこども園	幼保連携型	15	90	105	西区中島町2056-2
51　幼保連携型認定こども園西部音楽幼稚園	幼保連携型	150	60	210	西区中原町686
52　古町幼稚園	幼稚園型	15	82	97	西区二本木4丁目4-13
53　幼保連携型認定こども園本妙寺こども園	幼保連携型	15	115	130	西区花園4丁目3-23
54　出仲間こども園	幼保連携型	15	170	185	南区出仲間3丁目1-11
55　ゆたか幼稚園	幼稚園型	60	94	154	南区今町161-1
56　仁愛幼育園	幼保連携型	15	275	290	南区薄場1丁目14-10
57　かわしりこども園	幼保連携型	9	90	99	南区川尻5丁目4-24
58　幼保連携型認定こども園力合さくら子ども園	幼保連携型	15	190	205	南区合志3丁目6-26
59　幼保連携型認定こども園小木こども園	幼保連携型	15	120	135	南区城南町塚原994-19
60　力合幼稚園	幼稚園型	156	10	166	南区白藤1丁目22番7号
61　済生会しらふじ子ども園	幼保連携型	15	160	175	南区白藤3丁目2-70
62　愛保育園	幼保連携型	15	90	105	南区近見3-13-30
63　幼保連携型認定こども園青いほしこども園	幼保連携型	15	90	105	南区近見7丁目12－33
64　幼保連携型認定こども園たから子ども園	幼保連携型	10	140	150	南区富合町小岩瀬686
65　認定こども園第一幼育園	幼保連携型	15	160	175	南区富合町新256-１
66　幼保連携型認定こども園モロナイ保育園	幼保連携型	15	120	135	南区八分字町618
67　そよかぜこども園	幼保連携型	9	130	139	南区南高江1丁目11-126
68　幼保連携型認定こども園こじか園	幼保連携型	15	90	105	南区南高江7丁目9-30
69　認定こども園わかくさ幼稚園	幼稚園型	95	40	135	南区南高江7-9-36
70　幼保連携型認定こども園恵水幼稚園	幼保連携型	165	165	330	南区御幸笛田３-13-12
71　幼保連携型認定こども園御幸こばと保育園	幼保連携型	15	120	135	南区御幸笛田7丁目15-30
72　田迎こども園	幼保連携型	15	90	105	南区良町1丁目22-1
73　山東こども園	幼保連携型	10	90	100	北区植木町有泉829
74　蓮の実こども園	幼保連携型	10	90	100	北区植木町滴水41-1
75　幼保連携型認定こども園桜ヶ丘こども園	幼保連携型	15	110	125	北区植木町滴水245-1
76　喜育こども園	幼保連携型	10	90	100	北区植木町一木43-2
77　植木中央幼稚園	幼稚園型	150	84	234	北区植木町舞尾544-２
78　清水ヶ丘こども園	幼保連携型	10	90	100	北区兎谷1丁目3-82
79　ほくぶ幼稚園	幼保連携型	75	126	201	北区鹿子木町356

施　設　名	類型	1号 定員	2・3号 定員	合計 定員	所在地
80　くすの実こども園	幼保連携型	10	120	130	北区楠4丁目3-15
81　幼保連携型認定こども園城北幼稚園	幼保連携型	240	140	380	北区清水新地2-8-2
82　第二幼稚園	幼保連携型	120	87	207	北区清水東町10-45
83　幼保連携型認定こども園まんごく保育園	幼保連携型	10	120	130	北区清水万石4丁目5-5
84　高平幼稚園	幼保連携型	125	70	195	北区高平2丁目20-32
85　たつだの森保育園	幼保連携型	8	132	140	北区龍田陳内３丁目38-50
86　幼保連携型認定こども園たつだ保育園	幼保連携型	15	145	160	北区龍田弓削2丁目7-100
87　幼保連携型認定こども園ひでみ保育園	幼保連携型	15	285	300	北区鶴羽田3丁目1-78
88　五丁こども園	幼保連携型	15	90	105	北区貢町66番地1
89　武蔵ヶ丘こども園	幼保連携型	15	150	165	北区武蔵ヶ丘5丁目15-8
90　こぐまこども園	幼保連携型	15	220	235	北区四方寄町39-1
私立計90カ所		4,415	10,404	14,819	

地域型保育事業所

（令3.4.1現在）

施　設　名	事業所種別	2･3号定員	所在地
1　つばさ保育園	小規模保育事業A型	19	中央区大江1-11-10
2　家庭的保育室　はぐくみ　こころ	家庭的保育事業	5	中央区帯山4丁目24-23
3　家庭的保育室　はぐくみ　めばえ	家庭的保育事業	5	中央区帯山4丁目27-14
4　わくわく家庭保育室　唐人町	家庭的保育事業	5	中央区上鍛冶屋町8-2 （湖東カレッジ唐人町校内）
5　からしま保育舎　ぴーかーぶー	小規模保育事業A型	19	中央区辛島町6-2 ペアレントビル2F
6　チャイルドアカデミーつぼみ	小規模保育事業A型	19	中央区京町2丁目8－6
7　立町・におうさん通り保育園	小規模保育事業A型	18	中央区坪井4-1-1
8　鶴屋保育園スマイリア	保育所型事業所内保育事業	40	中央区手取本町6-1
9　とろく保育園	小規模保育事業A型	18	中央区渡鹿5-7-6
10　とろく保育舎　ぴーかーぶー	小規模保育事業A型	18	中央区渡鹿7-8-53
11　あーす保育園　保田窪	小規模保育事業A型	19	中央区保田窪1丁目9-48 保田窪1丁目事務所101号室
12　保育所　きっず・ひろば	小規模保育事業A型	16	中央区本荘6-4-1
13　ムジカ保育園	小規模保育事業A型	19	中央区本荘6-7-18
14　世安・ひまわり保育園	小規模保育事業A型	19	中央区世安町361-2 エステージア世安1F-101
15　やまなみこども園　ころぼっくる	小規模保育事業A型	19	東区秋津2-6-41
16　えづこスマイルキッズ	小規模型事業所内保育事業A型	12	東区画図町重富568-2
17　ニチイキッズおのうえ保育園	小規模保育事業A型	19	東区尾ノ上3-6-2-102
18　夢ママ保育園	小規模保育事業A型	16	東区尾ノ上4-20-1-2
19　おやまひよこ保育園1号館	小規模保育事業A型	19	東区小山２丁目1-25
20　おやまひよこ保育園2号館	小規模保育事業A型	19	東区小山２丁目1-25
21　おやまひよこ保育園3号館	小規模保育事業A型	19	東区小山２丁目1-25
22　ぱんだ保育園	小規模保育事業A型	19	東区健軍3丁目50-20
23　ぐるんぱ保育園	小規模保育事業A型	19	東区湖東2-6-14
24　ことりの家保育園	小規模保育事業A型	19	東区御領2-14-46
25　おーさぁ保育園Coどぉーも	小規模保育事業A型	19	東区栄町2-15
26　桜木めばえ保育園	小規模保育事業A型	19	東区桜木5丁目9番-111
27　小規模保育所ふわにっこ	小規模保育事業A型	19	東区昭和町6-9
28　わらべっ子保育園	小規模保育事業A型	19	東区新南部3丁目7-76-2
29　成仁としま保育園	保育所型事業所内保育事業	35	東区戸島2-3-15
30　あすなろ	小規模保育事業A型	19	東区戸島西5丁目5-18
31　だい２あすなろ	小規模保育事業A型	19	東区戸島西5-5-27
32　第２さくら園	小規模保育事業A型	19	東区戸島西6-2-72
33　みらいとしま保育園	小規模保育事業A型	19	東区戸島本町8-8
34　保育室ちょうちょ　くるみの森	小規模型事業所内保育事業A型	19	東区渡鹿8丁目1-70
35　みんなの保育園　くれよん	小規模保育事業A型	19	東区長嶺西1-5-1
36　みんなの保育園ぱれっと	小規模保育事業A型	19	東区長嶺西1丁目5-1　シュロアモール長嶺ハ棟1F
37　長嶺かるがも保育園	小規模保育事業A型	19	東区長嶺西1丁目6-88 ザ・クレイン106
38　ながみね乳児保育園	小規模保育事業A型	19	東区長嶺東5丁目1-1

施　設　名	事業所種別	2･3号 定員	所在地
39　広福乳児園	小規模保育事業A型	19	東区長嶺東5-23-1
40　きらきら保育園	小規模保育事業A型	12	東区長嶺東6丁目8-34
41　つっぴー	小規模保育事業A型	19	東区長嶺南7丁目7-20
42　わくわく家庭保育室　八反田	家庭的保育事業	5	東区八反田2丁目1-75
43　いなほこどもの家	小規模保育事業A型	11	東区八反田2丁目17-24
44　秋津めばえ保育園	小規模保育事業A型	19	東区東野4-11-11
45　西方ハロー保育園	小規模型事業所内保育事業A型	19	東区東本町15-1
46　えがお保育園	小規模型事業所内保育事業A型	19	東区東町4丁目10-1
47　白坪・ひまわり保育園	小規模保育事業A型	19	西区田崎1-5-115 ホワイトキャッスル田崎101
48　古町げんきの森保育園	小規模保育事業A型	18	西区二本木2-7-20
49　けやき通り　みそら保育園	小規模保育事業A型	19	南区出仲間1-3-1 ウッディマンションけやき通り
50　第二平成さくら保育園	小規模保育事業A型	19	南区江越1丁目2-10
51　みいな保育園	小規模保育事業A型	12	南区江越1丁目8-20
52　平成さくら保育園	小規模保育事業A型	19	南区江越1丁目17-12 フローラル江越103
53　力合・ひまわり保育園	小規模保育事業A型	19	南区刈草３丁目2-40Sビル１F
54　ニチイキッズ熊本すぎかみ保育園	小規模保育事業A型	19	南区城南町今吉野618
55　みらい保育園	小規模保育事業A型	19	南区城南町下宮地429-1
56　つばさ東保育園	小規模保育事業A型	19	東区新南部5丁目4-38
57　ハッピー保育園	小規模保育事業A型	19	南区田迎６丁目11-1
58　ブルービーの森	小規模保育事業A型	19	南区田迎6丁目6-40
59　かみのごう保育園プチ	小規模保育事業A型	19	南区近見2-2-1
60　にじいろ保育園	小規模保育事業A型	19	南区近見2-16-6
61　とことこ保育園	小規模保育事業A型	19	南区近見6-19-11
62　ことな保育園	小規模保育事業A型	19	南区富合町清藤383-1
63　あーす保育園力合西	小規模保育事業A型	19	南区野口3-19-46
64　メイプル保育園	小規模保育事業A型	19	南区日吉2丁目11-68
65　ドレミ保育園	小規模保育事業A型	19	東区秋津3丁目14-48
66　麻生田げんきの森保育園	小規模保育事業A型	19	北区麻生田1丁目2-2
67　太陽の子保育園	小規模保育事業A型	19	北区麻生田4丁目2-60
68　ニチイキッズうえき保育園	小規模保育事業A型	19	北区植木町滴水444 植木まるみビル1階
69　陽だまり保育園 武蔵ヶ丘園	小規模型事業所内保育事業A型	19	北区武蔵ヶ丘1丁目8-15 エクセルハイム1-B
70　保育園さくらチャイルド	小規模保育事業A型	15	北区武蔵ヶ丘5-29-1
71　陽だまり保育園　光の森園	小規模型事業所内保育事業A型	19	北区武蔵ヶ丘7-2-6
72　なないろ森の保育園	保育所型事業所内保育事業	25	北区山室6-9-1
73　小さな森の保育園	小規模保育事業A型	19	北区四方寄町523-1
私立計73カ所		1,331	

私立幼稚園（施設型給付）

（令3.4.1現在）

施　設　名	事業所種別	１号 定員	所在地
1　YMCA水前寺幼稚園	施設型給付幼稚園	130	中央区出水3丁目12－1
2　画図幼稚園	施設型給付幼稚園	240	中央区出水8丁目7-40
3　YMCA熊本五福幼稚園	施設型給付幼稚園	75	中央区魚屋町1丁目9
4　マリア幼稚園	施設型給付幼稚園	200	中央区水前寺4丁目31-56
5　白山幼稚園	施設型給付幼稚園	200	中央区菅原町6-11
6　第２さくら体育幼稚園	施設型給付幼稚園	350	東区戸島西7丁目1－12
7　暁幼稚園	施設型給付幼稚園	75	西区島崎5丁目47-41
8　熊本聖母愛児幼稚園	施設型給付幼稚園	75	西区島崎6丁目1-18
9　大窪幼稚園	施設型給付幼稚園	105	北区大窪3丁目2-25
10　立田幼稚園	施設型給付幼稚園	240	北区龍田6丁目12－1
私立計10カ所		1,690	

オ　助成

助成金支出状況（令和３年度予算）

私立保育所障害児保育事業費補助金	１２６，０００千円
熊本市保育園連盟助成金	６，０７２千円
私立幼稚園等特別支援教育助成	１，５００千円
私立保育所一時預かり事業費補助金	１６，０００千円
産休等代替職員費補助金	５，４６５千円
私立保育所延長保育促進事業補助金	１５０，０００千円
認可外保育施設補助金	１３，２００千円

カ　認定こども園等の教育標準時間認定（１号認定）利用者負担額（保育料）（月額）（令3.4.1現在）

階層区分			１号認定保育料
①	生活保護世帯		0 円
②	市民税非課税世帯(所得割非課税世帯を含む)		0 円
③	市民税所得割課税額	24,300 円未満	0 円
④	24,300 円以上	48,600 円未満	0 円
⑤	48,600 円以上	77,101 円未満	0 円
⑥	77,101 円以上	211,201 円未満	0 円
⑦	211,201 円以上		0 円

キ　保育所･認定こども園等の保育認定（２号･３号認定）利用者負担額（保育料）（月額）（令3.4.1現在）

階層区分			３号認定（３歳未満）		２号認定（３歳以上）	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①	生活保護世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
②	市民税非課税世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
③-1	市民税所得割課税	24,300 円未満	10,000 円	9,900 円	0 円	0 円
③-2	24,300 円以上	48,600 円未満	12,000 円	11,800 円	0 円	0 円
④-1	48,600 円以上	65,000 円未満	16,000 円	15,700 円	0 円	0 円
④-2	65,000 円以上	81,000 円未満	22,500 円	22,100 円	0 円	0 円
④-3	81,000 円以上	97,000 円未満	27,500 円	27,100 円	0 円	0 円
⑤-1	97,000 円以上	121,000 円未満	33,000 円	32,500 円	0 円	0 円
⑤-2	121,000 円以上	145,000 円未満	34,500 円	34,000 円	0 円	0 円
⑤-3	145,000 円以上	169,000 円未満	38,000 円	37,400 円	0 円	0 円
⑥-1	169,000 円以上	213,000 円未満	45,000 円	44,300 円	0 円	0 円
⑥-2	213,000 円以上	257,000 円未満	47,000 円	46,200 円	0 円	0 円
⑥-3	257,000 円以上	301,000 円未満	50,000 円	49,200 円	0 円	0 円
⑦-1	301,000 円以上	349,000 円未満	53,000 円	52,200 円	0 円	0 円
⑦-2	349,000 円以上	397,000 円未満	55,000 円	54,100 円	0 円	0 円
⑧	397,000 円以上		58,000 円	57,000 円	0 円	0 円

（２２）市立幼稚園管理運営及び私立幼稚園運営支援事業

ア　幼稚園

公　立

（令3.4.1現在）

施　設　名	定 員	所　在　地
市立　一新	176	中央区新町1丁目10-38
〃　碩台	90	中央区南千反畑町15-23
〃　向山	125	中央区本山4丁目5-2
〃　川尻	90	南区川尻4丁目1-70
〃　隈庄	180	南区城南町宮地1009番地
〃　楠	125	北区楠3丁目6-1
計６ケ所	786	
国立大学法人 熊本大学 教育学部附属	140	中央区城東町5-9

私　立

（令3.4.1現在）

施　設　名	定 員	所　在　地
YMCA 水前寺	130	中央区出水3丁目12-1
画図	240	中央区出水８丁目 7-40
YMCA 熊本五福	75	中央区魚屋町1丁目9
熊本学園大学付属 敬愛	140	中央区大江2丁目1-61
熊本信愛女学院	250	中央区上林町2-20
王栄	200	中央区九品寺2丁目2-44
マリア	200	中央区水前寺4丁目31-56
白山	200	中央区菅原町 6-11
坪井	80	中央区内坪井町4-19
第２さくら体育	350	東区戸島西7丁目1-12
さくら	350	東区長嶺南1丁目4-80
ちぐさ	120	西区池上町133-3
暁	75	西区島崎５丁目 47-41
熊本聖母愛児	75	西区島崎6丁目1-18
花陵	180	西区田崎3丁目1-52
熊本音楽	280	南区出仲間6丁目14-40
ルンビニー	150	南区近見2丁目7-2
大窪	105	北区大窪3丁目2-25
立田	240	北区龍田6丁目12-1
武蔵ヶ丘	330	北区武蔵ヶ丘5丁目9-16
計 20 ケ所		

イ　私学助成

私立幼稚園を運営する学校法人に対し、教職員の研究・研修等に係る経費を助成する。

年　度	H28	H29	H30	R 元	R2
決算額（千円）	24,434	18,912	15,334	13,494	9,896

7　生活衛生

食の安全・安心の確保、生活衛生の確保、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発、墓地・斎場の適正な管理及び健康危機への適切な対応など、身近な生活衛生の向上に努めている。

（１）環境衛生関係（生活衛生課）

環境衛生については、理・美容所、クリーニング所、旅館等の生活衛生関連営業施設の衛生管理状況に関する監視指導を実施しており、特に、循環式浴槽水の普及によるレジオネラ症等の発生予防に取り組んでいる。

ア　営業施設の監視指導状況

（令和２年度）

	業　　種	施　設　数	監　視　数	監視率（%）
営業六法	理　容　所	626	56	8.9%
	美　容　所	1593	188	11.8%
	クリーニング所	414	70	16.9%
	旅　　館	258	36	14.0%
	興　行　場	57	10	17.5%
	公　衆　浴　場	207	46	22.2%
	計	3155	406	12.9%
その他一般環境衛生	温　　泉	124	8	6.5%
	化　製　場　等	1	－	－
	墓　　地	1515	14	0.9%
	納　骨　堂	286	13	4.5%
	火　葬　場	2	－	－
	ビル管理法による特定建築物	271	5	1.8%
	ビル管理法による登録営業	155	20	12.9%
	遊　泳　場	32	－	－

イ　熊本市ホテル等建築審査会

平成元年４月１日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。この条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造を有するホテル等の建築を規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目　　的　　ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する。
委員構成　　１０人以内
　　市議会議員・学識経験者・関係行政機関の職員
任　　期　　２年

（２）生活衛生関係（生活衛生課）

健康で快適な生活環境を確保するための課題の解決に、市民が自ら取り組めるように、ダニやハチ等の住まいの衛生相談に対応するとともに、住宅の高気密化や化学物質を放散する建材等を原因としたシックハウス症候群については、要望に応じて空気環境調査（住まいの健康快適度診断）を実施している。

また、環境衛生事業所の廃止（平成 24 年 3 月 31 日）に伴い、道路、水路、公園等の公共の場所や施設における害虫等駆除や除草は、それぞれを所管する課が対応し、市民からの相談（衛生害虫の発生や空地の除草など）には区役所総務企画課が生活衛生課と連携して対応している。

ア　住まいの衛生相談状況

区分　年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
相談件数（件）	346	427	326	338	213
（うち、住まいの健康快適度診断実施数）	24	4	9	13	0

イ　出前教室実施状況

区分　年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
出前教室実施件数(件)	3	11	13	12	0
延参加人数（人）	73	243	256	221	0

ウ　生活衛生推進員セミナー開催状況

区分　年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
生活衛生推進員の登録人数（人）	31	113	78	75	0
セミナー開催数（回）	0	0	0	0	0

エ　害虫等駆除状況

①公共施設・道路・公園等の相談(苦情)については、それぞれの担当課へ対応を依頼している。

②民有地・民有家屋の所有者からの相談については、業者紹介(本人が選択する)をしている。

③近隣の住民からの相談（苦情）については、民有地・民有家屋の所有者に駆除等を依頼している。

④地域団体(自治会・PTA 等)からの相談があった場合、地域団体での対応をお願いしている。

【実績】不特定多数の人の往来がある通学路等において、スズメバチの刺傷被害が懸念され、緊急性があると判断し巣やスズメバチを駆除したのが、平成２８年度１件、平成２９年度２件、平成３０年度０件、平成３１年度は３件、令和２年度３件であった。また、令和２年度には、７月にセアカゴケグモが発見され、現在までに本市では合計５例の生息が確認されている。発見箇所及びその周辺において、生息調査や駆除を実施し、併せて咬傷被害予防のための注意喚起を行った。

オ　除草指導

苦情処理状況（区役所等の相談を含む）

年度	相談を受付けた雑草地(件数)	草刈り完了実績(件数)
平成 28 年度	259	144
平成 29 年度	355	271
平成 30 年度	355	251
平成 31 年度	299	205
令和 2 年度	245	164

（３）動物愛護センター

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「熊本市動物の愛護及び管理に関する条例（平成２４年６月１日施行）」に基づき、犬の登録、犬の捕獲・収容・返還・処分、犬・猫に関する苦情相談対応、飼い犬・飼い猫の引取り、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養許可・監視指導等を行っている。動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するために、熊本市動物愛護推進協議会と協働して動物愛護週間行事・動物愛護啓発イベント等の開催、野良猫対策としての地域猫活動を展開している。平成21年度からは、動物愛護のさらなる普及啓発を図るために、学校・幼稚園・保育園を訪問して動物ふれあい訪問教室を開催し、子どもたちが動物をとおし「豊かな心」をはぐくめる支援を始めた。

ア　施　設

名　　称　　熊本市動物愛護センター

所　　在　　地　　東区小山２丁目１１－１

主　な　設　備　　管理棟、収容施設棟、愛護棟、倉庫、収納庫、動物愛護園、休憩所、焼却炉

イ　犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分／年度	登録総数	予防接種	捕獲保護	不要犬引取り	計	返還	譲渡	処分死亡	計	咬傷事故
H28	34,352	21,493	356	13	369	248	139	10	397	31
H29	34,367	22,420	297	23	320	177	89	27	293	31
H30	32,108	21,161	208	14	222	130	76	31	237	14
H31(R1)	31,334	21,971	205	9	214	147	41	21	209	17
R2	31,959	20,002	151	8	159	115	51	2	168	54

（４）食品衛生関係

食品衛生については、「食」に関する総合的な取り組みを定めた「熊本市食の安全安心・食育推進計画」に基づき、毎年度「熊本市食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒予防対策や食品の安全確保に特に重点を置いた事業を展開している。

しかし、令和２年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とそれに伴う保健所における業務負担の大幅増加に鑑み、営業施設や給食施設への監視指導や衛生教育は必要最小限の実施にとどめた。

一方で、テイクアウトやデリバリーなどを行う飲食店が増加したため、それらの施設に対して重点的に監視指導を実施するとともに、テイクアウト用食品についての食中毒予防に関する動画を作成し、熊本市ホームページに掲載することで効率的な啓発を行い、食中毒の発生予防に努めた。

ア　食品衛生

①　営業施設等の監視指導状況（平成 18 年度から監視ポイント制へ移行）（令和 2 年度（2020 年度））

法　許可施設数		条例　許可施設		合　　計	
施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視ポイント
13,723	3,293	1,677	420	15,400	6,679

②　衛生教育、研修会等の実施状況　（令和 2 年度（2020 年度））

区　分	衛　生　教　育						研修会・講演会		合　計
	営　業　者				その他	市民	特定給食施設等向け研修会	HACCP 普及啓発研修会	
	許可施設	給食施設関係者	食品衛生責任者養成講習会	食品衛生責任者実務講習会					
件　　数	4	1	0	0	0	1	0	0	6
参加人数	59	18	0	0	0	45	0	0	122

③　健康増進法に基づく特定給食施設等の指導状況

区分／年度	立入り施設数	集　団　指　導	
		件　数	延べ人数
平成 28	45	2	187
平成 29	73	2	222
平成 30	80	2	224
令和元	62	2	349
令和 2	0	0	0

イ　熊本市田崎市場食品衛生監視所（食品保健課）

昭和47年10月から、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品等の監視、指導を行うために設置している。鮮魚介類及び青果関係の監視を中心に定期的な早朝臨検を行い、食品の細菌や添加物、残留農薬の検査を実施している。

所　　在　　地　　西区田崎町380番地　市場会館３階

検　査　状　況　　※（　）は違反品数を再掲

年　度	施　設　数	食品の検査数					
		国　産　品		輸　入　品		合　　計	
平成28	255	71	(0)	20	(0)	91	(0)
平成29	243	113	(0)	0	(0)	113	(0)
平成30	241	84	(1)	13	(0)	97	(1)
令和元	230	72	(0)	15	(0)	87	(0)
令和２	220	0	(0)	0	(0)	0	(0)

（５）火葬場（健康福祉政策課）

火葬場については、熊本市斎場及び熊本市植木火葬場施設の改修工事や、熊本市斎場における指定管理者制度の導入など適正な管理運営を行っている。

ア　施　　設

・熊本市斎場

所　　在　　地　　東区戸島町７９６番地

火葬棟の機能　　①告別室（４室）②炉前ホール ③火葬炉１５基（３基増設スペースを確保）、汚物炉１基
④収骨室（４室）⑤中央監視室 ⑥事務室

・熊本市植木火葬場

所　　在　　地　　北区植木町滴水６２８番地１

火　　葬　　炉　　１基

イ　利用状況

①　火　葬　　（単位　件）

区分＼年度		H28	H29	H30	H31（R1）	R2
大　　人	市内	6,748	6,552	6,750	6,905	6,790
	市外	516	417	403	391	418
小　　人	市内	15	24	25	21	18
	市外	1	1	1	2	0
死　産　児	市内	161	151	145	139	116
	市外	39	41	33	33	24
改葬人骨	市内	154	102	89	332	280
	市外	13	28	33	27	9
そ　の　他	市内	394	541	415	339	352
	市外	72	54	57	61	60
小　　計	市内	7,472	7,370	7,424	7,736	7,556
	市外	641	541	527	514	511
合　　計		8,113	7,911	7,951	8,250	8,067

②熊本市斎場待合室及び式場　（単位　件）

区分＼年度		H28	H29	H30	H31（R1）	R2
待　合　室	市内	1,221	1,265	1,399	1,462	1,140
	市外	90	75	90	79	80
通　　夜	市内	0	5	5	6	2
	市外	0	1	0	0	0
告　別　式	市内	1	19	18	18	8
	市外	1	2	1	0	0
通夜及び告別式	市内	4	38	32	26	17
	市外	2	1	6	0	0
小　　計	市内	1,226	1,327	1,454	1,512	1,167
	市外	93	79	97	79	80
合　　計		1,319	1,406	1,551	1,591	1,247

ウ　火葬場使用料（待合室及び式場は、熊本市斎場に限る）

区分	種　　別	単　　位	使　用　料	
			市　内（円）	市　外（円）
火葬場	大　人（12歳以上）	1体	6,000	36,000
	小　人（12歳未満）	1体	4,000	24,000
	死　産　児	1体	2,000	12,000
	改葬による人骨	1体	2,000	12,000
	その他（産汚物、4月未満の死産児又は人体の一部）	1個（10キログラムを限度とする。）	1,000	6,000
待　合　室		1回（2時間以内）		4,000
式場	夜　　間	1回（午後4時から翌日の午前9時まで）	5,000	30,000
	昼　　間	1回（午前9時から午後3時まで）	5,000	30,000
	昼　夜　間	1回（午後4時から翌日の午後3時まで）	10,000	60,000

（６）市営墓地及び霊堂（健康福祉政策課）

市営墓地については、墓地需要に応えるために、返還墓地の再整備貸付を行うとともに、桃尾墓園においては平成１４年度からの墓域拡張整備を平成２５年度に終え、現在継続募集を実施している。

また、霊堂（納骨堂）を含め周辺の環境整備を定期的に行い墓地景観の向上に努めている。

ア　墓地貸付状況　（貸付累計）

墓地名	総面積（㎡）	平成30年度までの貸付状況		令和元年度までの貸付状況		令和2年度までの貸付状況	
		件　数	面　積（㎡）	件　数	面　積（㎡）	件　数	面　積（㎡）
花園墓地	28,057	1,862	12,354	1,851	12,260	1,842	12,186
小峯墓地	28,617	1,829	11,092	1,825	11,071	1,821	11,040
立田山墓地	37,929	1,493	10,044	1,487	10,015	1,482	9,983
城山墓園	54,747	1,131	7,036	1,130	7,021	1,125	6,992
清水墓園	20,897	1,498	8,506	1,499	8,513	1,492	8,468
桃尾墓園	268,765	9,143	45,013	9,234	45,461	9,234	45,463
浦山墓園	26,407	1,210	7,736	1,201	7,655	1,195	7,627
計	465,419	18,166	101,781	18,227	101,996	18,191	101,759

イ　桃尾霊堂

所　　在　　地　　東区戸島町　桃尾墓園内

施　設　概　要　　本　体

納骨堂　　家族納骨壇　３３６壇、短期納骨壇　１，２００壇

管理棟

（事務所、休憩所、トイレ）

舎利塔

ウ　使用料

（平14.4.1施行）

墓　　地	種　　別	使　　用　　料	
桃　尾　墓　園	芝　生　墓　地	1　区　画	600,000円
	一　般　墓　地	1平方メートルにつき	120,000円
そ の 他 の 墓 地	一　般　墓　地	1平方メートルにつき	80,000円

桃　尾　霊　堂	期　間	使　用　料
家 族 納 骨 壇	10年	200,000円
短 期 納 骨 壇	1年	5,000円

（７）健康危機管理（医療政策課）

平成１３年４月１日に熊本市健康危機管理要綱を策定し、保健所として健康危機事案発生時に迅速に対応できるための体制づくりを行っている。

実施内容（令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため、研修のみ実施）

・連絡会議　　庁内外の関係機関３２部署からの３３委員で構成され、年１回の開催

・幹 事 会　　庁内１１関係機関及び健康危機管理担当医師の幹事により構成され、必要に応じて開催

・訓　　練　　健康危機事案発生を想定し、庁内外の関係機関と連携し、訓練を年１回実施

・研　　修　　関係機関の職員を対象に危機意識を認識し、かつ知識を取得するため、健康危機管理に関する専門家による研修を必要に応じて実施、また関係機関が実施する研修を案内

・そ の 他　　関係会議参加等

環　　境

1　環境保全活動の推進　227

2　緑化推進・生物多様性の保全　233

3　水環境の保全　234

4　廃棄物の適正処理とリサイクルの推進　239

5　し尿処理及び浄化槽の普及促進　244

6　環境総合センター　246

１　環境保全活動の推進（環境政策課）

（１）環境保全

ア　概要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染等といった身近な生活環境の問題から、地球温暖化やそれが原因といわれる異常気象をはじめ、酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少、砂漠化などの地球規模の問題に至るまで、複雑多様化するとともに深刻化してきている。

このような環境問題は、今日の人々の経済的、社会的な活動が原因となって引き起こされていることを考えると、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、環境保全を意識し、配慮した行動をとることが不可欠である。

本市では、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくため、市民、事業者、市が一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取り組みを推進するべく、平成７年（１９９５年）９月に「環境保全都市宣言」を行い、その中で、市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することを謳っている。

イ　環境基本条例の制定

昭和６３年（１９８８年）に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水、緑、都市景観保全など個別に条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。令和２年度は、新たな環境課題への対応を図るため、条例の見直し検討を行ったところであり、引き続き、条例の理念に基づき良好な環境の確保に取り組む。

ウ　環境総合計画の策定

環境基本条例に規定する「市民生活における良好な環境の確保を図る」ため、平成２３年（２０１１年）３月に本市の環境行政のマスタープランとして「第３次熊本市環境総合計画」を策定した。本計画は、今日の新たな環境課題に的確に対応するとともに、「未来につなぎ、世界に誇れる環境文化都市」を目指すべき都市像として、市民・市民活動団体・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを目的としたものである。また本計画は、計画期間を１０年間として策定しており、平成２７年度（２０１５年度）に社会情勢の変化や新たな環境問題への対応をするため、見直しを行った。なお、上述のとおり、同計画の根拠となる環境基本条例の見直し後の内容を踏まえて次期計画を策定する必要があるため、計画期間を１年延長したところ。

基本理念

① 豊かな自然と文化の保全と活用
② 環境の変化への対応と適応
③ 環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり
④ 環境と経済・社会の調和
⑤ 環境文化都市を推進するひとづくり・まちづくり

目指す都市像を実現するための環境目標

① 豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる
② くまもとの風土を活かした都市をつくる
③ 環境負荷を抑えた循環型社会をつくる
④ 地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる
⑤ 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

重点協働プロジェクト（環境目標達成のための共通取り組み事項）

・ 楽しみながら環境行動を実践するひとづくり（ひとづくりプロジェクト）
・ 環境と調和した活力あふれるまちづくり（まちづくりプロジェクト）

エ　環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

①　市民啓発事業

ふれあい出前講座や公民館講座での環境学習会、ごみ処理施設へのバスツアー等については、新型コロナウイルス感染症の影響で休止しているものもあるが、感染状況を踏まえ、再開に向けて検討していく。

②　事業者の環境配慮促進

事業者に対しては、本市独自の簡易な環境管理システムである「熊本市事業所グリーン宣言」制度を実施するとともに、環境省が策定し、中小事業者が取り組みやすい「エコアクション２１」の認証取得を呼びかけるなど、事業者の継続的な環境負荷低減に向けた取り組みを後押ししている。

③　行政の率先活動

市自らが行う事務事業について率先して環境保全に取り組み、環境負荷の低減を図ることを目的として、平成１４年（２００２年）１０月に本庁等を対象範囲として、環境管理システム「ＩＳＯ１４００１」の認証を取得し、その運用を行ってきたが、平成２３年度（２０１１年度）からは、対象を指定管理者制度の施設を含めた全施設に拡大し、さらに改正省エネ法等にも一元的に対応できる「本市独自に構築した環境管理システム」を運用している。現在、「第５次熊本市役所グリーン計画」の策定を行っているところであり、引き続き、本市の事務・事業における環境負荷の低減に取り組む。

また、市が実施するすべての公共事業において、事業構想・計画の段階から設計・施工段階に至るまで、温暖化対策や資源の有効活用など環境負荷の低減、自然環境の保全及び歴史的環境・生活環境の保全に配慮する仕組みとして「熊本市公共事業環境配慮指針」を策定し、平成２１年（２００９年）１０月より施行している。

④　パートナーシップによる環境保全活動の推進

九州新幹線沿線の都市（福岡市、北九州市、鹿児島市、熊本市）による、九州地域一体の発展に貢献することを目的とした四都市連携事業の環境分野での交流を実施、検証している。また、環境への配慮と産業活動を両立させ、新たな資源循環型社会の形成により環黄海地域が「世界のモデル地区」となることを目指した、東アジア経済交流推進機構（環境部会）へ参加している。その他にも、国・県等の他の行政機関をはじめ、大学や研究機関、国際機関等との連携協力を図っている。

オ　審議会

環境審議会（昭和６３年（１９８８年）１０月発足）

目　　的　　市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委　　員　　１５人（任期３年）

開催回数　　全体会３回　（令和２年度（２０２０年度）実績）

カ　環境紛争の処理

環境紛争調整委員会（昭和６３年（１９８８年）１０月発足）

目　　的　　環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあっせん又は調停にあたる。

委　　員　　６人（任期３年）

開催回数　　６回（令和元年度（２０１９年度）実績。令和２年度（２０２０年度）開催なし。）

キ　公害苦情処理件数

令和２年度（２０２０年度）の苦情処理件数は下表のとおりであり、総数２１７件と過去４年間の平均値２４９件と比較すると少ない値となった。種類別の割合を見ると、騒音が４２％と最も多く、次いで水質汚濁が２４％となっている。

苦情の内容は、騒音関係では建築工事、水質汚濁関係では油流出事故に関する苦情が多い。

公害苦情処理件数

（単位：件）

種別＼年度	平28	平29	平30	令元	令2
大気汚染	89	66	37	14	23
水質汚濁	59	54	47	34	52
土壌汚染	0	0	0	0	0
騒音	94	92	90	87	92
振動	33	28	16	5	16
悪臭	28	38	40	23	24
その他	14	6	6	3	10
計	317	284	236	166	217

ク　公害防止事前指導

工場や店舗･飲食店等からの騒音や悪臭等の公害苦情を未然に防止するため､専用住宅以外の建築物については、建築確認申請の際、建築工事の内容や付帯設備等を記載させた書類と図面を提出させ、法令に基づく届出や騒音等公害発生の未然防止の事前指導を行っている。

令和２年度（２０２０年度）の事前指導件数　３８６件

（２）大気保全

ア　概要

熊本市の大気環境の状況が全般的に改善傾向にあるものの、最近では、光化学オキシダントや、微小粒子状物質（ＰＭ２．５）等による大気汚染が新たな課題となっており、現在も依然として高い濃度が続いている。このような中、適正配置により８ヵ所とした大気汚染常時監視測定局（一般環境測定局６局、自動車排出ガス測定局２局）により、効率的に大気汚染状況を把握し、ホームページ等での情報の提供に努めている。

イ　大気汚染の状況

①　環境基準の達成状況

過去３年間の大気環境基準の達成状況は、表のとおりである。令和２年度（２０２０年度）は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の４項目については全測定局で環境基準を達成している。

光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、一部の測定局を除き環境基準未達成となっており、その原因については、海外からの大気汚染物質の流入が指摘されている。

光化学オキシダント濃度の１時間値が０．１２ppm以上となった場合に市民に注意喚起を行う光化学スモッグ注意報は、令和２年度（２０２０年度）に熊本市内での発令はなかった。

微小粒子状物質についても､一日平均値が国が定めた暫定指針値を超える恐れがある場合に行う注意喚起についても、令和２年度（２０２０年度）の発令はなかった。

環境基準達成状況

測定項目		二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質			光化学オキシダント			一酸化炭素			微小粒子状物質		
環境基準		1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。			1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m³以下であること。			1時間値が0.06ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。			1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。		
環境基準による大気汚染の評価		長期的評価 1日平均値の高い方から2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと。			長期的評価 年間の1日平均値の低い方から98%値が0.06ppm以下であること。			長期的評価 1日平均値の高い方から2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10mg/m³を超えないこと。			短期的評価 1時間値が0.06ppm以下であること。			長期的評価 1日平均値の高い方から2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと。			短期及び長期的評価 1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値の低い方から98%値が35μg/m³以下であること。		
年度		H30	R元	R2	H30	R元	R2	H30	R元	R2	H30	R元	R2	H30	R元	R2	H30	R元	R2
一般局	京町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○
	楡木局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	○	○
	北区役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○
	秋津局	—	—	—	—	—	—	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○
	中島局	—	—	—	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○
	城南町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	×	×
自排局	水道町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	×	×	×
	神水本町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○

注１　○は環境基準達成、×は環境基準未達成
注２　一般局：一般環境大気測定局，自排局：自動車排出ガス測定局

②　対策

本市大気汚染の原因であるばい煙発生施設への適正管理の指導や自動車排気ガスの低減を目的としたエコドライブ、低公害車導入等の普及啓発に取り組む。また、光化学オキシダントについては、春先から光化学オキシダント濃度の推移を注視するとともに、市民や事業者等への迅速な広報連絡体制を整え、光化学スモッグ注意報等の発令に備えている。微小粒子状物質については、県と協力しながら、情報提供の適正化を図る。

ウ　工場、事業場の監視・指導状況

「大気汚染防止法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に規定するばい煙発生施設を設置している工場・事業場は延べ８５５件ある（令和３年（２０２１年）４月１日現在）。このうち、令和２年度（２０２０年度）は延べ４件に対し立入調査を実施し、ばい煙発生施設の管理状況の確認及び適正管理の指導を行った。

アスベスト粉じん対策では、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出のあった解体等現場延べ３４件に立入調査を実施し、解体等作業を行う際のアスベスト含有建材除去の適正な措置を確認した。

エ　自動車交通公害対策

熊本市における自動車交通に起因する大気汚染や騒音対策と地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、自動車排気ガスの常時監視、自動車騒音測定による幹線道路等の面的評価、エコドライブ促進、公用車への低公害車導入等の取り組みを進めている。

① 現況

二酸化窒素については、例年、環境基準（０．０６ｐｐｍ以下）を達成している。

また、自動車交通騒音調査（面的評価）については、平成１８年度（２００６年度）から開始し、現在、市内幹線道路の評価対象区間である約１６０区間を５ヵ年のローリングで実施している。

② 対策

自動車排気ガスによる環境負荷の低減を図るため、アイドリング・ストップなどエコドライブや低公害車の普及等の取り組みを推進する。

オ 有害大気汚染物質監視

① ダイオキシン類の監視と啓発

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき令和２年度（２０２０年度）は市街地の３地点において、夏期と冬期の年２回、大気中のダイオキシン類の測定を行い、全測定地点とも環境基準を達成した。また、発生源対策としては廃棄物焼却炉施設が行ったダイオキシン類自主測定結果を確認し、排出基準の遵守等監視指導を行い、ダイオキシン類の発生防止・削減に努めている。

② 有害大気汚染物質の監視

市内１地点（自動車排ガス測定局）でベンゼン、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物、アセトアルデヒド等のアルデヒド類及び水銀等の重金属類など２１種類、また、別の市内２地点（自動車排ガス測定局及び沿道）で自動車排ガスに由来する６種類の有害大気汚染物質について毎月１回測定を行い、モニタリングを実施している。令和２年度（２０２０年度）の結果は、３地点とも環境基準等を達成していた。

（３）地球温暖化・エネルギー対策

ア 地球温暖化対策

近年、世界各地で強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波、寒波などの異常気象による災害が発生し、多数の死者や農作物等への甚大な被害が報告されている。我が国においても、令和２年（２０２０年）７月に本県を中心とする集中豪雨により、全国で８０名以上の死者・行方不明者が発生するなど、過去に類を見ないような異常な気象に伴う災害が毎年のように起こっている。

これらの異常気象について、世界気象機関（WMO）は、長期的な地球温暖化の傾向と一致しているとしており、異常気象への対応として温暖化対策に取り組むことが、全世界における共通かつ喫緊の課題となっている。

本市では、平成２２年（２０１０年）３月、地球温暖化対策の推進に関する法律第２１条に基づく地方公共団体実行計画として、熊本市低炭素都市づくり戦略計画を策定し、市民、事業者、行政が一体となって、地球温暖化対策に取り組んできた。

さらに、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を進めていくに当たっては、熊本連携中枢都市圏が一体となって取り組むことがより効果的であることから、令和２年（２０２０年）１月、熊本連携中枢都市圏共同で「２０５０年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言するとともに、令和３年（２０２１年）３月には気候非常事態宣言を行い、２つの宣言を実行していくための具体的な計画として、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を策定した。

今後は、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進など実行計画に掲げる基本方針に基づく施策を推進する。また、重点取組として地域資源を活用したエネルギーの地産地消等の地域エネルギー事業や地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択（ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ）」を促す運動などについて圏域共同で推進する。

イ エネルギー対策

本市では、これまで市有施設での再生可能エネルギーの導入等に率先的に取り組んできた。そのような中、平成２８年（２０１６年）の熊本地震を受け、エネルギーの有効活用による市有施設全体のエネルギー最適化と災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を目的に、市も出資する地域エネルギー会社と連携して令和元年度

（２０１９年度）から総合的な「地域エネルギー事業」に取り組んでいる。

今後は、「くまもと脱炭素循環共生圏」の実現に向け、このようなエネルギー事業を熊本連携中枢都市圏内の市町村連携で進めるとともに、住民・事業者の再生可能エネルギー等の導入を促進し、温室効果ガスの削減と広域的な災害対応機能の向上を目指す。

①公共施設における省エネ・畜エネ・再エネの推進

本市では、再生可能エネルギーの導入を推進するため、市有施設における太陽光発電システムの導入に取り組んでおり、現在、７３施設に設置している。

また、「地域エネルギー事業」として、東西環境工場（廃棄物焼却施設）で発電した電力を本市の庁舎、学校等、約２２０の市有施設に供給するとともに、防災拠点等への大型蓄電池の設置（令和２年度（２０２０年度）に南区役所と上下水道局庁舎に設置）、ＥＶ充電拠点の整備、全庁的なエネルギーマネジメント等を進め、エネルギーの地産地消と災害対応機能の向上を推進している。

更に、省エネルギーの推進と水銀フリー社会の実現に向け、市有施設照明のＬＥＤ化に取り組んでおり、令和３年度（２０２１年度）は学校施設と消防施設における直管蛍光灯及び水銀灯のＬＥＤ化に着手する。また、その他の施設においては、ＬＥＤ化に向けた調査を実施する。

②市民や事業者の省エネルギー機器等の導入推進

平成３０年度（２０１８年度）からは、省エネルギー機器等の普及を促進するため、東西環境工場で発電した電力の市有施設への供給により削減された経費を原資として市民や事業者が省エネルギー機器等を導入する際の補助金を交付する事業を開始した。対象は、エコカー（ＥＶ、ＰＨＶ）、ＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）、太陽光発電設備、蓄電池、エネファーム、高断熱窓改修、省エネ家電製品の購入、事業者の省エネルギー設備の導入である。

２　緑化推進・生物多様性の保全（環境共生課）

（１）概要

本市における自然環境の保全や緑の創出については、昭和４７年（１９７２年）１０月、市議会において「森の都都市宣言」が決議され、市民の関心と理解を得て、着実にその効果をあげてきた。

さらに、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年（１９８９年）３月２８日制定）」をはじめ、「熊本市緑の基本計画（令和３年（２０２１年）３月改定）」等の各種計画や、「江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例（平成２６年（２０１４年）１０月７日制定)」に基づき、市民協働で豊かな自然環境の保全に取り組んでいるところである。

また、平成２８年（２０１６年）３月に「熊本市生物多様性戦略　～いきもん　つながる　くまもとＣプラン～」を策定し、豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいる。

（２）事業実施状況

（令和２年度（２０２０年度）実績）

事業概要		備考
立田山憩の森管理	立田山憩の森の管理（清掃、下草刈り、施設整備等）	
自然環境保全	環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の運用、江津湖地域の生態系保全に係る条例関連、アライグマ対策	環境保護地区数　14箇所 開発行為協議数　56件
保存樹木等保全	保存樹木の指定及び管理	保存樹木指定本数　590本
香りの森管理	香りの森の管理（除草、清掃、樹木の維持管理）	使用申請　5団体（844人）
森林学習館管理	森林学習館の管理（指定管理者）	森林学習館利用者数　1,428人
ふれあいの森林管理	ふれあいの森林の管理（下草刈り）	
生物多様性保全	「熊本市生物多様性戦略　～いきもん つながる くまもとＣプラン～」の推進	
市電緑のじゅうたん事業	市電軌道敷への芝の植栽、サポーター制度による寄附を用いた芝の維持管理	既緑化区間　約935m 管理寄付金額　3,913,632円
公共地緑化	学校や市施設の樹木植栽、自治会等への花苗配布	市施設緑化箇所　1箇所 花苗配布（自治会等）　1,691団体
民有地緑化	民有地の緑化推進のための補助、記念樹配布	つながりの森づくり補助　35件 記念樹配布本数　554本
緑化啓発	市民による地域の緑化活動の促進 みどりの検定の実施 緑のマイスター（緑化リーダー）養成講座の実施	緑化市民運動　3箇所 検定受験者　上級　350人 初級　1,708人 養成講座受講者　15人

３　水環境の保全（水保全課）

（１）概要

本市は、７４万市民の水道水源すべてを地下水で賄う、全国でも稀な水資源に恵まれた都市である。この貴重な地下水を次世代に引き継いでいくために、「地下水保全都市宣言」が決議（昭和５１年（１９７６年）３月）され、さらに「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和５２年（１９７７年）９月）し、地下水保全に取り組んできたところである。しかしながら、近年、都市化の進展や農業情勢の変化により雨水等が地下に浸透しやすい水田、畑地などのかん養域が減少し、浸透しにくい非かん養域が拡大してきたため、地下水かん養量が減少してきた。そこで、地下水量を保全し、健全な状態で次の世代に引き継いでいくため、平成１６年（２００４年）３月に「熊本市地下水量保全プラン」を作成、平成２１年（２００９年）３月には、水量と水質の両面から地下水保全に取り組むため、従来のプランを「熊本市地下水保全プラン」とし、令和２年（２０２０年）３月には「第３次熊本市地下水保全プラン」に改訂した。また、これまで問題となっていたトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による汚染は、浄化対策の実施等により水質が改善してきたが、硝酸性窒素による汚染が顕在化している。このため、平成１９年（２００７年）に「第１次熊本市硝酸性窒素削減計画」、令和２年（２０２０年）３月には「第４次熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定し、関係機関等と連携して負荷量の削減に取り組んでいる。さらに、「熊本市地下水保全条例」を全面改正し（平成２０年（２００８年）７月施行）、関係者の責任と役割を明確にして、市民や事業者も参画する中で総合的な地下水保全対策を推進している。

一方、熊本地域においては、県及び本市を含む近隣１１市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、平成２４年度（２０１２年度）には（公財）くまもと地下水財団を設立し、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市であり、この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取組を行っている。

平成２０年（２００８年）６月には、このような地域の枠組を越えた長期にわたる水保全に対する取組が評価され、第１０回日本水大賞グランプリを受賞している。また、同月には、環境省が選定する平成の名水百選に「金峰山湧水群」と「水前寺江津湖湧水群」が選ばれた。

さらに、平成２５年（２０１３年）３月には、長期的かつ広域的な地下水保全の取組が国際的に高く評価され、国連“生命の水”最優秀賞を受賞した。

（２）水量の保全

ア　節水市民運動の推進

平成１７年度（２００５年度）から、市民総参加で節水に取り組む節水市民運動を企画・展開している。「わくわく節水倶楽部」を推進組織とし、会報誌等を通じて、広く節水を呼びかけている。令和６年度（２０２４年度）までに、市民１人１日あたりの生活用水使用量２１０リットル達成を目標として、水使用量の増加する夏場を中心に、年間を通して節水市民運動を展開している。また、学校や地域等で節水教育を行いながら、地下水の大切さについて啓発を行っている。

イ　水量監視

①　地下水位の観測

地下水の状況や変化を的確に判断するため、昭和６１年度（１９８６年度）から観測井を設置し、現在２０カ所３３本の井戸の水位を常時監視している。また、地下水の状況を広く市民に理解してもらうため、平成１８年度（２００６年度）からは、ホームページ「くまもとウォーターライフ」上で地下水位情報を発信している。

② 年間地下水採取量の集計

区分	年度	平27	平28	平29	平30	令元
上水道用	井戸本数(本)	114	113	111	113	112
	一日平均採取量(㎥)	212,409	220,425	213,615	214,126	210,366
	年間採取量(㎥)	77,529,444	80,455,259	77,969,599	78,155,820	76,993,927
農業・水産養殖用	井戸本数(本)	1,138	1,066	1,040	1,025	981
	一日平均採取量(㎥)	34,541	34,234	31,254	28,979	31,390
	年間採取量(㎥)	12,607,379	12,495,376	11,407,574	10,577,233	11,488,820
工業・建築物・家庭用等	井戸本数(本)	1,039	972	961	964	960
	一日平均採取量(㎥)	46,819	44,225	43,426	43,729	43,656
	年間採取量(㎥)	17,088,862	16,142,239	15,850,465	15,960,929	15,977,956
合計	井戸本数(本)	2,291	2,151	2,112	2,102	2,053
	一日平均採取量(㎥)	293,769	298,885	288,295	286,833	285,412
	年間採取量(㎥)	107,225,685	109,092,874	105,227,638	104,693,982	104,460,703

（注）令和元年度が最新値

ウ かん養域保全

水源かん養林整備

森林の持つ水源かん養機能（水資源貯留・水量調節・水質浄化・洪水緩和）を高度に発揮させるため、最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として、白川、緑川等の上流域である水源かん養地域において地下水保全及び流域保全を目的とした森林づくりを昭和２９年度（１９５４年度）から実施している。

本市では、今後の造林、管理についても水源かん養を目的とした森林整備が最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備について基本的な考えをまとめた「熊本市水源かん養林整備方針」を平成１６年（２００４年）２月に策定した（平成２５年（２０１３年）１１月改定）。この方針の中で、熊本市外に所在し地下水かん養区域に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林についてはすべて「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため重点的に整備していくこととした。

令和２年度（２０２０年度）末の「水源かん養林」の管理面積は、約８７０ｈａであり、菊池郡、阿蘇郡、上・下益城郡など５町２村で広域的に取り組んでいる。

水源かん養林所在地及び樹種別面積（令和３年（２０２１年）３月３１日現在）

所在地別

所在地	面積（ha）	所有形態別内訳（ha）		流域別内訳（ha）		
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	菊池川流域
菊池郡　大津町	325.67	325.67	－	－	－	325.67
下益城郡美里町	19.04	－	19.04	－	19.04	－
上益城郡山都町	59.02	22.97	36.05	－	59.02	－
御船町	23.56	－	23.56	－	23.56	－
阿蘇郡　西原村	273.21	264.05	9.16	123.76	149.45	－
南阿蘇村	113.72	106.78	6.94	113.72	－	－
高森町	56.24	56.24	－	56.24	－	－
合計	870.46	775.71	94.75	293.72	251.07	325.67
構成比〔所有形態・流域別〕（%）		89.11	10.89	33.74	28.84	37.41

樹種別

分　　類	樹　　種	面積（ha）	構成比（%）
針　葉　樹	ヒノキ、スギ、クロマツ、イチョウ	350.92	40.31
落葉広葉樹	ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ他	447.02	51.35
常緑広葉樹	イチイガシ、シラカシ、タブノキ	11.65	1.34
そ　の　他	雑木、竹ほか無立木地（作業道等含）	60.87	7.0

エ　人工かん養促進

①　白川中流域の水田活用による人工かん養の促進

白川中流域の水田で平成８年度（１９９６年度）と平成１０年度（１９９８年度）に県市共同で、冬期に水張り試験等の調査を実施し、高いかん養効果が判明した。そこで、平成１１年度（１９９９年度）、平成１２年度（２０００年度）に、行政及び学識経験者等による水田利用検討委員会を開催し、地下水かん養のための水田の湛水による活用策について短期と長期の提言を受けた。

平成１３年度（２００１年度）から平成１５年度（２００３年度）までに維持管理上の課題を調査するため水田かん養モデル事業を実施し、営農と地下水かん養の両立が可能と判断したため、熊本県が設置した「白川中流域水田活用連絡協議会」において事業化の合意形成をすすめ、平成１６年（２００４年）１月に大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結した。

令和２年度（２０２０年度）は、約４９２ｈａ（１ヶ月換算）の転作田で湛水が実施され、約１，４７６万㎥の地下水かん養効果があったと推計される。令和元年度に湛水期間の延長及び細分化の制度見直しを行ったことで、前年度から地下水かん養量は大きく増加した。

②　雨水貯留施設設置助成等

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、家庭での雨水貯留タンクの設置や浄化槽から雨水貯留槽への転用に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

（３）水質の保全

ア　水質監視

①　地下水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、地下水の環境基準適合状況を調査している。令和２年度（２０２０年度）は計２０９本の井戸を対象に調査を行った。この調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握する概況調査、過去に汚染のあった井戸やその周辺で継続的な監視をする継続監視調査で構成している。

地下水の環境基準値を超過した井戸の本数は次のとおりである。

（令和２年度）

揮発性有機化合物	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	砒　　素	ふ　っ　素	ほ　う　素
10本	22本	16本	17本	0本

②　公共用水域水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、市域の公共用水域（河川：３４地点、海域：６地点）の水質を熊本市、熊本県及び国土交通省で、それぞれ分担して調査している。環境基準には、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）がある。健康項目は、すべての公共用水域で一律に定められているが、生活環境項目は、各河川・海域が該当する類型に応じた環境基準が設定されており、それぞれ環境基準点において環境基準の適合状況を評価している。

河川の環境基準点における生活環境項目の測定結果は次のとおりである。（熊本市調査分）

（令和２年度）

河川名	測定地点名	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	溶存酸素（ＤＯ）	浮遊物質（ＳＳ）
白川	吉原橋	0.9	10.0	5
堀川	坪井川合流前	1.2	10.2	9
坪井川	堀川合流前	0.8	9.6	4
	上代橋	4.2	7.2	6
	千金甲橋	1.7	7.0	15
井芹川	山王橋	1.3	9.8	4
	尾崎橋	1.0	9.7	6
天明新川	六双橋	1.8	8.5	13

（注）単位はmg／L、BODは75％値、その他は平均値

③　ダイオキシン類調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域（河川及び海域）の水質・底質、地下水の水質及び土壌の環境基準適合状況を調査している。令和２年度（２０２０年度）は、公共用水域の水質（３検体）・底質（３検体）、地下水の水質（２検体）及び土壌（２検体）を調査した結果、環境基準を超過している検体はなかった。

イ　水質浄化対策

①　　地下水浄化対策

揮発性有機化合物や重金属等の工場・事業場による汚染地区１１地区のうち６地区で、土地所有者又は原因者等により、「揚水ばっ気処理方式」「活性炭吸着処理方式」などによる浄化装置を用いた地下水や土壌の浄化措置を実施している。浄化措置の実施により、地下水濃度は減少しているが、今なお環境基準を超過している。

②　硝酸性窒素による地下水汚染対策

令和２年（２０２０年）３月に策定した「第４次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づき、各区の農業特性に応じ、農業者、農業関係者等と協働して施肥対策、家畜排せつ物対策、生活排水対策等の取組を推進した。

とりわけ、地下水の重要なかん養域である市東部地域における家畜排せつ物による硝酸性窒素負荷を削減するため、熊本市東部堆肥センターを運営している。

③　水質汚濁規制

水質汚濁防止法などの法令で規制されている事業場へ立入排水検査を行っている。排水基準を超過した場合は、事業者に対し改善命令等を発出し、改善措置の実施状況を確認している。

（令和２年度）

法　　令　　名	届出事業場数	規制対象事業場数	立入調査実施事業場数
水質汚濁防止法	1,093	85	31
熊本県地下水保全条例	90	7	7
熊本県生活環境の保全等に関する条例	70	18	2

（４）広域的な保全対策

地下水は熊本地域 (※) で共有する貴重な財産であることから、広域的かつ持続的な保全対策が必要である。

ライフスタイルの変化や都市化の進展などに伴い低下傾向にあった地下水位は、これまでの取組により、近年は横ばい若しくは上昇傾向にある。また、水質悪化の一要因である硝酸性窒素濃度の上昇が見られる地域があるなど、依然として、地下水を取り巻く環境は質・量共に厳しい状況である。

このような状況の中、熊本地域で地下水保全対策を推進するため、事業者、経済団体、行政等の多くの方々との協議を経て、これまで地下水保全に取り組んでいた既存３組織を統合し、平成２４年（２０１２年）４月に（公財）くまもと地下水財団を設立した。

今後も、（公財）くまもと地下水財団と連携し、県と本市を含む熊本地域１１市町村、事業者、住民と協働し熊本地域が一体となり、地下水に関する調査研究をはじめ、地下水の水質や水量の保全等を広域的・持続的に展開することとしている。

※　熊本地域とは、地下水を共有する熊本市、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の１１市町村

（５）水ブランドの推進

本市にとって「水」は存立基盤として保全すべき資源であるとともに魅力づくりに生かすべき資源でもある。本市の良質で豊富な地下水とその地下水に育まれる農産物や食、自然環境、歴史や文化などを総合的なブランドとして発信し、「訪れたいまち、住みたいまち」につなげていくことを目的に「くまもと水ブランド」として発信している。

熊本駅から熊本城を中心とする中心市街地に５箇所の親水施設を設置し、市民や観光客に対し、地下水都市・熊本の魅力を視覚的にＰＲしている。併せて、水に関わる自然、歴史、風習、人物、芸術など有形または無形の資源を「熊本水遺産」として登録することにより、本市の水の風土と文化を後世に伝えるとともに、その魅力を内外に発信しており、現在９２件の熊本水遺産が登録されている。また、平成２０年度（２００８年度）から取り組んでいる「くまもと「水」検定」や「くまもと水守制度」により、水保全活動を担う人材育成を推進している。

また、市民、事業者と協働による広域的な地下水保全の取組を国内外に発信するとともに、水に関するワークショップを企業等と共催で実施し熊本の水の魅力をＰＲしている。

４　廃棄物の適正処理とリサイクルの推進

（１）概要

本市では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直し、市民・事業者・行政の三者協働により循環型社会の構築を目指すこととしており、これまで、大型ごみの有料化(平成１３年（２００１年）)、資源物の持ち去り禁止条例の制定(平成１９年（２００７年）)、そして家庭ごみ有料化(平成２１年（２００９年）)やプラスチック製容器包装の分別収集(平成２２年（２０１０年）)に取り組んできた。

また、平成２５年（２０１３年）に「水銀に関する水俣条約」が採択されたことを受け、熊本県と本市は率先して「水銀フリー（使用削減・適正処理）社会」を目指すこととし、平成２６年（２０１４年）１０月から、家庭から排出された蛍光管、水銀体温計などの水銀を含むものや爆発の危険性があるものを「特定品目」として分別収集に取り組んでいる。

そのような中、平成２７年度（２０１５年度）には、「熊本市一般廃棄物処理基本計画（平成２３年度（２０１１年度）～令和２年度（２０２０年度））」の中間見直しを実施し、「市民１人１日当たりのごみ排出量」など５つの成果指標の達成に向け、新たな施策に取り組むこととした。なお、同基本計画は、令和２年度（２０２０年度）中に改定予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、審議会開催や飲食店等の事業ごみの現況把握が困難であったため、計画期間を１年延長し策定作業を１年先送りにした。

また、ごみ排出量やリサイクル率、ごみ処理経費の収支等については、本市ホームページに掲載している「熊本市ごみレポート」や「廃棄物処理事業概要」にて公表している。

（２）家庭ごみ有料化（廃棄物計画課）

指定収集袋の種類と価格

（令和3年4月1日現在）

	燃やすごみ用	埋立ごみ用
大袋（45ℓ 相当）	35 円	35 円
中袋（30ℓ 相当）	23 円	23 円
小袋（15ℓ 相当）	12 円	12 円
特小袋（5ℓ 相当）	4 円	－

※　いずれの価格も 1 枚当たり

※　10 枚を 1 セット（冊）で販売

※　家庭ごみ有料化に伴う経済的負担の観点から、支援策として生活保護世帯や、特に減量の余地のない紙おむつ等の使用者に対し、指定収集袋を一定数量無料で交付

（３）廃棄物処理手数料（廃棄物計画課）

（令和3年4月1日現在）

種　別	取 扱 区 分	単　位	金　額
一　般　廃　棄　物	焼却施設又は最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	150円
	大型ごみを市の収集により処分するとき	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
産業廃棄物（熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により告示されたものに限る。）又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のもの。	焼却施設へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	155円
	最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	150円

（４）保有車両（廃棄物計画課）

（令和3年4月1日現在）

事業所名	パッカー車	その他の車両	啓発推進車	予　備　車	事務連絡車
北部クリーンセンター	15	２ｔパワーゲート1	7	8	1
西部クリーンセンター	18	２ｔパワーゲート1	6	7	1
東部クリーンセンター	16	２ｔパワーゲート1	6	7	1

（５）家庭ごみの分別収集とリサイクル（廃棄物計画課）

目　　的　資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、ごみ減量・リサイクルの推進、最終処分場・焼却施設の延命化、市民のごみ減量・リサイクル意識の向上を図る。

収 集 回 数　「資源物」「ペットボトル」「特定品目」収集日：毎月２回　「紙」収集日：毎週水曜日
「プラスチック製容器包装」収集日：毎週１回

住民搬出方法　「資源物」「ペットボトル」「特定品目」「プラスチック製容器包装」は透明ごみ袋に入れて、紙はひもで縛るか紙袋に入れて、収集日の午前８時３０分までにごみステーションへ搬出

収 集 品 目　空きびん、空き缶、ペットボトル、新聞紙、雑紙、段ボール、古着、なべ類、自転車、プラスチック製容器包装など

（６）リサイクルの推進（ごみ減量推進課）

持続可能な循環型社会の実現に向け、市民の日常生活におけるリサイクル活動を推進するために、助成制度などにより地域の美化やごみの減量、リサイクル活動を支援している。

ア　再生資源集団回収助成事業

再生資源集団回収活動を活性化するため、自治会、子ども会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量及び活動実施回数に応じて助成を行っている。

助成対象品目　古紙類（新聞、雑紙、段ボール、紙パック）、ガラスびん類（一升びん、ビールびんなど）、金属類（アルミ類、スチール類）、布類（古着）

集団回収実績

区分＼年度	平28	平29	平30	令元	令2
登　録　団　体	829	836	831	829	821
実　施　団　体	708	722	729	725	585
総 回 収 量 （ ｔ ）	6,537	6,104	5,730	5,436	3,998
助 成 総 額 （ 千 円 ）	44,431	42,295	40,187	38,446	28,993

注）1．回収量助成単価は、平成21年（2009年）下半期からは助成対象品目全て1kg当たり6円

2．実施回数助成は、平成21年（2009年）下半期から適用し、（実施回数-2回）×2,000円を交付（上限24,000円）

イ　生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみ減量化とリサイクルを促進するため、購入者に対して、助成を行っている。

［生ごみ堆肥化容器］

・購入代金の２分の１（１基当たり５千円を上限、１世帯２基まで）　※平成２７年度（２０１５年度）から

助成実績

区分＼年度	平28	平29	平30	令元	令2
助　成　基　数	62	71	38	66	73
助 成 総 額 （ 千 円 ）	146	181	89	145	175

［電気式生ごみ処理機］

・購入代金の２分の１（１台当たり３０千円を上限、１世帯１台まで）※平成２７年度（２０１５年度）から

助成実績

区分＼年度	平28	平29	平30	令元	令2
助　成　基　数	105	95	116	124	119
助 成 総 額 （ 千 円 ）	2,957	2,586	3,042	3,208	3,136

（７）焼却施設（環境工場）

都市ごみがライフスタイルの変化等とともに多様化、増加しつつあるなか、平成２８年（２０１６年）３月に竣工した西部環境工場（２８０ｔ／日）と平成６年（１９９４年）３月に竣工した東部環境工場（６００ｔ／日）の両工場（合計処理能力８８０ｔ／日）で可燃ごみの全量焼却体制を維持している。

また、東部、西部両環境工場は、ごみ焼却余熱を利用して発電を行う発電所であり、合計１６，４８０ｋｗの発電能力を持ち、場内及び隣接施設に電力を供給している。余剰電力は市庁舎や区役所等で利用し、市関連施設全体の約４割を賄っている。

さらに、余熱の用途として、西部環境工場は周辺農業用ハウス及び西部交流センターに加温用温水を供給し、東部環境工場は健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給している。

施設の維持管理面では、東部環境工場は、法令の新たな規制に対する適合を図るため平成１２年度（２０００年度）から平成１３年度（２００１年度）にかけて飛灰処理設備改修工事を実施し、老朽化対策として平成１８年度（２００６年度）から平成２２年度（２０１０年度）までの計画で基幹的施設整備を進めた。

ア　余熱利用

①　東部環境工場（所在地：東区戸島町２５７０番地）

目　　的　ごみ焼却の余熱を利用し、工場に隣接する健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。また、発電を行い、場内及び隣接施設の電力を賄うほか、市庁舎等へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。

発電設備　抽気復水蒸気タービンによる発電設備：　発電機定格出力１０，５００ｋｗ

（健康増進施設）

名　　称　三山荘
所 在 地　東区戸島町２５７３番地
開設年月日　平成２年（１９９０年）１０月１６日
定　　員　大広間８０人、浴室　男子・女子用各３０人、会議室３０人、和室（茶室含む）２０人
使 用 料　大人（高校生以上）４００円　ただし、地元自治会に所属している者は無料
　　小人（中学生以下）無料

（健康増進施設）

名　　称　東部交流センター
所 在 地　東区戸島町２５８８番地１
開設年月日　平成１９年（２００７年）１０月１０日
定　　員　体育館・集会などで３００人（バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート２面：４００㎡）
　　多目的室・集会などで２００人（講演会、演奏会、ダンス練習などに分割使用可能：２００㎡）
使 用 料　体育館（全面使用）　：午前３，２１０円　午後・夜間各４，２８０円
　　体育館（バドミントン）：一般５７０円／面・時間　高校生以下２９０円／面・時間
　　体育館（卓球）　：一般２８０円／面・時間　高校生以下１４０円／面・時間
　　多目的室（全面使用）　：午前３，０００円　午後・夜間各４，０００円
　　多目的室（半面使用）　：午前１，５００円　午後・夜間各２，０００円
　　調理室　：午前１，２００円　午後・夜間各１，６００円
　　和室　：午前５００円　午後・夜間各７００円
　　ただし、地元団体の公的行事については無料

②　西部環境工場（所在地：西区城山薬師２丁目１２番１号）

目　　的　ごみ焼却の余熱を利用して発電を行い、工場内及び西区役所の電力を賄うほか、市庁舎等へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。また冬期にハウス園芸施設への温水を供給する。西区役所に隣接する温浴施設「西部交流センター」に温水・電力を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。

発電設備　復水式蒸気タービンによる発電設備：　発電機定格出力５，９８０ｋｗ

（ハウス園芸施設への温水供給）

利　用　者　　西部環境工場温水利用温室組合

加 温 方 式　　温水フィンチューブ方式（６０℃）

栽 培 品 目　　トマト、花き類

温 室 内 容　　ガラス温室

（健康増進施設）

名　　称　　西部交流センター

所　在　地　　西区小島２丁目７番５０号

開設年月日　　平成３０年（２０１８年）４月１日

定　　員　　浴室　男子・女子用各５０人、研修室４０人、大広間５０人

多目的室　バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート１面：３３０㎡、卓球台：２面

使　用　料　　浴室　高校生以上４００円、小中学生１５０円、小学生未満から満３歳以上８０円

満３歳未満と地元自治会に所属している者は無料

多目的室（全面使用）　　：午前３，０００円　　午後・夜間各４，０００円

多目的室（バドミントン）　：一般４６０円／面・時間　　高校生以下２３０円／面・時間

多目的室（卓球）　　：一般２２０円／面・時間　　高校生以下１１０円／面・時間

研修室（全面使用）　　：午前１，３００円　　午後・夜間各１，５００円

研修室（半面使用）　　：午前６５０円　　午後・夜間各７５０円

ただし、地元団体の公的行事については無料

（８）最終処分場

名　　称　　扇田環境センター（所在地：北区貢町１５６７番地）

扇田環境センターは、昭和５９年（１９８４年）に供用を開始した最終処分場の埋立残余量が少なくなったことから、平成１１年（１９９９年）から隣接地に新しい最終処分場の建設に着手し、一期工事分として埋立容量６０５，０００㎥分を平成１５年（２００３年）３月に完成させ、同年６月から使用を開始した。

新処分場は、十分な埋立容量を確保するためのコンクリート重力式貯留堰堤、汚水を地下に浸透させない２重の遮水設備、浸出水の高度処理を行う排水処理施設、十分な貯留量をもつ防災調整池等を備えている。埋立方法は、即日覆土によるサンドイッチ・セル方式による埋立工法とし、埋立地の安定化、周辺環境に配慮している。浸出水は排水処理施設で高度処理を行った後、市下水道に放流する。

平成２１年（２００９年）１０月から第二期工事に着手し、埋立容量８９５，０００㎥を新たに造成した。新処分場として予定していた総埋立容量１，５００，０００㎥分を確保し、平成２５年（２０１３年）３月に完成した。

（ふれあい広場）

名　　称　　戸島ふれあい広場

戸島塵芥埋立処分場跡地と扇田環境センター（旧埋立地）は埋め立てが終了し、平成２５年（２０１３年）４月に市民の健康増進と周辺地域の生活環境の向上に資するため、その跡地に、ふれあい広場を設置し、同年９月より指定管理により管理運営開始。

所　在　地　　東区戸島町１４８９番地

開設年月日　　平成２５年（２０１３年）４月１日

（パークゴルフ場の使用許可の開始は、平成２５年（２０１３年）９月１日）

共 用 時 間　　午前９時～午後５時（※５月１日から８月３１日までの期間は、午前９時～午後７時まで）

使　用　料　　パークゴルフ場　：１人１日につき　　５００円（大人）、２００円（高校生以下）
　　自由広場　　：１時間につき　　５００円
施 設 概 要　　パークゴルフ場、自由広場、こもれびの森、芝生広場、いこいの広場、管理事務所等
　　駐車場　収容可能台数１６８台（無料）

名　　称　　扇田ふれあい広場
所　在　地　　北区釜尾町８１１番地
開設年月日　　平成２５年（２０１３年）９月１日
共 用 時 間　　午前９時～午後５時
　　（※５月１日から８月３１日までの期間は、午前９時～午後７時まで）
使　用　料　　パークゴルフ場　：１人１日につき　　５００円（大人）、２００円（高校生以下）
施 設 概 要　　パークゴルフ場、管理事務所等、駐車場　収容可能台数１２３台（無料）

（９）ごみのないまちづくりの推進（ごみ減量推進課）

観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、平成１９年（２００７年）７月１日に「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」を施行した。

特に路上禁煙区域及び美化重点推進区域に「上通、下通、新市街のアーケード内」を指定し、熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員による巡回を行うことで、路上喫煙及びポイ捨ての防止に努めている。

５　し尿処理及び浄化槽の普及促進（浄化対策課）

（１）概要

浄化槽汚泥を含むし尿については、し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可を受けたし尿処理業者９業者が地区ごとに処理規定に基づき収集している。収集したし尿は、市が指定するし尿処理施設において適正に処理している。

また、下水道の普及により影響を受けるし尿処理業者の適正な収集体制の整備に資するために、旧市域においては平成１０年度（１９９８年度）からし尿処理業者合理化事業に着手し、計画に基づいた事業の転換を行っている。

その他、公共用水域の水質保全を目的として、小型合併処理浄化槽の普及を図るため、公共下水道事業計画区域外等において浄化槽設置者に対して補助金を交付している。また、熊本地震の影響により、小型合併処理浄化槽の新設・取替えを余儀なくされた公共下水道事業計画区域内の被災者に対する補助金交付を平成２９年度（２０１７年度）より開始した。

（２）処理対象人口と収集量

※処理対象人口については令和３年（２０２１年）3 月 31 日現在での推計（外国人を含む）

区分＼年度			平 28	平 29	平 30	令元	令 2
処理対象人口			731,754	732,217	731,933	731,572	731,426
内訳	水洗化	公共下水道（人）	633,235	637,190	638,902	640,319	643,661
		浄　化　槽(人)	80,606	77,801	76,189	74,983	73,691
	く　み　取　り（人）		17,853	17,166	16,782	16,210	14,014
	自　家　処　理（人）		60	60	60	60	60
収集量	くみ取りし尿収集量（kl）		13,872.8	13,200.3	12,687.1	11,786.8	11,221.1
	浄化槽汚泥収集量（kl）		56,831.5	54,175.2	49,992.3	48,709.0	47,657.6
	収　集　量　合　計（kl）		70,704.3	67,375.5	62,679.4	60,495.8	58,878.8

（３）処理量（処理施設別）

（単位：kl）

区分＼年度	平 28	平 29	平 30	令元	令 2
東　部　浄　化　セ　ン　タ　ー	18,832.3	18,740.1	16,997.3	15,706.9	14,419.1
中　部　浄　化　セ　ン　タ　ー	33,453.1	30,440.2	28,512.1	28,145.6	27,964.9
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー	18,418.9	18,195.2	17,170.0	16,643.3	16,494.8
計	70,704.3	67,375.5	62,679.4	60,495.8	58,878.8

（４）許可業者（し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業）

・　旧 市 域　　６業者　　・富合地区　２業者(うち１業者は城南地区業者)

・　城南地区　　１業者　　・植木地区　１業者

※旧市域⇒富合・城南・植木地区を除く旧熊本市域

（５）処理施設

区分＼適用	処理区域	処理能力	処理内容
東部浄化センター	旧市域 富合地区 城南地区	90 kl／日	暫定施設投入後に下水処理※
中部浄化センター		210kl／日	前処理後に下水処理
山鹿衛生処理センター	植木地区	92 kl／日	脱窒素活性汚泥法

※　熊本地震により秋津浄化センターが損壊したため、東部浄化センターに簡易の投入口施設を建設し、し尿等を投入している。
なお、恒久施設については東部浄化センター内に建設を進めている。

（６）浄化槽の設置状況（令和2年度（2020年度））

（単位：基）

型式＼人槽		5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201以上	計
単独処理槽	腐敗型	2,248	146	128	12	2	0	2,536
	全ばっ気型	878	58	94	32	3	0	1,065
	分離ばっ気型	1,491	33	151	12	0	3	1,690
	接触ばっ気型	3,685	377	412	19	6	2	4,501
	計	8,302	614	785	75	11	5	9,792
合併処理槽		12,285	247	391	145	117	82	13,267
合計		20,587	861	1,176	220	128	87	23,059

（７）小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区分＼年度	平28	平29	平30	令元	令２
補助対象基数（基）	201	305	296	299	76
補助対象人槽（人槽）	1,120	1,676	1,615	1,622	417
補助金の額（千円）	74,293	105,191	100,793	92,672	45,281

（８）被災合併処理浄化槽設置支援事業補助金

区分＼年度	平30	令元	令２
補助対象基数（基）	122	39	12
補助対象人槽（人槽）	687	220	71
補助金の額（千円）	37,316	11,948	3,724

６　環境総合センター

（１）概要

昭和４７年（１９７２年）　２月　公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所を設置する。衛生局衛生部に所属する。

昭和５５年（１９８０年）１０月　田迎町大字田井島２６９番地に新築移転する。

昭和５６年（１９８１年）　１月　熊本市保健衛生研究所と改称する。

平成　４年（１９９２年）　４月　機構改編により環境保全局に所属替えとなる。

平成　７年（１９９５年）　４月　熊本市環境総合研究所と改称する。機構改編により２課５係となる。

平成　７年（１９９５年）　６月　画図町大字所島４０４番地１に新築移転する。
（建物名　熊本市環境総合センター）

平成１１年（１９９９年）　４月　機構改編により次長、主査制となる。（部相当）

平成１９年（２００７年）　４月　機構改編により部相当から課相当となる。

平成２４年（２０１２年）　４月　所属局名が環境局となる。熊本市環境総合センターと改称、４班となる。

所 在 地　東区画図町大字所島４０４番地１

業務内容　環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌ウイルス等微生物学的検査及び調査研究並びに環境総合センターの管理

（２）業務実績

令和２年度（２０２０年度）　検査実績　検体数　１４，４７９検体　検査項目数　３５，４００項目

環境学習実績　開催回数　０回　参加人数　０人

ア　環境関係業務

左：検体数　右：項目数

調査区分 ＼ 年度			平28		平29		平30		令元		令2	
大気汚染	有害大気汚染物質		20	20	12	12	12	12	12	12	12	12
	微小粒子状物質（PM2.5）		102	4,225	70	2,752	74	2,822	128	3,928	54	2,304
	酸性雨		88	608	90	636	93	678	92	664	92	664
	小　計		210	4,853	172	3,400	179	3,512	232	4,604	158	2,980
水質汚濁	河川・海域	生活環境項目等	304	1,939	304	1,944	305	1,959	304	1,952	304	1,952
		健康項目・要監視項目	23	677	21	748	21	735	23	740	23	740
	地下水	概況調査	214	6,694	139	5,492	141	5,526	139	5,471	139	5,471
		定期モニタリング調査	268	2,894	266	2,853	257	2,748	255	2,756	247	2,693
		科学的自然減衰監視	18	378	19	399	16	336	16	336	16	336
		その他（湧水調査等）	220	2,713	209	2,620	208	2,554	172	2,138	155	1,972
	工場・事業所排水		73	568	83	640	72	558	65	507	36	255
	その他（排水自主測定等）		34	2,933	72	2,698	23	2,676	18	2,563	19	2,577
	小　計		1,154	18,796	1,113	17,394	1,043	17,092	992	16,463	939	15,996
廃棄物処分場関係			77	2,546	81	2,478	166	2,357	77	2,183	52	1,370
外部精度管理			3	66	4	74	3	66	3	65	4	75
その他（空間放射線量率等）			44	48	7	7	4	4	9	9	19	19
合計			1,488	26,309	1,377	23,353	1,395	23,031	1,313	23,324	1,172	20,440

イ　衛生科学関係業務

左：検体数　右：項目数

調査区分＼年度	平28		平29		平30		令元		令2	
食品理化学検査	185	9,565	155	5,635	172	8,921	188	9,633	69	69
浴場・プール等の水質検査	1,369	10,755	131	457	119	389	113	385	45	202
洗剤等家庭用品試験	20	20	20	20	20	20	24	26	0	0
器具・容器包装等の試験	3	6	3	6	3	6	0	0	0	0
その他	4	8	3	8	3	7	5	11	1	1
合計	1,581	20,354	312	6,126	317	9,343	330	10,055	115	272

ウ　微生物関係業務

左：検体数　右：項目数

調査区分＼年度	平28		平29		平30		令元		令2	
食品	182	507	223	676	227	671	241	744	2	2
環境（浴場・プール水等）	1,552	2,926	212	272	214	264	177	221	27	49
食中毒（便・吐物等）	357	5,210	282	4,178	256	2,540	365	4,017	92	1,116
感染症（O157 等、発生動向調査）	282	1,180	317	1,251	449	1,790	1,357	2,547	13,071	13,521
合計	2,373	9,823	1,034	6,377	1,146	5,265	2,140	7,529	13,192	14,688

※　令和２年度（２０２０年度）は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、感染症の検体数及び項目数が急増

エ　環境学習業務

令和２年度（２０２０年度）は、新型コロナウイルス感染症検査実施の影響により環境学習業務を中止。

左：開催回数　右：参加人数

事業名＼年度		平28（注１）		平29		平30		令元		令2
環境総合センター主催事業	夏休み子ども環境教室	中止		12	45	20	137	18	207	中止
	ミニ科学体感フェア	中止		6	421	5	866	6	1,121	
	市民環境科学セミナー	52	429	31	205	42	196	31	190	
	水生生物ウォッチング					2	48	2	54	
	種の保存と生物多様性講座（注２）	中止		4	184	6	325	6	363	
	親子環境探検隊	1	33	3	105	3	50	4	152	
環境学習会等の支援事業		40	2,543	56	1,645	45	1,967	36	1,398	
合計		93	3,005	112	2,605	123	3,589	103	3,485	

注１　平成２８年度（２０１６年度）熊本地震の影響により実施を見送った事業は“中止”と表記

注２　平成２９年度（２０１７年度）までは「カブトムシ・クワガタ飼育講座」

経 済 観 光

1　経　　済　　振　　興　　251

2　競　　輪　　事　　業　　274

3　観　　光　　政　　策　　275

4　動　　植　　物　　園　　282

5　ス　ポ　ー　ツ　振　興　　284

１　経済振興

（１）概況

本市は、九州の中央に位置し、国・県などの行政機関が集積する県庁所在地であるとともに、市内人口約７４万人、熊本連携中枢都市圏約１１６万人を擁する消費市場を有している。こうした背景のもと、市内総生産を産業別にみてみると、卸売・小売業などの第３次産業が約８割を占めており、本市は商業・サービス産業中心の都市であるということができる。一方、第１次産業においては、商品性の高い作物を中心に、全国でも高い生産性を誇る都市型農業が展開されており、それを基にした伝統的な食品製造業なども発展している。このほか第２次産業においては、市内外に誘致された半導体産業、輸送機器産業等の大規模製造業や、情報通信関連産業、バイオ産業などの企業を中心に集積が進んでおり、九州の中核をなす拠点都市として役割を担ってきた。

本市の事業者の多くを占めるのは中小企業・小規模企業であるが、経済活動のグローバル化、人口減少・少子高齢化の急速な進展等により、社会環境が大きく変化するとともに、経営者の高齢化や後継者不足等、本市の中小企業・小規模企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。

また、平成２８年４月に発生した熊本地震により商業や観光産業をはじめとする地域産業の多くが甚大な被害を受け、未だ一部の地域や業種、中小企業・小規模企業等においては影響が残っている。

そのような中、本市では、本市経済発展のため、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を計画的かつ効果的に実施していくために、令和２年（２０２０年）３月に、「熊本市中小企業・小規模企業振興基本計画」を策定した。

また、新型コロナウイルス感染症の感染流行が長期化する中において、多くの事業者がマイナスの影響を受け地域経済への打撃も深刻なことから、令和２年（２０２０年）１０月に策定した「熊本市経済再建・市民生活安心プラン」に基づき、経済対策を実施してきたところである。

（２）産業政策

ア　創業支援（商業金融課・産業振興課）

本市では、平成２６年３月、国による創業支援事業計画の認定を受け、商工団体や金融機関、民間事業者等と連携した創業支援を行っているところであり、本市独自の取組としては、中小企業者や創業を志す市民の多岐にわたるニーズに対応するため、くまもと森都心プラザ内のビジネス支援センターにおいて、指定管理者制度による運営のもと、経営や資金調達にかかる相談窓口や、創業を志す者を対象にしたインキュベーション施設「創業支援室」を設け創業期の支援を実施している。

また、若者の創業機運の醸成を目的とした「大学生・専門学生向け起業スクール」や、創業から３年間、必要経費の助成及び経営の専門家派遣等による支援を一体的に行う「創業ステップアップ支援助成制度」等、創業のステージに応じた段階的支援を実施している。

加えて、中小企業基盤整備機構が設置・運営するくまもと大学連携インキュベータ（大学連携型起業家育成施設）において、ライフサイエンス（生命科学）分野等で起業・新事業展開を行う方に対し、熊本県は支援人材の派遣（経営ノウハウ、販路開拓支援等）、熊本市はオフィス・研究室の賃料補助を実施しており、また、商店街内の空き店舗を活用し、新規又は２店舗目となる小売業等の店舗を出店する民間事業者や創業者に対して店舗改装費を対象とした補助を実施している。

さらに、令和２年度には、コロナ禍による中小企業等の経営状況の悪化を受け、クラウドファンディングの利用手数料の一部負担によって事業者の新商品の開発や販路開拓を支援する「クラウドファンディング活用支援事業」や、廃業した事業者の早期再起を支援する「再チャレンジ支援事業」を実施するとともに、独自の技術や新しいアイデアを用いたビジネスモデルで、大きな成長が期待されるスタートアップ・ベンチャー企業に対する支援策として、事業会社や投資会社等に対してプレゼンテーションを行う機会を提供する「ベンチャーピッチ事業」を実施した。

令和３年度には、ビジネスモデルのブラッシュアップからマッチングまで集中的な支援を行う「起業家発掘・育成支援事業」を実施することで、更なる支援の拡充を図る。

イ　企業立地促進事業（産業振興課）

本市経済の活性化や雇用機会の拡大による市民所得の向上を図るため、平成１１年４月施行の「熊本市企業立地促進条例」に基づく優遇制度を活用して本市への企業の立地促進を図っている。

本市では、平成２２年３月の城南町・植木町との合併により市域が広がったことから、城南工業団地や今藤工業団地への製造業・物流機能の誘致が進んだほか、九州新幹線の全線開業や政令指定都市移行に伴う都市ブランド効果を背景に、ＩＴ関連、コールセンターや事務センター等のオフィス系企業の中心市街地や熊本駅周辺への集積を促進した。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、テレワークやオンライン会議など、デジタル技術を活用した新しい働き方が普及する中、首都圏企業がリスク分散やオフィスコスト削減を図る観点から、都市から地方へのオフィス機能移転が見受けられた。そのような状況を受け、本市ではサテライトオフィスとして活用できるコワーキングスペース利用補助制度やオンライン会議システムを活用した誘致活動を展開したほか、首都圏企業が本市の視察を行う際の費用の一部助成や首都圏企業と地場企業のマッチング支援などに取り組んでおり、東京事務所とも連携し、本市の優れたビジネス環境や生活環境等をアピールすることで更なる企業の立地を目指していく。

ウ　フードパル熊本（産業振興課）

フードパル熊本は、本市が計画し、市と旧協同組合フードパル熊本が事業主体者、旧環境事業団が開発主体となり開発した食品工業団地であり、地域経済の活性化とリーディング産業である食品産業の振興を目的に貢町、和泉町地区に建設したものである。特色としては、①生活者との交流、②地域経済をリードする意欲的な企業づくり、③質の高い就労環境、④地域農業との連携、⑤環境との調和の５つのコンセプトを基本に開発し、特に生活者との交流については、各企業において直売施設、見学工場、体験施設等の交流施設を設置するとともに、フードパル熊本の事業として、こだわり工房村（レンタル工房）、とれたて市（農産物直売所）事業にも取り組んでいる。また、本市も食品交流会館、公園、駐車場などの公益的施設を整備し、産業と市民、来訪者の交流の場、地域経済の牽引役としてその発展に大きな期待を寄せている。

熊本市食品交流会館（産業振興課）

熊本市食品交流会館は、食品産業の振興及び地域経済の活性化を促進するために建設したものであり、フードパル熊本の中核施設として、また地域産業、市民及び来訪者の交流施設として機能することを目指している。

所在地　　北区貢町５８１番地２

主な設備　多目的ホール、第１会議室、第２会議室、パーティールームＡ・Ｂ、イベント広場等

管理運営　株式会社フードパル熊本（指定管理者）

施設利用状況　　令和３年４月１日現在

	H28			H29			H30			R1			R2		
	利用件数(件)	利用者数(人)	利用率(%)	利用件数(件)	利用者数(人)	利用率(%)	利用件数(件)	利用者数(人)	利用率(%)	利用件数(件)	利用者数(人)	利用率(%)	利用件数(件)	利用者数(人)	利用率(%)
第１会議室	592	22,006	80	608	24,739	76	506	19,684	69	510	19,992	70	294	8,033	50
第２会議室	345	5,374	62	352	5,686	63	288	4,273	50	261	4,349	52	166	1,486	33
パーティールーム	566	20,455	63	580	24,718	64	551	23,687	59	553	20,391	60	287	5,224	41
イベント広場	57	27,281	18	55	25,983	17	56	21,458	17	45	18,925	14	18	2,230	6
多目的ホール	457	91,489	68	410	105,304	64	481	107,924	66	420	93,607	61	250	18,175	39

（令和2年4月23日～5月20日　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用休止）

エ　くまもと森都心プラザ（産業振興課・観光政策課・市立図書館）

くまもと森都心プラザは、熊本駅周辺地域整備基本計画における「人と情報の交流ゾーン」「情報化社会を切り開くゾーン」に位置づけられ、施設の基本コンセプトを「ひと、情報、文化が交流し、豊かさと活力を生み出す『情報交流拠点』として平成２３年１０月１日に開館した。（１）観光・郷土情報センター（２）プラザ図書館（３）ビジネス支援センター（４）プラザホール・会議室　等による複合交流施設として東Ａ地区市街地再開発事業地区内に整備され、開館当初より、指定管理者（くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体）により管理運営されている。

令和３年度には、熊本駅周辺の再開発による環境の変化や地域ニーズを踏まえ、新たなビジネス支援拠点や、子育て支援機能などの新たな機能の整備を行うことにより、施設の充実を図る。

所在地　　西区春日１丁目１４－１

主要施設　６階　Ａ会議室～Ｄ会議室

５階　プラザホール、多目的室、ホワイエ・ラウンジ、控室

４階　プラザ図書館、ビジネス支援センター、学習室、託児室

３階　プラザ図書館

２階　観光・郷土情報センター、管理事務室

施設利用状況（有料施設）

区分＼年度	H28	H29	H30	R1	R2
プラザホール	2,975 人	82,442 人	86,852 人	74,335 人	21,055 人
多目的室	11,969 人	12,420 人	12,146 人	11,932 人	4,768 人
Ａ会議室	11,888 人	14,303 人	12,759 人	11,266 人	5,417 人
Ｂ会議室	10,480 人	12,081 人	9,806 人	9,643 人	3,994 人
Ｃ会議室	10,130 人	11,394 人	10,530 人	9,784 人	4,508 人
Ｄ会議室	8,133 人	8,998 人	9,414 人	7,368 人	4,037 人
託児室	695 人	1,136 人	1,136 人	961 人	599 人

施設利用状況（有料施設以外）

区分＼年度	H28	H29	H30	R1	R2
観光・郷土情報センター	191,629 人	229,100 人	230,802 人	191,170 人	142,801 人
プラザ図書館	328,983 人	510,207 人	536,007 人	511,968 人	372,564 人
ビジネス支援センター	2,691 人	2,587 人	2,514 人	2,416 人	2,767 人

（令和２年４月 23 日～5 月 20 日　新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用休止）

オ　海外経済交流の推進（産業振興課）

海外との経済交流を推進し、地場企業の販路拡大、グローバル化を図るため、東アジア経済交流推進機構の一員として、中国・韓国の各都市との産業交流や相互のネットワークの強化を促進するとともに、県、ＪＥＴＲＯ熊本、熊本県貿易協会等関係機関と連携しながら、海外主要都市における見本市への出展支援など、地場企業の製品や技術力の知名度向上を図る取組をおこなっている。

また、熊本港利用促進のため、定期航路を利用した荷主企業への助成金、船会社や荷主企業への訪問等によるポートセールス活動を展開している。

（３）商工業の振興

ア　魅力ある商店街の形成（商業金融課）

中心商店街の活性化については、平成２９年３月２４日内閣総理大臣より認定を受けた３期中心市街地活性化基本計画に基づき、商業基盤の整備や交通アクセスの充実などを進めており、交流拠点としての都市的魅力を高めるとともに、熊本城、城彩苑からの回遊性を図るなど、中心市街地活性化協議会などとも連携し、賑わいのある中心商店街を創出する。

また、地域商店街については、地域の特性を活かした個性ある取り組みや地域と一体となって取り組む事業に対して積極的な支援を実施している。

イ　工業の生産性向上（産業振興課）

新規性・独自性のある高付加価値の製品の創出を促進するために、大学等における研究シーズと企業の事業化ニーズのマッチング機会の提供や中小企業者が行う新製品･新技術研究開発を支援している。令和２年度は新製品・新技術研究開発事業助成金に新型コロナ対応枠を設け、感染拡大防止に係る製品開発等に取り組む企業に対して必要な経費の一部助成を行った。

販路拡大の支援については、中小製造業者等が行う見本市出展への助成を行うとともに、令和２年度は新型コロナウイルス感染症により売上が減少した事業者の販路開拓等の取組に対し支援する「小規模事業者等緊急支援補助金」を実施したほか、ビジネスモデルの転換を支援するため、IT導入に関する中小企業向けのセミナーを開催した。

また、市内外で開催される物産展等出展への助成を行うとともに、「熊本の物産商談会」をオンラインにて開催した。令和３年度は、Webを活用した物産展の開催やものづくり企業向けの商談会を開催し、本市工業の活性化と中小製造業者の経営基盤安定を図る。

さらに、地場企業の技術革新や産学連携などを促進するとともに、くまもと産業支援財団をはじめとする各支援機関と連携して先端産業の育成と産業の高度化に取り組んでいる。

ウ　人材の確保･育成（産業振興課、経済政策課）

職業安定機関や企業との連携のもと、求人活動への支援を図るとともに、勤労者資質の向上、勤労者福祉の充実など、中小企業における人材の確保や育成に努める。

また、中小企業の人材の育成を支援するため、指定管理者によって運営されるくまもと森都心プラザにおいて経営者から新入社員までを対象とした各階層別・分野別能力開発研修を体系的に開催するとともに、中小企業大学校等の研修に企業が従業者を派遣する場合、旅費･滞在費の２分の１相当額を補助する「中小企業研修派遣助成制度」を設けている。

研修事業実績

年　度	H28		H29		H30		R1		R2	
研修種別	件　数（件）	受講者数（人）	件　数（件）	受講者数（人）	件　数（件）	受講者数（人）	件　数（件）	受講者数（人）	件　数（件）	受講者数（人）
経営研修（セミナー等）	18	271	17	347	18	299	16	237	13	154

エ　共同化への支援（商業金融課）

環境整備や事業の共同化を促進するため、商店街が実施する共同施設の整備に対する支援や、中小企業者が共同して事業を行うための事業協同組合等の組織化に対し支援を実施している。

オ　熊本流通業務団地（商業金融課）

流通機能の合理化と都市機能の維持増進を図り、都市環境の改善と消費生活の安定に資するため、市南部の近見・田迎・御幸地区に熊本流通団地を建設したものである。

この熊本流通団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、流通業務施設と関連公益施設等を計画的に整備したもので、約８０社の卸・運輸・倉庫業者が入居している。

また、地域の情報化を推進するため設立された第３セクターの㈱熊本流通情報センターも流通情報会館に入居しており、高度情報化社会に対応するため、情報通信技術を駆使した流通業の経営効率化・情報力強化を図り、九州における流通拠点としての基盤の確立を目指している。

事業の名称　　熊本流通業務団地造成事業

位　　置　　南区流通団地１丁目・２丁目

カ　熊本市流通情報会館（商業金融課）

熊本市流通情報会館は、「地域経済の活性化」を推進し、中小企業の経営活動を積極的に支援するため、（１）熊本地域の産業情報化の核、（２）中小企業の人材育成の場、（３）商品流通情報の交流の場、（４）熊本流通団地の機能を総合的に高めるための拠点施設及び公益施設としての機能を有した総合施設である。

なお、当会館は平成１７年４月より指定管理者（熊本流通団地協同組合）により管理運営されている。

所　在　地　　南区流通団地１丁目２４番地

開　　館　　平成元年４月２６日

主要施設

（事務棟）６階　６０１～６０４研修室、ラウンジ

５階　５０１～５０３研修室

４階　㈱熊本流通情報センター

３階　㈱熊本流通情報センター

２階　熊本流通団地協同組合、多目的ルーム

１階　会館事務室、常設展示コーナー

（展示棟）１階　展示場（１，０８０㎡、高さ５．９ｍ、床荷重１ｔ／㎡）

地下　駐車場

会館利用状況

区分 ＼ 年度		H28	H29	H30	R1	R2
研修室	件　数	2,710	2,772	2,835	2,698	1,462
	人　数	83,630	85,105	85,672	81,925	34,676
展示場	件　数	241	226	238	234	120
	人　数	93,596	82,732	83,698	54,462	11,111

（令和2年4月23日～5月20日新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用休止）

（４）雇用対策（経済政策課）

ア　コロナ禍における雇用の安定と確保

・新型コロナウイルス感染症の影響による失業者対策として早期の再就職の支援に主眼を置き事業を実施。あわせて、人材育成として就職やキャリアアップに必要となる資格取得の支援や更なる失業者を生み出さないための雇用の維持にも取り組む。

・就職活動においては対面での合同就職面談会の開催が難しくなっているため、オンラインを活用した合同就職説明会を年間４回開催し、求職者の早期就職及び企業の人材確保を支援する。

・新型コロナウイルス感染症の影響により解雇された方等を雇用する企業への雇用奨励金を交付することにより、求職者の早期就職促進を図る。

・コロナ禍においても人手不足が顕著で、雇用吸収力の高い介護・警備・運輸・建設分野に就職した方への就職奨励金を交付する。あわせて、介護福祉士資格取得に必要な介護福祉士実務者研修取得講座を実施し、介護業界への就労支援を行う。

・更なる失業者を生み出さないために、雇用の維持支援として、オンラインを活用した出向・副業マッチング会を実施する。

・社会保険労務士による無料市民労働相談を予約制で実施し、事業主や労働者からの、雇用調整助成金等の申請や労務管理、労働条件等の相談対応（市役所本庁舎１４階において毎週月～金曜日１０：００～１９：００に相談窓口を設置）を行う。

・「高等学校進路指導担当教諭と地場企業との意見交換会」を県や関係団体と連携実施し、若年者の就職促進を図る。

・コロナ禍で更に就職が困難になっている就職氷河期世代への就労促進の取組として、ハローワークが行う職場体験前後のキャリア支援講座、職場体験等の参加者への奨励金、職場体験等参加者受入企業への助成金、企業の就職氷河期世代採用意識向上セミナー等を実施し、就職氷河期世代の就労を支援する。

・障がい者、母子家庭の母等を雇用した事業主に雇用奨励金を支給することにより、特に就職が困難な市民の雇用促進を図る。

イ　アフターコロナを見据えた雇用対策

・オンラインを活用したＵＩＪターン就職面談会を実施し、コロナ収束後の経済回復時に必要となる就労人材を首都圏等の県外から呼び込み、今後の更なる経済発展を促進する。

・就労人材がよりスムーズに本市に移住しその後の定住につながるよう、オンライン移住交流会等の開催、ＵＩＪターンサポートデスクによる移住・就業相談対応を実施し、移住希望者への継続的な支援に取組む。あわせて、熊本市公式移住サイト「熊本はどう？」等による移住プロモーションを行い移住就業の促進を図る。

・東京２３区（５年以上在住又は通勤）から本市へ移住し、対象企業等に就業又は起業（熊本県認定）等された場合に、移住支援金を交付することにより移住定住の促進及び中小企業等における人手不足解消を図る。

・コロナ収束後を見据えた経済回復のためには、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した生産性向上が必要であることから、熊本市、熊本県情報サービス産業協会及び熊本商工会議所からなる『熊本市地域雇用創造協議会』を設立し、ＩＣＴ活用人材の育成にも取り組む。

・外国人労働者等の日本語習得を支援し、日本語能力の向上や事業者による日本語教育の促進を図り、従事業務の高度化や特定技能への円滑な移行を促す。

・働き方改革の推進を通じた上質な労働環境の整備を支援するため、テレワークセミナーを実施する。

・地域企業や地域産業への理解を深めることを目的として、小中学生が地場企業やサプライチェーンの産業構造を学ぶ「しごと学びWEBライブ」の開催や、大学生の人材定着に資する事業への補助を行うことにより、若者の市外流出の抑制や将来的な人材還流を図る。

ウ　職業能力の向上

教育訓練の充実

・熊本市職業訓練センターで、求職者や在職者の職業能力開発訓練を実施し、市民の職業能力の向上を支援する。

・熊本市職業訓練センターの受講生のうち、雇用保険の受給資格のない離職中の者に対して、受講料の半額を助成する。

・認定職業訓練校を支援することにより、若年労働者の技術養成、職業能力の向上を図り、同時に、離職防止や地元就職への定着につなげる。

熊本市技能者表彰

・本市産業の発展に尽くされた技能者や全国規模以上の技能競技大会において優秀な成績を修めた者、さらには各種の技能をもって地元企業に勤務する優秀な若年技能者を表彰することで、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ若年技能者の育成及び技能水準の向上を図る。

エ　労働環境の向上

関係機関との連携強化及び福利厚生の向上支援

・熊本市勤労者福祉センター（サンライフ熊本）の運営を通じ、中小企業勤労者の健康保持、体力の増強及び教養、文化等、雇用の促進と福祉の向上を図る。

・熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンターの各種祝い金等の給付事業及びレジャー・レクリエーション等の福利厚生事業を支援することにより、従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。

・社会保険労務士による無料市民労働相談を予約制で実施し、事業主や労働者からの、雇用調整助成金等の申請や労務管理、労働条件等の相談対応（市役所本庁舎１４階において毎週月～金曜日１０：００～１９：００に相談窓口を設置）を行う。（再掲）

労働相談実績（件数）　　令和３年４月１日現在

年度	合計	就業規則 労働契約	人事 配置転換	セクハラ 等	賃金 退職金	労働時間 休暇	退職 解雇	懲戒処分 損害賠償	安全衛生 労災事故	雇用保険	社会保険 年金	その他
H28	12					1	2			2	4	3
H29	38	2	1	2	4	2	4	1	7		11	4
H30	34	3			4	3	5	1	2	4	12	
R1	52	5	1		1	1	2		1	3	29	9
R2	151	6	0	0	8	2	11	0	2	86	25	11

※H28は5月17日～8月31日まで熊本地震に関する特別労働相談（102件）で対応。

※R2は4月15日～3月31日まで新型コロナウイルスに関する特別労働相談（149件）で対応。

オ　関係機関との連携事業の取組み（連携相乗効果による全体最適化、効率化）

労働局・熊本県との連携事業

・平成26年度に熊本労働局と「熊本市雇用対策連携協定」を締結し、求職者の就職促進と企業の人材確保支援等について、時勢に応じた政策課題を共有し効果的・一体的にその対策に当たることとした。

・「高等学校進路指導教諭と地場企業との面談会」を県や関係団体と連携実施し、若年者の就職促進を図る。（再掲）

・熊本労働局及び熊本県との連携により就職未内定の高校3年生と地場企業との合同就職面談会を実施する。

・熊本労働局が主体となって実施する若年者地域連携事業「UIJターン合同就職面談会」（熊本開催）を連携支援する。

・働くことに一歩を踏み出せない若者（若年無業者）への支援として、熊本労働局が主体となって実施する地域若者サポートステーション事業を連携支援する。

・「働き方改革」に資する企業セミナーなどを熊本労働局と連携し実施する。
・国と連携・協力して中央区役所・東区役所に設置した、生活保護受給者等への就労支援を行うハローワークのサテライトを通じ、ハローワーク業務と福祉分野の業務とを連携させた就労支援を一体的に実施する。
・熊本労働局及びシルバー人材センターと連携・協力して中央区役所及び熊本市勤労者福祉センターに設置した高齢者職業相談コーナーを通じ、健康で就業意欲の高い高年齢者の職業相談を実施する。

カ　労働雇用関係施設（市施設）

熊本市職業訓練施設（熊本市職業訓練センター、熊本市事業内高等職業訓練校）

職業に必要な労働者の能力の開発及び向上を促進するため、職業訓練を行う事業主等への施設の提供及び各種職業能力の開発又は向上に関する講習や体験学習等、幅広い職業訓練を実施している。

管 理 運 営　　熊本市職業訓練施設管理共同企業体（指定管理者）
所　在　地　　西区花園７丁目１９番１０号、中央区南熊本３丁目８番１６号

利 用 者 数（延べ人数）　　（令和３年４月１日現在）

区分 / 年度	合計	市指定事業	自主事業	貸館利用			
				認定訓練	受託訓練	検定	一般貸館
H30	26,065	333	6,497	10,743	8,091	126	275
R1	33,727	348	9,091	13,373	9,074	143	1,698
R2	31,256	291	10,027	8,515	11,702	198	523

（令和２年４月 23 日～5 月 20 日新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用休止）

熊本市勤労者福祉センター

雇用の促進と勤労者の福祉の向上を図るため、雇用の促進に関する事業、心身の健康及び体力の増進に関する事業、教養及び文化活動に関する事業、福祉の向上に関する事業の実施及び体育室や会議室等の貸出等を行う。

管理運営　　（一財）熊本市勤労者福祉センター（指定管理者）
所 在 地　　中央区黒髪３丁目３番１２号
施設概要　　１階　体育室・ホール・講習室　職業相談室・更衣室・シャワー室
　　２階　和室（2部屋）・研修室・大会議室

（令和３年４月１日現在）

区分 / 年度	利用者数（人）				貸館（千円）	主催事業（千円）
	講座等	貸館等	健康相談	計	利用料金	主催事業収入
H28	25,633	19,871	1,127	46,631	2,549	11,287
H29	41,730	33,553	1,841	77,124	4,363	20,632
H30	31,857	18,407	1,706	51,970	2,686	13,339
R1	37,091	20,370	3,401	60,862	3,068	16,616
R2	13,911	9,843	2,581	26,335	2,137	6,222

（令和２年４月 23 日～5 月 20 日新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用休止）

（５）中小企業経営の基盤強化（経済政策課・商業金融課）

中小企業が抱える経営上の諸問題についての相談・診断を行うとともに、経営情報の提供など、中小企業の自主的な経営努力を支援し、経営力の強化を図る。

ア　資金調達の円滑化

中小企業が健全な経営活動を営めるよう、金融情報の提供や円滑な資金調達を制度融資により支援する。

融資状況

年度 / 制度名	H30		R1		R2	
	件　数	金　額	件　数	件　数	金　額	件　数
	件	千円	件	千円	件	千円
小口資金融資	105	385,950	94	373,200	12	44,980
経営向上小口資金融資	595	1,785,560	479	1,426,850	53	144,900
経営安定資金融資	63	589,100	30	163,100	6	43,500
創業サポート資金融資	74	256,550	74	235,600	35	102,900
経営安定特例資金融資	0	0	0	0	0	0
経済環境変動対策資金融資	55	370,320	77	638,000	4	36,000
公害防止施設資金融資	0	0	0	0	0	0
地下水使用合理化設備資金融資	0	0	0	0	0	0
高度化資金融資	0	0	0	0	0	0
短期資金融資	18	63,550	10	31,000	4	11,000
新エネルギー設備等資金融資	0	0	0	0	0	0
計	910	3,451,030	764	2,867,750	114	383,280

イ　熊本市中小企業活性化会議

平成２４年第４回定例会において、議員提案により「熊本市中小企業振興基本条例」が制定、平成２５年４月１日から施行された。平成３０年第４回定例会において、改めて議員提案により条例の一部改正がなされ、平成３１年（２０１９年）４月１日から名称を「熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例」に改正し、新たに小規模企業に関する基本理念、基本方針などを追加した。この条例は、中小企業・小規模企業振興に向けた基本理念や、市民・中小企業・市などの役割などを定めたもので、市長の附属機関として、熊本市中小企業活性化会議を置き、市長の諮問に応じて会議で条例の基本方針に基づく中小企業・小規模企業の振興に関する施策等を審議するものである。

目　　的　　熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例第９条における施策の基本方針に基づく、中小企業・小規模企業の振興に関する施策等について審議する。

委員構成　　１６人以内（学識経験者、公募委員、中小企業団体・金融機関・消費者団体・関係行政機関の職員）

任　　期　　２年

開催状況　　中止[1]　　令和２年（２０２０年）　　８月１１日（火）

(令和2年度)　　第１回　　令和２年（２０２０年）　１０月　６日（火）　１０時００分～

※[1]新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期にあり、一堂に会する会議の開催は適切でないと判断し、開催を中止、書面により各委員からご意見を徴取。

（６）中小企業等への各種助成（商業金融課・産業振興課・経済政策課）

ア　中小企業振興助成

助成の種類	助成対象	助成措置
事業助成金	中小企業者が、中小企業団体であって市長が認めたものを組織し、運営を開始したとき	1組合につき10万円（組織し、運営を開始した年度に限る）
	商店街等環境整備事業	事業費が1億円以下のとき、事業費の20パーセントに相当する額以内
		事業費が1億円を超えるとき、2千万円に1億円を超える額の10パーセントを加算した額以内とし、3千万円を限度とする
	集団化事業及び施設共同利用事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、2千万円を限度とする
	一般高度化事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、1千万円を限度とする
融資のあっせん	創業及び経営基盤の強化に必要な設備、高度化施設等、福利厚生施設	融資のあっせん
便宜の供与	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき、設備、高度化施設等	用地のあっせん、労働力の確保、道路等の整備、情報・資料の提供、その他

助成状況

区分＼年度		H28	H29	H30	R1	R2
設立運営費	件数	0	0	0	4	2
	金額（千円）	0	0	0	400	200
高度化施設	件数	0	0	0	0	0
	金額（千円）	0	0	0	0	0

イ　商店街共同施設助成

商店街の共同施設（街路灯、アーケード、防犯カメラ等）の設置等の事業を助成する。

助成状況

年度	H28	H29	H30	R1	R2
件数	0	3	6	3	0
金額（千円）	0	4,146	8,185	1,128	0

ウ　商店街共同施設電気料補助

商店街が管理する街路灯電気料の20%を運営資金として補助する。

助成状況

年度	H28	H29	H30	R1	R2
件数	59	54	49	53	50
金額（千円）	4,125	4,170	3,990	4,255	4,027

エ　商店街活性化特別支援事業

商店街等が実施する集客や販売促進等の事業を助成する。

助成状況

年度	H28	H29	H30	R1	R2
件数	24	28	32	32	16
金額（千円）	22,969	28,015	28,272	23,700	12,956

オ　商店街空き店舗対策事業

商店街団体等が実施する空き店舗対策事業に助成する。

助成状況

年　　度	H28	H29	H30	R1	R2
件　　数	16	11	1	2	2
金額（千円）	7,829	5,823	1,000	2,000	2,000

カ　商店街等プレミアム付商品券発行支援事業

地域経済における消費喚起を目的に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街・商工会・事業協同組合等が、独自にプレミアム付商品券を発行する事業に対し助成する。

助成状況

	新型コロナウイルス対応 緊急プレミアム付商品券発行支援事業	商店街等プレミアム付商品券発行支援事業
件　　数	34（52団体）	32（62団体）
金　　額	184,586千円	225,171千円

キ　水辺エリア商店街都市緑化フェア推進事業

「第38回全国都市緑化くまもとフェア」における水辺エリア会場周辺に所在する商店街内の空き店舗を活用して実施する事業に対し助成する。

予算額：　2,000千円（1,000千円×2団体）

ク　飲食店等感染防止環境整備支援事業

感染拡大防止を目的とした飲食店等の環境整備等に対する助成を行う。

助成状況

	小規模改修等補助金	換気設備等補助金
交付決定件数	2,175件	600件
交付決定額	476,370千円	639,023千円

感染拡大防止実践店の認証店舗数　2,430店舗

ケ　プレミアム付タクシー券販売支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたタクシー業界への支援を目的に、熊本市タクシー協会が実施するプレミアム付タクシー券事業に対する助成を行った。

助成金額：15,781千円

コ　飲食店デリバリー利用促進事業

新型コロナウイルス感染拡大を受け、「新しい生活様式」への対応支援として、出前等において飲食宅配代行業者を利用する際の配達料に対する助成を行った。

助成状況

件　　数	4件
金　　額	14,913千円

サ　緊急家賃支援事業

新型コロナウイルス感染拡大に伴う、県の休業要請を受け休業した施設や、営業時間を短縮した飲食店等を対象に家賃に対する助成を行った。

助成状況

	緊急家賃支援 受付期間　R2年5月7日～7月31日	時短協力緊急家賃支援 受付期間　R3年2月8日～令和3年4月30日
件　　数	5,867件	2,855件
金　　額	764,118千円	244,377千円

シ　飲食店取引事業者等緊急支援事業

新型コロナウイルス感染拡大に伴う営業時間短縮要請に応じた飲食店と直接取引のある事業者やタクシー・運転代行事業者を対象に売上減少に対する助成を行った。

助成状況

	飲食店取引事業者等緊急支援 受付期間　R3年2月24日～令和3年4月30日
件　　数	646件
金　　額	79,900千円

（７）中小企業金融対策（商業金融課）

ア　中小企業金融制度一覧

制度名 （発足年月日）	小口資金融資 （昭 38.8.7）	経営向上小口資金融資 （平 19.10.1）
目　　的	市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	信用保証協会と金融機関との責任共有制度の導入に伴う金融環境変化の影響を受けやすい市内小規模零細事業者に対して、責任共有制度の対象除外となる全国統一の保証制度の対象とすることにより、小口資金の円滑な融資を図り、企業の体質の改善を図るとともに、安定的な資金調達を維持し、もって本市中小企業の振興に寄与する
対　　象	・市内に１年以上居住し、かつ同一事業を１年以上経営している中小企業者 ・従業員 20 人以下であること	・市内に１年以上居住し、かつ同一事業を１年以上経営している中小企業者 ・従業員 20 人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は５人以下）であること ・この融資と既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で 2,000 万円の範囲内であること ※認定支援機関を活用し、事業改善に取り組む企業者は、保証料補給の特例あり ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第２条第１項第１号に該当する者は、保証料補給の特例あり
使　　途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融資限度額	1,000 万円以内	1,000 万円以内
融資期間及び利率	30 ヶ月：固定　年 2.00%以内 45 ヶ月：固定　年 2.10%以内 60 ヶ月：固定　年 2.20%以内	3 年以内：固定　年 1.70%以内 4 年以内：固定　年 1.80%以内 5 年以内：固定　年 1.90%以内
据置期間	6 ヶ月以内	6 ヶ月以内
保証料率	年 0.45%～1.25% 保証料補給：1/2	年 0.50%～2.20% 保証料補給：1/2 ※特例対象者　全額
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返済方法	元金均等月賦返済	一括又は分割返済
申込先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取扱金融機関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市預託条件　融資原資（千円）	469,400（出捐金）	874,000
市預託条件　協調倍率（倍）	25	3
市預託条件　融資枠（千円）	11,735,000	2,622,000
市預託条件　預託機関	県信用保証協会	取扱金融機関

制度名 （発足年月日）	経営安定資金融資 （昭 43.4.1）	創業サポート資金融資 （平 12.4.1）
目　　的	市内中小企業者の経営の合理化、体質の改善に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	創業を行うまたは創業を行った個人もしくは創業を行ったことにより設立された会社、または事業の転換又は多角化を行う者に対して、資金の円滑な融資を図ることにより起業支援を行い、もって本市中小企業の振興に寄与する
対　　象	市内に１年以上居住し、かつ同一事業を１年以上経営している中小企業者及び組合	１．新規開業（開業後１年未満の者を含む） ①　市内に居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験があり、1 月以内に新たに事業を開始する者（2 月以内に新たに会社を設立する者） ②　市内に居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験がなく、1 月以内に新たに事業を開始する者（2 月以内に新たに会社を設立する者）（学生については、学校の推薦を受けた者） ※産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業により支援を受けた者は、6 月以内 ※熊本県外に住民登録後１年以上経過し、定住を目的として、熊本市内に住民登録後１年以内の者は、保証料の特例あり ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第２条第１項第２号ア、ウに該当する者は、保証料補給の特例あり ２．転業・多角化　市内に１年以上居住し、かつ同一事業を3年以上継続して営んでいる者　転業・多角化前であること ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第２条第１項第２号イに該当する者は、保証料補給の特例あり
使　　途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融資限度額	事業者：3,000 万円以内 組　合：4,000 万円以内	新規開業①：2,000 万円以内 新規開業②：500 万円以内 転業・多角化：1,000 万円以内
融資期間及び利率	3 年以内：固定　年 2.10%以内 5 年以内：固定　年 2.20%以内 7 年以内：固定　年 2.30%以内	新規開業　3 年以内：固定　年 1.30%以内 5 年以内：固定　年 1.45%以内 7 年以内：固定　年 1.60%以内 転業・多角化　7 年以内：固定　年 2.00%以内
据置期間	6 ヶ月以内	1 年以内
保証料率	年 0.25%～1.70%	新規開業　　：年 0.35% 転業・多角化：年 0.25%～1.70% 保証料補給：特例対象者のみに対し全額
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返済方法	元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申込先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取扱金融機関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市預託条件　融資原資（千円）	501,000	157,000
市預託条件　協調倍率（倍）	3	3
市預託条件　融資枠（千円）	1,503,000	471,000
市預託条件　預託機関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 （発足年月日）	短期資金融資 （平 24.4.1）	経営安定特例資金融資 （昭 55.4.15）
目的	市内中小企業者の短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	外的要因による経営環境の変化に伴い、健全な経営の安定に支障が生じた中小企業者へ円滑な融資を図ることにより、中小企業者の経営の安定を図り、もって、本市中小企業の振興に寄与する
対象	市内に6ヶ月以上居住し、かつ同一事業を6ヶ月以上経営している中小企業者	市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上（天災地変・火災の場合6ヶ月以上）経営している中小企業者 ①大規模小売店（床面積 1,000 ㎡以上）の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めたもの ②倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50 万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めたもの ③天災地変・火災により被害を受けた中小企業者 ④大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めたもの
使途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金 （①、④については設備資金のみ）
融資限度額	500 万円以内	1,500 万円以内
融資期間及び利率	保証付　1年以内：固定　年 1.95%以内 保証無　1年以内：固定　年 2.10%以内	7年以内：固定　年 2.00%以内
据置期間	無	1年以内
保証料率	保証付の場合　年 0.25%～1.70%	年 0.25%～1.70%
連帯保証人	保証付の場合 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く 保証付でない場合 取扱金融機関の定めるところとする	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返済方法	一括又は分割返済	元金均等月賦返済
申込先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取扱金融機関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市預託条件　融資原資（千円）	40,000	130,000
市預託条件　協調倍率（倍）	3	3
市預託条件　融資枠（千円）	120,000	390,000
市預託条件　預託機関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 （発足年月日）		経済環境変動対策資金融資 （昭62.6.1）
目的		経済環境の変動により事業活動に支障をきたしている中小企業者に対し、経営の安定に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対象		・市内に１年以上居住し、かつ同一事業を１年以上経営している中小企業者 ・売上高が減少している中小企業者 中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定に基づき指定された業種で、融資申込以前１年以内のいずれか連続した３か月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較し５パーセント以上減少している者
使途		運転資金
融資限度額		1,500万円以内
融資期間及び利率		7年以内：固定 年1.85%以内
据置期間		6ヶ月以内
保証料率		年0.25%～1.70%
連帯保証人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返済方法		元金均等月賦返済
申込先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取扱金融機関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市預託条件	融資原資（千円）	1,548,000
	協調倍率（倍）	3
	融資枠（千円）	4,644,000
	預託機関	取扱金融機関

制度名 （発足年月日）	公害防止施設資金融資 （昭46.11.1）	地下水使用合理化設備資金融資 （平3.4.1）
目　　的	市内中小企業者の工場又は事業所における公害防止に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって市民の健康の保護、生活環境の保全を図る	市内中小企業者の工場及び事業所における地下水の使用合理化に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対　　象	・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・公害防止に関し、監督機関の改善指導を受け、市長が必要と認めた施設	・市内に1年以上居住しかつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・地下水の使用合理化を図るものとして市長が認めた施設・設備
使　　途	設備資金	設備資金
融資限度額	800万円以内	1,000万円以内
融資期間及び利率	7年以内：固定 年2.20%以内 利子補給：全額	3年以内：固定 年2.00%以内 5年以内：固定 年2.10%以内 7年以内：固定 年2.20%以内 利子補給：全額
据置期間	6ヶ月以内	6ヶ月以内
保証料率	年0.69% 保証料補給：全額	年0.25%～1.70% 保証料補給：全額
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返済方法	元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申込先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取扱金融機関	肥後銀行 熊本銀行	肥後銀行 熊本銀行
市預託条件　融資原資（千円）	9,000	9,000
市預託条件　協調倍率（倍）	2	3
市預託条件　融資枠（千円）	18,000	27,000
市預託条件　預託機関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 （発足年月日）	新エネルギー設備等資金融資 （平 24.4.1）	高度化資金融資 （昭 44.4.1）
目　　的	市内中小企業者の新エネルギー・省エネルギー等設備導入に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の高度化及び近代化に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対　　象	・市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者 ・環境負荷低減を図るものとして市長が認めた設備等 ① 太陽光発電システム、ペレットボイラー、燃料電池などの新エネルギー設備 ② 高効率空調機、高効率給湯機、ＬＥＤ照明などの省エネルギー設備 ③ 電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の 4 種類の自動車	・事業協同組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等、及びその組合員
使　　途	設備資金	運転資金、設備資金
融資限度額	1,000 万円以内	1 組　合：8,000 万円以内 1 組合員：2,000 万円以内
融資期間及び利率	10 年以内：固定 年 1.80%以内	8 年以内：固定 年 2.35%以内
据置期間	1 年以内	無
保証料率	年 0.45%～1.90% 保証料補給：1/2	保証付の場合は 年 0.45%～1.90%
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	取扱金融機関の定めるところとする
返済方法	元金均等月賦返済	取扱金融機関の定めるところとする
申込先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関
取扱金融機関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 商工組合中央金庫
市預託条件　融資原資（千円）	55,000	20,000
市預託条件　協調倍率（倍）	3	4
市預託条件　融資枠（千円）	165,000	80,000
市預託条件　預託機関	取扱金融機関	取扱金融機関

※　伝統工芸営業者、事業承継者に取組む中小企業者等に対する利子補給制度有り
※　起業化支援資金融資は、平成 23 年 4 月 1 日から創業サポート資金融資へ名称変更

イ　新型コロナウイルス関連利子補給補助金

熊本県の金融円滑化特別資金の借入に際し、本市が利子補給を実施する。

対　象　者	・熊本県の金融円滑化特別資金のうち、以下のいずれかの貸付を受けた者 ①「新型コロナウイルス感染症分」は、令和２年３月２日から令和３年３月 31 日までの融資実行分 ②「セーフティネット保証４号、新型コロナウイルス感染症分」は、令和２年３月２日から令和２年８月 31 日までの融資実行分 ③「危機関連保証、新型コロナウイルス感染症分」は、令和２年３月２日から令和２年８月 31 日までの融資実行分 ・融資実行日から利子補給の申請日まで、継続して熊本市内で事業を営んでいる者
補　給　期　間	融資実行日から３年以内
利　率　上　限	2.3%
補給対象借入額	合計 8,000 万円以内 ・「新型コロナウイルス感染症分」 並びに「セーフティネット保証４号、新型コロナウイルス感染症分」「危機関連保証、新型コロナウイルス感染症分」の新規資金需要にかかる合計借入額 8,000 万円を上限とする ・借換えの場合、熊本地震分の借入残額は、利子補給の対象外
補給率	全額

（８）経済統計

ア　産業別市内総生産（経済政策課）

（単位　百万円、％）

項目			実数			構成比			対前年度比	
			H28年度	H29年度	H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	H29年度	H30年度
産業	第1次産業	農業	27,038	25,531	26,367	1.1	1.0	1.0	△ 5.6	3.3
		林業	328	326	338	0.0	0.0	0.0	△ 0.6	3.7
		水産業	4,160	6,524	3,408	0.2	0.3	0.1	56.8	△ 47.8
		小計	31,526	32,381	30,114	1.3	1.3	1.2	2.7	△ 7.0
	第2次産業	鉱工業	188,843	206,374	211,175	7.6	8.0	8.2	9.3	2.3
		建設業	126,444	174,478	154,128	5.1	6.8	6.0	38.0	△ 11.7
		小計	315,287	380,852	365,303	12.7	14.8	14.1	20.8	△ 4.1
	第3次産業	電気･ガス・水道業	51,656	55,056	50,541	2.1	2.1	2.0	6.6	△ 8.2
		卸売・小売業	320,894	318,084	321,398	12.9	12.3	12.4	△ 0.9	1.0
		運輸・郵便業	93,084	96,298	97,339	3.7	3.7	3.8	3.5	1.1
		宿泊・飲食サービス業	82,545	86,054	83,784	3.3	3.3	3.2	4.3	△ 2.6
		情報通信業	109,212	103,836	104,217	4.4	4.0	4.0	△ 4.9	0.4
		金融・保険業	132,708	137,305	153,609	5.3	5.3	5.9	3.5	11.9
		不動産業	306,708	310,957	308,750	12.3	12.1	12.0	1.4	△ 0.7
		専門・科学技術、業務支援サービス業	238,177	238,379	244,720	9.6	9.2	9.5	0.1	2.7
		公務	233,353	233,607	233,113	9.4	9.1	9.0	0.1	△ 0.2
		教育	134,627	140,849	139,789	5.4	5.5	5.4	4.6	△ 0.8
		保健衛生・社会事業	293,025	296,598	303,256	11.8	11.5	11.7	1.2	2.2
		その他サービス	130,073	133,345	131,072	5.2	5.2	5.1	2.5	△ 1.7
		小計	2,126,064	2,150,369	2,171,589	85.6	83.4	84.1	1.1	1.0
合計			2,472,877	2,563,602	2,567,006	99.5	99.5	99.4	3.7	0.1
輸入品に課される税・関税			34,979	40,311	43,569	1.4	1.6	1.7	15.2	8.1
（控除）総資本形成に係る消費税			23,496	26,479	28,271	0.9	1.0	1.1	12.7	6.8
市内総生産（市場価格表示）			2,484,360	2,577,434	2,582,304	100.0	100.0	100.0	3.7	0.2

（注）　表中の計数は単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。
数値に富合町、城南町、植木町を含む。

（資料）熊本県統計協会 市町村民経済計算報告書 平成30年度（2018年度）版

イ　産業（大分類）別事業所数及び従業者数の推移（全事業所）（経済政策課）

（平成２６年経済センサス-基礎調査結果及び平成２８年経済センサス-活動調査）

産業大分類	事業所数			従業者数		
	平成26年実数	平成28年		平成26年実数	平成28年	
		実数	構成比		実数	構成比
A～R 全産業（S公務を除く）	31,929	28,310	100	330,263	305,105	100
A～B 農林漁業	123	107	0.4%	1,476	1,096	0.4%
C 鉱業，採石業，砂利採取業	3	3	0.0%	11	11	0.0%
D 建設業	2,693	2,430	8.6%	20,923	19,748	6.5%
E 製造業	1,216	1,091	3.9%	20,066	21,903	7.2%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	32	21	0.1%	1,549	729	0.2%
G 情報通信業	370	352	1.2%	6,353	6,659	2.2%
H 運輸業，郵便業	582	538	1.9%	11,888	10,990	3.6%
I 卸売業，小売業	8,521	7,733	27.3%	70,924	66,166	21.7%
J 金融業，保険業	651	620	2.2%	11,075	11,286	3.7%
K 不動産業，物品賃貸業	2,350	2,004	7.1%	9,951	9,163	3.0%
L 学術研究，専門・技術サービス業	1,842	1,680	5.9%	10,751	9,539	3.1%
M 宿泊業，飲食サービス業	4,150	3,466	12.2%	34,433	30,097	9.9%
N 生活関連サービス業，娯楽業	3,048	2,646	9.3%	15,487	13,880	4.5%
O 教育，学習支援業	1,266	958	3.4%	22,726	15,159	5.0%
P 医療，福祉	2,692	2,493	8.8%	59,515	57,771	18.9%
Q 複合サービス事業	195	192	0.7%	3,576	3,519	1.2%
R サービス業（他に分類されないもの）	2,195	1,976	7.0%	29,559	27,389	9.0%
S 公務	119	－	－	18,335	－	－

ウ 商　　業

業種別商店数・従業員数・年間販売額（商業金融課）

（平成26年商業統計、平成28年経済センサス活動調査（卸小売業に関する集計結果））

産業分類		事業所数			従業者数			年間商品販売額		
		平成26年実数（所）	平成28年		平成26年実数（人）	平成28年		平成26年実数（百万円）	平成28年	
			実数（所）	構成比（%）		実数（人）	構成比（%）		実数（百万円）	構成比（%）
合計		6,109	6,114	－	50,922	53,434	－	2,052,450	2,292,056	－
卸売業計		1,748	1,822	100	16,664	17,901	100	1,311,185	1,512,010	100
501	各種商品卸売業	11	9	0.1%	124	87	0.5%	X	12,746	－
511	繊維品卸売業	6	5	0.3%	16	12	0.1%	X	X	－
512	衣服卸売業	39	31	1.7%	350	330	1.8%	9,309	6,893	0.5%
513	身の回り品卸売業	25	23	1.3%	157	174	1.0%	X	X	－
521	農畜産物・水産物卸売業	221	232	12.7%	3,220	3,007	16.8%	337,026	362,848	24.0%
522	食料・飲料卸売業	197	193	10.6%	1,930	2,111	11.8%	174,661	211,030	14.0%
531	建築材料卸売業	177	166	9.1%	1,607	1,728	9.7%	110,758	111,547	7.4%
532	化学製品卸売業	83	88	4.8%	562	708	4.0%	41,857	55,137	3.6%
533	石油・鉱物卸売業	31	22	1.2%	404	198	1.1%	68,902	49,071	3.2%
534	鉄鋼製品卸売業	19	20	1.1%	117	120	0.7%	20,571	17,904	1.2%
535	非鉄金属卸売業	4	4	0.2%	60	26	0.1%	5,565	1,338	0.1%
536	再生資源卸売業	23	19	1.0%	691	536	3.0%	12,641	9,177	0.6%
541	産業機械器具卸売業	188	215	11.8%	1,209	1,630	9.1%	86,908	122,233	8.1%
542	自動車卸売業	94	93	5.1%	980	1,047	5.8%	39,961	45,844	3.0%
543	電気機械器具卸売業	140	169	9.3%	1,017	1,298	7.3%	92,481	113,515	7.5%
549	その他機械器具	84	93	5.1%	718	979	5.5%	51,155	64,616	4.3%
551	家具・建具・じゅう器等卸売業	50	55	3.0%	406	347	1.9%	16,442	24,913	1.6%
552	医薬品・化粧品等卸売業	133	133	7.3%	1,447	1,826	10.2%	139,227	211,570	14.0%
553	紙・紙製品卸売業	27	33	1.8%	328	314	1.8%	27,715	22,281	1.5%
559	他に分類されない卸売業	196	219	12.0%	1,321	1,423	7.9%	X	65,013	－
小売業計		4,361	4,292	100	34,258	35,533	100	741,265	780,047	100
56	各種商品小売業	14	10	0.2%	1,724	1,323	3.7%	78,876	64,610	8.3%
57	織物・衣服・身の回り品小売業	665	603	14.0%	3,017	2,702	7.6%	45,179	46,915	6.0%
58	飲食料品小売業	1,298	1,317	30.7%	12,386	14,082	39.6%	185,214	211,693	27.1%
59	機械器具小売業	612	624	14.5%	4,486	4,527	12.7%	145,650	153,038	19.6%
60	その他の小売業	1,515	1,503	35.0%	10,269	10,388	29.2%	211,170	204,460	26.2%
61	無店舗小売業	257	235	5.5%	2,376	2,511	7.1%	75,176	99,332	12.7%

注）産業分類は卸売業は「小分類」、小売業は「中分類」

エ　工　　業

産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等［従業者４人以上の事業所］（産業振興課）

（令和元年工業統計調査結果）

産業中分類	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数（箇所）	構成比（%）	実数（人）	構成比（%）	実数（百万円）	構成比（%）
総計	461	100.0	18,863	100.0	458,763	100.0
食料品	156	33.8	6,367	33.8	128,411	28.0
飲料・たばこ・飼料	10	2.2	508	2.7	19,844	4.3
繊維工業	23	5.0	434	2.3	3,584	0.8
木材・木製品	10	2.2	200	1.1	3,051	0.7
家具・装備品	20	4.3	178	0.9	1,866	0.4
パルプ・紙・紙加工品	8	1.7	355	1.9	12,118	2.6
印刷	45	9.8	1,116	5.9	16,604	3.6
化学工業	6	1.3	1,751	9.3	41,521	9.1
石油製品・石炭製品	2	0.4	27	0.1	X	X
プラスチック製品	13	2.8	363	1.9	12,144	2.6
ゴム製品	1	0.2	5	0.0	X	X
皮革	1	0.2	13	0.1	X	X
窯業・土石製品	26	5.6	494	2.6	15,013	3.3
鉄鋼業	4	0.9	437	2.3	15,928	3.5
非鉄金属	3	0.7	63	0.3	2,160	0.5
金属製品	47	10.2	1,325	7.0	25,657	5.6
はん用機械器具	5	1.1	120	0.6	2,658	0.6
生産用機械器具	33	7.2	1,847	9.8	51,491	11.2
業務用機械器具	6	1.3	142	0.8	1,422	0.3
電子部品	3	0.7	986	5.2	33,113	7.2
電気機械器具	10	2.2	755	4.0	18,878	4.1
情報通信機械器具	－	－	－	－	－	－
輸送用機械器具	6	1.3	1,216	6.4	48,516	10.6
その他	23	5.0	161	0.9	1,351	0.3

オ　産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等［従業者４人以上の事業所］（産業振興課）

（令和元年工業統計調査結果）

	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
		平成 30 年			平成 30 年			平成 30 年	
	平成 29 年 実数（箇所）	実　数（箇所）	構成比（%）	平成 29 年 実数（人）	実　数（人）	構成比（%）	平成 29 年 実数（百万円）	実　数（百万円）	構成比（%）
総　　数	472	461	100.0	18,910	18,863	100.0	467,396	458,763	100.0
4～9 人	195	201	43.6	1,241	1,303	6.9	14,204	13,684	3.0
10～19 人	112	100	21.7	1,540	1,390	7.4	26,656	26,121	5.7
20～29 人	51	45	9.8	1,247	1,096	5.8	22,897	19,737	4.3
30～99 人	83	85	18.4	4,671	4,841	25.7	102,936	117,058	25.5
100～299 人	19	18	3.9	2,986	2,927	15.5	73,754	61,747	13.5
300 人以上	12	12	2.6	7,225	7,306	38.7	226,949	220,416	48.0

※　統計表中の記号について
「－」：該当がないもの。
「X」：該当事業所が１ないし２事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から特に内容を秘匿したもの。
また、３事業所以上に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合は「X」で表す。

２　競　輪　事　業（競輪事務所）

（１）概　　要

本市競輪事業は昭和２５年７月、財政再建と戦災復興事業に寄与することを目的として発足し、その後、昭和３７年４月自転車競技法の恒久立法化、同年１０月競技実施団体としての自転車競技会（現公益財団法人ＪＫＡ）が発足するなど事業の運営面で確固たる基盤が築かれた。

全国の公営競技の売上は、長きに亘って減少傾向となっていたが、近年ネット投票の普及も進み上昇傾向にある。そのような中で、本市競輪事業は、記念競輪開催時の場間場外発売のみではなく、普通競輪開催時にも場間場外発売を展開させるなど売上の増加を図るとともに、新規ファンの掘り起こしのための専用場外車券売場の新設やファンサービスの充実、魅力あるレースの提供、特別競輪の誘致など、ファンのニーズに応じた事業展開を行ってきた。

事業発足より現在までにおける発売額は、総額１０，１１９億円余、熊本市財政への繰出金総額は６７２億円余の巨額に上り土木、教育、住宅等の公共施設の建設、福祉の充実等の貴重な自主財源として本市の財政に多大な貢献をしている。

令和３年（２０２１年）４月１日現在、熊本地震の影響により投票及び支払所の縮小を余儀なくされているが、本市発展の一助として収益を確保するよう運営を行っている。

＊熊本地震により競輪場内一部立ち入り規制中。（令和３年（２０２１年）４月１日現在）

（２）施　　設

所　在　地　　中央区水前寺５丁目２３番１号

開設年月　　昭和２５年７月

競　走　路　　１周５００ｍ

駐　車　場　　７８９台収容

投　票　所　　８ヵ所　窓口　１０９

支　払　所　　８ヵ所　窓口　　６２

（震災後　投　票　所　　２ヵ所　窓口　１４
　　支　払　所　　２ヵ所　窓口　１１）

観　覧　席　　定　員　１２，０００人
- 一　　般　３，３００人
- 立　　見　７，７０５人　（震災後定員　３２４人）
- 特別観覧席　　９９５人

（震災後数値については令和３年（２０２１年）４月１日現在）

（３）競輪事業の実績

区分＼年度	H28	H29	H30	R1	R2
開催回数	7	5	5	5	4
開催日数	26	22	22	22	19
入場者数	7,233	5,722	6,480	5,945	4,063
収入	千円	千円	千円	千円	千円
入場料（普通席）	0	0	0	0	0
〃（特別席）	0	0	0	0	0
車券発売金	10,538,005	9,671,864	9,471,522	8,778,849	9,589,727
その他の収入	642,362	541,009	491,288	695,377	1,574,575
前年度繰越金	331,687	250,268	191,169	74,296	176,370
支出					
経常経費	104,543	90,118	98,044	106,397	190,826
開催経費	9,959,239	9,144,868	8,946,997	8,366,133	10,173,486
交付金	206,678	196,826	192,585	177,527	200,674
施設関係	30,210	20,160	42,058	122,095	21,049
一般会計繰出金	250,000	250,000	300,000	200,000	100,000
基金	711,116	570,000	500,000	400,000	450,000

新型コロナウイルス感染拡大防止のためR2年度上期ＦＩ開催中止

（４）競輪事業収益金の使途

区分 年度	土木・住宅関係		民生関係		教育関係		衛生関係		災害復旧工事関係		その他		合計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
H28	8,975	3.6	183,200	73.3	18,075	7.2	8,550	3.4	16,375	6.6	14,825	5.9	250,000	100.0
H29	17,875	7.2	186,875	74.7	20,350	8.1	7,225	2.9	3,750	1.5	13,925	5.6	250,000	100.0
H30	35,190	11.7	221,880	74.0	22,410	7.5	9,390	3.1	1,410	0.5	9,720	3.2	300,000	100.0
R1	10,340	5.2	160,860	80.4	16,740	8.4	5,520	2.7	0	0	6,540	3.3	200,000	100.0
R2	10,210	10.2	72,840	72.8	9,850	9.9	2,750	2.8	0	0	4,350	4.3	100,000	100.0

３　観光政策（観光政策課）

（１）概　　況（観光政策課）

「森と水の都」と称される熊本市は、豊かな緑、清冽な地下水などの恵まれた自然と城下町としての永い歴史と伝統ある地域文化に恵まれ、日本三名城の一つ熊本城に象徴される歴史都市として、また、多彩な文化を有する近代都市として毎年多くの観光客が訪れる観光都市である。

平成６年には「国際会議観光都市」の指定を受け国際観光都市づくりを推進するとともに、国内外の大会・会議の誘致に取り組み、国際コンベンションシティとしての展開とともに、平成１５年９月には熊本市議会において「観光立市くまもと」都市宣言が決議された。

また、平成２２年３月には本市と地理的に近く歴史的にもつながりが強い東アジア諸国からの誘客を進めていくため「熊本市東アジア戦略」を策定し、更に平成３０年３月には、世界に認められる「上質な生活都市」を目指して「熊本市国際戦略」を策定した。

これらの戦略に基づき外国人誘客の取組を強化したことや、熊本城特別公開や国際スポーツ大会の開催などにより、本市における外国人宿泊者数は、令和元年（２０１９年）には３４万人を突破し過去最多となった。

今後の新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えて、外国人観光客の受入態勢を整備するとともに、段階的に公開エリアが拡大される熊本城を核とした観光プロモーションを展開することなどにより、本市の様々な魅力や情報を国内外に発信していく。

観光客の動向

項目 年	観光客数（千人）	対前年比（%）	宿泊客数（千人）	うち外国人宿泊者数（千人）
H28	4,600	82.0	2,531	104
H29	5,018	109.0	2,759	182
H30	4,954	98.7	2,813	235
R1	6,014	121.4	2,819	343
R2	2,453	40.8	1,681	49

（２）観光客誘致（観光政策課）

ア　観光マーケティング戦略

多様化・個別化する観光客ニーズなどのデータ収集と分析を行い、データに基づいた観光施策の基本的な指針として「観光マーケティング戦略」を策定

※新型コロナウイルス感染症の影響により観光客が激減し、戦略の基礎となるデータ収集が困難なため、戦略策定は事態の収束後に延期

イ　熊本誘客プロジェクト

令和元年（２０１９年）１０月５日より特別公開第１弾を開始した熊本城について、特別見学通路開設による第２弾、天守閣内部公開による第３弾と公開エリアの拡大に応じ、段階的な観光プロモーションを展開

ウ　観光プロモーション

・欧米豪州及び中国、台湾、香港、タイなどのアジアに向けた個人旅行者向けのＷＥＢメディアを活用したプロモーションや旅行会社へのオンライン商談会を通じた情報発信

・観光ホームページ「熊本市観光ガイド」による情報発信の充実

・「熊本城おもてなし武将隊」や「ひごまる」によるＳＮＳを活用した観光ＰＲ

エ　九州都市間のネットワーク推進

九州内主要都市及び阿蘇・天草地域等と連携した広域観光PR

オ　コンベンション協会への支援

熊本国際観光コンベンション協会が実施する観光客誘致事業等に対する支援

カ　新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている裾野の広い観光関連産業を広く支援するため、「熊本市版宿泊割引事業」や市内宿泊を伴う旅行商品を割引する「旅行商品割引事業」の実施

感染拡大防止対策の強化と事業者の事業継続の両立に向けた「テレワーク利用促進事業」の実施

（３）観光客受入態勢（観光政策課）

ア　観光案内所

桜の馬場 城彩苑総合観光案内所及び熊本駅総合観光案内所の運営・案内機能の充実強化

イ　国際観光重点地域

本市が「国際観光重点地域」と指定している「熊本城」、「水前寺成趣園」及びその周辺エリアにおける地域の観光資源を活かした魅力的な滞在型旅行商品の造成や訪日外国人旅行者の受入環境の整備

ウ　熊本城シャトルバス

桜の馬場 城彩苑と熊本城二の丸駐車場間における無料シャトルバスの運行

エ　観光施設

峠の茶屋公園、岩戸の里公園、野出峠の茶屋公園等の維持管理

オ　観光イベント関連事業（イベント推進課）

祭り・伝統芸能の継承

・火の国まつり

多くの市民が参加しやすく親しめる市民参加型のまつり。

名　称　　「第４４回　火の国まつり」

期　間　　令和３年（２０２１年）８月６日（金）、７日（土）、８日（日）の３日間

主　催　　火の国まつり運営委員会・熊本市

会　場　　熊本市中心部一帯

・江津湖花火大会

「水の都」熊本市のシンボルである江津湖で開催する花火大会。

名　称　　「江津湖花火大会２０２１」

開催日　　未定

・くまもとお城まつり（熊本城総合事務所）

平成２８年４月に発生した熊本地震に伴う熊本城の被害により、これまでイベントを開催してきた有料区域内及び奉行丸広場、笹園が使用不可能となった。今後は、二の丸広場を主会場とし、城彩苑や花畑広場等の関連施設催事との連携を強化し、回遊性を図ることで城下と一体となった賑わいの創出を行う。

今年度の方針

本年度は、天守閣の完全復旧に伴い、国内外より多くの来城者が見込まれる中、熊本城の魅力と復興の姿を発信するため様々なイベントを開催する。

（４）ＭＩＣＥの誘致推進（誘致戦略課）

ア　概要

ＭＩＣＥとは、企業等が開催する内部の会議等（Meeting）、社員や販売代理店等に対する表彰や研修等を目的とした報奨旅行（Incentive Tour）、学会や協会が開催する学術会議等（Convention）、文化的な催事や展示会・見本市（Exhibition/Event）など、多くの集客や交流が見込まれる催事の頭文字を用いた総称であり、ＭＩＣＥの開催は、集客や交流人口の増加等の直接的な効果があることはもとより、産業や学術等と密接に関連しており、地域における経済の活性化、学術の振興、都市の国際化や魅力の向上等に繋がるものと期待されている。

これらの効果等を踏まえ、国においては、平成２１年７月に「ＭＩＣＥ推進アクションプラン」を策定するなど、ＭＩＣＥの誘致や開催を推進しており、また、観光立国の実現に向けた主要な柱の一つとしてＭＩＣＥを位置付けている。

本市においても、ＭＩＣＥの開催による効果を享受するため、熊本国際観光コンベンション協会を中心としてコンベンションの誘致に取り組むとともに、平成２４年１０月の「くまもとＭＩＣＥ誘致推進機構」の設立、平成２７年４月の「熊本市ＭＩＣＥアンバサダー（大使）」制度の創設などの施策を実施しており、また、平成３０年１２月に「熊本市ＭＩＣＥ誘致戦略」を策定し、戦略的なＭＩＣＥ誘致活動を展開している。

イ　ＭＩＣＥの誘致推進

①　熊本国際観光コンベンション協会

・地元キーパーソンや首都圏学会事務局等とのネットワーク構築によるコンベンション誘致推進

・ＭＩＣＥの誘致活動及び開催への助成、支援事業（平成３１年４月、上限額１，２００万円の特別助成制度を創設）

②　くまもとＭＩＣＥ誘致推進機構

熊本へのＭＩＣＥの誘致を推進し、熊本の地域活性化及び知名度向上に資することを目的に、平成２４年１０月、大学・高等教育機関、医療・福祉団体、スポーツ・文化団体、経済団体、新聞・放送関係、中心商店街、コンベンション施設、宿泊施設、旅行代理店、交通運輸事業者、行政・コンベンション推進団体の６８団体（令和３年４月現在７０団体）で構成する「くまもとＭＩＣＥ誘致推進機構」を設立した。

熊本へのＭＩＣＥ誘致推進のため、同機構は次の活動に取り組む。

・ＭＩＣＥの誘致活動を行う際に、熊本の魅力をアピールできるよう支援、受入体制の充実を図る。

・誘致及び開催情報の集約、支援情報の周知を図るためのネットワークを構築する。

③　熊本市ＭＩＣＥアンバサダー

本市へのＭＩＣＥの誘致推進を図るため、平成２７年４月１日に制定した熊本市ＭＩＣＥアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）設置要綱により選任したアンバサダー（令和３年（２０２１年）４月現在５名）は次の活動を行う。

・ＭＩＣＥ開催地としての本市の広報活動

・本市が行うＭＩＣＥ誘致活動への協力及び助言

・ＭＩＣＥ開催に関する本市における普及啓発活動

④　熊本市ＭＩＣＥ誘致戦略の概要

目標

・コンベンション開催による経済波及効果額　令和５年（２０２３年）：７８億円

・熊本城ホールで開催されるイベントに対する満足度　令和５年度（２０２３年度）：８０％

重点ターゲット

・医療系の国内学会

・水資源、農業、防災、海外移住者（日系人）の多さなどの熊本の特性を活かせる国際会議

・熊本で初開催となる芸術、文化、スポーツ等のイベント

・小・中規模のインセンティブツアー

戦略の柱

・段階的な公開にあわせた熊本城の活用

・ユニークベニューの充実

・ホテルの充実

・熊本国際観光コンベンション協会による支援の充実

・イベント開催に係るインセンティブの付与

ウ　熊本城ホールの概要

熊本城ホールは、地域住民相互の交流の場を提供することを目的として令和元年（２０１９年）１２月にグランドオープンを迎えた。商業用途のほか、バスターミナル、ホテル、マンション、バンケットなどで構成される桜町再開発施設の一部で、延べ床面積の合計が約３０，０００㎡あり、約１，６００㎡の自由な空間演出により各種催事に対応可能な展示ホール、約３００の壁面収納の可動席と約４５０の仮設席の自由な配置により小・中規模ホールとしての利用や平土間での利用も可能なシビック（多目的）ホール、連結利用も可能な約３０～３００㎡の大中小１９室の会議室、さらには県内最大規模の約２，３００の固定席を有し、文化催事やシンポジウムなどに利用できるメインホールの４層構造の施設になる。

中心市街地に立地し、バスターミナルや商業施設、ホテル等と一体的に利用できる、地理的・機能的優位性を有するほか、メインホールホワイエからは熊本城を眺望することができるなど、来館者に対して充実したおもてなしができる全国でも他に類を見ない施設である。

施設概要

管理運営　熊本城ホール運営共同事業体（指定管理者　期間：平成３１年度（２０１９年度）～令和5年度（２０２３年度））

所在地　中央区桜町３番４０号

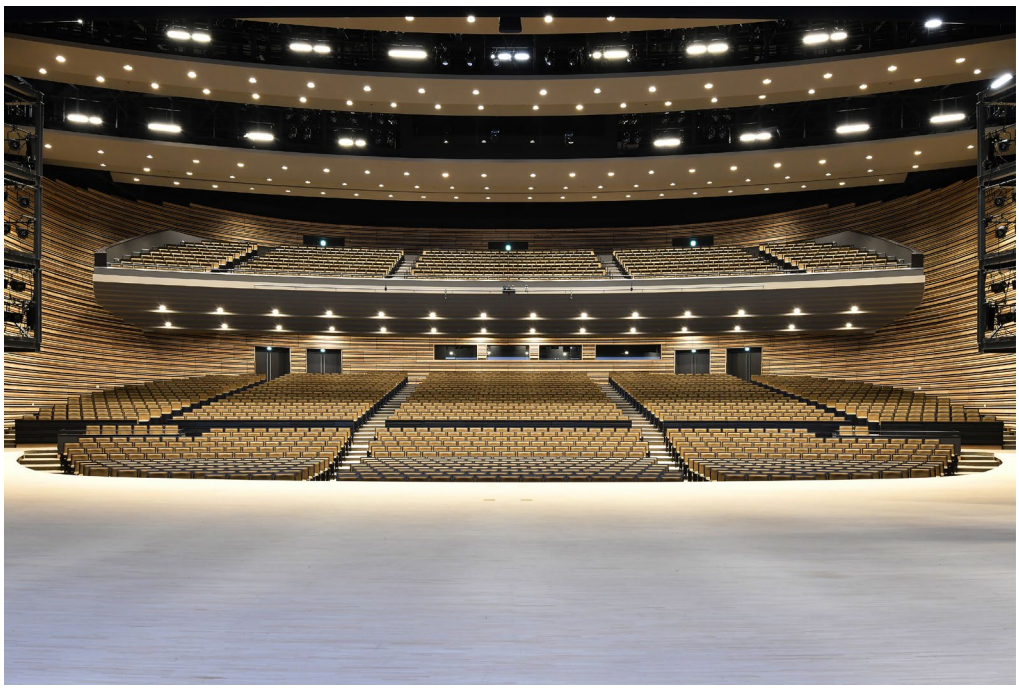

熊本城ホール（メインホール）

（５）熊本国際観光コンベンション協会（観光政策課・誘致戦略課）

名　　称　一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会

目　　的　熊本市及びその周辺地域の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、ＭＩＣＥ及び観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。

事　　業　コンベンションの誘致及び支援、観光客の誘致及び受入、
ＭＩＣＥ及び観光に関する国外及び国内への広報及び宣伝、ＭＩＣＥ及び観光の企画及び調査
ＭＩＣＥ及び観光に関する情報の収集及び提供、ＭＩＣＥ及び観光に関する人材の育成及び啓発
観光施設内売店及び無料休憩所の管理運営

事務所の所在地　中央区細工町４－３０－１　扇寿ビル５階

コンベンション開催状況

年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
件 数 （ 件 ）	243	322	366	313	67
人 員 （ 人 ）	89,906	105,560	140,913	139,053	21,754

（６）桜の馬場観光交流施設及び桜の馬場観光交流施設駐車場（観光政策課）

熊本城のエントランスにあたる桜の馬場地区に観光交流施設を整備することで、観光客等の滞留時間を拡大するとともに、周辺地域への回遊性を促進し、中心市街地の活性化並びに城下町である本市の魅力向上に寄与することを目的とし、ＰＦＩ方式により整備したものである。

所　在　地　中央区二の丸１番１

施 設 概 要　総合観光案内所、歴史文化体験施設、多目的交流施設、駐車場

（７）名所旧跡及び観光施設

ア　水前寺成趣園（観光政策課）

清らかな水と日本式庭園の美しさで知られる水前寺成趣園は、細川家３代忠利が「国府のお茶屋」としてつくったものを、細川家５代綱利が現在のような大規模庭園に改修し成趣園（約73,000㎡）と名づけた。この庭園は、桃山式回遊庭園の代表的なもので、清らかな湧水は年中絶えることなく、至る所から湧き出て、観光客、市民の憩の場所となっている。文豪夏目漱石もこの清冽な水をたたえて「湧くからに　流るるからに　春の水」と詠んでいる。

イ　北岡自然公園（文化財課）

細川家歴代の菩提寺である妙解寺が設けられていた所で、明治４年に廃寺とされ細川家の別邸となり、現在は、自然公園として公開されている。園の奥にある３代忠利及び４代光尚の廟側には、殉死者の墓や森鴎外の小説「阿部一族」で有名な阿部弥市右衛門の墓があり、数々の歴史を物語っている。

ウ　立田自然公園（文化財課）

立田山の麓にある立田自然公園は、細川家の菩提寺泰勝寺跡である。ここには、初代藤孝及びその夫人、２代目忠興とガラシャの名で広く世に知られるその夫人をはじめ歴代藩主の墓がある。ガラシャ夫人は明智光秀の娘で、キリスト教に帰依し貞節をもって一生をつらぬいた。今なお、夫人の墓を訪れる内外の客は後を絶たない。また木立の中には風流を極めた茶室「仰松軒」がある。

エ　本妙寺（文化財課）

九州における日蓮宗の名刹として知られる加藤家の菩提寺本妙寺は、熊本城の北西約２㎞、城をのぞむ中尾山の中腹にある。境内には、清正公を祀った浄池廟、清正公の肖像画や遺品を納めた加藤清正公記念館、清正に殉死した大木土佐守や金宦の墓などがある。７月２３日に行われる頓写会には、夜を徹して参拝の人波が続く。

＊熊本地震により一部通行規制有（令和２年（２０２０年）４月１日現在）

オ　峠の茶屋公園（観光政策課）

明治３０（１８９７）年、文豪夏目漱石は、友人とともに熊本から現在の天水町へ旅をした。その時に通ったのが、鳥越峠と野出峠で、当時この２つの峠には茶屋があり、有名な「草枕」の一節「おい、と声をかけたが返事がない」はこのどちらかの茶屋が舞台といわれている。現在、当時の茶屋は存在しないが、野出峠は有明海や島原半島を望む展望公園として整備されている。一方、鳥越峠は峠の茶屋公園として資料館が整備され、漱石に関わる資料が展示されている。

カ　武蔵塚（北区土木センター）

剣聖宮本武蔵は、細川忠利に招かれて、晩年を肥後で送り、その生涯を閉じた。その墓は、細川家藩主の江戸参勤交代の折、その無事を見守りたいとの武蔵の遺言により、大津街道沿いに選ばれたと伝えられている。なお、武蔵塚がある武蔵塚公園は、日本庭園や茶室・東屋の他、公園のシンボルとして武蔵のブロンズ像が建立されている。

キ　霊巌洞岩戸観音・五百羅漢（観光政策課）

金峰山の西麓にあり、剣聖宮本武蔵が兵法書「五輪書」を記した洞窟で観音が祀られている。この横には、熊本の商人淵田屋儀平が石工了善に２４年の歳月を費やし彫らせて奉納したと伝えられている五百羅漢もある。

ク　田原坂公園（北区土木センター　植木地域整備室）

西南戦争では１７昼夜にわたる戦闘が繰り広げられた激戦地である。園内には、激戦の跡が生々しい土蔵造りの弾痕の家（復元）や慰霊塔、田原坂西南戦争資料館が建ち、往時の戦いを知ることができる。官軍が田原坂の戦闘で消耗した小銃の弾薬は、一日平均３２万発、死者は官軍だけで１日平均１００名にものぼったといわれている。いまではツツジや桜の名所として知られる美しい公園として親しまれている。

ケ　塚原古墳公園（南区土木センター　城南地域整備室）

２００基以上の古墳が発見された国指定史跡「塚原古墳群」が広がり、桜やアジサイ、コスモスなど季節の花が咲くきれいな古墳公園に整備されている。公園内には、熊本市塚原歴史民俗資料館や火の君遊園地、熊本県民天文台などもあり、家族連れで一日中楽しめる。

４　動植物園（動植物園）

（１）概要

自然環境の荒廃が深刻化している今日、希少動植物の種の保存や生涯教育、環境教育の場としての動植物園の果たす社会的役割はますます重要なものとなっている。

当園においても、動物ふれあい広場「タッチ愛ランド」での、体験プログラムや、日本庭園における「ホタルの里づくり」などの取り組みをとおして、命の尊さや自然環境に関われるような事業を展開している。

そのような中、平成１９年（２００７年）から、平成２５年（２０１３年）において、動物の習性及び行動に配慮した魅力的な展示施設とする再編整備に取り組み、「サルたちの森」や「モンキーアイランド」、「チンパンジー愛ランド」、「ペンギン・カピバラ・サル山エリア」を整備した。

平成２８年（２０１６年）４月の熊本地震では、園路や獣舎などに甚大な被害を受け休園を余儀なくされたが、平成３０年（２０１８年）１２月２２日には２年８ケ月ぶりの全面開園に至り、昨年度、現在地移転５０周年という節目の年を迎えることができた。

また、熊本地震からの復興と令和１１年（２０２９年）に迎える開園１００周年に向けた中長期的な整備・運営方針として、令和２年（２０２０年）３月３１日に「熊本市動植物園マスタープラン」を策定し、計画の実現に向け園内施設のリニューアルや自然環境教育の推進などに取り組んでいる。

（２）施設概要

所　在　地　　東区健軍５丁目１４番２号

敷地面積　　２４．５０９ｈａ

開園年月日　　昭和４年（１９２９年）７月２６日

（昭和４４年（１９６９年）７月１日移転開園、平成３年（１９９１年）４月１日に動植物園新設）

飼育動物　　ほ乳類　　４６種　　２０８点　　鳥　類　　５４種　　２９９点

爬虫類　　１５種　　７６点　　両生類　　７種　　６２点

計　　１２２種　　６４５点（令和３年（２０２１年）４月１日現在）

植　物　園　　花　壇　　３，１３７㎡　　芝　生　　２９，７４８㎡　　バ　ラ　　２００㎡

高　木　　８，１７７本　　低　木３５，４９４本　　生　垣　６７０ｍ

花の休憩所　　２８６種　　３，２５１点（令和３年（２０２１年）４月１日現在）

動物資料館　　落　　成　　平成元年（１９８９年）９月３０日

構　　造　　鉄筋コンクリート造平屋建

主要施設　　常設展示室　特別展示室　レクチャールーム　研究室　ロビー

総　工　費　　５００，０００千円

花の休憩所　　落　　成　　平成３年（１９９１年）４月１日

構　　造　　鉄筋コンクリート造２階建一部鉄骨造

主要施設温室　　大温室　展示室　ガイダンスホール

総　工　費　　１，２８０，０００千円

飼育管理センター　　落　　成　　平成８年（１９９６年）７月１５日

構　　造　　鉄筋コンクリート造２階建

主要施設　　診察室　手術室　検疫室　解剖室　研修室　検査室等

総　工　費　　２９０，０００千円

緑の相談所　落　　成　　昭和６０年（１９８５年）１０月７日
構　　造　　１Ｆ　鉄筋コンクリート造
２Ｆ　鉄骨造
主 要 施 設　　相談室　研修室　展示室
総　工　費　　３００，２８５千円

遊 戯 施 設　　ドルフィンパラダイス、観覧車、モノレール、新幹線さくら、子ども列車、
メロディーペット、チェーンタワー、メリーゴーラウンドなど

駐　車　場　　平日無料（普通車　１，２２５台、バス　５８台）
土・日・祝日有料（普通車・中型車１台　２００円　大型車１台　１，０００円）

入　園　料（令和２年（２０２０年）４月改定）

	〔個人〕	〔団体〕
大人・高校生	５００円	４００円
小・中学生	１００円	８０円

（ただし、市内の小・中学生は名札又は生徒手帳持参の場合、無料）
幼　　児　　無　　料

利用状況

区分 / 年度	入園者数（人）	入園料（千円）	施設利用料（千円）
H28	95,743	4,716	26,837
H29	309,082	21,686	88,495
H30	508,864	64,208	137,895
R1	645,668	88,868	150,766
R2	360,786	86,938	97,278

（令和2年2月29日～5月17日、令和3年1月15日～2月17日　新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休園）

５　スポーツ振興（スポーツ振興課）

本市では、これまでの市民スポーツの素晴らしい伝統と歴史を踏まえ、誰もが健康で、生涯にわたりスポーツに親しむことができ、様々なスポーツを通して交流ができる、豊かなスポーツライフにつなげる「スポーツ交流都市」を目指すことを基本理念とする「第２次熊本市生涯スポーツマスタープラン」を策定し、「すべての市民が生涯を通してスポーツに親しむ環境づくりを一層拡充するとともに、スポーツコンベンションの誘致・開発等により都市のにぎわい創出を進めていくことを目的として、新しい時代に対応した、「市民の豊かなスポーツライフ」を目指します。

（１）生涯スポーツ活動の推進（スポーツ機会の充実）

ア　地域スポーツ活動の支援

・市民誰もが日常的にスポーツを行うことができる多種目・多世代型の地域住民主体の総合型地域スポーツクラブの育成を推進する。

・市民の多種多様なスポーツ活動への要望へ応じるため、スポーツリーダーバンクの充実を図り、スポーツ指導者を育成・支援を推進する。

イ　生涯スポーツ活動の支援（スポーツ振興課・イベント推進課）

・熊本城マラソンをはじめ市民総参加型スポーツイベントの開催により、日常的に運動を行う習慣がない人も含め、市民だれもがスポーツに参加し楽しめる環境づくりに取り組む。

・スポーツ振興基金を活用し、有望な競技者の顕彰や支援はもとより、スポーツの普及及び啓発に取り組む。

・スポーツや健康づくりに関わる市内の各種団体との連携を図り、様々なニーズに合わせたスポーツイベントの開催などによりスポーツ機会の充実を図る。

ウ　スポーツ施設の整備充実

安全で快適に利用できるスポーツ活動の拠点施設として多様化する市民ニーズへの対応や利便性の向上を図るため、既存スポーツ施設の環境整備と管理体制の充実を図る。

エ　施設利用の利便性向上

広域的なスポーツ施設の有効活用を推進するため、体育施設案内・予約システムの活用に努める。

オ　スポーツ関係団体・企業との連携（スポーツ振興課）

地元プロスポーツチーム等との連携により、一流のアスリートと触れ合う機会を創出し、スポーツに取り組む意欲喚起を図る。

カ　スポーツ行事　　（令和２年度）

行　事　名	実施月	参加数
熊本市民早起き野球大会	7月～9月	97チーム
親子スポーツ大会	10月	118人
市杯スポーツ大会	9月～1月	807人
市民スポーツフェスタ	7月～3月	1,540人
小中学生軟式野球大会	8月～10月	114チーム

（２）スポーツ施設

施設名 開設年月	施設概要
清水新地野球場 昭和47年6月	軟式野球場1面（ソフトボール2面）
熊本城公園テニスコート 平成元年4月	テニスコート4面：クレーコート・2,805㎡
新屋敷公園テニスコート 昭和35年9月	テニスコート4面：クレーコート・2,795㎡
北岡自然公園弓道場 昭和35年10月	近的競技：8人立　遠的競技：3人立 射場：153㎡ 的場：50.29㎡ 収容人員：300人
城山運動施設 昭和60年4月	テニスコート4面：クレーコート・2,304㎡
清水新地コート 昭和60年5月	テニスコート4面：クレーコート・2,275㎡　ゲートボールコート6面：2,677㎡ 駐車場：1,563㎡（50台）
龍田体育館 昭和58年4月	体育室　750㎡（30m×25m）バレーボールコート 2 面　バスケットボールコート 1 面 バドミントンコート3面　小体育室　252㎡（30m×8.4m）（管理棟2階部分）卓球8台
武蔵塚武道場 平成2年5月	構造　鉄筋コンクリート　2階建 1階　駐車場　315㎡（15台）　2階　道場（1面）228㎡（剣道、柔道他）
城山公園 平成26年4月	軟式野球場1面（ソフトボール場　1面）　テニスコート6面（フットサルコート3面） 多目的広場、ウォーキングコース、遊具広場
清水スポーツセンター 平成6年3月	体育館、バドミントンコート3面　バレーボールコート1面　ゲートボールコート3面
北部公園 昭和50年4月	軟式野球場1面（ソフトボール場1面）　テニスコート1面：クレーコート
今熊公園 昭和63年4月	軟式野球場1面　（ソフトボール場2面）
北部武道館 平成21年5月	武道場2面（剣道・柔道他）
明徳体育館 平成3年4月	1階　体育室（549,336㎡）バドミントンコート3面　バレーボールコート1面 卓球6面
明徳グラウンド 昭和60年4月	軟式野球場1面　（ソフトボール場2面、サッカー場1面）
飽田公園 昭和49年4月	軟式野球場1面　（ソフトボール場2面、サッカー場1面）
天明運動施設 昭和49年12月	軟式野球場1面　（ソフトボール場2面、サッカー場1面） 体育館　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建 1階　1,389㎡　体育室（バレーボールコート2面、バトミントンコート6面） 2階　369㎡　ギャラリー

施設名 開設年月	施設概要
川尻武道館 平成7年7月	1階　鉄筋コンクリート造　459㎡（駐車場14台、駐輪場21台） 2階　鉄骨造　538㎡　武道場　1面（244㎡・畳98帖敷）　小道場　1面（110㎡）
北部体育館 昭和61年3月	体育室、バレーボールコート2面、バトミントンコート6面
河内グラウンド 平成17年5月	運動広場　ソフトボール場1面、サッカー場1面　軽スポーツ広場
城南B＆G海洋センター 昭和60年4月	中体育室（バスケットボールコート1面、バレーボールコート2面、 バトミントンコート3面、卓球台8台） 小体育室、剣道1面、空手1面　プール、25m×6コース　小プール ＊熊本地震により閉鎖中（令和3年（2021年）4月1日現在）
塚原グラウンド 昭和61年4月	軟式野球場1面（ソフトボール場1面）
植木総合スポーツセンター 昭和60年3月	武道館　柔道場1面、剣道場1面、武道場1面 グラウンド　野球場1面、ソフトボール2面、サッカー場1面 テニスコート2面：クレーコート
植木弓道場 平成9年1月	近的競技：10人立　870.04㎡　多目的広場
吉松スポーツ公園 平成2年3月	野球場1面
田原スポーツ公園 平成5年4月	野球場1面
富合雁回館 平成3年4月	アリーナ、ステージ、トレーニングルーム、バスケットボールコート2面、 バレーボールコート3面、バドミントンコート6面、卓球台6台
雁回公園 昭和61年4月	軟式野球場2面（ソフトボール場4面）
富合屋外運動場 平成12年4月	グラウンドゴルフ、キッズサッカー場

公設体育施設の利用状況（令和２年度）

清水新地野球場		新屋敷公園テニスコート		熊本城公園テニスコート		北岡自然公園弓道場		城山運動施設				川尻武道館	
								体育館		テニス			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
272	12,486	272	7,621	271	8,966	309	7,204	－	－	258	8,670	309	12,433

清水新地コート				清水スポーツセンター				河内グラウンド				今熊公園	
テニス		ゲートボール		体育館		ゲートボール		グラウンド		軽スポーツ場		野球場	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
258	5,366	283	6,480	351	19,033	257	2,155	63	2,971	17	202	166	7,522

北部公園				明徳体育館		北部武道館		北部体育館		飽田公園		龍田体育館	
野球場		テニスコート								野球場			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
228	14,071	157	991	309	12,680	309	7,448	309	42,925	246	15,724	309	33,465

天明運動施設				城南Ｂ＆Ｇ海洋センター				明徳グラウンド	
体育館		グラウンド		体育館		プール			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
309	23,931	252	17,879	－	－	－	－	212	10,568

塚原グラウンド		武蔵塚武道場		植木総合スポーツセンター								吉松スポーツ公園	
				体育館		武道場		グラウンド		テニスコート			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
77	2,511	309	6,398	－	－	259	2,666	240	13,587	150	1,142	153	3,962

田原スポーツ公園		植木弓道場		富合雁回館		富合屋外運動場		雁回公園		城山公園			
										グラウンド		テニスコート	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
153	6,884	309	5,299	309	21,805	106	2,790	101	25,643	246	22,367	309	42,222

学校夜間開放体育施設の利用状況（令和２年度）

小学校						中学校											
運動場			体育館			運動場			体育館			武道場			テニスコート		
開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員
31	7,099	61,877	95	21,755	353,567	38	5,976	64,974	41	9,389	122,180	25	5,925	42,885	3	380	3,629

総合体育館・青年会館

所　在　地　　中央区出水２丁目７番１号

開設年月日　　昭和６１年７月９日

利用状況　（令和２年度）

大体育室	中体育室	小体育室	武道場	弓道場	室内プール	トレーニング室	スポーツサウナ	青年会館	合　計
41,953	30,781	21,242	8,146	7,306	33,484	5,933	0	13,559	162,404

田迎公園運動施設（浜線健康パーク）

所　在　地　　南区良町４丁目８番１号

開設年月日　　平成２年７月１日（平成元年３月１９日一部開設）

総 事 業 費　　３，１００，０００千円

利用状況　（令和２年度）

中体育室	小体育室	運動広場	武道場	テニス場	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	合　計
22,230	9,513	12,453	5,147	18,452	257	21,754	60,100	149,906

南部総合スポーツセンター

所　在　地　　南区白藤５丁目２番１号

開設年月日　　平成３年６月１日　一部開設

総 事 業 費　　２，９６７，０９５千円

利用状況　（令和２年度）

体育室	武道場	運動広場	テニス場	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	弓道場・アーチェリー場	合　計
24,119	10,174	7,956	4,856	2,464	18,977	18,366	6,623	93,535

熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）

所　在　地　　南区荒尾２丁目１番１号

開設年月日　　平成１０年７月１日

総 事 業 費　　２６，０７１，８８０千円

利用状況　（令和２年度）

プ　ー　ル	アイススケート	多目的フロア	トレーニング室	そ　の　他	合　　計
53,109	16,552	3,501	4,977	69,507	147,646

託麻スポーツセンター

所　在　地　　東区上南部３丁目２２番３０号

開設年月日　　平成１５年４月１日（一般供用開始）

総 事 業 費　　４３７，０００千円

利用状況　（令和２年度）

体育室	多目的広場	テニスコート	ゲートボール場	合　　計
24,410	17,786	7,975	2,417	52,588

城南総合スポーツセンター

所　在　地　　南区城南町舞原１４４番地１

開設年月日　　平成２７年４月１日

利用状況　（令和２年度）

体育室	弓道場	グラウンド	テニスコート	トレーニング室	多目的室	ジョギングコース	合　　計
22,542	660	17,945	21,741	1,885	2,437	21,594	88,804

植木中央公園運動施設

所　在　地　　北区植木町岩野２８５番地３５

開設年月日　　平成３１年８月３１日

利用状況　（令和２年度）

体育室	多目的室	テニスコート	芝生広場	アスレチック広場	グラウンド	ジョギングコース	合　　計
20,483	1,057	14,436	3,148	41,098	3,381	44,930	128,533

水前寺野球場

所　在　地　　中央区水前寺５丁目２３番２号

開設年月日　　昭和１３年４月（一般供用開始）

利用状況　（令和２年度）

野球場	その他	合　　計
11,396	1,476	12,872

水前寺競技場

所　在　地　　中央区水前寺５丁目２３番３号

開設年月日　　昭和２６年８月（一般供用開始）

利用状況　（令和２年度）

競技場（個人）	競技場（専用）	会議室	合　　計
5,783	6,044	96	29,579

※令和２年７月から屋根改修工事のため利用休止

（３）指定管理者

名　　称　　一般財団法人　熊本市文化スポーツ財団

事務所の所在地　　中央区出水２丁目７番１号

目　　的　　熊本市から社会体育施設及び社会教育施設の委託を受け、その施設の設置目的を効果的に達成するための諸事業を実施し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

基　本　財　産　　９２，６１５千円

運営管理（指定管理者および運営委託）する施設と事業

指定管理施設（協定期間：令和元年度（２０１９年度）～令和５年度（２０２３年度））

施　設　名	所　在　地
熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水 2 丁目 7 番 1 号
熊本市田迎公園運動施設（浜線健康パーク）	南区良町 4 丁目 8 番 1 号
南部総合スポーツセンター	南区白藤 5 丁目 2 番 1 号
熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）	南区荒尾 2 丁目 1 番 1 号
託麻スポーツセンター	東区上南部 3 丁目 22 番 30 号
水前寺野球場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 2 号
水前寺競技場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 3 号
城南総合スポーツセンター	南区城南町舞原 144 番地 1
植木中央公園運動施設	北区植木町岩野相田原 285 番地 35

事　業　　体育・スポーツの振興、指導及び助言
青年の活動に関する相談、指導及び助言
熊本市から委託を受けた施設の管理運営
その他、目的を達成するために必要な事業

（４）熊本市社会体育施設案内・予約システム

平成１２年４月システム運用開始

平成１７年１月システム改良

平成２２年６月熊本県・市町村公共施設予約システム運用開始

登録者の推移

区分＼年度	H28	H29	H30	R1	R2
個　　人	58,551	64,890	70,470	75,708	80,815
グ　ル　ー　プ	10,927	11,664	12,362	13,268	13,868
団体（総合型スポーツクラブ）	21	21	21	21	22
利用全体に占めるシステム登録者の割合（%）	82.5	83.0	81.7	81.7	82.5

＊「利用全体に占めるシステム登録者の割合」はスポーツ振興課所管施設・他課所管施設のみを対象とした推測値（公民館利用者を除く）。

農　　水

1　農　水　産　業　293

2　農　業　委　員　会　301

1　農 水 産 業

（1）概　況（農業政策課）

本市は清らかな地下水をはじめ豊かな自然環境に恵まれ、米、野菜、花き、果樹、畜産など、地域にあった特色ある農業が営まれるとともに、全国屈指の園芸産地を抱え、高い農業産出額を誇っている。また、水産業については、有明海の広大な漁場におけるノリ養殖業を基幹とし、採貝業や網漁業、地下水を利用した観賞魚の養殖なども行われている。

第一次産業である農水産業は、食料の供給という役割のみならず、その生産、加工、流通、販売などの各段階で、多様な産業と結びつきながら地域経済の中で重要な役割を担っており、さらには、地下水のかん養や多様な生物の保全、美しい景観の形成などに代表される多面的機能により市民の健康で充実した生活を支えている。しかしながら、本市においても、生産経費の高止まり、雇用労働力の不足、有害鳥獣や自然災害による農作物被害が発生していることに加え、農漁業従事者の減少・高齢化に伴う担い手の将来的な不足や集落機能の低下などが懸念されている。

このような中、本市の農水産業政策の方向性等を示した「第２次熊本市農水産業計画」に基づき、地域の特性をいかした農業の推進などによる競争力の強化、経営体の強化や生産基盤の整備・保全などによる経営基盤の確立、販路開拓・拡大や生産者と消費者の交流拡大などによる農と食の魅力創造に着実に取り組み、豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業を推進している。

ア　農家数、農業経営体数　（農業政策課）

年度	総農家数（戸）	販売農家数（戸）	自給的農家数（戸）	農業経営体数※1（経営体）	個人経営体数※2（経営体）	主業経営体数※3（経営体）	法人経営体数（経営体）	非法人組織経営体数（経営体）
平17	8,782	7,072	1,710	7,177	7,094	3,125	66	17
平22	7,754	5,951	1,803	6,045	5,948	2,592	79	18
平27	6,649	5,084	1,565	5,197	5,089	2,085	77	31
令2	5,219	3,963	1,256	4,105	3,979	1,552	107	19

（出典）農林業センサス（平成17年、平成22年、平成27年、令和2年）

（注）すべての数値は合併後の熊本市（旧熊本市、旧富合、旧城南、旧植木）を区域とするもので、合併前の年次の数値についても合併後の行政区域により組み替えている。

※1 農業経営体とは、農産物の生産を行うなど農作業を行い、生産等に係る面積・頭数が一定規模以上の事業を行う者をいう。

※2 個人経営体とは、農業経営体のうち、１世帯で事業を行う非法人の者をいう。

※3 主業経営体とは、農業所得が主で、１年間のうち自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

イ　耕地面積（農業政策課）

（単位　ha）

区分／年度	耕地面積計	田耕地面積	畑耕地面積
平27	11,700	8,380	3,340
平28	11,600	8,220	3,410
平29	11,500	8,180	3,350
平30	11,500	8,150	3,330
令1	11,400	8,070	3,300

（出典）作物統計調査（農林水産省）

ウ　林野面積（農業政策課）

（単位　ha）

区分／年度	総面積	国有林	民有林	用材林	薪炭林	竹林	特殊林	要造林地
平27	6,260	1,643	4,617	1,114	2,557	876	1	70
平28	6,257	1,643	4,614	1,114	2,554	876	1	70
平29	6,250	1,643	4,607	1,114	2,549	875	1	69
平30	6,247	1,643	4,604	1,114	2,546	874	1	69
令1	6,245	1,642	4,603	1,113	2,546	874	1	69

（出典）熊本県林業統計要覧

エ　民有林の樹種別面積と蓄積（農業政策課）

（単位　ha, ㎥）

区分 / 年度	用材林		薪炭林		竹林		特殊林		要造林地
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積
平27	1,114	494,846	2,557	393,993	876	916,934	1	－	70
平28	1,114	499,435	2,554	394,390	876	916,850	1	－	70
平29	1,114	502,911	2,549	394,132	875	916,106	1	－	69
平30	1,114	506,317	2,546	394,230	874	915,718	1	－	69
令1	1,113	510,989	2,546	395,084	874	915,294	1	－	69

（出典）熊本県林業統計要覧

オ　農業産出額（農業政策課）

年	産出額合計（百万円）
平26	47,052
平27	48,071
平28	50,011
平29	48,695
平30	50,083

※主な作物等の産出額

区分 / 年	水稲（百万円）	野菜（百万円）	果実（百万円）	花き類（百万円）	畜産（百万円）
平26	4,871	23,837	8,123	1,591	7,772
平27	4,680	25,969	6,997	1,520	7,455
平28	5,120	26,464	8,267	1,460	7,240
平29	4,950	25,514	7,781	1,420	7,540
平30	5,150	25,469	9,574	1,370	7,190

カ　漁船数（水産振興センター）

数量 / 年度	漁船数（隻）（動力船）
平27	1,232
平28	1,231
平29	1,178
平30	1,146
令1	1,110

（水産振興センター調べ）

キ　漁業産出額（水産振興センター）

区分 / 年	乾ノリ		貝藻類		海水魚（水産動物含む）		淡水魚（養殖）	
	生産量（千枚）	産出額（百万円）	生産量（t）	産出額（百万円）	生産量（t）	産出額（百万円）	生産量（t）	産出額（百万円）
平27	485,729	5,229	122	70	105	79	91	320
平28	640,047	7,693	211	126	75	53	54	201
平29	700,848	9,856	299	186	101	87	106	425
平30	526,487	6,102	135	84	85	74	41	232
令1	557,414	7,556	－※	－※	－※	－※	62	275

※農林水産統計市町村別漁業統計データ作成廃止のためデータなし（漁連共販実績・農林水産統計・熊本市水産振興センター調べ）

ク　農業協同組合（農業政策課）　　令和３年（２０２１年）３月３１日現在）

名　　称	正・准組合員数（人）	設立年月日
熊本市農業協同組合	21,311	平 4. 4. 1
熊本宇城農業協同組合(富合・城南地域)	3,066	平 8.10. 1
鹿本農業協同組合（植木地域）	2,945	平元. 4. 1

ケ　漁業協同組合（水産振興センター）　　令和２年（２０２０年）３月３１日現在）

名　　称	正・准組合員数（人）	設立年月日
河内漁業協同組合	148	昭24. 8. 5
松尾漁業協同組合	45	昭24. 8.22
小島漁業協同組合	194	昭24. 8.24
沖新漁業協同組合	316	昭24. 8. 3
畠口漁業協同組合	97	昭24. 9. 5
海路口漁業協同組合	121	昭24. 8. 3
川口漁業協同組合	202	昭29. 4. 9
熊本市漁業協同組合	141	昭25. 6. 2

（資料「熊本県の水産」より）

（２）主 要 事 業

ア　農業関係

①　第２次熊本市農水産業計画（農業政策課）

熊本市第７次総合計画の農水産業部門における個別計画として、平成３０年（２０１８年）１月に策定し、令和３年（２０２１年）改定予定。農水産業振興施策を着実かつ効果的に実施するために、本市農水産業の施策の方向性や取組の内容・行程などを示している。

②　農業振興地域整備計画（農業政策課）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、食料の安定供給や農業の担い手の確保等を図るため熊本農業振興地域整備計画を策定し、今後とも長期にわたって本市農業の振興を図るべき地域を明らかにし、農業振興に関する施策を計画的に推進する。

農業振興地域面積　２５，４８３ｈａ

農用地区域面積　９，７９０ｈａ　（令和２年（２０２０年）１２月３１日時点）

③　活気あふれる元気な農村地域創造事業（農業政策課）

道の駅を核とした、地産地消や地域資源を活用した交流等を支援することにより、活気あふれる農村地域づくりを図る。

取組地域　北区植木地域

事業主体　熊本市農とぴあ植木地域協議会

取組内容　道の駅「すいかの里 植木」を拠点としたイベントの開催や地域農産物のPR活動、「植木ランチ&観光MAP」の作成等

④　中山間地域等直接支払事業（農業政策課）

農業の生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保する。

対象地域　旧松尾村、旧河内町（芳野地区を含む）、旧植木町（一部地区除く）、旧西里村

対象農用地の主な要件
- 対象地域内に存する農振農用地区域内の農地
- １ｈａ以上のまとまりのある農用地（一団の農用地）
- 急傾斜の農用地（田１／２０以上、樹園地等畑１５度以上）

対象面積　田　約１２５ｈａ、畑　約６１９ｈａ　（令和２年度実績）

対象者　集落協定に基づき、５年間以上継続して耕作や農用地等の管理を行う者

⑤　担い手育成総合支援事業（農業支援課）

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営者の育成とこれらの農業経営者が地域の農業生産の多くを担うような農業構造の確立に努めるため、新規就農者に対して経営力向上を目的とした支援を行い、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者への誘導を進め、併せて女性農業者の経営参画に向けた取組支援等を行う。

⑥　強い農業づくり支援事業・産地パワーアップ事業（農業支援課）

消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる集出荷施設等の産地の基幹施設の整備を支援する。

また、収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援する。

〔令和２年度実績〕　２事業実施主体　低コスト耐候性ハウス７棟（１．４６ha）　補助金額　１８２，５６９千円

⑦　攻めの園芸生産対策事業（農業支援課）

頻発する気象災害や担い手の減少・高齢化等の環境の変化に対応し、本県農業の成長をけん引する「攻めの園芸」を展開するため、生産力強化や労働生産性向上により未来につながる産地の構築を図るための施設、機械等の導入を支援する。

⑧　鳥獣被害対策事業（鳥獣対策室）

野生鳥獣による市民への直接の被害防止や農作物への被害防止を図るため、鳥獣を集落・住宅地に寄せつけない環境整備、農地への侵入防止柵の設置、捕獲、捕獲従事者の育成による捕獲体制の強化の４対策を基本に地域ぐるみの一体的な対策を推進する。特に、有害鳥獣捕獲の担い手を育成するため、農業者等に対してわな猟免許取得補助の支援を推進する。また、住宅地でイノシシ等の出没が増加していることから、捕獲の強化を図るとともに、人的被害を未然に防止するため自治会等と連携を図りつつ、市民との協働による鳥獣対策に取り組む。

⑨　熊本市夢と活力ある農業推進事業・熊本市スマート農業加速化事業（農業支援課）

競争力の高い農業を振興するため、農業者や農業者団体等が自ら行う農業経営の高度化に資する多種多様な取組を支援する。また、ＩＣＴやＡＩ等を活用したスマート農業技術導入の取組を支援する。

〔令和２年度 夢と活力ある農業推進事業活用実績〕　７６件　　補助金額　３５，１４１千円

〔令和２年度 スマート農業加速化事業活用実績　〕　１９件　　補助金額　　６，８０８千円

⑩　農水産物等の販路拡大（農水ブランド戦略室）

農水産物や加工品等の国内外への流通拡大に向け、民間企業の流通システム、トップセールスや熊本連携中枢都市圏の枠組みなどを活用し、国内外への販路拡大を推進する。また、農水産物を利用した商品開発の支援や生産者と民間企業とのマッチングなどにより、農商工連携なども推進する。

・大消費地における期間限定アンテナショップの展開（２２店舗で延べ２００日間）や、通販・飲食店を活用した熊本産品のプロモーションを実施（売上１０百万円）

・農漁業者や食品関連事業者を対象に、農商工連携等による商品開発や販売促進をテーマとしたセミナーを実施

・アジア・欧州において、熊本産品の販売を行う熊本フェアを開催するとともに、現地バイヤー等との商談会を実施

⑪　環境に配慮した農業の推進（農業支援課）

熊本市土壌分析推進事業の活用により、土壌養分分析結果に基づく土づくりや適正施肥を推進する。また、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農業者団体等が取り組む環境保全に効果の高い営農活動を支援する。

⑫　経営所得安定対策等推進事業・水田産地化総合推進事業（農業支援課）

各地域農業再生協議会において、生産者やＪＡ等の集荷業者と緊密に連携し、需要に応じた主食用米の計画生産に取り組むとともに、水田収益力強化ビジョンにおける産地交付金を有効に活用し、飼料用米や麦、大豆、野菜等の生産拡大を図り、特色ある産地づくりを推進する。

⑬　農漁業後継者の育成（農業支援課・水産振興センター）

農漁業後継者育成対策として、各後継者クラブに対する補助金を交付し組織育成やリーダー養成を支援する。

⑭　くまもと春の植木市（農水ブランド戦略室）

四百数十年の歴史をもつ、「くまもと春の植木市」は、熊本に春の訪れを告げる風物詩として、また緑の祭典として市民に親しまれている。（白川橋左岸緑地で開催）

開催期間　　令和３年（２０２１年）２月８日（月）～３月１４日（日）
　　３５日間
面　　積　　６２，３５１㎡（主会場・主駐車場）・１５，８０１㎡（臨時駐車場）
展示小間数　約２２５小間（１小間当たり１０㎡）（業者数　８０業者）

⑮　熊本市ファミリー農園（農業政策課）

農地を持たない市民が、野菜や花などの栽培を通じて農業に親しんでもらうとともに、理解と関心を深めてもらうため、一定の条件を満たす市民農園を「熊本市ファミリー農園」として指定し、利用推進に向けた広報を行っている。（令和３年（２０２１年）４月１日時点：１３農園・合計約８００区画）

⑯　熊本市城南地域物産館「火の君マルシェ」（西南部農業振興センター 農業振興課）

城南地域の農業及び観光や他産業の振興と、地域内外の交流を促進することを目的に、平成２６年（２０１４年）１０月１日に熊本市城南地域物産館「火の君マルシェ」を開館、指定管理者「九州綜合サービス株式会社」が施設を運営。

出荷者数　２２８（令和３年（２０２１年）３月３１日現在）
運営状況　令和２年(２０２０年)４月１日～令和３年（２０２１年）３月３１日

開館日数	購買者数	直売所売上額
349 日	150,685 人	218 百万円

⑰　熊本市植木地域農産物の駅「道の駅　すいかの里植木」（北東部農業振興センター 農業振興課）

植木地域全体の経済活性化に向けた連携拠点、植木地域の農産物ブランドの発信拠点及び次世代を担う若者の育成拠点施設として「熊本市の北の玄関口づくり」を目指し、平成２８年１１月２２日に熊本市植木地域農産物の駅「道の駅　すいかの里植木」を開館、指定管理者「有限会社三河屋スーパー」が施設を運営。

出荷者数　　５０４（令和３年（２０２１年）３月３１日現在）
運営状況　　令和２年(２０２０年)４月１日～令和３年（２０２１年）３月３１日

開館日数	購買者数	直売所売上額
354 日	211,769 人	456 百万円

イ　畜産関係（農業支援課）

熊本市畜産総合対策事業

畜産物の高品質化や生産性の向上により畜産経営の安定に資するため、家畜伝染病の予防注射や優良家畜の導入等を推進する。

〔令和２年度 家畜防疫確立対策事業活用実績〕　７９戸　３，２６８頭　補助金額　９２７千円
〔令和２年度 家畜導入事業活用実績　　〕　２６件　７３頭　補助金額　１，９２２千円

ウ　水産関係（水産振興センター）

安全で使い易い漁港施設として整備拡充を図るとともに、長寿命化のため施設の機能保全を計画的に推進する。また、アサリ・ハマグリ漁場の維持保全と整備並びに水産資源の持続的生産を図る。

① 漁港施設の整備（水産生産基盤整備事業、水産物供給基盤機能保全事業、漁港単独改良事業等）

② 干潟漁場の整備（水産多面的機能発揮対策事業、県営水産環境整備事業負担金）

漁港施設（市管理施設のみ計上）　（令和　３年（　２０２１年）４月１日現在）

区分／名称	所　在　地	種別	現有施設延長 外かく施設（m）	現有施設延長 係留施設（m）	登録漁船数（隻）	利用漁船数(隻)
四　番　漁　港	沖新町･畠口町	第１種	762.40	814.20	232	389
海路口漁港	海路口町	〃	728.69	511.50	97	116
天　明　漁　港	川口町	〃	219.00	826.50	202	230
計			1,710.09	2,152.20	531	735

（漁港台帳　水産振興センター調べより）

エ　耕地関係（農地整備課）

土地改良事業

豊かでゆとりのある農村地域の発展を目指し、ほ場整備事業、農道整備事業、かんがい排水事業に取り組み、生産基盤の充実に努める。特にほ場整備事業等の県営土地改良事業を着実に推進するとともに、補助事業採択要件に満たない小規模な農業排水路整備等を市単独予算事業である一般土地改良事業により補完することにより、農作業の効率化を図り、収益性の高い農業を実現する。

また、災害のない安全な農村地域の実現を目指し、農地保全事業、海岸保全施設整備事業に取り組む。これにより降雨時の土砂流出、法面崩壊または海面上昇による高潮被害等の自然災害から農村地域を守る。

近年では、農村地域の湛水防除あるいは田畑輪換を目的とした排水施設の老朽化も深刻な課題となっているため、既存土地改良施設の更新を図る。

さらに、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増していることから、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するための地域の共同活動に支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。令和３年（２020 年）４月１日現在、２８の活動組織が市内農振農用地のうち７，９２０ha（約８１％）を保全管理している。

これら土地改良事業の実施にあたっては、農村の持つ豊かな自然環境と生態系の保全に配慮し、豊かで活力のある農村環境の創出に努める。

かんがい排水事業（県営）

地区名／区分	画図東部地区　外1地区
総　事　業　費	3,059.0 百万円
事　業　量	排水路 L=1,634m 排水機場 1 箇所（8 ㎥/S）
事　業　年　度	平成 25 ～ 令和 10 年
受　益　面　積	174ha

農地整備事業（経営体育成基盤・畑地帯）（県営）

地区名／区分	小島地区　外7地区
総　事　業　費	13,765.0 百万円
事　業　量	区画整理工　415.6ha
事　業　年　度	平成 21 ～ 令和 8 年
受　益　面　積	733ha

農地防災事業（県営）

地区名／区分	硴江地区　外1地区
総　事　業　費	5,207.4 百万円
事　業　量	用排水路 L=3.0km 排水機場 2 箇所
事　業　年　度	平成 24 ～ 令和 9 年
受　益　面　積	1,047ha

農道整備事業（県営）

地区名／区分	谷尾崎2期地区　外2地区
総　事　業　費	3,508.0 百万円
事　業　量	農道 L=7,150m
事　業　年　度	平成 21 ～ 令和 9 年
受　益　面　積	430ha

水利施設整備事業（基幹ストマネ）（県営）

区分＼地区名	玉名４期
総事業費	357.0 百万円
事業量	用水改修 L=100m、頭首工１箇所
事業年度	平成 26 ～ 令和５年
受益面積	474ha

農地保全事業（県営）

区分＼地区名	東門寺2期地区　外1地区
総事業費	1,599.7 百万円
事業量	排水路 L=5.1km 水兼農道 L=5.1km
事業年度	平成 22 ～ 令和４年
受益面積	60ha

農業水利施設保全合理化事業（県営）

区分＼地区名	松の木堰地区
総事業費	2,970.5 百万円
事業量	頭首工１箇所、サイホン工１箇所
事業年度	平成 27 ～ 令和４年
受益面積	1,001ha

海岸保全施設整備事業（県営）

区分＼地区名	熊本海岸
総事業費	151.7 百万円
事業量	堤防補修工　L=8,148m 樋門補修工　５箇所
事業年度	平成 30　～　令和 10 年
受益面積	3,975ha

多面的機能支払交付金（団体営）

区分＼地区名	秋津地区　外27地区
総事業費	3,155 百万円
事業量	活動地域農用地　A=7,920ha
事業年度	平成 31 ～ 令和５年

土地改良施設維持管理適正化事業（団体営）

区分＼地区名	元三地区　外20地区
総事業費	491 百万円
事業量	ポンプオーバーホール他
事業年度	平成 27 ～ 令和７年

一般土地改良事業（団体営）

区分＼実施箇所	市内一円
総事業費	430.0 百万円
事業量	排水路 L=1,680m　等
事業年度	令和３年

オ　森林関係（森づくり推進室）

国において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されるとともに、市町村が主体となって森林整備を行う「森林経営管理制度」の運用が開始されたことを受け、本市では森林が持つ多面的機能(山地災害防止、保健文化・生物多様性機能等)を発揮する健全な森づくりの推進に向けて、次の事業を実施している。（令和２年度森林環境譲与税配分額９０，１６９千円）

①　森林経営管理推進事業

・熊本市第７次総合計画中間見直しにおいて新たに位置づけた「森づくり施策」の基本方針となる「健全な森づくりの推進」の具体的な方向性を示すとともに、森林環境譲与税の活用の方向性を市民に広く示すため、「熊本市森林整備計画」を改編し、「熊本市健全な森づくり推進計画」を策定している。（令和３年３月）

・森林経営管理制度による民有林管理の適正化を推進するため、森林所有者への意向調査（５６ha）や現地調査を行い、所有者から森林管理の委託希望のあった森林のうち、市による管理が必要と判断した森林について、森林経営管理権集積計画（対象森林約４ha）を作成している。今後、市が所有者に変わって、間伐等の森林の整備や管理を実施する。

②　公有林管理事業

・改修が必要な雁回山遊歩道の現況調査や金峰山周辺地区の公有林、分収林等の間伐等による管理を実施する。

③　森づくり推進事業

・国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用して放置竹林対策に取り組む地域団体（１５団体・３７．０１ha）と市民との協働による里山保全に向けた取組を推進している。また、森林環境教育や木材利用の普及啓発を実施している。

（３）農業振興センター（農業政策課）

農水局では、農業者からの相談、要望に対して専門性の高い職員が迅速かつ的確に対応できるよう、東区・北区・中央区を管轄する「北東部農業振興センター」を北区役所内に、西区・南区を管轄する「西南部農業振興センター」を西区役所内に部相当として設置している。

農業振興センター内には、農政部門を担う農業振興課と耕地部門を担う基盤整備課を置いており、さらに、東区管内には「東農業振興室」を、南区管内には富合町・城南町を管轄する「南農業振興室」を、西区管内には中山間地域などの地区の特性等を踏まえて、「河内農業振興室」を設置している。

名称	所在地	連絡先
北東部農業振興センター		
農業振興課	熊本市北区植木町岩野 238-1	096-272-1117
農業振興課　東農業振興室	熊本市東区錦ヶ丘 1-1	096-367-9137
基盤整備課	熊本市北区植木町岩野 238-1	096-272-1145
西南部農業振興センター		
農業振興課	熊本市西区小島２丁目７番１号	096-329-1158
農業振興課　河内農業振興室	熊本市西区河内町船津 2069-5	096-276-1114
農業振興課　南農業振興室	熊本市南区城南町宮地 1050	0964-28-3115
基盤整備課	熊本市西区小島２丁目７番１号	096-329-1168

2 農 業 委 員 会　（農業委員会事務局）

農業委員会は、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことで、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行っている。

名称	所在地	管轄区域
農業委員会事務局	熊本市中央区花畑町9番24号	中央区、東区
農業委員会事務局西南分室	熊本市西区小島2丁目7番1号	西区、南区（富合・城南地域を除く）
農業委員会事務局富合・城南分室	熊本市南区城南町宮地1050番地	富合・城南地域のみ
農業委員会事務局北区分室	熊本市北区植木町岩野238番地1	北区

（１）農地に関する許認可事務

農地法に基づく各種権利の設定、移転及び転用についての許認可並びに証明事務を行っている。

農地法関係事務処理状況（令和２年度）

農地法	第３条（耕作目的の権利移動）		第４条・第５条（転用目的）						第１８条（貸借の解約）	
			第４条		第５条		許可不要転用			
区	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
中央	－	－	19	7,167	24	12,207	－	－	－	－
東	21	54,947	41	29,309	130	104,934	－	－	52	159,339
西	63	185,763	23	12,435	119	70,038	6	1,184	46	89,107
南	102	280,818	67	33,105	263	155,221	11	4,965	138	376,921
北	136	376,963	47	37,402	200	167,261	5	2,367	103	231,066
合計	322	898,491	197	119,418	736	509,661	22	8,516	339	856,433

農地法第４条・第５条・許可不要転用　用途別転用実績（令和２年度）

		合計				比率（面積）
		件数	面積（㎡）			
			田	畑	計	
住宅用地	農家住宅	15	3,799	3,119	6,918	1.09%
	一般個人住宅	441	105,393	144,768	250,161	39.24%
	集団住宅、その他	108	20,961	69,091	90,052	14.12%
公的施設用地		21	3,753	2,014	5,767	0.90%
業務用地	工・鉱業用地	17	2,901	6,192	9,093	1.43%
	商業・サービス業	23	23,828	10,228	34,056	5.34%
	農業用施設用地	31	14,185	8,427	22,612	3.55%
	その他の業務用地	296	76,874	137,122	213,996	33.56%
植林		3	661	4,280	4,941	0.77%
合計		955	252,355	385,241	637,596	100.0%

（２）国有農地等管理処分事業

国有農地の貸付対価の徴収と、農地の管理及び処分に関する事務を行っている。

（３）機構集積支援事業

農地利用状況調査後の遊休農地解消対策のため、所有者の意思確認である利用意向調査を実施している。
さらに、農地中間管理機構による農地集積と集約化を支援している。

（４）担い手への農地利用の集積・集約化

担い手への農地の利用集積を促進するため、農地の出し手・受け手の計画的、効率的な結び付け活動を行っている。

農地利用集積実績（令和２年度）　（単位　㎡）

種　　別	件　数	期　　間	田	畑	合　　計
利用権新規設定	743	6　年　未　満	978,649	470,422	1,449,071
		6年以上10年未満	14,077	0	14,077
		1　0　年　以　上	640,009	316,153	956,162
		小　　計	1,632,735	786,575	2,419,310
利用権再設定	254	6　年　未　満	478,392	60,516	538,908
		6年以上10年未満	12,970	0	12,970
		1　0　年　以　上	377,565	103,676	481,241
		小　　計	868,927	164,192	1,033,119
所有権移転	203		410,243	120,467	530,710
利用権移転	0		0	0	0
農地中間管理機構賃貸借	656		1,853,575	377,908	2,231,483
合　　計	1,856		4,765,480	1,449,142	6,214,622

（５）農業者年金業務

農業者の生活安定に寄与するための加入推進活動と、農業者年金関係申請処理等を行った。

令和3年4月1日現在

熊本市農業者年金	旧制度（人）	新制度（人）
受給者数	1,789	168
加入者数	199	412
申請等処理件数	186	110

都市建設

1 都市計画 305

2 都市整備 314

3 交通計画 319

4 自転車 320

5 建築指導 321

6 熊本駅周辺地域整備 323

7 住宅政策 325

8 市営住宅 328

9 公共建築 333

10 道路 334

11 地籍調査 336

12 公共用地取得 339

13 河川 340

14 公園緑地 343

15 土木センター 345

16 宅地復旧支援 346

17 住宅再建支援 347

１　都　市　計　画（都市政策課・開発指導課）

都市計画区域

大正８年４月、都市計画法が公布され、翌９年１月より施行された同施行令の規定に基づき、大正１２年７月当時の市域　３，０７１ｈａの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和３３年には、１４，５２４ｈａが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和４３年６月新都市計画法が施行されたことにより、昭和４６年５月１８日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する１市９町の熊本都市計画区域が指定された。

熊本都市計画区域は、その後の市町合併や政令指定都市移行に伴う区域再編等により、現在、熊本市（旧城南町の一部、旧河内町を除く）、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町の行政区域で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中核をなしている。

戦前の都市計画

本市においては、大正１２年７月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和 3年	都市計画道路の決定	30路線　延長64,000m		
昭和 4年	用途地域決定	2,800.5ha		
	うち住居地域	1,730.2ha	工業地域	566.2ha
	商業地域	395.7ha	未指定	108.4ha
昭和 5年	風致地区の決定	1,070.59ha		

本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の７カ所

さらに、昭和６年、組合による区画整理が施行され、今日の土地区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、当初産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和２１年、用途地域、都市計画道路を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後、防火・準防火地域や下水道、ごみ焼却場、汚水処理場等の衛生・清掃施設が決定された。また、経済が向上し、道路事情が良くなるに伴い、住宅建設の気運が高まり郊外へ向け市街地の拡大現象が現れてきた。そのため、都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和４６年には、無秩序な市街地の拡大を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

近年の都市計画

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ、昭和５６年４月２日に市街化区域及び市街化調整区域の第１回の見直しが行われるとともに、昭和５８年４月３０日には、流通業務団地予定地（約５３ｈａ）が市街化区域に編入され、平成３年２月１日の飽託四町との合併等を経て、平成１１年３月３１日に第３回の市街化区域、市街化調整区域のさらなる見直しが行われた。平成１５年４月９日には、熊本港地区（約５３ｈａ）が市街化区域に編入された。その後、平成２１年５月２９日の第４回見直し、平成２４年４月１日の政令指定都市移行に伴う区域再編、平成２７年５月２９日の第５回見直しを経て、現在、熊本都市計画区域面積は５２，７４０ｈａで、うち市街化区域１２，６９７．７ｈａ、市街化調整区域４０，０４２．３ｈａである。熊本市はこの区域全体の６７．２％（３５，４３３ｈａ）、市街化区域の８５．０％（１０，７９５．４ｈａ）、市街化調整区域の６１．５％（２４，６３７．６ｈａ）を占めている。

市街化区域については、平成４年の都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、住環境の保護、市街地形態の多様化に対応するため、平成８年６月に用途地域の変更を実施している。

土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和６１年３月に熊本駅前北地区、平成８年８月に手取本町地区、平成１０年９月に上通Ａ地区、平成１７年１０月に熊本駅前東Ａ地区、平成２６年４月に桜町地区に高度利用地区を決定し、地区の特性にふさわしいまちづくりのために、これまで２４地区で地区計画を決定している。
市街化調整区域については、農林漁業との健全な調和を図り合理的な土地利用を図っている。

熊本駅周辺地域では、熊本の陸の玄関口にふさわしい活気あふれる都市空間を形成するため、平成１７年に「熊本駅周辺地域整備基本計画」を県・市で策定し、連携、協力しながら計画的に事業を進め、新幹線開業による広域交通拠点としての結節機能の向上に合わせ、連続立体交差事業や区画整理事業、道路網の形成など都市基盤の整備を行い、熊本駅白川口駅前広場が令和３年３月に完成し、駅周辺整備事業が完了した。

立地適正化計画

平成２６年８月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、市町村は、閣議決定された都市再生基本方針に基づき、住宅および都市機能増進施設（医療施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、「立地適正化計画」を策定することができることとなった。

立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や商業、医療等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランである。

熊本市ではこれまで、人口増加やモータリゼーションの進展等を背景に市街地が拡大してきたが、拡大した市街地のままで、人口が減少すれば、今まで身近に利用できた商業、医療、金融機能や公共交通等の日常生活に必要な機能が失われ、現在の暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念される。

このことから、人口減少・高齢社会に適応可能な都市づくりを進める必要がある。具体的には、都市の骨格を形成する、都市機能誘導区域（中心市街地や地域拠点であり市街化区域の２９．１％（３，１４６ｈａ））を地域生活圏の暮らしを守る最後の砦として維持し、居住誘導区域（都市機能誘導区域及び主な公共交通軸沿線であり市街化区域の５４．７％（５，９０４ｈａ））の人口密度を維持するとともに、公共交通の充実を図ることにより市民全体の暮らしやすさを維持、さらには市全体の交流促進により、都市そのものの魅力向上を図り、都市活力を維持するため、立地適正化計画を平成２８年４月に策定している。

令和３年３月には、自然災害の頻発・激甚化を受け、地域拠点など居住誘導区域の災害リスクをわかりやすく見える化し、防災機能を強化していくための防災指針を追加するとともに、人口密度や都市機能の立地状況等を踏まえた具体的な事業を位置づけるなどの改定を行った。

（１）用途地域（都市政策課）

熊本都市計画用途地域

用途地域の規模

（平31.4.1現在）

区　分	熊本都計区域		市　　域			容積率	建ぺい率	後退距離	高さの限度
	面積 ha	構成比 %	面積 ha	構成比 %	全市域面積対比 %	%	%	m	m
第一種低層住居専用地域	1,457.9	11.5	1,068	9.9	2.7	60 80 100	30 40 50	1.0 1.0 1.0	10 10 10
第二種低層住居専用地域	155.5	1.2	107	1.0	0.3	80 80 100 100	40 40 50 50	1.0 － 1.0 －	10 10 10 10
第一種中高層住居専用地域	3,175.6	25.0	2,562	23.7	6.6	100 150 200	40 60 60	－	－
第二種中高層住居専用地域	2,790.6	22.0	2,552	23.6	6.6	100 100 150 200	50 60 60 60	－	－
第一種住居地域	1,393.3	11.0	1,175	10.9	3.0	200	60	－	－
第二種住居地域	727.0	5.7	641	5.9	1.6	200	60	－	－
準住居地域	305.9	2.4	224	2.1	0.6	200	60	－	－
近隣商業地域	582.4	4.6	542	5.0	1.4	200 300	80	－	－
商業地域	392.0	3.1	392	3.6	1.0	400 500 600	80	－	－
準工業地域	1,184.8	9.3	1,167	10.8	3.0	200	60	－	－
工業地域	532.7	4.2	366	3.4	0.9	200	60	－	－
合　　計	12,697.7	100.0	10,796	100.0	27.7				

（２）高度利用地区（都市政策課）

（平30.3.31現在）

種類	面積(ha)	建築物の容積率の最高限度及び最低限度		建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度(㎡)
		最高限度	最低限度		
熊本駅前北地区	約0.5	60／10	20／10	8／10	200
手取本町地区	約1.0	70／10	30／10	7／10	200
上通Ａ地区	約1.1	70／10 50／10	30／10 20／10	7／10	200
熊本駅前東Ａ地区	約1.4	60／10	20／10	8／10	200
桜町地区	約3.7	60／10	20／10	8／10	200
合計	約7.7	－	－	－	－

（３）風致地区（都市政策課）

（平30.3.31現在）

名称	面積(ha)	位置
花岡山・万日山	約 77	横手1・2・3丁目、春日4・5・6丁目、池上町、戸坂町　他
八景水谷	約 10	八景水谷1丁目　他
立田山	約 345	清水町大字兎谷、兎谷2・3丁目、龍田3丁目、龍田陣内1・2丁目、 清水万石1・2・4・5丁目、室園町、黒髪4・5・6・7・8丁目　他
水前寺	約 10	水前寺公園　他
江津湖	約 238	出水1・2丁目、江津1丁目、健軍4・5丁目、湖東2・3丁目、 神水本町、広木町、水源1丁目、江津3丁目、下江津1・5・6丁目　他
本妙寺山	約 551	島崎5・6・7丁目、花園4・6・7丁目、谷尾崎町　他
千金甲	約 367	谷尾崎町、池上町、上松尾町、中松尾町、上高橋町、小島8丁目、 小島9丁目　他
計	約1,598	

（４）駐車場整備地区（都市政策課）

（平30.3.31現在）

位置	面積(ha)	指定年月日
市中心街	約143.9	昭和45年4月10日

（５）防火地域及び準防火地域（都市政策課）

（平30.3.31現在）

地域名	面積(ha)
防火地域	約 118.0
準防火地域	約1,490.0

（６）都市計画道路（都市政策課）

ア　都市計画道路一覧（市域内）

熊本都市計画区域　　（令3.3.31現在）

区分	規模	一連番号	都市計画道路名	主たる幅員（m）	主たる車線の数	計画決定延長（m）	整備済延長（m）
1	4	1	熊本西環状線	21	4	12,420	0
1	4	2	池上インター線	37	4	990	0
1	5	3	花園インター（自専道）線	15	2	770	770
1	4	4	北熊本スマートインターチェンジ上り線	17	2	370	370
1	4	5	北熊本スマートインターチェンジ下り線	17	2	290	290
1	4	6	中九州横断道路大津熊本線	20.5	4	1000	0
3	1	1	新南部四方寄線	40	4	6,690	5,010
3	2	2	新市街水前寺線	36	6	4,420	4,420
3	2	3	弓削近見線	36	※	15,480	15,270
3	2	4	近見沖新線	36	6	8,530	8,530
3	2	5	熊本駅北部線	30	4	9,230	9,035
3	2	6	南熊本駅新町線	30	4	2,010	1,710
3	3	7	熊本駅帯山線	22	4	7,310	7,270
3	3	8	二本木新大江線	22	4	4,540	4,540
3	3	9	池田町花園線	25	4	1,500	0
3	3	10	子飼新大江線	22	4	1,870	1,870
3	3	11	船場神水線	25	4	4,670	1,800
3	3	12	本荘犬渕線	25	4	5,050	5,050
3	3	13	水前寺秋津線	22	4	4,950	4,670
3	3	14	野口清水線	25	4	11,790	5,620
3	5	16	水前寺駅西水前寺線	15	2	180	180
3	3	17	東町空港線	22	※	2,210	2,210
3	3	18	南高江富合線	25	4	7,070	7,070
3	1	19	弓削原水線	40	※	490	490
3	4	20	上熊本藤崎宮線	20	※	1,930	1,930
3	4	21	上熊本細工町線	19	2	3,030	2,223
3	3	22	砂取健軍線	22	※	2,190	2,190
3	4	23	新土河原小島線	20	4	3,910	3,250
3	4	25	熊本駅城山線	16	2	1,980	1,980
3	4	26	新町戸坂線	16	2	1,720	690
3	4	27	段山島崎線	16	2	2,220	950
3	4	28	戸坂花園線	16	2	1,460	0
3	4	29	上熊本法成寺線	16-30	2	2,280	1,730
3	4	30	手取本町清水線	16	※	3,830	610
3	4	31	麻生田三里木線	16	※	3,440	3,440
3	4	32	高平麻生田線	16	2	3,910	1,920
3	4	33	楡木麻生田線	16	2	980	120
3	4	34	下南部画図線	16	※	8,930	3,820
3	4	35	新外秋津線	16	2	2,810	1,500
3	4	36	出水町国府東水前寺線	15	2	2,280	790
3	4	37	水前寺画図線	16	2	3,600	3,100
3	3	38	新市街御船インター線	25	4	6,140	6,140
3	4	39	長六橋川尻線	17.5	※	7,600	7,600
3	3	40	新土河原出水線	25	4	5,740	4,880
3	4	41	二本木蓮台寺線	16	2	1,350	1,350
3	4	42	大窪山下線	16	※	100	100
3	5	44	南千反畑大江線	15	※	1,850	1,850
3	5	45	上熊本弓削線	12	2・4	10,570	0

区分	規模	一連番号	都市計画道路名	主たる幅員（m）	主たる車線の数	計画決定延長（m）	整備済延長（m）
3	5	46	船場本山線	12	※	920	600
3	4	47	平田田迎線	16	2	1,760	1,760
3	5	54	刈草薄場線	12	2	820	820
3	3	55	保田窪菊陽線	25	※	6,190	6,190
3	3	61	四方寄鹿子木線	25	4	2,480	0
3	2	62	春日池上線	30	4	1,870	1,870
3	4	63	田崎春日線	18	2	910	910
3	4	64	熊本駅南線	18	2	290	290
3	4	65	熊本駅西口線	18	2	90	90
3	3	66	花園インター(一般道)線	21-25	4	1,320	1,320
3	4	67	花園池亀線	16	2	1,160	509
3	4	68	上熊本駅西口線	16	2	450	209
3	4	69	平尾向坂線	16	2	5,500	0
3	5	70	南環状線	14	2	1,060	0
3	4	71	岩野小山線	16	2	1,030	1,030
3	4	72	東西線	16	2	1,590	435
3	4	73	植木停車場投刀塚線	18	2	1,140	395
3	5	74	一木鐙田線	14	2	2,000	0
3	4	75	北環状線	17	2	820	282
3	3	76	平尾鐙田線	28	4	6,780	0
3	4	77	中央線	17	2	740	679
3	5	78	小町通り線	12	2	120	83
3	4	79	一木鞍掛線	16	2	880	260
3	4	80	滴水平野線	16	2	550	0
3	5	82	清藤志々水線	14	2	1,010	560
3	4	83	フラワー通り線	16	2	770	770
3	4	84	上宮地線	16	2	560	560
3	5	85	東阿高今線	14	2	3,160	0
3	5	86	松ノ平線	14	2	530	530
3	5	87	新御堂線	14	2	180	180
3	5	88	パイン通り線	12	2	850	550
3	6	89	浜戸川線	11	※	920	0
3	5	92	植木北熊本スマートインターチェンジ線	13	2	2720	480
7	7	3	鹿児島本線側道1号線	6	－	430	430
7	7	4	鹿児島本線側道2号線	6	－	900	900
7	7	5	鹿児島本線側道3号線	6	－	290	290
7	7	6	鹿児島本線側道4号線	6	－	260	260
7	7	7	鹿児島本線側道5号線	6	－	200	200
7	7	8	鹿児島本線側道6号線	6	－	90	90
7	7	9	鹿児島本線側道7号線	6	－	590	590
7	7	10	鹿児島本線側道8号線	6	－	320	320
7	7	11	鹿児島本線側道9号線	6	－	530	530
7	7	12	鹿児島本線側道10号線	6	－	350	350
7	7	13	鹿児島本線側道11号線	6	－	200	200
7	7	14	鹿児島本線側道12号線	6	－	360	360
7	7	15	鹿児島本線側道13号線	6	－	350	350
7	7	16	豊肥本線側道1号線	6	－	250	250
7	7	17	鹿児島本線側道14号線	6	－	400	400
7	7	18	鹿児島本線側道15号線	6	－	180	180
7	7	19	北熊本スマートインターチェンジ側道１号線	5	－	260	260
7	7	20	北熊本スマートインターチェンジ側道２号線	5	－	360	360
7	7	21	北熊本スマートインターチェンジ側道３号線	5	－	360	360
7	7	22	北熊本スマートインターチェンジ側道４号線	5	－	770	770
7	7	23	北熊本スマートインターチェンジ側道５号線	5	－	130	130
7	7	24	北熊本スマートインターチェンジ側道６号線	5	－	110	110
8	7	1	新屋敷長溝線	4	－	1,550	1,280
8	7	2	南高江元三線	7	－	1,880	1,880
合計			105　路　線			259,970	170,550

「※」は都市計画図書に車線数の明記がないもの

イ　都市計画及び道路整備の規模別分類（市域内）

（令3.3.31現在）

	区分 規模別	都市計画決定延長（m）				道路整備済延長（m）					
		市街化区域（用途指定区域）	市街化調整区域（用途無指定区域）	計画決定延長	比率（%）	市街化区域（用途指定区域）	進捗率（%）	市街化調整区域（用途無指定区域）	進捗率（%）	整備済延長	進捗率（%）
熊本都市計画区域	3・1	6,310	870	7,180	2.8	4,770	75.6	730	83.9	5,500	76.6
	3・2	31,670	9,870	41,540	16.0	30,965	97.8	9,870	100.0	40,835	98.3
	3・3	57,570	24,230	81,800	31.5	45,560	79.1	15,260	63.0	60,820	74.4
	1・4 3・4	66,080	24,590	90,670	34.9	40,009	60.5	5,933	24.1	45,942	50.7
	1・5 3・5	22,670	4,070	26,740	10.3	5,133	22.6	1,470	36.1	6,603	24.7
	3・6	920	0	920	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	7・7	5,700	1,990	7,690	3.0	5,700	100.0	1,990	100.0	7,690	100.0
	8・7	3,430	0	3,430	1.3	3,160	92.1	0	0.0	3,160	92.1
	合計	194,350	65,620	259,970	100.0	135,297	69.6	35,253	53.7	170,550	65.6

※整備済延長：計画幅員により供用開始されている区間延長

（７）駅前広場（都市政策課）

（平31.3.31現在）

広場名	面積（㎡）	摘要	
熊本駅東口駅前広場	14,200	都市計画道路3・3・ 7号	熊本駅帯山線
熊本駅西口〃	5,700	〃 3・4・65〃	熊本駅西口線
（熊本駅）交通広場	3,800	〃 3・3・ 7〃	熊本駅帯山線
（南熊本）駅前広場	3,850	〃 3・2・ 6〃	南熊本駅新町線
水前寺〃	2,100	〃 3・5・16〃	水前寺駅西水前寺線
上熊本駅東口〃	2,700	〃 3・4・21〃	上熊本細工町線
上熊本駅西口〃	2,400	〃 3・4・68〃	上熊本駅西口線
（西熊本）〃	3,900	〃 3・5・54〃	刈草薄場線
（光の森駅）交通広場	2,200	〃 3・3・58〃	武蔵ケ丘東中央線
水前寺駅北〃	1,100	都市計画交通広場1号	水前寺駅北交通広場

（８）景観整備（都市デザイン課）

ア　都市景観

地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に寄与するために、本市では平成２１年１０月に熊本市景観計画を策定し、平成２２年１月に景観法に基づく届出に移行した。

この制度は熊本城や水前寺･江津湖の周辺地域等においては、これらを活かし熊本らしさを際立たせるような、また、その他の地域においてはそれぞれの地域の特色を活かした良好な景観の形成を目指している。

また、昼も夜も誰もが歩いて楽しめる魅力的な都市空間の創出に向けて、夜間景観の理念や方針を示す「熊本市光のマスタープラン」を令和３年３月に策定した。本マスタープランを通じて、官民問わず、市民一人ひとりが意識をもって熊本ならではの魅力ある夜間景観の創出を目指している。

さらに、市域全域に整備されるすべての公共サインを対象として、分かりやすいサインの整備を誘導し、利便性・回遊性の向上や良好な景観形成を図るため、令和３年３月に「熊本市公共サインガイドライン」を策定した。

大規模行為届出件数

（令和２年度(2020年度)）

種　類	建築物	工作物	さく・塀	開発行為	土　　石	計
件　数	62	154	7	57	0	280

特定施設届出件数　8件　　景観形成地区届出件数　1件

イ　屋外広告物

景観の大きな要素である屋外広告物を規制・誘導し、歴史と自然を活かした良好な景観形成と快適な環境の維持のため、屋外広告物の許可、違法なはり紙・はり札・立看板等の除却を行っている。

許可・除却件数　（令和２年度(2020年度)）

	許可件数				除却件数				
種　類	新規	更新	電柱等	計	はり紙	はり札	立看板	その他	計
件　数	245	627	29	901	378	0	0	0	378

ウ　熊本市歴史的風致維持向上計画（くまもと歴史まちづくり計画）

豊かな歴史的文化遺産の魅力や価値を後世に継承するため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づき、令和２年度に熊本市歴史風致維持向上計画（くまもと歴史まちづくり計画）を策定し国の認定を受けた。

計 画 名：熊本市歴史的風致維持向上計画（くまもと歴史まちづくり計画）

計画期間：令和２年度（２０２０年度）から令和１１年度（２０２９年度）の１０年間

①　熊本市の維持向上すべき「８つの歴史的風致」を指定

熊本市は、熊本城を中心とした市街地や山、平地において、信仰、生業、文化とともに形成された風習、行事が広く分布し、歴史的価値の高い建造物等とともに、歴史的風致を形成してきた。なかでも、広く市民に認知されている活動と指定文化財などの歴史的価値の高い建造物等とが一体となって形成された８つの良好な市街地を、熊本市の維持向上すべき「８つの歴史的風致」として指定した。

※歴史的風致とは、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のこと。

② 優先的かつ重点的に取組を進める「２つの重点区域」を設定

熊本市における維持向上すべき８つの歴史的風致のなかから、

・価値の高い歴史的建造物や重点文化財等の指定文化財が集積しており、それらが人々の生活や活動のなかで長きにわたり継承されている区域

・熊本市景観計画に基づく重点地域又は歴史的な町並み地区である区域に該当する２つの地域を重点区域として設定した。

	重点区域	面　積	概　要
1	城下町地区	約188ha	特別史跡熊本城跡及び国の重要文化財の熊本城を核に、歴史的建造物や社寺が集積している新町・古町地区を中心とした区域
2	川尻地区	約85ha	史跡熊本藩川尻米蔵跡を核として、歴史的建造物や社寺が集積する界隈や河尻神宮秋季大祭のルートとなる参道・街道、精霊流しに行われる加勢川を包含する区域

（９）開発指導（開発指導課）

都市の秩序ある発展を図るために、開発行為の指導を行っている。

開発許可件数

区　分 ＼ 年　度		平28	平29	平30	平31（令元）	令2
市街化区域	件　数	56	70	75	53	52
	面積（㎡）	139,176	157,451	212,293	149,772	126,821
市街化調整区域	件　数	180	175	180	201	179
	面積（㎡）	277,492	372,752	265,751	235,962	217,721
計	件　数	236	245	255	254	231
	面積（㎡）	416,668	530,203	478,044	385,734	344,542

市民の安全な生活環境の整備を図るために、宅地造成等規制区域においては、宅地造成の指導を行っている。

宅地造成等規制法による許可件数

区　分 ＼ 年　度	平28	平29	平30	平31（令元）	令2
許可件数	2	4	2	3	5

２　都　市　整　備（市街地整備課・都市デザイン課・植木中央土地区画整理事業所）

（１）中心市街地の活性化

本市の顔である中心市街地のにぎわいづくりのため、旧熊本市において、平成１９年３月に「熊本市中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年５月に内閣総理大臣の認定を受けた。

また、平成２２年３月の市町村合併で「新熊本市」となった旧植木町においても、平成２１年９月に「植木町中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年１２月に内閣総理大臣の認定を受けており、この合併を契機として、２つの計画区域を「熊本地区」、「植木地区」として認定基本計画の変更を行った。

熊本地区の計画では、熊本城、通町筋・桜町周辺から、新町・古町、熊本駅周辺までの約４１５haの区域を中心市街地と位置づけ、平成２３年度までの１期計画では５２事業、平成２８年度までの２期計画では、１期計画からの継続事業を含めた官民の６５事業を推進した。

平成２９年度からは、「地震からの創造的復興により、誰もが安心して暮らし働き、国内外からも多くの人が訪れる魅力あるくまもとの顔づくり」をコンセプトとして、官民の事業を位置づけた３期計画（計画期間は平成３３年度まで（計画書記載のまま）の５年間）に基づき、中心市街地の更なるにぎわいの創出はもとより、桜町・花畑周辺地区や熊本駅周辺地区の防災機能強化など、防災性の向上にも取り組んできた。（別紙参照）

また、令和２年４月から、中心市街地における民間の老朽建築物等の建替え促進事業である「まちなか再生プロジェクト」について、「高さ基準の拡充」、「容積率割増し」、「財政支援」の３つの施策を柱に民間事業者と共に建替えを進めており、中心市街地における店舗・事務所の通常の建築ペース年間５件程度を「まちなか再生プロジェクト」により倍増し、年間１０件、１０年間で１００件を目標としている。

植木地区の計画では、植木中央土地区画整理事業施行中の国道３号沿いに形成された中心商業地と公共公益施設等が集積している区域の５８．１haを中心市街地と位置づけ、平成２７年１１月までに民間事業を含めた実効性のある２０あまりの事業を推進した。

今後とも、本市の歴史・文化、既存の都市機能を最大限に活かしながら、官民一体となって新たな魅力と活力の創造に取り組んでいく。

ア　まちなか再生プロジェクト

まちなか再生プロジェクトは、熊本城を中心とした都市景観を守ることを前提に、中心市街地の民間ビルの建替等を促進し、耐震性、防火性を向上させるとともに、空地も生み出すことで、災害時の避難・活動空間を確保し、まちの防災力向上を図るプロジェクトである。

「高さ基準の拡充」、「容積率割増し」、「財政支援」の３つの施策を柱に民間事業者と共に建替えを進めており、これにより、歩行空間も広がることで、賑わい創出はもとより、熊本城を眺望できる公共的な空間が新たに創出することが期待され、「災害に強く魅力と活力ある中心市街地の創造」を目指すものである。

また、新型コロナウィルスの影響により、さらに社会が大きく変わり、民間建築物にも、新しい生活様式への対応など、新たな取組みが求められることから、令和３年４月より財政支援制度の拡充を行い、高効率喚起設備や防災倉庫の整備等に取り組む場合の財政支援制度を追加した。

令和２年度の中心市街地での店舗・事務所を含む建物の建築実績は、まちなか再生プロジェクトを活用したものが６件、その他が５件で合計１１件であった。今後、更なる制度の推進に取り組んでいく。

まちなか再生プロジェクト実績一覧（令和２年度）

対象事業数 6件	支援の種類	容積率の緩和	高さの特例基準	財政支援
	適用件数	1件	3件	6件

（２）市街地再開発

本市の既成市街地においては、これまでの都市化の進行の一方で、交通問題・用途混在・建築物の老朽化などの都市的環境悪化や機能更新の必要性などが顕在化してきている。

市街地再開発事業等では、道路・公園等の都市基盤と建築物との総合的な整備により、都市問題の改善を目指す。

ア　市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理化かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業である。

本市においては、組合施行により、平成４年度に熊本駅北地区、平成１４年度に手取本町地区、上通Ａ地区が事業完了しており、市施行により、平成２４年度に熊本駅前東Ａ地区が事業完了した。

また、桜町地区でも、会社施行により、バスターミナルや商業施設、公益施設等を備えた、再開発施設を整備し、令和２年度（２０２０年度）に事業完了した。

市街地再開発事業の実施地区（５地区）

地　　区	熊本駅北地区 （事業完了）	手取本町地区 （事業完了）	上通Ａ地区 （事業完了）	熊本駅東 A 地区 （事業完了）	桜町地区 （事業完了）
施行者	組　　合	組　　合	組　　合	市	会　　社
事業年度	昭 61～平 4	平 8～14	平 9～14	平 17～24	平 27～令 2
地区面積 (ha)	約 0.5	約 1.0	約 1.1	約 1.4	約 3.7
敷地面積 (㎡)	約 2,400	約 5,700	約 9,000	約 7,300	約 30,266
建築面積 (㎡)	約 1,900	約 4,400	約 6,800	約 5,010	約 27,206
延床面積 (㎡)	約 15,800	約 48,100	約 57,100	約 52,400	約 164,070
建物の 規模構造	SRC＋RC 造 地上 11 階 地下 2 階	SRC＋RC＋S 造 地上 10 階 地下 3 階	SRC＋RC＋S 造 地上 14 階 地下 2 階	RC+S 造 地上 35 階 地下 1 階	S+SRC 造 地上 15 階 地下 1 階
用　　途	ホテル	商業・公益・医療・ 業務施設等	商業・ホテル・業務・ 美術館・財団施設・ カルチャー等	商業・業務・住宅・公益	商業・住宅・ホテル・ 事務所・駐車場・ バスターミナル・ 公益
事業の経過	昭 61.4 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 昭 61.9 組合設立（施行認可）公告 平 2.9 施設建築物工事起工式 平 3.3 権利変換計画認可 平 4.8 施設建築物工事竣工 平 5.3 組合解散認可	平 8. 8 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 平 9. 3 組合設立（施行認可）公告 平 11. 8 権利変換計画認可 平 11.12 施設建築物工事起工式 平 14. 3 施設建築物工事竣工 平 14.12 組合解散認可	平 10. 9 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 平 11. 1 組合設立（施行認可）公告 平 11. 9 権利変換計画認可 平 12. 1 施設建築物工事起工式 平 14. 3 施設建築物工事竣工 平 14.11 組合解散認可	平 17. 10 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 平 18. 2 事業認可公告 平 20. 5 都市計画決定変更 平 20. 9 管理処分計画認可 平 21. 4 施設建築物工事着工 平 24. 2 工事の完了の公告 平 24.10 再開発事業の清算	平 26. 4 高度利用地区の都市計画決定、事業の都市計画決定及び自動車ターミナルの都市計画決定 平 27. 5 事業認可公告 平 27. 7 権利変換計画認可 平 29. 1 施設建築物工事着工 令 1. 9 施設建築物工事竣工 令 3. 3 事業終了認可

イ　優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業は、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業である。

タイプ別に市街地の再開発を目的とする「優良再開発型」、市街地住宅の供給を目的とする「市街地住宅供給型」、既存建築物ストックを、現在の居住ニーズにあわせ再生することを目的とする「既存ストック再生型」等がある。さらに、「優良再開発型」は、共同化タイプ、市街地環境形成タイプおよびマンション建替タイプの３つのタイプに分けられる。

優良建築物等整備事業の実施地区　※事業完了地区のみ

地　　区	施行者	事業年度	地区面積 (ha)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	用　　途	タイプ
下通地区 (事業完了)	民　間	平4～5	0.12	902	630	5,467	商業施設・銀行	優良再開発型
新町地区 (事業完了)	〃	平10～11	0.06	579	333	2,337	共同住宅（25戸）	優良再開発型
植木一丁目 (事業完了)	〃	平24～25	0.05	465	226	1,076	共同住宅（15戸）	市街地 住宅供給型
長浦地区 (事業完了)	〃	平25～26	0.08	761	238	711	共同住宅（12戸）	市街地 住宅供給型
植木二丁目 (事業完了)	〃	平26	0.08	816	454	2,190	共同住宅（24戸）	市街地 住宅供給型
下通Ａ地区 (事業完了)	〃	平26～28	0.4	3,114	2,798	18,675	商業・業務施設	優良再開発型

（３）土地区画整理事業

ア　現状

本市の土地区画整理事業は、戦前では昭和６年に組合施行による国府第一土地区画整理事業、翌７年に水前寺土地区画整理事業、大江東部土地区画整理事業を施行し、戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理事業の着工を見た。また、市施行の事業では、東部地区の東部第一土地区画整理事業、西部地区の西部第一土地区画整理事業、中心市街地の熊本駅西土地区画整理事業が完成した。そのほか市内各所で、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ５５地区（１，６６０．１ｈａ）において、計画的な市街地が造成されている。

現在市内で施行中の土地区画整理事業　（令 3. 4. 1 現在）

地区名	施行者	法分類 (条項)	施行面積 (ha)	認可年月日	減歩率 (%)	公共減歩率 (%)	施行年度	総事業費 (千円)
植 木 中 央	市	3～4	17.5	12.2.21	19.6 (13.0)	19.6 (13.0)	11～33 (令3)	14,863,044

※植木中央地区の減歩率、公共減歩率の二段書きは、上段：減価買収前、下段：減価買収後

完了地区名（５４地区）

国府第一、水前寺、大江東部、花岡山、戦災復興（２地区）、健軍第二、秋津第一、国府第二、城東、東部第一、江津第一、秋津第二、清水、江津湖団地、長溝団地、万石団地、榎団地、託麻団地、楠団地、富ケ丘、国府第三、津ノ浦団地、武蔵ケ丘団地、烏ケ江、戸島南台、出水第二、出水第一、杉島鳥場、佐土原第一、城山上代、八王寺、田井島、水前寺、八分字、南部第一、戸坂、八幡、御幸笛田、清水亀井、城山大塘、前川原、大石崎、田迎東、八分字中道、西部第一、山ノ神二丁目、出仲間、出仲間九丁目、画図、陳内、城南中央、田井島南、熊本駅西

イ　今後の予定施行地区

良好な住宅環境を形成するため、施行中、施行予定の土地区画整理事業を適正に誘導・促進する。

なお、現在市域内では、１地区（１７．５ｈａ）において、市施行による土地区画整理事業が実施されており、その他１地区において、組合施行による事業実施に向けた構想がある。

熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の計画区域

区域面積　約４１５ヘクタール（１・２期計画と同様）

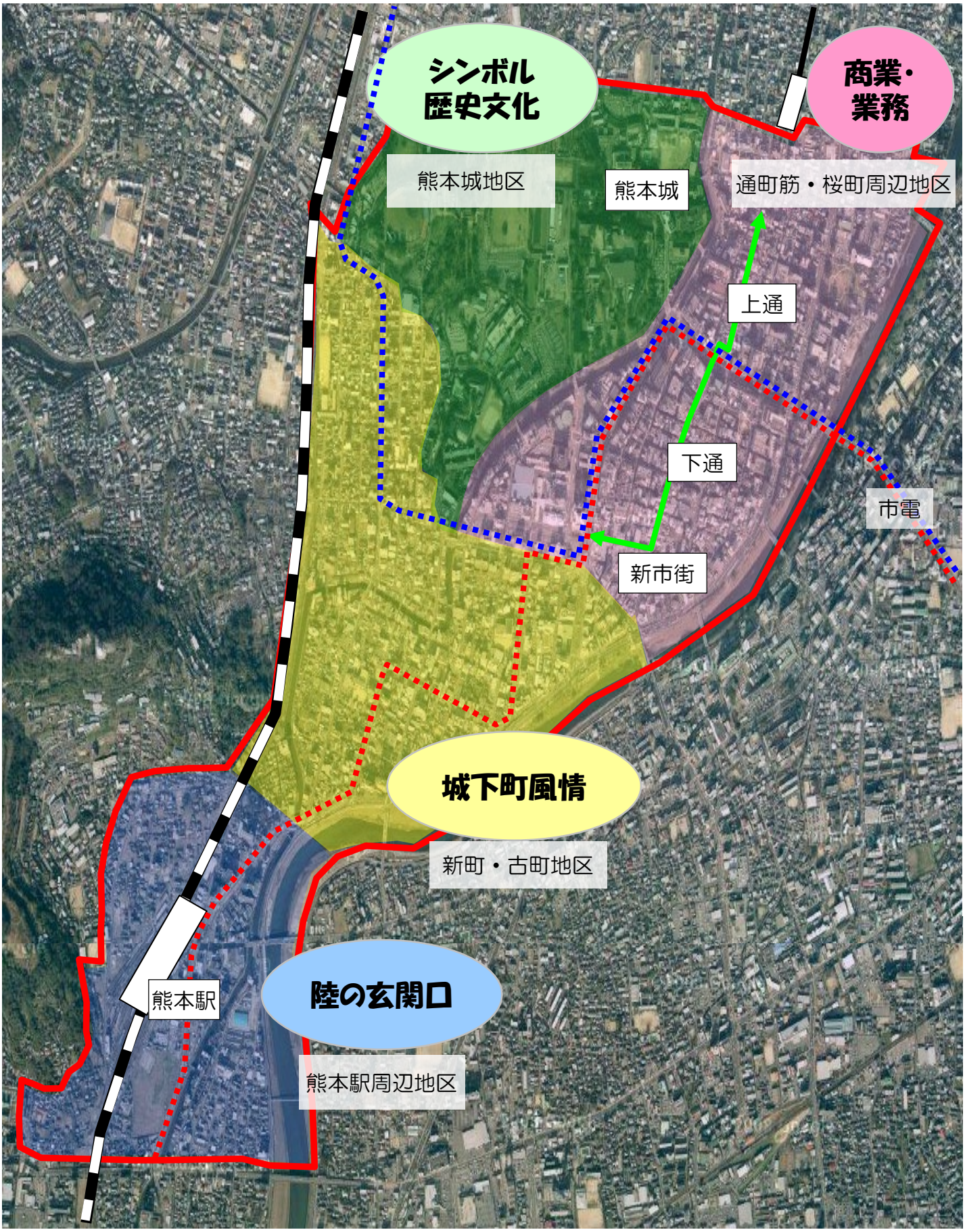

熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の掲載事業

総事業数　95事業（行政52事業、民間27事業、行政及び民間16事業）

（令3.4.1現在）

区分	事業名	実施主体		
		行政	民間	行政及び民間
市街地の整備改善	熊本駅周辺まちづくり推進事業	●		
	熊本駅周辺エリア魅力発信事業			●
	桜町・花畑周辺地区まちづくり推進事業	●		
	桜町地区再開発事業		●	
	熊本駅白川口（東口）駅前広場整備事業	●		
	花畑公園、辛島公園再整備事業	●		
	新幹線・連立関連側道整備事業	●		
	連立関連交差道路整備事業	●		
	熊本駅周辺道路整備事業	●		
	街路整備事業	●		
	熊本駅西土地区画整理事業	●		
	熊本市自転車利用環境整備事業	●		
	道路事業	●		
	辛島公園地下通路整備事業	●		
	辛島公園地下駐車場整備事業	●		
	都市公園事業（熊本城公園（宮内地区））	●		
	普及啓発事業（全国都市緑化フェア推進事業）			●
	JR熊本駅ビル整備事業		●	
都市福利施設の整備	熊本城ホール整備事業	●		
	子ども文化会館施設管理事業	●		
	白川公園内複合施設整備事業	●		
	子ども文化会館災害復旧事業	●		
	市民会館復旧事業	●		
	シンボルプロムナード等整備事業	●		
	熊本駅周辺地区商業等施設整備事業		●	
街なか居住の推進	くまもとさるく		●	
	くまもとまち咲き案内人		●	
	マンション適正管理支援事業	●		
	景観条例関係事業	●		
	城下町の風情を感じられる町並みづくり事業	●		
	高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業	●		
	桜町地区再開発事業（再掲）		●	
	住宅・建築物耐震化促進事業	●		
	あんしん住み替え相談窓口事業		●	
	良好な景観の形成に向けた事業	●		
	中心市街地建て替え促進事業	●		
	町並み復旧保存支援事業	●		
経済活力の向上	サクラマチスクエア整備事業		●	
	回遊行動モデル構築・分析事業		●	
	ファッションの街くまもと魅力創出事業			●
	産学連携支援事業	●		
	企業立地（誘致）促進事業	●		
	企業誘致戦略事業	●		
	首都圏企業誘致活動事業	●		
	立地企業支援事業	●		
	農産物フェア開催事業			●
	商店街空き店舗対策事業	●		
	桜町・花畑周辺地区賑わい創出事業			●
	商店街活性化対策事業	●		

区分	事業名	実施主体		
		行政	民間	行政及び民間
経済活力の向上	安全安心まちづくり推進事業			●
	にぎわいづくり推進事業			●
	くまもと大邦楽祭			●
	文化事業推進事業			●
	地場企業PR事業	●		
	草枕国際俳句大会事業			●
	まちなか観光案内所整備事業		●	
	植木市開催事業			●
	TGCガーデンくまもと			●
	街なか子育てひろば事業	●		
	クリエイティブ産業振興事業	●		
	中心商店街地区魅力向上事業			●
	日本が誇る伝統的文化資源及び漫画・アニメコンテンツを活用した外国人誘致事業		●	
	城下町くまもとゆかた祭		●	
	城下町くまもと銀杏祭		●	
	委託型免税店制度活用事業		●	
	熊本まちあかり		●	
	きらきらファクトリー		●	
	新市街まちなか会議		●	
	光のページェント		●	
	肥後のひなまつり		●	
	肥後のつりてまり		●	
	熊本オクトーバーフェスト		●	
	夢まちランド		●	
	くまフェス		●	
	春のくまもと地産地消グルメフェスタ		●	
	「夢未来みかん」祭り		●	
	水産物フェア開催事業	●		
	火の国YOSAKOIまつり・九州がっ祭		●	
	少子化対策推進事業（結婚チャレンジ事業）	●		
	子育て支援情報提供事業（結婚・子育て応援サイト）	●		
	地域活性化・観光特化型ホテル整備事業		●	
上記事業と一体的に推進	誘致戦略事業	●		
	シティプロモーション推進事業	●		
	国際観光客誘致事業	●		
	熊本城マラソン事業			●
	市内中心部放置自転車対策事業	●		
	2019女子ハンドボール世界選手権大会推進事業			●
	熊本城周遊バス運行事業	●		
	観光戦略事業	●		
	熊本城復旧整備事業	●		
	市電ロケーションシステム導入事業	●		
	電停改良事業	●		
	熊本市自転車利用環境整備事業（再掲）	●		
	国内観光客誘致事業	●		
	国際観光重点地域推進事業	●		
	中心市街地グランドデザイン策定事業		●	
	ラグビーワールドカップ2019推進事業			●

３　交　通　計　画（交通政策課）

（１）現　　状

本市における乗用車等の自家用自動車保有台数は、この１０年間（平成２２年度（2010年度）から令和元年度（2019年度））で約４０万７千台から約４５万２千台へと増加し、このモータリゼーションの進展を主な要因として、バスや電車などの公共交通機関の年間利用者数は、この５年間（平成２８年度（2016年度）から令和２年度（2020年度））で、平成２８年熊本地震の影響による減少から回復し、ＪＲ・私鉄については増加傾向にあるものの、バスについては減少を続けており、更に、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等の影響により、全体としても約５，２０２万人から約３，８５２万人へと約１，３５０万人の大幅な減少となっている。

公共交通機関利用者数の年次推移　　（単位：千人）

種別＼年度	H28	H29	H30	R1	R2
バス	24,818	25,617	25,263	25,054	19,870
市電	10,709	11,094	11,080	11,008	6,735
ＪＲ・私鉄	16,488	17,010	16,999	17,154	11,910
合計	52,015	53,721	53,342	53,216	38,515

注）バスは主に都市圏外を運行する産交バスを除く５社局の利用者数計

（２）総合交通体系整備の考え方

【まちづくりの重点的取組】２　ずっと住みたいまちづくり

(1)だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

【分野別施策】８章第３節：　だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立

・公共交通ネットワークの維持・再構築　・主要交通拠点などの整備促進

・公共交通機関の利用促進

①　熊本市公共交通グランドデザイン（平成２４年３月策定、令和２年３月改定）

・基幹公共交通軸の強化　・バス路線網の再編　・公共交通空白・不便地域への対応　・ベストミックスの構築

②　熊本市自転車活用推進計画（令和３年３月策定）

③熊本市公共交通基本条例制定（平成２５年４月１日施行）

市民及び事業者の参画と協働のもと、公共交通維持及び充実のための施策を総合的かつ計画的に推進する条例制定

③　熊本地域公共交通計画（旧熊本地域公共交通網形成計画）（平成２８年３月制定・令和３年４月改定）

・基幹公共交通の機能強化　・桜町バスターミナル及び熊本駅を核とした交通体系の構築　・バス路線網の再編

・コミュニティ交通の導入　・公共交通の利用促進　・ベストミックスの構築

（３）本市における交通施策の展開

①　超低床電車の導入（平成９年度～）

②　パークアンドライドの実施（平成１２年度～）

③　電停バリアフリー化事業（平成２１年度～）

④　ゆうゆうバスの導入・実施（平成２４年度～）

⑤　公共交通空白・不便地域に対応したデマンド型乗合タクシー等のコミュニティ交通導入・実施（平成２５年度～）

⑥　市電延伸の検討（平成２７年度～）

⑦　JR西熊本駅の開業（平成２８年度～）

⑧　桜町バスターミナル（メインターミナル）の開業（令和元年度～）

⑨　熊本駅白川口駅前広場（サブターミナル）の開業（令和２年度～）

⑩　バス事業者５社による共同経営の取組の実施（令和３年度～）

４　自転車（交通政策課　自転車利用推進室）

（１）　自転車対策

ア　概要

自転車の路上等への放置を解消するため、駐輪場の整備を図るとともに、指導員による駐輪マナーの指導・啓発及び放置自転車の撤去等を行う。

イ　駐輪対策事業

①自転車駐車場の整備

放置自転車は、歩行者等の通行障害、自転車盗難の誘発、都市景観の悪化などを引き起こす一因として、全国的な社会問題となっている。このような中、本市では、放置自転車の解消と環境にやさしい乗り物である自転車の利用促進のため、その受け皿となる駐輪場の整備を進めている。

市域における駐輪場の整備状況、収容台数の推移

区分／年度	市　営		民　営		合　計	
	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数
平 27	25	7,998	13	3,439	38	11,437
平 28	26	8,434	13	3,439	39	11,873
平 29	28	8,648	13	2,886	41	11,534
平 30	28	8,648	13	2,886	41	11,534
令元	26	8,452	13	2,579	39	11,031
令 2	27	8,652	14	2,813	41	11,465

②　放置自転車対策

自転車利用のマナー指導・啓発を行うとともに、「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策に関する条例」に基づき、放置禁止区域内の放置自転車は、警告札を貼付けた後、原則として即撤去、また、区域外は注意札を貼付け、一週間後に撤去している。

放置自転車の移動・保管・返還

区分／年度	移動・保管実施回数	移動・保管台数	返還台数
平 27	180	3,752	1,308
平 28	180	3,680	1,383
平 29	180	3,119	1,191
平 30	180	2,746	1,042
令元	180	2,483	1,045
令 2	174	1,921	878

（２）　自転車利用促進

ア　概　　要

本市では、自転車が優位とされる近距離移動においても、自動車利用が多く、中心市街地やその周辺での交通渋滞が慢性化している状況となっている。これまで、自転車走行空間や駐輪環境の整備、交通マナーアップなど利用環境の向上に努めてきたが、新たに利活用を盛り込んだ自転車に関する総合的な計画として、令和３年３月に「熊本市自転車3“ばい”プラン～熊本市自転車活用推進計画～」を策定し、便利・気軽・安全に自転車を利用できる環境づくりに取り組んでいる。

イ　熊本市自転車３“ばい”プラン～熊本市自転車活用推進計画～

■計画の概要■

○計画期間　：令和３年度（２０２１年度）～令和１２年度（２０３０年度）（１０年間）

■　計画の基本方針■

基本方針(1)：乗る bicycle「自転車を便利に利用できる環境づくり」

基本方針(2)：良か bicycle「自転車を気軽に利用できる環境づくり」

基本方針(3)：守る bicycle「自転車を安全に利用できる環境づくり」

５　建　築　指　導（建築指導課）

（１）建築確認・検査等の申請状況

種別	年度	平28	平29	平30	平31	令2
申請件数	建築確認申請	483	384	215	133	108
	（内計画変更）	(26)	(32)	(19)	(4)	(8)
	指定確認機関申請	4,235	5,596	5,132	4,442	3,854
	（内計画変更）	(118)	(218)	(203)	(158)	(129)
	道路指定申請	33	36	31	31	33
	許認可申請	182	207	169	136	143
	やさまち条例事前協議受付	291	298	304	232	190
	建築物省エネ届出	356	303	259	224	238
	建築物省エネ適合判定（H29年度～）		10	4	6	2
	建築物省エネ認定（H29年度～）		5	1	5	8
	長期優良住宅認定	929	1040	875	832	728
	ＣＡＳＢＥＥ届出	47	53	58	53	39
	低炭素建築物認定	20	19	17	20	20
現場検査	中間検査	2	2	4	0	1
	建築物竣工検査（計画通知含む）	349	507	394	340	182
	昇降機竣工検査（計画通知含む）	29	28	30	32	18
特殊申請	計画通知（工作物・昇降機除く）	27	77	77	45	47
	工作物等確認申請	6	149	224	162	102
	昇降機等確認申請	36	146	231	194	199

（２）建築指導パトロール等

ア　建築パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に実施している。

イ　建築物防災査察

雑居ビルや大型店舗等の査察を防災週間中及び年末に消防局等と合同で実施している。

ウ　一斉公開パトロール

違反建築防止週間（１０月中旬）の１日間を公開による一斉パトロールの日と定め、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

令和２年度においては、建築物７件を立入調査し工事施工の適正指導を行った。

（３）違反建築物取扱件数

（令和２年度）

違反事項	違反該当法令	違反件数
確認申請手続	法第6条	55
中間検査申請手続	法第7条の3	3
法22条区域内の屋根及び外壁	法第22条又は第23条	0
避難施設等内装制限	法第35条	0
内装制限	法第35条の2	0
耐火構造等	法第27条又は第36条	0
構造耐力	法第20条又は第36条	8
敷地と道路の関係	法第43条	1
道路内建築制限	法第44条	1
私道の廃止又は変更の制限	法第45条	0
用途地域内の建築制限	法第48条	0
容積率制限	法第52条	0
建ぺい率制限	法第53条	0
一種低層住専および二種低層住専における外壁の後退距離	法第54条	0
一種低層住専および二種低層住専における絶対高さ制限	法第55条	0
道路斜線制限	法第56条第1項第1号	0
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号	0
北側斜線制限	法第56条第1項第3号	0
日影による高さ制限	法第56条の2	0

違　　反　　事　　項	違反該当法令	違反件数
高度利用地区の高さ制限	法第59条	0
防火・準防火地域内の構造	法第61条又は第62条	4
その他		23
計		95

（４）ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱

この要綱は、ぱちんこ店等の建築に関する必要な事項を定めることにより、建築紛争の予防と調整を図り、もって近隣住民等の生活環境の保全に資することを目的として制定したもので、昭和６３年４月２０日より施行している。

令和２年度届出件数：０件

（５）中高層建築物の建築に関する指導要綱

この要綱は、中高層建築物の建築に伴う紛争防止のため、建築主に対し、近隣住民への建築計画の周知の手続き等を定めることにより、建築主と近隣住民との「相互理解」を目的として制定したもので、昭和６３年１０月１５日より施行している。

令和２年度届出件数：６７件

（６）建築協定

本市では、住宅地としての良好な住環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の推進に努めている。現在、本市における協定の延べ件数は２９件となっている。

（７）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく届出・適判・認定

３００ｍ^{2}以上の建築物を新築・増改築する場合、その建築物の建築主は、工事着手の２１日前までに省エネ措置の届出を所管行政庁に提出しなければならない（届出）。又は、非住宅部分の床面積が２，０００ｍ^{2}以上の特定建築物を新築・増改築する特定建築行為を行う場合、省エネ基準に適合させなければならない（適合義務）。さらに、誘導措置として性能向上計画認定制度が始まっている。（平成２９年4月１日施行）

令和２年度届出件数　　：２３８件

令和２年度適判申請件数：　　２件

令和２年度認定申請件数：　　８件

（８）「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定

住宅を長期にわたり良好な状態で使用するための性能等をもち、維持保全に関する計画が作成されたものを認定する制度で、平成２１年６月４日より施行している。

令和２年度認定申請件数：７２８件

（９）「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づくＣＡＳＢＥＥ届出

環境性能の高い建築物の整備・普及を図るため、その建築物の建築主・所有者が計画書等を所管行政庁に提出する条例（平成２２年１０月施行）である。

令和２年度届出件数：３９件

（１０）「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の認定

二酸化炭素の排出量を削減していくため、低炭素化が図られた建築物の計画の認定を行う制度で、平成２４年１２月４日より施行している。

令和２年度認定申請件数：２０件

６　熊本駅周辺地域整備（市街地整備課）

県市は、平成１７年に「熊本駅周辺地域整備基本計画」を策定するとともに、計画の具体化と着実な推進に向け「ＪＲ鹿児島本線等鉄道高架化及び熊本駅周辺地域等の整備に関する協定」を締結した。

この協定では、「平成２３年春の新幹線開業時までに完成を目指す事業」と「鉄道高架化事業完了及び東口駅前広場完了時までに完成を目指す事業」を区分し、事業を進めてきた。

さらに、「熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会」を開催し、地元や経済界、公募市民等の意見を伺いながら事業を進めてきた。また、平成１９年には、より魅力的な都市空間（街並み）の形成に向けて、県と市で「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」を策定し、その中で、調和の取れたデザインの観点とユニバーサルデザインの視点による都市空間デザインの望ましい将来像を示し、熊本の陸の玄関口にふさわしい街並みの形成に取り組んでいる。

平成３０年度には新しい熊本駅駅舎が完成し、熊本駅白川口駅前広場についても令和２年度（２０２０年度）に完成した。

（１）熊本駅周辺の都市計画道路網整備

整備路線：７路線（熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線（旧熊本駅新外線）、春日池上線、田崎春日線、熊本駅西口線、熊本駅南線）

（２）まちなみの形成

熊本駅周辺地域都市空間デザインガイドによる公共整備と民間誘導を行うとともに、特に、熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線の都市計画道路周辺を「まちなみ形成ゾーン」、また、駅隣接の２２ｈａ（北、東Ａ、東Ｂ、南Ａ、二本木Ａの各地区）を「市街地整備ゾーン」と位置付け、地元の合意形成を図りつつ市街地整備方針を策定し、都市計画的手法等により良好なまちなみの形成を誘導した。

（３）駅前広場の整備

ア　駅前広場整備面積

白川口　約１８，０００㎡

新幹線口　約５，７００㎡

イ　東西駅前広場の機能分担

白川口（東口）：中心部及び市域対応を中心とした公共交通機能の集約強化
誰もがわかりやすい、バスのサブターミナル機能を有した交通結節点の形成
各種イベントや有事の際の一時避難所としても対応できる空間の確保

新幹線口（西口）：西側開発及びアクセス需要増に応じた交通機能等の確保
不定期バス、団体バス等の発着機能の導入

（４）熊本駅西土地区画整理事業（熊本市事業、平成１３年３月都市計画決定）

熊本駅西地区の安全で快適な街なみの形成を図るため、平成１３年度から区画整理事業に着手している。ブロック毎に建物移転、道路築造、宅地造成等を行い、平成２７年度には換地処分を行った。

令和２年度（２０２０年度）に完成した。

・地区面積　　：１８．１ｈａ
・総事業費　　：約２７０億円（関連事業費を含む）
・事業期間　　：平成１３年度～令和２年度（２０２０年度）
・事業実施状況及び予定

平成１３年度～平成１５年度	公共用地先行取得
平成１５年度～平成１６年度	換地設計
平成１７年度～平成２６年度	地区内をブロック毎に分割し、建物等移転・道路築造（新幹線駅前広場等を含む）・宅地造成等を順次実施
平成２７年度	換地処分
平成２８年度～令和２年度（２０２０年度）	道路・公園等の整備、清算金業務

熊本駅周辺地域整備基本計画の概要図

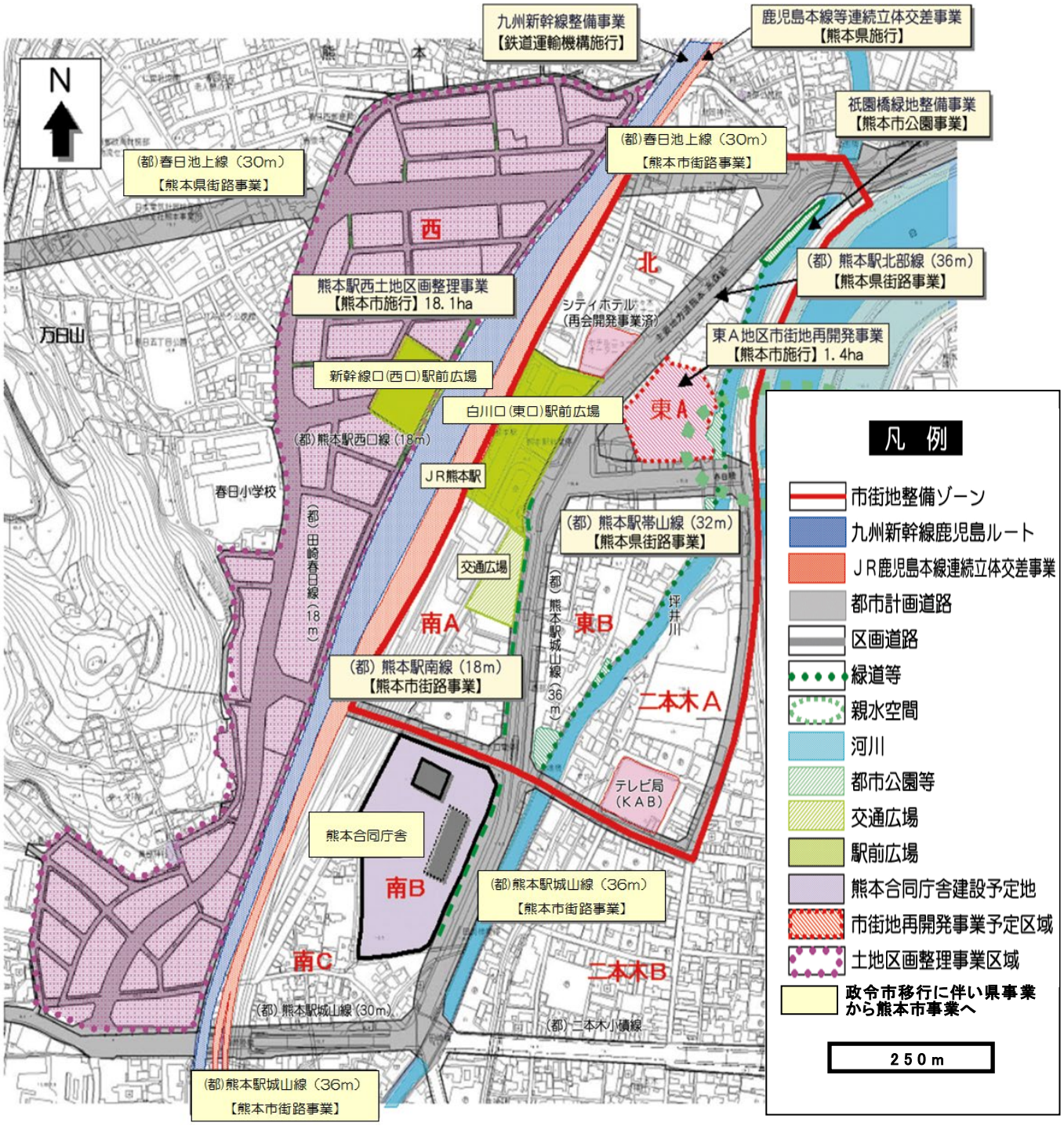

７　住宅政策（住宅政策課・空家対策課）

（１）熊本市住生活基本計画（平成２７年度（２０１５年度）～令和６年度（２０２４年度））

本市では、少子高齢社会・人口減少の急速な進展や空き家の増加による住環境の悪化など、住まいを取り巻く様々な課題に対し新たな住宅施策の展開を図るため、住生活基本計画を平成２７年３月に策定した。

なお、住生活基本計画の策定から５年目の中間年である令和元年度に、熊本地震の影響や社会情勢の変化等を踏まえた中間見直しを行った。

ア　基本理念

「共に支え合い　長く住み継ぎ　人が集う　くまもとの住まい・まちづくり」

イ　基本方針

「安心な“くらし”の実現」、「良質な“住まい”の実現」、「住みやすい“まち”の実現」

ウ　市営住宅に関する取り組み

「市営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替や維持管理（改善・修繕）を基本とした整備を行うとともに、家賃滞納者等への対策など、入居管理のさらなる適正化に取り組む。

エ　検証指標

良好な居住環境が保たれていると感じる市民の割合　６３．１％（平成３０年度）→ 上昇（令和５年度）

住まいのホームページアクセス件数８，６４０件／年（平成３０年度）→増加（令和５年度）、他

（２）熊本市高齢者居住安定確保計画

今後の高齢化の進展に対応し、高齢者が安心して住み続けられる環境づくりを目指し、住宅と福祉の連携のもと一体的な施策展開を図ることにより、高齢者の居住の安定確保を図ることを目的として、平成２４年３月に高齢者居住安定確保計画を策定し、平成２７年３月に中間見直し、平成３０年３月に平成２８年熊本地震での影響を考慮した計画期間２年延長の見直しを実施した。

令和元年度までの延長期間の終了に伴い改定を行い、住生活基本計画に掲載した。

（３）熊本市賃貸住宅供給促進計画

今後、低額所得者、高齢者等の居住に課題を抱える人（以下「住宅確保要配慮者」という。）の増加が見込まれる中、平成２９年１０月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号）（以下「住宅セーフティネット法」という。）が一部改正施行され、空き家や民間賃貸住宅の空き室を活用した新たな住宅セーフティネット制度がスタートした。

本市においては、熊本市居住支援協議会の住み替え相談窓口等に住宅確保要配慮者から多数の相談が寄せられていることから、新たな住宅セーフティネット制度を推進し、市営住宅等の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅による重層的な住宅セーフティネット機能の強化を図ることを目的に、令和元年度に熊本市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画を策定し、住生活基本計画に掲載した。

（４）マンション管理の適正化に対する取り組み

分譲マンションの管理に必要な知識・情報などを提供し、管理組合の自主自立による管理適正化の実現を図るため、お訪ね情報ＰＲ事業、管理規約補助、マンション管理士派遣、マンション管理セミナー、マンション管理相談会を行った。

（５）熊本市あんしん住み替え相談窓口事業

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方々が民間賃貸住宅等へ円滑に入居できる環境を整備するため、熊本市と不動産団体、居住支援団体で構成する熊本市居住支援協議会においてあんしん住み替え相談窓口事業を実施している。

（６）住宅・建築物耐震改修等事業

ア　建築物耐震化促進事業

熊本市建築物耐震改修促進計画に基づき、「令和８年度までに耐震化率についておおむね解消」とする目標達成に向け、「戸建木造住宅」の耐震診断や耐震改修を行う所有者へ補助金を交付している。（過去３年の実績は下表のとおり）

	H30	R1	R2
耐震診断	699 戸	391 戸	272 戸
補強計画設計	54 戸	25 戸	12 戸
耐震改修工事	94 戸	15 戸	7 戸
耐震改修設計工事一括（建替含む）	97 戸	156 戸	125 戸

イ　特定建築物耐震化促進事業

熊本市建築物耐震改修促進計画に基づき、「緊急輸送道路沿道建築物」の耐震診断を行う所有者へ補助金を交付している。また、耐震診断の実施と結果報告が義務付けられた一定規模・用途の「義務付け対象建築物」の所有者へ耐震改修の補助金を交付している。

（７）ブロック塀等安全対策緊急支援事業

平成３０年６月に発生した大阪府北部地震でのブロック塀倒壊による事故を受け、地震発生時における人身事故の防止及び避難経路の確保を図るため、安全対策が必要なブロック塀などの撤去費用を補助している。（過去３年の実績は下表のとおり）

	H30	R1	R2
ブロック塀等撤去支援事業	52 件	440 件	206 件

（８）熊本市空家等対策計画（２０１９年度（平成３１年度）～２０２３年度（令和５年度））

近年、人口減少、少子高齢化の進展や、既存住宅の増加、建物の老朽化等により、全国的に使用されない建築物が増加している。本市においても、新築住宅の供給量の増加、建物所有者である高齢者の死亡や施設への入所等の要因により、空き家となるケースが増加している。今後はさらに人口減少が見込まれることから、空き家化の予防、空き家の活用や老朽化した空家等への対策は喫緊の課題となっている。

特に、適正に維持管理されていない空家等については、そのままの状態で放置されると、倒壊の危険性、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐に亘る問題が発生し、地域住民の住環境に悪影響を及ぼすことから、その対策が必要となっている。

本市では、「安全・安心な魅力ある住環境の実現」を目指し、総合的かつ計画的に空家対策を推進するため、基本方針や方向性を定めた「熊本市空家等対策計画」を平成３１年３月に策定した。

ア　基本理念

総合的な空家等対策による安全・安心な魅力ある住環境の実現

イ　基本方針

（ア）　《予防》空家等問題の発生・管理不全の抑制

（イ）　《適正管理》管理不全な空家等の維持管理、除却の強化

（ウ）　《利活用》空き家の流通促進、地域等での活用に向けた対策の実施

ウ　基本方針ごとの取り組み

（ア）予防

「市民への意識啓発の実施」、「効果的な働きかけと適正管理のための相談体制の充実」により、空き家問題の発生・管理不全の抑制を推進する。

（イ）適正管理

「所有者等による適正管理を促す施策の実施」、「所有者等に対する行政からの働きかけ、相談体制や取組みの強化」により、管理不全な空家等の維持管理、除却の強化を推進する。

（ウ）利活用

「既存住宅等の質の向上等による市場流通の促進」、「地域の需要に合わせた空き家の有効活用の促進」、「良質な既存住宅の情報提供等による居住支援の促進」により、空き家の流通促進、地域等での活用に向けた対策を推進する。

エ　成果指標

空き家率（住宅・土地統計調査）　１４．１％（２０１３年）　→　１２．９％未満（２０２３年）

８　市　営　住　宅　（市営住宅課）

本市では、今後の住宅政策の基本的な方向を示した「住生活基本計画（計画期間：平成２７年度（２０１５年度）～令和６年度（２０２４年度））」を策定し、市営住宅政策においては、これまでの住宅ストックを有効に活用し、適正な維持管理と計画的な建替等に取り組むとともに、家賃滞納者等への対策など入居管理のさらなる適正化に努め、真に住宅に困窮する世帯への的確な対応を図ることを方針としている。また、平成２８年熊本地震により住宅に困窮する被災者の住まいの確保のため、災害公営住宅の提供などの支援に取り組んでいる。

（１）住宅供給実績

（単位　戸）

区分 / 年度	公営住宅		特定優良賃貸住宅	合計
	新規	建替	借上げ	
平4～ 26	1,884	2,504	375	4,763
平27	0	0	▲34	▲34
平28	76（災害公営）	0		76
平29	74（災害公営）	0	▲24	50
平30	160（災害公営）	0	▲74	86
令1	16（災害公営）	6	▲164	▲142
令2	0	0	▲49	▲49
合計（平4～令2）	2,210	2,510	30	4,750

（注）公営住宅は着手ベース、特定優良賃貸住宅は認定ベース

（２）住宅管理状況

ア　目的別内訳

（単位　戸）

種別 / 年度	一般	身障	低家賃	シルバー	母子	高齢・障害者等優先	改良	引揚	特公賃・特優賃	その他	合計
昭21～平27	9,198	212	171	538	120	2,050	685		375		13,349
平28	▲1								▲34		▲35
平29	98										98
平30									▲80		▲80
令1	161	▲75	▲23	▲261	▲120	289	▲72		▲18	72	▲47
令2	265	19				22			▲164		142
令3	▲11					11			▲49		▲49
合計	9,710	156	148	277		2,372	613		30	72	13,378

（注）管理状況は各年度４月１日現在

イ　構造別内訳

（単位　戸）

木造	中層耐火	高層耐火	簡耐	準耐	耐火二階	合計
128	10,721	1,966	207	162	194	13,378

（３）団地別管理戸数状況

（令和3年（2021年）4月1日現在）

No	団　地　名	所　在　地	管理開始年　度	一般	障害	低家賃	ｼﾙﾊﾞｰ	高齢・障害者優先	母子	改良	特公賃・特優賃	その他	合計	入居者負担額
1	大江	中央区大江4丁目15	S59	14				6					20	21,700～35,700
2	渡鹿	中央区渡鹿4丁目17・7丁目3	H5	42				22					64	23,000～68,000
3	宮内	中央区段山本町3	S31	1									1	1,700～3,300
4	菅原	中央区菅原町2・8	S33～36	66				24					90	14,000～41,300
5	本荘	中央区本荘5丁目15	H22	42				6					48	19,100～60,500
6	川鶴	中央区大江1丁目35	S48							80			80	4,000
7	新町	中央区新町4丁目9	S43	24									24	7,600～15,000
8	本山	中央区本山1丁目1	S51							30			30	5,000～8,000
9	南熊本	中央区南熊本1丁目9	S53	15				6					21	18,000～35,300
10	本荘東	中央区本荘2丁目6	S53	46				15					61	18,300～31,800
11	琴平	中央区琴平本町4	S54	76	6	21		18					121	17,200～29,600
12	九品寺第一	中央区九品寺5丁目10	S55	40				10					50	19,100～28,200
13	九品寺第二	中央区九品寺5丁目14	S55・S60	72				18					90	19,100～37,500
14	琴平第二	中央区琴平2丁目3	H1	48				16					64	21,800～42,500
15	古川町シティハウス	中央区古川町25	H6	18									18	24,300～63,400
16	江原	中央区春竹町春竹506	H7	24				7					31	27,200～53,400
17	橋出	中央区本荘町769	H7	24				8					32	25,700～50,500
18	世安	中央区世安町52	H10	99	2			8					109	23,000～64,200
19	大江第二	中央区大江2丁目16	R1	15	2			2					19	19,500～63,400
20	南熊本第二	中央区南熊本2丁目3	R1	64	5			11					80	18,500～61,200
21	黒髪	中央区黒髪4丁目6・14	H12	35	1								36	19,900～50,700
22	宇留毛	中央区黒髪6丁目17	S45～46							80			80	2,200
23	帯山	中央区帯山1丁目37	S60	44				12					56	20,300～36,700
24	出水	中央区水前寺公園16	H7～8	87			70	6					163	23,000～61,900
25	萩原	中央区萩原町9	S56～57	40				10					50	19,400～37,300
26	万石	北区清水万石4丁目7	H8	44	2			14					60	26,800～55,400
27	亀井	北区清水亀井町33・37	H9	36	1			17					54	23,400～58,000
28	堂の前	北区龍田6丁目4	H19	36				18					54	17,600～58,700
29	高平	北区高平2丁目8	S39～41	151				23					174	8,600～14,300
30	新地	北区清水新地 5丁目・7丁目	S47～H5	864	36	24		204					1,128	10,600～65,700
31	楠	北区楠1～5 丁目	S45～H28	978	25	22	143	232					1,400	9,100～63,200
32	武蔵ヶ丘	北区武蔵ケ丘3丁目17	S49～50	64				16					80	12,800～21,300
33	大窪	北区大窪5丁目5	S56	120				30					150	18,600～35,900
34	上ノ窪	北区武蔵ケ丘7丁目2・5	S58	94	10			15					119	20,200～39,600
35	楠第二	北区楠7丁目1	S63～H1	120				30					150	21,400～38,200
36	鹿子木	北区鹿子木町132	H8	94				38					132	22,400～58,700
37	弓削第２	北区龍田町弓削715	H10	45	2			6					53	23,500～62,400
38	下硯川	北区下現川1671	H10	45	2			6					53	23,400～62,100
39	万石南	北区清水万石1丁目1・4	H10	46	1			22					69	22,800～59,200
40	コーポムサシ	北区龍田町弓削720	H14								30		30	50,000～65,000
41	田底	北区植木町田底480番地	S29	3									3	800～1,800
42	豊田	北区植木町豊田・今藤	H16～H25	70									70	17,700～45,100
43	菱形	北区植木町上古閑48番地1	S50	8									8	6,100～12,900
44	西宮原	北区植木町宮原	S57～H9	38									38	12,800～42,400

No	団　地　名	所　在　地	管理開始年　度	一般	障害	低家賃	ｼﾙﾊﾞｰ	高齢・障害者優先	母子	改良	特公賃・特優賃	その他	合計	入居者負担額
45	荻迫	北区植木町荻迫50番地3	H元	6									6	14,700～30,800
46	鏡田	北区植木町鏡田・滴水	S36～H7	50									50	15,000～39,700
47	舞尾	北区植木町舞尾732番地1	H8	8									8	21,100～44,000
48	田原	北区植木町平原521番地	H9・10	12									12	22,200～48,900
49	広住	北区植木町広住56番地1	H12	10									10	16,400～45,000
50	豊田南	北区植木町豊田454番地	H13	12									12	16,200～44,400
51	迫の下	北区植木町宮原598・600番地	S51									14	14	2,000
52	藤坂	北区植木町宮原771番地	S53									20	20	2,000
53	山本	北区植木町清水1066番地1	H28	12				6					18	15,900～52,500
54	北上	東区上南部3丁目31	H12	46	2			21					69	23,700～59,900
55	若葉	東区若葉2丁目11	S38～41							159			159	8,000～13,200
56	栄第一	東区栄町2	S39～41							96			96	8,000～13,200
57	栄第二	東区若葉3丁目5	S42							66			66	8,000
58	託麻	東区西原2丁目7・3丁目2	H4～H24	314	2			103					419	17,900～64,800
59	東町	東区東町2丁目2	S49	168				42					210	11,700～20,200
60	東本町	東区東本町8	S50～53	100				28					128	14,100～27,600
61	長嶺	東区長嶺南3丁目10	S51～52	226		14		60					300	14,200～26,700
62	長嶺西	東区長嶺西1丁目6	S54	48				12					60	18,100～22,600
63	尾ノ上	東区尾ノ上1丁目19・22・29・34	S44～57	85		20		25		60			190	4,200～39,600
64	新南部	東区新南部2丁目1	S58	40				10					50	20,500～39,400
65	戸島	東区戸島西1丁目34・5丁目2	S58	108				27					135	20,700～38,000
66	東尾ノ上	東区尾ノ上2丁目24	S59	29				9					38	20,600～40,500
67	下南部	東区下南部2丁目5	S59～60	229				59					288	21,300～35,300
68	佐土原	東区榎町1	S60	44				11					55	20,600～40,400
69	東町桜	東区東町4丁目9	S60～61	160				40					200	20,700～42,700
70	月出	東区月出6丁目4	S61～62	156				39					195	22,100～45,400
71	桜北	東区東町4丁目4	S62	40				10					50	22,600～38,300
72	灰塚	東区尾ノ上3丁目13・14	S62	52				13					65	21,200～37,100
73	秋津	東区秋津町秋田3298	S63～H元	220				82					302	17,300～44,700
74	長嶺東	東区長嶺南7丁目1	H7	40				10					50	26,900～55,400
75	新南部第二	東区新南部5丁目3	H8	38				12					50	27,900～56,600
76	月出西	東区月出6丁目2	H8	36				18					54	29,200～58,900
77	小山	東区小山町625	H10	48				16					64	31,300～61,400
78	秋津第二	東区秋津3丁目17	R1	34	2								36	24,700～67,200
79	画図重富	東区画図町重富888	H18～20	234	5			71					310	16,700～57,200
80	野越	南区南高江4丁目1	S50～53	379		38		103					520	13,300～28,300
81	八幡	南区八幡9丁目3-6	S52～53	102				28					130	14,800～28,500
82	笛田	南区良町2丁目5	S54～55	48				12					60	16,800～33,600
83	横林	南区日吉1丁目4	S55	44				11					55	17,500～33,300
84	栗ノ内	南区日吉1丁目6	S55	151		9		40					200	17,700～30,700
85	野田	南区野田3丁目11	S57	120				30					150	18,600～37,000
86	田迎	南区出仲間7丁目6	S56	60				18					78	18,800～39,000
87	上ノ郷	南区上ノ郷町2丁目10・11	S58	59				17					76	20,300～37,300
88	城南	南区南高江7丁目9	S58	28				11					39	20,600～29,200
89	日吉	南区南高江1丁目6	S60	72				18					90	21,600～39,400
90	薄場	南区薄場2丁目7・9～11	S61～62	89	2			25					116	17,900～52,400

No	団　地　名	所　在　地	管理開始年　度	一般	障害	低家賃	ｼﾙﾊﾞｰ	高齢・障害者優先	母子	改良	特公賃・特優賃	その他	合計	入居者負担額
91	銭塘	南区銭塘町957-1	H22	7				7					14	18,200～57,800
92	土河原	南区土河原町172	H5	24				12					36	26,400～51,900
93	合志	南区合志1丁目4	H7	81	2			6					89	20,100～58,100
94	南部中央	南区八幡6丁目9	H12	20	2		18	10					50	23,800～60,100
95	白藤	南区自藤3丁目4	H12～16・R1	366	14		46	59					485	18,900～63,900
96	鉾町	南区近見8丁目12	H13～15	189	6			15					210	23,800～61,700
97	廻江	南区富合町廻江761	H25	20				10					30	16,500～53,800
98	国町	南区富合町588菰江588	S53～54	17									17	10,400～22,700
99	本町	南区城南町隈庄287番地1	S58	2									2	13,000～25,500
100	塚原	南区城南町塚原1727番地5	S55	16									16	11,300～22,200
101	萱木公営	南区城南町下宮地947番1	S55	6									6	10,300～20,300
102	塚原Ⅱ	南区城南町塚原161の2	S45	1									1	3,500～6,900
103	下宮地	南区城南町下宮地198の2	H7	1									1	10,900～21,500
104	萱木小集落	南区城南町下宮地1114～1118	S54～60									38	38	5,000
105	塚原第二	南区城南町塚原186番地7・57番地3～6	H30	20									20	23,300～59,100
106	舞原第一	南区城南町舞原394	R1	15	2			2					19	18,100～59,300
107	舞原第二	南区城南町舞原247～249・251～252	R1	57	3								60	23,500～59,500
108	舞原第三	南区城南町舞原165	R1	14	2								16	25,200～60,600
109	二本木	西区二本木4丁目1・2	S54							42			42	14,000
110	池田上の原	西区池田2丁目52・53	H16	34				9					43	16,500～57,800
111	上岩迫	西区池田2丁目55～57	H18	36				17					53	17,400～57,100
112	山下	西区池田2丁目33・38	H16	44				16					60	17,600～58,700
113	花園上の原	西区花園5丁目46	H8	38				22					60	23,700～61,000
114	花園	西区花園6丁目18・19・22～24・33	H9～11	146				64					210	18,900～63,700
115	石神	西区島崎3丁目21	H17	14				6					20	19,000～59,300
116	高橋	西区高橋2丁目6	H17	12				6					18	17,800～58,700
117	荒尾	西区島崎7丁目8・12・14	H15	55									55	18,400～59,100
118	半田	西区城山半田2丁目2	H14	58				29					87	17,600～58,800
119	団子原	西区島崎5丁目25	S54～55	44				22					66	16,500～36,200
120	小島	西区小島7丁目4	S58	48				12					60	19,900～41,000
121	池上	西区池上町524	S63	131	3			36					170	18,700～43,200
122	上代	西区上代8丁目1・2	H元	120	5			25					150	21,700～40,800
123	井芹	西区花園2丁目14・5丁目1	H2	96	5			19					120	22,800～47,000
124	温泉	西区河内町船津3193	H2	22				9					31	26,100～65,200
125	上高橋	西区上高橋町1丁目9	H4～6	209	4			21					234	26,300～64,100
126	大塘	西区城山大塘1丁目15	H5	48				12					60	25,700～50,400
127	春日	西区春日4丁目19	H14～15	56				13					69	22,900～54,500
128	春日第二	西区春日6丁目4	H20	94									94	21,600～55,100
合　計				9,710	156	148	277	2,372		613	30	72	13,378	

（注）家賃は入居基準内の本来入居者家賃額、特定優良賃貸住宅については基本家賃

（４）住宅使用料

ア　入居者の収入基準及び収入超過者の家賃　（単位　円）

区　　分	収　入　基　準						
一　　般	158,000 円以下						
裁　　量	214,000 円以下						
収入超過者の家賃	（本来家賃）＋〔(近傍同種の住宅の家賃）－（本来家賃)〕×（収入に応じて設定される率）						
収入分位	政 令 月 収		率				
	下 限 値	上 限 値	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目～
5（25.0～32.5%）	158,001	186,000	1/5	2/5	3/5	4/5	1
6（32.5～40.0%）	186,001	214,000	1/4	2/4	3/4	1	1
7（40.0～50.0%）	214,001	259,000	1/2	1	1	1	1
8（50.0%～）	259,001		1	1	1	1	1

（注）改良住宅及び特定優良賃貸住宅を除く

イ　収納状況　（令和2年度）

区分 種別	調定額 （円）	収入済額 （円）	未収額 （円）	収納率 （%）
一　般　住　宅	2,932,762,000	2,888,001,550	44,760,450	98.47
改　良　住　宅	55,932,300	55,197,500	734,800	98.69
特定優良賃貸住宅	49,349,500	49,236,500	113,000	99.77
小集落改良住宅	2,960,000	2,948,000	12,000	99.59
単　　独	44,828,900	44,303,000	525,900	98.83
現　年　度　計	3,085,832,700	3,039,686,550	46,146,150	98.50
過　　年　　度	202,453,693	47,205,950	152,384,818	23.32
合　　計	3,288,286,393	3,086,892,500	198,530,968	93.88

家賃の収納率向上のため、滞納者に対しては、建物明渡しや家賃支払いを求める法的措置（訴訟・和解・強制執行）を実施している。

９　公共建築（建築保全課・営繕課・設備課）

公共建築物の長寿命化推進について

（１）　概要

本市では、高度成長期やバブル経済期等に整備された公共建築物について、今後の老朽化による更新の際に、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されていることから、平成２８年度に公共施設等総合管理計画を策定し、建築物の長寿命化を推進していくこととしている。

（２）　公共建築物長寿命化指針

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、建築物の長寿命化を図るため、中長期的な視点に立って、基本的な考え方や具体的な取組方針を定めた「公共建築物長寿命化指針」を平成２９年度に策定した。

ア　建築物の目標耐用年数

建築物の目標耐用年数を原則７０年とする。

イ　長寿命化計画等の策定

建築物の機能･性能を長期にわたって良好に維持し､今後必要となる維持管理コストの財政的な調整を図るため、令和元年度に、施設ごとの個別長寿命化計画を策定した。

個別長寿命化計画は、施設（建築物）の計画的かつ適切な維持管理・保全の構築を目的に、施設の実状に応じた計画を作成している。

また、各個別長寿命化計画において、将来５年間に予定される長寿命化工事をとりまとめて、財政見通し等との調整を図った上で、実施計画を策定し、長寿命化工事を実施していくこととしている。

ウ　長寿命化工事

建築物を構成する部位や設備の耐用年数、特性等に応じた保全手法を設定し、適切な時期に防水や外壁改修、空調設備の更新等の性能維持を目的とした中規模改修工事や、全体的な性能向上を目的とした大規模改修工事を効率的かつ経済的に実施していくこととしている。

エ　施設点検の強化

建築物を安全かつ長期に使用していくためには、定期的に実施する法定点検のみならず、日常的に施設を管理している職員による点検を実施し､劣化状況に応じて修繕等を行うなど､適切に維持管理していくことが重要となる。そのため、施設管理者向けの日常点検マニュアルやチェックシートを整備し、職員研修の実施などを通じて、施設点検を強化する。

オ　長寿命化設計仕様の導入

公共建築物の新築や改築等の際には、建築物を長期間使用することを前提とし、イニシャルコストのみにとらわれず、ランニングコストも含めたライフサイクルコスト全体を考慮し、部材・機器の「耐久性」や「更新性」に加え､「可変性」や「維持管理のしやすさ」､「省エネ性能」など、将来の用途変更や維持管理コストの低減に配慮した設計を行うこととしている。

（３）　長寿命化推進に向けた取組

日常点検マニュアルを活用した職員研修を実施するなど、施設点検の強化に向けた取組を進めている。また、建築物の長寿命化を目的とした設計評価を導入するなど、指針の各種取組を通して建築物の長寿命化を推進していく。

１０　道　　路　（土木総務課）

（１）市域内道路

（令和3年（2021年）4月1日現在）

種　　別	舗　装　道		砂　利　道		計		舗　装　率	
	延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	延長(%)	面積(%)
国　　道	103,813	1,040,289	0	0	103,813	1,040,289	100.00	100.00
国の管理	66,924	677,547	0	0	66,924	677,547	100.00	100.00
市の管理	36,889	362,742	0	0	36,889	362,742	100.00	100.00
県　　道	347,404	2,696,013	404	792	347,808	2,696,805	99.88	99.97
主要地方道	108,559	1,128,692	0	0	108,559	1,128,692	100.00	100.00
一般県道	238,845	1,567,321	404	792	239,249	1,568,113	99.83	99.95
市　　道	3,188,959	13,674,482	226,475	386,722	3,415,434	14,061,204	93.37	97.25
道　　路	3,165,172	13,539,436	226,475	386,722	3,391,647	13,926,158	93.32	97.22
橋　　梁	23,787	135,046	0	0	23,787	135,046	100.00	100.00

（注）令和2年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積
　　国道（国の管理）については令和2年（2020年）4月1日現在の数値

（２）市　　道

ア　概　　要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の要衝であり、市域内の道路は、国道３号を縦軸に、国道５７号を横軸として３８７号、２６６号、５０１号、２０８号並びに県道５０路線が主要な幹線道路として走っている。

これらを補完して路線数１２，６４３本、実延長３，４１５，４３４ｍの市道が市内を網羅している。

市域内道路の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ほぼ１００％舗装されている。また、市道についても延長率で９３．３７％、面積率で９７．２５％と舗装も進んできている。

なお、道路幅員４ｍ以上の舗装については、ほぼ１００％完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む４ｍ未満の道路についても積極的に整備を図っていく。

イ　推　　移

種別／年度	舗　装　道		砂　利　道		計		舗　装　率		側溝延長
	延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	延長(%)	面積(%)	累計(m)
平28	3,137,196	13,600,843	242,453	470,890	3,379,649	14,071,734	92.83	96.65	2,814,152
平29	3,152,548	13,387,565	236,872	422,089	3,389,420	13,809,654	93.01	96.94	2,907,425
平30	3,161,380	13,464,664	233,620	410,919	3,395,000	13,875,583	93.12	97.04	2,967,449
平31（令元）	3,175,488	13,560,328	230,031	396,914	3,405,519	13,957,242	93.25	97.16	3,023,912
令2	3,188,959	13,674,482	226,475	386,722	3,415,434	14,061,204	93.37	97.25	3,091,778

（注）面積は車道面積

ウ　幅　員　別

種　別＼幅　員	6.5m以上	6.5～4.5	4.5～2.5	2.5～1.5	1.5未満	計
延　　長（m）	642,867	1,305,818	1,223,390	157,627	61,946	3,391,648
面　　積（㎡）	6,484,181	7,009,994	4,550,595	316,911	62,260	18,423,941

（注）面積は道路部面積、橋梁は除く

エ　市道の認定と廃止

区分＼年度	平28			平29			平30			平31（令元）			令2		
	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）
認定	99	10,939.1	69,940.96	69	7524.1	40,237.94	95	10,513.1	63,314.3	99	10,416.4	66,231.05	93	7,370.2	42,946.76
廃止	9	880.7	10,743.4	4	1025.0	2,594.10	7	889.2	4,292.0	9	1,411.2	2,677.65	2	100.7	297.94

オ　市道認定基準

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路（以下「認定対象道路」という。）は、道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

ｱ）　認定対象道路は、その起点又は終点の一方は常に道路法第３条に定める道路に接し、もう一方は建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第２号から第５号に該当する場合を除き、道路法第３条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一方の道路は、２．７m以上の幅員を有すること。

ｲ）　認定対象道路の幅員は、４m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、３．６m以上であれば足りるものとする。

ｳ）　認定対象道路の縦断勾配は、９％以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを１２％以下とすることができる。

ｴ）　認定対象道路が袋路状道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること。

・公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの。

・自動車の転回広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用する５戸以上の家屋が存在すること。

ｵ）　認定対象道路の一部分の形状が緊急の際の避難用道路又は歩行者のための連絡用道路（階段状の道路を含む。）の機能を有し、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合は、当該部分を市道に認定することができる。

・有効幅員２．０メートル以上のものであること。

・接続しようとする道路の横断方向から接続しているものであること。

・袋路状でないこと。

カ　道路管理状況

業務の内容＼年度		平28	平29	平30	平31（令元）	令2
一般管理	道路境界立会	884	1,074	986	895	838
	道路境界承認	118	202	211	193	175
	市道の証明	28	29	27	88	47
	道路工事承認（24条）	430	453	464	497	477
	開発行為の同意	194	246	290	263	257
	市道の認定廃止	108	73	102	108	95
	計	1,762	2,077	2,080	2,044	1,889
占用関係	占用許可申請	5,990	6,659	6,945	6,423	5,333
	（内占用料金が伴う申請）	(3,085)	(2,159)	(2,161)	(2,452)	(2,415)
	占用料金の徴収	2,853	2,126	2,147	2,422	2,403
		(312,857,320円)	(310,613,988円)	(371,072,580円)	(393,548,867円)	(393,433,453円)
	道路掘削許可	2,937	3,450	3,568	3,652	2,962
	道路交通制限	3,550	4,056	4,270	4,338	3,660
	計	15,330	16,291	16,930	16,835	14,358

１１　地籍調査（土木総務課）

（１）地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事業は、市民及び公共財産の保全はもとより土地利用の高度化、まちづくり等の施策、公共事業の基礎資料として多目的に利活用することを目的として、現地復元能力を有する地籍図及び地籍簿を作成している。

地籍調査は、土地行政の基本的な情報を整備する重要な施策であることに鑑み、令和２年度を初年度とする第７次国土調査事業十箇年計画を策定し、機能的で効率的な都市基盤整備を行うため、引き続き調査を進めていくものである。

実施状況（土木総務課）

ア　旧熊本市管内（実施中）

年度	実施面積（㎢）	町　　名（実施当時）
平2	0.90	健軍町の一部
平3	0.87	帯山三丁目　帯山五丁目　健軍町の一部　京塚本町の一部　保田窪本町の一部
平4	1.57	帯山四丁目　保田窪四丁目　保田窪五丁目　渡鹿九丁目　西原一丁目　保田窪本町の一部　新南部町の一部
平5	2.84	新南部二丁目～新南部六丁目　下南部町　下南部一丁目～下南部三丁目　西原二丁目　西原三丁目　御領町 御領一丁目
平6	3.28	長嶺町の一部　八反田一丁目　八反田二丁目　上南部町
平7	2.72	長嶺町の一部　保田窪本町　帯山六丁目　新外二丁目～新外四丁目 月出一丁目～月出七丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目
平8	2.55	御領六丁目　御領七丁目　長嶺町の一部　長嶺東五丁目～長嶺東八丁目　長嶺南八丁目　榎町　山ノ神一丁目 山ノ神二丁目　小峯一丁目～小峯四丁目　佐土原一丁目
平9	2.11	石原町　中江町　吉原町　花立五丁目　花立六丁目　桜木五丁目　桜木六丁目　佐土原二丁目　佐土原三丁目
平10	1.65	長嶺町の一部　小山町の一部　秋津新町　昭和町　花立一丁目～花立四丁目
平11	2.00	桜木一丁目～桜木四丁目　沼山津三丁目　沼山津四丁目　沼山津二丁目の一部　秋津町沼山津の一部 小山町の一部　長嶺町の一部
平12	2.00	秋津二丁目　秋津三丁目　沼山津一丁目　東野一丁目～東野四丁目　秋津町秋田の一部　秋津町沼山津の一部 沼山津二丁目の一部　小山町の一部
平13	1.76	尾ノ上一丁目　尾ノ上二丁目　錦ケ丘　上京塚町　京塚本町の一部　上水前寺二丁目の一部　神水二丁目の一部 小山町の一部
平14	1.40	健軍一丁目　健軍二丁目　健軍本町　神水二丁目の一部　小山町の一部
平15	1.34	健軍三丁目　東本町の一部
平16	1.89	鹿帰瀬町　平山町の一部　神園一丁目の一部　弓削町の一部　石原二丁目の一部
平17	1.56	弓削町の一部　戸島西一丁目の一部　戸島西六丁目の一部　戸島西七丁目の一部
平18	1.00	戸島西一丁目の一部　戸島西二丁目　戸島西三丁目の一部　戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部　戸島西六丁目の一部　戸島西七丁目の一部
平19	1.03	戸島町の一部　戸島六丁目の一部　戸島七丁目の一部　戸島西五丁目の一部　戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
平20	0.63	戸島町の一部　戸島一丁目の一部　戸島七丁目の一部　戸島西五丁目の一部
平21	0.23	戸島一丁目の一部　戸島七丁目の一部
平22	0.34	戸島一丁目の一部　戸島二丁目の一部　戸島三丁目の一部　戸島西四丁目の一部　戸島西五丁目の一部
平23	0.45	戸島二丁目の一部　戸島三丁目の一部　戸島四丁目の全部　戸島五丁目の一部　戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部
平24	0.17	東区戸島本町の一部　東区戸島二丁目の一部　東区戸島三丁目の一部　東区戸島五丁目の一部
平25	0.48	東区戸島五丁目の一部　東区戸島六丁目の一部　東区戸島町の一部
平26	0.13	東区戸島本町の一部　東区戸島六丁目の一部　東区戸島七丁目の一部
平27	0.56	北区硯川町の一部　東区戸島町の一部　東区戸島六丁目の一部
平29	0.32	中央区水前寺六丁目の全部
平30	0.53	中央区上水前寺一丁目の全部・中央区水前寺五丁目の一部・中央区水前寺公園の一部
平31 （令元）	1.04	東区戸島町の一部
令2	0.95	北区大鳥居町の一部・北区改寄町の一部・北区明徳町の一部・北区梶尾町の一部

イ　旧植木町管内（実施中）

年度 （平成）	実施面積 （K ㎡）	町　　名（実施当時）
平1～平3	1.21	植木町広住
平2～平5	1.39	植木町植木・舞尾の一部
平2～平6	1.73	植木町滴水の一部
平3～平4	0.16	植木町清水の一部
平4～平6	0.60	植木町平野
平4～平7	0.77	植木町萩迫の全部・滴水の一部
平6～平8	0.43	植木町投刀塚
平6～平8	0.83	植木町一木
平6～平9	0.95	植木町鐙田の一部
平8～平10	0.89	植木町鐙田の一部
平8～平10	0.98	植木町岩野の一部
平10～平12	1.48	植木町岩野・味取の一部
平11～平13	1.00	植木町後古閑の全部・鞍掛の一部
平11～平13	1.26	植木町味取・内・山本の一部
平12～平14	1.24	植木町鞍掛・富応の一部
平13～平15	1.17	植木町大井の全部・亀甲の一部
平13～平15	1.09	植木町富応の一部
平14～平16	1.12	植木町今藤の全部・亀甲の一部
平15～平17	0.75	植木町豊田の一部
平15～平17	1.32	植木町豊岡の一部
平16～平18	0.70	植木町豊田の一部
平17～平19	1.45	植木町舟島・伊知坊
平17～平19	0.83	植木町平原の一部
平18～平20	1.38	植木町色出・米塚の一部
平18～平20	1.08	植木町鈴麦
平19～平21	1.02	植木町正清・米塚の一部
平19～平21	1.00	植木町豊岡の一部
平20～平22	1.03	植木町正清の一部・宮原の全部
平20～平22	1.22	植木町轟の一部
平21～平23	1.22	植木町田底
平21～平23	1.31	植木町轟の一部
平22～平24	0.94	北区植木町正清の一部
平22～平24	0.70	北区植木町上古閑・円台寺の一部
平23～平24	0.89	北区植木町色出の一部
平23～平24	0.71	北区植木町木留の一部
平23～平24	0.32	北区植木町大和
平24～平25	1.25	北区植木町平井
平24～平26	1.10	北区植木町辺田野
平25～平26	1.33	北区植木町亀甲の一部
平25～平27	0.35	北区植木町有泉の一部
平25～平27	0.27	北区植木町木留の一部
平27	1.01	北区植木町有泉・小野・石川の一部
平29	0.70	北区植木町古閑の全部・有泉の一部
平30	0.81	北区植木町清水・上古閑・木留の一部
平31（令元）	1.10	北区植木町清水・上古閑・木留の一部
令2	0.80	北区植木町清水の一部

ウ　旧富合町管内（完了）

年度	実施面積（K㎡）	町　　名
昭46	2.38	富合町木原・平原の一部
昭47	3.45	富合町杉島・釈迦堂・大町・廻江・小岩瀬の一部
昭51	0.95	富合町国町・菰江・硴江・田尻・志々水・古閑・清藤の一部
昭55	1.20	富合町三拾町・榎津・平原・南田尻・田尻・古閑・志々水・清藤・廻江・新の一部
昭63	1.65	富合町小岩瀬・上杉・大町・菰江・莎崎・国町の一部
平元	0.75	富合町榎津・木原・大町の一部

エ　旧城南町管内（完了）

年度	実施面積（K㎡）	町　　名
昭42	2.70	城南町赤見・高
昭43	5.84	城南町丹生宮・永・千町・坂野
昭44	3.77	城南町碇・今吉野・六田・島田
昭45	4.78	城南町出水・築地・舞原・宮地
昭46	4.41	城南町隈庄・下宮地・沈目・陳内・阿高の一部・東阿高の一部
昭47	2.80	城南町阿高の一部・東阿高の一部
昭50	4.69	城南町藤山・東阿高の一部
昭51	1.73	城南町鰐瀬の一部
昭59	1.79	城南町鰐瀬の一部
昭60	1.16	城南町塚原・東阿高の一部

（２）都市再生地籍調査事業（土木総務課）

都市再生地籍調査事業は、地籍調査の進捗が他の地域と比べ遅れている都市部において、後続の地籍調査に先行して官民境界を調査し、都市部における地籍調査の重点的な地籍整備を促進し、街区調査図及び街区整理簿を作成している。

街区境界調査は、通常の地籍調査よりも広範囲での調査が可能であり、境界が明らかになっている地域では、大規模災害時に官民境界が速やかに復元されるため、道路やライフライン等の復旧や都市再生事業等が迅速に行うことができ、防災マップの作成など市民生活に密接に関係することにも大きく役立てることができるものである。

実施状況

旧熊本市管内（実施中）

年度	実施面積（k㎡）	町　　名
平24	0.30	中央区水前寺六丁目
平25	4.01	中央区九品寺二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、大江本町、本荘二丁目、白山一丁目、二丁目、岡田町、菅原町、国府一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、国府本町、出水二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、南区田井島一丁目、田迎六丁目、出仲間九丁目の全部、中央区出水一丁目、七丁目、八王寺町の一部
平26	2.50	中央区帯山一丁目、二丁目、水前寺一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、上水前寺一丁目、新大江三丁目、神水一丁目、保田窪一丁目、二丁目の全部、水前寺公園の一部、東区保田窪二丁目の全部
平27	2.36	中央区大江一丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、新大江一丁目、二丁目、渡鹿一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、白山三丁目の全部、大江二丁目の一部、東区渡鹿八丁目、新南部一丁目の全部
平29	0.34	中央区新屋敷一丁目・二丁目の全部
平30	0.89	中央区新屋敷三丁目・九品寺一丁目・本荘一丁目・三丁目・四丁目・南熊本一丁目・二丁目の全部 中央区神水本町・東区神水本町の全部
平31（令元）	0.57	中央区黒髪一丁目・黒髪三丁目・室園町の全部 中央区黒髪四丁目の一部・北区室園町の一部
令2	0.33	中央区東子飼町・中央区西子飼町・中央区妙体寺町・中央区井川淵町・中央区北千反畑町の全部 中央区薬園町の一部・中央区子飼本町の一部・中央区南千反畑町の一部

１２　公共用地取得（土木総務課　用地調整室）

（１）用地取得

熊本市は、市民の福祉の増進や住みよいまちづくりの推進のために様々な公共事業を行っており、そのために必要な用地の取得を行っている。

公共用地の取得にあたっては、土地（用地）だけでなく、建物等の物件の移転等も必要となる。市民の財産を公共の用に供するためには、憲法２９条３項で定められた「正当な補償」が義務付けられており、適正な補償により用地を取得しなければならない。

よって熊本市は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）に基づき、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」を定め、公平かつ適正な補償を行っている。加えて、適正な用地事務の執行を図るため、熊本市用地事務取扱要綱等用地取得マニュアルも定めており、公共用地取得の公正、透明性をより一層高めることに努めている。

また、土地収用法の適用に関する方針を定め、都市基盤施設整備の前提となる公共用地の取得を円滑に推進するため、土地収用制度を適切に活用し、公共事業の事業推進を図っている。

（２）補償金算定

補償金の算定については、次のとおり行っている。

・土地の補償・・・土地価格の算定にあたっては、不動産鑑定士による不動産鑑定評価価格を周辺の土地の取引事例からの比準価格、地価公示地からの比準価格により検証し、適正な価格で補償している。

・建物の補償・・・土地と建物の位置関係、事業の計画線と建物の位置関係により、移転工法を認定し適正な補償額を算定して補償している。

（３）契　約

本市の用地取得は任意取得を基本として行っており、各権利者への十分な説明と協議により契約している。

なお、公共事業にご協力いただいた場合、租税特別措置法に基づき税法上の優遇措置を受けることができる。（一部適用されない場合もある。）

（４）用地補償の流れ

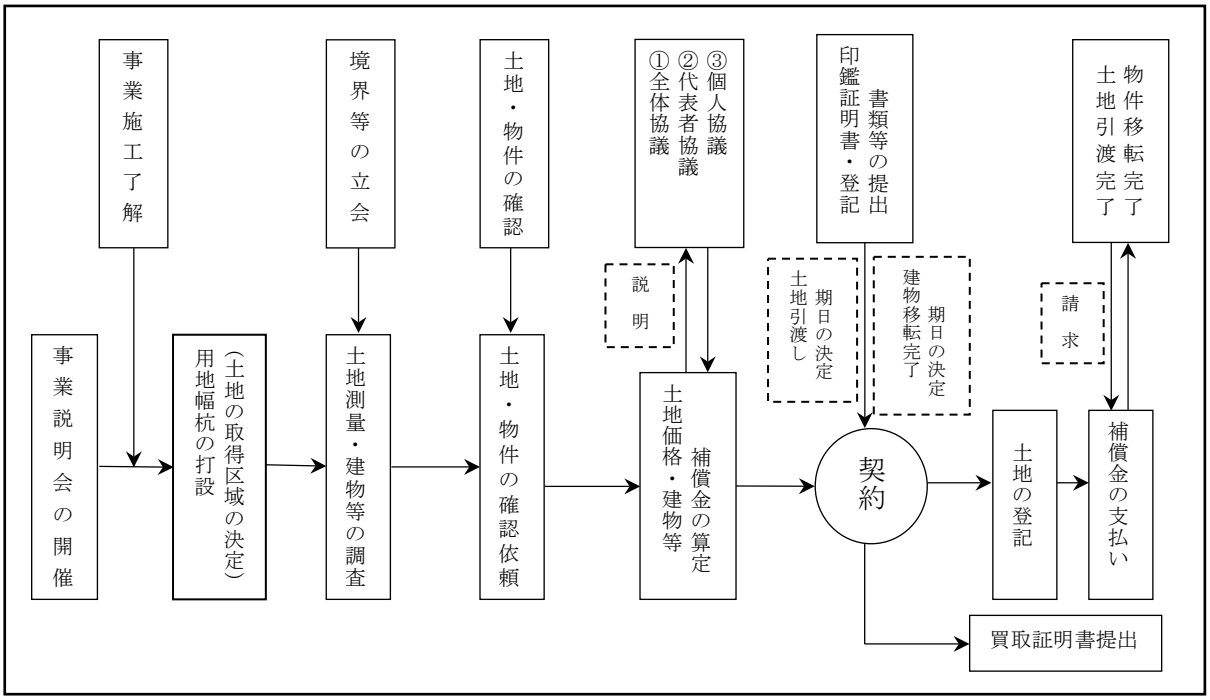

１３　河　川（河川課）

本市には、中心市街地を流れる白川・坪井川をはじめ、緑川・加勢川等国や県が管理し整備が進められている大きな河川がある。都市化に伴う雨水流出量の増加や近年の集中豪雨の局所化・激甚化による浸水被害を軽減するため、本市ではそれらの河川に流れ込む中小河川や排水路の整備等、流域全体による治水対策を実施している。

（１）広域河川改修事業

本市では、市街地の拡大とともに浸水被害が多発していた健軍川・藻器堀川・保田窪放水路・万石川・兎谷川・麹川・鶯川の７河川を「都市基盤河川改修事業」として改修事業を進めてきたが、平成２４年度の権限移譲に伴い、「広域河川改修事業」として整備を進めている。そのうち、万石川・兎谷川については、既に整備が完了している状況である。また、この７河川のほかに「加勢川の一部（江津湖を含む）」についても権限移譲により管理を行っている。

（２）流域貯留浸透事業

「流域貯留浸透事業」とは、学校や公園などの公共施設等において雨水貯留施設等を整備することにより、雨水の河川への流出を抑制し、河道への負担軽減を目的とした事業であり、健軍川流域にて学校グラウンドによる雨水貯留事業を実施している。また、鶯川流域においては、既存調整池の掘削により貯留量を増加させる事業を実施している。

（３）準用河川改修事業

本市が管理する準用河川のうち、天明新川・谷尾崎川については、「準用河川改修事業」として、河道改修や排水機場等の整備が完了した。現在は、旧天明新川の河道拡幅等の整備を実施している。

（４）浸水解消対策事業

浸水被害が頻発している地域については、「浸水解消対策事業」により排水機場や排水路等の整備を行うことで、浸水被害の軽減を図っている。現在は、上立田地区の水路改修等の事業を実施している。

（５）雨水流出抑制対策

市街地及びその周辺部では、急速な都市化に伴い、雨水流出量が増加する都市型水害が発生している状況である。

このため、雨水貯留施設や調整池などの施設整備や適切な維持管理を行うとともに、雨水を地下に浸透させる雨水浸透桝の設置補助等により、雨水流出抑制対策を実施している。

「雨水浸透桝設置補助制度」は、住宅等の屋根に降った雨水を地下浸透させることで、道路等へ流出する量を減らし、流出するまでの時間を遅らせることにより、道路等の冠水被害を軽減するものです。

雨水浸透桝設置状況　　（令和3年（2021年）3月31日現在）

H28		H29		H30		H31（R1）		R2	
件　数	個　数	件　数	個　数	件　数	個　数	件　数	個　数	件　数	個　数
23	49	17	50	9	18	7	22	7	17

このように本市の治水対策は、国・県と連携を図りながら、河川氾濫防止を目的として河川環境や地域づくり等に配慮した河川整備を行っている。また、これと併せて、内水対策や雨水流出抑制等を実施し、総合的な治水対策を進めている。

市域の主要河川状況

水　系	河川名	級　別	流域面積 (k㎡)	河川延長 (km)	改　修 着手年	摘　　要
白　川	白　　川	1級	480	74	昭31	国土交通省管理（直轄区間17.3km）
緑　川	緑　　川	1級	1,100	76	大14	国土交通省管理（直轄区間30.8km）
	加 勢 川	1級	254	13	大14	国土交通省管理（直轄区間13.1km）
				7.6	昭37	市管理
	無 田 川	1級	1.0	2.3	—	県管理
	木 部 川	1級	20	4.9	平4	〃
	天明新川	1級	6.5	12	昭54	〃
		準用	3.1	2.5	平元	市管理
	高 良 川	1級	1.9	1.5	—	県管理
	内 田 川	1級	6.5	4.2	昭50	〃
	矢 形 川	1級	38	14	〃48	〃
	木 山 川	1級	100	17	〃62	〃
	秋 津 川	1級	32	6.2	〃44	〃
	鶯　　川	1級	2.8	1.5	平7	市管理（広域河川改修事業）
	健 軍 川	1級	15	7.0	昭47	〃　　〃
	藻器堀川（本川）	1級	7.4	6.3	〃	〃　　〃
	保 田 窪 放 水 路	1級	0.7	1.3	〃	〃　　〃
	浜 戸 川	1級	122	59	〃7	国土交通省管理（直轄区間 4.9km）
	潤　　川	1級	18	5.7	〃60	県管理
	安 永 川	1級	—	1.1	—	〃
		準用	—	1.0	—	市管理
	五 双 川	準用	—	0.8	—	〃
	仁 子 川	1級	—	1.9	—	県管理
		準用	—	4.6	—	市管理
	谷 郷 川	1級	—	2.0	—	県管理
	錦 郷 川	1級	—	5.8	—	〃
	滑　　川	1級	—	2.2	—	〃
		準用	—	3.8	—	市管理
	旧天明新　川	準用	10	7.5	平24	〃　（準用河川改修事業）
	西 迫 川	準用	—	0.8	—	市管理
	赤 迫 川	準用	—	0.6	—	〃
	柿 田 川	準用	—	1.2	—	〃
	東 迫 川	準用	—	0.8	—	〃
	逆 瀬 川	準用	—	1.2	—	〃
	御 領 川	準用	—	1.0	—	〃
	島 田 川	準用	—	3.5	—	〃

水　系	河川名	級　別	流域面積 (k㎡)	河川延長(km)	改　修 着手年	摘　　要
菊池川	合 志 川	1級	205	22	昭28	国土交通省管理（直轄区間10.1km）
	木 葉 川	1級	50	12	〃21	県管理
	神の木川	1級	23	2.0	〃52	〃
	千 田 川	1級	4	7.4	〃49	〃
		準用	—	1.3	—	市管理
	宮 原 川	1級	3.2	5.2	昭47	県管理
	豊　田　川	1級	14	7.1	〃37	〃
	夏 目 川	1級	4.5	2.0	〃60	〃
	小 野 川	1級	4	3.2	〃48	〃
		準用	—	1.5	—	市管理
	中 谷 川	1級	—	2.2	—	県管理
		準用	—	1.1	—	市管理
	上 生 川	1級	20	4.5	昭37	県管理
	菖 蒲 川	準用	—	0.7	—	市管理
	小 畑 川	準用	—	1.0	—	〃
	大 平 川	準用	—	1.0	—	〃
	馬 瀬 川	準用	—	0.6	—	〃
	下岩野川	準用	—	1.8	—	〃
	大 井 川	準用	—	1.0	—	〃
	白 水 川	準用	—	1.5	—	〃
	服 部 川	準用	—	0.5	—	〃
	野 間 川	準用	—	0.3	—	〃
	長 谷 川	準用	—	0.3	—	〃
	小　園　川	準用	—	1.2	—	〃
	北　井　川	準用	—	1.5	—	〃
坪井川	坪 井 川	2級	85	23	〃33	県管理
	井 芹 川	2級	57	15	〃39	〃
	堀　　川	2級	43	11	〃53	〃
	西 浦 川	2級	5.0	2.1	—	〃
	西 谷 川	2級	13	3.6	—	〃
	立福寺川	2級	5.3	1.7	—	〃
	万 石 川	2級	1.9	1.2	昭47	市管理
	兎 谷 川	2級	1.7	0.8	〃47	〃
	麹　　川	2級	3.1	1.7	〃51	〃　（広域河川改修事業）
	谷尾崎川	準用	2.3	1.3	〃54	市管理
	前　　川	準用	—	0.8	—	〃
	鐙 田 川	準用	—	1.8	—	〃
唐人川	唐 人 川	2級	—	3.0	—	県管理
単　独	河 内 川	2級	20	6.6	—	〃
	千間江湖	2級	2.2	4.7	昭40	〃
	除　　川	2級	6.0	3.3	〃42	〃

※記載数値は、河川整備計画(工事実施計画)を記載。未策定河川は、河川(準用)現況調書延長を適用。
※流域面積及び河川延長が10以上の場合は、四捨五入した数字を記載。

１４　公　園　緑　地（公園課）

公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設である。

本市では熊本城、立田山などの拠点緑地や、江津湖、白川、坪井川などの親水空間を都市づくりの中核とし、良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間とするために公園としての整備を進めてきた。また、中心市街地では、まちの活性化の拠点として、周辺の市街地では日常的な余暇活動や地域づくりの拠点として、公園の整備を推進している。

その結果、本市の都市公園は、令和３年（２０２１年）４月１日現在で１，０６６カ所、７１４．８３ha、一人当たりの都市公園面積も９．６９㎡となるなど、標準としている１０㎡に近づいている。このほか、民有地等を借地した「まちの広場」についても７０カ所、５．８５haを供用するなど、本市の公園状況は一定の整備状況に達していると考えられる。

そのような状況を受けて、本市では今後の公園施策を、新設から既存公園の有効活用へ転換していくこととしており、令和３年３月に改訂した熊本市緑の基本計画の中でも、以下の３つの施策方針を掲げている。

１　適正な維持管理の推進

公園を地域の共有財産と位置づけ、公園愛護会等のボランティア団体や市民、学校、事業者と行政との協働により大切に維持・管理する。

２　時代のニーズに対応した利用したい公園への再生

高齢者や障がいのある人への対応、健康増進、子育て支援や多世代交流、子どもたちの成長支援の機能等を付加することで、時代のニーズに対応した誰もが使いやすく利用したい公園への再生に取り組む。

３　重点的な公園づくり

住区基幹公園（住民にもっとも身近な街区公園・近隣公園・地区公園）の一人当たり公園面積が１㎡未満の校区を対象に、財政計画と整合を図りながら、市民参画による街区公園の整備に取り組む。

また、令和４年（２０２２年）３月からは、熊本の緑と水を次世代に継承するため、国内最大級の花と緑の祭典「全国都市緑化フェア」を３６年ぶりに開催する。

都市公園等の整備状況

(令3(2021年).4.1現在)

種別	都市計画決定					②都市計画決定していないが供用しているもの		供用しているもの(①+②)			備考
	計画決定		①供用								
	箇所数	面積(ｈａ)	箇所数	面積(㎡)	供用率(%)	箇所数	面積(㎡)	箇所数	面積(㎡)	１人当りの面積(㎡／人)	
街区公園	177	42.29	177	431,280	102	767	566,538	944	997,818	1.35	
近隣公園	25	38.80	25	388,066	100	2	31,860	27	419,926	0.57	
地区公園	8	39.50	8	390,156	99	－	－	8	390,156	0.53	
総合公園	3	81.60	3	802,166	98	2	229,664	5	1,031,830	1.40	
運動公園	2	112.00	2	1,120,219	100	1	33,008	3	1,153,227	1.56	※1
特殊公園（風致）	3	15.50	3	171,612	111	4	249,813	7	421,425	0.57	※2
特殊公園（歴史）	6	9.00	6	75,826	84	10	227,680	16	303,506	0.41	
広域公園	1	126.90	1	1,255,706	99	－	－	1	1,255,706	1.70	※3
緑地	14	214.84	14	563,537	26	38	259,271	52	822,808	1.12	
墓園	3	35.30	3	351,906	100	－	－	3	351,906	0.48	
都市公園合計	242	715.73	242	5,550,474	78	824	1,597,834	1,066	7,148,308	9.69	
まちの広場	－	－	－	－	－	70	58,556	70	58,556	0.08	
その他	－	－	－	－	－	7	14,794	7	14,794	0.02	
合計	242	715.73	242	5,550,474	78	901	1,671,184	1,143	7,221,658	9.79	

（※１）熊本県立総合運動公園含む。
（※２）熊本県管理の本妙寺山緑地公園、万日山緑地公園含む。
（※３）総合体育館、江津湖湖面含む。
（注１）人口（推計人口）は、令和３年(２０２１年）４月１日現在の人口　７３７，４９０人。市街化区域人口は、６４６，４６１人。
（注２）都市計画決定された供用面積には、都市計画決定されていない供用面積を一部含む。
※公園一人当りの面積は、推計人口令和３年（２０２１年）４月１日を基準にして算出。

市民一人当たり都市公園等面積の推移

年度 / 区分 / 種別	H28			H29			H30			H31(R元)			R2		
	公園数	面積(ha)	一人当面積(㎡)	公園数	面積(ha)	一人当面積(㎡)	公園数	面積(ha)	一人当面積(㎡)	公園数	面積(ha)	一人当面積(㎡)	公園数	面積(ha)	一人当面積(㎡)
利用中の街区公園	874	96.17	1.30	887	97.21	1.32	912	98.43	1.33	932	98.92	1.34	944	99.78	1.35
利用中の全公園	997	704.08	9.54	1,010	705.14	9.55	1,035	706.36	9.57	1,056	714.70	9.69	1,066	714.83	9.69

１５　土木センター（各区役所）

地域に密着した土木行政を実現するため、中央区土木センター、東区土木センター、西区土木センター（河内分室含む）、南区土木センター（城南地域整備室含む）、北区土木センター（植木地域整備室含む）を設置し、道路・河川・水路（市街化区域内）・公園の財産管理や維持管理を行っている。また道路パトロールや橋梁の定期点検を実施するなど、計画的かつ適切な維持管理に取り組んでいる。

私道については昭和５２年度から私道整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。（熊本市私道整備補助金交付規則）

また、平成２９年度から私道復旧補助金制度を設け、平成２８年熊本地震で被災した私道の復旧工事を対象に補助金を交付し、震災からの復旧支援を行っている。（熊本市私道復旧補助金交付要綱）

名称	所在地	連絡先
中央区土木センター	熊本市西区蓮台寺5丁目7-1	096-355-2936
東区土木センター	熊本市東区佐土原3丁目1-65	096-367-4360
西区土木センター	熊本市西区蓮台寺5丁目7-1	096-355-2937
河内分室	熊本市西区河内町船津2069-5（河内まちづくりセンター内）	096-276-1115
南区土木センター	熊本市南区富合町清藤405-3（南区役所内）	096-357-4801
城南地域整備室	熊本市南区城南町宮地1050（城南まちづくりセンター内）	0964-28-2133
北区土木センター	熊本市北区鹿子木町66	096-245-5050
植木地域整備室	熊本市北区植木町岩野238-1（北区役所内）	096-272-1115

（１）業務内容

・道路・河川・水路・公園の財産管理
・道路の交通安全施設工事
・災害復旧事業
・道路台帳及び地籍調査の成果の写しの交付
・道路・河川・水路・公園の維持管理
・私道の整備補助
・公園の除草・清掃業務

（２）私道の整備補助状況

年度	件数	側溝延長（m）	舗装面積（㎡）	防護柵（m）	補助額（千円）
H27	14	137.0	2,540.0	0.0	13,307
H28	11	129.0	1,980.0	0.0	13,830
H29	8	70.0	2,003.0	0.0	12,991
H30	10	372.0	2,830.8	11.0	15,931
H31（R1）	21	57.2	2,947.5	0	20,614
R2	12	109.4	2,348.2	0	14,337

１６　宅地復旧支援（震災対策課）

熊本地震では、人家に隣接する自然斜面の崩壊や人工斜面の損壊などが発生した。また、民間宅地においても、液状化や大規模な地すべり、擁壁の崩壊などが発生し、地盤沈下や地割れなどによる家屋の損壊や傾斜などの被害が発生している。これらの宅地を復旧し二次災害を防ぐことで、被災者の早急な生活再建を支援していく。

（１）公共事業による復旧

①　宅地耐震化推進事業

ア　宅地液状化防止事業

熊本地震において液状化現象により家屋等への被害が発生した区域について、液状化現象による再度災害を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と宅地等との一体的な液状化対策を図る。

液状化現象による公共施設や宅地に顕著な被害があった３，０００㎡以上の一団の区域かつ区域内の家屋が１０戸以上の区域について、平成２８年度より基礎調査を実施し、事業実施２地区の対策工法の検証等を行い、平成３０年度から対策工事を進めているところであり、うち１地区は令和２年度に工事が完了した。

イ　拡充制度事業

熊本地震により小規模な宅地にも甚大な被害が発生し、既存擁壁の崩落や損壊が多数あることから、余震や降雨等による二次災害によって避難路等に影響を及ぼす擁壁の復旧や宅地被害の拡大を防止し、もって被災者の早急な生活再建の支援を図る。また、市が行う直接施工は地盤調査、設計及び対策工事を進めている。

◆事業対象の要件

1. 既存擁壁（石積みやコンクリート造）の崩壊や損壊により、補強や再構築による対策が必要なもの
2. 盛土の高さが２m以上
3. 盛土の上に家屋が２戸以上
4. 盛土がある擁壁の前に避難路（道路）、鉄道、河川がある
5. 復旧工事を行っていない

※市が行う直接施工と所有者等が行う間接施工がある。

※対象となる工事に係る自己負担なし。

公共事業による復旧事業進捗率　（令和３年（2021 年）４月 30 日現在）

対象地区数（A）	工事完了地区数（B）	事業進捗率（B／A）
238 地区	228 地区	95.8%

※令和元年度に完了した災害関連地域防災がけ崩れ対策事業及び大規模盛土造成地滑動崩落防止事業を含む。

（２）熊本地震復興基金による復旧

①　宅地復旧支援事業

熊本地震の発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者などに対し、対象工事費（既に復旧した工事及びこれに関する調査費・設計費を含む）の一部を補助するため、申請受付及び申請に伴う窓口相談等を行い、被災者の早急な生活再建を支援する。（令和元年度末で申請受付を終了。今後は、当該年度末までに申請の意思が示された案件に限り受付を行う。）

◆補助対象工事及び支給額

1. のり面の復旧工事
2. 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、排水施設設置工事を含む）
3. 地盤の復旧工事
4. 住宅建屋などの直下における地盤改良工事（液状化したと見られる区域に限る）
5. 住宅基礎の傾斜修復工事（基礎の沈下や傾斜を修復する工事）
6. 支給金額（補助額）は、対象工事費より５０万円を控除した額に３分の２を乗じた額。
   （対象工事費が１，０００万円を超える場合は６３３万３千円を限度として支給。）

事業進捗率　（令和３年（2021 年）４月 30 日現在）

交付対象件数（A）	完了件数（B）	事業進捗率（B／A）
2,786 件	2,478 件	88.9%

１７　住宅再建支援（住宅政策課）

（１）民間賃貸住宅借上げ制度（平成２８年度～令和３年度）

災害救助法に基づき、平成２８年熊本地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない方に対し、熊本市が民間賃貸住宅を借り上げ、みなし応急仮設住宅として無償で提供するもの。

ア　供与期間

最長 2 年間

ただし、内閣府と県の協議による延長要件に該当する方については供与期間の延長を実施している。

イ　申込期限

平成 29 年 3 月 31 日

ただし、個別の事情により期限までに申込みができない旨の「理由書」の提出がある場合は、平成 29 年 5 月 31 日まで申込みを受け付けた。

ウ　本市の負担

・家賃

・礼金（家賃の 1 ヶ月分を限度）

・仲介手数料（家賃の 0.54 ヶ月分を限度、R1.10 月以降に更新される契約については家賃の 0.55 ヶ月分を限度）

・退去修繕負担金（家賃の 2 ヶ月分を限度）

・火災保険等損害保険料

消　　防

1　概　　況　351

2　火　災　統　計　356

3　救急・救助統計　357

4　消　防　広　報　358

5　予　　防　358

6　緊急通信状況　361

7　消防水利状況　361

8　消　　防　　団　361

１　概況

本市の自治体消防は、昭和２３年３月の消防組織法施行に伴い、同年４月に「熊本市消防本部」を市庁舎内に設置して消防事務を開始したのがその始まりであり、以来、幾多の制度や機構の改編を経て、現在では、市民に最も身近な消防機関として、消防業務を実施している。

消防局では、近年の複雑化・大規模化する各種災害に対応するため、各種装備、資機材等の整備や、多様化する市民のニーズに応えることのできる高度な知識・技術・行政スキルを持つ精強な消防職員の育成など、ハード・ソフト両面にわたる消防力の強化を図っている。

また、「自分の身は、自分で守る」を防災の基本コンセプトとし、自主防災クラブ、事業所の自衛消防組織等の活動支援や市民への応急手当等の普及啓発など、市民・地域（企業）・行政が三位一体となった「災害に強いまちづくり」を積極的に推進している。あわせて、明治以来、歴史ある消防団は、地域における消防防災の要であり、常備消防との連携のもと、活動拠点施設、車両、装備等の整備を図りながら、訓練や研修を行い地域の防災リーダーとしてその充実強化に努めている。

消防局は平成２６年４月に上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の常備消防事務を受託し、本市だけではなく近隣町村の住民への更なる消防サービスの充実強化を図っているほか、平成２８年４月１日の熊本市北消防署の運用開始をもって本市域の１区１消防署体制を確立し、各区において消防署・区役所・地域（消防団）の連携を強化しているところである。

加えて、令和２年度から管内の１１９番通報を一括処理する新たな「指令管制システム」の運用を開始し、市民ニーズへの迅速な対応、そして、大規模災害時への対応も想定した消防機能の充実を図ったところである。

今後も市民の「安全・安心な暮らしの確保」に向け、本市の消防・防災体制の充実強化に努めていきます。

（１）令和３年度（２０２１年度）　熊本市消防局主要事業

ア　火災予防対策の推進

（ア）　市民への広報・啓発

①　人為的ミスによる火災を防ぐための広報啓発活動を推進する。
- ＳＮＳ等を活用した積極的な広報啓発の実施
- 災害活動写真等の記録及び保存の徹底

②　住宅防火対策を推進する。
- 住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の啓発

③　市民への防火・防災啓発を推進する。
- 自主防災クラブ、幼少年消防クラブ、事業所の自衛消防組織等の活動支援
- 関係部局と連携した防火防災教育の実施

④　防火対象物の防火安全対策を推進する。
- 違反対象物に対する是正措置の実施
- 防火対象物の計画的な実態把握の推進

⑤　市民の安全を確保するための予防体制の充実強化を図る。
- 予防技術資格者の育成及び知識・技術の伝達
- 保安３法、危険物規制、違反処理、火災調査等の専門的な知識を有する職員の拡充

イ　消防体制の充実強化

（ア）消防機能の充実

①　消防力強化のため、消防施設の適切な管理や各種消防車両・資機材等の計画的な更新を進める。
- 被災した消防庁舎等の早期復旧
- 西消防署のあり方、整備方針等の検討

② １区１消防署体制の円滑な運用を推進する。
・グループ業務制の推進による効率的な事務処理体制の構築
・消防団、防火協力団体、関係部局等との更なる連携強化
・任務に必要な有資格者の積極的な活用

③ 指令管制業務の充実強化を図る。
・消防指令管制システムの円滑な運用
・１１９番通報時の口頭指導の推進

④ 耐震性を有した消防水利を計画的に配置する。

⑤ 業務のデジタル化を推進する。
・オンライン申請等の業務のデジタル化へ向けた体制整備
・押印廃止、ペーパーレス及びＷｅｂ会議等の積極的推進

（イ） 救急救助体制の充実

① 救急救助等に関する研修や資格取得など、人材育成による消防技術の向上や資機材の整備等を推進する。
・各種研修による職員の育成及び能力向上
・警防体制の強化に繋がる方策の検討
・警防活動上必要な資格、免許等の計画的な取得
・自動心臓マッサージ器導入後における救急技術の向上及び検証
・救急隊員の適正な労務管理の推進

② 医療機関との連携による救急業務の質の向上を図る。
・指導救命士、救急救命士及び救急有資格者への教育体制の強化
・救急ワークステーション等による医療機関との連携強化
・医療機関と連携した救急活動検証の推進

③ 災害対応体制を強化する。
・特殊災害（テロ災害等）への対応体制の強化
・大規模災害等での情報収集体制の強化
・ドローンを活用した災害対応体制の整備
・日勤救急隊の体制強化

④ 大規模集客イベント等に備えた消防体制の強化を進める。

⑤ 新型コロナウイルス感染症等への対応体制を強化する。
・保健所等との連携による搬送体制の強化
・医療機関の指導等による救急隊員の感染予防対策の徹底
・感染防止資機材の計画的な備蓄

（ウ） 広域的な災害対応体制の強化

① 大規模災害等の発生時における応受援体制を強化する。
・緊急消防援助隊訓練等を通した広域応援体制の充実及び連携強化
・国、県、関係機関等と連携した災害対応体制の充実強化

② 消防広域化等に係る検討を行う

ウ　地域の災害対応力の強化

（ア）　消防団の体制強化

①　消防団（消防団員及び機能別消防団員）への入団促進を図る。

・新規団員の確保等に向けた積極的な取組

・消防団協力事業所表示制度の普及促進

・消防団員の処遇改善

②　消防団活動の充実強化を推進する。

・資機材等を活用した訓練研修の推進

・機能別消防団員（「防災サポーター」）の育成指導

・消防団機械倉庫の計画的な整備及び改修

・消防団の今後のあり方等についての検討

（イ）　市民の救護能力の向上

①　応急手当等の普及啓発を推進する。

・各種救急講習におけるＷｅｂ会議の積極的な活用

②　高齢者福祉施設及び在宅医療・介護関係者との連携を強化する。

・高齢者福祉施設等の緊急時の対応力の向上

（２）消防職員・消防車両等配置状況

（令和３年（２０２１年）４月１日現在）

区分 / 局署別	人員										車両																					
	消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計	ポンプ車	タンク車	梯子車	救助工作車	特別高度工作車	特殊災害対応車	大型除染システム搭載車	化学車	水槽車	支援車	災害対応多目的車	緊急資機材搬送車	火災調査車	司令車	指揮車	軽消防車	高規格救急車	広報査察車	連絡車	燃料補給車	後方支援車	計
総計	1	3	14	26	106 (8)	205 (9)	303 (10)	85 (3)	58 (2)	801 (32)	15	11	5	6	1	1	1	1	1	1	1	3	1	7	5	19	30	11	16	1	1	138
局長等	1									1																						
消防局 総務部		1								1																						
総務課			1	2	5	8	2		10	28																			2			2
管理課			1	1	3 (1)	4 (1)	1			10 (2)																			2			2
予防部		1	1							2																						
予防課			1	1	2	3				7													1						1			2
指導課			1	1	2	1	3			8																		2				2
警防部		1	1							2																						
警防課				2	4	4	3			13										1	1			1								3
情報司令課			1	1	7 (1)	8 (1)	8 (1)			25 (3)																		1				1
救急課			1	1	1	3 (1)	2			8 (1)																			1			1
計		3	8	9	24 (2)	31 (3)	19 (1)		10	104 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	4	6	0	0	13
中央消防署 本署			1	3	13 (2)	21 (1)	28 (2)	11	8 (1)	85 (6)	1		1	1	1			1						1	1	1	2	2	1			13
南熊本庁舎					①	②	⑤	①		⑨																1	1					2
出水出張所					1	8	6	4	2	21	1															1	1					3
計			1	3	14 (2)	29 (1)	34 (2)	15	10 (1)	106 (6)	2	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	3	4	2	1	0	0	18
東消防署 本署			1	3	12 (1)	20 (1)	27 (1)	4	4	71 (3)	1	1	1	1		1	1							1	1	1	2	1	1			13
託麻出張所					1	6	10	1	3	21		1														1	1					3
小山〃					1	4	9	3	2	19		1															1		1			3
計			1	3	14 (1)	30 (1)	46 (1)	8	9	111 (3)	1	3	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	4	1	2	0	0	19
西消防署 本署			1	3	12	23 (3)	28 (1)	5	5 (1)	77 (5)	1	1	1	1								1		1	1	1	2	1	2			13
池田庁舎						③	⑤		①	⑨																1	1					2
田崎出張所					1	4	10	3	1	19	1								1							1	1					4
小島〃					1	4	9	4	1	19	1															1	1					3
島崎〃						7	9	2	3	21	1															1	1					3
河内〃					1	4	9	4	1	19	1															1	1					3
計			1	3	15	42 (3)	65 (1)	18	11 (1)	155 (5)	5	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	6	7	1	2	0	0	28
南消防署 本署			1	3	12 (1)	16	27 (3)	6 (1)	5	70 (5)	1	1	1	1								1		1	1		2	2	1		1	13
川尻出張所					1	6	9	4	1	21	1															1	1					3
飽田天明〃					1	4	9	3	2	19		1														1	1					3
富合〃					1	4	10	3	1	19		1														1	1					3
城南〃					1	4	8 (1)	6		19 (1)	1															1	1					3
計			1	3	16 (1)	34	63 (4)	22 (1)	9	148 (6)	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	4	6	2	1	0	1	25
北消防署 本署			1	3	12 (1)	15 (1)	22 (1)	12 (2)	2	67 (5)		1	1	1								1		1	1	1	2	2	1			12
清水出張所					1	4	8	4	2	19	1															1	1					3
楠〃					1	6	9	1	4	21		1														1	1					3
植木〃					1	4	10	3	1	19	1	1														1	2					5
計			1	3	15 (1)	29 (1)	49 (1)	20 (2)	9	126 (5)	2	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	4	6	2	0	0	0	23
益城西原消防署 本署			1	2	7 (1)	8	19	2		39 (1)	1	1		1										1			2		2	1		9
西原出張所					1	2	8			11	1																1		1			3
計			1	2	8 (1)	10	27	2		50 (1)	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	3	1	0	12

（注）定員810人　実員801人（うち15人は関係部局等へ出向、10人は消防学校初任科入校）
（ ）は女性消防吏員を再掲しているもの
○印 は、南熊本及び池田庁舎の職員が本署に配置されている職員であるため、本署の職員数から再掲しているもの

（３）各種協定等の状況

協定等の種別	協定先の市町村等	業務の種類	締結年月日
熊本県消防相互応援協定	熊本県下全市町村、消防組合並びに事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
九州自動車道等における消防相互応援協定	熊本県内の九州自動車道沿線市町村並びに消防組合、事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
九州自動車道等における消防相互応援協定に基づく覚書	熊本県内の九州自動車道沿線市町村並びに消防組合並びに事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
嘉島ジャンクションにおける消防相互応援に関する申合せ事項	上益城消防組合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
熊本県地域救急医療情報センターの管理運営に関する協定	熊本県	情報センターの管理及び運営	昭和54年12月10日
都市ガス災害対策に関する覚書	西部ガス株式会社熊本支社	都市ガスに関する火災・爆発・漏えい及びCO中毒事故等の防止及び鎮圧	平成26年11月1日
大規模特殊災害時における広域航空消防応援	各都道府県の市町村	調査・火災・救助・救急救援出場（消防ヘリの要請）	昭和61年5月30日
高規格救急自動車の運用に係る協力に関する覚書	熊本市立市民病院	救急	平成3年1月16日
	熊本市医師会熊本地域医療センター	救急	平成6年10月20日
武蔵ヶ丘地区の消防相互応援に関する覚書	菊池広域連合消防本部	火災	平成27年4月1日
救急救命処置に関する覚書	熊本赤十字病院	救急	平成8年4月1日
	熊本医療センター	救急	平成10年2月12日
	済生会熊本病院	救急	平成11年3月30日
	熊本大学病院	救急	平成13年3月30日
	熊本機能病院	救急	令和元年6月1日
震度情報ネットワークシステムにおける熊本県と熊本市の設置及び管理・運用に係る協定	熊本県	地震情報ネットワークシステム	平成8年10月21日
熊本県消防防災ヘリコプター応援協定	熊本県	災害	平成13年3月28日
多数傷病者災害における熊本市と日本赤十字社熊本県支部の相互協力に関する協定	日本赤十字社熊本県支部	災害救助	平成16年3月24日
火災救急等災害の緊急通報転送に関する協定書	菊池広域連合	災害通報の転送	平成17年11月30日
	宇城広域連合		
	上益城消防組合		
救急ワークステーションの設置に関する協定書	熊本赤十字病院	救急ワークステーション	平成25年3月27日
	熊本医療センター		
	済生会熊本病院		
俵山トンネルの非常用通報装置設備に関する覚書	熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局	非常用通報装置設備	平成26年2月18日
俵山トンネルにおける消防相互応援に関する覚書	阿蘇広域行政事務組合消防本部	災害	平成26年3月24日
空港保安防災通信装置の設置等に関する覚書	熊本国際空港株式会社	通信装置の設置、維持管理	令和元年12月13日
緊急消防援助隊指揮支援隊の活動に関する協定書	熊本県	緊急消防援助隊	平成26年4月1日
熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	熊本国際空港株式会社	災害	令和元年12月13日
熊本県防災行政連絡所（防災関係機関）の管理運営に関する協定書	熊本県	防災行政無線	昭和54年2月10日
熊本県防災情報ネットワークシステム防災端末装置の管理運営に関する協定書	熊本県	防災情報ネットワーク	平成21年2月3日
映像情報の交換及び配信に関する協定書	熊本県	映像情報の交換・配信	平成29年3月22日
映像情報の交換及び配信に関する協定書に基づく覚書	熊本県警察本部	映像情報の取扱い	平成29年3月27日
消火栓の設置及び消防水利等の維持管理に関する協定書	熊本市上下水道事業管理者	消火栓及び消防水利等の維持管理	令和3年4月1日
感染症患者等の移送に関する協定書	熊本県	救急	平成30年3月27日
熊本市電軌道上等における消防活動等に関する申合せ	熊本市交通局	熊本市電軌道上等での災害対応	平成29年4月1日
海上における船舶火災の消火活動に関する業務協定	熊本海上保安部	海上における災害対応	平成30年3月1日
災害時における支援活動に関する協定書	熊本地区生コンクリート協同組合	災害支援	平成30年9月21日

2　火災統計

（1）火災発生状況

区分 年・月		火災件数	火災種別 建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	焼損棟数	り災状況 世帯	人員	死者	負傷者	焼損面積 建物床面積 (㎡)	林野 (a)	損害額 (千円)
R2	1	14	12					2	12	9	16		3	2	12	65
	2	19	8	1	1			9	14	20	33		4	519	38	34,617
	3	19	10	3				6	10	10	12		3	415	33	19,203
	4	16	7	1		1		7	7	7	14		1	53	10	7,755
	5	14	7	2	2			3	7	2	2			1	1	598
	6	8	5		1			2	5	6	21		2	24		3,428
	7	14	10					4	10	12	17		2	46		567
	8	16	8	1	1			6	8	7	12	1	1	215		12,450
	9	11	7		2			2	9	3	8		1	30		1,567
	10	16	8	1	2			5	9	9	24	2	1	242	1	24,458
	11	11	8		1			2	18	15	33	3		863		25,335
	12	13	8	3	2				11	10	19		2	335	38	14,968
R2		171	98	12	12	1	0	48	120	110	211	6	20	2,745	133	145,011
H31 (R1) 計		185	115	5	20	0	0	45	183	99	245	4	43	5,115	418	415,605
H30 計		202	126	7	20	0	0	49	181	129	285	5	33	3,829	226	222,843
H29 計		188	102	3	22	0	0	61	161	117	264	6	34	3,970	9	234,059
H28 計		191	113	3	23	0	0	52	165	110	281	8	27	3,569	12	145,623

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

（2）原因別被害件数

原因 ＼ 年		H28	H29	H30	R元	R2
たばこ		17	15	12	12	14
たき火		21	30	35	28	29
火遊び		6	1	3	2	1
こんろ	こんろ	9	12	17	11	8
	天ぷら油	7	8	9	12	8
放火（疑含）		18	20	23	21	21
風呂かまど		1	2	1	2	1
ストーブ		5	8	7	5	7
マッチ・ライター		9	5	2	5	3
煙突・煙道		0	1	0	0	1
電灯・電話配線		14	8	16	11	11
電気機器		6	9	7	7	14
不明		16	16	10	26	18
その他		62	53	60	43	35
合計		191	188	202	185	171

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

（３）火災・警戒などの出場状況

（令和2年（2020年））

種別		署別	計	中央署	東署	西署	南署	北署	益城西原署
火災		件数	171	26	32	26	32	31	24
		出場車両	873	112	156	155	148	173	129
		出場人員	3,146	407	560	584	508	620	467
警戒	焼却火の不始末等	件数	39	1	6	8	7	12	5
		出場車両	145	3	19	33	21	41	28
		出場人員	525	10	71	120	76	150	98
	漏洩事故等	件数	38	5	8	7	10	6	2
		出場車両	135	18	29	23	35	22	8
		出場人員	484	69	105	84	121	77	28
	自火報等のベル作動	件数	365	141	65	74	37	42	6
		出場車両	1,364	518	244	267	143	154	38
		出場人員	5,128	1,948	927	1,008	532	575	138
	誤認虚報	件数	29	4	5	8	4	6	2
		出場車両	156	22	26	49	21	32	6
		出場人員	560	82	99	162	78	117	22
	その他	件数	95	16	21	18	12	20	8
		出場車両	382	82	79	82	48	63	28
		出場人員	1,367	292	292	287	167	225	104
	小計	件数	566	167	105	115	70	86	23
		出場車両	2,182	643	397	454	268	312	108
		出場人員	8,064	2,401	1,494	1,661	974	1,144	390
合計		件数	737	193	137	141	102	117	47
		出場車両	3,055	755	553	609	416	485	237
		出場人員	11,210	2,808	2,054	2,245	1,482	1,764	857

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

３　救急・救助統計

（１）救急活動の状況

区分 年・月		出場件数	事故種別 火災	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他
R2	1	3,468	9	0	0	184	17	14	556	7	37	2,285	359
	2	3,034	14	0	3	198	17	53	498	13	24	1,889	325
	3	2,692	16	0	2	187	17	9	402	9	32	1,751	267
	4	2,442	6	0	0	129	12	3	380	7	23	1,629	253
	5	2,536	10	0	3	137	20	3	453	8	19	1,650	233
	6	2,646	5	0	0	221	16	13	415	10	24	1,668	274
	7	2,955	7	4	0	212	38	22	516	9	30	1,800	317
	8	3,230	7	0	1	176	60	40	663	13	34	1,946	290
	9	3,057	7	3	1	218	28	22	491	14	40	1,934	299
	10	2,845	9	0	2	220	19	29	449	12	34	1,784	287
	11	2,806	10	0	1	196	24	16	454	16	37	1,751	301
	12	3,305	10	0	2	233	26	19	567	18	20	2,077	333
R2 計		35,016	110	7	15	2,311	294	243	5,844	136	354	22,164	3,538
H31（R1）計		40,054	161	1	9	2,943	321	364	6,122	136	310	25,809	3,878
30 計		39,034	150	2	5	2,951	329	363	6,272	139	316	24,911	3,596
29 計		38,234	140	6	15	3,194	378	335	5,899	176	306	24,064	3,721
28 計		40,233	142	149	31	3,321	456	308	6,256	144	336	25,109	3,981

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

（２）救助活動の状況

（令和2年（2020年））

件数及び人員 ＼ 事故種別	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他	合計
救助出場件数（件）	9	58	18	0	4	120	1	0	52	262
救助活動件数（件）	9	35	14	0	4	76	1	0	33	172
救助人員（人）	7	42	13	0	4	66	1	0	30	163

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

4　消防広報

（１）報道関係機関等を通じた広報の実績

（令和２年度(2020年度)）

媒　体	テレビ	ラジオ	新　聞	ＳＮＳ	機関誌	合計
回　数	62	34	53	167	8	324

（２）幼少年消防クラブの活動状況回数

（令和２年度(2020年度)）

	クラブ数	クラブ員数	行事実施回数
幼　年	196	6,099	271
少　年	3	56	8

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

（３）広域防災センター入館状況

（令和２年度(2020年度)）

団　　体		一　般	合　計
158団体	5,518人	62人	5,580人

（４）消防音楽隊活動状況

（令和２年度(2020年度)）

消防関係	市 関 係	国県関係	そ の 他	合　　計
0	2	0	0	2

5　予防

（１）危険物製造所等

（令和3年(２０２１年) 4月１日現在）

製造所	貯蔵所								取扱所				合計
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	小計	
5	137	62	25	304	1	131	16	676	301	9	143	453	1,134

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

（２）同意建物工事別件数（消防法第７条）

（令和２年度(2020年度)）

種別／年度	新　築	増　築	改　築	移　転	修　繕	模様替え	用途変更	合　計
平成28年度	1,676	72	7	0	3	2	26	1,786
平成29年度	2,346	87	1	2	5	1	25	2,467
平成30年度	1,879	77	4	2	1	0	32	1,995
令和元年度	1,413	77	0	0	0	0	13	1,503
令和2年度	994	133	1	1	0	1	11	1,141

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

（３）防火対象物概況

（令和3年（2021年）4月1日現在）（単位：敷地）

項別		署別	計	中央署	東　署	西　署	南　署	北　署	益城西原署
計			24,048	6,722	5,642	3,745	3,576	3,573	790
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	9	4	2	1	1	0	1
	ロ	公会堂、集会場	23	6	4	5	4	3	1
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	5	4	1	0	0	0	0
	ロ	遊技場、ダンスホール	52	12	12	6	8	11	3
	ハ	性風俗店舗等	0	0	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	22	6	3	3	5	5	0
3	イ	待合、料理店等	9	2	0	3	3	0	1
	ロ	飲食店	908	305	197	80	140	140	46
4		百貨店、マーケット、店舗、展示場	1,093	219	308	140	212	182	32
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	176	62	21	42	3	33	15
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	11,262	3,167	2,866	1,883	1,416	1,677	253
6	イ	病院、診療所、助産所	682	162	169	110	109	110	22
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等	279	19	58	52	64	66	20
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等	752	106	199	123	155	132	37
	ニ	幼稚園、特別支援学校	51	16	9	9	7	8	2
7		学校等	245	73	37	55	32	36	12
8		図書館、博物館、美術館等	16	6	0	2	3	3	2
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	47	39	2	2	1	2	1
	ロ	イ以外の公衆浴場	13	1	1	2	2	7	0
10		停車場、船舶等の発着場	5	2	0	1	1	1	0
11		神社、寺院、教会等	163	53	16	53	22	14	5
12	イ	工場、作業場	1,081	61	230	163	288	229	110
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	0	0	0	0	0	0	0
13	イ	自動車車庫、駐車場	109	39	15	23	17	13	2
	ロ	飛行機の格納庫	1	0	0	0	0	0	1
14		倉庫	1,088	75	323	159	335	143	53
15		前各項に該当しない事業所	2,141	624	446	316	321	329	105
16	イ	特定防火対象物を有する複合用途	2,381	1,077	438	287	265	269	45
	ロ	イ以外の複合用途	1,419	572	283	225	160	159	20
16の2		地下街	0	0	0	0	0	0	0
16の3		地階地下道	0	0	0	0	0	0	0
17		重要文化財	10	5	1	0	2	1	1
18		アーケード	6	5	1	0	0	0	0

（４）用途別高層建築物の状況

（令和3年（2021年）4月1日現在）（単位：棟）

項別		署別	計	中央署	東　署	西　署	南　署	北　署	益城西原署
計			550	295	47	183	14	11	0
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	1		1				
	ロ	公会堂、集会場	0						
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	0						
	ロ	遊技場、ダンスホール	0						
	ハ	性風俗店舗等	0						
	ニ	カラオケボックス等	0						
3	イ	待合、料理店等	0						
	ロ	飲食店	2	2					
4		百貨店、マーケット、店舗、展示場	0						
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	24	13	1	9	1		
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	353	168	39	127	12	7	
6	イ	病院、診療所、助産所	6	1	3	2			
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等	0						
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等	1	1					
	ニ	幼稚園、特別支援学校	0						
7		学校等	14	10		4			
8		図書館、博物館、美術館等	1	1					
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	0						
	ロ	イ以外の公衆浴場	0						
10		停車場、船舶等の発着場	0						
11		神社、寺院、教会等	0						
12	イ	工場、作業場	2				1	1	
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	0						
13	イ	自動車車庫、駐車場	27	17	1	9			
	ロ	飛行機の格納庫	0						
14		倉庫	0						
15		前各項に該当しない事業所	40	28	1	10		1	
16	イ	特定防火対象物を有する複合用途	46	34	1	11			
	ロ	イ以外の複合用途	33	20		11		2	
17		重要文化財	0						

※　高層建築物：高さ３１メートルを超える建築物

６　緊急通信状況

（令和２年(2020年)）

種別	119番着信件数					
	固定	携帯	IP電話	FAX Eメール NET119	合　　計	令和元年
火　　災	89	211	14	0	314	421
救　　急	12,072	19,214	2,920	2	34,208	39,549
救　　助	29	158	7	0	194	199
警　　戒	84	310	8	0	402	422
その他災害	40	77	5	0	122	146
非常災害	0	0	0	0	0	0
通報訓練	1,653	218	173	0	2,044	2,588
病院照会	73	441	27	0	541	590
回線試験	758	261	49	0	1,068	1,990
いたずら	296	106	1	0	403	38
まちがい	517	1,839	79	0	2,435	1,919
その他	1,548	4,651	229	0	6,428	6,020
合　　計	17,159	27,486	3,512	2	48,159	53,882

７　消防水利状況

（令和3年（2021年）4月1日現在）

区分	消火栓		防火水槽		プール
	公設	私設	公設	私設	
箇所数	18,292	86	759	965	160

８　消防団

概要

消防団は、火災現場等での活動はもとより、災害予防の面でも常備消防と常に連携した活動を実施し、地域防災のリーダーとして活躍している。

熊本市消防団は、昭和４５年１１月１日、託麻村の熊本市編入を機会に熊本市北・南・川尻の消防団を１団に統合、熊本市消防団として熊本市を６ブロックに編成し活動を開始、その後、平成３年２月の旧飽託郡四町との大合併に伴いさらに４ブロックを増設し１０ブロックとなり、消防行政に欠かすことのできない組織となった。

平成１１年１０月１日「ブロック」を「方面隊」と名称変更するとともに、第３方面隊を二分割し、市内を第１１方面隊とする機構改革を行った。さらに、平成１４年４月には熊本市消防団に初の女性消防団員３１人を採用、令和３年（２０２１年）４月１日現在、機能別消防団員の女性団員を含め２０３人まで増加し、応急手当の普及や予防広報に大きく貢献している。また、平成２０年１０月６日の旧富合町との合併により第１２方面隊を新設、さらに平成２２年３月２３日の旧植木町及び旧城南町との合併に伴い、１５方面隊８７分団１トランペット隊の組織となった。

平成２４年４月１日、政令指定都市へ移行したことを踏まえ、平成２６年４月１日、区制に合わせた１６方面隊８７分団１トランペット隊への組織改編を行った。更に、平成２８年４月１日、常備消防において１区に１消防署となる５消防署体制を開始したことから、消防団においても各区、消防署との連携強化を図り、より市民のニーズに対応した愛される消防団を目指している。

消防

(1) 組織

令和3年(2021年)4月1日現在

1団　16方面隊　87分団　1トランペット隊　200部　定数：4,800人　実数：4,261人

消防団本部(団長1名含む)	17

方面隊名・実員数　　分団名　(下段：実員数)

方面隊名	実員数	分団名	実員数
団本部	132	機能別団員	132
		トランペット隊他	(27)
第１方面隊	130	7 帯山	17
		8 砂取	17
		10 出水	15
		11 白山	17
		31 春竹	20
		32 本荘	11
		33 向山	17
		61 出水南	16
第２方面隊	205	12 白川	28
		13 大江	21
		14 託麻原	8
		15 慶徳	16
		16 城東	25
		17 碩台	15
		18 壺川	28
		22 黒髪	26
		37 五福	19
		38 一新	19
第３方面隊	182	1 秋津	28
		2 若葉	18
		3 泉ヶ丘	16
		4 健軍	19
		5 尾ノ上	12
		9 画図	57
		52 東町	15
		53 桜木	17
第４方面隊	269	6 西原	20
		26 託麻北	67
		27 託麻西	27
		28 託麻東	79
		55 月出	31
		59 託麻南	45
第５方面隊	125	19 花園	31
		20 池田	28
		34 白坪	17
		35 古町	26
		36 春日	16
		39 城西	7
第６方面隊	409	40 池上	39
		41 高橋	20
		42 城山	62
		43 松尾東	21
		44 松尾西	57
		45 松尾北	22
		46 小島	84
		47 中島	104
第７方面隊	294	70 河内	190
		71 芳野	104
第８方面隊	253	29 御幸	33
		30 田迎	24
		48 日吉	47
		49 力合	43
		50 川尻	63
		57 田迎南	30
		60 城南	13
第９方面隊	181	62 飽田東	74
		63 飽田南	37
		64 飽田西	70
第10方面隊	232	65 中緑	47
		66 銭塘	50
		67 奥古閑	87
		69 川口	48
第11方面隊	226	75 富合	226
第12方面隊	349	76 杉上	140
		77 隈庄	74
		78 豊田	120
		79 女性	15
第13方面隊	229	21 高平台	33
		23 清水	30
		24 城北	12
		25 龍田	49
		51 楠	24
		54 麻生田	31
		56 武蔵	20
		58 弓削	30
第14方面隊	344	72 川上	117
		73 北部東	34
		74 西里	176
		68 女性	17
第15方面隊	290	80 植木	35
		81 桜井	86
		82 菱形	87
		83 田原	82
第16方面隊	394	84 山東	79
		85 吉松	110
		86 山本	111
		87 田底	94

階級別団員数
(機能別団員を除く。)

団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
1	16	87 (2)	94 (2)	207 (4)	584 (6)	3,140 (85)

( ) は女性団員を再掲

(2) 消防ポンプ数

令和３年(2021年)4月1日現在

区分	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポ ン プ
台数	0	180	97

(3) 報酬及び費用弁償

令和３年(2021年)4月1日現在

階　　級　　別	団　長	副団長	分団長	副分団長	部　長	班　長	団　員
報　酬　年　額（円）	75,000	60,000	40,000	34,000	25,000	24,000	23,000
※機能別消防団員にあっては、8,000円							

区　　分	費用弁償額　（円）
訓　練　出　動　等	１回につき　2,600
研修、講習又は訓練のため本県消防学校に入校したとき	日　額　4,000

交　　通

1　沿　　革　367

2　軌　道　事　業　368

3　経　営　状　況　370

4　職　　員　　数　370

5　施　　設　370

１　沿　　革

熊本市の交通事業は、市電が大正１３年８月１日、市バスが昭和２年１１月２３日から営業を開始し、以来、熊本市勢の発展とともに市内の主要交通機関として年々路線を拡大してきた。

しかし、昭和３０年代の後半になると、社会経済情勢の変化やモータリゼーションの進展等によって利用者が急激に減少し、経営は悪化の一途をたどり、ワンマン化等の効率化を積極的に進めたものの抜本的改革には至らず、特に市電は４つの路線を廃止せざるを得なくなった。

昭和４８年度から昭和６２年度までの１５年間は、国の財政再建団体の指定を受け、国及び一般会計からの援助を受けつつ経営基盤の確立を図った。この間、２度にわたるオイルショックにより省エネルギーの機運が高まり、市電は無公害・省エネルギーの交通機関として見直され、車両冷房化等のサービス向上策を併せて講じることにより、一時落ち込んだ乗客も回復基調に転じた。またバスについても、車両の冷房化や路線再編成等の乗客サービスの向上に努めた。

昭和６３年度からは自主再建へと踏み出したが、交通事業を取りまく環境は厳しく、将来にわたり安定した経営を図るため、利用者のニーズに合ったダイヤ編成や増便をはじめ、電停改良等諸施設の改善、日本で初めて超低床車両を導入するなど、乗客誘致策に取り組んだ。

また、平成１４年度には、開業以来７０有余年使用してきた大江の車両整備工場を上熊本に移転し、平成１９年度には大江局舎を新たに建て替えるなど、施設面での基盤整備を図った。

さらには、熊本都市圏のバス網再編の一環として、民間事業者と競合していたバス路線について、平成１６年から順次民間事業者へ移譲を始めた。

しかし、社会情勢の変化等により経営は年々悪化し、平成２０年度末の資金不足額が５５億円、資金不足比率１９８％に達する状況となった。

このようなことから、平成２１年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「経営健全化計画」を策定し、７ヵ年計画の中で、バス事業の民間移譲（平成２７年４月に全ての路線移譲を完了し、バス事業を廃止）、定員管理計画の推進、給与水準の見直し、資産の有効活用、利用促進事業の推進（ＪＲ熊本駅・新水前寺駅との結節強化や全国相互利用交通系ＩＣカード（でんでんニモカ）の導入等）を行うなど、経営の健全化に集中的に取り組んだ結果、資金不足を解消し、経営健全化団体から脱却することができた。

その後の計画として平成２８年３月に、平成２８年度から令和元年度までの経営基本方針を示す中期経営収支プランを策定し、安全で快適な運行体制を確立することはもとより、更なる経営の合理化や経営基盤の強化に取り組んだ。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により乗客数及び運賃収入は大きく減少した。そのような中でも、令和３年３月には、将来の公共交通事業を取り巻く環境の変化に適切に対応し、公共交通事業を計画的に運営していくために、「熊本市交通局経営計画（２０２１～２０２８）を策定。今後も、人や環境にやさしい身近な公共交通機関として、市民や観光客に愛される市電を目指す。

2　軌　道　事　業（大正13年8月1日事業開始）（総務課・運行管理課）

（1）輸送状況

事項＼年度		H28	H29	H30	R1	R2
年間輸送人員（人）		10,709,117	11,093,946	11,080,156	11,007,509	6,734,880
年間走行キロ（km）		1,820,151.6	1,780,149.0	1,771,180.8	1,800,293.1	1,654,935.7
年間延使用車両（両）		13,777	14,158	13,991	14,170	13,347
利用率（％）		4.0	4.1	4.1	4.1	2.5
乗車料収入（円）		1,546,954,715	1,595,378,217	1,595,054,809	1,577,331,035	979,054,346
一日平均	輸送人員（人）	29,340	30,394.4	30,356.6	30,075.2	18,451.7
	走行キロ（km）	4,986.7	4,877.1	4,852.6	4,918.8	4,534.1
	延使用車両（両）	37.7	38.8	38.3	38.7	36.6
	乗車料収入（円）	4,238,232.1	4,370,899.2	4,370,013.2	4,309,647.6	2,682,340.7
一日一車平均	輸送人員（人）	777.3	783.6	791.9	776.8	504.6
	走行キロ（km）	132.1	125.7	126.6	127.0	124.0
	乗車料収入（円）	112,285.3	112,683.9	114,005.8	111,314.8	73,353.9
表定速度（km／h）		11.5	11.5	11.5	11.5	10.8
在籍車両数	ﾎﾞｷﾞｰ車（ﾜﾝﾏﾝ）	36	36	36	36	36
	連接車	9	9	9	9	9

（注）乗車料収入は消費税相当分を除いて算出

（2）営業路線

年度＼項目	路線延長（km）	単線延長（km）	複線延長（km）	営業路線延長（km）	運転系統（系統）	停留所数（カ所）	停留所間距離（km）		
							最長	最短	平均
令和2年度	11.941	0.127	11.814	12.092	2	35	0.591	0.126	0.356

（3）系統別運輸成績

（令和2年度）

系統	区間	走行キロ（km）	乗車人員（千人）	収入（千円）	費用（千円）	差引（千円）	キロ当たり収支			乗車効率（%）
							収入（円）	費用（円）	差引（円）	
A系統	健軍町～田崎橋（9．2km）	1,028,244.7	4,236	1,129,667	1,237,515	△107,848	1,098.6	1,203.5	△104.9	22.4
B系統	健軍町～上熊本駅前（9．4km）	626,691.3	2,499	666,306	754,237	△87,931	1,063.2	1,203.5	△140.3	22.2
計		1,654,936.0	6,735	1,795,973	1,991,753	△195,780	1,085.2	1,203.5	△118.3	22.4

（注）乗客１人当たり料金収入　　定期外 147 円 86 銭　　定期 137 円 87 銭　　全体 145 円 37 銭

（4）電車運行要領

（令和3年（2021年）4月1日現在）

系統＼項目	運行区間	営業時間	運転方法	時刻表示
A系統	熊本駅前～健軍町（8.7km） 田崎橋～健軍町（9.2km）	5：50 － 23：30	ダイヤ運転	終日時刻表示
B系統	上熊本駅前～健軍町（9.4km）	5：50 － 23：30	ダイヤ運転	終日時刻表示

（5）運　　賃（平成28年（2016年）2月1日改定　令和3年（2021年）4月1日現在）

ア　普通旅客運賃及び割引運賃（均一運賃制）

種別	運賃	摘要
普通運賃	大人　170円	中学生以上
	小児　90円	小学生以下の小児は大人運賃の半額、小学校入学前の幼児は保護者同伴の場合に限りその1人は無料、乳児（0歳児）は無料
割引運賃	大人　90円 小児　50円	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は各々普通運賃の50%割引
	大人　90円	熊本県内に住所を有する65歳以上の者で、運転免許証を返納した者又は失効した者のうち、免許返納者割引乗車証の発行を受けている者は普通運賃の50%割引

イ　団体旅客運賃

種　別	運　賃	摘　　要
普通団体運賃 （中学生以上）	153円 （大人運賃の1割引）	30人以上の団体で同時に一定の停留場で乗降する場合
小児団体運賃 （小学生以下）	81円 （小児運賃の1割引）	普通団体運賃の適用を受ける団体で、小学生以下の小児
割引団体運賃 （障がい者等）	81円 （大人割引運賃の1割引）	普通団体運賃の適用を受ける団体で、身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ　１日乗車券

種　類		運　賃	乗車できる範囲	摘　要
1日乗車券	（区間指定①）	700円	電車・バスの指定区間	市電・熊本都市バス・九州産交バス・産交バス・熊本電鉄バス・熊本電鉄電車共通
	（区間指定②）	900円	電車・バスの指定区間	
	（県　内　版）	2,000円	電車の全区間及びバスの指定区間	
市電1日乗車券	（市電全区間）	大人 500円 小児 250円	市電の全区間	市電

※　市内の観光・文化施設の割引特典付き

エ　定期旅客運賃

種　　別		期 間	割　　引　　率	摘　　要
通　勤　定　期		１カ月	大人普通運賃を60倍したものから40%割引	持参人式定期券は、当該通勤定期券を持参する者も使用できる
大人通学定期（中学生以上）		１カ月	大人普通運賃を60倍したものから50%割引	端数売り1ヵ月定期券は、端数日数59日を限度として発売する 3ヵ月定期券は、端数日数29日を限度として発売する
小児通学定期（小学生）		１カ月	大人普通運賃を60倍したものから75%割引	
割引定期	通勤	１カ月	通勤定期券の30%割引	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に発売する
	通学	１カ月	大人通学定期券の50%割引	
夏休み子ども定期券		通用期間は、熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）第3条第1項第4号に規定する夏季休業日（夏季休業日の前又は後に当該夏季休業日に連続して日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）がある場合は、当該日曜日等を含む。）とし、小学生以下の者に発売額1,000円で発行する。		

※　各種別の3カ月定期は、1カ月定期運賃額を3倍したものから5%割引

オ　貸切旅客運賃

大人運賃（円）	小児運賃（円）
12,000	6,000

（６）超低床電車（ＬＲＶ）の概要

型　　式		9700型	0800型
営業開始		平成9年8月	平成21年4月
車 両 数		2車体連接車5編成	2車体連接車3編成（1編成）
車両製作		株式会社　新潟鐵工所　ＡＤトランツ ボンバルディア　トランスポーテーション	新潟トランシス　株式会社
車　　種		4輪ボギー連接電動客車	4輪ボギー連接電動客車
定　　員		76人	82人（86人）
車　　長		18,550㎜	18,400㎜（18,460㎜）
車　　幅		2,350㎜	2,400㎜
床高	通　路	360㎜	360㎜
	出入口	300㎜	300㎜

※　0800型（）内は、平成26年10月に運行開始した0803号に関する内容

（７）カラー広告電車

種　別		規　格	広　告　料　金 （消費税は含まない）	摘　　要
電車	車外	広告表示面積合計5.3㎡以内	１カ月１車　250,000円	原則としてフィルムを用い、管理者が別に定める基準によるものを用いること

実　績

年度 項目	H28	H29	H30	R1	R2
収　　入（千円）	51,846	58,200	53,317	48,047	56,908

（注）消費税相当分は除いて算出

3　経　営　状　況（総務課）

（単位　円）

事項 ＼ 年度		H28	H29	H30	R1	R2
軌道事業	総収益	2,220,609,009	2,298,101,300	2,286,184,655	2,235,498,450	1,816,041,513
	乗車料収入	1,546,954,715	1,595,378,217	1,595,054,809	1,577,331,035	979,054,346
	その他収入	673,654,294	702,723,083	691,129,846	658,167,415	836,987,167
	総費用	2,009,372,644	2,040,348,896	2,719,285,264	1,996,181,311	2,020,626,741
	人件費	1,166,190,797	1,150,649,135	1,134,895,461	1,108,047,206	1,127,718,642
	減価償却費	373,937,675	395,628,865	387,316,641	372,742,685	367,014,916
	電力費	64,384,638	64,972,856	65,035,021	61,617,958	53,684,287
	支払利息	27,498,278	25,177,374	22,438,868	19,243,498	16,378,544
	修繕費	125,057,962	129,492,140	134,931,086	159,513,785	154,478,138
	その他	252,303,294	274,428,526	974,668,187	275,016,179	301,352,214
	単年度損益	211,236,365	257,752,404	△433,100,609	239,317,139	△204,585,228
	剰余金又は累積欠	2,044,556,817	465,802,694	78,708,113	533,057,585	407,204,542

（注）　消費税相当分を除いて算出

4　職員数（総務課）

（令和3年（2021年）4月1日現在）

部門・性別	総務課			運行管理課			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
特別職	1名		1名				1名		1名
事務職	16名	1名	17名	4名		4名	20名	1名	21名
技術職				30名		30名	30名		30名
運転士									
車掌									
その他				20名		20名	20名		20名
計	17名	1名	18名	54名		54名	71名	1名	72名

（注）再任用職員を除く

5　施　設（総務課）

（令和3年（2021年）4月1日現在）

名称	所在地
大江局舎及び大江営業所	熊本市中央区大江五丁目1番40号
上熊本車両工場及び上熊本営業所	熊本市西区上熊本二丁目18番8号
上熊本詰所	熊本市西区上熊本三丁目15番61号

水　　道

1　上　下　水　道　局　373

2　熊本市上下水道事業経営戦略　374

3　水　道　事　業　375

4　下　水　道　事　業　383

5　工業用水道事業　391

１　上下水道局

（１）沿革

上下水道局では、水道事業、下水道事業、工業用水道事業を行っている。

水道事業は、大正１３年（１９２４年）の給水開始以来、安全で安価な水道水の安定供給に努めている。一方、下水道事業は、昭和２３年（１９４８年）に戦災復興事業の一環として着手以来、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。また、工業用水道事業は、城南町との合併に伴い、平成２２年（２０１０年）に本市が引き継ぎ、産業振興や雇用促進に寄与する企業誘致を促進するため、立地企業に低廉な工業用水を提供している。

ア　職種別職員数等（総務課）　（令和 3.4.1 現在）

職種別／区分	特　別　職	事　務　職	技　術　職	全　体
計	1 名	116 名	247 名	363 名

注）全体欄は特別職を除く。技術職には業務職を含む。

イ　局舎（総務課）

所　在　地　中央区水前寺 6 丁目 2 番 45 号

ウ　上下水道センター（水道維持課）

	（西部上下水道センター）	（北部上下水道センター）	（南部上下水道センター）
所　在　地	西区池上町 901 番地 1	北区下硯川 2 丁目 8 番 1 号	南区城南町宮地 1050 番地（城南まちづくりセンター内）

エ　水の科学館（経営企画課）

施設紹介

水の科学館は、熊本市民の共有財産である地下水、その地下水を水源とする水道、そして水環境を守る下水道について関心を持っていただくための体験学習の場として設置している。平成２年に地下水や水道の学習施設としてスタートし、平成１２年の開館１０周年を機に「水の実験室わくわく」を設置した。また、平成２４年３月に展示物等のリニューアルを実施した。

施設概要

所　在　地　北区八景水谷１丁目 11 番 1 号（八景水谷公園内）

利用状況　（単位：人）

区分／年度	大人	小人	合計
平 28	39,726	56,213	95,939
平 29	48,470	60,011	108,481
平 30	45,479	81,803	127,282
令元	34,745	56,408	91,153
令 2	19,054	12,801	31,855

※　平成 26 年 5 月 24 日に、累積来館者 200 万人を突破

２　熊本市上下水道事業経営戦略（経営企画課）

（１）趣旨

今日的な課題を改めて見つめなおすとともに、国が示す事業展望や経営戦略策定要請の趣旨を踏まえ、「熊本市上下水道事業経営戦略」を策定した（令和２年（２０２０年）３月策定）。

本計画では、将来にわたって上質な上下水道サービスを提供し続けるために、これまでの「熊本市上下水道事業経営基本計画」の取組を継承するとともに、事業を取り巻く環境の変化を踏まえて上下水道事業の目指す将来像と今後 10 年間の基本方針等を示している。

（２）計画期間

令和２年度（２０２０年度）から令和１１年度（２０２９年度）までの１０年間

（３）経営理念

上質な上下水道サービスを提供し続けます

（４）目指す将来像及び基本方針

将来像１．快適で安全安心な都市生活を支え続ける（安全安心）

基本方針１　適切な維持管理と計画的な整備

基本方針２　災害に強い上下水道の確立

将来像２．循環型社会の構築に貢献し続ける（環境保全）

基本方針３　水循環の保全

基本方針４　資源・エネルギーの循環促進

将来像３．お客さまから信頼されるとともに、質の高いサービスを提供し続ける（信頼）

基本方針５　お客さまの視点に立ったサービス提供

基本方針６　お客さまから信頼される職員の育成

将来像４．安定した事業経営（持続）

基本方針７　財政見通しに基づく事業経営

基本方針８　経営基盤の強化

３　水道事業

（１）水道事業の沿革（経営企画課・計画調整課）

熊本市の水道事業は、大正１３年に八景水谷を水源地、立田山を配水池として、坪井や新屋敷など中心市街地に給水を開始したのが始まりである。その後、本市が周辺町村との合併などで拡大・発展する中、水需要も増加の一途をたどり、水道事業はこれに対応するため、新たな水源の確保や水道管の布設などを推進してきた。近年では、富合町・城南町・植木町との合併に伴い１つの水道事業及び１０の簡易水道事業を引き継ぎ、熊本市水道事業への統合を行った。

熊本市水道事業の特徴は、水道水源を１００％天然地下水で賄っている点にある。熊本の地下水は、雨水が地下に浸透して流れていく間に自然にろ過され、きれいになる。その水質は極めて良質で安定しており、日本屈指のおいしい水として広く知られている。水道の蛇口をひねれば、おいしい天然水が出る、そんな暮らしが熊本にはある。

（２）水道事業の概要（経営企画課・計画調整課）

平成２１年度には、富合町の簡易水道を熊本市上水道事業に統合するとともに、熊本市南部方面の整備を行うため、「第６次拡張事業」に着手した。平成２３年度には、城南町・植木町の水道及び簡易水道を熊本市上水道事業に統合する変更認可（第１回変更）を取得し、市全域における安定供給と効率的な維持管理を図るため、施設の再編成や未普及地域の解消などに取り組んでいる。平成２９年度には「第７次総合計画」における人口ビジョンと整合を図った人口予測に基づく水需要予測結果を反映させた変更認可（第２回変更）を取得し、熊本地震で機能が分断され全市域断水となった教訓を生かし、災害に強い水運用体制の強化を図るため事業計画を見直した。

一方、水道事業が施設の拡張から維持管理の時代へと変化する中で、本市も老朽化した水道管を順次取り替えるとともに、水道管以外の老朽化した水道施設の計画的な更新を行っている。また、主要な水源地や配水場の耐震化を行うとともに、緊急遮断弁を設置し災害時に必要となる貯水量を確保するなど、防災対策強化にも取り組んでいる。令和２年３月には、水道施設の計画的な更新と耐震対策の推進を図るため、「熊本市上下水道事業経営戦略」の実現・具体化を目的として「水道施設更新計画」を策定した。

ア　水道施設更新計画及び第６次拡張事業（計画調整課）

水道施設更新計画

①　事業の目的

水道施設について「適切な維持管理と計画的な整備」、「災害に強い上水道の確立」、「環境負荷低減策の推進」を図るため、アセットマネジメント手法の活用により更新事業費を平準化し、計画的な更新や耐震化等を行う。

②　事業概要

・事業期間：令和２年度（２０２０年度）～令和１１年度（２０２９年度）

・総事業費：約３４３億円

1）適切な維持管理と計画的な整備　／　老朽施設及び老朽取水井、老朽管の更新など

2）災害に強い上水道の確立　／　管路及び施設の耐震化、重要給水施設管路の耐震化など

3）環境負荷低減策の推進　／　省エネ・高効率機器の導入

・整備の効果

指標	H30（基準値）	R6（目標値）	R11（目標値）
耐震適合性のある基幹管路の割合	77.9%	80.9%	83.0%
耐震適合性のある重要給水施設管路の割合	77.6%	82.3%	89.8%
全管路の耐震化率	27.1%	32.3%	37.1%
災害対策用貯水施設貯水量	61,050 ㎥	68,300 ㎥	68,300 ㎥

第６次拡張事業

① 事業の目的

合併町（富合町、城南町、植木町）の水道事業や簡易水道事業を熊本市水道事業に統合し、市全域での施設・管路の機能強化を図る。

② 事業概要

・事業期間：平成２２年度～令和１０年度（平成２９年度第２回変更）

・総事業費：約４３０億円（当初２３０億円から変更）

・計画給水人口：７１９，０００人　　・計画１日最大給水量：２７５，０００㎥/日

1）バックアップ体制強化 / 市域における主要配水区間の水融通管・補給管整備及び二重化

2）取水能力強化 / 既存水源の有効利用及び新規水源開発による取水能力の強化

3）配水計画変更 / 既存施設の有効利用による効率的かつ経済的な計画の見直し

イ 漏水防止（水道維持課）

漏水防止実施計画

① 事業の目的

前計画に引き続き主に漏水調査を中心とした漏水防止対策により、経済的かつ効率的に、水の有効利用及び有効率の向上を目指す。

② 事業概要

・計画期間　：平成３１年度（２０１９年度）～令和１０年度（２０２８年度）

・主な取組内容：

1）音聴調査と調査機器を利用した複合的な漏水調査

2）漏水多発地区の集中した漏水調査

3）監視型漏水調査については、ＩｏＴを活用した新たな手法導入の検討

4）中規模ブロックと位置付けた地区の流量監視

5）技術力の向上・継続を図るための直営漏水調査

6）老朽給水管の積極的な更新

※令和２年度の実績：調査距離 1,934km

	修理件数	推定防止量
給水管（公道）	256 件	1,788 ㎥/日
給水管（ﾒｰﾀ上流）	357 件	1,233 ㎥/日
配水管	23 件	298 ㎥/日
弁・栓	8 件	11 ㎥/日
合　計	644 件	3,330 ㎥/日

ウ 水道水のおいしさと安全性の向上（水運用課、経営企画課、給排水設備課）

熊本市第７次総合計画及び経営戦略に基づき、水道水の品質管理の徹底、安全性やおいしさのＰＲ、直結給水方式の利用推進などにより、水道水のおいしさと安全性の向上に努める。

・水道水の品質管理の徹底（水質検査計画と水質検査管理体制）

水道法に基づき毎年度策定する水質検査計画に従い水質検査を実施し、供給する水道水の安全確認と浄水処理の確認を行うとともに結果を公表する。さらに、水質検査結果は水運用にも反映させ水質維持向上を図る。また、平成２３年９月に認定取得し、令和元年に２回目の認定更新をした水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）体制の下、検査機器の計画的整備や精度管理・内部監査の実施など水質検査のさらなる信頼性確保に努める。

・安全性やおいしさのＰＲ

ホームページ・上下水道局だより・出前講座・水の科学館等を活用し、地下水のしくみ・水道水の供給システム・水道水のおいしさをＰＲする。

・給水装置及び貯水槽水道の適正管理、直結給水方式の利用推進に関する啓発

給水装置診断・小規模貯水槽診断を実施し、給水装置や受水槽の適正管理及び実態把握に努めるとともに直結給水の普及啓発を行う。

（３）主な事業統計

ア　給水普及状況（経営企画課）

区分／年度	行政区域内		給水区域内	現在給水			普及率
	人口（人）	世帯数	人口（人）(A)	人口（人）(B)	世帯数	件数（件）	(%) (B/A)
平 28	737,812	317,707	736,403	701,336	302,197	332,573	95.2
平 29	738,407	321,329	738,407	704,557	306,314	335,976	95.4
平 30	738,063	324,676	738,063	705,889	309,796	339,539	95.6
令 元	737,598	328,290	737,598	706,963	313,528	343,705	95.9
令 2	737,490	332,184	737,490	708,616	317,635	348,671	96.1

イ　配水量（経営企画課）

区分／年度	総配水量(㎥)	1日最大配水量(㎥)	1日最小配水量(㎥)	1日平均配水量(㎥)	1人1日最大配水量(ℓ)	1人1日平均配水量(ℓ)
平 28	82,269,843	280,014	41,654	225,397	399	321
平 29	81,431,915	237,792	191,250	223,101	338	317
平 30	80,608,326	238,413	187,020	220,845	338	313
令 元	79,709,537	231,954	190,338	217,786	328	308
令 2	79,211,773	240,750	188,765	217,019	340	306

ウ　有収水量と有収率（経営企画課）

区分／年度	総配水量(㎥) (A)	総有収水量(㎥) (B)	1日平均有収水量(㎥)	有収率(%) (B/A)	無収水量(㎥) (C)	無収率(%) (C/A)
平 28	82,269,843	66,743,778	182,860	81.1	15,526,065	18.9
平 29	81,431,915	71,278,764	195,284	87.5	10,153,151	12.5
平 30	80,608,326	70,702,534	193,706	87.7	9,905,792	12.3
令 元	79,709,537	70,161,394	191,698	88.0	9,548,143	12.0
令 2	79,211,773	71,005,900	194,537	89.6	8,205,873	10.4

エ　有効水量と有効率（経営企画課）

区分 年度	総配水量 (㎥) (A)	総有収水量 (㎥) (B)	無収有効水量(㎥) (C)	総有効水量 (㎥) (D=B+C)	1日平均有効水量 (㎥)	有効率 (%) (D/A)	無効水量 (㎥) (E)	無効率 (%) (E/A)
平 28	82,269,843	66,743,778	5,456,316	72,200,094	197,808	87.8	10,069,749	12.2
平 29	81,431,915	71,278,764	2,205,976	73,484,740	201,328	90.2	7,947,175	9.8
平 30	80,608,326	70,702,534	2,092,629	72,795,163	199,439	90.3	7,813,163	9.7
令 元	79,709,537	70,161,394	1,887,234	72,048,628	196,854	90.4	7,660,909	9.6
令 2	79,211,773	71,005,900	2,289,028	73,294,928	200,808	92.5	5,916,845	7.5

オ　水道管延長（計画調整課）

区分 年度	導水管延長（m）	送水管延長（m）	配水管延長（m）	導・送・配水管延長 （合計：m）
平 28	46,556	56,593	3,345,725	3,448,874
平 29	47,942	58,290	3,375,769	3,482,001
平 30	47,591	58,346	3,401,801	3,507,738
令 元	42,671	52,936	3,424,071	3,519,678
令 2	43,177	52,930	3,454,051	3,550,158

カ　口径別有収水量（経営企画課）

（単位：千㎥）

年度	一般用								浴場営業用	その他	合計
	13㎜	20㎜	25㎜	40㎜	50㎜	75㎜	100㎜	150㎜			
平 28	35,662	14,242	4,219	4,664	3,716	2,781	1,036	268	12	144	66,744
平 29	37,977	15,574	4,400	4,840	3,949	2,912	1,092	280	11	244	71,279
平 30	37,831	15,504	4,257	4,742	4,014	2,889	992	249	10	215	70,703
令 元	37,795	15,468	4,101	4,671	3,951	2,734	924	293	11	213	70,161
令 2	39,496	16,073	3,812	4,315	3,668	2,474	784	237	13	134	71,006

キ　用途別有収水量（経営企画課）

（単位：千㎥）

年度	生活用	官公署用	学校用	病院用	事務所用	営業用	工場用	その他	合計
平 28	53,105	1,028	2,050	2,591	1,174	6,195	561	40	66,744
平 29	57,269	1,037	2,071	2,590	1,186	6,555	527	44	71,279
平 30	56,947	1,054	2,051	2,572	1,147	6,360	511	61	70,703
令 元	56,748	984	1,912	2,511	1,107	6,341	489	69	70,161
令 2	59,302	875	1,594	2,417	1,064	5,195	477	82	71,006

ク　漏水防止対策（水道維持課）

区分 年度	調査管路延長（km）	修理件数(件)	推定防止量(㎥/日)
平 28	2,666	631	3,227
平 29	2,380	571	2,308
平 30	2,479	635	4,006
令 元	1,951	517	2,170
令 2	1,934	644	3,330

（４）料金及び加入金

ア　水道料金（料金課）

区分 / 口径・用途		基本料金（1ヶ月につき）	従量料金（1㎥につき） 第一段	第二段	第三段階	第四段階	第五段階
一般用	13mm	990 円	1㎥以上 10㎥以下 16.5 円	11㎥以上 20㎥以下 148.5 円	21㎥以上 30㎥以下 176 円	31㎥以上 40㎥以下 203.5 円	41㎥以上 242 円
	20mm	1,364 円					
	25mm	1,859 円					
	40mm	4,235 円	1㎥以上 50㎥以下 242 円	51㎥以上 100㎥以下 264 円	101㎥以上 500㎥以下 286 円	501㎥以上 319 円	
	50mm	9,185 円					
	75mm	16,335 円					
	100mm	28,160 円					
	150mm	60,500 円					
浴場営業用		150㎥以下 5,720 円	151㎥以上 1㎥につき 60.5 円				
一時用		1㎥につき 577.5 円					
私設消火栓		口径 50mm 未満 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 330 円					
		口径 50mm 以上 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 660 円					

※1　上記金額は消費税10%を含む。

※2　浴場営業用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものをいう。

※3　料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額とし、１円未満の端数は切り捨てる。

イ　共同住宅の料金（料金課）

「共同住宅」とは、受水槽を設けて給水を受ける集合住宅で、世帯単位で独立して生計を営み専ら住居として使用するものいう。（事務所、店舗、寄宿舎、寮等の併用住宅を除く）

共同住宅で、各戸に局で定めたメーターが取り付けられている場合は、各戸毎のメーター口径に応じた「一般用」の料金を適用する。

共同住宅で、各戸にメーターが取り付けられていない場合は、当該共同住宅における総使用水量を使用戸数(当該共同住宅の全戸数のうち現に賃借人等(賃借人その他これに類する者又は当該共同住宅を使用している当該共同住宅の所有者をいう。以下同じ。)がいる戸数をいう。)で除して得た水量を基礎とし、現に賃借人等がいる各戸に口径が 20 ミリメートルのメーターが設置されているものとみなして、上表の「一般用口径２０mm」の料金を適用して算出した額の合計額とする。

ウ　加入金（給排水設備課）

メーター口径（mm）	基準額（税込）
13	66,000 円
20	132,000 円
25	198,000 円
40	660,000 円
50	1,320,000 円
75	3,300,000 円
100	6,600,000 円
150	13,200,000 円

エ　料金収納状況（料金課）　（令和３年３月31日現在/税込）

区分 / 年度	調定額（A）		収納額（B）		収納率（B/A）	
	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（%）	金額（%）
平28	3,396,306	11,762,544,516	3,392,639	11,755,552,902	99.89	99.94
平29	3,562,027	12,724,846,239	3,558,309	12,717,915,691	99.90	99.95
平30	3,598,148	12,612,136,860	3,593,619	12,603,946,874	99.87	99.94
令元	3,646,029	12,580,475,125	3,641,512	12,571,587,403	99.88	99.93
令２	3,693,704	12,639,537,688	3,170,838	10,909,364,498	85.84	86.31

※収納額は、令和3年3月31日現在であり、令和3年東地区2月検針調定分は3月と4月、西地区3月検針調定分は4月と5月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

（５）　経営状況（経営企画課）

ア　収益的収支・資本的収支の推移　（単位：千円/税込）

年度 / 事項	平28	平29	平30	令元	令２
（収益的収支）					
収益的収入	14,102,848	14,361,765	14,443,917	14,351,560	14,285,798
収益的支出	12,270,667	11,334,668	11,402,939	11,227,770	10,894,541
収益的収支	1,832,181	3,027,097	3,040,978	3,123,790	3,391,257
（資本的収支）					
資本的収入	2,524,565	2,296,099	3,296,494	2,076,181	1,750,862
資本的支出	7,781,068	8,317,597	9,456,414	7,517,455	9,122,728
資本的収支	△5,256,503	△6,021,498	△6,159,920	△5,441,274	△7,371,866

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ　貸借対照表の要旨　（単位：千円）

年度 / 事項	平28	平29	平30	令元	令２
資産の部	123,740,726	125,953,899	129,935,075	132,428,562	133,294,127
負債・資本合	123,740,726	125,953,899	129,935,075	132,428,562	133,294,127
負債の部	59,506,191	59,112,849	60,473,777	60,237,190	58,267,195
資本の部	64,234,535	66,841,050	69,461,298	72,191,372	75,026,932
企業債残高	34,023,092	33,733,105	33,635,071	33,140,832	32,277,746

（６）　施設等（水運用課）

ア　水道施設概略図

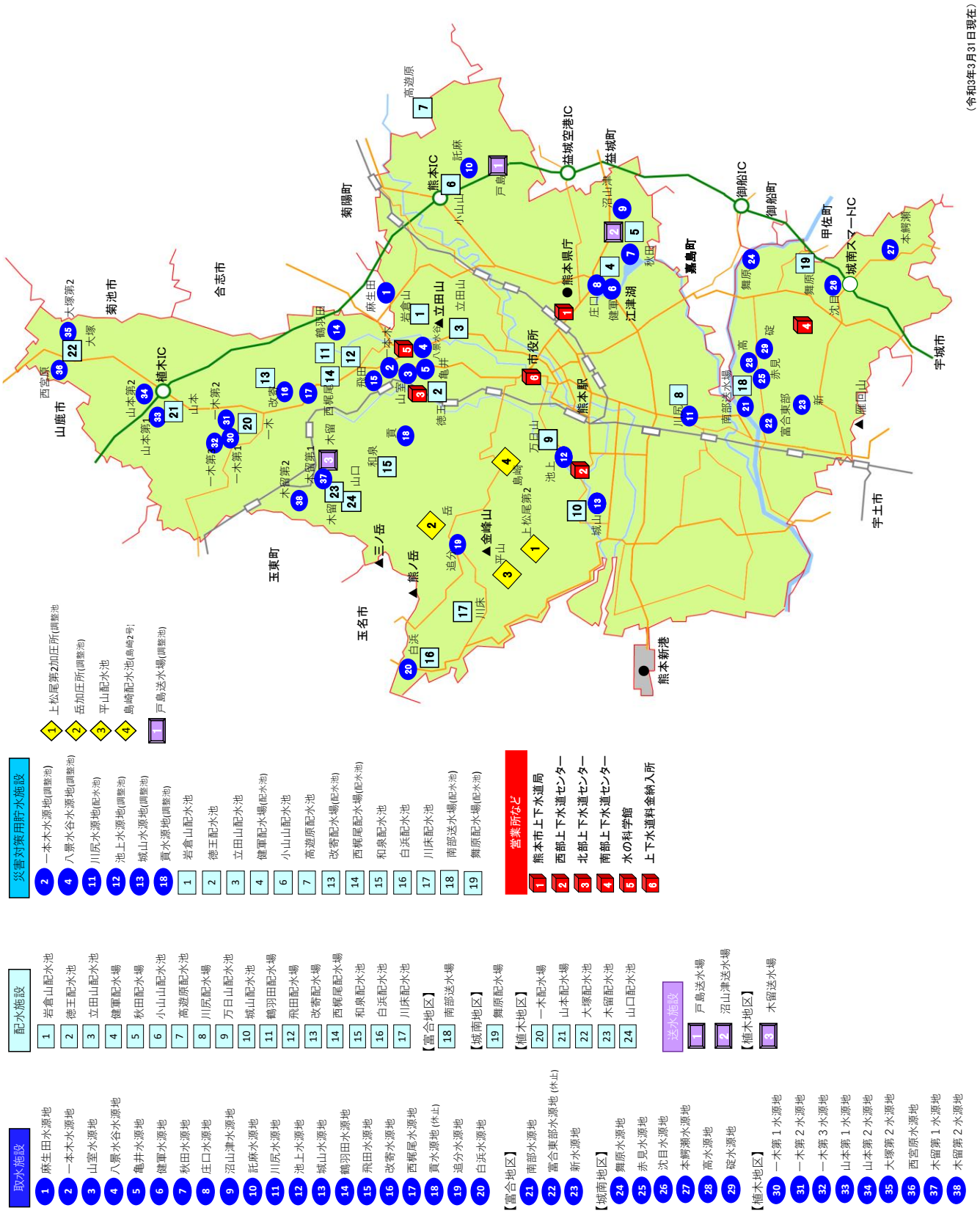

イ　水運用センター

所　在　地　　中央区水前寺６丁目２番４５号（局舎３階）

竣　　工　　昭和５８年７月、平成１３年１０月、平成２７年４月更新

目　　的　　健軍水源地をはじめとする市内全域の上水道施設（取水、送水、配水等）を、コンピュータや遠隔監視制御装置により水運用センターで一元管理し、水の安定供給と上水道施設の経済的運用を図る。

設備概要　①　情報処理設備

監視制御系サーバ（デュアル）	１式		
アプリケーションサーバ	１台		
メンテナンスワークステーション	１台		
データメンテ操作ＰＣ	１台	ネットワーク機器	１式
操作端末装置	３台	ＧＷ装置(広域イーサネット網)	１式
情報表示用ＰＣ	１台	ＧＷ装置（携帯網）	１式
ウイルスチェックＰＣ	１台	液晶大型表示装置	１式
プリンタ	２台	表示端末装置	２台

②　遠隔監視制御設備

広域ネットワーク網系	４１箇所
携帯網系	４１箇所

③　地震計　１式

④　簡易テレメータ装置　１３箇所

ウ　水質管理室

所　　在　　地　　中央区水前寺６丁目２番４５号（局舎２階）

竣　　工　　平成２６年２月

目　　的　　給水栓水、浄水、原水等の水質検査を行い、水道水が水道法に基づく水質基準に適合していることを確認し、安全な水の供給を図る。

主な水質検査機器

全有機炭素計	１台
液体クロマトグラフ	２台
イオンクロマトグラフ	４台
ガスクロマトグラフ質量分析装置	４台
誘導結合プラズマ質量分析装置	１台
水銀分析装置	１台
濁度色度計	１台
分光光度計	２台
顕微鏡	３台
リアルタイムＰＣＲ装置	１台

年度別水質検査検体数

区分＼年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和２
原水	296	307	275	277	283
浄水	130	134	129	119	124
給水栓水（うち毎月検査検体数）	21,634(385)	21,903(408)	21,912(387)	21,821(369)	21,837(372)
自主検査（他部署からの依頼含む）	3,184	646	419	277	407
お客様からの依頼	64	18	76	53	52
洗管水	402	456	464	451	457
工業用水（うち毎月検査検体数）	374(12)	377(12)	377(12)	378(12)	377(12)
合計	26,084	23,841	23,652	23,376	23,537

※過年度を含め、水質試験年報で用いる集計方法による数値とした。

４　下水道事業

（１）下水道事業の沿革（計画調整課）

下水道事業は、昭和２３年に戦災復興事業の一環として着手して以来７２年にわたり、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。当初は浸水排除を主眼とした整備であったが、昭和４２年に公害対策基本法が制定され、また昭和４５年には水質汚濁防止法が制定されるに至り、熊本市においても、都市の発展拡大の途上で、同様に「公共用水域の水質保全」の必要性が増大し、昭和５１年には、それまでの合流式下水道から分流式下水道へ整備方針を大きく転換するなど、市民の生活環境の改善や水環境を守ることに力を注いできた。

熊本市の下水道は、市域の拡大にあわせ、中部浄化センター、東部浄化センター、南部浄化センター、西部浄化センター、城南町浄化センターと順次整備を進め、各処理区で排出される汚水を分担して処理している。また、北部処理区及び植木処理区で排出される汚水は熊本県が管理する熊本北部浄化センター（熊本北部流域下水道）で、富合処理区の汚水は宇土市が管理する宇土終末処理場で各々処理されている。

（２）下水道事業の概要（計画調整課）

下水道は、健康で快適な生活を営むための生活環境施設として位置付けられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止し、自然環境並びに水質保全を図るための極めて公共性の高い施設であり、本市においても最重要施策のひとつとして整備促進に努めている。

本市における公共下水道は、平成２２年３月に合併した旧城南町、旧植木町を含め、市域面積３９，０３２ｈａのうち市街化区域を中心に周辺集落を含めた計画区域１３，６４７ｈａを中部、東部、南部、西部、北部、富合、城南及び植木の８処理区に分割し、当面の目標となる事業計画区域１３，０２６ｈａについて整備を進めており、令和２年度末における下水道普及率は９０．３％である。

環境への取り組みとしては全国的に注目されている下水道資源としての処理水の有効利用を推進するため、各浄化センターで再利用するほか、農業用水にも供給している。また、下水処理により発生する汚泥を有効利用するため、セメント化や肥料（コンポスト）化に加え、南部浄化センターでは平成２５年４月より汚泥固形燃料化施設の運転を開始し、有効活用率１００％を達成している。

今後は老朽化する下水道施設の改築更新、下水道管きょの耐震化を図るとともに熊本市の水循環の一翼を担い、２１世紀の住み良い環境づくりを推進していく。

水道

ア　公共下水道の全体計画区域（計画調整課）

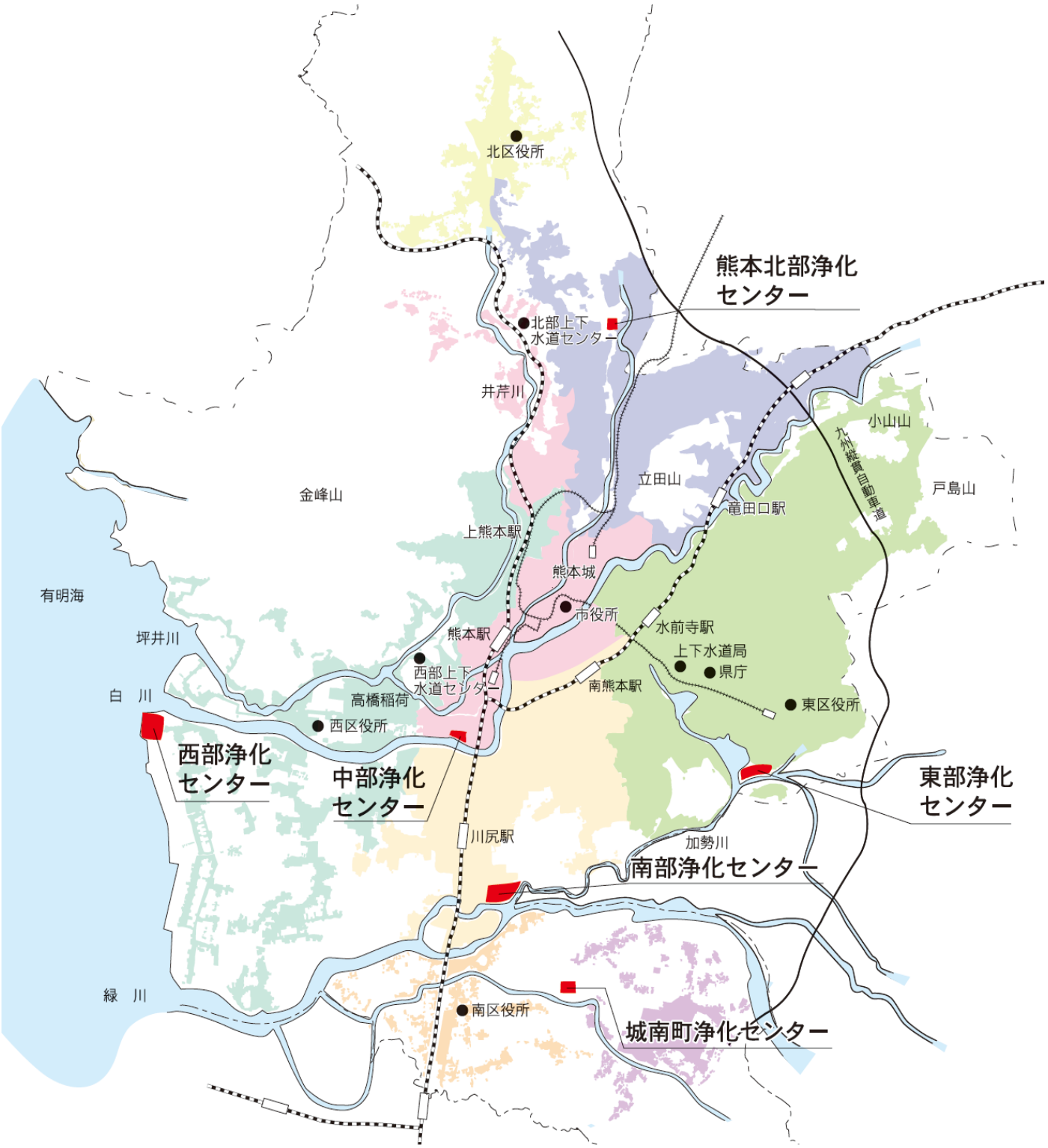

令和３．３．３１時点

行政区域人口	処　理　人　口	普　及　率（％）
７３１，４２６人	６６０，８１０人	９０．３

イ　下水道事業計画（計画調整課）

事業認可年月日　昭和２３年１２月１５日
着工年月日　昭和２３年　４月　１日
完工年月日　令和１８年　３月３１日
排除方式　合流式、分流式

（令和３年３月31日現在）

区分		基本計画（A）	実施済（B）	進捗率（B/A）
総事業	処理面積(ha)	13,647	12,028	88.1
	処理人口（人）	689,400	660,810	95.9
	汚水ポンプ場（箇所）	33	33	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	終末処理場（箇所）	5	5	100.0
	事業費（千円）	735,491,859	522,924,780	71.1
	国庫補助（千円）	221,654,459	174,066,701	78.5
	県補助（千円）	－	－	－
	市費その他（千円）	105,729,028	54,926,852	52.0
	市債（千円）	408,108,372	293,931,227	72.0
中部処理区	処理面積(ha)	1,549	1,484	95.8
	処理人口（人）	98,500	89,846	91.2
	汚水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
東部処理区	処理面積(ha)	4,355	4,194	96.3
	処理人口（人）	278,400	277,026	99.5
	汚水ポンプ場（箇所）	13	13	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	－	－	－
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
南部処理区	処理面積(ha)	1,846	1,638	88.7
	処理人口（人）	95,200	95,974	100.8
	汚水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	－	－	－
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
西部処理区	処理面積(ha)	2,138	1,553	72.6
	処理人口（人）	71,700	61,504	85.8
	汚水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	－	－	－
北部処理区（北部流域関連）	処理面積(ha)	2,352	2,306	98.0
	処理人口（人）	110,100	112,083	101.8
	汚水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	－	－	－
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	－	－	－

区　分		基本計画（A）	実施済（B）	進捗率（B/A）
富合処理区	処理面積(ha)	410	212	51.7
(宇土終末処理場へ)	処理人口（人）	7,900	4,924	62.3
	汚水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
植木処理区	処理面積(ha)	437	217	49.7
（北部流域関連）	処理人口（人）	12,400	7,655	61.7
	汚水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
城南処理区	処理面積(ha)	560	424	75.7
	処理人口（人）	15,200	11,798	77.6
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-

ウ　下水道の維持管理（下水道維持課、水再生課）

上下水道局では、下水道管にゴミや土砂がたまると、汚水の流れの妨げや管が傷む原因となるため、常時下水道管の点検・清掃・修理を行っている。また、ポンプ場も汚水や雨水を流すために重要な施設であるため、故障やトラブルが起きないように定期的に巡回・整備している。さらに、浄化センターにおいても、施設の機能が十分に発揮できるよう常に点検を行い、自動制御で集中的に管理している。この他、下水道施設の老朽化が進んでいることから、ストックマネジメント計画を策定し、改築更新を計画的に行っている。

清掃実績（R2）

管きょ清掃延長	50,201,0m
管きょ浚渫土量	301.0 ㎥

浄化センターへの流入水・放流水の平均的水質（R2）

	BOD	SS
流入水	160	170
放流水	2.2	2.4

単位：mg/L

エ　下水道資源の有効活用（計画調整課・水再生課）

環境保全に配慮した取り組みとして、下水処理水や処理の過程で発生する汚泥・消化ガスなどの下水道資源の有効活用に努めている。

下水汚泥については、これまでセメント化・コンポスト化することで一部の汚泥を有効利用していたが、平成２５年度からは汚泥焼却施設に代わって汚泥固形燃料化施設が稼動し、汚泥の有効利用率１００％を達成した。また、平成２５年度には処理の過程で発生する消化ガスを利用した発電設備の運用を中部浄化センターにて開始している。さらに、平成２８年度からは、東部浄化センターでも消化ガス発電設備が稼働している。

（３）主な事業統計

ア　人口普及率・水洗化率（計画調整課）

区分 年度	行政区域内 人口(人)(A)	処理区域内 人口(人)(B)	人口普及率(%) (B/A)	水洗便所設置済 人口(人)(C)	水洗化率(%) (C/B)
平28	731,754	651,795	89.1	633,235	97.1
平29	732,217	655,441	89.5	637,190	97.2
平30	731,933	656,907	89.7	638,902	97.2
令元	731,572	657,885	89.9	640,319	97.3
令2	731,426	660,810	90.3	643,661	97.4

イ　整備状況（計画調整課）

区分 年度	年度毎			累計		
	整備面積(ha)	処理面積(ha)	管きょ延長(m)	整備面積(ha)	処理面積(ha)	管きょ延長(m)
平28	99	104	24,990	11,565	11,558	2,591,149
平29	87	82	26,884	11,652	11,640	2,618,033
平30	105	104	30,800	11,756	11,752	2,648,833
令元	143	142	35,373	11,899	11,894	2,684,206
令2	133	133	34,022	12,033	12,028	2,718,229

ウ　有収水量・年間総汚水処理水量（経営企画課、計画調整課、水再生課）

区分 年度	有収水量(㎥)(A)	汚水処理水量(㎥)(B)	北部流域下水道及び宇土市終末処理場への流入量(㎥)(C)	有収率(%) (A/(B+C))
平28	68,058,351	74,672,910	12,074,794	78.4
平29	72,626,117	74,707,418	12,094,600	83.8
平30	72,366,941	73,635,854	12,282,841	84.4
令元	71,800,777	73,110,073	12,332,661	84.0
令2	72,339,449	72,775,359	13,050,213	84.3

（４）下水道使用料（料金課）

ア　下水道使用料

汚水の種類	使用料		
一般汚水	基本使用料		890.47 円
	従量使用料（1 ㎥につき）	1 ㎥以上 10 ㎥以下	14.65 円
		11 ㎥以上 20 ㎥以下	130.95 円
		21 ㎥以上 50 ㎥以下	172.85 円
		51 ㎥以上 200 ㎥以下	209.51 円
		201 ㎥以上 500 ㎥以下	251.42 円
		501 ㎥以上 2,000 ㎥以下	293.32 円
		2,001 ㎥以上	340.47 円
公衆浴場汚水	1 ㎥につき		12.56 円

※1　上記金額は消費税10%を含む。

※2　公衆浴場汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう。

※3　使用料は、上記使用料金表の基本使用料と従量使用料との合計額とし、１円未満の端数は切り捨てる。

イ　下水道使用料収納状況

（令和３年３月 31 日現在/税込）

区分／年度	調定額（A）		収納額（B）		収納率（B/A）	
	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（%）	金額（%）
平 28	3,079,480	10,633,295,680	3,075,432	10,625,807,991	99.87	99.93
平 29	3,229,083	11,418,546,246	3,225,029	11,411,556,136	99.87	99.94
平 30	3,272,830	11,342,137,154	3,267,916	11,334,349,458	99.85	99.93
令元	3,324,796	11,273,721,351	3,319,618	11,259,352,346	99.84	99.87
令 2	3,378,319	11,269,930,548	2,905,323	9,747,830,088	86.00	86.49

※収納額は、令和3年3月31日現在であり、令和3年東地区2月検針調定分は3月と4月、西地区3月検針調定分は4月と5月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

（５）融資あっ旋・助成制度等

ア　水洗便所普及状況及び融資あっ旋・利子補給制度（給排水設備課）

種別／年度	処理可能人口（人）	水洗便所人口（人）	水洗化率（%）
平 28	651,795	633,235	97.15
平 29	655,441	637,190	97.22
平 30	656,907	638,902	97.26
令 元	657,885	640,319	97.33
令 2	660,810	643,661	97.40

水洗便所改造資金融資あっ旋・利子補給制度

＜利用できる人の資格＞

熊本市の処理区域内に住所を有し、改造工事をしようとする家屋に現に居住している人で次のいずれにも該当する人

・処理区域内の家屋の所有者又は所有者の承諾を受けた所有者と生計を一にする人

・融資を受けた改造資金の償還能力を有する人

・市税及び受益者負担金を滞納していない人

・取扱金融機関の融資条件に適合する人

＜融資あっ旋の額＞

くみ取り式便所の改造工事　　３３０，０００円以内／1箇所

し尿浄化槽切替工事　　３３０，０００円以内／１基

＜償還の期間及び方法＞

償還期間は、３６箇月以内

支払方法は、元利均等方式又はボーナス併用方式による

口座振替

＜利子補給＞

金融機関への償還が完済したら、請求に基づき金融機関に支払った利子の全額を補給

※平成２０年度末をもって、貸付金制度は廃止し、上記融資あっ旋に移行した。

イ　共同排水設備助成金（計画調整課）

公共下水道処理区域内で管きょが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の３分の２以内を助成するもの。

種別／年度	申請件数（件）	助成金額（円）
平 28	2	246,600
平 29	2	2,047,700
平 30	2	1,125,100
令 元	0	0
令 2	1	396,000

＜条　　件＞

・私道に所有者が異なる家屋が２つ以上接していること。

・共同排水設備工事完了後、速やかに水洗便所に改造すること。

・土地所有者が共同排水設備の設置に同意していること。

・市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。

・布設された管きょの維持管理は申請者の負担で行なうこと。

（６）経営状況（経営企画課）

ア　収益的収支・資本的収支の推移　　（単位：千円/税込）

年度／事項	平 28	平 29	平 30	令元	令 2
（収益的収支）					
収益的収入	20,713,136	21,723,771	21,219,904	20,867,487	20,396,120
収益的支出	19,608,258	19,407,873	18,581,556	18,180,061	17,903,740
収益的収支	1,104,878	2,315,898	2,638,348	2,687,426	2,492,380
（資本的収支）					
資本的収入	9,490,728	12,436,715	14,943,134	15,407,162	14,035,643
資本的支出	16,707,219	18,935,207	22,451,611	22,145,754	22,147,022
資本的収支	△7,216,491	△6,498,492	△7,508,477	△6,738,592	△8,111,379

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ　貸借対照表の要旨

（単位：千円）

事項＼年度	平28	平29	平30	令元	令2
資産の部	284,259,337	286,088,610	288,636,279	290,770,802	294,107,497
負債・資本合計	284,259,337	286,088,610	288,636,279	290,770,802	294,107,497
負債の部	258,522,014	257,642,340	258,011,646	258,006,291	259,528,357
資本の部	25,737,323	28,446,270	30,624,633	32,764,511	34,579,140
企業債残高	138,927,704	136,155,484	134,394,875	134,312,534	133,899,744

（7）施設等

ア　浄化センター（計画調整課）

中部浄化センター

処理能力　計画：67,100m³/日
　　現有：64,500m³/日
処理方式　標準活性汚泥法
稼動年月　昭和43年1月
所在地　西区蓮台寺5丁目7番2号

東部浄化センター

処理能力　計画：132,800m³/日
　　現有：138,400m³/日
処理方式　標準活性汚泥法
稼動年月　昭和47年12月
所在地　東区秋津町秋田536番地

南部浄化センター

処理能力　計画：54,700m³/日
　　現有：52,300m³/日
処理方式　標準活性汚泥法
稼動年月　昭和62年4月
所在地　南区元三町4丁目1番1号

西部浄化センター

処理能力　計画：35,600m³/日
　　現有：23,400m³/日
処理方式　標準活性汚泥法
稼動年月　平成14年3月
所在地　西区沖新町4944-3

城南町浄化センター

処理能力　計画：7,300m³/日　現有：4,700m³/日
処理方式　オキシデーションディッチ法
稼動年月　平成10年12月
所在地　南区城南町島田438

イ　雨水幹線（河川課）

雨水幹線名	旧都市下水路名	延長（m）	集水面積（ha）	備考
坪井川雨水3号幹線	高橋	779	159	昭和33～35年度　事業完了
坪井川雨水6号幹線	旧井芹川	918	41	昭和35～37年度　〃
坪井川雨水5号幹線枝線	春日	1,317	63	昭和34～37年度　〃
健軍川雨水2号幹線	帯山	1,474	76	昭和39～41年度　〃
加勢川雨水5号及び5-1号	出水	1,370	41	昭和42～46年度　〃
井芹川雨水8号幹線枝線	段山	467	38	昭和45～48年度　〃
白川雨水8号幹線	新南部	668	43	昭和46～48年度　〃
井芹川雨水10号幹線	山ノ下	1,058	57	昭和48～56年度　〃
加勢川雨水3号幹線	湖東	983	77	昭和47～56年度　〃
加勢川雨水6号幹線	秋津	3,868	313	昭和38～41年度　昭和50～56年度　〃
白川雨水14号及び15号幹	竜田	1,987	95	昭和55～平成5年度　〃
健軍川雨水7号幹線	月出	1,992	81	昭和55～平成4年度　〃
井芹川雨水13号幹線	上熊本	685	110	昭和57～平成元年度　〃

５　工業用水道事業（経営企画課）

本事業は、工業用水道事業法に基づき、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって工業の健全な発達に寄与することを目的としている。事業に必要な費用は使用者からの料金収入によって賄われるべきであるが、工業団地の分譲が完了していない現状としては全てを賄うことができないため、収益的収支の差額を一般会計から繰り入れている。今後、城南工業団地を所有する熊本県及び熊本市の関係部署と連携をしながら、早期の企業立地を目指し、当該事業会計の経営健全化を図る。

ア　収益的収支・資本的収支の推移

（単位：千円/税込）

事　項＼年　度	平 28	平 29	平 30	令元	令２
（収益的収支）					
収益的収入	9,712	6,448	5,589	5,516	5,677
収益的支出	9,668	5,055	4,662	5,046	5,295
収益的収支	44	1,393	927	470	382
（資本的収支）					
資本的収入	900	22	4,222	0	0
資本的支出	562	130	5,990	16	170
資本的収支	338	△108	△1,768	△16	△170

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ　貸借対照表の要旨

（単位：千円）

事　項＼年　度	平 28	平 29	平 30	令元	令２
資産の部	70,354	69,715	71,980	70,314	68,384
負債・資本合計	70,354	69,715	71,980	70,314	68,384
負債の部	49,409	47,384	48,852	46,718	44,410
資本の部	20,945	22,331	23,128	23,596	23,974

ウ　業務指標

事　項＼年　度	平 28	平 29	平 30	令元	令２
給水事業所数	12	12	11	11	11
配水量（m^3）	40,850	42,563	40,883	38,048	37,555
有収水量（m^3）	58,204	61,980	59,558	57,310	59,539

病　　院

1　市　民　病　院　395

2　附　属　診　療　所　398

3　植　木　病　院　398

4　旧 市 民 病 院 解 体　399

１　市　民　病　院

熊本市民病院は、昭和２１年に熊本市立民生病院として開設以来、熊本市が経営する自治体病院としての役割を果たしてきた。診療科３４科、病床数５５６床（一般病院５４４床、感染症病床１２床）を有し、地域医療の中核を担ってきたが、平成２８年４月に発生した熊本地震により、深刻な被害を受け、本来の病院機能の大半が失われた状態となった。

そこで被災した熊本市民病院の機能を１日も早く取り戻すため、移転再建することを決定し、３年半後の令和元年１０月１日に新病院が開院した。

新病院では診療科３２科、病床数３８８床（一般病床３８０床、感染症病床８床）と新たな体制で「市民の生命と健康を守るために、安全で良質な医療を提供します」という理念のもと、これまで担ってきた小児・周産期医療を継続するとともに、救急医療、急性期医療、政策医療においても専門性の高い医療を提供することで、市民の健康と福祉の向上に貢献している。

（1）概要

所　在　地　　東区東町４丁目１番６０号

敷地面積　　２０，４７０．９７㎡

建物面積　　延３９，８１０．６７㎡

病　床　数　　３８８床〔一般３８０床、感染症病床８床〕

診　療　科　　◎小児・周産期医療

新生児内科／小児科／小児循環器内科／小児心臓外科／小児外科／産科

◎外科系部門

消化器外科／乳腺・内分泌外科／呼吸器外科／婦人科／整形外科／脳神経外科／皮膚科／泌尿器科／眼科／耳鼻咽喉科／歯科口腔外科

◎内科系部門

脳神経内科／呼吸器内科／消化器内科／循環器内科／血液・腫瘍内科／腎臓内科／代謝内科／感染症内科／精神科

◎中央診療部門

放射線科／麻酔科／救急科／集中治療科／病理診断科／リハビリテーション科

職　員　数　　６１２人（医師８０人　看護師４０３人　医療技師８６人　事務その他４３人）

（2）経営状況　（※附属診療所、植木病院を含む）

（単位　千円）

	H28	H29	H30	R1	R2
収　　入	6,393,285	7,042,835	4,592,370	7,489,731	16,075,201
支　　出	10,214,777	10,973,457	7,075,655	12,077,255	14,272,806
損　　益	△3,821,492	△3,930,622	△2,483,285	△4,587,524	1,802,395
利益剰余金	△11,132,775	△15,063,397	△17,546,702	△22,134,226	△20,331,831

（3）使用料（令３．４．１現在）※税込み

Ａ室（１室）１人１日　１３，２００円

Ｂ室（１室）１人１日　１１，０００円

Ｃ室（３２室）１人１日　６，６００円

Ｄ室（１６室）１人１日　５，５００円

（※助産の場合、いずれも非課税）

（4）科目別診療状況

科目	患者数＼年度	H28	H29	H30	R1	R2
内　　科	入　　院	1,869	194	518	8,935	31,599
	一日平均入院	5.1	0.5	1.4	24.4	86.6
	外　　来	25,463	23,602	22,352	27,058	33,712
	一日平均外来	104.4	96.3	91.6	115.1	139.9
	計	27,332	23,796	22,870	35,993	65,311
精　神　科	入　　院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外　　来	0	0	0	0	0
	一日平均外来	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
小　児　科	入　　院	2,061	5,629	5,910	9,940	20,789
	一日平均入院	5.6	15.4	16.2	27.2	57.0
	外　　来	10,855	11,272	9,763	8,514	11,709
	一日平均外来	44.5	46.0	40.0	36.2	48.6
	計	12,916	16,901	15,673	18,454	32,498
外　　科	入　　院	314	9	14	2,934	5,120
	一日平均入院	0.9	0	0	8.0	14.0
	外　　来	5,232	2,040	1,713	3,229	2,988
	一日平均外来	21.4	8.3	7.0	13.7	12.4
	計	5,546	2,049	1,727	6,163	8,108
整形外科	入　　院	555	12	2	6,292	17,506
	一日平均入院	1.5	0	0	17.2	48.0
	外　　来	4,622	4,021	3,620	4,586	6,051
	一日平均外来	18.9	16.4	14.8	19.5	25.1
	計	5,177	4,033	3,622	10,878	23,557
皮　膚　科	入　　院	87	54	67	1,045	2,679
	一日平均入院	0.2	0.1	0.2	2.9	7.3
	外　　来	6,871	5,230	5,526	5,754	6,022
	一日平均外来	28.2	21.3	22.6	24.5	25.0
	計	6,958	5,284	5,593	6,799	8,701
泌尿器科	入　　院	305	43	28	1,137	4,241
	一日平均入院	0.8	0.1	0.1	3.1	11.6
	外　　来	5,449	5,045	4,544	4,807	5,790
	一日平均外来	22.3	20.6	18.6	20.5	24.0
	計	5,754	5,088	4,572	5,944	10,031
眼　　科	入　　院	120	130	59	1,030	3,500
	一日平均入院	0.3	0.4	0.2	2.8	9.6
	外　　来	9,092	6,891	5,376	7,220	10,526
	一日平均外来	37.3	28.1	22.0	30.7	43.7
	計	9,212	7,021	5,435	8,250	14,026
耳鼻咽喉科	入　　院	203	346	453	1,290	2,035
	一日平均入院	0.6	0.9	1.2	3.5	5.6
	外　　来	2,529	2,521	2,309	2,957	2,968
	一日平均外来	10.4	10.3	9.5	12.6	12.3
	計	2,732	2,867	2,762	4,247	5,003
産婦人科	入　　院	547	0	0	2,376	7,746
	一日平均入院	1.5	0	0	6.5	21.2
	外　　来	833	406	546	2,856	7,916
	一日平均外来	3.4	1.7	2.2	12.2	32.8
	計	1,380	406	546	5,232	15,662

科目	患者数＼年度	H28	H29	H30	R1	R2
歯科口腔外科	入院	82	200	131	536	1,073
	一日平均入院	0.2	0.5	0.4	1.5	2.9
	外来	4,977	4,881	4,637	5,134	5,189
	一日平均外来	20.4	19.9	19.0	21.8	21.5
	計	5,059	5,081	4,768	5,670	6,262
放射線科	入院	0	0	0	2	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外来	660	325	326	690	1,093
	一日平均外来	2.7	1.3	1.3	2.9	4.5
	計	660	325	326	692	1,093
麻酔科	入院	16	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外来	865	0	0	121	520
	一日平均外来	3.5	0	0	0.5	2.2
	計	881	0	0	121	520
脳神経外科	入院	143	0	0	643	2,436
	一日平均入院	0.4	0	0	1.8	6.7
	外来	859	540	448	1,236	1,550
	一日平均外来	3.5	2.2	1.8	5.3	6.4
	計	1,002	540	448	1,879	3,986
小児心臓外科	入院	46	0	0	367	1,004
	一日平均入院	0.1	0	0	1.0	2.8
	外来	126	37	93	81	116
	一日平均外来	0.5	0.2	0.4	0.3	0.5
	計	172	37	93	448	1,120
心臓血管外科	入院	59	0	0	0	0
	一日平均入院	0.2	0	0	0	0
	外来	96	4	0	0	0
	一日平均外来	0.4	0	0	0	0
	計	155	4	0	0	0
合計	入院	6,407	6,617	7,182	36,527	99,728
	一日平均入院	17.6	18.1	19.7	99.8	273.2
	外来	78,529	66,815	61,253	74,243	96,150
	一日平均外来	321.8	272.7	251	315.9	399.0
	計	84,936	73,432	68,435	110,770	195,878

（5）感染症患者収容状況

感染症名＼年度	H28	H29	H30	R1	R2
赤痢	0	0	0	0	0
腸チフス	0	0	0	0	0
コレラ	0	0	0	0	0
パラチフス	0	0	0	0	0
COVID-19	0	0	0	13	671
合計	0	0	0	13	671

（６）新生児医療

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、総合周産期母子医療センターにおける新生児部門では２４時間３６５日体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあたっている。また、院外で出生した児については、本院の新生児専用救急車による新生児搬送を行っている。

実　　積　　（単位　人）

項　目 ＼ 年　度	H28	H29	H30	R1	R2
出生体重　1,500g 未満	3	0	0	24	75
出生体重　1,500g 以上 2,500g 未満	11	0	0	26	92
出生体重　2,500g 以上	14	0	0	59	153
合　計	28	0	0	109	320

新生児専用救急車による搬送者	54	153	156	79	173

２　附属診療所

芳野診療所は、無医地区だった芳野校区に昭和３８年河内芳野村立芳野診療所として開設され、以後も芳野校区唯一の医療機関として現在に至っている。平成３年２月１日熊本市と河内町を含む飽託郡との合併により熊本市立芳野診療所に名称変更され、平成４年４月１日組織変更により現在の熊本市立熊本市民病院附属芳野診療所となった。

概要

所 在 地　　西区河内町野出１４１０番地

診療科目　　内科、外科、小児科

利用状況

区分 ＼ 年度	H28	H29	H30	R1	R2
外 来 数（人）	2,894	2,772	2,682	2,606	2,511

３　植木病院

植木病院は、昭和２７年９月に終戦後の赤痢の集団発生などが続いた時代に、伝染病棟を基に、診療所として開設され、その後、昭和３０年の町村合併により、昭和３１年１月から植木町国民健康保険植木病院と改称し、平成１４年１２月に現在地に移転改築、平成２２年３月に熊本市との合併により、熊本市立植木病院と名称を変更、病床数１４１を有し、地域住民に質の高い急性期・慢性期・救急医療を提供するとともに、疾病予防から診療、在宅医療を一体的に提供する地域包括ケアシステムの役割を担っている。

（１）概要

所 在 地　　北区植木町岩野２８５－２９

病 床 数　　１４１床[一般１０２床（うち地域包括ケア病床１４床、人間ドック病床２床）、療養３９床]

職 員 数　　医師１３人　看護職員６３人　医療技術員２０人　事務その他１２人

（２）使用料

特　別　室　Ａ（　５室）１人１日　５，５００円　　Ｂ（１６室）１人１日　３，３００円

Ｃ（１１室）１人１日　２，７５０円

（３）科目別診療状況

科目	患者数＼年度	H28	H29	H30	R1	R2
内　　科	入　　院	21,693	21,384	14,709	16,427	14,809
	一日平均入院	59.4	58.6	40.3	44.9	40.6
	外　　来	13,630	14,464	12,849	13,045	7,633
	一日平均外来	56.1	59.3	52.7	54.4	31.4
	計	35,323	35,848	27,558	29,472	22,442
予防接種・健診等	外　　来	4,523	5,005	4,584	4,242	5,517
循環器内科	入　　院	4,955	3,833	3,575	6,224	7,767
	一日平均入院	13.6	10.5	9.8	17.0	21.3
	外　　来	5,436	5,378	5,069	5,773	6,999
	一日平均外来	22.4	22.0	20.8	24.1	28.8
	計	10,391	9,211	8,644	11,997	14,766
脳神経外科※１	入　　院	0	882	3,635	4,110	2,864
	一日平均入院	0	4.9	10.0	11.2	7.8
	外　　来	89	263	809	818	797
	一日平均外来	0.4	1.1	3.3	3.0	3.3
	計	89	1,145	4,444	4,928	3,661
外　　科	入　　院	2,724	2,225	2,328	2,335	1,301
	一日平均入院	8.5	6.1	6.4	6.4	3.6
	外　　来	2,930	2,720	2,566	2,096	1,404
	一日平均外来	12.1	11.1	10.5	8.7	5.8
	計	5,654	4,945	4,894	4,431	2,705
整形外科	入　　院	7,729	7,005	6,102	9,498	7,294
	一日平均入院	21.2	19.2	16.7	26.0	20.0
	外　　来	5,101	4,873	4,730	5,352	4,786
	一日平均外来	21.0	20.0	19.4	22.3	19.7
	計	12,830	11,878	10,832	14,850	12,080
合　　計	入　　院	37,101	35,329	30,349	38,594	34,034
	一日平均入院	101.6	96.8	83.1	105.4	93.2
	外　　来	31,709	32,703	30,607	31,326	27,136
	一日平均外来	130.5	134.0	125.4	130.5	89.0
	計	68,810	68,032	60,956	69,920	61,171

※１　平成29年10月2日より脳神経外科医を雇用。

平成29年度実績における一日平均入院患者数は、10月2日以降の181日で除したもの。

４　旧市民病院解体

旧熊本市民病院は、平成２８年熊本地震の影響により北館及び南館が使用できなくなったため、令和元年（２０１９年）１０月の新病院開院に合わせ、同年１０月に施工業者と契約後、解体工事に着手した。

その後、周辺住民からの苦情やご意見が寄せられ始め、地下構造物の解体工事に入った令和２年９月下旬からは、特に振動に対する苦情が増加し、個別での対応が難しくなったことから、令和２年１０月８日に住民説明会を開催。そこで、改めて工事の進捗状況や今後のスケジュール等を説明し、併せて周辺住民のご意見・ご要望を伺ったものの、ご理解が得られなかったことから翌日より工事を中断している。

具体的なスケジュールは未定であるが、今後は周辺住民の信頼回復に向け、より丁寧な説明に努めるとともにご理解を得ながら、今年度のできる限り早い時期の工事再開を目指している。

（１）概要（令３．４．１現在）

旧熊本市民病院の工事概要

工　事　名　　熊本市民病院解体その他工事

所　在　地　　熊本市東区湖東１丁目１番６０号

工　　期　　令和元年（２０１９年）１０月２日～（当初）令和３年（２０２１年）３月１５日

（変更）令和３年（２０２１年）１１月３０日

契約金額　　（当初）　１１億　　６５８万９，０００円

（変更）　１１億１，５８８万８，０６６円

契約相手方　　幸明・古閑・堀田・大建特定建設工事共同企業体

教　　育

1　概　　況　403

2　青　少　年　育　成　404

3　学　校　教　育　407

4　図　書　館　421

5　熊　本　博　物　館　425

１　概況

少子高齢化に加え、グローバル化や情報化の進展など社会は著しく変化しており、子どもたちを取り巻く環境も、いじめの社会問題化や不登校の増加、インターネットを通したトラブルなど多くの課題を抱えている。

これからの予測困難な時代の中で、子どもたちの健やかな成長は私たち大人に課せられた重要な使命である。社会の著しい変化に柔軟に対応できる必要な知識・技能の習得はもとより、思考力、判断力、表現力を伸ばすなど、主体的に社会の課題を解決する力を含め、自分の人生を描き、どう切り拓いていくかという、生き抜く力の育成が一層重要となる。

こうした背景を踏まえ、令和元年度（２０１９年度）には、熊本市総合計画の中間見直しを行った。中間見直し後の熊本市総合計画基本計画においても、３つのまちづくりの重点的取組のうち、「安心して暮らせるまちづくり」に具体的な取組を掲げて施策の展開を図っている。

教育委員会では、平成２８年（２０１６年）３月に、本市の教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な目標や施策の基本となる指針として策定された「熊本市教育大綱」をもって熊本市教育振興基本計画に代えることとした。

令和２年（２０２０年）７月には、「熊本市教育大綱」の第１期４年間の計画期間満了に伴い、第２期となる「熊本市教育大綱」が策定された。策定にあたっては、本市市政運営の基本方針である「第７次総合計画」の中間見直しや国の第３次教育振興基本計画、新学習指導要領の内容等を踏まえ、施策を取りまとめ、熊本市教育振興基本計画についても新たに策定を行った。

【参考】

（１）熊本市教育振興基本計画（熊本市教育大綱）（令和２～５年度）

基本理念

豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む

（２）取組の方向

１　主体的に考え行動する力を育む教育の推進
２　子ども一人ひとりを大切にする教育の推進
３　最適な教育環境の整備
４　学校教育と福祉の連携の推進
５　多彩な学習機会の提供と創造
６　豊かな市民生活を楽しむための文化の振興
７　生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

（３）重点的取組

１　いのちを大切にする心の教育の充実と、いじめや不登校への細やかな対応
２　確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進
３　教員が子どもと向き合うための体制の整備
４　学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

２　青少年育成（青少年教育課）

心豊かなたくましい青少年を育むため、社会参加活動への支援や青少年育成環境の整備を進める。特に児童育成クラブの充実など、放課後児童対策を強化するとともに、多様な青少年問題に対応するため、青少年センター活動の中で非行・被害防止活動や広報啓発活動を充実させる。

（１）青少年健全育成推進事業

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援するとともに支援体制を整える。

ア　熊本市青少年問題協議会

熊本市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく本市の附属機関として設置。青少年問題全般に関する協議を行うとともに、関係行政機関相互の情報共有を行う。事務局は本市青少年教育課に置く。

委員構成　市長・市議会議員・教育委員会委員・学識経験者・関係行政庁職員
任期　在職期間（ただし学識経験者は２年）
事業内容　協議会の開催

イ　熊本市青少年指導員協議会

熊本市青少年指導員協議会は、熊本市教育委員会から委嘱を受けた熊本市青少年指導員によって、自らの資質の向上と連携の強化を図るため、平成元年５月に自主的に結成された任意団体。

（２）児童育成クラブ

目的　放課後児童（保護者が労働等により昼間家庭にいない児童）とその保護者に対し、児童育成クラブを開設し、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立を支援する。
開設日　４月１日～翌年３月３１日（日曜日・国民の祝日・年末年始を除く）
開設時間　平日：児童の下校時間～午後６時
土曜日及び長期休業期間：午前８時～午後６時
※令和３年１０月１日より午後７時まで開設延長
支援員　５２５名（令３．５．１現在）
巡回指導員　１７名（令３．５．１現在）
開設状況　（公営）８０箇所６，２６５名　（民営）１５箇所６４８名（令３．５．１現在）
※開設時間、支援員、巡回指導員については、各民営クラブにより異なる。

（３）青少年センター活動

ア　業務内容

街頭指導、関係機関及び団体との連携、青少年非行・被害防止に関する啓発活動、青少年指導にかかる調査及び資料収集、青少年に有害な影響を与える環境の浄化、その他青少年非行・被害防止のための必要な事項。

イ　熊本市青少年指導員

（令3．5．1現在）

身　　分	推薦について	人　員（人）
有償ボランティア	校区青少年健全育成協議会及び自治協議会等の推薦	243
計		243

ウ　指導状況

①　　実施状況

街頭指導実施状況＼年度	H28	H29	H30	R1	R2
年間街頭指導実施回数（回）	831	902	934	861	656
従事した青少年指導委員延人員（人）	3,925	4,038	4,404	3,987	1,877
指導した青少年の総数（人）	1,898	1,772	2,774	3,054	1,849

②　学職別・行為別指導状況

（単位　人）

学職別	行為別＼年度	喫　煙	怠　学	遊技施設内声かけ指導	交通指導	帰宅指導	その他	計
小学生	H30	－	1	87	－	18	19	125
	R1	－	－	62	2	27	6	97
	R2	－	－	33	－	4	32	69
中学生	H30	2	－	367	1	52	15	437
	R1	－	1	414	－	66	40	521
	R2	－	－	185	3	3	21	212
高校生	H30	3	35	1,940	28	140	30	2,176
	R1	2	18	2,171	37	105	32	2,365
	R2	－	1	1,465	29	48	7	1,550
その他	H30	7	－	9	18	2	－	36
	R1	8	－	47	16	－	－	71
	R2	－	－	5	4	－	9	18
計	H30	12	36	2,403	47	212	64	2,774
	R1	10	19	2,694	55	198	78	3,054
	R2	－	1	1,688	36	55	69	1,849

エ　熊本市小学校生徒指導協議会・熊本市中学校生徒指導委員会・熊本市高等学校生活指導連盟との連携

熊本市小学校、中学校、高等学校における児童・生徒の指導を目的とした調査、研究、連絡調整等を行う教職員組織との相互連携による生徒指導活動を展開する。

オ　家庭環境づくりの啓発事業（健全育成懇談会～地域で育てる青少年～）

“非行防止は家庭から”“家庭づくりは親子の対話から”と言われるように、家庭のあり方が青少年に与える影響は大きなものがある。家庭における子どもの問題を中心に考えながら青少年の健全な育成と明るい家庭づくりについての話し合いの機会をもつために講師、助言者を派遣する。

（４）家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための学習機会や、情報を提供している。

ア　家庭教育セミナー

家庭教育力の向上のため、主に小・中学生の子どもを持つ保護者を対象に、子どもたちの持つ悩みや子どもとの接し方、また社会的ルールやしつけ等を学ぶ講座を実施している。小中学校やＰＴＡとの連携により、保護者の多く集まる機会等を捉えた開催に努めている。

イ　家庭教育地域リーダーフォローアップ研修

地域の核となって家庭教育を推進する家庭教育地域リーダーのフォローアップ研修を実施している。令和２年度（２０２０年度）は、熊本市教育センターのYouTubeチャンネルを通じ、研修内容を動画で配信。

（５）青少年教育

子どもたちが様々な野外体験活動等を通して、「生きる力」を育むことができるよう青少年活動（野外活動等）の安全で教育的効果の高い青少年活動を推進する。

ア　青少年教育施設

恵まれた自然環境の中で、集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るために、小中学校の集団宿泊や青少年団体等を受け入れるとともに主催事業を行う。なお、全棟（体育室を除く）にわたる屋根の不具合に伴い、平成３１年（２０１９年）４月１５日から受け入れを中止している。

①　金峰山少年自然の家

所　　在　　地　　西区池上町３０７１-５

開 設 年 月 日　　昭和５０年（１９７５年）１０月１日

定　　員　　２００人

施　設　内　容　　宿泊棟（児童用２３室・引率者用２室・バリアフリー１室・バリアフリー浴室）
研修室・体育室・食堂・浴室・保健室・事務室・つどいの広場・野外炊飯場
屋外多目的ハウス

利 用 状 況　　（平 31. 4. 1 現在）

年度 / 団体名	H26		H27		H28		H29		H30	
	団体数	延人員（人）	団体数	延人員（人）	団体数	延人員（人）	団体数	延人員（人）	団体数	延人員（人）
小　学　校	96	23,322	87	22,156	87	13,667	70	16,736	78	20,891
中　学　校	3	262	10	1,670	3	340	2	240	3	308
少 年 団 体	32	2,769	20	1,397	7	719	17	1,148	20	1,221
その他の団体	7	2,146	18	4,200	5	2,506	13	4,015	9	2,818
主 催 事 業	15	1,684	12	1,048	6	338	9	760	11	1,012
合　　計	153	30,183	147	30,471	108	17,570	111	22,899	121	26,250
稼働率（%）	78.8		77.3		66.5		60.7		67.1	

（注）稼働率（%）＝（利用日数／開所日数）×100

（６）青少年の交流

国内外の友好姉妹都市との間で、青少年の交流活動を通して、両市の友好と親善を深める。

ア　国際交流（令和２年度（２０２０年度））

①　熊本市・ハイデルベルク市青少年交流事業（オンライン交流）

実施日　　令和２年（２０２０年）１１月１４日（土）

参加者　　１４人（学生：熊本市４人、ハイデルベルク４人、関係者６人）

イ　国内交流（令和２年度（２０２０年度））

①　熊本市・福井市小学生交流事業（オンライン交流）

実施日　　令和２年（２０２０年）１１月８日（日）

参加者　　２３人（小学生：熊本市１２人、福井市１１人）

３　学校教育

現在、Society5.0時代の到来といった急激な社会的変化が進む中、子どもたちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められており、それに対応し、学校教育も変化していかなければならない。

このような中で、今求められているのは、熊本市教育振興基本計画の基本理念「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」ことである。

そこで、以上のような視点を踏まえ、子ども一人一人の個性を生かしながら、豊かな人間性や創造性を育むきめ細かな教育を推進するため、令和２年（２０２０年）７月に策定した「熊本市教育振興基本計画（令和２～５年度）」に基づき、具体的な施策の展開を図っていく。

また、平成３０年（２０１８年）３月に「学校改革！教員の時間創造プログラム」を、令和３年（２０２１年）３月には「第２期学校改革！教職員の時間創造プログラム」を策定し、教職員が心身ともに健康で、ゆとりを持って子どもたちと向き合える環境をつくっていくために、教職員の長時間勤務の実態改善に向けた取組を総合的かつ計画的に推進している。

令和３年度（２０２１年度）の主な事業は次のとおりである。

・自ら学びに向かう力を育む教育の推進（教育の情報化推進経費、市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討経費　他）（教育センター、学校改革推進課）
・豊かな心と健やかな体を育む教育の推進（道徳教育総合支援事業、いのちを守る教育推進経費他）（教育センター、健康教育課）
・持続可能な社会の実現に貢献する力を育む教育の推進（水俣に学ぶ肥後っこ教室経費）（指導課）
・多様な教育的ニーズに対応した支援の拡充（いじめ・不登校対策経費、スクールソーシャルワーカー配置事業、スクールカウンセラー配置事業　他）（総合支援課）
・特別支援教育の推進（特別支援学級教室改修経費、スクールバス運行経費（あおば支援学校分）　他）（学校施設課、総合支援課）
・働き方改革の推進（次期ネットワーク整備関連経費（地域教育情報ネットワーク経費）、学校給食費等管理経費　他）（教育センター、健康教育課、教育政策課）
・安全安心な学校づくりの推進（学校トイレの洋式化（施設整備経費）、学校施設長寿命化関連経費、学校防犯カメラ設置経費　他）（学校施設課、健康教育課）
・生涯学習関連施設の機能充実（特別展等開催経費、子どもの読書環境整備事業　他）（博物館、図書館）
・青少年の健全育成（児童育成クラブ管理運営経費、児童育成クラブ施設整備経費）（青少年教育課）

（１）市内学校数　（指導課）

（令 3.5.1 現在）

区分＼校種別	大　学	短　大	高　校	特別支援学校	中　学	小　学	幼	合計
国	1			1	1	1	1	5
県	1		11	4				16
市			2	2	42 (1)	92	6	144(1)
私	6	1	14		8		20	49
合計	8	1	27	7	51 (1)	93	27	214(1)

（注）（　）は分校の数を別掲　区分中の「国」は独立行政法人（旧国立熊本大学）

（２）市立学校児童生徒数　（教職員課）

区分 / 校種別	学校数	学級数	児童生徒	教員数
幼　稚　園	6	20	279	43
小　学　校	92	1,647	40,754	2,493
中　学　校	42（1）	704	19,358	1,360
高 等 学 校	2	42	1,614	114
特別支援学校	2	16	118	57
専 修 学 校	1	7	124	11
合計	145（1）	2,436	62,247	4,078

（注）（　）は分校の数　　（令3.5.1現在）

（３）児童生徒数の変遷　（教職員課）

区分 / 年度		H29	H30	R1	R2	R3
児　童 生徒数	小学校	40,747	41,045	40,922	40,704	40,754
	中学校	19,574	19,077	18,932	19,044	19,358

（各年度　5.1現在）

（４）学校施設の現況　（学校施設課・教職員課）

ア　小学校施設の現況

（令3.5.1現在）

番号	学校名	児童数	教員数	学級数	建物保有面積（㎡）		校地面積（㎡）	校庭夜間照明施設開設年月
					校舎	屋内運動場		
1	壺川	420	25	17	4,341	594	9,104	
2	碩台	147	13	8	3,610	594	12,093	
3	白川	448	25	17	4,288	919	12,908	
4	城東	209	15	9	4,444	725	15,195	
5	慶徳	135	22	12	4,268	919	6,563	
6	一新	382	23	15	4,345	725	12,615	
7	五福	253	22	12	3,158	804	6,682	昭52.10
8	向山	481	26	18	4,123	725	16,652	
9	黒髪	430	30	15	5,477	796	10,472	
10	大江	697	37	27	4,544	725	11,724	
11	本荘	59	12	6	4,083	894	11,533	
12	春竹	515	35	20	5,444	1,049	15,465	
13	古町	125	13	8	2,840	532	11,184	
14	春日	287	20	14	4,349	725	14,224	昭49. 9
15	城西	679	38	24	6,311	1,170	20,277	昭60. 9
16	花園	402	22	14	4,893	945	17,199	昭57.10
17	池田	431	24	17	4,962	594	12,569	
18	出水	434	23	16	4,657	826	11,682	
19	白坪	443	31	17	5,658	945	16,004	
20	画図	1,013	51	37	6,775	919	17,278	昭54.10
21	砂取	451	25	17	4,686	1,119	18,074	
22	健軍	609	46	25	6,930	945	25,678	
23	清水	520	35	23	5,741	1,036	16,849	昭49. 9
24	日吉	350	24	15	5,453	976	15,199	昭55. 4
25	川尻	490	27	20	5,184	1,049	22,553	昭60. 9
26	力合	525	32	22	5,001	594	16,836	昭60. 4
27	御幸	630	31	23	4,939	1,039	18,787	昭52.10
28	田迎	431	21	16	4,619	1,203	13,513	昭62. 3
29	高橋	99	11	7	1,912	666	7,271	
30	池上	243	18	11	3,705	919	16,088	平元. 5
31	城山	690	38	26	5,347	924	24,427	昭57. 4
32	託麻原	634	35	24	6,555	1,049	21,748	
33	秋津	587	31	21	4,933	923	16,104	
37	泉ケ丘	396	23	15	4,844	919	18,362	
38	小島	267	24	15	2,856	1,093	12,462	
39	龍田	606	35	25	5,633	850	14,556	昭62. 8
40	帯山	809	48	30	6,156	1,069	20,252	
41	中島	243	16	12	3,060	532	13,529	
42	白山	549	30	20	5,038	1,049	20,199	
43	若葉	397	23	17	4,619	1,049	18,784	
44	城北	440	26	19	5,422	1,017	18,958	昭60. 9
45	尾ノ上	708	42	26	5,923	792	21,434	昭55.11
46	西原	673	42	26	5,215	792	19,084	昭49. 9
47	高平台	637	30	23	5,370	945	26,678	昭49. 9
48	楠	243	19	11	6,325	802	18,318	
49	託麻東	1,161	63	43	6,628	725	24,305	
50	託麻西	851	48	32	6,589	945	18,873	昭52.10

（令3.5.1現在）

番号	学校名	児童数	教員数	学級数	建物保有面積（㎡）		校地面積（㎡）	校庭夜間照明施設開設年月
					校舎	屋内運動場		
51	託麻北	530	28	20	4,126	920	15,971	昭60. 4
52	桜木	434	26	19	6,361	725	20,806	昭49. 9
53	東町	542	38	22	5,945	1,436	20,272	昭54.10
54	麻生田	415	27	17	5,221	945	20,193	
55	武蔵	385	22	15	4,971	945	18,102	
56	帯山西	573	32	22	4,319	725	17,965	
57	月出	457	29	19	5,916	945	24,258	昭55.11
58	出水南	798	41	28	6,005	945	16,287	
59	健軍東	275	20	13	5,960	725	21,385	昭58. 3
60	城南	245	19	11	3,978	725	22,633	昭57.12
61	田迎南	814	39	28	5,960	725	25,702	昭58. 3
62	弓削	268	19	13	3,012	695	18,594	昭58. 3
63	託麻南	963	51	35	7,073	725	21,601	昭60. 4
64	山ノ内	588	33	22	5,535	724	28,949	昭61.10
65	楡木	515	34	21	3,824	918	18,859	
66	川上	549	34	24	4,667	745	24,479	
67	西里	313	23	16	4,375	1,161	35,546	平22撤去
68	北部東	744	37	27	4,976	1,337	19,179	
69	芳野	82	12	8	1,993	797	13,124	
70	河内	164	13	8	2,890	862	12,417	昭49. 3
71	飽田東	540	28	21	3,196	680	12,155	
72	飽田南	218	15	10	1,420	680	11,835	
73	飽田西	139	12	8	1,542	680	12,072	
74	中緑	48	8	5	1,560	401	9,738	
75	銭塘	110	12	7	2,179	378	12,246	
76	奥古閑	130	12	7	3,167	680	13,329	
77	川口	64	10	6	2,273	420	12,066	
78	長嶺	1,002	50	35	6,326	1,049	24,672	平17. 4
79	日吉東	516	28	19	3,799	919	26,118	
80	桜木東	549	32	21	3,456	919	26,103	
81	富合	811	41	29	3,924	919	22,239	
82	杉上	366	22	15	3,616	802	25,000	
83	隈庄	801	46	29	5,569	800	15,151	
84	豊田	215	18	10	3,469	800	23,084	
85	植木	388	24	14	3,611	919	20,728	
86	山本	81	10	6	2,582	797	14,595	
87	田原	91	15	8	2,607	797	23,182	
88	菱形	249	19	12	3,970	920	22,793	
89	桜井	319	22	15	4,090	920	24,413	
90	山東	158	13	8	3,320	922	22,154	
91	吉松	157	14	8	3,463	919	16,267	
92	田底	102	12	7	2,723	541	14,577	昭52. 6
93	田迎西	591	36	22	6,057	1,226	22,285	
94	力合西	701	39	28	4,711	1,199	33,342	
95	龍田西	525	32	22	6,333	1,201	23,029	
合計		40,754	2,497	1,647	417,323	79,359	1,659,839	

イ　中学校施設の現況

（令3.5.1現在）

番号	学校名	生徒数	教員数	学級数	建物保有面積（㎡）		校地面積（㎡）	校庭夜間照明施設開設年月
					校舎	屋内運動場		
1	出水	921	52	29	7,386	1,322	25,654	昭48.10
2	白川	565	32	19	6,140	1,222	28,765	昭48.10
3	藤園	290	31	16	5,627	1,138	22,788	昭48. 4
4	花陵	417	29	15	5,957	994	20,331	昭48.10
5	城南	388	30	16	6,038	1,138	24,459	昭47.10
6	京陵	674	42	23	7,673	1,222	29,457	昭48. 4
	清水が丘分校	9	10	2	0	0	26,094	
7	西山	499	33	19	6,225	1,463	29,968	昭49.10
8	江南	187	18	9	3,519	1,138	23,240	昭48. 4
9	江原	232	22	10	4,433	981	25,360	昭49.10
10	竜南	325	23	12	4,870	981	18,629	昭48.10
11	桜山	188	18	8	4,394	981	19,596	昭48. 4
12	湖東	425	34	17	5,759	1,138	28,502	昭47.10
13	託麻	1,076	64	34	7,504	1,222	24,430	昭48.10
14	三和	541	35	18	4,715	981	21,813	昭48. 4
15	城西	210	21	10	4,180	1,171	13,784	昭48.10
16	帯山	917	56	28	7,904	1,277	25,675	昭48. 4
17	東野	462	32	16	5,829	1,222	19,304	昭48.10
18	錦ヶ丘	793	52	27	6,934	1,571	20,062	昭48.10
19	二岡	464	33	17	4,351	1,558	24,500	昭48. 4
20	東部	417	28	15	4,704	734	21,422	
21	楠	402	27	15	6,939	724	24,570	平20. 3
22	西原	636	43	22	6,943	1,124	29,588	
23	武蔵	360	27	14	4,864	780	22,407	昭56. 6
24	東町	422	28	15	7,622	1,020	21,500	昭58. 3
25	出水南	656	41	23	4,794	780	27,592	昭58. 3
26	清水	480	33	18	6,294	1,222	22,702	
27	井芹	281	23	11	5,313	981	29,318	
28	北部	699	46	24	5,815	1,261	25,944	平19.10
29	芳野	25	11	3	2,458	910	31,550	昭55. 5
30	河内	64	13	3	2,993	2,007	15,238	昭49. 3
31	飽田	401	26	15	3,730	1,280	15,260	
32	天明	166	14	7	3,918	1,133	22,867	
33	長嶺	1,007	61	34	7,165	1,221	41,148	
34	力合	516	34	17	4,449	981	30,006	
35	龍田	624	45	24	5,056	981	27,384	平18. 4
36	日吉	444	31	18	5,035	981	30,581	平17. 4
37	桜木	519	31	17	5,752	981	26,307	
38	富合	309	24	12	3,995	1,368	31,915	昭58. 8
39	下益城城南	585	40	22	6,894	1,772	28,777	
40	鹿南	294	25	11	5,178	981	28,885	
41	五霊	341	26	13	4,193	1,032	25,798	
42	植木北	12	16	6	3,293	984	26,209	
合計		19,243	1,360	704	226,835	47,958	1,079,379	

※清水が丘分校の保有面積については、借用地のみ記載。

ウ　幼稚園施設の現況

（令3.5.1現在）

番号	園　　名	園児数	教員数	学級数		園舎保有面積（㎡）	敷地面積（㎡）
				通常	通級		
1	碩　　台	29	8	3	3	817	1,272
2	一　　新	48	5	3		914	3,143
3	向　　山	40	11	3	7	893	2,943
4	川　　尻	36	7	3	3	788	2,380
5	楠	33	5	3		606	2,197
6	隈　　庄	93	7	5		875	3,341
合　計		279	43	20	13	4,893	15,276

※　碩台幼稚園　教員数には、ことばの教室の３人が含まれる。
※　向山幼稚園　教員数には、ことばの教室の７人が含まれる。
※　川尻幼稚園　教員数には、あゆみの教室の３人が含まれる。

エ　高等学校

市立必由館高等学校概要

明治４４年（１９１１年）に創立し、創立１１０年という長い歴史と伝統を持つ高等学校であり、平成１３年（２００１年）には学科改編と校名変更を行い、１学年普通科９クラス（普通科６、国際コース１、芸術コース１、服飾デザインコース１）編制となった。

多様化する生徒の進路希望に対応して、選択授業や少人数学習などを取り入れ、大学進学を目指した教育課程を編成するとともに、多彩な芸術・文化活動、体育活動にも力をいれており、輝かしい成果を残している。正しい判断力と真摯な実践力を身に付けるとともに、国際社会や地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の育成に取り組んでいる

市立千原台高等学校概要

昭和３２年（１９５７年）に商業高校としてスタート以来６４年目を迎えた高等学校であり、平成１２年（２０００年）には学科改編と校名変更を行い、１学年普通科２クラス（国際経済コース１、健康スポーツコース１）、情報科３クラス（ＯＡ会計コース２、経営情報コース１）の二つの学科を持つ高校となった。

普通科においては、大学や専門学校など、コースの特性を生かして上級学校への進路希望の実現を図るとともに、情報科においても生徒のニーズに応じて、進学、就職に対応できるよう、専門教育を中心にした学習内容の充実に取り組んでいる。また、ハンドボールや陸上競技、自転車競技などスポーツの伝統校でもある。

施設の概要

（令 3.5.1 現在）

番号	学 校 名	生徒数	教員数	学級数	建物保有面積（㎡）		校地面積（㎡）
					校　舎	屋内運動場	
1	必 由 館	1,049	68	27	14,520	2,546	70,085
2	千 原 台	565	46	15	7,071	3,774	55,434
合　　計		1,614	114	42	21,591	6,320	125,519

オ　特別支援学校

平成さくら支援学校概要

平成２９年（２０１７年）４月に開校した知的障がいのある生徒を対象とする特別支援学校高等部である。普通科・一般学級を設置しており、１学年３学級編制である。

「自立・夢・挑戦」を校訓とし、夢を育み、何事にも挑戦していく生徒の育成をめざし、卒業後の自立と社会参加に向けて、家庭や地域と連携して、一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を進めている。

施設の概要　（令 3.5.1 現在）

学校名	生徒数	教員数	建物保有面積（㎡）		校地面積（㎡）
			校舎	室内運動場	
平成さくら支援学校	73	29	4,750	971	21,602

あおば支援学校概要

令和２年（２０２０年）４月に開校した知的障がいのある児童生徒を対象とする特別支援学校小中学部である。普通科・一般学級を設置しており、小学部は１学年１学級、中学部は１学年２学級編制である。

「明るく　なかよく　おおらかに」を校訓とし、児童生徒の教育的ニーズに応じた教育を行うことにより、将来の自立と社会参加のための基盤となる「生きる力」を育成する教育を進めている。

施設の概要　（令 3.5.1 現在）

学校名	児童生徒数		教員数	建物保有面積（㎡）		校地面積（㎡）
	小学部	中学部		校舎	室内運動場	
あおば支援学校	24	21	28	3,401		4,507

２校は、本市における特別支援教育の充実に向け、学校を含む関係機関や保護者に対して、研修及び教育相談等の拠点機能を担っている。

カ　専修学校

総合ビジネス専門学校概要

昭和２４年（１９４９年）に創立して７３年目を迎える。建学の精神は「無名にして有力　役に立つ人間」。卒業生は8,300名を超え熊本市を中心に地域の企業等で活躍している。全国に２校しかない「商業系公立専門学校」であり、手厚い就職支援により就職率は高い。

総合ビジネス科（専門課程２年）は、情報ビジネス、経理ビジネス、観光サービスの３コースがあり、「ビジネスに関する実践的で専門的な知識や技能を活用して、地域に根差し地域で活躍する人物を育成する」ことを教育目標とする。卒業時に「専門士」の称号を得て、短大卒と同等の待遇を受ける。

ＯＡ経理科（一般課程１年）は、主として社会人を対象に夜間に開講しており、ビジネスに必要な情報処理と簿記に関する基礎的な知識・技能を修得する。

施設の概要　（令 3.5.1 現在）

学校名	生徒数	教員数	建物保有面積（㎡）		校地面積（㎡）
			校舎	屋内運動場	
総合ビジネス専門学校	121	11	3,727		4,399

キ　校舎の整備状況

（令3.5.1現在）

区分		校舎面積（㎡）				普通教室数				特別教室数			
		学校数	基準面積	保有面積	過不足面積	学校数	基準数	保有数	過不足数	学校数	基準数	保有数	過不足数
小学校	基準未満	52	276,362	226,278	△50,084	47	1,039	919	△120	34	362	248	△114
	基準以上	40	166,487	191,045	24,558	45	644	654	10	58	535	746	211
	合計	92	442,849	417,323	△25,526	92	1,683	1,573	△110	92	897	994	97
中学校	基準未満	21	134,085	112,154	△21,931	20	413	362	△51	10	138	109	△29
	基準以上	22	102,860	114,681	11,821	23	294	308	14	33	451	595	144
	合計	※43	236,945	226,835	△10,110	43	707	670	△37	43	589	704	115

※学校数は分校を含む

ク　屋内運動場の整備状況

（令3.5.1現在）

区分		学校数	基準面積（㎡）	保有面積（㎡）	過不足面積（㎡）
小学校	基準未満	75	83,004	61,947	△21,057
	基準以上	17	16,411	17,412	1,001
	合計	92	99,415	79,359	△20,056
中学校	基準未満	30	37,858	30,235	△7,623
	基準以上	13	15,470	17,723	2,253
	合計	※43	53,328	47,958	△5,370

※学校数は分校を含む

（５）特別支援学級設置状況　（総合支援課・教職員課）

（令3.5.1現在）

区分	小学校			中学校			合計		
	学級数	児童数	教員数	学級数	生徒数	教員数	学級数	児童生徒数	教員数
知的障害学級	130	718	182	49	254	60	179	972	242
自閉症・情緒障害学級	132	728	196	68	407	84	200	1,135	280
肢体不自由学級	18	27	23	13	15	13	31	42	36
院内学級	4	8	6	4	6	5	8	14	11
病弱学級	14	19	17	7	9	7	21	28	24
弱視学級	1	1	1	2	2	2	3	3	3
難聴学級	8	19	10	5	8	5	13	27	15
合計	307	1,520	435	148	701	176	455	2,221	611

（６）中学校卒業者の進路状況　（指導課）

（令3.5.1現在）

区分 / 進路別			男	女	合計	比率（%）
卒業生総数			3,128	3,029	6,157	100
進学者	高等学校の本科	全日制	2,914	2,862	5,776	93,81
		定時制	24	10	34	0.55
		通信制	101	120	221	3.59
	高等専門学校		71	19	90	1.46
	合計		3,110	3,011	6,121	99.42
専修学校・各種学校 公共職業訓練施設等			10	6	16	0.26
就職者（含自家営業）			1	0	1	0.02
無業者			2	1	3	0.05
未定			5	11	16	0.26

（７）熊本市奨学金制度（指導課）

ア　目　　的　経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付け、社会に貢献し得る人材を育成する。

イ　貸付要件　次の要件をすべて満たす者

・熊本市に居住する者の被扶養者であること。

・学校教育法に規定する学校等（高校、高専、大学、短大、専修学校の高等課程及び専門課程）に在学していること。

・経済的理由により修学が困難であると認められること。

・国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。

ウ　貸付金額及び定数

区　分	定数（人）	種別	貸付月額	自宅外通学生加算額（月額）	第１学年加算額（初回のみ）
高等学校 高等専門学校 専修学校（高等課程）	380	国・公立 私　立	18,000円 30,000円	－	50,000円 100,000円
大学 短期大学 専修学校（専門課程）		国・公立 私　立	42,000円 51,000円	6,000円 10,000円	150,000円 200,000円

注１　加算は、申請に基づき付加する。

注２　申請により、貸付月額を２分の１に相当する額に減額することができる。

エ　貸付期間　在学する学校等の正規の修学年限

オ　返　　還　奨学金の貸付終了後、決められた期間内で、貸し付けを受けた総額を年賦・半年賦・月賦のいずれかの方法で返還する。（無利子）

（８）就学援助費（指導課）

経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒について、就学に必要な費用を援助することにより、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

認定率・援助総額の推移

区分＼年度		H28		H29		H30		R1		R2	
児童生徒数（人）	小学校	40,236	60,090	40,747	60,321	41,045	60,122	40,922	59,854	40,704	59,748
	中学校	19,854		19,574		19,077		18,932		19,044	
認定者数（人）	小学校	6,093	9,532	6,005	9,326	5,785	8,981	5,655	8,838	5,669	8,898
	中学校	3,439		3,321		3,196		3,183		3,229	
認定率（%）	小学校	15.1	15.9	14.7	15.5	14.1	14.9	13.8	14.8	13.9	14.8
	中学校	17.3		17.0		16.8		16.8		17.0	
援助総額（千円）	小学校	417,805	796,248	428,111	807,297	423,597	798,354	401,710	763,174	409,937	767,181
	中学校	378,443		379,186		374,757		361,464		357,244	

令和２年度（２０２０年度）支給実績　（単位　円）

	小学校		援助総額	中学校		援助総額
学用品費等	1　年	13,230	82,720,366	1　年	25,040	83,568,956
	2～6年	15,500		2・3 年	27,310	
補助教材費	5・6 年	4,000	11,972,140			
	4　年	4,300				
新入学児童生徒学用品費	3年度入学前支給　51,060		38,090,760	3年度入学前支給　60,000		63,840,000
修学旅行費	実費		17,207,045	実費		39,269,029
通学費	実費		37,900	実費		13,540
医療費	実費		4,312,543	実費		1,611,206
学校給食費	実費		219,154,033	実費		145,459,267
令和2年5月学校休校時給食費相当分	実費		31,484,913	実費		22,278,185
校外活動費	実費		4,958,226	実費		1,203,924
合計			409,937,926			357,244,107

（９）私学助成　（指導課）

（単位　千円）

区分＼年度	H28	H29	H30	R1	R2
高等学校 中学校	29,999	29,999	29,999	29,999	28,836

（１０）国際交流の推進

アメリカ合衆国サンアントニオ市（姉妹都市）との交換留学制度（青少年教育課）

ア　熊本市からの派遣（令和２年度（２０２０年度））

派遣人員	在籍校	派遣先
高校生　０名	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校	セントアンソニーカトリック高校 インカーネットワード高校

イ　サンアントニオ市からの受入（令和２年度（２０２０年度））

受入人員	在籍校	受入先
高校生　０名	セントアンソニーカトリック高校 インカーネットワード高校	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校

※令和２年度（２０２０年度）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、派遣・受入ともに中止

（１１）学校給食（健康教育課）

ア　実施状況

（令3.5.1現在）

区　分	種　類	実施校数	児童生徒数	給　　食　　費	給食関係職員	
					栄養教諭等	給食技師等
小学校	完全給食	92校	40,786人	1食単価243円	47人	88人
中学校	完全給食	42校	19,345人	1食単価295円	19人	10人

イ　学校給食共同調理場

（令3.5.1現在）

施設名（開設年月）	所　　在　　地	対象校
東共同調理場（昭48.4）	東区東町3丁目3番2号	東野中、錦ヶ丘中、東町中、桜木中
西原共同調理場（昭53.4）	東区保田窪4丁目9番1号	西原中、帯山中
城西共同調理場（昭53.4）	西区小島8丁目17番1号	城西中、三和中、飽田中、県立かがやきの森支援学校
京陵共同調理場（昭54.4）	中央区京町本丁1番14号	京陵中、竜南中、白川中、藤園中
日吉共同調理場（昭54.9）	南区日吉1丁目4番50号	花陵中、江南中、江原中、力合中、平成さくら支援学校
武蔵共同調理場（昭56.4）	北区武蔵ヶ丘4丁目19番1号	武蔵中、清水中
出水南共同調理場（昭58.4）	中央区出水7丁目86番1号	出水南中、出水中、湖東中、託麻中
井芹共同調理場（平2.6）	西区上熊本3丁目28番25号	井芹中、西山中、北部中
長嶺共同調理場（平5.4）	東区長嶺南7丁目21番40号	長嶺中、二岡中、東部中
龍田共同調理場（平6.4）	北区龍田7丁目9番16号	龍田中、楠中、桜山中
城南共同調理場（平8.4）	南区八幡8丁目1番1号	城南中、日吉中、富合中
富合共同調理場（平11.3）	南区富合町清藤472番地	富合小、飽田東小
植木共同調理場（平19.3）	北区植木町広住342番地1	鹿南中、五霊中、植木北中、植木小、菱形小、桜井小

（１２）熊本市学校給食会（健康教育課）

名　　称　　公益財団法人　熊本市学校給食会

事務所の所在地　　中央区新町２丁目４番２７号　熊本市健康センター新町分室２階

設立年月日　　平成８年（１９９６年）４月２日

目　　的　　学校給食法に基づき学校給食の普及・充実と食育推進に寄与するため、学校給食用の物資の適正・円滑な供給に努め、もって児童生徒の心身の健全な発達に資する。

事　　業　　学校給食用物資の適正円滑な供給及び食育推進

- 物資購入委員会、青果物査定会、食肉査定会の開催
- 市産品導入の推進
- 特別栽培（減農薬）農産物等の導入推進
- 学校給食交流会の支援
- 学校給食用物資の生産地視察

学校給食の普及・奨励（改善・充実）

- 登録業者工場視察及び学校給食用物資納入懇談会の開催
- 納入業者対象の食品安全衛生研修会の開催

学校給食の実施に必要な調査研究

- 学校給食用物資の定期検査及び放射能検査

その他目的を達成するために必要な事業

基本財産　　１００，０００千円

（１３）熊本市教育センター

ア　施設・設備の概要

所　　在　　地　　中央区千葉城町２番３５号

施　設　内　容　　５階　機械室

４階　大研修室

３階　第１研修室　第２研修室　第３スタジオ　第４スタジオ

２階　小研修室　中研修室　図書・資料室

職員室（研修研究班・授業づくり支援班）

１階　第１スタジオ　第２スタジオ　ＩＣＴ支援室

所長室　事務室（教育情報班・管理班）

地階　機械室

イ　研究に関する事業

学校教育、社会教育に係る教育機関と協力し教育上必要とする調査研究等を行い、成果の普及に努める。

調査研究

①　研究員活動

本市の教育施策にもとづき、教科領域等の授業改善、今日的課題解決及び学校事務運営に関する研究に取り組み、成果を積極的に現場に提供することで熊本市教育の充実と振興に役立てる。

- 令和２年度（２０２０年度）委嘱研究員　　１０部会３１人（委嘱期間　令２．４～令４．８　※１年延期）
- 令和３年度（２０２１年度）委嘱研究員　　１５部会５０人（委嘱期間　令３．４～令５．３）
- 検証授業の実施
- 派遣研修の実施

②　研究論文・教育実践募集

教職員の研究論文・教育実践を公募することにより、今日的教育課題の先進的研究や日々の教育実践の工夫・改善を促し、教職員の資質向上及び本市教育の充実・発展を図る。また、研究や実践の成果を広め、活用することにより、本市の発展に寄与する。

- 募集期間　　令和４年（２０２２年）１月４日～１月７日（予定）
- 各部門ごとに表彰を行う。

情報提供

①　資料の管理

熊本市教育センターに保管している書籍、教科書、研究紀要、指導案等の教育資料を管理し、学校現場等に貸し出すことで、学校教育及び社会教育の充実に資する。

- 指導案、研究紀要の収集、保管、提供（データベース化）
- 教育に関する書籍や教育資料の収集・整理及び閲覧・貸出

②　教材･機器の管理・貸出

授業における補助教材・資料の作成、学校行事等で使用する資料の作成や、授業及び学校行事等で使用する教育機器の貸出・管理、学校等における教育活動の支援を行う。

- 拡大印刷による教材作成
- プロジェクター、スクリーン等の貸出

教科書センターに関する事業

教科書センターは、教職員に対しては、教科書の調査研究の支援、学習指導のための資料提供、教科内容の常時研究に資するため、小学校及び中学校、高等学校用の教科書を備え、利用に供することを目的とする。また、市民に対しては、教科書や教科に対しての理解を深めることを目的とする。

・ 熊本県主催教科書展示会　　令和３年（２０２１年）６月１８日～７月１日

各教育研究所との連携

熊本県立教育センター、熊本県教育研究所連絡協議会、九州地区教育研究所連盟、指定都市教育研究所連盟、全国教育研究所連盟との連携を深め、研究成果を共有する。

ウ　研修に関する事業

研修を通して教職員のマネジメント力・実践的指導力・教師としての基盤の向上を目指すとともに、学校教育と家庭教育、社会教育の連携を図る。

ＯＪＴ推進（現場で実際の業務を通じて学ぶ）研修

・ 研究員活動
・ 派遣（パッケージ）研修
・ 教育情報の配信・提供
・ 授業力向上支援員派遣研修

ＳＤ（自己啓発）活性化支援研修

・ カウンセリング研修（１講座）
・ 教育の情報化研修（１９講座）
・ 特別支援教育研修（４講座）
・ Talk Room（4月から随時開催）
・ 教師塾「きらり」（ベーシック研修、アドバンス研修）

ＯＦＦ－ＪＴ（学校外）研修

・ 経年者研修
　初任者研修（８～１２講座）　初任校２年目研修（５講座）
　初任校３年目研修（５講座）　中堅教諭等資質向上研修（１０講座）
　教職員１年目研修（６～７講座）
　１５年経験者研修（４講座）
　新規臨任研修（４講座）　２年目臨任研修（３講座）　３年目臨任研修（２講座）
　「初めての学級担任」　臨任研修（１講座、インターネット配信）
　臨任研専門研修（養護助教諭２講座・学校栄養職員（臨時）１講座・幼稚園講師~~１~~２講座）
・ Kumamoto Education Week 2021-22
・ 職能研修（１４講座）
　教育の情報化研修（２講座）
　幼児教育研修（１講座）　新任管理職研修【校長・園長、教頭】（各６講座）

エ　教育委員会の情報施策の推進に関する事業

教育委員会におけるＩＣＴ活用及び情報機器の整備を通して、教育の情報化推進に取り組む。

教育の情報化に関すること

・教育の情報化推進に向けての企画調整
・学校におけるＩＣＴ環境整備

・ＩＣＴ活用研究モデル校（９校）による研究
・校務の情報化推進のための調査研究
・オンライン授業の実施手順、環境の整備
・教育の情報化に関するホームページ、YouTubeチャンネル、Facebook等による情報発信

研修プログラムの開発

・タブレット端末、電子黒板、プログラミング教材等のＩＣＴのよさを生かした授業づくり研修及び校内研修支援のためのパッケージ研修の開発
・情報活用能力育成のための研修の開発
・情報モラル教育の啓発と普及研修の開発
・情報モラル教育推進リーダー研修の開発

教育の情報化研修講座

・教育の情報化に関する研修講座の実施
パッケージ研修、オンライン研修による教科等指導におけるＩＣＴ活用、児童生徒の情報活用、情報モラル教育等の校内研修支援

教育情報ネットワークの企画管理運用

・ネットワークの運用管理及び次期ネットワークの検討
・情報端末管理（教員用ノートパソコン・タブレット端末等）
・教育センターホームページ運営
・ＩＣＴ支援員による授業支援、校内研修等の支援、メンテナンス

情報セキュリティ

・情報セキュリティ対策実施手順の適切な運用実施
・学校等のセキュリティ研修

オ　授業づくり支援に関する事業

授業づくり支援訪問等を通して、教職員の授業力向上の支援を目指す。

授業づくり支援訪問・学校担当制

・計画訪問　２年ローテーションで全小中学校を訪問
・随時訪問　学校との情報交換のために、担当者が月１回程度訪問
・要請訪問　学校の要請に応じ、授業参観や校内研修等に参加し、学校と連携して諸課題に対応

各教科等研修の実施

・小中学校授業研究会　・教育課程研究協議会（６月、２月）
・体育実技研修会　・道徳教育推進研修会　・理科実験事故防止研修

校内研修の支援・研究モデル校の実施・授業力向上支援員の派遣

心かがやけ月間（道徳）の実施

４　図書館

本市では、熊本市立図書館を中心とし、分館３館（植木図書館、城南図書館、とみあい図書館）、くまもと森都心プラザ図書館、１５公民館図書室、男女共同参画センターはあもにい、議会図書室及び移動図書館による図書サービスネットワークを構築し、図書サービスの向上に努めてきた。

また、市全体での図書サービス業務の改善や取り組みの方向性を整理した「図書サービスのあり方について」を平成２７年（２０１５年）３月に策定し、より市民に利用される図書館となるよう図書サービスの向上に取り組んでいる。加えて、令和元年（２０１９年）１１月には電子図書館を開設し電子書籍の貸出サービスを開始した。

主な実施事業

資　料　の　充　実：熊本市立図書館、分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室の選書購入を一元的に行い、各図書館の機能や公民館図書室の利用傾向等を考慮した資料を収集した。
契約時期を見直し、図書購入事務を迅速化することにより、早期の図書提供を実施した。

サービスの充実：熊本連携中枢都市圏ビジョンに基づく「図書館における圏域住民の相互利用」において連携する市町村との相互利用を実施した。
電子図書館にて電子書籍の閲覧サービスを提供した。

子どもの読書推進：子どもの発達段階に応じたおはなし会・紙芝居や読書への関心を高める多様な行事を開催した。
乳幼児期、小学校低学年・中学年・高学年及び中学生向けの良書を紹介した冊子等を作成・配布し、掲載図書の学校へのセット貸出等を実施した。

ア　施　　設

所　在　地	中央区大江６丁目１番７４号
開 館 年 月	昭和５７年（１９８２年）１１月
施設の概要	一般閲覧室、児童室、郷土・参考資料室、移動図書館車、ホール、集会室、ロビー、学習室

イ　蔵 書 数

【単位：冊】（令3.3.31現在）

	０：総記	１：哲学	２：歴史	３：社会	４：自然	５：技術	６：産業	７：芸術
市立図書館	18,965	19,837	51,762	71,250	37,760	32,353	16,896	42,997
市立BM	7	165	166	196	229	613	177	119
植木図書館	1,074	2,578	4,734	7,994	4,627	4,708	2,050	4,129
植木BM	16	44	79	50	78	177	53	44
城南図書館	1,466	4,291	6,230	10,532	9,335	8,549	3,154	7,265
城南BM	19	58	91	110	101	130	60	107
とみあい図書館	1,357	2,383	4,240	6,618	6,371	7,342	2,339	5,643
プラザ図書館	10,335	20,501	28,533	69,691	32,521	35,367	18,593	32,169
東部	391	839	1,965	1,993	2,447	2,633	685	2,067
龍田	413	910	2,455	2,389	2,731	2,736	853	2,745
託麻	493	813	2,080	2,310	2,776	2,810	840	2,707
幸田	331	822	1,810	2,083	2,500	3,043	836	2,244
中央	228	559	904	1,299	1,449	1,909	437	1,244
清水	278	841	1,637	1,801	2,073	2,140	548	1,991
秋津	335	1,041	2,130	2,291	2,449	2,964	799	2,974
南部	319	1,048	1,641	2,015	2,371	3,125	762	2,391
花園	259	781	1,941	1,557	2,224	2,727	637	2,106
北部	301	546	1,151	1,288	1,519	1,982	443	1,255
河内	293	672	1,232	1,501	1,902	2,360	688	1,809
天明	319	651	1,057	1,484	1,623	2,163	636	1,600
飽田	512	991	2,035	2,279	2,577	3,264	1,078	2,584
西部	316	828	1,813	1,852	2,532	3,134	849	1,983
五福	173	442	907	1,116	1,370	1,779	418	1,248
はあもにい	0	0	0	1	0	0	0	0
電子図書館	450	661	1,217	1,528	1,384	2,124	396	1,094
合計	38,650	62,302	121,810	195,228	124,949	130,132	54,227	124,515
比率（%）	2.4%	3.9%	7.5%	12.0%	7.7%	8.0%	3.3%	7.7%

※BM・・・移動図書館

	８：語学	９：文学	Ｆ：小説	Ｅ：絵本	紙芝居	コミック	その他	総数
市立図書館	8,754	94,404	92,323	62,126	3,014	2,351	103	554,895
市立BM	4	525	2,247	781	30	0	0	5,259
植木図書館	1,055	7,355	14,829	9,352	751	1,493	0	66,729
植木BM	1	105	499	0	0	0	0	1,146
城南図書館	2,375	10,269	18,437	10,096	244	71	9	92,323
城南BM	31	161	650	139	18	0	0	1,675
とみあい図書館	1,149	22,666	18	8,964	155	803	78	70,126
プラザ図書館	8,153	37,796	43,094	15,780	0	1	702	353,236
東部	408	3,721	7,815	7,609	43	0	0	32,616
龍田	524	4,725	7,806	5,567	20	0	0	33,874
託麻	466	5,154	8,191	5,984	0	0	0	34,624
幸田	542	3,998	8,975	6,074	104	59	1	33,422
中央	289	2,117	3,071	2,003	0	26	0	15,535
清水	360	3,492	7,284	5,822	18	2	0	28,287
秋津	431	4,707	8,848	5,901	60	3	0	34,933
南部	415	4,370	10,237	5,588	33	11	0	34,326
花園	407	4,773	9,454	5,442	272	1	0	32,581
北部	241	2,826	7,145	4,612	0	0	0	23,309
河内	303	2,745	6,871	4,340	0	8	0	24,724
天明	318	2,644	7,666	3,963	124	0	0	24,248
飽田	503	3,942	8,077	5,797	102	37	0	33,778
西部	421	3,231	8,718	5,817	83	0	0	31,577
五福	262	1,724	4,963	3,595	43	3	0	18,043
はあもにい	0	0	0	0	0	206	19,144	19,351
電子図書館	1,301	3,140	6,680	581	0	216	558	21,330
合計	28,713	230,590	293,898	185,933	5,114	5,291	20,595	1,621,947
比率（%）	1.8%	14.2%	18.1%	11.5%	0.3%	0.3%	1.3%	100%

※視聴覚資料の蔵書数（13,611点）、雑誌（20,095冊）は含まない。
※その他　新聞18紙　雑誌389誌　（購入のみ）

ウ　利用案内

図書の貸出

区　分	貸　出　冊　数		貸出期間	登　録　要　件
個人貸出	熊本市立図書館 植木図書館 とみあい図書館 城南図書館 プラザ図書館 公民館図書室 はあもにい 議会図書室	全館（室）合わせて一人10冊以内	2週間	市内に居住か通勤、通学及び図書資料の貸出に関する協定を締結している市町村にお住まいの方 登録者数　270,408人 （令和3年(2021年)3月31日現在）
	移動図書館		次回巡回日まで	
	電子図書館	一人3点以内	2週間	市内に居住か通勤、通学している方
団体貸出	家庭文庫、子ども会、公民館、学校　等	一回に300冊まで	2ヵ月	市内の地域団体、社会教育団体、その他これらに類する団体等

視聴覚資料及び機材の利用

	対　　象	資料及び機材	利　用　方　法
個人視聴	個　人	ビデオソフト・DVD	1F・閲覧室で利用 （視聴覚ブース：一般席・児童席各1席）
団体貸出	市内の幼・保育園・学校・社会教育団体・地域団体等	16ミリ機材・フィルム ビデオソフト・デッキ 映写機、スクリーン 暗幕必要枚数・プロジェクター	資料：5巻以内 機材：1台 貸出期間：3日間

エ　利用状況

図書の利用状況（令和２年度（２０２０年度））

区　分	市立図書館（ＢＭ含）	植木図書館（ＢＭ含）	城南図書館（ＢＭ含）	とみあい図書館	プラザ図書館	公民館図書室		
						東　部	龍　田	託　麻
登録者数(人)	126,421	10,600	9,726	6,068	38,550	11,619	7,236	8,311
貸出者数(人)	201,020	33,291	36,484	20,470	89,271	42,451	22,433	23,246
貸出冊数(冊)	724,752	164,232	164,875	91,912	306,750	132,826	82,557	95,390

区　分	公民館図書室							
	幸　田	中　央	清　水	秋　津	南　部	花　園	北　部	河　内
登録者数(人)	7,461	2,425	7,715	5,686	5,647	5,141	3,339	873
貸出者数(人)	20,629	11,153	21,427	16,545	12,424	16,095	8,703	2,583
貸出冊数(冊)	75,701	31,445	79,843	66,960	44,889	56,118	32,574	8,612

区　分	公民館図書室				はあもにい	議会図書室	電子図書館	計
	天　明	飽　田	西　部	五　福				
登録者数(人)	1,324	2,903	6,301	1,880	1,182	0	0	270,408
貸出者数(人)	2,764	7,507	15,847	6,634	5,317	2,506	82,128	700,928
貸出冊数(冊)	8,506	29,677	62,814	19,897	13,203	4,846	82,865	2,381,244

（注）団体貸出冊数を含む。　※BM・・・移動図書館　（令和２年５月２０日まで新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館）

視聴覚コーナー利用状況（令和２年度（２０２０年度））

区　　分	ビデオ	ＤＶＤ	合　計
利用者数（人）	164	90	254
保有数量（枚・本）	1,278	666	1,944

視聴覚機材貸出状況（令和２年度（２０２０年度））

区　　分	16ミリフィルム	16ミリ映写機	ビデオ	ビデオプレイヤー	ＤＶＤ	DVDプレイヤー	プロジェクター
利用者数(団体)	6巻	3台	30本	5台	29本	11台	8台

（視聴覚コーナー及び視聴覚機材貸出は新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用を制限）

５　熊本博物館

熊本博物館は、昭和２７年に熊本城内に設置され、勧業館時代を経て昭和５３年に現在の場所に開館した。平成２７年から着手した全面改修を終え、平成３０年にリニューアルオープンし、自然科学・人文科学部門にプラネタリウムを加えた総合博物館として、郷土文化の発展に寄与することを目的とし、熊本に関する資料を中心に収蔵・展示を行っている。

（１）概要

ア　施設

所在地　中央区古京町３番２号

イ　展示室

①常設展示室

半世紀を超える運営によって形成された膨大な記録・記憶の蓄積がある常設展示室では、全体テーマを『未来へつなぐ熊本の記憶　集める・伝える・創造する』とし、国指定重要文化財の「才園古墳出土品」と永青文庫所蔵の「細川家舟屋形」の展示など、熊本の歴史や文化、人と自然との深いかかわりを示しながら各分野間のつながりを意識した展示を行い、長い時間を経た知の蓄積を市民へ楽しくわかりやすく伝え、未来へ継承することを目指している。また、県市連携展示室を設け、熊本県博物館ネットワークセンターが所蔵する貴重な資料も展示し、市・県内外へ展示内容の価値や魅力をアピールしている。

②特別展示室

重要文化財等の展示に対応した三つの特別展示室が整備されている。特別展示室３はフレキシブルな展示が可能である。

ウ　館内展示風景（常設展示）

（２）活動状況（令和２年度（2020年度））

ア　パネル巡回展

展　示　会　名	期　　間	来館者数
潜水調査船がみた深海生物	5/21～6/21	3,850名

イ　企画展

展　示　会　名	期　　間	来館者数
「旅の巨人」と呼ばれた民俗学者・宮本常一　－熊本で見つけたモノ－（特別編）	7/23～8/30	6,653名
ひらいて、見よう！いろんな巻物	7/23～8/30	6,653名
くまはくおうちミュージアムのあゆみ	7/23～8/30	6,653名
宇宙の地平線の向こうに　～HORIZONを越えて	7/23～8/30	6,653名
ひとのすがた、いのりのかたち―肖像彫刻の世界―	12/5～1/24	3,683名
博物館でひな祭り！！	2/6～3/7	4,303名
震災をふりかえる―大地とモノが語る熊本地震―	3/20～3/31 （～5/30）	2,023名※

※会期が5/30までのため令和2年度分のみ記載。

ウ　共催展

展　示　会　名	期　　間	来館者数
がまだすドーム巡回展1991『雲仙普賢岳噴火災害』を振り返るIN熊本博物館	9/9～10/11	5,098名
くまもと市2020　遺跡発掘速報展	12/12～2/7	3,336名

エ　講演会

行　事　名	期　　日	参加者数
企画展「ひとのすがた、いのりのかたち―肖像彫刻の世界―」関連講演会「仏像の文化財修理について」	12/19	32名

オ　プラネタリウム

行　事　名	期　　日	参加者数
一般投映番組 地球ミュージアム　他	6月～3月	―
ファミリーアワー/幼児団体向け投映　ほしのくにでみつけたたからもの　他	6月～3月	―
学習投映　星が見てきた KUMAMOTO　他	6月～3月	―
字幕付きプラネタリウム	8/22他2回	204名
特別投映　熟睡プラ寝たリウム	11/23	110名
天文講演会　「私たちがすむ銀河とその中心に潜む巨大ブラックホール」	11/8	94名
CHRONOSⅡ10周年記念月間特別投映　きょうだけの★ウラネタ・リウム	3/6	62名
CHRONOSⅡ10周年記念月間特別投映　世界の宙巡り～アテンションプリーズ～	3/13	34名
CHRONOSⅡ10周年記念月間特別投映　55minutes Night Radio	3/14	38名
CHRONOSⅡ10周年記念月間特別投映　星の世界へようこそ	3/20	107名
CHRONOSⅡ10周年記念月間特別投映　月世界探検～望遠鏡で見る月の世界	3/21	66名
CHRONOSⅡ10周年記念月間天文講演会　「プラネタリウムの歴史における熊本の歴代プラネタリウムについて」	3/27	26名

カ　通年講座

講　座　名	回　数	参加者数
地質学講座	4回	41名
動物学講座	4回	73名
植物学講座	3回	29名
考古学講座	6回	80名
民俗学講座	10回	127名

キ　その他の事業及び行事等

行　事　名	期　　日	参加者数
子ども科学・ものづくり教室（23 回開催）	5月～3月	693名
ゲストティーチャー派遣授業（お出かけ事業：15 校実施）	9月～2月	1,007名
館内学習支援活動（お迎え事業：26 校実施）	6月～2月	1,667名
講師派遣（8 回開催）	5月～3月	190名
教職員研修（2 回開催）	8月	33名
博物館実習生受け入れ	8/15～8/20	19名
職場体験・インターンシップ受け入れ	7月～12月	1名
大学等からの訪問（3 校）	7月～10月	―
サタデーナイトミュージアム　屋外展示場等のライトアップ及び竹明かり設置	11/21他2回	868名
サタデーナイトミュージアム　ナイトプラネタリウム	11/21他2回	330名
サタデーナイトミュージアム　もみじの葉っぱで絵はがき作り	11/21	20名
サタデーナイトミュージアム　作って遊んでみよう「マジック・リング」	11/21、12/5	120名
サタデーナイトミュージアム　県市連携ミュージアムトーク	11/21他2回	150名
サタデーナイトミュージアム　ダジックアース	11/28	50名
「地質の日」企画 web 版：生命の発展と危機	6/1～	―
夏休み自由研究相談会	7月～8月	12名
海の日企画「ちりめんモンスターを探してみよう！」	7/23	64名
夏休み化石観察会	8/1	14名
カラフルアンモナイトをつくろう！	8/9	58名
押花グッズを作ろう！	8/10	39名
顕微鏡で見てみよう	9/21	138名
古生物の「クリスマスツリーかざり」をつくろう！	12/20	38名

ク　入場・プラネタリウム観覧（R2.5.21～R3.3.31）※プラネタリウム R2.6.2～R3.3.31

			入　　場（人）	プラネタリウム観覧（人）
有　　料	個　　人	一　　般	13,117	9,923
		高校・大学生	1,975	1,224
		小・中学生	2,199	6,094
		未就学児	－	19
	団　　体	一　　般	173	27
		高校・大学生	277	521
		小・中学生	810	587
		未就学児	－	87
	年間入場券	一　　般	378	－
		高校・大学生	16	－
		小・中学生	7	－
	小　　計	一　　般	13,668	9,950
		高校・大学生	2,268	1,453
		小・中学生	3,016	6,681
		未就学児	－	106
無　　料		一　　般	7,474	683
		高校・大学生	61	16
		小・中学生	8,914	1,820
		未就学児	5,647	1,728
総　　計			41,048	22,437

※新型コロナウイルス感染症の影響により、R2.5.21 まで休館。プラネタリウムは R2.6.1 まで休止。

（３）資料

資料分野	資料点数
地　　質	20,233
動　　物	63,232
植　　物	16,897
理　　工	137
考　　古	10,224
歴史美工	18,773
民　　俗	13,823
合　　計	143,319

ア　人文科学関係

考古資料では、国指定重要文化財のあさぎり（旧免田）町才園古墳の出土品（寄託品）、元熊大医学部長故山崎正董博士の古瓦コレクションなどがある。歴史資料では、加藤清正関係資料、細川氏関係資料のほか、近世期古文書類、西南戦争関係資料などがある。美術工芸資料では、重要文化財の木造東陵永璵禅師倚像（管理団体：熊本市）などがある。民俗資料では、元熊本商大学長故丸山学氏の寄贈資料をはじめ県内各地から幅広く民具を収集している。

イ　自然科学関係

哺乳類・鳥類・魚類・昆虫・植物・古生物化石類など、熊本県産の実物標本を中心とした資料があり、屋外展示場には９６００形蒸気機関車（６９６６５号機）の実物がある。

岩石・鉱物資料では、元熊大教授故松本唯一博士が全世界から採集されたコレクション、貝類では元熊大医学部長故山崎正董博士のコレクション、昆虫では故古賀三郎氏の世界の蝶コレクションなどがある。

ウ　プラネタリウム

ドーム直径１６ｍ、座席数１８０席、光学式プラネタリウム「クロノスⅡ」と全天周映像システム「バーチャリウムⅡ」の組み合わせにより、自然の星空を忠実に再現するほか、遠い宇宙の果てまでの姿を観測データを基に高精細に描き出し、ドームいっぱいに大迫力の映像を投映する。

資　　料

1　「令和３年度当初予算（案）のポイント」（各局の取組）　433

１「令和３年度当初予算(案)のポイント（各局の取組）
（「令和３年度当初予算(案)のポイント　関連資料」より抜粋）

令和3年度　当初予算(案)のポイント(各局の取組)

※「〇」は、令和３年度に新たに取り組む事業を含む

※ コロナ対応 は予算の全部または一部にコロナ関連予算を含む

※国補正予算に対応し、令和２年度２月補正予算（案）に計上した事業を含む

当初予算のポイント（政策局）

熊本地震の被災者生活再建をはじめとする、復旧・復興の取組を継続するとともに、災害に強いまちづくりを推進します。また、AI・IoT、ビッグデータ等を活用して、人口減少・少子高齢社会の進行などの課題解決に向けた取組を推進します。

熊本地震からの復旧・復興、第7次総合計画の着実な推進

仮設住宅入居者等くらし再建支援経費　25,366千円

各区地域支え合いセンターを中心に、校区担当保健師や関係課との連携のもと、仮設住宅退去後の状況把握や個別対応等、引き続き、切れ目のない支援を実施します。

被災者への見守り訪問の様子

住まい再建に向けた助成金　183,000千円

住宅再建に係る費用を借り入れた場合の利子補給や転居費用を助成することで、被災者の住まいの再建を支援します。

- 高齢者住宅再建利子補給事業　31,000千円
- 住宅再建利子補給事業　100,000千円
- 民間賃貸住宅入居初期経費助成　16,000千円
- 恒久住宅転居経費助成　36,000千円

第7次総合計画等推進経費　2,100千円

第７次総合計画の推進に向けて、市民アンケート調査の実施や進捗管理を行います。

SDGｓ未来都市推進経費　4,000千円

SDGｓ達成に向け、全市的に普及展開するために、市民や事業者向けにシンポジウムやセミナーを開催します。

Kumamoto for SDGs

災害に強いまちづくり

○水前寺・立田山断層調査経費　30,000千円

水前寺断層及び立田山断層の地震発生確率や規模等の将来予測を地域防災計画に反映するための基礎調査を行います。

地域防災力強化促進事業　6,590千円

地域から防災士を創出するための養成講座を開催するとともに、校区防災連絡会の設立助成を行うことで地域防災力の向上を図ります。

防災士養成講座の様子

スマートシティの推進

○スマートシティ推進経費　5,000千円

スマートシティを推進するため、官民連携協議会の開催や先進事例の調査研究を行います。

「熊本市経済再建・市民生活安心プラン」に基づく取組の推進

感染防止対策経費（指定避難所等）　コロナ対応　28,339千円

避難所での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、指定避難所等にパーティション等を配備します。

防災情報伝達機能強化経費　コロナ対応　9,400千円

大規模災害時等に、避難所の開設状況や混雑状況を「熊本市防災情報ポータル」で表示することで、避難所への分散避難を促すとともに避難所の３密回避を行います。

熊本市 新型コロナウイルス感染症情報サイト

感染症関連情報啓発経費　コロナ対応　20,000千円

感染拡大を防止するため、あらゆる広報媒体を活用し、正確で迅速な情報発信を行います。

新たな日常に向けた首都圏プロモーション経費　コロナ対応　23,419千円

新しい生活様式への転換を契機とする「都市から地方」への動きに対応するため、首都圏プロモーションを行います。

当初予算のポイント（総務局）

第７次総合計画に掲げる「効率的で質の高い市政運営の実現」に向け、市民に信頼される職員の育成や開かれた市政運営と行政サービスの向上等を図ります。

生産性の高い市役所の実現

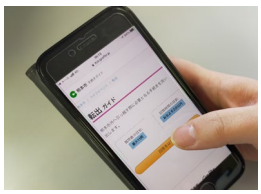

質問に答えていくだけで、自分に必要な行政手続が分かる手続案内サービス
「手続きガイド」の運用開始（２０２１年２月予定）

○新たな日常に向けたデジタル市役所推進経費　　40,000千円

「新たな日常」の実現に向け、市民の利便性の向上や職員の負担軽減につながる業務の抜本的な見直しに取り組み、オンライン申請の導入等、市役所の手続き等のデジタル化を推進します。

市役所改革推進経費　　18,000千円

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う新たな日常やDXに対応できる職員の改革意識の醸成等に取り組み、市民サービスの更なる向上を図る市役所改革を推進します。

※DX（デジタルトランスフォーメーション）とは・・・
デジタル技術の浸透により、既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的イノベーションをもたらすことで、人々の生活をより良いものに変革すること。

リモートによる新任管理職研修
マネジメント能力の向上、改革意識の醸成等を図る。

人材育成と職員のメンタルヘルス

職員研修での福祉疑似体験

職員研修経費　　20,400千円

「熊本市職員成長・育成方針」に基づいた、職員の意識向上や次代を担う職員の育成に取り組みます。

メンタルヘルス対策事業　　13,889千円

職員のストレスチェックや心身に関する健康相談を実施します。

情報化の推進と利活用

庁内ネットワーク整備経費　コロナ対応　1,869,000千円

庁内ネットワークの安定運用を行うとともに、職員のテレワーク環境を整備するなど、コロナ禍においても市民サービスを低下させないことはもとより、新しい生活様式に対応した職員の働き方を実現します。

市政情報の公開と適正な文書管理

公文書管理等経費　　6,000千円

「熊本市公文書管理条例」の施行に併せ、これからのDX時代に対応した、より適切な公文書の管理に取り組みます。

当初予算のポイント（財政局）

限られた財源と人員を有効に活用し、効果的かつ効率的な行財政運営に取り組みます。

持続可能な財政運営

ふるさと応援寄附金推進事業　100,000千円

寄附者への返礼品の拡充等に取り組み、寄附金（ふるさと納税）の更なる増加を図ります。

公会計財務諸表作成経費　2,128千円

統一的な基準によるわかりやすい財務情報の開示や、予算編成・公共施設マネジメント等に活用します。

公有財産の適正な管理及び公共施設等の最適化

○公共施設等総合管理計画改定経費　7,100千円

公共施設等総合管理計画の改定及び実施計画の策定を行います。

公共施設マネジメント推進経費　6,743千円

熊本市公民連携プラットフォームを活用し、公民連携手法による公共施設等の整備・運営を進めます。

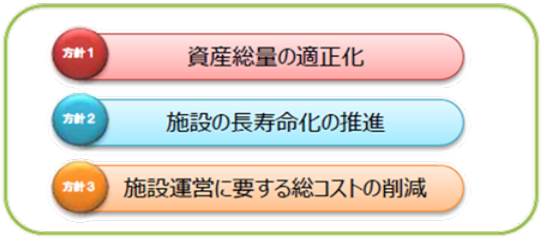

公共施設等総合管理計画基本方針

官民対話（マーケットサウンディング）の開催

PPP/PFIに関するセミナーの開催

熊本市公民連携プラットフォーム

適正かつ公平な課税と徴収の推進

初期未納対策事務経費　89,121千円

民間企業のノウハウを活用し、市税初期未納者に対する催告業務（コール、納税指導）等の体制を強化します。

市税の電子化事業　28,060千円

自宅やオフィスからインターネットを通じた市税手続きができるeLTAX（市税の電子申告・納税システム）を推進します。

当初予算のポイント（文化市民局・区役所）

地域主義の理念のもと、自主自立のまちづくりを進め、安全で安心して暮らせる地域づくり、人権尊重の共生社会の実現を目指します。また、熊本城をはじめ多くの貴重な文化財の適切な保存・調査研究・整備・活用に取り組むとともに、文化芸術を活かしたまちづくりを推進していきます。

男女共同参画及び人権尊重の社会づくりの推進

人権教育・啓発の推進 コロナ対応 14,550千円

人権の花運動やスポーツ団体と連携した事業等を通じて、市民の人権意識を高めるための教育や啓発活動を行い、あらゆる差別や偏見をなくし、人権尊重の社会づくりの実現に努めます。

○男女共同参画型再就職支援 コロナ対応 2,100千円

女性の活躍及び男女共同参画の推進を停滞させないことを目的とし、女性の正職員雇用の支援を行います。

新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発テレビコマーシャル

自主自立のまちづくりの推進

各区のまちづくり推進経費 100,000千円

各区のまちづくりビジョンに基づき、地域の特性を活かした事業を実施することで、地域力の維持・向上を目指します。

各区の復興支援自治推進経費 7,987千円

災害公営住宅のコミュニティ形成や地域の被災した住民の健康づくりに関する対応、地域防災力の強化に取り組みます。

町内自治振興の育成・校区自治協議会の支援 290,600千円

町内自治会活動の運営支援、防犯灯の維持管理・ＬＥＤ取替え費用の一部を助成します。また、校区自治協議会の運営支援を行います。

市民生活の安全安心の推進

防犯団体への活動支援 26,914千円

校区防犯協会や警察署単位の地区防犯協会等、地域で活動する団体等の防犯活動を支援し、地域の安全安心を推進します。

消費者センターの運営 27,957千円

消費生活の安定及び向上をめざし、商品・サービス等のトラブルに関する相談及び問い合わせに適切に対応します。

文化の振興と文化財の適正な保存・整備・活用

○くまもと地域文化創生及び文化芸術ＰＲ事業　5,700千円

地域の文化資源を顕彰し、誇りと愛着を深め後世への継承を行い、まちづくりへ活かすことを目的とした「郷土文化財制度」の運用及び地域の魅力的な文化資源の発信を行います。

夏目漱石内坪井旧居の復旧

文化財等の復旧事業　442,900千円

熊本地震で被災した市内の指定文化財等の復旧に取り組みます。

小泉八雲熊本旧居

○文化財等のデジタルコンテンツ化 コロナ対応　5,000千円

デジタルミュージアムの構築やデジタル台帳の作成など、「新しい生活様式」に対応したコンテンツを作成し、コロナ禍においても文化芸術に触れる機会を創出します。

熊本城の着実な復旧と公開

熊本城の復旧事業　1,467,000千円

熊本地震により甚大な被害を受けた、熊本城の石垣、重要文化財建造物等の本格復旧に向けた工事等に取り組みます。

飯田丸五階櫓石垣の復旧工事

令和3年４月２６日から内部公開を予定している天守閣

熊本城特別公開事業　594,000千円

2021年春に完全復旧する天守閣を公開し、来園者が快適で安心・安全に利用できるための取組を行います。

市民ニーズに的確に対応できる行政サービスの提供

マイナンバー制度の推進　1,098,000千円

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の浸透、マイナンバーカードの交付、コンビニエンスストアにおける各種証明書の発行、マイナンバーカードを活用したポイント制度を利用するためのＩＤ設定の支援を行います。

マイナンバーＰＲキャラクター「マイナちゃん」

中央区区民課記載コーナー

市民満足度の高い区役所の推進　115,840千円

窓口案内システムとRPA（※人間が手作業で行う作業を機械が代行するシステム）の東区への導入開始や各種申請書の記載補助を行う「書き方ガイド」の配置等、待ち時間短縮とサービスの充実を図ります。

当初予算のポイント（健康福祉局）

乳幼児から高齢者まで、市民一人ひとりが住み慣れた地域で、生涯にわたり安心していきいきと暮らしていくことができるまちづくりを目指します。
あわせて、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の整備や検査体制の充実、影響を受けた市民に対する相談・支援体制の強化に取り組みます。

感染拡大防止対策

○新型コロナウイルスワクチン接種経費　コロナ対応　2,090,000千円
市民の皆様に迅速かつ安心してワクチン接種を受けていただけるよう、県や関係機関と連携し体制を整備します。

○検査体制の充実と保健所機能の強化　コロナ対応　750,000千円
検査体制の充実を図り、クラスター対策を強化するとともに、保健所における即応体制を整備し、感染拡大を防止します。

○高齢者施設等従事者へのPCR検査の実施　コロナ対応　1,096,000千円
高齢者施設等の従事者に対しＰＣＲ検査を実施することで、重症化するリスクが高い高齢者等への感染を防ぐとともに、施設での感染予防について啓発を行い、感染防止対策の徹底を図ります。

○社会福祉施設等における感染防止対策への支援（施設改修・衛生資材確保 等）　コロナ対応
210,800千円
施設での感染防止対策を充実させるため、個室化・ICT化等の環境整備やマスク・消毒液等の衛生資材の確保への支援に取り組みます。

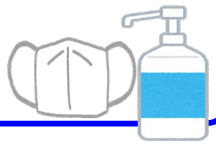

医療提供体制の整備

○新興感染症対策寄附講座設置経費　コロナ対応　29,500千円
医療機関に寄附講座を設置し、専門的人材の育成と新興感染症に関する研究等を行うことで、地域における医療提供体制の構築を図ります。

市民生活・健康の維持

○生活困窮者への相談支援体制の充実　コロナ対応　221,042千円（うちコロナ対応分101,500千円）
生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、自立就労支援等の体制を構築し、新型コロナウイルスの影響による失業者等に対し、個々の状態に寄り添った支援を行います。

○SNS等を活用した相談支援体制の強化　コロナ対応
25,100千円（うちコロナ対応分12,166千円）
相談支援体制の充実及び自殺予防を目的とした普及啓発を行うことで、自殺に追い込まれない体制の強化を図ります。

SNS相談事業

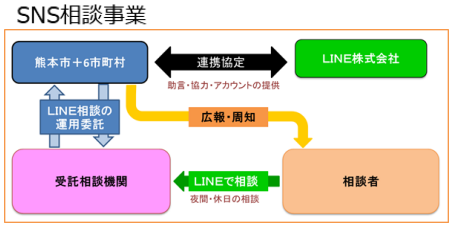

○妊産婦総合支援事業　コロナ対応　62,000千円
妊婦に対して、PCR検査に係る費用の助成を行うとともに、コロナ禍において里帰り出産が困難となった妊産婦に対し、育児支援サービス利用への支援を行います。

生涯を通じた健康づくりの推進

熊本健康アプリ
もっと健康！げんき！アップ くまもと

健康ポイント事業　　51,500千円
スマートフォン用のアプリ等を運用し、熊本連携中枢都市圏住民が自主的に楽しみながら継続的に行う健康づくり活動を支援します。

○ICTを活用した健康コミュニティづくりの推進
20,000千円
ビックデータ分析などから得られる科学的根拠を活用し、地域における住民主体の健康・介護予防活動の活性化につなげます。

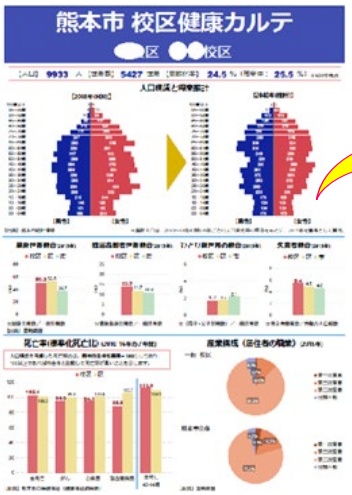

がん検診の推進　　463,500千円
胃がんリスク検査の導入及び70歳以上の自己負担金の無料化や受診勧奨等に引き続き取り組みます。

受動喫煙防止対策事業　　10,549千円
受動喫煙の防止のための周知・啓発及び通報対応に取り組みます。

循環器疾患悪化防止対策モデル事業　　7,500千円
循環器疾患悪化防止のための運動療法によるモデル事業を実施します。

安全・安心のための保健衛生の向上と医療体制の充実

初期救急医療体制の整備　　180,862千円
休日、夜間及び年末年始期間における救急患者の診療体制を確保します。

定期予防接種等の推進　　2,373,800千円
小児等に対する定期予防接種や、抗体検査等を行います。

地域猫適正管理の推進
1,000千円
町内自治会等が行う地域猫活動に対し、モデル事業として、不妊去勢手術費用の助成と技術的な助言を行います。

高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり

介護予防のシンボルマーク

地域包括ケアシステムの推進　　834,500千円
地域包括支援センターによる各種相談対応を行うとともに、地域における生活支援サービスの創出等や自立支援型ケアマネジメントの取組等を推進します。

高齢者や障がい者の移動支援　　763,500千円
おでかけICカード等の利用により高齢者・障がい者の移動を支援します。

○地域を基盤とした権利擁護体制の構築　　113,674千円
成年後見制度利用促進の中核を担う機関を設置し、地域を基盤とした支援ネットワークを構築するとともに、「市民後見人」等の新たな担い手確保に取り組みます。

地域課題解決に向けた住民主体の取組への支援　　23,750千円
校区社会福祉協議会が取り組む「校区社協行動計画」の策定や基礎的な活動への支援を行います。

障がい者サポーターシンボルマーク

障がい者の就労支援　　4,091,097千円
就労機会の確保や知識・能力の向上のための訓練等を行うことで、障がい者の就労支援に取り組みます。

社会保障制度の適正な運営

生活保護受給者への就労支援等の実施　　37,600千円
就労支援相談員とケースワーカーが連携して、生活保護受給者の実情に応じたきめ細やかな就労支援を行います。

国民健康保険会計の健全化　　729,962千円
医療費適正化に向けた取組や収納率向上対策等を行い、単年度収支の均衡に努めます。

安心して子どもを産み育てられる環境づくり

保育サービス及び幼児教育の充実　　29,110,995千円
教育・保育を受ける子育て世帯への支援及び保育士確保等を行い、子どもたちの教育・保育環境の整備に取り組みます。

○少子化対策事業の強化　　297,109千円
不妊に悩む方の、治療費助成拡充に取り組みます。

○産後の母子に対する支援　　13,858千円
産後の心身の不調や育児に不安を抱える母子に対し、助産師等による支援を行います。

○社会的養育の推進　　73,500千円
児童家庭支援センターを設置し、家庭支援・児童虐待予防に取り組みます。
あわせて、里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）を設置し、里親養育の推進を図ります。

当初予算のポイント（環境局）

市民が将来にわたって良好な環境を享受できるよう、地下水や緑などの多様な自然環境の保全や、プラスチックごみ対策など循環型社会の構築に取り組みます。また、「２０５０年温室効果ガス排出実質ゼロ」の実現に向け、熊本連携中枢都市圏における「脱炭素循環共生圏」の構築を推進します。

良好な地球環境や生活環境の保全

○くまもと脱炭素循環共生圏推進経費　4,500千円

熊本連携中枢都市圏における「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の実現に向け、シンポジウムの開催等により圏域全体での地球温暖化対策を推進します。

地域エネルギー事業推進経費　92,600千円

地域エネルギー会社と連携し、東西環境工場で発電した電力の有効活用や大型蓄電池の導入等により市施設全体のエネルギーの最適化や再生可能エネルギーの活用を推進します。

西部環境工場（発電した電力の活用）

太陽光発電システム

省エネルギー等推進経費　92,882千円

市民の太陽光発電設備の設置、電気自動車等の購入等への補助金交付により省エネルギーを推進します。

恵まれた水資源の保全

アジア・太平洋水サミット開催経費　216,000千円

「第4回アジア・太平洋水サミット」を本市で開催し、市民・事業者・行政の連携・協働による地下水保全の取組を国内外に発信するとともに、熊本地震からの復旧・復興をPRします。また、このサミットを市民の「水」への関心を更に高める契機とします。

くまもと水ブランド情報発信経費　2,200千円

企業との連携により、広域的な地下水保全の取組を県内外に発信し、「地下水都市熊本」をPRするとともに、地下水保全の取組の輪を広げます。

4th Asia-Pacific Water Summit
Kumamoto Japan 2022

転作田での水張り

白川中流域かん養推進経費　55,000千円

地下水を育む重要な地域である白川中流域において、転作田を活用した水田湛水事業を実施します。

東部堆肥センター管理運営経費　136,000千円

硝酸性窒素による地下水汚染を改善するため、家畜排せつ物の適正処理及び堆肥化を行うための施設を運用します。

生物多様性の保全と持続可能な利用

江津湖

自然環境保全経費　18,000千円
環境保護地区の保全や江津湖地域の生態系保全等に努めるとともに、被害の発生が懸念されるアライグマなどの外来生物対策を行います。

市電緑のじゅうたん事業　62,900千円
辛島電停付近に芝生を延長し、ヒートアイランド現象の緩和や電停の騒音低減、都市景観の向上を図ります。

全国都市緑化フェア開催推進経費　40,000千円
全国都市緑化フェアの開催を見据え、市民の緑化意識の高揚を目的とした一人一緑化運動を推進し、会場となる立田山の整備等を行います。

持続可能な循環型社会の構築

プラスチックごみ対策経費　1,000千円
ＮＧＯやプロスポーツチームと連携し、プラスチックごみの発生抑制とバイオマスプラスチックの利用促進について市民への啓発活動を行います。

家庭ごみ再資源化推進経費　1,393,000千円
空きびんや空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装などの資源物等を分別収集し、リサイクルを推進します。

持ち去り禁止看板

リサイクル推進経費　48,500千円
再生資源集団回収活動の活性化を図るため、わかりやすく親しみやすいネーミングに見直すとともに、回収量助成金の引き上げや回収量が増加した団体の表彰など制度の拡充を行います。

資源物持ち去り対策経費　31,203千円
県警ＯＢによる持ち去り防止指導員を4人から8人に増員し、市内一円のパトロールや追跡調査、買取業者等への立ち入り調査等の強化を図ります。

新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルス検査体制強化経費（環境総合センター）　コロナ対応
48,000千円
迅速かつ精度の高いPCR等検査のため、計画的な試薬の購入や適正な検査機器の維持管理を実施します。

新型コロナウイルス検査風景

当初予算のポイント（経済観光局）

感染の拡大と縮小が繰り返される中、感染拡大期においては、経済活動が縮小し、企業等の事業継続や雇用情勢の悪化、消費の低下等が懸念されます。
企業等の事業継続に向けて、資金繰りや雇用維持等を支援するとともに、失業者等への支援を強化します。
また、感染状況が収束するタイミングで、地域経済の活性化を力強く後押しする取組を展開します。

中小企業・小規模企業等の事業継続

資金繰り支援 コロナ対応 1,410,000千円

経営の下支えなど事業継続を力強く後押しするため、令和2年度から継続して、県融資制度への利子補給を本市独自の資金繰り支援として行います。

〇事業継続に向けた取組への支援 コロナ対応 173,400千円

- 経営や資金繰り等に影響を受けている中小企業者等向けの総合相談窓口の開設時間の延長やオンラインによる相談体制を整備し、的確な相談対応を行います。
- 熊本駅周辺の再開発による環境の変化等を踏まえ、くまもと森都心プラザ内の各フロアの機能を見直し、ビジネス支援機能の拡充等の整備を行います。

ビジネス支援センター

学生向け起業スクール

〇事業転換・新たなビジネスモデル創出 96,260千円

「新しい生活様式」に対応した事業の掘り起こしを行う為、育成プログラムを通じたビジネスアイデア創発及び事業立ち上げの支援や、新製品の研究開発の助成等を行います。

雇用の維持と人材育成

〇雇用の維持 コロナ対応 239,592千円

- コロナ関連の失業者の増加を食い止めるため、コロナの影響による離職者等を雇い入れた事業主へ雇用奨励金を支給します（最大30万円/人）。
- また、現在の職を継続しつつ、収入を安定させるために出向・副業への支援を行うほか、新たなマッチング手法であるオンラインを活用した合同就職説明会を開催します。
- 本市の雇用対策に係る相談窓口を新たに開設し、相談員を配置し雇用に関する相談や申請手続き等の補助等の支援を行います。
- 人手不足が深刻で求人数が多い介護分野や警備・運輸・建設分野に就職した方へ就職奨励金を支給します（最大15万円）。

〇人材育成 コロナ対応 78,987千円

- コロナ禍でも、就職につながる職業訓練や資格取得を行えるよう、職業訓練施設のオンライン化を行います。
- ICTを活用した生産性向上を図るため、ICT活用人材の育成等に取り組みます。
- また、就職氷河期世代の就職支援のほか、小中学生を対象とした地域企業や地域産業を学ぶキャリア育成支援も行います。

域内需要の循環

店舗・施設等の環境整備 コロナ対応 249,100千円

感染防止に取り組んでいる飲食店等を、本市独自の「感染拡大防止実践店」として認定するとともに、店舗の衛生環境や換気の向上、密集・接触の回避等に繋がる改修等の経費を支援し、市民が安心して利用できる環境整備を促進します。

◉改修経費の**５割**を補助、補助上限**１５**万円

THE GREEN VISION KUMAMOTO　MIZUBE Area

〇消費喚起とにぎわい創出　29,000千円

商店街等が実施するイベント等や空き店舗対策等の事業に対する助成を行うとともに、全国都市緑化くまもとフェアの開催期間に併せ、メイン会場の１つである水辺エリアに所在する商店街内の空き店舗を活用したチャレンジショップの設置や緑化フェアの推進に資する事業に対する助成を行います。

水前寺成趣園

域外需要の取り込み

〇観光振興・MICE誘致 コロナ対応 885,393千円

- 都市緑化くまもとフェアや水サミットの開催を見据え、熊本城及び水前寺エリアの受入環境整備を進めるとともに、動植物園をより魅力ある空間とする整備に取り組むなど、観光資源の磨き上げを図ります。
- コロナ禍でも対応可能な受入体制の整備や、コロナ収束後を見据えたMICE誘致活動等に取り組みます。

〇物産等の販路開拓 コロナ対応 7,600千円

物産等の新たな販路開拓による売上向上を図るため、市主催によるWeb物産展を開催します。

企業誘致と移住促進

企業誘致 コロナ対応 908,630千円

新たな雇用の創出や地域経済の活性化を図るため、地方への会社機能の移転への関心の高まりを好機と捉え、首都圏等の企業をターゲットとした誘致活動の強化に取り組みます。

〇移住促進　33,760千円

生活・就労の多様化に伴う首都圏在住者の地方暮らしへの関心の高まりをうけ、オンライン移住交流会等により、引き続き熊本暮らしの魅力を発信することにより、首都圏をはじめとする県外からの移住者の増加による地域経済の活性化を図ります。

熊本市公式移住情報サイト

市民生活・健康の維持

〇スポーツへの支援　375,382千円

- 「新しい生活様式」を取り入れた安全で快適に利用できるスポーツ活動の拠点施設として利便性の向上を図るとともに、熊本ヴォルターズやロアッソ熊本との連携やスポーツイベント等の実施により、市民スポーツの振興を図ります。
- ドイツ水泳ナショナルチームの東京オリンピック直前合宿等による市民スポーツの推進と交流の促進・にぎわいの創出に取り組みます。

ドイツ水泳ナショナルチーム合宿

当初予算のポイント（農水局）

熊本市第7次総合計画の見直しや第2次農水産業計画（改訂版）を踏まえつつ、農水産業の潜在力を引き出し、競争力の高い農水産業を振興するとともに、国土強靭化の視点も踏まえた、災害に強い、持続可能な経営基盤の確立を目指します。また、農と食の魅力創造に向け、良質な農水産物や加工品の効果的なプロモーションや情報提供を積極的に行い、販路開拓・拡大を推進します。

競争力の高い農水産業の振興

園芸農業などの地域の特性をいかした農業の推進　1,309,878千円

農水産業の潜在力を引き出し、競争力の高い農水産業を振興するため、園芸農業などの地域の特色をいかした農水産業を推進するとともに、ICTやAI技術等を活用したスマート農業を進め、日本一の園芸産地を目指します。

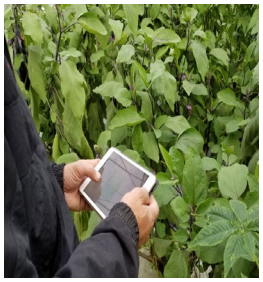

稼げる畜産・水産業の推進　18,008千円

収益性が高い畜産業及び効率的な養殖漁業・資源管理を推進し、競争力の強化を目指します。

持続可能な農水産業のための経営基盤の確立

経営体の強化　コロナ対応　149,937千円

担い手を育成・確保するとともに、農地の集積等による経営の安定化を通じて持続可能な農業の実現を目指します。

生産基盤の整備・保全　2,833,265千円

農地・土地改良関連施設及び漁場・漁港施設の整備・保全を推進し、国土強靭化の視点も踏まえた持続可能な農水産業のための経営基盤の確立を目指します。

農と食の魅力創造

コロナ対応　118,511千円

農水産業の新たな価値を生み出す農と食の魅力創造に向けて、民間企業との連携強化やトッププロモーションを実施するとともに、新しい生活様式に対応した効果的なプロモーションにより熊本の良質な農水産物のブランド化・高付加価値化、販路開拓・拡大を推進します。

野生動物に起因する被害の防止・軽減

14,850千円

市民との協働による鳥獣対策を強化し、地域住民と一体となった捕獲や、鳥獣が近づきにくい環境整備等に取り組み、鳥獣被害に強い地域を目指します。

健全な森づくりの推進

85,000千円

森林経営管理制度の運用による適切な森林管理を行うとともに、市民との協働による放置竹林対策や里山の保全・活用を推進し、森林の持つ多面的機能を発揮する健全な森づくりに取り組みます。

当初予算のポイント（都市建設局）

熊本地震からの復旧・復興に向け、生活再建や災害に強い都市基盤づくりに最優先で取り組みます。あわせて、人口減少、少子・高齢化を見据えた多核連携都市の実現や、昼も夜も歩いて楽しめる魅力的な都市空間の創出（ウォーカブル都市の推進）、さらには、国土強靭化の取組や空き家等の対策など、安心・安全で良質な居住環境の形成に努めます。

熊本地震からの復旧･復興の推進

被災者全ての生活再建はもとより、熊本地震を経験した都市として災害に強い都市基盤づくりに最優先で取り組みます。

宅地耐震化の推進　7,493,000千円
液状化防止対策工事を行います。

被災宅地の復旧助成　634,000千円
宅地内の擁壁や陥没した地盤の復旧等に対して助成を行います。

被災マンションへの支援　502,400千円
被災したマンションの建替え等に対して助成を行います。

多核連携都市の実現

職住近接の視点も踏まえ、都市機能及び人口密度の維持・確保や防災力の向上に取り組むとともに、まちづくりと一体となった総合的な交通戦略の推進に向け、自転車利活用の推進や新技術の活用を見据えながら、公共交通と自動車交通のベストミックスの構築を進めます。

バス交通の運行効率化支援　31,200千円
バス事業者が行う共同経営の実施に向けた取組への支援やループバスの社会実験等を行います。

○新モビリティサービスの推進　14,500千円
MaaSの導入に向けた調査等を行います。

地域拠点の拠点性の維持・拡充　16,000千円
地域主体のまちづくりの実現に向け、ニーズ調査を行い、合わせて、まちづくりの機運醸成を図ります。

○自転車施策の推進　19,300千円
熊本市自転車活用推進計画に沿った施策を行います。

熊本西環状道路の整備　9,104,700千円
県道砂原四方寄線及び池上インター線の整備を行います。

国直轄道路の整備推進　1,604,000千円
国道3号植木バイパス・熊本北バイパスの整備や国道57号等の交通安全施設整備の費用を負担し、渋滞の緩和や交通安全の向上を図ります。

昼も夜も歩いて楽しめる魅力的な都市空間の創出

桜町・花畑地区のオープンスペースや熊本駅前広場などの中心市街地で進む都市空間の整備を契機に、昨年度のフランス先進地視察で得られた多くのヒントやアイデアを踏まえつつ、安全・安心に回遊・滞在でき、昼も夜も歩いて楽しめる魅力的な都市空間の創出を図ります。

まちなか再生・防災力向上への支援　16,000千円
中心市街地における老朽建築物の建替え促進と低未利用地の有効活用に向けた財政支援を行います。

老朽建築物建替後のイメージ図

ウォーカブル都市の推進　30,000千円
まちなかにおける歩行環境の改善に向けた検討等を行います。

歴史まちづくりの推進　39,400千円
歴史的建造物の保存活用に向けた調査や財政支援を行います。

シンボルプロムナード完成イメージ図

○景観形成の推進　10,000千円
良好な景観形成に向けた普及啓発や景観の誘導施策の検討を行います。

シンボルプロムナード等の整備　69,000千円
シンボルプロムナード等の整備（R3.秋完成）を行います。

安心･安全で良質な居住環境の形成

引き続き計画的に防災・減災、国土強靭化の取組や、空き家対策を推進するとともに、全国都市緑化フェアの開催も見据えた市民の憩いの場となる公園・緑地の充実、さらには、計画的な河川整備や浸水対策を推進します。

住宅バリアフリー化イメージ

○高齢者住宅バリアフリーへの助成　12,000千円
高齢者が住む住宅のバリアフリー化に要する費用の一部を助成します。

空家等への対策　22,400千円
危険家屋の除却費助成や空家の所有者の調査等を行います。

国土強靭化のための緊急対策　2,881,900千円
災害に強い道路網を形成するため、国土強靭化の取組の加速化・深化を図ります。

全国都市緑化フェアの開催準備　1,203,400千円
全国都市緑化くまもとフェアの開催に向けた準備を行います。

広域・準用河川等の改修　662,000千円
水害防止と環境保全を目的とした広域・準用河川の河道等の改修を行います。

全国都市緑化フェア
（花畑広場大花壇イメージ図）

当初予算のポイント（消防局）

あらゆる災害から生命財産を保護することを目標とし、火災予防対策の推進や消防体制の充実強化、地域の災害対応力の強化を図ります。
また、新型コロナウイルス感染拡大に適切に対処できるよう、徹底した感染防止対策に取り組みます。

消防機能の充実

消防庁舎の復旧・耐震化

247,520千円

熊本地震において被災した消防局及び西消防署の震災復旧・耐震改修工事を実施し、防災拠点となる消防施設等の耐震化を図ります。

被災した消防局庁舎

車両イメージ

消防車両の整備

208,500千円

ポンプ車、救急車など５台の消防車両を更新し、消防力を強化します。

防災消防ヘリコプターの活用

13,965千円

防災消防ヘリコプターの機動力を活用し、消防力の向上を目指します。

防災消防ヘリコプター「ひばり」

広域的な災害対応体制の強化

災害時における応援体制の構築

8,448千円

大規模災害や特殊災害に対応するため、市町村又は都道府県の区域を越えて、消防力の広域的な運用を図ります。

災害時における活動状況

救急救助体制の充実

○日勤救急隊の運用

43,000千円

現場到着時間の短縮等による市民サービスの向上を図るとともに、女性職員が活躍できる場を創出し、救急隊の適正な労務管理の推進を図ります。

女性職員の活躍

感染防止対策

○新型コロナウイルス感染症対策

コロナ対応

29,000千円

感染防護衣等の感染防止資器材を整備し、活動する救急隊員や消防隊員の２次感染を防止するとともに市民への感染拡大防止を図ります。

職員の各種研修

17,300千円

救急救命士の資格取得をはじめ、消防・救急活動に必要な免許・資格等を取得します。

消防団の体制強化

消防団の円滑な運営と機能別団員制度の充実強化

28,000千円

大規模災害時における地域に密着した消防団の円滑な運営及び災害対応力と併せ、市民の避難を支援する大学生等で構成された機能別団員制度の充実強化を図ります。

熊本地震の際、支援物資の仕分けを行う機能別消防団員

消防団の活躍

地域防災活動拠点施設の充実強化

44,000千円

防災資機材の備蓄場所や地元消防団の活動拠点である消防団機械倉庫の整備を行います。

災害対応力の充実強化

51,000千円

災害発生時、消防団の車両や資機材等を有効に機能させるため計画的に整備を行います。

当初予算のポイント（教育委員会事務局）

子どもたち一人ひとりが、豊かな人生とよりよい社会を創造し、それぞれの夢の実現に向けて自ら考え主体的に行動できるよう、多様な教育機能の整備・充実を図ります。

自ら学びに向かう力を育む教育の推進

○市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討経費　600千円
「市立ならでは」の特色を生かし、特別支援教育や小学校との連携など教育活動の充実を目指します。

教育の情報化推進経費　コロナ対応　1,868,600千円
市立学校において、ICTを活用した教育のさらなる推進を図ります。

豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

道徳教育総合支援事業　2,200千円
子どもたちの豊かな心を育むため、道徳教育のより一層の充実を図ります。

いのちを守る教育推進経費　3,100千円
中学校、市立高校に加え、小学校高学年において、命の尊さを学ぶ教育を実施します。

持続可能な社会の実現に貢献する力を育む教育の推進

水俣に学ぶ肥後っ子教室経費　18,000千円
小学校5年生を対象として、水俣市で環境学習を実施します。

多様な教育的ニーズに対応した支援の拡充

いじめ・不登校対策経費　14,900千円
心のサポート相談員を配置するなど、いじめや不登校対策に取り組みます。

スクールソーシャルワーカー配置事業　77,500千円
スクールソーシャルワーカーを雇用し、児童生徒に関わる課題や家庭環境等の改善を図ります。

スクールカウンセラー配置事業　コロナ対応　64,300千円
スクールカウンセラーを雇用し、新型コロナウイルス感染症に伴う児童生徒の心のケア等、専門的なカウンセリングを行います。

特別支援教育の推進

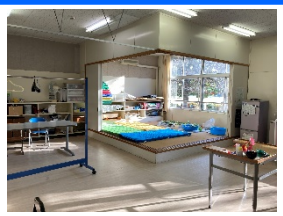

特別支援学級教室改修経費　52,800千円
特別支援学級の設置にあたり、教室の改修を行います。

スクールバス運行経費（あおば支援学校分）　27,900千円
あおば支援学校の児童生徒の通学に必要なスクールバスを運行します。

働き方改革の推進

次期ネットワーク整備関連経費
（地域教育情報ネットワーク経費）　49,300千円
教員が使用する端末のモバイル化に向けた準備を行い、働き方改革を推進します。

学校給食費等管理経費　3,328,800千円
学校給食用食材を調達するとともに、学校給食費・徴収金システムの運用を行い、教職員の負担軽減を図ります。

安全・安心な学校づくりの推進

○学校トイレの洋式化（施設整備経費）　174,100千円
校舎や体育館のトイレの洋式化を行い、児童生徒の快適性の向上や学校施設の衛生環境の改善を図ります。

○学校防犯カメラ設置経費　5,300千円
防犯カメラを小中学校に設置することで、児童生徒等へ安全な環境を提供します。

学校施設長寿命化関連経費　727,100千円
学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設や設備の改修を行います。

生涯学習関連施設の機能充実

○子どもの読書環境整備事業　コロナ対応　49,000千円
子どもたちの読書離れを防ぎ、様々な本に触れる機会を創出するため、小中学校に貸し出す図書（物語定期便）を整備します。

電子図書館の拡充　コロナ対応　10,000千円
コロナ禍における図書の貸出ニーズに対応するため、電子図書館のコンテンツの充実を図ります。

特別展等開催経費　22,200千円
熊本博物館で、様々な特別展や企画展等を開催します。

青少年の健全育成

児童育成クラブ管理運営経費　1,106,500千円
児童育成クラブ施設整備経費　13,200千円
子育て環境の充実に向け、開設時間の延長や高学年受入れなどのサービス拡充を図ります。